令和元年度

水道水及び水道用薬品等に関する調査等一式業務

報　　告　　書

令和２年３月

株式会社　三菱ケミカルリサーチ

― 目 次 ―

1.　業務概要 ･･ 1
1-1.　業務目的･･ 1
1-2.　業務内容･･ 2
2.　水質基準等の水質検査結果の整理 ･･ 3
2-1.　過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し･･ 3
2-2.　水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理･･････････････････････････ 70
2-3.　「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新･･････････････････ 113
3.　水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計 ･･････････････････ 141
3-1.　水道水質の被害状況等調査･･ 141
3-2.　クリプトスポリジウム等対策実施状況調査･･････････････････････････････････ 146
3-3.　貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査･･････････････････････････ 150
3-4.　水道水質検査の実施状況等に関する調査･･････････････････････････････････ 168
3-5.　水安全計画の策定状況等に関する調査･･････････････････････････････････････ 179
4.　クリプトスポリジウム等の検出状況の整理 ･･････････････････････････････････ 180
4-1.　調査概要･･ 180
4-2.　集計結果･･ 181
5.　薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理(仕様書業務内容(4)) ･･････････････ 192
5-1.　各国における薬品基準等の概要･･ 192
5-2.　各国における水道用薬品の現行基準・規格･･････････････････････････････････ 197
6.　国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他(仕様書業務内容(5)) ･･････････････････ 201
6-1.　内閣府食品安全委員会における評価物質･･････････････････････････････････ 201
6-2.　海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理･･････････････････････････ 232
6-2-3. 国内の基準値等との比較及び毒性情報の整理･･････････････････････････････ 235
6-2-4. パーフルオロオクタン酸(PFOA: Perfluorooctanoic Acid)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS: Perfluorooctane Sulfonate)、パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS:)に関する調査･･ 258
7.　水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6)) ･･････････････････････････ 293
7-1.　水質基準等の見直しの動向･･ 293
7-2.　データベースの整理・情報更新･･ 320

8.　基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7)) ····· 322
8-1.　要検討項目への追加候補物質の検討····· 322
8-2.　追加すべき候補物質の検討····· 327

1. 業務概要

1-1. 業務目的

本調査業務は、水道水及び水道原水における水質検査結果等の整理及び水道用の薬品基準に関する各国の動向等の収集・整理等を行うことにより、水質基準等について基準値等の変更や分類の見直しに係る原案を作成するとともに、「平成 30 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査等業務」において構築した水道水における有害物質のデータベースをもとに、水道法の水質基準等に係る国内外の最新の毒性情報等の収集・整理、要検討項目の対象とする物質に係る検討、我が国の現行の水質基準等に関する情報及び有害物質の健康影響等の最新の情報を収集・整理することにより、水質基準の逐次改正に資することを目的とする。

1-2. 業務内容

1）水質基準等の水質検査結果の整理（仕様書２の(1)(2)）

（1）過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検出状況について、「水道統計」の過去 5 年分の水質検査結果（平成 25 年度～平成 29 年度版、浄水）を、第 9 回厚生科学審議会生活環境水道部会で確認された分類要件（資料 4：水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて）に基づき、基準値又は目標値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理し、検討を行った。

（2）水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

全国の水道事業者が平成 29 年度及び 30 年度水道水質検査計画で定めた地点等における水質測定結果（要検討項目等、農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

（3）「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計データ（平成 29 年度統計）より収集した情報及び前記（2）により収集した情報に基づき、全水質基準等項目等（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目等）について整理した。

2）クリプトスポリジウム等の検出状況の整理（仕様書２の(3)）

平成 23 年度以降、厚生労働省に対し全国の都道府県及び水道事業者等から報告された耐塩素性病原生物の検出状況等の情報について、一覧表として整理した。

3）薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理（仕様書２の(4)）

（1）薬品基準等に関する各国の動向等の収集・整理

米国（AWWA 及び NSF）、欧州、中国、韓国、WHO における薬品基準等の①概要（改正経緯含む）、②現行基準の内容と設定根拠を収集・整理した。

（2）各国基準の比較表の作成

日本(JWWA、JIS)の規格と(1)に示す各国の基準項目及び基準値を整理した。

4）国内外の最新の毒性情報等の収集・整理（仕様書２の(5)）

（1）日本の毒性情報

我が国の現行の水質基準等(水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目及び農薬類（水質管理目標設定項目 15 の対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類及びその他農薬類）に係る内閣府食品安全委員会における検討結果(平成 31 年 3 月以降に評価結果が公表されたものに限る。〉を収集・整理し、過年度の評価結果の一覧(H30 年度調査業務：表 6-3)を更新した。

（2）海外の毒性情報

海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)における基準値・目標値等(H30 年度調査業務：表 6-5～表 6-10)を更新し、我が国の現行の水質基準等の間で基準値・目標値等の比較を行った。

（3）毒性情報の知見整理

我が国の現行の水質基準等と比較していずれかの海外諸国・機関で基準値・目標値等に相違点のあった物質について、知見を整理し、我が国の現行の水質基準等との間で耐容一日摂取量等の設定根拠・考え方の比較を行った。

5）水質基準等に関する情報の更新（仕様書 2 の(6)）

（1）関連情報の更新

我が国の現行の水質基準等について、基準値・目標値等、評価値に関連した検討状況、課題及び留意事項等の関連情報(H30 年度調査業務:表 6-12～表 6-18)を更新した。

（2）データベース更新

我が国の現行の水質基準等について、H30 年度調査業務において作成したデータベースを更新した。

6）基礎情報収集対象物質のとりまとめ（仕様書 2 の(7)）

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質(母集団物質リスト候補物質)に関する情報整理」に示された基礎情報収集対象物質(過年度業務において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む)について、平成 27 年度の環境中での各物質の検出状況(環境省による化学物質環境実態調査及び要調査項目存在状況調査)から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。

7）報告書作成

以上の調査結果をとりまとめ、会議資料及び報告書を作成した。

2. 水質基準等の水質検査結果の整理

2-1. 過去 5 年間の水質検査結果に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直し

現在の水質基準項目及び水質管理目標設定項目は、平成 15 年 4 月の厚生科学審議会答申「水質基準の見直し等について（答申）」に基づいて設定されたものであり、浄水中の検出状況から物質毎のリスクレベルの評価結果等を踏まえ、水質基準項目と水質管理目標設定項目に分類されている。

ここでは、第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水

質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」に従って、水質基準項目及び水質管理目標設定項目間での分類変更について検討した。

2-1-1. 基準項目等の分類に関する考え方

第 8 回厚生科学審議会生活環境水道部会（平成 22 年 2 月 2 日）の「資料 4　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の見直しについて」にて承認された、水質基準項目と水質管理目標設定項目の分類に関する考え方を以下に示す。

1）定期見直しの進め方

化学物質はその使用状況等に応じて水道水から検出される濃度・頻度が変化していくものであり、水質検査結果に基づき、その時点で比較的高濃度かつ高頻度で検出される物質を水質基準項目とするよう、計画的に見直しを行うべきである。定期見直しの具体的な方法については、以下のとおりとする。

（1）定期見直しの対象物質

すべての水質基準項目及び水質管理目標設定項目を、水質検査結果に基づく定期見直しの対象とするのではなく、以下の考え方に基づいて基準項目等に据え置くべき項目以外の項目を選定する。

①水質基準項目等へ据え置くべき項目を整理-----表 2-1、表 2-2
②基準項目に据え置くべきか専門家の議論も踏まえて確認すべき物質------表 2-3

この結果、基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目は表 2-4 のとおりとなる。

（2）定期見直しの検討に使用する水質検査結果

検査年度による水質検査結果のばらつき等を考慮すると、直近の単年度のみではなく、中長期的な検査結果に基づいて分類見直しの検討を行うべきと考えられる。具体的には水質検査結果の保存義務年限である過去 5 年分の検査結果に基づいて計画的に見直すこととする。

表 2-1　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質基準項目）

据え置くべきとする理由	項目名
水道法第 4 条に例示されている項目	水銀、フェノール、味、 臭気等 11 項目
環境中に広く存在し、少なくない数の水道事業者において、当該項目の濃度の低い水源を求めたり、浄水処理工程（設備）を設けて分解･除去等を行ったりする必要があると考えられる項目（基準項目から外すことにより、濃度の低減化が行われなくなるおそれがあるため）	ヒ素及びその化合物、亜硝酸態窒素※、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、マンガン及びその化合物、ジェオスミン、2-MIB
飲料水の水質としての基本的指標と考えられる項目	ナトリウム及びその化合物、塩化物イオン、カルシウム、マグネシウム等（硬度）、蒸発残留物、有機物（全有機炭素（TOC）の量）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	一般細菌、大腸菌
浄水処理に広く利用される次亜塩素酸の管理指標	塩素酸
浄水処理に広く利用される PAC の管理指標	アルミニウム及びその化合物

※　平成 26 年 2 月 28 日厚生労働省令第 15 号により、亜硝酸態窒素を水質基準項目に追加。

表 2-2　基準項目等に据え置くべき対象物質の考え方（水質管理目標設定項目）

据え置くべきとする理由	項目名
評価値が暫定の項目	ウラン等 3 項目
水道水質基準を補完する項目	pH 値、アルミニウム、 残留塩素等 9 項目
より望ましい水の目標値である項目（水質基準とはしない）	遊離炭酸、腐食性（ランゲリア指数）
検出状況よりは指標性の観点から議論すべき項目	従属栄養細菌

表 2-3　基準項目に据え置くべきか確認すべき物質の考え方（水質基準項目）

基準項目として据え置くことも考えられる理由	項目名
水質に係る代表的な汚染物質として社会的関心が高い	カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物
原水においてトリハロメタン生成能は広く存在し、水質基準項目から除外した場合、生成量の低減管理が行われなくなるおそれがある	クロロホルム、ジブロモクロロメタン、総トリハロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム
オゾン処理の副生成物、浄水処理に広く利用される次亜塩素酸ナトリウムにも含まれる	臭素酸

表 2-4　基準項目及び管理目標設定項目の分類の見直しの検討対象とする項目

基準項目等の見直し対象とする項目（案）	項目名
水質基準項目	セレン及びその化合物 四塩化炭素 シス及びトランス-ジクロロエチレン ベンゼン ジクロロ酢酸 ホルムアルデヒド 陰イオン界面活性剤 ホウ素及びその化合物 1,4-ジオキサン ジクロロメタン クロロ酢酸 トリクロロ酢酸 亜鉛及びその化合物 非イオン界面活性剤
水質管理目標設定項目※	アンチモン及びその化合物 1,2-ジクロロエタン トルエン 亜塩素酸 農薬類 メチル-t-ブチルエーテル ニッケル及びその化合物 1,1,2-トリクロロエタン フタル酸ジ（2-エチルヘキシル） 二酸化塩素 1,1,1-トリクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン

※　平成 22 年 2 月 17 日健水発 0217 第 1 号により、1,1,2-トリクロロエタンを水質管理目標設定項目から削除。

※　平成 26 年 3 月 31 日健水発 0331 第 6 号により、亜硝酸態窒素を水質管理目標設定項目から削除。

（3）定期見直しにおける水質基準等の分類方法

水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類の考え方は、基本的には平成 15 年答申のもの（表 2-5）を踏襲するべきであるが、複数年度における検出状況の判断や、検出率の取扱いについて運用の明確化を行う必要がある。

表 2-5　過去の審議会答申における水質基準等の分類の考え方（参考）

	水質基準項目	水質管理目標設定項目・監視項目
平成 15 年答申	・浄水において、評価値の 1/10 を超えて検出され、又は検出されるおそれの高い項目（特異値によるものを除く。評価値が暫定であるものを除く。） ・水道法第 4 条の例示項目	・場合によっては、浄水において評価値の 1/10 を超えて検出される可能性のある項目 ・水質基準項目の分類要件に該当するもののうち、評価値が暫定であるもの
平成 4 年答申	・最大値が評価値の 50%を超えていること（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 10%を超えるものの検出率が数%	・最大値が評価値の数%以上（特異値と考えられる場合は除く） ・かつ、評価値の 1%を超えるものの検出率が数%以上

※　農薬については、平成 15 年答申において、①水質基準項目の分類要件に該当する農薬については個別に水質基準を設定し、②それら以外については総農薬方式により水質管理目標設定項目に位置づけることとされているところ。

表 2-5 に示した過去の答申の内容を参考にすると、例えば表 2-6 に示す分類要件に従って水質基準項目等の分類を行うことが考えられる。

分類要件１：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件２：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在
又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-6　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件１　YES		分類要件１　NO
	分類要件２　YES	分類要件２　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

ただし、個々の項目の水質基準項目及び水質管理目標設定項目への分類については、当該項目の浄水における検出状況に加え、環境汚染状況の推移や生成メカニズム、浄水処理における除去性等を総合的に評価して判断すべきであり、分類要件のみによってあてはめるべきものではない。

2）過去 5 年間の水質基準等の超過状況

（1）データ整理

水質基準項目及び水質管理目標設定項目について、水道統計水質編の過去 5 年分（平成 25 年度版～平成 29 年度版）の水質検査結果（浄水）より、評価値の 10%、50%、100%値の経年的な超過状況を表及びグラフに整理した。

水道水質基準項目の水道水質データの整理結果は表 2-7 に示し、水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果は表 2-8 に示す。また、水質基準項目の過去 5 年間の基準値等の超過状況を図 2-1～図 2-25 に示し、水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況を図 2-26～図 2-37 に示す。

過去 5 年間に基準値及び目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(1/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H25			H26 ※2			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-1	一般細菌	100個/mL	健康項目	対基準値	6,002	3	0.0%	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	3	0.0%	8,368	5	0.1%
				対50%値	6,002	21	0.3%	6,074	21	0.3%	6,181	21	0.3%	6,636	27	0.4%	8,368	33	0.4%
				対10%値	6,002	115	1.9%	6,074	107	1.8%	6,181	107	1.7%	6,636	121	1.8%	8,368	177	2.1%
基-2	大腸菌	不検出	健康項目	陽性	6,001	1	0.0%	6,074	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	1	0.0%	8,368	0	0.0%
基-3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	健康項目	対基準値	5,684	0	0.0%	5,582	0	0.0%	5,703	0	0.0%	6,252	0	0.0%	7,558	0	0.0%
				対50%値	5,684	2	0.0%	5,582	4	0.1%	5,703	4	0.1%	6,252	3	0.0%	7,558	1	0.0%
				対10%値	5,684	8	0.1%	5,582	9	0.2%	5,703	9	0.2%	6,252	9	0.1%	7,558	6	0.1%
基-4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L	健康項目	対基準値	5,522	0	0.0%	5,467	0	0.0%	5,585	0	0.0%	6,133	0	0.0%	7,441	0	0.0%
				対50%値	5,522	3	0.1%	5,467	2	0.0%	5,585	2	0.0%	6,133	8	0.1%	7,441	14	0.2%
				対10%値	5,522	3	0.1%	5,467	4	0.1%	5,585	4	0.1%	6,133	10	0.2%	7,441	16	0.2%
基-5	セレン及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,603	0	0.0%	5,548	0	0.0%	5,674	0	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%
				対50%値	5,603	1	0.0%	5,548	2	0.0%	5,674	2	0.0%	6,224	0	0.0%	7,537	0	0.0%
				対10%値	5,603	6	0.1%	5,548	12	0.2%	5,674	12	0.2%	6,224	3	0.0%	7,537	7	0.1%
基-6	鉛及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,745	1	0.0%	5,713	1	0.0%	5,817	1	0.0%	6,377	0	0.0%	7,741	0	0.0%
				対50%値	5,745	20	0.3%	5,713	20	0.4%	5,817	20	0.3%	6,377	28	0.4%	7,741	28	0.4%
				対10%値	5,745	285	5.0%	5,713	235	4.1%	5,817	235	4.0%	6,377	308	4.8%	7,741	325	4.2%
基-7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,645	0	0.0%	5,604	0	0.0%	5,723	0	0.0%	6,258	0	0.0%	7,630	0	0.0%
				対50%値	5,645	54	1.0%	5,604	79	1.4%	5,723	79	1.4%	6,258	69	1.1%	7,630	88	1.2%
				対10%値	5,645	502	8.9%	5,604	544	9.7%	5,723	544	9.5%	6,258	602	9.6%	7,630	769	10.1%
基-8	六価クロム化合物	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	0	0.0%	7,646	0	0.0%
				対50%値	5,702	0	0.0%	5,658	0	0.0%	5,780	0	0.0%	6,329	1	0.0%	7,646	1	0.0%
				対10%値	5,702	2	0.0%	5,658	1	0.0%	5,780	1	0.0%	6,329	3	0.0%	7,646	5	0.1%
基-9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L	健康項目	対基準値	2,085	0	0.0%	5,906	0	0.0%	6,136	0	0.0%	6,592	0	0.0%	7,925	0	0.0%
				対50%値	2,085	2	0.1%	5,906	6	0.1%	6,136	6	0.1%	6,592	2	0.0%	7,925	3	0.0%
				対10%値	2,085	74	3.5%	5,906	150	2.5%	6,136	150	2.4%	6,592	73	1.1%	7,925	84	1.1%
基-10	シアン化物及び塩化シアン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,987	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,173	0	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%
				対50%値	5,987	0	0.0%	6,063	3	0.0%	6,173	3	0.0%	6,624	0	0.0%	8,349	0	0.0%
				対10%値	5,987	13	0.2%	6,063	9	0.1%	6,173	9	0.1%	6,624	12	0.2%	8,349	15	0.2%
基-11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L	健康項目	対基準値	5,812	1	0.0%	5,825	0	0.0%	5,921	0	0.0%	6,464	0	0.0%	7,918	0	0.0%
				対50%値	5,812	147	2.5%	5,825	137	2.4%	5,921	137	2.3%	6,464	147	2.3%	7,918	166	2.1%
				対10%値	5,812	2,153	37.0%	5,825	2,096	36.0%	5,921	2,096	35.4%	6,464	2,087	32.3%	7,918	2,392	30.2%
基-12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L	健康項目	対基準値	5,747	1	0.0%	5,726	0	0.0%	5,835	0	0.0%	6,383	0	0.0%	7,780	0	0.0%
				対50%値	5,747	55	1.0%	5,726	64	1.1%	5,835	64	1.1%	6,383	55	0.9%	7,780	87	1.1%
				対10%値	5,747	2,004	34.9%	5,726	1,874	32.7%	5,835	1,874	32.1%	6,383	1,979	31.0%	7,780	2,269	29.2%
基-13	ホウ素及びその化合物	1mg/L	健康項目	対基準値	5,631	1	0.0%	5,578	0	0.0%	5,709	0	0.0%	6,256	0	0.0%	7,571	0	0.0%
				対50%値	5,631	19	0.3%	5,578	14	0.3%	5,709	14	0.2%	6,256	17	0.3%	7,571	19	0.3%
				対10%値	5,631	172	3.1%	5,578	164	2.9%	5,709	164	2.9%	6,256	157	2.5%	7,571	165	2.2%
基-14	四塩化炭素	0.002mg/L	健康項目	対基準値	5,591	0	0.0%	5,540	0	0.0%	5,656	0	0.0%	6,215	0	0.0%	7,526	0	0.0%
				対50%値	5,591	3	0.1%	5,540	5	0.1%	5,656	5	0.1%	6,215	3	0.0%	7,526	4	0.1%
				対10%値	5,591	7	0.1%	5,540	8	0.1%	5,656	8	0.1%	6,215	9	0.1%	7,526	11	0.1%
基-15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L	健康項目	対基準値	5,557	0	0.0%	5,506	0	0.0%	5,633	0	0.0%	6,197	0	0.0%	7,497	0	0.0%
				対50%値	5,557	1	0.0%	5,506	2	0.0%	5,633	2	0.0%	6,197	1	0.0%	7,497	1	0.0%
				対10%値	5,557	4	0.1%	5,506	6	0.1%	5,633	6	0.1%	6,197	4	0.1%	7,497	2	0.0%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(2/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H25			H26 ※2			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-16	cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン	0.04mg/L	健康項目	対基準値	5,646	0	0.0%	5,555	0	0.0%	5,677	0	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%
				対50%値	5,646	0	0.0%	5,555	1	0.0%	5,677	1	0.0%	6,233	0	0.0%	7,543	0	0.0%
				対10%値	5,646	2	0.0%	5,555	5	0.1%	5,677	5	0.1%	6,233	1	0.0%	7,543	2	0.0%
基-17	ジクロロメタン	0.02mg/L	健康項目	対基準値	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	0	0.0%
				対50%値	5,591	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,658	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,526	1	0.0%
				対10%値	5,591	1	0.0%	5,541	2	0.0%	5,658	2	0.0%	6,214	1	0.0%	7,526	3	0.0%
基-18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,591	0	0.0%	5,543	0	0.0%	5,661	0	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%
				対50%値	5,591	3	0.1%	5,543	1	0.0%	5,661	1	0.0%	6,214	0	0.0%	7,529	0	0.0%
				対10%値	5,591	23	0.4%	5,543	14	0.3%	5,661	14	0.2%	6,214	9	0.1%	7,529	12	0.2%
基-19	トリクロロエチレン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,635	0	0.0%	5,562	0	0.0%	5,670	0	0.0%	6,217	0	0.0%	7,538	0	0.0%
				対50%値	5,635	4	0.1%	5,562	1	0.0%	5,670	1	0.0%	6,217	1	0.0%	7,538	3	0.0%
				対10%値	5,635	34	0.6%	5,562	28	0.5%	5,670	28	0.5%	6,217	25	0.4%	7,538	28	0.4%
基-20	ベンゼン	0.01mg/L	健康項目	対基準値	5,589	0	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%
				対50%値	5,589	1	0.0%	5,541	0	0.0%	5,659	0	0.0%	6,213	0	0.0%	7,526	0	0.0%
				対10%値	5,589	7	0.1%	5,541	1	0.0%	5,659	1	0.0%	6,213	1	0.0%	7,526	1	0.0%
基-21	塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	6	0.1%	6,062	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,354	8	0.1%
				対50%値	5,991	265	4.4%	6,062	177	2.9%	6,174	177	2.9%	6,627	194	2.9%	8,354	307	3.7%
				対10%値	5,991	3,148	52.5%	6,062	2,953	48.7%	6,174	2,953	47.8%	6,627	3,314	50.0%	8,354	4,326	51.8%
基-22	クロロ酢酸	0.02mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,989	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%
				対50%値	5,989	3	0.1%	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	6	0.1%
				対10%値	5,989	31	0.5%	6,063	53	0.9%	6,174	53	0.9%	6,627	31	0.5%	8,355	35	0.4%
基-23	クロロホルム	0.06mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	0	0.0%	6,064	1	0.0%	6,174	1	0.0%	6,627	2	0.0%	8,355	2	0.0%
				対50%値	5,991	255	4.3%	6,064	181	3.0%	6,174	181	2.9%	6,627	185	2.8%	8,355	285	3.4%
				対10%値	5,991	2,312	38.6%	6,064	2,254	37.2%	6,174	2,254	36.5%	6,627	2,403	36.3%	8,355	2,937	35.2%
基-24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,989	8	0.1%	6,064	4	0.1%	6,174	4	0.1%	6,627	2	0.0%	8,355	3	0.0%
				対50%値	5,989	121	2.0%	6,064	92	1.5%	6,174	92	1.5%	6,627	82	1.2%	8,355	116	1.4%
				対10%値	5,989	1,706	28.5%	6,064	1,701	28.1%	6,174	1,701	27.6%	6,627	1,692	25.5%	8,355	2,200	26.3%
基-25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%
				対50%値	5,991	18	0.3%	6,064	20	0.3%	6,174	20	0.3%	6,627	5	0.1%	8,355	10	0.1%
				対10%値	5,991	268	4.5%	6,064	234	3.9%	6,174	234	3.8%	6,627	182	2.7%	8,355	200	2.4%
基-26	臭素酸	0.01mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	1	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	6	0.1%	8,354	0	0.0%
				対50%値	5,991	13	0.2%	6,063	15	0.2%	6,174	15	0.2%	6,627	15	0.2%	8,354	12	0.1%
				対10%値	5,991	260	4.3%	6,063	249	4.1%	6,174	249	4.0%	6,627	249	3.8%	8,354	255	3.1%
基-27	総トリハロメタン	0.1mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	3	0.1%	6,064	2	0.0%	6,174	2	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	1	0.0%
				対50%値	5,991	204	3.4%	6,064	153	2.5%	6,174	153	2.5%	6,627	182	2.7%	8,355	212	2.5%
				対10%値	5,991	2,834	47.3%	6,064	2,752	45.4%	6,174	2,752	44.6%	6,627	2,952	44.5%	8,355	3,654	43.7%
基-28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,989	29	0.5%	6,064	21	0.3%	6,174	21	0.3%	6,627	7	0.1%	8,354	8	0.1%
				対50%値	5,989	398	6.6%	6,064	388	6.4%	6,174	388	6.3%	6,627	325	4.9%	8,354	458	5.5%
				対10%値	5,989	999	16.7%	6,064	1,006	16.6%	6,174	1,006	16.3%	6,627	2,192	33.1%	8,354	2,700	32.3%

※ 平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(3/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H25			H26 ※2			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	4	0.1%	6,064	3	0.0%	6,174	3	0.0%	6,627	1	0.0%	8,355	1	0.0%
				対50%値	5,991	168	2.8%	6,064	109	1.8%	6,174	109	1.8%	6,627	135	2.0%	8,355	153	1.8%
				対10%値	5,991	2,564	42.8%	6,064	2,493	41.1%	6,174	2,493	40.4%	6,627	2,675	40.4%	8,355	3,196	38.3%
基-30	ブロモホルム	0.09mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,991	0	0.0%	6,064	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	0	0.0%	8,355	0	0.0%
				対50%値	5,991	1	0.0%	6,064	6	0.1%	6,174	6	0.1%	6,627	1	0.0%	8,355	2	0.0%
				対10%値	5,991	130	2.2%	6,064	117	1.9%	6,174	117	1.9%	6,627	137	2.1%	8,355	154	1.8%
基-31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L	健康項目（消）	対基準値	5,988	0	0.0%	6,063	0	0.0%	6,174	0	0.0%	6,627	1	0.0%	8,353	1	0.0%
				対50%値	5,988	0	0.0%	6,063	5	0.1%	6,174	5	0.1%	6,627	1	0.0%	8,353	2	0.0%
				対10%値	5,988	40	0.7%	6,063	54	0.9%	6,174	54	0.9%	6,627	36	0.5%	8,353	45	0.5%
基-32	亜鉛及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,714	0	0.0%	5,672	0	0.0%	5,784	0	0.0%	6,348	0	0.0%	7,655	0	0.0%
				対50%値	5,714	0	0.0%	5,672	1	0.0%	5,784	1	0.0%	6,348	1	0.0%	7,655	1	0.0%
				対10%値	5,714	14	0.2%	5,672	14	0.2%	5,784	14	0.2%	6,348	20	0.3%	7,655	21	0.3%
基-33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,799	7	0.1%	5,768	8	0.1%	5,872	8	0.1%	6,452	8	0.1%	7,823	14	0.2%
				対50%値	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	107	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	167	2.1%
				対10%値	5,799	1,542	26.6%	5,768	1,523	26.4%	5,872	1,523	25.9%	6,452	1,554	24.1%	7,823	1,794	22.9%
基-34	鉄及びその化合物	0.3mg/L	性状項目	対基準値	5,804	2	0.0%	5,743	2	0.0%	5,848	2	0.0%	6,433	0	0.0%	7,782	3	0.0%
				対50%値	5,804	27	0.5%	5,743	17	0.3%	5,848	17	0.3%	6,433	27	0.4%	7,782	38	0.5%
				対10%値	5,804	385	6.6%	5,743	323	5.6%	5,848	323	5.5%	6,433	311	4.8%	7,782	425	5.5%
基-35	銅及びその化合物	1mg/L	性状項目	対基準値	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	0	0.0%	7,658	0	0.0%
				対50%値	5,711	0	0.0%	5,667	0	0.0%	5,778	0	0.0%	6,344	2	0.0%	7,658	3	0.0%
				対10%値	5,711	12	0.2%	5,667	10	0.2%	5,778	10	0.2%	6,344	21	0.3%	7,658	25	0.3%
基-36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L	性状項目	対基準値	5,660	0	0.0%	5,608	0	0.0%	5,726	0	0.0%	6,288	0	0.0%	7,611	0	0.0%
				対50%値	5,660	1	0.0%	5,608	2	0.0%	5,726	2	0.0%	6,288	3	0.0%	7,611	2	0.0%
				対10%値	5,660	625	11.0%	5,608	577	10.3%	5,726	577	10.1%	6,288	611	9.7%	7,611	708	9.3%
基-37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L	性状項目	対基準値	5,742	0	0.0%	5,693	1	0.0%	5,810	1	0.0%	6,371	0	0.0%	7,687	2	0.0%
				対50%値	5,742	4	0.1%	5,693	7	0.1%	5,810	7	0.1%	6,371	15	0.2%	7,687	14	0.2%
				対10%値	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	125	2.2%	6,371	128	2.0%	7,687	129	1.7%
基-38	塩化物イオン	200mg/L	性状項目	対基準値	6,001	0	0.0%	6,074	0	0.0%	6,179	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	0	0.0%
				対50%値	6,001	13	0.2%	6,074	15	0.2%	6,179	15	0.2%	6,636	12	0.2%	8,368	17	0.2%
				対10%値	6,001	1,077	17.9%	6,074	1,009	16.6%	6,179	1,009	16.3%	6,636	1,013	15.3%	8,368	1,278	15.3%
基-39	カルシウム、マグネシウム(硬度)	300mg/L	性状項目	対基準値	5,797	2	0.0%	5,795	0	0.0%	5,915	0	0.0%	6,424	0	0.0%	7,879	0	0.0%
				対50%値	5,797	79	1.4%	5,795	70	1.2%	5,915	70	1.2%	6,424	58	0.9%	7,879	76	1.0%
				対10%値	5,797	4,354	75.1%	5,795	4,273	73.7%	5,915	4,273	72.2%	6,424	4,628	72.0%	7,879	5,429	68.9%
基-40	蒸発残留物	500mg/L	性状項目	対基準値	5,782	0	0.0%	5,806	0	0.0%	5,920	0	0.0%	6,390	3	0.0%	7,951	0	0.0%
				対50%値	5,782	190	3.3%	5,806	167	2.9%	5,920	167	2.8%	6,390	180	2.8%	7,951	224	2.8%
				対10%値	5,782	5,418	93.7%	5,806	5,422	93.4%	5,920	5,422	91.6%	6,390	5,923	92.7%	7,951	7,254	91.2%
基-41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L	性状項目	対基準値	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	0	0.0%	7,428	0	0.0%
				対50%値	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	2	0.0%
				対10%値	5,499	0	0.0%	5,454	0	0.0%	5,564	0	0.0%	6,123	1	0.0%	7,428	4	0.1%
基-42	ジェオスミン	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,575	3	0.1%	5,635	6	0.1%	5,735	6	0.1%	6,229	2	0.0%	7,676	5	0.1%
				対50%値	5,575	68	1.2%	5,635	62	1.1%	5,735	62	1.1%	6,229	47	0.8%	7,676	59	0.8%
				対10%値	5,575	747	13.4%	5,635	721	12.8%	5,735	721	12.6%	6,229	706	11.3%	7,676	755	9.8%
基-43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L	性状項目	対基準値	5,574	1	0.0%	5,635	1	0.0%	5,734	1	0.0%	6,230	0	0.0%	7,677	1	0.0%
				対50%値	5,574	36	0.6%	5,635	16	0.3%	5,734	16	0.3%	6,230	20	0.3%	7,677	19	0.2%
				対10%値	5,574	355	6.4%	5,635	311	5.5%	5,734	311	5.4%	6,230	329	5.3%	7,677	347	4.5%

表 2-7　水道水質基準項目の水道水質データの整理結果(4/4)

番号	項目名	基準値※1 (mg/L)	区分	評価	H25			H26 ※2			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
基-44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L	性状項目	対基準値	5,619	0	0.0%	5,599	0	0.0%	5,639	0	0.0%	6,185	0	0.0%	7,505	0	0.0%
				対50%値	5,619	4	0.1%	5,599	2	0.0%	5,639	2	0.0%	6,185	3	0.0%	7,505	2	0.0%
				対10%値	5,619	187	3.3%	5,599	190	3.4%	5,639	190	3.4%	6,185	304	4.9%	7,505	318	4.2%
基-45	フェノール類	0.005mg/L	性状項目	対基準値	5,483	0	0.0%	5,431	0	0.0%	5,546	0	0.0%	6,103	0	0.0%	7,402	0	0.0%
				対50%値	5,483	2	0.0%	5,431	2	0.0%	5,546	2	0.0%	6,103	8	0.1%	7,402	10	0.1%
				対10%値	5,483	2	0.0%	5,431	3	0.1%	5,546	3	0.1%	6,103	9	0.1%	7,402	11	0.1%
基-46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L	性状項目	対基準値	6,002	0	0.0%	6,073	0	0.0%	6,181	0	0.0%	6,636	0	0.0%	8,368	2	0.0%
				対50%値	6,002	136	2.3%	6,073	95	1.6%	6,181	95	1.5%	6,636	82	1.2%	8,368	140	1.7%
				対10%値	6,002	3,489	58.1%	6,073	3,451	56.8%	6,181	3,451	55.8%	6,636	3,658	55.1%	8,368	4,531	54.1%
基-47	pH値	5.8-8.6	性状項目	酸側超	6,002	6	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	3	0.0%
				アルカリ側超	6,002	7	0.1%	6,074	5	0.1%	6,181	5	0.1%	6,636	2	0.0%	6,636	2	0.0%
基-48	味	異常でない	性状項目	異常でない	5,997	3	-	6,071	1	0.0%	6,178	1	0.0%	6,637	1	0.0%	6,637	2	0.0%
基-49	臭気	異常でない	性状項目	異常でない	6,000	12	-	6,074	9	0.1%	6,181	9	0.1%	6,636	12	0.2%	6,636	6	0.1%
基-50	色度	5度	性状項目	対基準値	6,002	2	0.0%	6,002	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	15	0.2%	6,636	7	0.1%
				対50%値	6,002	112	1.9%	6,002	100	1.7%	6,181	100	1.6%	6,636	120	1.8%	6,636	148	2.2%
				対10%値	6,002	1,513	25.2%	6,002	1,427	23.8%	6,181	1,427	23.1%	6,636	1,584	23.9%	6,636	2,203	33.2%
基-51	濁度	2度	性状項目	対基準値	6,002	2	0.0%	6,074	3	0.0%	6,181	3	0.0%	6,636	9	0.1%	6,636	3	0.0%
				対50%値	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	27	0.4%	6,636	42	0.6%	6,636	44	0.7%
				対10%値	6,002	321	5.3%	6,074	290	4.8%	6,181	290	4.7%	6,636	363	5.5%	6,636	525	7.9%

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(1/2)

番号	項目名	目標値※1（mg/L）	区分	評価	H25 ※2			H26			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%
				対50%値	2,010	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,053	0	0.0%	2,085	0	0.0%	2,432	0	0.0%
				対10%値	2,010	8	0.4%	2,088	6	0.3%	2,053	3	0.1%	2,085	1	0.0%	2,432	3	0.1%
目-2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L	健康項目	対目標値	1,969	1	0.1%	2,057	0	0.0%	2,030	0	0.0%	2,057	0	0.0%	2,402	1	0.0%
				対50%値	1,969	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,030	2	0.1%	2,057	3	0.1%	2,402	5	0.2%
				対10%値	1,969	42	2.1%	2,057	37	1.8%	2,030	37	1.8%	2,057	38	1.8%	2,402	38	1.6%
目-3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L	健康項目	対目標値	2,223	1	0.0%	2,322	0	0.0%	2,281	1	0.0%	2,339	0	0.0%	2,720	0	0.0%
				対50%値	2,223	2	0.1%	2,322	1	0.0%	2,281	2	0.1%	2,339	1	0.0%	2,720	1	0.0%
				対10%値	2,223	31	1.4%	2,322	18	0.8%	2,281	21	0.9%	2,339	19	0.8%	2,720	25	0.9%
目-5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L	健康項目	対目標値	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	0	0.0%
				対50%値	1,963	0	0.0%	2,026	0	0.0%	2,009	0	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%
				対10%値	1,963	1	0.1%	2,026	0	0.0%	2,009	1	0.0%	2,019	0	0.0%	2,346	1	0.0%
目-8	トルエン	0.4mg/L	健康項目	対目標値	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%
				対50%値	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%
				対10%値	1,986	0	0.0%	2,052	0	0.0%	2,033	0	0.0%	2,069	0	0.0%	2,398	0	0.0%
目-9	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	0.08mg/L	健康項目	対目標値	1,766	0	0.0%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%
				対50%値	1,766	1	0.1%	1,817	0	0.0%	1,767	0	0.0%	1,806	0	0.0%	2,114	0	0.0%
				対10%値	1,766	51	2.9%	1,817	35	1.9%	1,767	7	0.4%	1,806	10	0.6%	2,114	5	0.2%
目-10	亜塩素酸	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	0	0.0%
				対50%値	1,123	0	0.0%	1,151	0	0.0%	1,131	0	0.0%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%
				対10%値	1,123	0	0.0%	1,151	2	0.2%	1,131	1	0.1%	1,144	0	0.0%	1,285	1	0.1%
目-12	二酸化塩素	0.6mg/L	健康項目（消）	対目標値	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%
				対50%値	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%
				対10%値	567	0	0.0%	584	0	0.0%	567	0	0.0%	568	0	0.0%	671	0	0.0%
目-13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,462	0	0.0%	2,527	0	0.0%	2,506	0	0.0%	2,590	0	0.0%	3,016	0	0.0%
				対50%値	2,462	5	0.2%	2,527	15	0.6%	2,506	6	0.2%	2,590	2	0.1%	3,016	7	0.2%
				対10%値	2,462	395	16.0%	2,527	353	14.0%	2,506	339	13.5%	2,590	330	12.7%	3,016	369	12.2%
目-14	抱水クロラール	0.02mg/L	健康項目（消）	対目標値	2,463	0	0.0%	2,535	0	0.0%	2,508	0	0.0%	2,593	0	0.0%	3,018	0	0.0%
				対50%値	2,463	39	1.6%	2,535	27	1.1%	2,508	23	0.9%	2,593	34	1.3%	3,018	32	1.1%
				対10%値	2,463	725	29.4%	2,535	697	27.5%	2,508	687	27.4%	2,593	711	27.4%	3,018	792	26.2%
目-15	農薬類	検出値と目標値の比の和として、1以下	健康項目	対目標値	736	0	0.0%	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	0	0.0%	840	0	0.0%
				対50%値	736	2	0.3%	708	0	0.0%	696	0	0.0%	705	3	0.4%	840	3	0.4%
				対10%値	736	8	1.1%	708	1	0.1%	696	1	0.1%	705	4	0.6%	840	4	0.5%
目-16	残留塩素	1mg/L	性状項目	対目標値	5,864	58	1.0%	5,937	50	0.8%	6,060	50	0.8%	6,480	47	0.7%	8,217	72	0.9%
				対50%値	5,864	1,760	30.0%	5,937	1,727	29.1%	6,060	1,737	28.7%	6,480	1,769	27.3%	8,217	2,309	28.1%
				対10%値	5,864	5,712	97.4%	5,937	5,770	97.2%	6,060	5,916	97.6%	6,480	6,379	98.4%	8,217	8,097	98.5%

アンチモン及びその化合物（対50%値超過1地点）、ウラン及びその化合物（対50%値超過1地点）、ニッケル及びその化合物（対50%値超過2地点）、1,2-ジクロロエタン（対50%値超過1地点）、トルエン（対50%値超過1地点）、フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)（対50%値超過1地点）、二酸化塩素（対50%値超過1地点）、ジクロロアセトニトリル（対50%値超過1地点）、抱水クロラール（対目標値超過1地点、対50%値超過1地点）、農薬類（対50%値超過1地点）、残留塩素（対50%値超過1地点）、1,1,1-トリクロロエタン（対50%値超過1地点）、メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）（対50%値超過1地点）、従属栄養細菌（対50%値超過1地点）、1,1-ジクロロエチレン（対50%値超過1地点）

表 2-8　水質管理目標設定項目の水道水質データの整理結果(2/2)

番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	区分	評価	H25 ※2			H26			H27 ※3			H28			H29		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
目-17	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10-100mg/L	性状項目	<10	5,797	92	1.6%	5,795	94	1.6%	5,915	95	1.6%	6,424	46	0.7%	7,879	189	2.4%
				> 100	5,797	416	7.2%	5,795	377	6.5%	5,915	375	6.3%	6,424	364	5.7%	7,879	484	6.1%
目-18	マンガン	0.01mg/L	性状項目	対目標値	5,742	50	0.9%	5,693	47	0.8%	5,810	47	0.8%	6,371	53	0.8%	7,687	2	0.0%
				対50%値	5,742	144	2.5%	5,693	125	2.2%	5,810	115	2.0%	6,371	128	2.0%	7,687	14	0.2%
				対10%値	5,742	445	7.7%	5,693	408	7.2%	5,810	407	7.0%	6,371	462	7.3%	7,687	129	1.7%
目-19	遊離炭酸	20mg/L	性状項目	対目標値	2,228	76	3.4%	2,272	72	3.2%	2,237	81	3.6%	2,297	93	4.0%	2,623	93	3.5%
				対50%値	2,228	337	15.1%	2,272	295	13.0%	2,237	319	14.3%	2,297	304	13.2%	2,623	381	14.5%
				対10%値	2,228	1,669	74.9%	2,272	1,702	74.9%	2,237	1,648	73.7%	2,297	1,708	74.4%	2,623	2,007	76.5%
目-20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L	性状項目	対目標値	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%
				対50%値	2,031	0	0.0%	2,088	0	0.0%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%
				対10%値	2,031	0	0.0%	2,088	2	0.1%	2,063	0	0.0%	2,096	0	0.0%	2,465	0	0.0%
目-21	メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）	0.02mg/L	性状項目	対目標値	1,879	0	0.0%	1,946	0	0.0%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%
				対50%値	1,879	0	0.0%	1,946	1	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%
				対10%値	1,879	0	0.0%	1,946	2	0.1%	1,934	0	0.0%	1,965	0	0.0%	2,297	0	0.0%
目-22	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3mg/L	性状項目	対目標値	1,623	30	1.8%	1,594	34	2.1%	1,595	24	1.5%	1,644	27	1.6%	1,903	30	1.6%
				対50%値	1,623	370	22.8%	1,594	335	21.0%	1,595	338	21.2%	1,644	319	19.4%	1,903	408	21.4%
				対10%値	1,623	1,320	81.3%	1,594	1,316	82.6%	1,595	1,309	82.1%	1,644	1,297	78.9%	1,903	1,531	80.5%
目-23	臭気強度（TON）	3 TON	性状項目	対目標値	2,012	28	1.4%	2,063	10	0.5%	2,049	15	0.7%	2,111	37	1.8%	2,418	36	1.5%
				対50%値	2,012	122	6.1%	2,063	116	5.6%	2,049	118	5.8%	2,111	140	6.6%	2,418	169	7.0%
				対10%値	2,012	448	22.3%	2,063	402	19.5%	2,049	423	20.6%	2,111	454	21.5%	2,418	474	19.6%
目-24	蒸発残留物	30-200mg/L	性状項目	<30	5,782	54	0.9%	5,806	63	1.1%	5,920	74	1.3%	6,389	51	0.8%	7,951	88	1.1%
				> 200	5,782	629	10.9%	5,806	537	9.2%	5,920	552	9.3%	6,389	564	8.8%	7,951	677	8.5%
目-25	濁度	1度	性状項目	対目標値	6,002	32	0.5%	6,074	27	0.4%	6,181	29	0.5%	6,636	42	0.6%	6,636	3	0.0%
				対50%値	6,002	88	1.5%	6,074	104	1.7%	6,181	83	1.3%	6,636	124	1.9%	6,636	44	0.7%
				対10%値	6,002	683	11.4%	6,074	590	9.7%	6,181	599	9.7%	6,636	771	11.6%	6,636	525	7.9%
目-26	pH値	7.5程度	性状項目	7.3以下	6,002	4,278	71.3%	6,074	4,312	71.0%	6,181	4,305	69.6%	6,636	4,568	68.8%	6,636	5,992	90.3%
				7.7以上	6,002	2,107	35.1%	6,074	2,058	33.9%	6,181	2,141	34.6%	6,636	2,286	34.4%	6,636	2,783	41.9%
目-27	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける	性状項目	<-1	2,252	1,637	72.7%	2,298	1,635	71.1%	2,263	1,619	71.5%	2,290	688	30.0%	3,222	1,785	55.4%
				>0	2,252	63	2.8%	2,298	57	2.5%	2,263	48	2.1%	2,290	9	0.4%	3,222	59	1.8%
目-28	従属栄養細菌	1mLの検水で形成される集落数が2,000以下	性状項目	対目標値	2,486	1	0.0%	2,545	3	0.1%	2,509	0	0.0%	2,559	1	0.0%	2,894	3	0.1%
				対50%値	2,486	6	0.2%	2,545	5	0.2%	2,509	5	0.2%	2,559	4	0.2%	2,894	8	0.3%
				対10%値	2,486	46	1.9%	2,545	49	1.9%	2,509	40	1.6%	2,559	46	1.8%	2,894	37	1.3%
目-29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L	性状項目	対目標値	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%
				対50%値	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	0	0.0%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%
				対10%値	2,093	0	0.0%	2,114	0	0.0%	2,097	2	0.1%	2,123	0	0.0%	2,475	0	0.0%
目-30	アルミニウム	0.1mg/L	性状項目	対目標値	5,799	157	2.7%	5,768	107	1.9%	5,872	108	1.8%	6,452	118	1.8%	7,823	14	0.2%
				対50%値	5,799	607	10.5%	5,768	515	8.9%	5,872	489	8.3%	6,452	515	8.0%	7,823	167	2.1%
				対10%値	5,799	2,173	37.5%	5,768	2,210	38.3%	5,872	2,203	37.5%	6,452	2,335	36.2%	7,823	1,794	22.9%

※1　平成29年4月1日時点の目標値で評価している。
※2　平成25年度のメチル-t-ブチルエーテル（MTBE）については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している（対50%値超過1地点が誤報告であることを確認）。
※3　平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計結果を一部修正している（()内の地点が誤報告であることを確認）。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（1/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	対目標値超	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%
				対50%値超	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%
				対10%値超	629	0	0.0%	621	0	0.0%	615	0	0.0%	572	0	0.0%	653	0	0.0%
				対 1%値超	629	1	0.2%	621	0	0.0%	615	1	0.2%	572	0	0.0%	653	0	0.0%
対	2	ダラポン	0.08	対目標値超	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%
				対50%値超	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%
				対10%値超	508	0	0.0%	431	0	0.0%	430	0	0.0%	411	0	0.0%	480	0	0.0%
				対 1%値超	508	10	2.0%	431	1	0.2%	430	10	2.3%	411	0	0.0%	480	2	0.4%
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	0.03	対目標値超	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%
				対50%値超	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%
				対10%値超	620	0	0.0%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%
				対 1%値超	620	2	0.3%	596	0	0.0%	553	0	0.0%	535	0	0.0%	620	0	0.0%
対	4	EPN	0.004	対目標値超	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%
				対50%値超	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%
				対10%値超	629	0	0.0%	632	0	0.0%	610	0	0.0%	565	0	0.0%	672	0	0.0%
				対 1%値超	629	10	1.6%	632	6	0.9%	610	16	2.6%	565	0	0.0%	672	2	0.3%
対	5	MCPA	0.005	対目標値超	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%
				対50%値超	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%
				対10%値超	115	0	0.0%	380	0	0.0%	404	0	0.0%	423	0	0.0%	524	0	0.0%
				対 1%値超	115	2	1.7%	380	1	0.3%	404	11	2.7%	423	0	0.0%	524	12	2.3%
対	6	アシュラム	0.9	対目標値超	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%
				対50%値超	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%
				対10%値超	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	0	0.0%
				対 1%値超	647	0	0.0%	550	0	0.0%	538	0	0.0%	494	0	0.0%	597	3	0.5%
対	7	アセフェート	0.006	対目標値超	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%
				対50%値超	592	0	0.0%	606	0	0.0%	578	0	0.0%	547	0	0.0%	638	0	0.0%
				対10%値超	592	5	0.8%	606	3	0.5%	578	16	2.8%	547	1	0.2%	638	2	0.3%
				対 1%値超	592	12	2.0%	606	3	0.5%	578	17	2.9%	547	1	0.2%	638	3	0.5%
対	8	アトラジン	0.01	対目標値超	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	588	0	0.0%	571	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
対	9	アニロホス	0.003	対目標値超	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値超	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値超	568	0	0.0%	508	0	0.0%	506	0	0.0%	477	0	0.0%	567	0	0.0%
				対 1%値超	568	7	1.2%	508	1	0.2%	506	11	2.2%	477	3	0.6%	567	4	0.7%
対	10	アミトラズ	0.006	対目標値超	117	0	－	345	0	－	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%
				対50%値超	117	0	－	345	0	－	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%
				対10%値超	117	0	－	345	0	－	359	0	0.0%	358	0	0.0%	452	0	0.0%
				対 1%値超	117	2	－	345	1	－	359	10	2.8%	358	0	0.0%	452	1	0.2%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（2/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	11	アラクロール	0.03	対目標値超	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対50%値超	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対10%値超	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	0	0.0%
				対 1%値超	613	0	0.0%	596	0	0.0%	577	0	0.0%	541	0	0.0%	638	1	0.2%
対	12	イソキサチオン	0.008	対目標値超	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%
				対50%値超	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%
				対10%値超	712	0	0.0%	674	0	0.0%	630	0	0.0%	582	0	0.0%	694	0	0.0%
				対 1%値超	712	3	0.4%	674	0	0.0%	630	1	0.2%	582	0	0.0%	694	0	0.0%
対	13	イソフェンホス	0.001	対目標値超	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	557	0	0.0%	537	0	0.0%	508	0	0.0%	628	0	0.0%
				対 1%値超	585	7	1.2%	557	2	0.4%	537	13	2.4%	508	3	0.6%	628	5	0.8%
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	対目標値超	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%
				対50%値超	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%
				対10%値超	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%
				対 1%値超	593	0	0.0%	577	0	0.0%	561	0	0.0%	532	0	0.0%	606	0	0.0%
対	15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	対目標値超	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%
				対50%値超	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%
				対10%値超	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%
				対 1%値超	697	0	0.0%	648	0	0.0%	635	0	0.0%	584	0	0.0%	687	0	0.0%
対	16	イプロベンホス(IBP)	0.09	対目標値超	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%
				対50%値超	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%
				対10%値超	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%
				対 1%値超	667	0	0.0%	633	0	0.0%	600	0	0.0%	562	0	0.0%	654	0	0.0%
対	17	イミノクタジン酢酸塩	0.006	対目標値超	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	0	0.0%	430	0	0.0%
				対50%値超	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%
				対10%値超	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	0	0.0%	381	3	0.8%	430	4	0.9%
				対 1%値超	424	0	0.0%	395	0	0.0%	403	1	0.2%	381	3	0.8%	430	4	0.9%
対	18	インダノファン	0.009	対目標値超	117	0	－	408	0	－	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%
				対50%値超	117	0	－	408	0	－	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%
				対10%値超	117	0	－	408	0	－	485	0	0.0%	487	0	0.0%	585	0	0.0%
				対 1%値超	117	2	－	408	1	－	485	1	0.2%	487	0	0.0%	585	0	0.0%
対	19	エスプロカルブ	0.03	対目標値超	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%
				対50%値超	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%
				対10%値超	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%
				対 1%値超	630	0	0.0%	581	0	0.0%	573	0	0.0%	539	0	0.0%	639	0	0.0%
対	20	エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	0.006	対目標値超	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%
				対 1%値超	603	0	0.0%	529	0	0.0%	528	0	0.0%	505	0	0.0%	586	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（3/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	21	エトフェンプロックス	0.08	対目標値超	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%
				対50%値超	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%
				対10%値超	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	0	0.0%
				対 1%値超	670	0	0.0%	686	0	0.0%	660	0	0.0%	626	0	0.0%	732	3	0.4%
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	0.004	対目標値超	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%
				対50%値超	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%
				対10%値超	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%
				対 1%値超	586	0	0.0%	539	0	0.0%	527	0	0.0%	491	0	0.0%	585	0	0.0%
対	23	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	0.01	対目標値超	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%
				対50%値超	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%
				対10%値超	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%
				対 1%値超	581	0	0.0%	510	0	0.0%	457	0	0.0%	442	0	0.0%	532	0	0.0%
対	24	オキサジクロメホン	0.02	対目標値超	126	0		396	0		444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%
				対50%値超	126	0		396	0		444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%
				対10%値超	126	0		396	0		444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%
				対 1%値超	126	0		396	0		444	0	0.0%	463	0	0.0%	550	0	0.0%
対	25	オキシン銅	0.03	対目標値超	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%
				対50%値超	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%
				対10%値超	564	0	0.0%	545	0	0.0%	513	0	0.0%	484	0	0.0%	556	0	0.0%
				対 1%値超	564	12	2.1%	545	2	0.4%	513	1	0.2%	484	3	0.6%	556	3	0.5%
対	26	オリサストロビン	0.1	対目標値超	122	0		351	0		400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%
				対50%値超	122	0		351	0		400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%
				対10%値超	122	0		351	0		400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%
				対 1%値超	122	0		351	1		400	0	0.0%	395	0	0.0%	493	0	0.0%
対	27	カズサホス	0.0006	対目標値超	110	0		345	0		413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%
				対50%値超	110	0		345	0		413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%
				対10%値超	110	0		345	0		413	0	0.0%	420	0	0.0%	518	0	0.0%
				対 1%値超	110	0		345	0		413	2	0.5%	420	1	0.2%	518	1	0.2%
対	28	カフェンストロール	0.008	対目標値超	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	0	0.0%	721	0	0.0%
				対 1%値超	639	0	0.0%	646	0	0.0%	640	0	0.0%	607	1	0.2%	721	0	0.0%
対	29	カルタップ	0.3	対目標値超	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%
				対50%値超	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%
				対10%値超	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%
				対 1%値超	51	0	0.0%	188	0	0.0%	248	0	0.0%	347	0	0.0%	424	0	0.0%
対	30	カルバリル(NAC)	0.05	対目標値超	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	0	0.0%
				対 1%値超	617	0	0.0%	537	0	0.0%	518	0	0.0%	479	0	0.0%	540	7	1.3%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（4/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	31	カルプロパミド	0.04	対目標値超	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%
				対50%値超	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%
				対10%値超	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%
				対 1%値超	572	0	0.0%	487	0	0.0%	466	0	0.0%	439	0	0.0%	517	0	0.0%
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	0.005	対目標値超	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%
				対50%値超	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%
				対10%値超	552	0	0.0%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%
				対 1%値超	552	2	0.4%	536	0	0.0%	504	0	0.0%	462	0	0.0%	546	0	0.0%
対	33	キノクラミン（ACN）	0.005	対目標値超	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%
				対50%値超	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%
				対10%値超	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%
				対 1%値超	123	0	0.0%	359	0	0.0%	401	0	0.0%	408	0	0.0%	500	0	0.0%
対	34	キャプタン	0.3	対目標値超	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%
				対50%値超	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%
				対10%値超	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%
				対 1%値超	604	0	0.0%	593	0	0.0%	567	0	0.0%	524	0	0.0%	625	0	0.0%
対	35	クミルロン	0.03	対目標値超	108	0	－	393	0	－	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%
				対50%値超	108	0	－	393	0	－	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%
				対10%値超	108	0	－	393	0	－	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%
				対 1%値超	108	0	－	393	1	－	474	0	0.0%	475	0	0.0%	578	0	0.0%
対	36	グリホサート	2	対目標値超	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%
				対50%値超	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%
				対10%値超	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%
				対 1%値超	543	0	0.0%	474	0	0.0%	466	0	0.0%	458	0	0.0%	519	0	0.0%
対	37	グルホシネート	0.02	対目標値超	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%
				対50%値超	57	0	0.0%	163	0	0.0%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%
				対10%値超	57	0	0.0%	163	1	0.6%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%
				対 1%値超	57	0	0.0%	163	3	1.8%	228	0	0.0%	281	0	0.0%	341	0	0.0%
対	38	クロメプロップ	0.02	対目標値超	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%
				対50%値超	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%
				対10%値超	116	0	0.0%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%
				対 1%値超	116	2	1.7%	404	0	0.0%	428	0	0.0%	442	0	0.0%	533	0	0.0%
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	対目標値超	531	0	0.0%	514	0	0.0%	493	0	0.0%	454	0	0.0%	525	0	0.0%
				対50%値超	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%
				対10%値超	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	3	0.7%	525	5	1.0%
				対 1%値超	531	0	0.0%	514	2	0.4%	493	0	0.0%	454	7	1.5%	525	5	1.0%
対	40	クロルピリホス	0.003	対目標値超	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%
				対50%値超	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%
				対10%値超	622	0	0.0%	640	0	0.0%	609	0	0.0%	566	0	0.0%	685	0	0.0%
				対 1%値超	622	8	1.3%	640	1	0.2%	609	12	2.0%	566	0	0.0%	685	3	0.4%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（5/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	41	クロロタロニル(TPN)	0.05	対目標値超	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%
				対50%値超	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%
				対10%値超	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%
				対 1%値超	674	0	0.0%	692	0	0.0%	669	0	0.0%	615	0	0.0%	706	0	0.0%
対	42	シアナジン	0.004	対目標値超	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	114	0	0.0%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%
				対 1%値超	114	2	1.8%	418	0	0.0%	485	0	0.0%	484	0	0.0%	598	0	0.0%
対	43	シアノホス（CYAP）	0.003	対目標値超	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%
				対50%値超	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%
				対10%値超	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%
				対 1%値超	117	0	0.0%	389	0	0.0%	417	0	0.0%	421	0	0.0%	527	0	0.0%
対	44	ジウロン(DCMU)	0.02	対目標値超	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%
				対 1%値超	577	0	0.0%	542	0	0.0%	534	0	0.0%	511	0	0.0%	598	0	0.0%
対	45	ジクロベニル(DBN)	0.03	対目標値超	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%
				対50%値超	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%
				対10%値超	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	0	0.0%
				対 1%値超	652	0	0.0%	602	0	0.0%	588	0	0.0%	540	0	0.0%	650	1	0.2%
対	46	ジクロルボス(DDVP)	0.008	対目標値超	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%
				対50%値超	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%
				対10%値超	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	0	0.0%
				対 1%値超	705	0	0.0%	575	0	0.0%	556	0	0.0%	511	0	0.0%	611	1	0.2%
対	47	ジクワット	0.005	対目標値超	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%
				対50%値超	535	0	0.0%	451	0	0.0%	436	0	0.0%	432	0	0.0%	489	0	0.0%
				対10%値超	535	12	2.2%	451	8	1.8%	436	22	5.0%	432	3	0.7%	489	7	1.4%
				対 1%値超	535	13	2.4%	451	8	1.8%	436	23	5.3%	432	3	0.7%	489	7	1.4%
対	48	エチルチオメトン	0.004	対目標値超	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%
				対50%値超	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%
				対10%値超	682	0	0.0%	580	0	0.0%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	0	0.0%
				対 1%値超	682	0	0.0%	580	1	0.2%	578	0	0.0%	533	0	0.0%	637	3	0.5%
対	49	ジチアノン	0.03	対目標値超	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%
				対50%値超	47	0	0.0%	191	0	0.0%	175	0	0.0%	173	0	0.0%	253	0	0.0%
				対10%値超	47	0	0.0%	191	1	0.5%	175	1	0.6%	173	0	0.0%	253	0	0.0%
				対 1%値超	47	0	0.0%	191	2	1.0%	175	1	0.6%	173	4	2.3%	253	2	0.8%
対	50	ジチオカルバメート系農薬	0.005	対目標値超	45	0		150	0		179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	0	0.0%
				対50%値超	45	0		150	0		179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%
				対10%値超	45	0		150	0		179	0	0.0%	243	0	0.0%	316	3	0.9%
				対 1%値超	45	0		150	0		179	1	0.6%	243	3	1.2%	316	7	2.2%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（6/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	51	ジチオピル	0.009	対目標値超	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%
				対50%値超	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%
				対10%値超	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%
				対 1%値超	592	0	0.0%	532	0	0.0%	533	0	0.0%	507	0	0.0%	600	0	0.0%
対	52	シハロホップブチル	0.006	対目標値超	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%
				対50%値超	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%
				対10%値超	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%
				対 1%値超	127	0	0.0%	378	0	0.0%	446	0	0.0%	451	0	0.0%	545	0	0.0%
対	53	シマジン(CAT)	0.003	対目標値超	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%
				対50%値超	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%
				対10%値超	647	0	0.0%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	0	0.0%
				対 1%値超	647	3	0.5%	660	0	0.0%	638	0	0.0%	604	0	0.0%	695	1	0.1%
対	54	ジメタメトリン	0.02	対目標値超	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	0	0.0%	549	0	0.0%	642	0	0.0%
				対 1%値超	615	0	0.0%	586	0	0.0%	579	1	0.2%	549	0	0.0%	642	0	0.0%
対	55	ジメトエート	0.05	対目標値超	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%
				対50%値超	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%
				対10%値超	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%
				対 1%値超	612	0	0.0%	594	0	0.0%	578	0	0.0%	544	0	0.0%	640	0	0.0%
対	56	シメトリン	0.03	対目標値超	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%
				対50%値超	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%
				対10%値超	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%
				対 1%値超	639	0	0.0%	634	0	0.0%	608	0	0.0%	581	0	0.0%	680	0	0.0%
対	57	ジメピペレート	0.003	対目標値超	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%
				対50%値超	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%
				対10%値超	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%
				対 1%値超	559	0	0.0%	519	0	0.0%	520	0	0.0%	497	0	0.0%	586	0	0.0%
対	58	ダイアジノン	0.003	対目標値超	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%
				対50%値超	751	0	0.0%	731	0	0.0%	708	0	0.0%	665	0	0.0%	765	0	0.0%
				対10%値超	751	1	0.1%	731	1	0.1%	708	1	0.1%	665	0	0.0%	765	0	0.0%
				対 1%値超	751	15	2.0%	731	10	1.4%	708	27	3.8%	665	7	1.1%	765	5	0.7%
対	59	ダイムロン	0.8	対目標値超	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%
				対 1%値超	615	0	0.0%	544	0	0.0%	532	0	0.0%	504	0	0.0%	563	0	0.0%
対	60（～H27）	ダゾメット※	0.006	対目標値超	54	0	0.0%	153	0	0.0%	202	0	0.0%						
				対50%値超	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%						
				対10%値超	54	0	0.0%	153	1	0.7%	202	0	0.0%						
				対 1%値超	54	0	0.0%	153	3	2.0%	202	0	0.0%						
対	60	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート※	0.01（メチルイソチオシアネートとして）	対目標値超	55	0		153	0		202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%
				対50%値超	55	0		153	1		202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%
				対10%値超	55	0		153	1		202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%
				対 1%値超	55	0		153	3		202	0	0.0%	272	0	0.0%	352	0	0.0%

※ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート(MITC)についてはH25～27年度のデータより、原体（ダゾメット、メタム）の検出結果から分子量（ダゾメット：162、メタム：129、MITC：73）を基に換算。

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（7/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	61	チアジニル	0.1	対目標値超	110	0		379	0		433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%
				対50%値超	110	0		379	0		433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%
				対10%値超	110	0		379	0		433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%
				対 1%値超	110	0		379	0		433	0	0.0%	453	0	0.0%	544	0	0.0%
対	62	チウラム	0.02	対目標値超	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%
				対50%値超	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%
				対10%値超	610	0	0.0%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%
				対 1%値超	610	2	0.3%	651	0	0.0%	604	0	0.0%	576	0	0.0%	659	0	0.0%
対	63	チオジカルブ	0.08	対目標値超	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%
				対50%値超	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%
				対10%値超	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%
				対 1%値超	566	0	0.0%	520	0	0.0%	513	0	0.0%	482	0	0.0%	555	0	0.0%
対	64	チオファネートメチル	0.3	対目標値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%
				対50%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%
				対10%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	0	0.0%
				対 1%値超	593	0	0.0%	567	0	0.0%	534	0	0.0%	523	0	0.0%	598	3	0.5%
対	65	チオベンカルブ	0.02	対目標値超	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%
				対 1%値超	626	0	0.0%	629	0	0.0%	608	0	0.0%	578	0	0.0%	665	0	0.0%
対	66	テフリルトリオン	0.002	対目標値超															
				対50%値超															
				対10%値超															
				対 1%値超	24	0	－	21	0	－	24	0	0.0%						
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	対目標値超	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%
				対50%値超	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%
				対10%値超	567	0	0.0%	515	0	0.0%	513	0	0.0%	479	0	0.0%	567	0	0.0%
				対 1%値超	567	7	1.2%	515	2	0.4%	513	1	0.2%	479	0	0.0%	567	0	0.0%
対	68	トリクロピル	0.006	対目標値超	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%
				対50%値超	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%
				対10%値超	607	0	0.0%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%
				対 1%値超	607	2	0.3%	584	0	0.0%	554	0	0.0%	529	0	0.0%	607	0	0.0%
対	69	トリクロルホン(DEP)	0.005	対目標値超	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%
				対50%値超	632	0	0.0%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	0	0.0%	594	0	0.0%
				対10%値超	632	1	0.2%	566	0	0.0%	541	0	0.0%	497	1	0.2%	594	0	0.0%
				対 1%値超	632	11	1.7%	566	2	0.4%	541	5	0.9%	497	6	1.2%	594	6	1.0%
対	70	トリシクラゾール	0.1	対目標値超	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%
				対 1%値超	600	0	0.0%	544	0	0.0%	527	0	0.0%	513	0	0.0%	574	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（8/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	71	トリフルラリン	0.06	対目標値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%
				対50%値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%
				対10%値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%
				対 1%値超	615	0	0.0%	632	0	0.0%	628	0	0.0%	602	0	0.0%	683	0	0.0%
対	72	ナプロパミド	0.03	対目標値超	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%
				対50%値超	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%
				対10%値超	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%
				対 1%値超	589	0	0.0%	530	0	0.0%	524	0	0.0%	501	0	0.0%	572	0	0.0%
対	73	パラコート	0.005	対目標値超	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%
				対50%値超	58	0	0.0%	209	0	0.0%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%
				対10%値超	58	0	0.0%	209	1	0.5%	269	0	0.0%	328	0	0.0%	432	0	0.0%
				対 1%値超	58	0	0.0%	209	3	1.4%	269	1	0.4%	328	0	0.0%	432	0	0.0%
対	74	ピペロホス	0.0009	対目標値超	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%
				対50%値超	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%
				対10%値超	547	0	0.0%	507	0	0.0%	504	0	0.0%	481	0	0.0%	566	0	0.0%
				対 1%値超	547	7	1.3%	507	8	1.6%	504	11	2.2%	481	7	1.5%	566	6	1.1%
対	75	ピラクロニル	0.01	対目標値超	61	0		149	0		203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%
				対50%値超	61	0		149	0		203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%
				対10%値超	61	0		149	0		203	0	0.0%	317	0	0.0%	427	0	0.0%
				対 1%値超	61	0		149	0		203	4	2.0%	317	1	0.3%	427	1	0.2%
対	76	ピラゾキシフェン	0.004	対目標値超	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%
				対50%値超	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%
				対10%値超	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	0	0.0%	393	0	0.0%	495	0	0.0%
				対 1%値超	114	0	0.0%	344	0	0.0%	398	1	0.3%	393	4	1.0%	495	0	0.0%
対	77	ピラゾリネート（ピラゾレート）	0.02	対目標値超	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%
				対50%値超	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%
				対10%値超	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%
				対 1%値超	113	0	0.0%	383	0	0.0%	407	0	0.0%	423	0	0.0%	525	0	0.0%
対	78	ピリダフェンチオン	0.002	対目標値超	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%
				対50%値超	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%
				対10%値超	574	0	0.0%	553	0	0.0%	534	0	0.0%	495	0	0.0%	583	0	0.0%
				対 1%値超	574	6	1.0%	553	1	0.2%	534	11	2.1%	495	7	1.4%	583	4	0.7%
対	79	ピリブチカルブ	0.02	対目標値超	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%
				対 1%値超	626	3	0.5%	601	0	0.0%	597	0	0.0%	561	0	0.0%	653	0	0.0%
対	80	ピロキロン	0.05	対目標値超	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%
				対50%値超	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%
				対10%値超	626	0	0.0%	589	0	0.0%	587	0	0.0%	554	0	0.0%	641	0	0.0%
				対 1%値超	626	0	0.0%	589	1	0.2%	587	1	0.2%	554	0	0.0%	641	1	0.2%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（9/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	81	フィプロニル	0.0005	対目標値超	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%
				対50%値超	632	0	0.0%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%
				対10%値超	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	0	0.0%
				対 1%値超	632	2	0.3%	610	0	0.0%	602	0	0.0%	580	0	0.0%	673	1	0.1%
対	82	フェニトロチオン(MEP)	0.01	対目標値超	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%
				対50%値超	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%
				対10%値超	762	0	0.0%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%
				対 1%値超	762	1	0.1%	718	0	0.0%	706	0	0.0%	675	0	0.0%	772	0	0.0%
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	対目標値超	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%
				対50%値超	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%
				対10%値超	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	0	0.0%	586	0	0.0%	687	0	0.0%
				対 1%値超	693	0	0.0%	665	0	0.0%	637	1	0.2%	586	0	0.0%	687	0	0.0%
対	84	フェリムゾン	0.05	対目標値超	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%
				対50%値超	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%
				対10%値超	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%
				対 1%値超	56	0	0.0%	204	0	0.0%	256	0	0.0%	355	0	0.0%	479	0	0.0%
対	85	フェンチオン(MPP)	0.006	対目標値超	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%
				対50%値超	661	0	0.0%	612	0	0.0%	613	0	0.0%	550	0	0.0%	650	0	0.0%
				対10%値超	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%
				対 1%値超	661	0	0.0%	612	1	0.2%	613	1	0.2%	550	0	0.0%	650	0	0.0%
対	86	フェントエート(PAP)	0.007	対目標値超	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%
				対50%値超	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%
				対10%値超	652	0	0.0%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%
				対 1%値超	652	1	0.2%	605	0	0.0%	600	0	0.0%	573	0	0.0%	667	0	0.0%
対	87	フェントラザミド	0.01	対目標値超	111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%
				対50%値超	111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%
				対10%値超	111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%
				対 1%値超	111	0	0.0%	378	0	0.0%	405	0	0.0%	432	0	0.0%	561	0	0.0%
対	88	フサライド	0.1	対目標値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%
				対50%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%
				対10%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%
				対 1%値超	643	0	0.0%	637	0	0.0%	617	0	0.0%	598	0	0.0%	702	0	0.0%
対	89	ブタクロール	0.03	対目標値超	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%
				対50%値超	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%
				対10%値超	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	0	0.0%	438	0	0.0%	528	0	0.0%
				対 1%値超	117	0	0.0%	360	0	0.0%	431	3	0.7%	438	1	0.2%	528	0	0.0%
対	90	ブタミホス	0.02	対目標値超	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%
				対50%値超	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%
				対10%値超	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%
				対 1%値超	619	0	0.0%	598	0	0.0%	583	0	0.0%	546	0	0.0%	638	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（10/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	91	ブプロフェジン	0.02	対目標値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%
				対50%値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%
				対10%値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%
				対 1%値超	606	0	0.0%	610	0	0.0%	585	0	0.0%	550	0	0.0%	651	0	0.0%
対	92	フルアジナム	0.03	対目標値超	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%
				対50%値超	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%
				対10%値超	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%
				対 1%値超	104	0	0.0%	390	0	0.0%	424	0	0.0%	446	0	0.0%	539	0	0.0%
対	93	プレチラクロール	0.05	対目標値超	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%
				対50%値超	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%
				対10%値超	669	0	0.0%	655	0	0.0%	631	0	0.0%	615	0	0.0%	709	0	0.0%
				対 1%値超	669	0	0.0%	655	2	0.3%	631	1	0.2%	615	1	0.2%	709	0	0.0%
対	94	プロシミドン	0.09	対目標値超	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%
				対50%値超	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%
				対10%値超	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%
				対 1%値超	585	0	0.0%	548	0	0.0%	531	0	0.0%	511	0	0.0%	593	0	0.0%
対	95	プロチオホス	0.004	対目標値超	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%
				対50%値超	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%
				対10%値超	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	0	0.0%
				対 1%値超	49	0	0.0%	153	0	0.0%	240	0	0.0%	285	0	0.0%	350	1	0.3%
対	96	プロピコナゾール	0.05	対目標値超	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%
				対50%値超	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%
				対10%値超	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%
				対 1%値超	574	0	0.0%	555	0	0.0%	548	0	0.0%	514	0	0.0%	608	0	0.0%
対	97	プロピザミド	0.05	対目標値超	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%
				対50%値超	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%
				対10%値超	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%
				対 1%値超	596	0	0.0%	631	0	0.0%	605	0	0.0%	554	0	0.0%	651	0	0.0%
対	98	プロベナゾール	0.05	対目標値超	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%
				対50%値超	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%
				対10%値超	600	0	0.0%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	0	0.0%
				対 1%値超	600	2	0.3%	574	0	0.0%	558	0	0.0%	532	0	0.0%	621	7	1.1%
対	99	ブロモブチド	0.1	対目標値超	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%
				対50%値超	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%
				対10%値超	656	0	0.0%	605	0	0.0%	602	0	0.0%	592	0	0.0%	693	0	0.0%
				対 1%値超	656	3	0.5%	605	3	0.5%	602	2	0.3%	592	1	0.2%	693	3	0.4%
対	100	ベノミル	0.02	対目標値超	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%
				対 1%値超	631	0	0.0%	560	0	0.0%	546	0	0.0%	533	0	0.0%	584	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（11/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	101	ペンシクロン	0.1	対目標値超	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%
				対50%値超	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%
				対10%値超	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%
				対 1%値超	635	0	0.0%	595	0	0.0%	596	0	0.0%	557	0	0.0%	669	0	0.0%
対	102	ベンゾビシクロン	0.09	対目標値超	113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	113	0	0.0%	384	0	0.0%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	113	2	1.8%	384	1	0.3%	432	0	0.0%	449	0	0.0%	534	0	0.0%
対	103	ベンゾフェナップ	0.005	対目標値超	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%
				対50%値超	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%
				対10%値超	107	0	0.0%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%
				対 1%値超	107	2	1.9%	383	0	0.0%	417	0	0.0%	420	0	0.0%	520	0	0.0%
対	104	ベンタゾン	0.2	対目標値超	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%
				対50%値超	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%
				対10%値超	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%
				対 1%値超	601	0	0.0%	607	0	0.0%	566	0	0.0%	536	0	0.0%	642	0	0.0%
対	105	ペンディメタリン	0.3	対目標値超	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%
				対50%値超	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%
				対10%値超	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%
				対 1%値超	660	0	0.0%	662	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	716	0	0.0%
対	106	ベンフラカルブ	0.04	対目標値超	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%
				対50%値超	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%
				対10%値超	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%
				対 1%値超	552	0	0.0%	512	0	0.0%	500	0	0.0%	503	0	0.0%	582	0	0.0%
対	107	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01	対目標値超	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%
				対50%値超	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%
				対10%値超	597	0	0.0%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%
				対 1%値超	597	4	0.7%	558	0	0.0%	547	0	0.0%	521	0	0.0%	605	0	0.0%
対	108	ベンフレセート	0.07	対目標値超	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%
				対50%値超	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%
				対10%値超	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	0	0.0%	378	0	0.0%	477	0	0.0%
				対 1%値超	113	0	0.0%	354	0	0.0%	379	1	0.3%	378	0	0.0%	477	0	0.0%
対	109	ホスチアゼート	0.003	対目標値超	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%
				対50%値超	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%
				対10%値超	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	0	0.0%	534	0	0.0%
				対 1%値超	118	0	0.0%	369	0	0.0%	430	0	0.0%	436	4	0.9%	534	0	0.0%
対	110	マラソン（マラチオン）	0.7	対目標値超	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%
				対50%値超	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%
				対10%値超	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%
				対 1%値超	647	0	0.0%	627	0	0.0%	604	0	0.0%	582	0	0.0%	680	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（12/13）

群	番号	項目名	目標値※1（mg/L）	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	111	メコプロップ(MCPP)	0.05	対目標値超	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%
				対50%値超	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%
				対10%値超	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%
				対 1%値超	652	0	0.0%	600	0	0.0%	576	0	0.0%	544	0	0.0%	646	0	0.0%
対	112	メソミル	0.03	対目標値超	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%
				対50%値超	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%
				対10%値超	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	0	0.0%
				対 1%値超	598	0	0.0%	586	0	0.0%	570	0	0.0%	546	0	0.0%	619	3	0.5%
対	112（～H27）	メタム（カーバム）	0.01	対目標値超	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%	248					
				対50%値超	47	0	0.0%	133	0	0.0%	180	0	0.0%	248					
				対10%値超	47	0	0.0%	133	2	1.5%	180	0	0.0%	248					
				対 1%値超	47	0	0.0%	133	3	2.3%	180	0	0.0%	248					
対	113	メタラキシル	0.06	対目標値超	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%
				対50%値超	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%
				対10%値超	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%
				対 1%値超	666	0	0.0%	614	0	0.0%	605	0	0.0%	586	0	0.0%	676	0	0.0%
対	114	メチダチオン(DMTP)	0.004	対目標値超	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%
				対50%値超	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%
				対10%値超	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	0	0.0%
				対 1%値超	688	0	0.0%	640	0	0.0%	634	0	0.0%	619	0	0.0%	700	3	0.4%
対	115	メチルダイムロン	0.03	対目標値超	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%
				対50%値超	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%
				対10%値超	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%
				対 1%値超	573	0	0.0%	523	0	0.0%	518	0	0.0%	501	0	0.0%	588	0	0.0%
対	116	メトミノストロビン	0.04	対目標値超	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%
				対50%値超	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%
				対10%値超	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%
				対 1%値超	118	0	0.0%	411	0	0.0%	456	0	0.0%	473	0	0.0%	569	0	0.0%
対	117	メトリブジン	0.03	対目標値超	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%
				対50%値超	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%
				対10%値超	111	0	0.0%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%
				対 1%値超	111	2	1.8%	400	0	0.0%	480	0	0.0%	484	0	0.0%	584	0	0.0%
対	118	メフェナセット	0.02	対目標値超	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%
				対50%値超	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%
				対10%値超	698	0	0.0%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	0	0.0%	700	0	0.0%
				対 1%値超	698	6	0.9%	646	0	0.0%	625	0	0.0%	601	1	0.2%	700	0	0.0%
対	119	メプロニル	0.1	対目標値超	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%
				対50%値超	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%
				対10%値超	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%
				対 1%値超	617	0	0.0%	615	0	0.0%	601	0	0.0%	560	0	0.0%	648	0	0.0%

表 2-9　農薬類（対象農薬リスト掲載農薬類）の水道水質データの整理結果（13/13）

群	番号	項目名	目標値※1 (mg/L)	評価	H25			H26			H27 ※2			H28 ※3			H29 ※4		
					調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合	調査地点数	超過地点数	超過割合
対	120	モリネート	0.005	対目標値超	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%
				対50%値超	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	0	0.0%
				対10%値超	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%
				対 1%値超	657	0	0.0%	642	0	0.0%	640	0	0.0%	617	0	0.0%	710	4	0.6%

※1　平成31年4月1日時点の目標値で評価している。タゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート（MITC）については平成25～27年度のデータより、原体（タゾメット、メタム）の検出結果から分子量（タゾメット：162、メタム：129、、MITC：73）を基に換算。

※2　平成25年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、グルホシネート（対50%値超過2地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過5地点）、ジチオカルバメート系農薬（対目標値超過2地点）

※3　平成26年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過6地点）、ジチオカルバメート系農薬（対10%値超過1地点、対1%値超過1地点）

※4　平成27年度の以下の項目については、水道事業者等へヒアリングを行い水道統計集計結果を一部修正している（（）内の地点が誤報告であることを確認）。
アセフェート（対目標値超か1地点）、イミノクタジン酢酸塩（対50%値超過20地点）、クロルニトロフェン（CNP）（対50%値超過11地点）、ジチオカルバメート系農薬（対50%値超過1地点）

基-1　　一般細菌　　【健康項目】

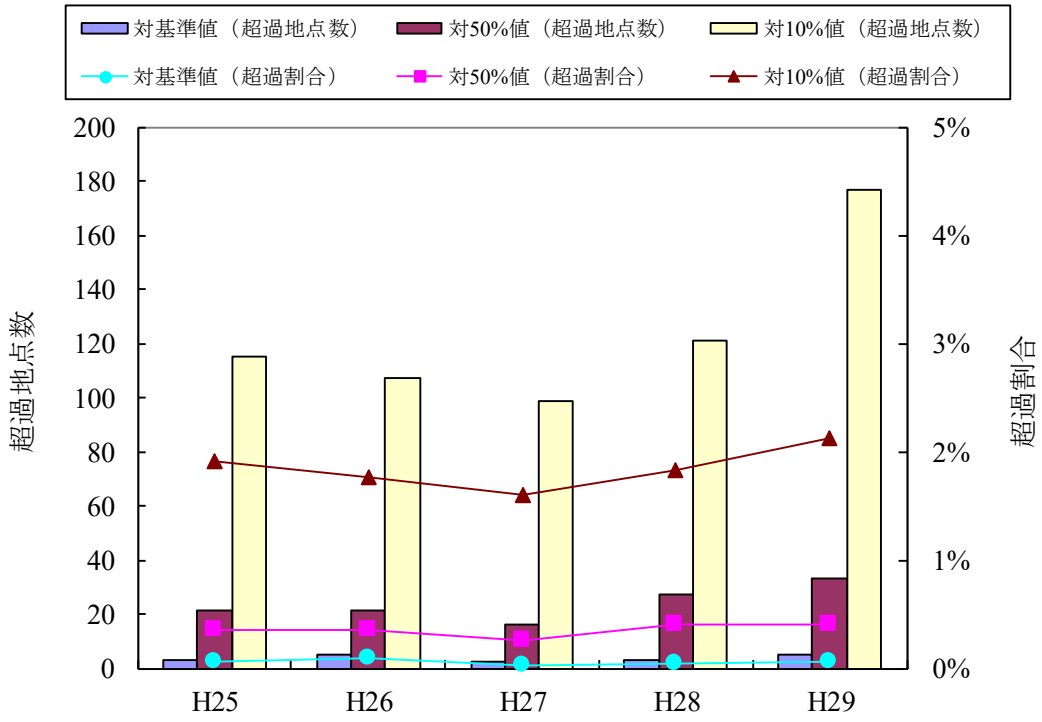

基-3　　カドミウム及びその化合物　　【健康項目】

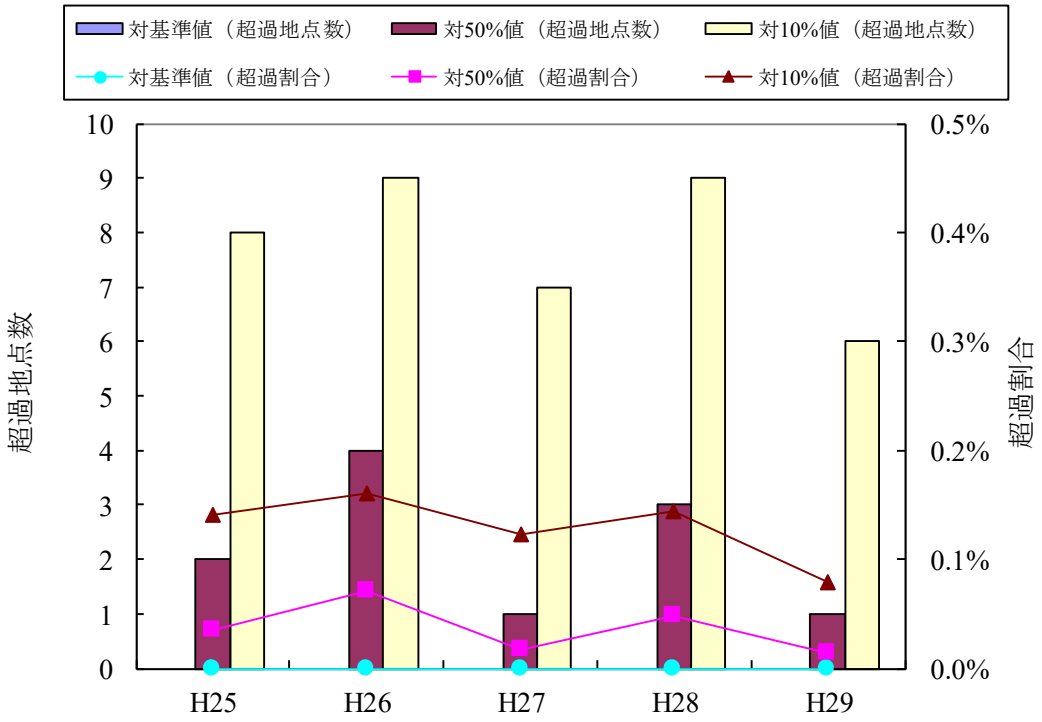

図 2-1　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(1)

基-4　　水銀及びその化合物　　【健康項目】

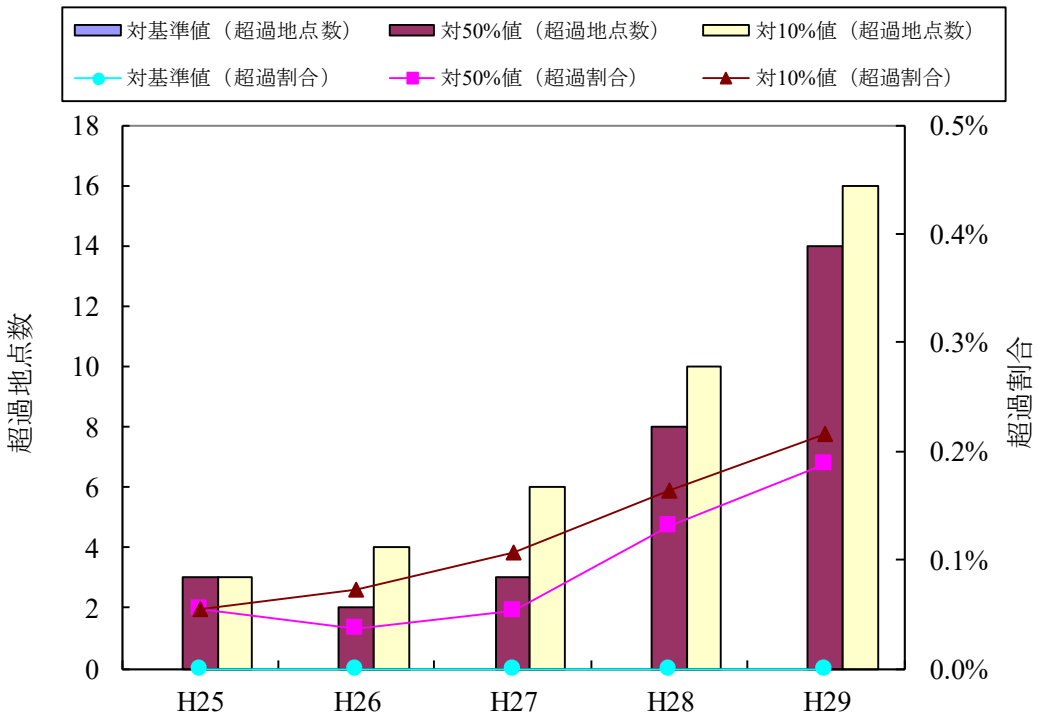

基-5　　セレン及びその化合物　　【健康項目】

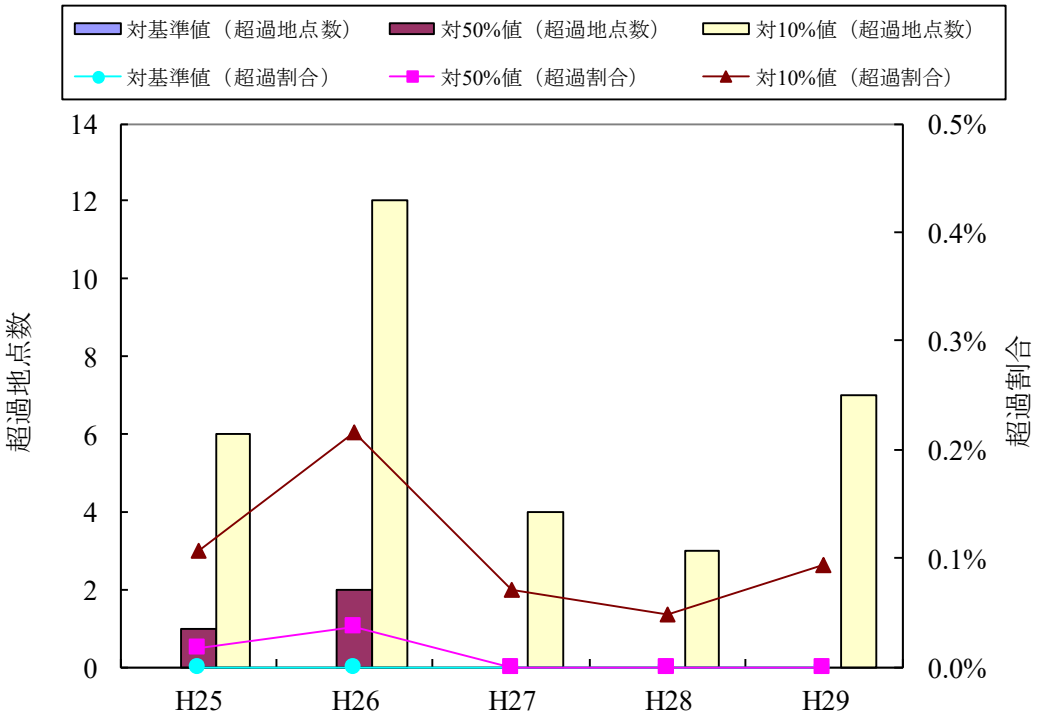

図 2-2　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(2)

基-6　　鉛及びその化合物　　【健康項目】

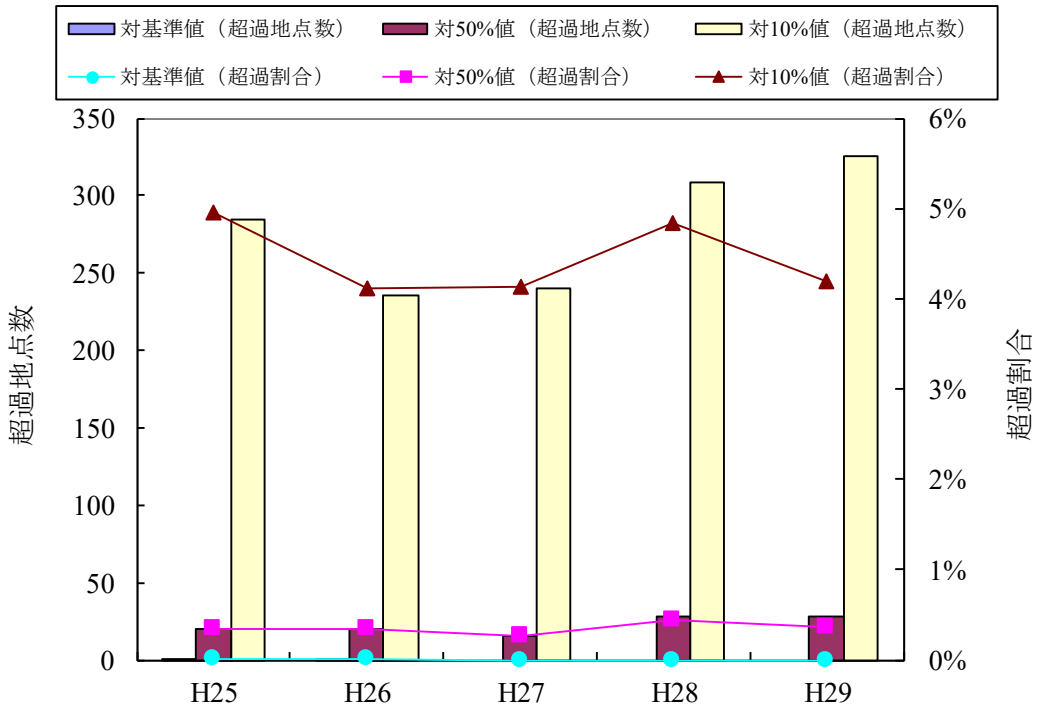

基-7　　ヒ素及びその化合物　　【健康項目】

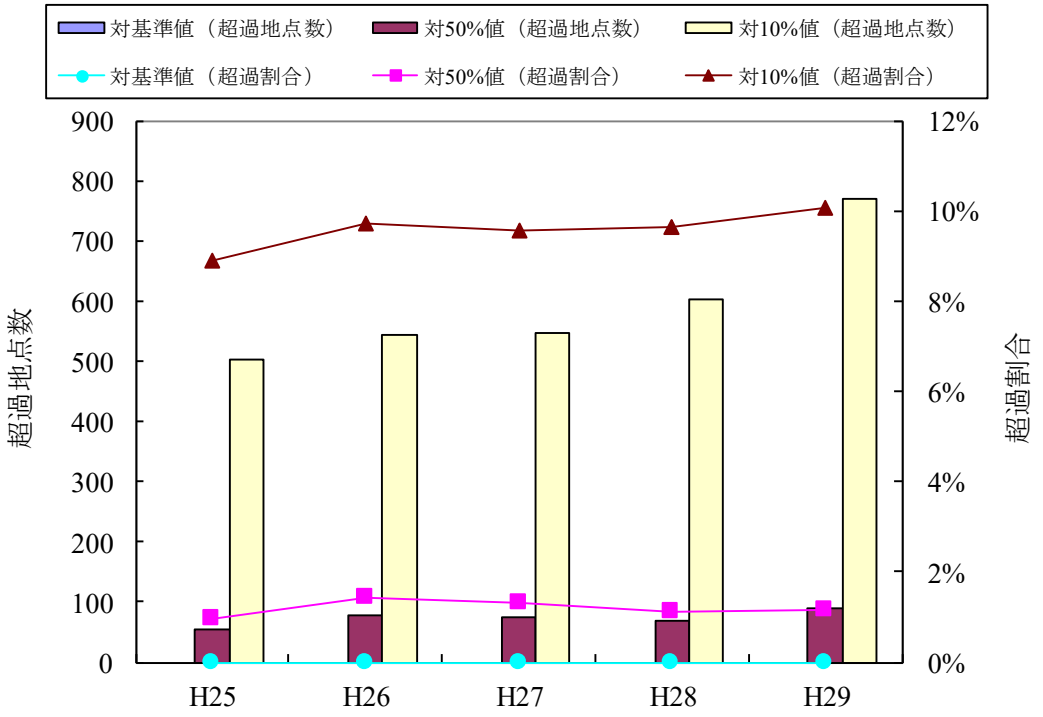

図 2-3　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(3)

基-8　　六価クロム化合物　　【健康項目】

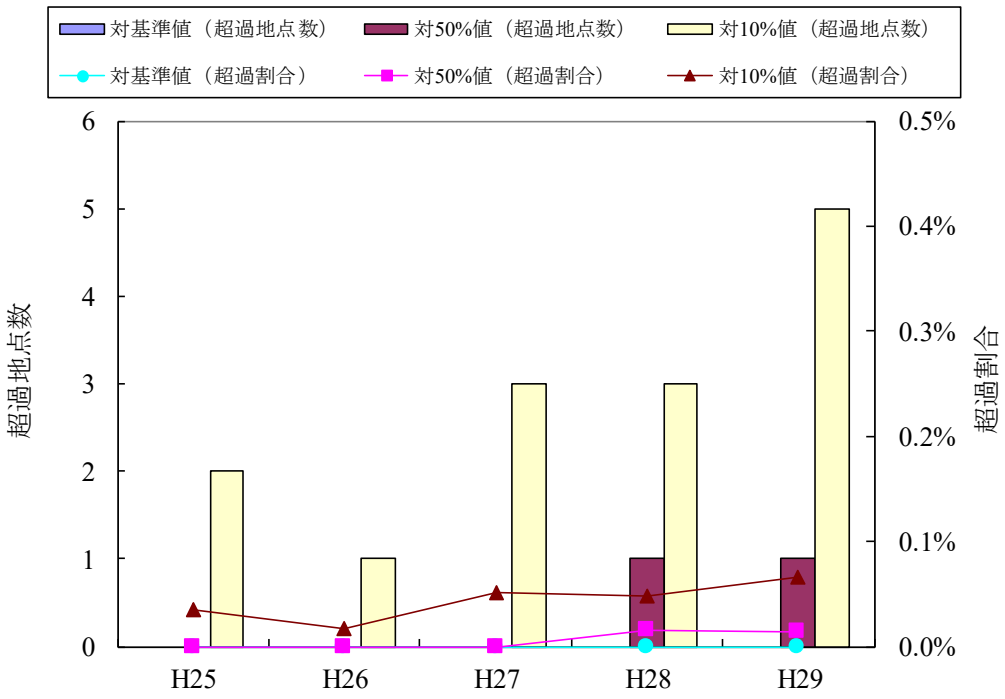

基-9　　亜硝酸態窒素　　【健康項目】

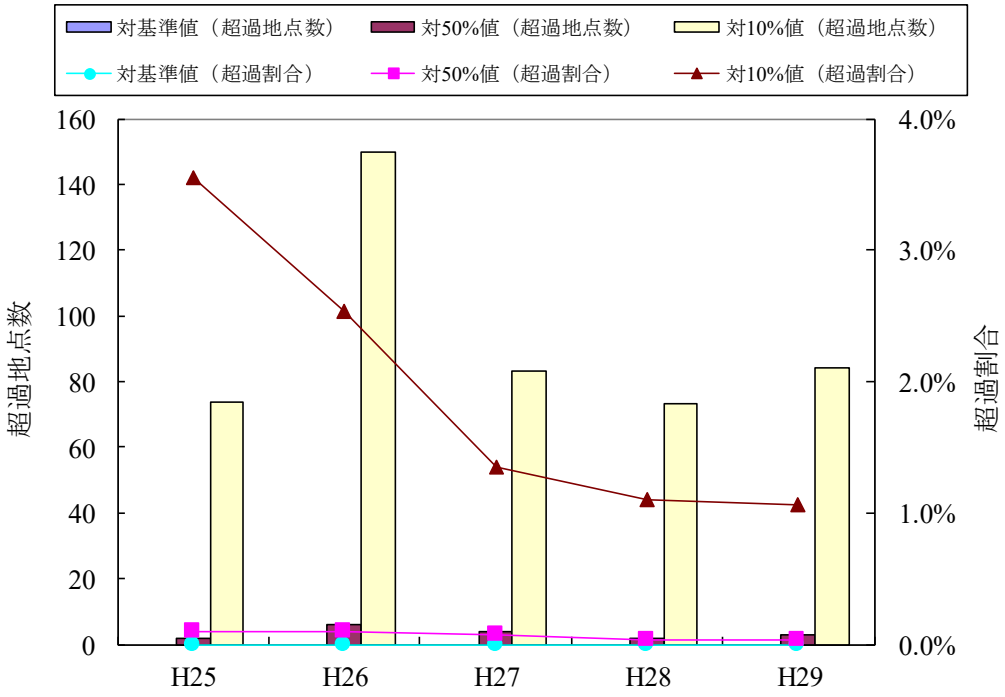

図 2-4　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(4)

基-10　　シアン化物及び塩化シアン　　【健康項目】

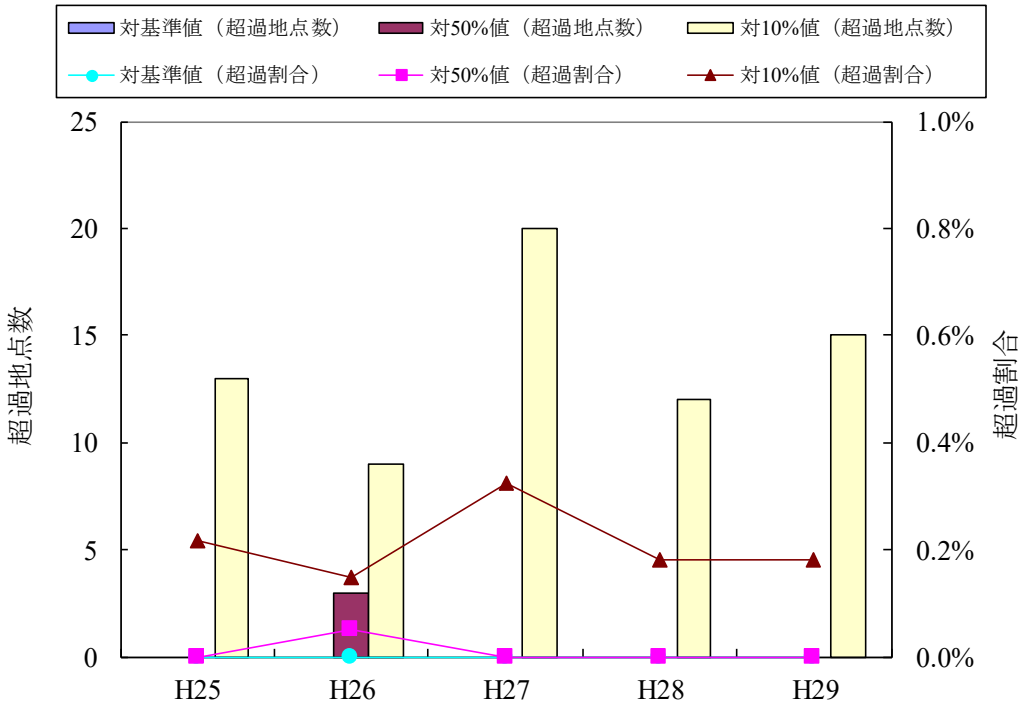

基-11　　硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素【健康項目】

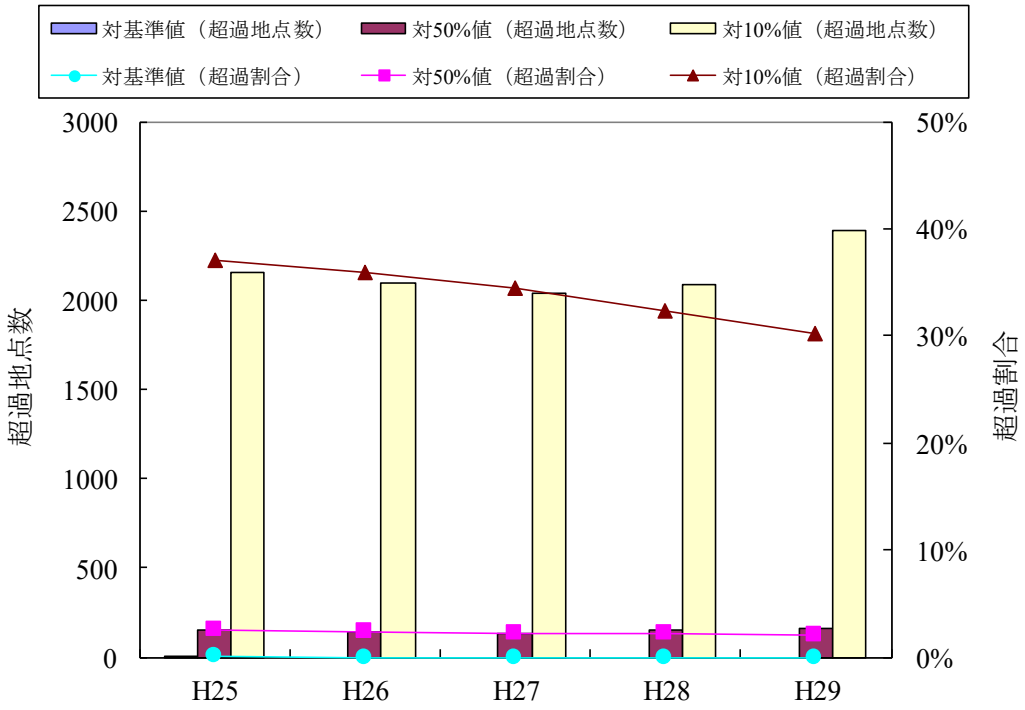

図 2-5　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(5)

基-12　フッ素及びその化合物　【健康項目】

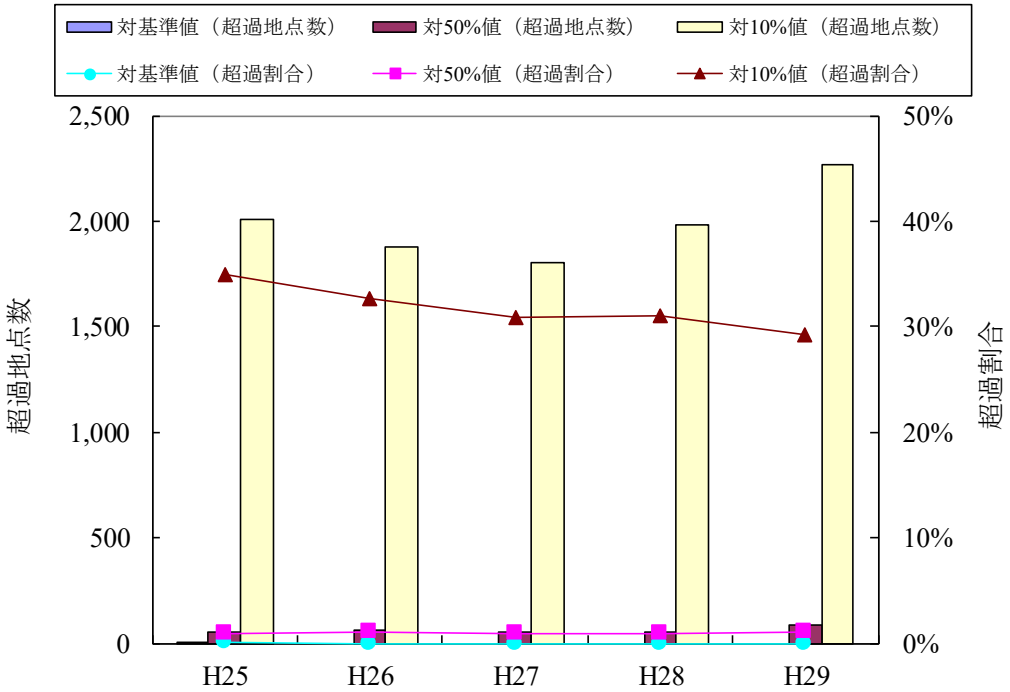

基-13　ホウ素及びその化合物　【健康項目】

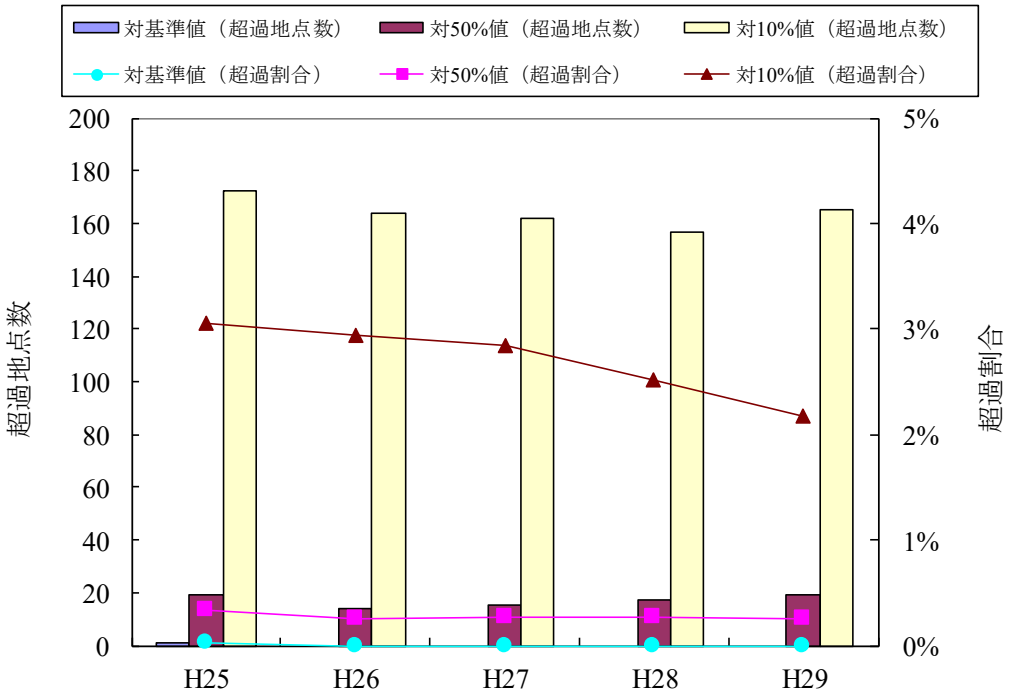

図 2-6　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(6)

基-14　四塩化炭素　【健康項目】

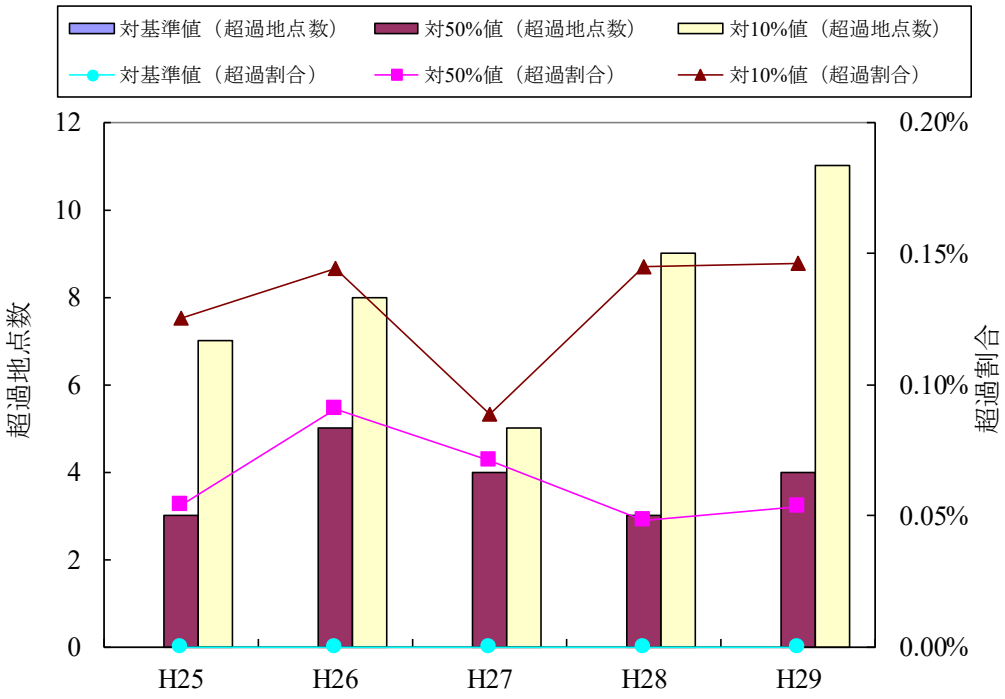

基-15　1,4-ジオキサン　【健康項目】

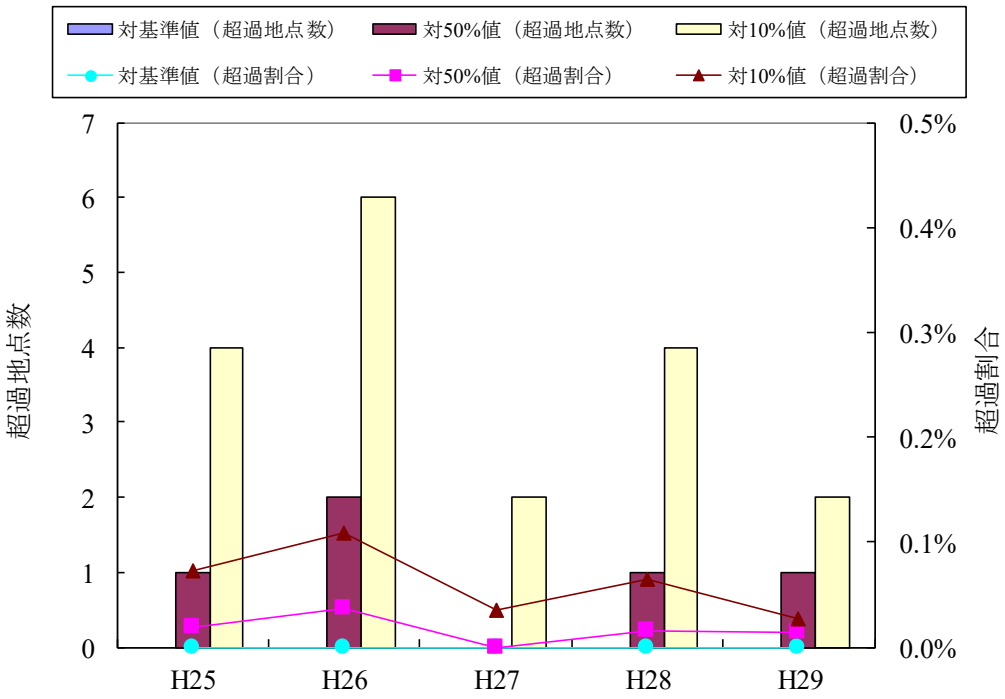

図 2-7　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(7)

~~基-16　シス-1,2-ジクロロエチレン~~　【健康項目】

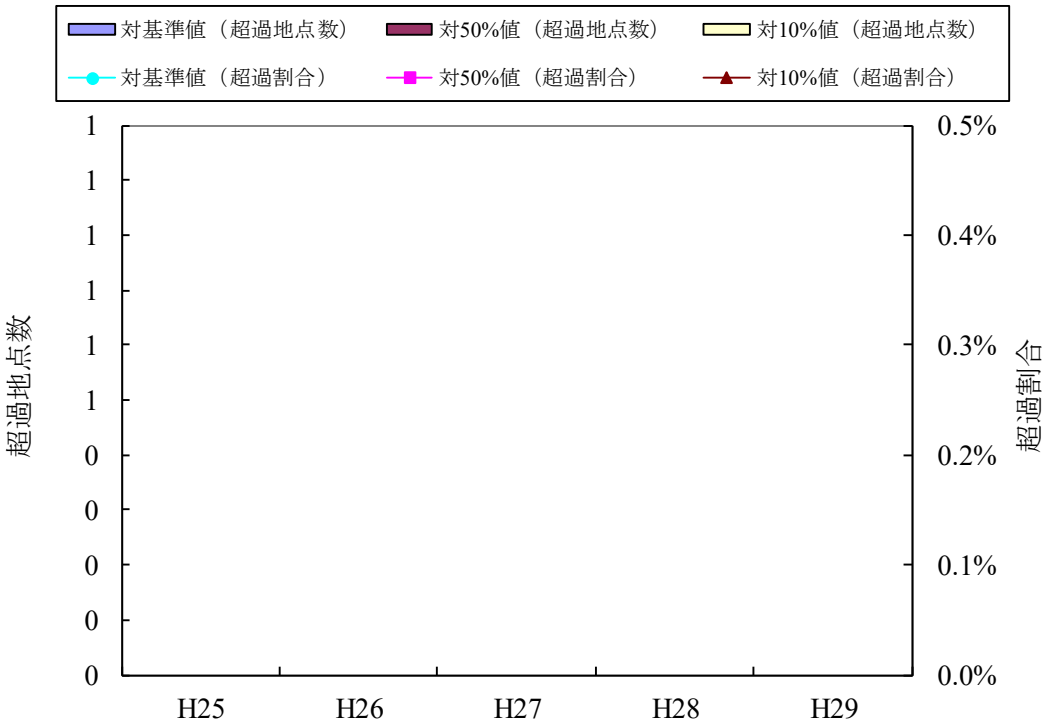

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

~~基-16　トランス-1,2-ジクロロエチレン~~【健康項目】

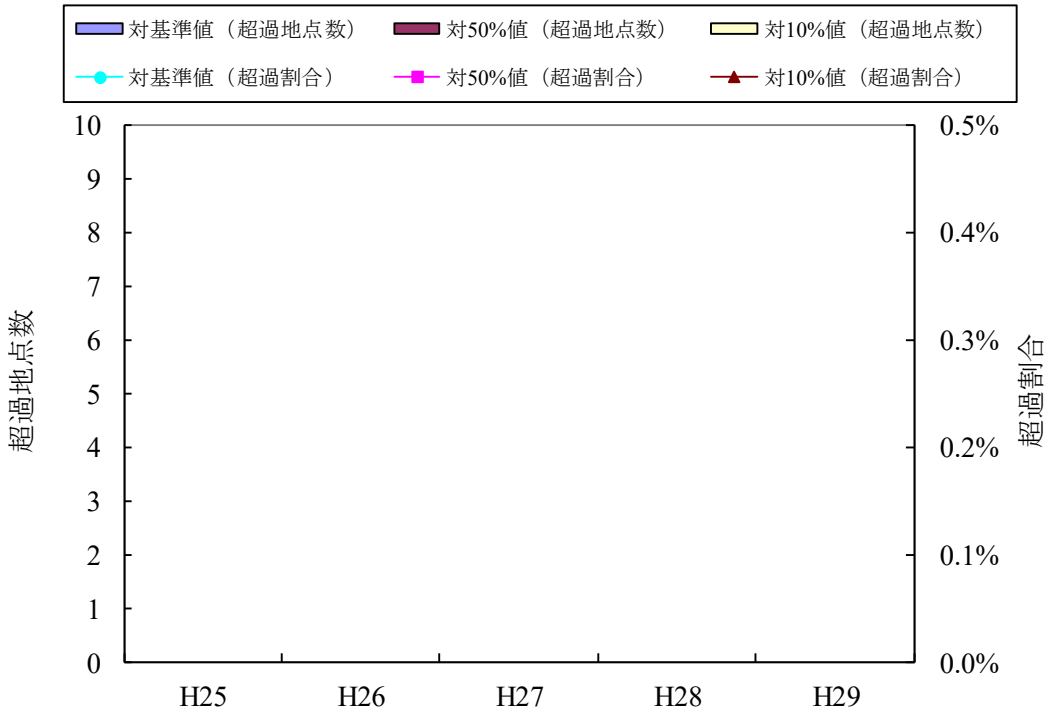

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

図 2-8　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(8)

基-16　シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン【健康項目】

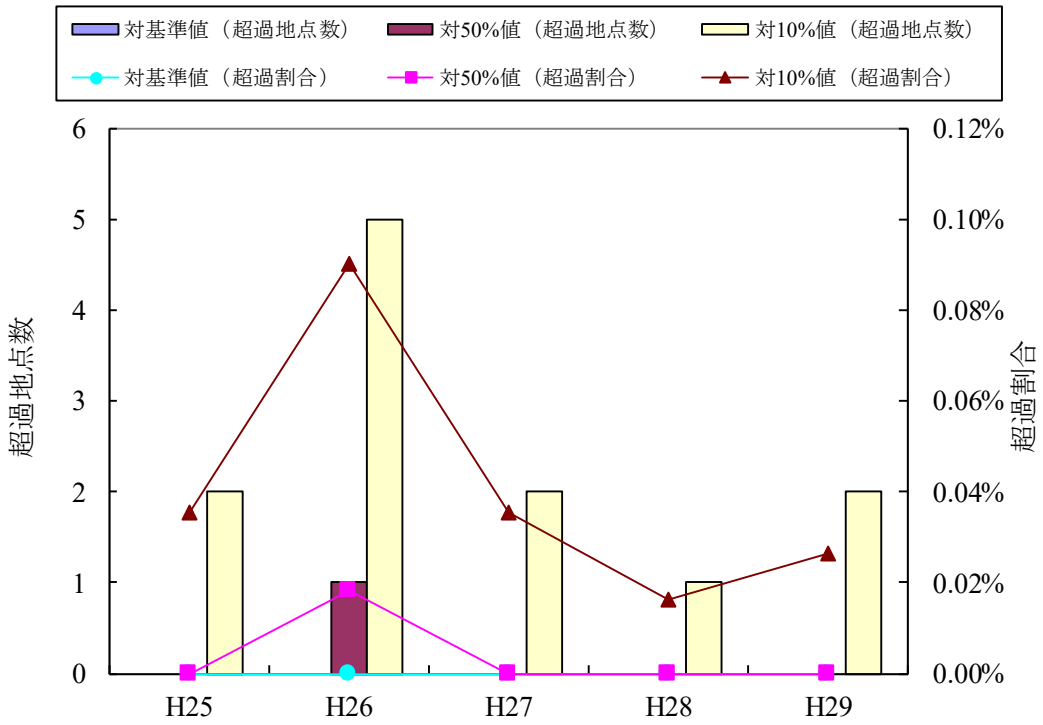

平成21年4月1日改正によりｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝに変更。

基-17　ジクロロメタン　【健康項目】

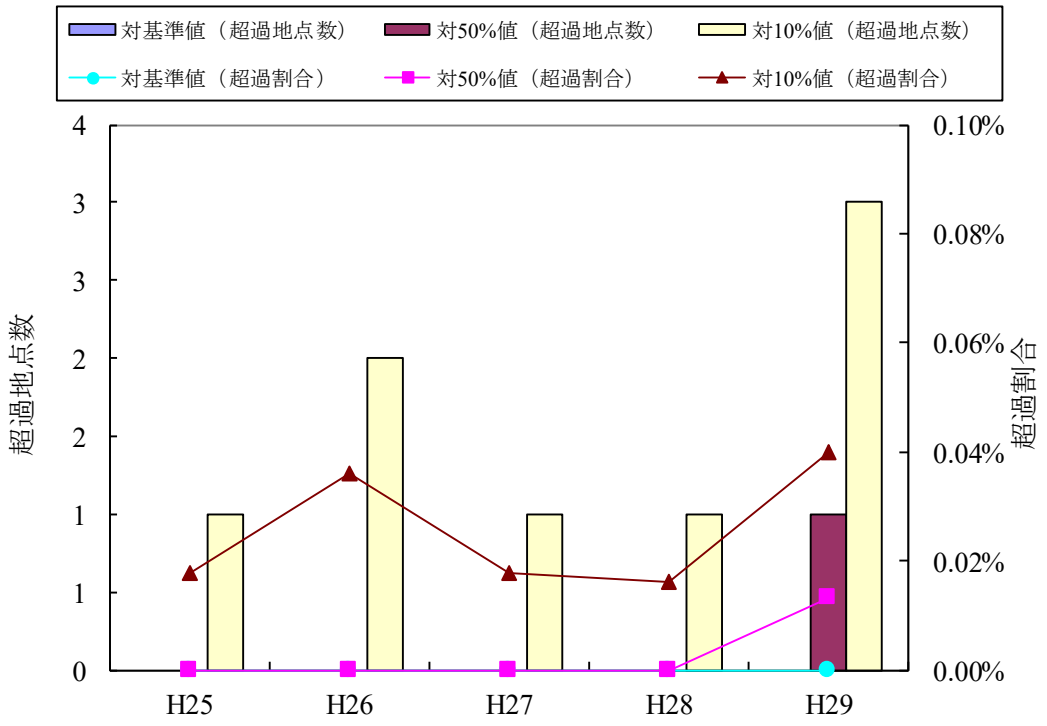

図 2-9　水質基準項目の過去5年間の基準値の超過状況(9)

基-18　テトラクロロエチレン　【健康項目】

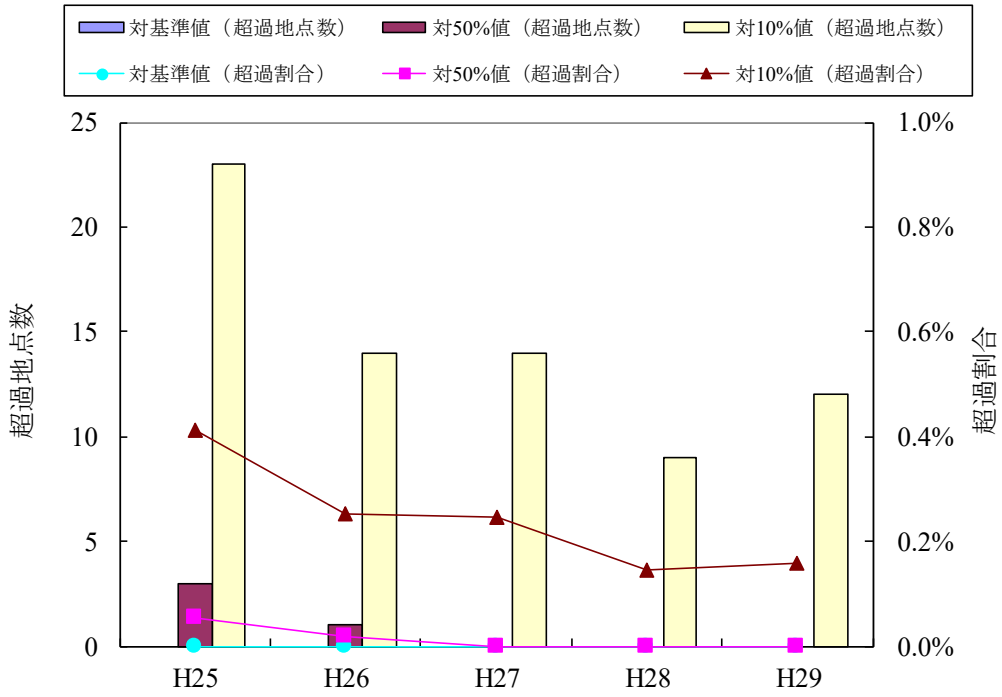

基-19　トリクロロエチレン　【健康項目】

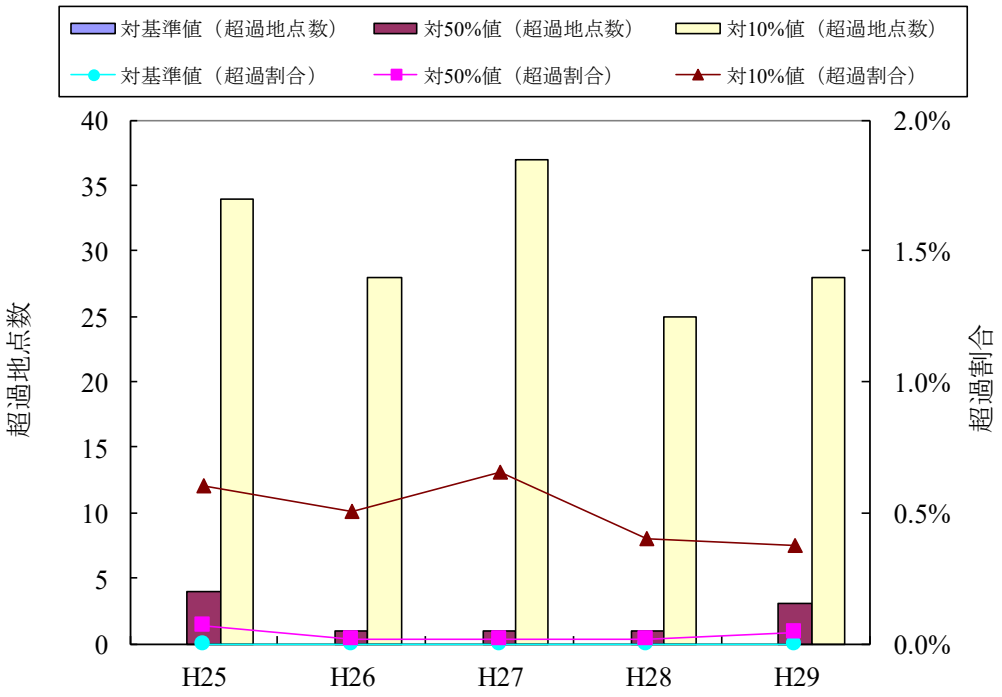

図 2-10　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(10)

基-20　ベンゼン　【健康項目】

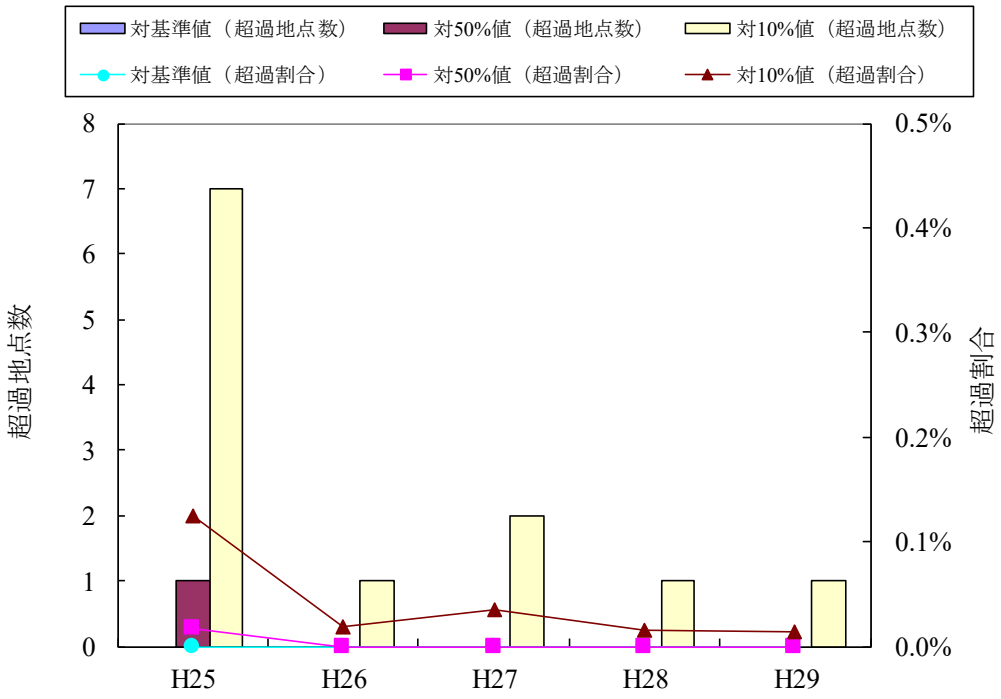

基-21　塩素酸　【健康項目(消)】

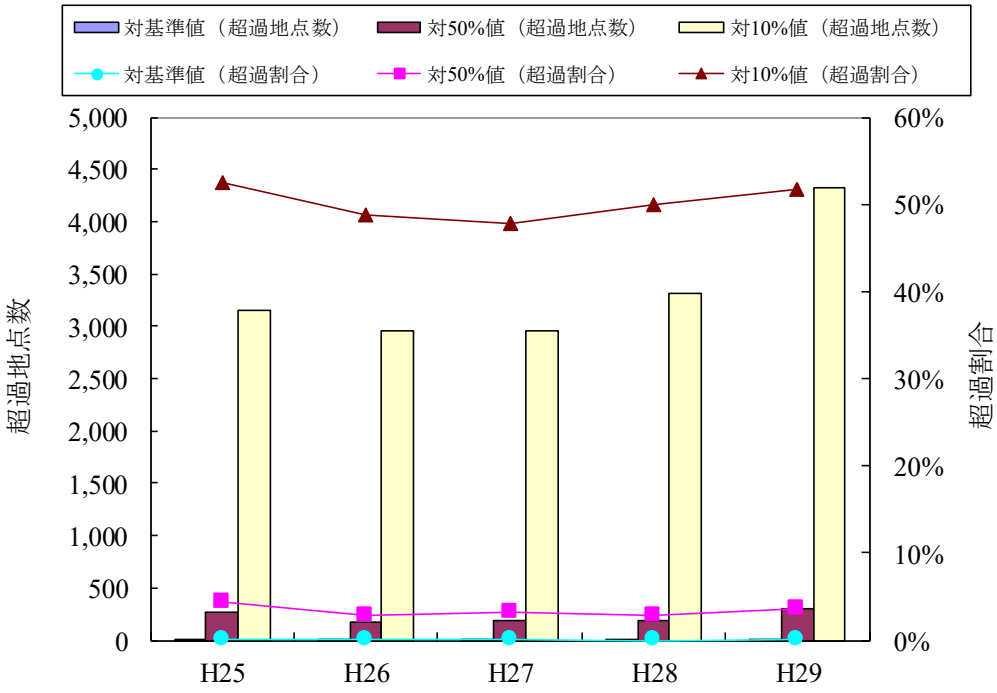

図 2-11　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(11)

基-22　　クロロ酢酸　　【健康項目(消)】

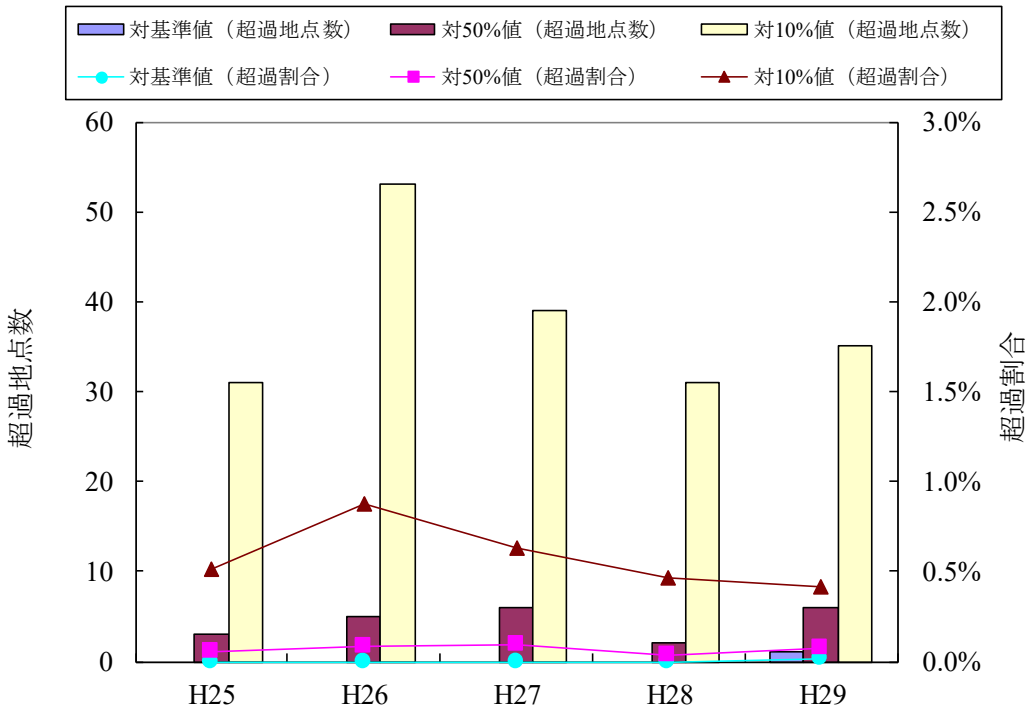

基-23　　クロロホルム　　【健康項目(消)】

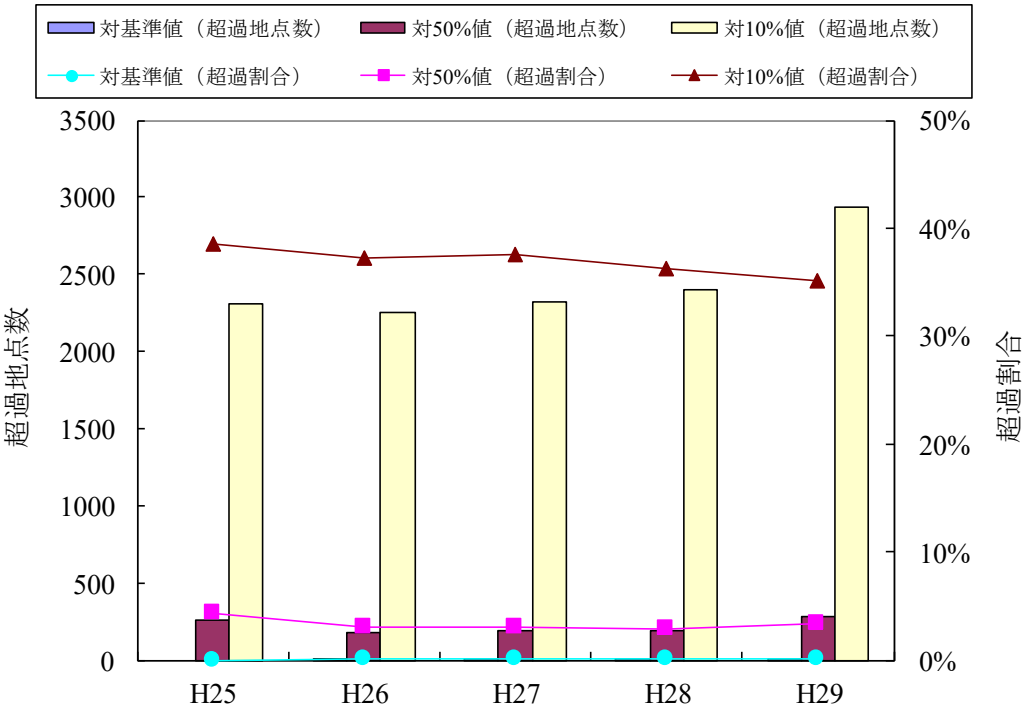

図 2-12　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(12)

基-24　　ジクロロ酢酸　　【健康項目(消)】

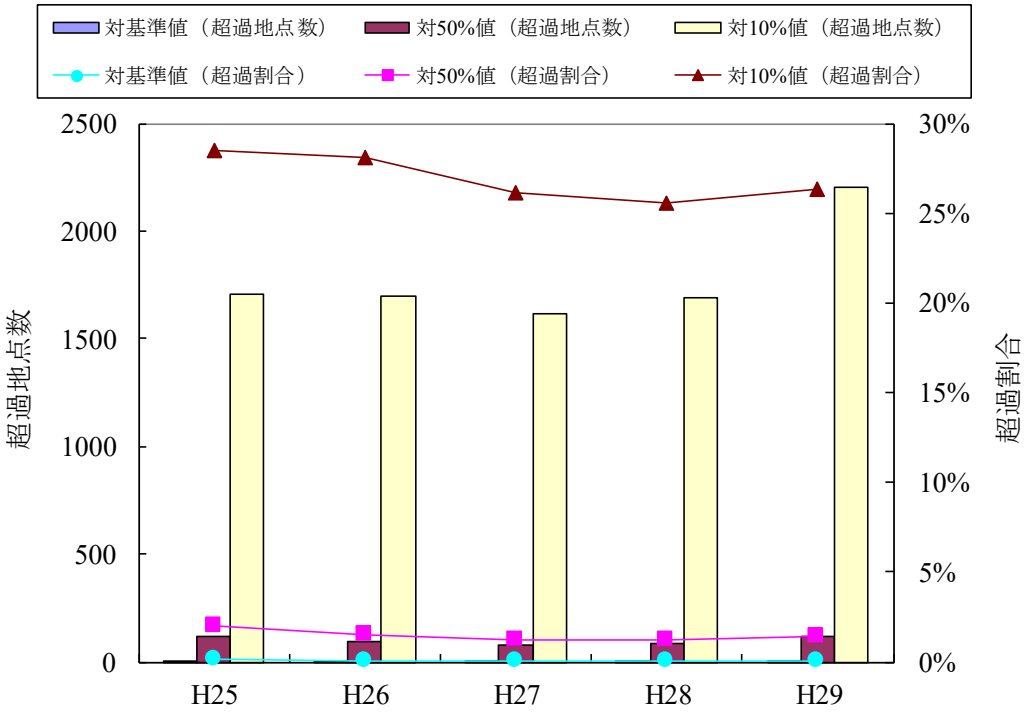

基-25　　ジブロモクロロメタン　　【健康項目(消)】

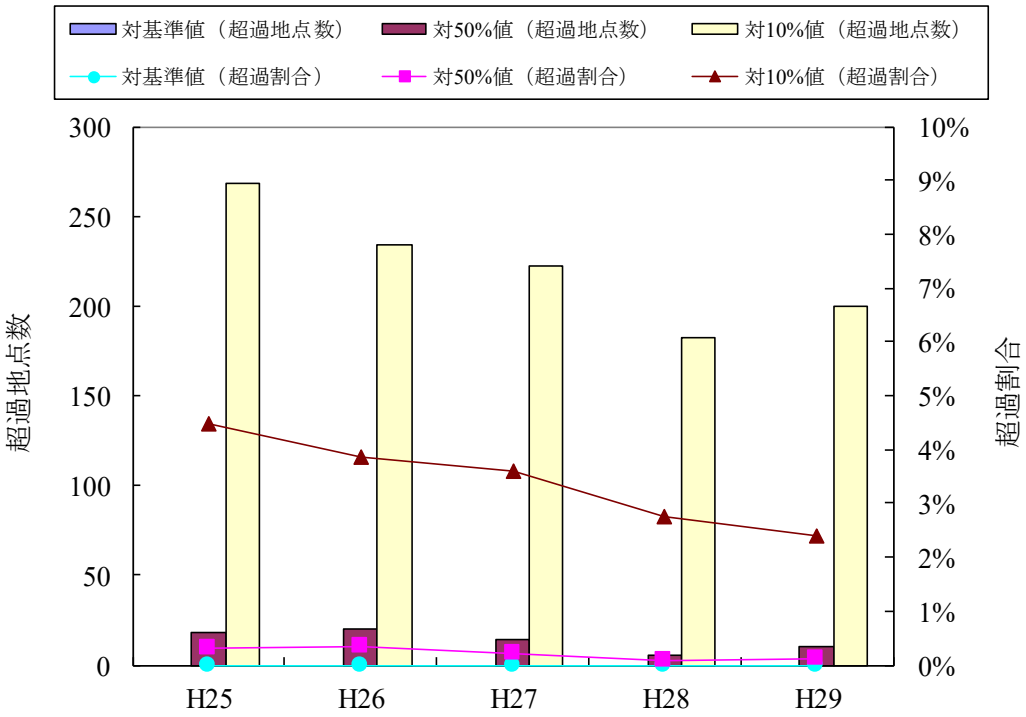

図 2-13　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(13)

基-26　　臭素酸　　【健康項目(消)】

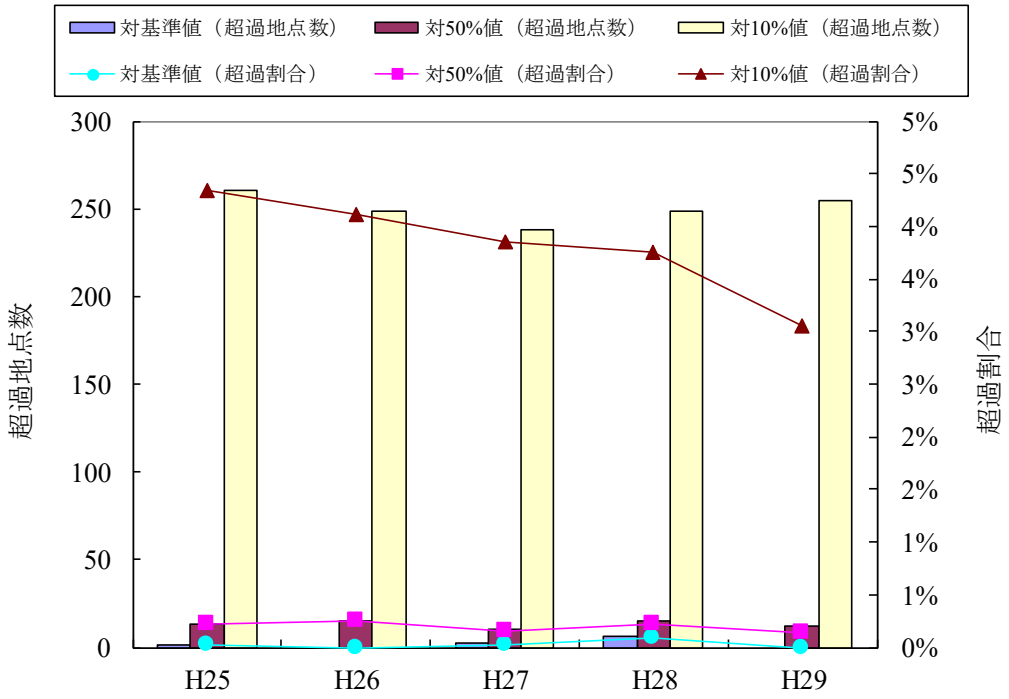

基-27　　総トリハロメタン　　【健康項目(消)】

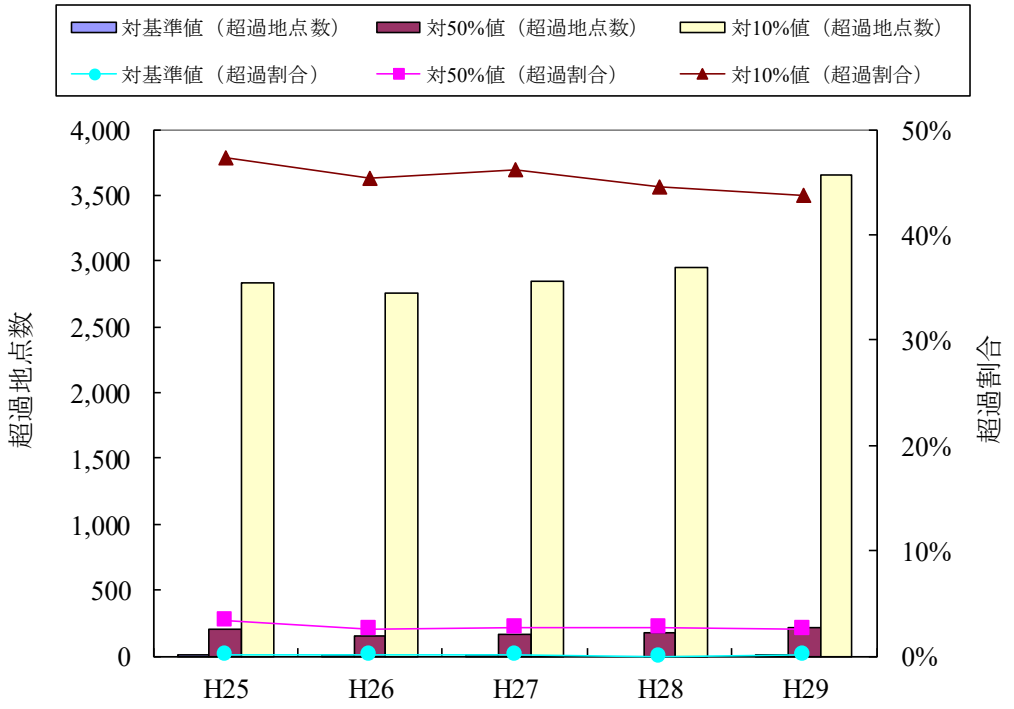

図 2-14　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(14)

基-28　　トリクロロ酢酸　　【健康項目(消)】

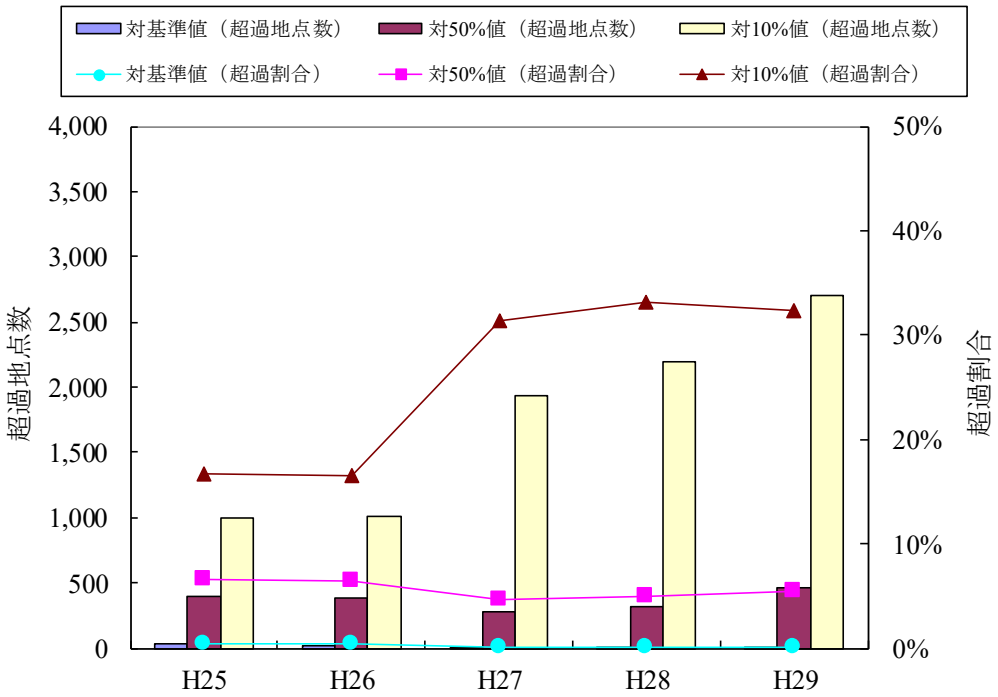

基-29　　ブロモジクロロメタン　　【健康項目(消)】

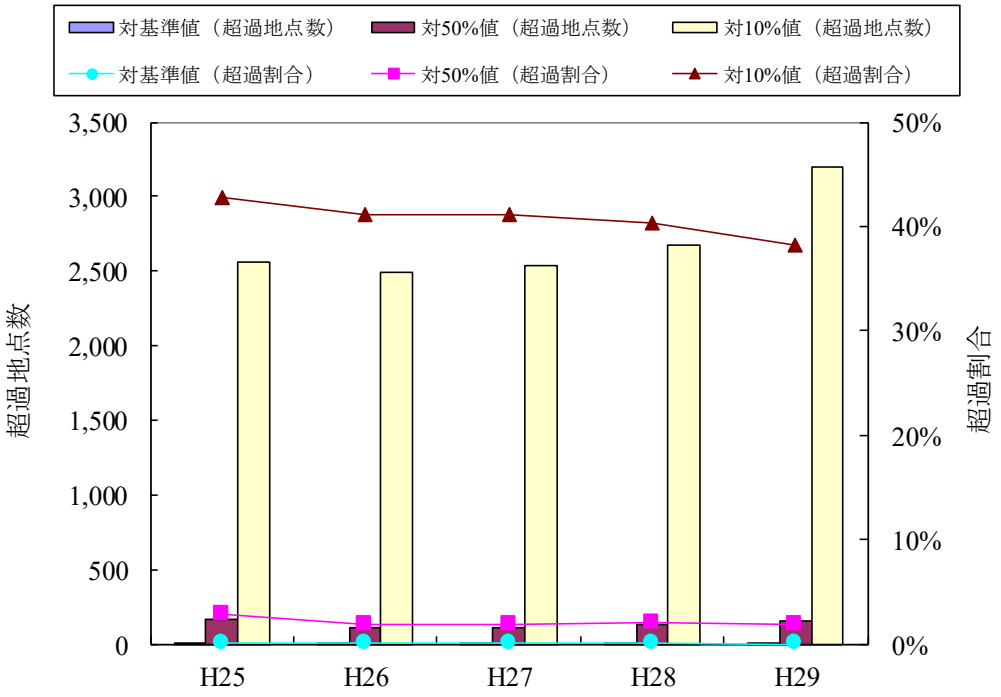

図 2-15　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(15)

基-30　　ブロモホルム　　【健康項目(消)】

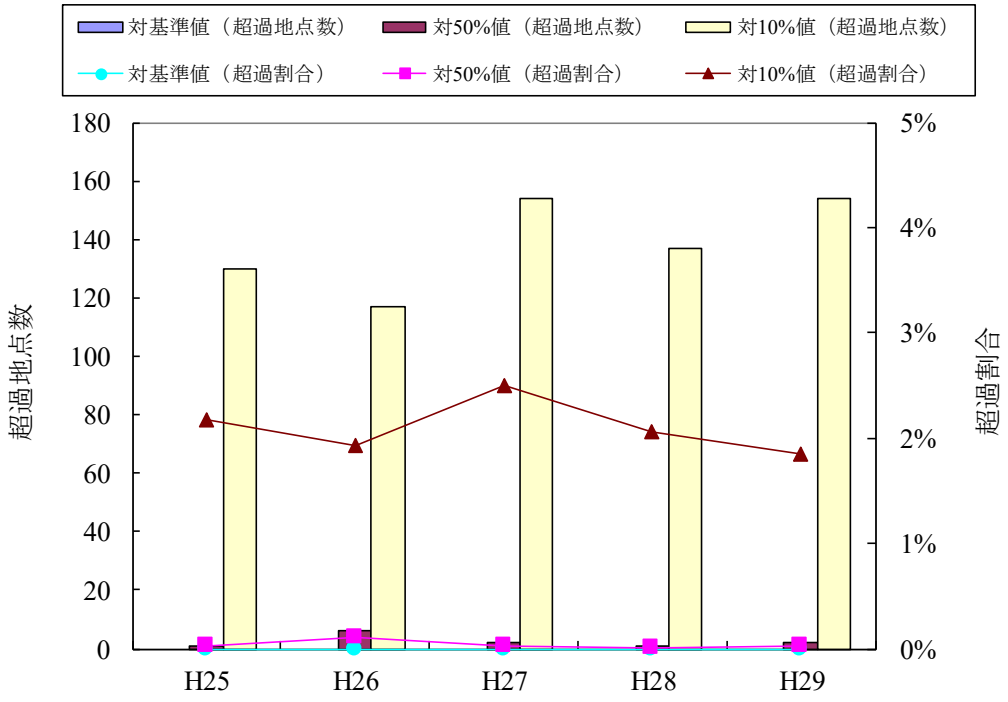

基-31　　ホルムアルデヒド　　【健康項目(消)】

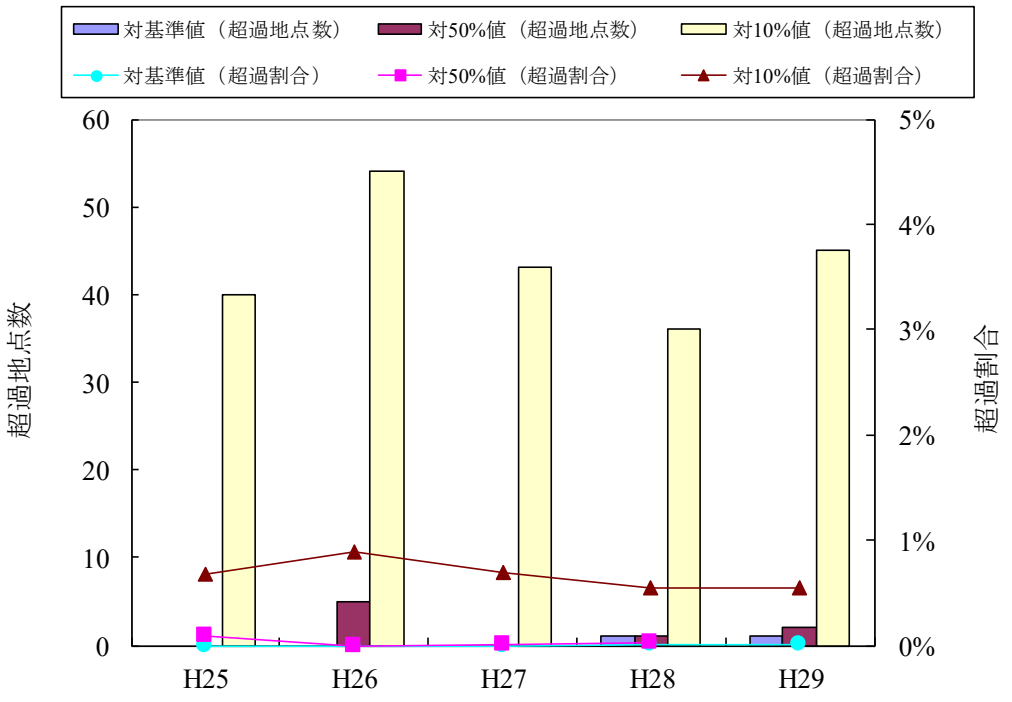

図 2-16　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(16)

基-32　亜鉛及びその化合物　【性状項目】

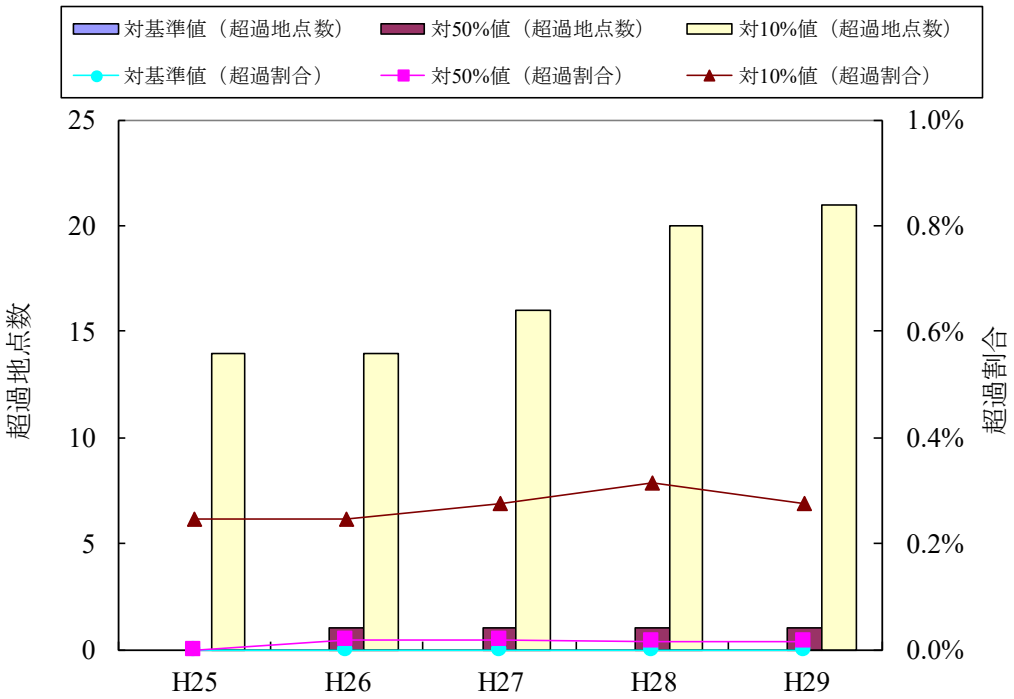

基-33　アルミニウム及びその化合物【性状項目】

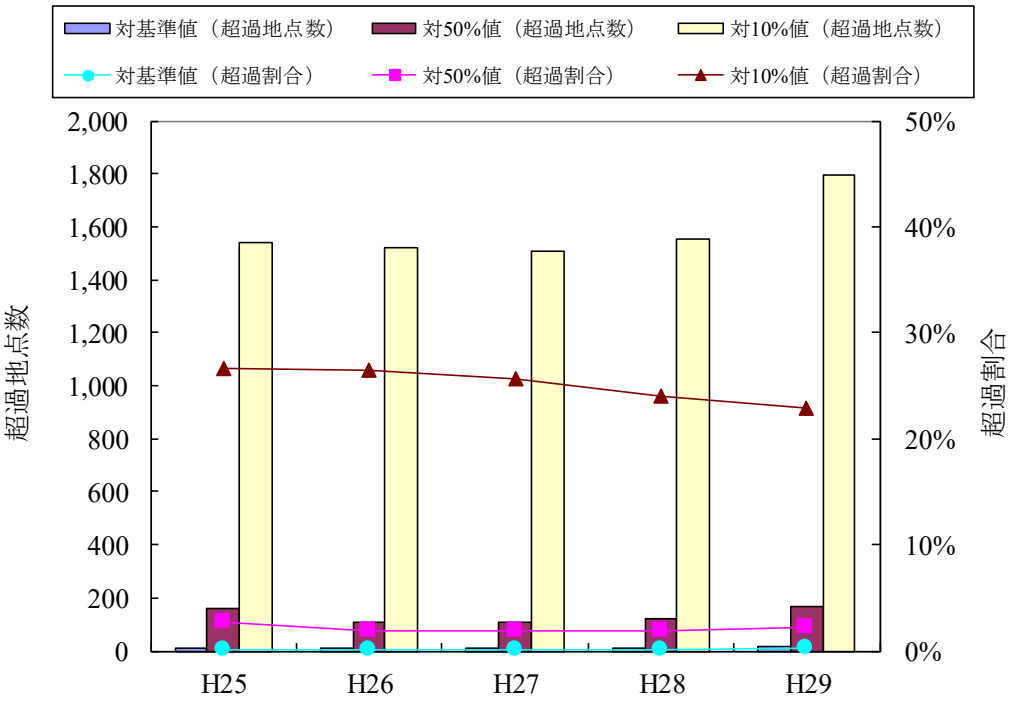

図 2-17　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(17)

基-34　　鉄及びその化合物　　【性状項目】

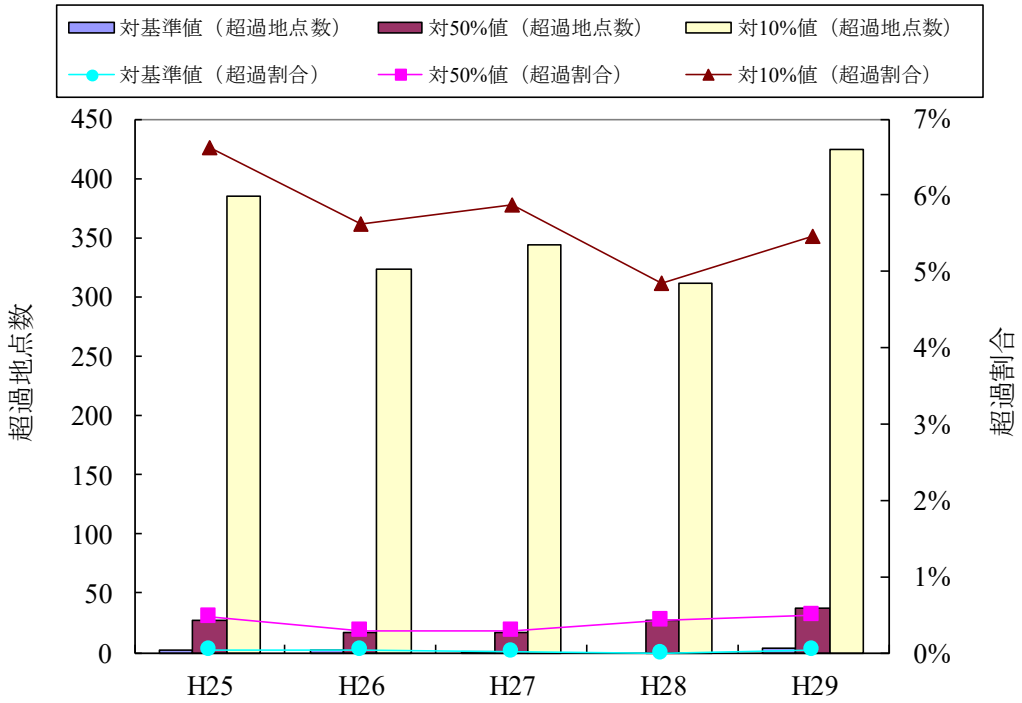

基-35　　銅及びその化合物　　【性状項目】

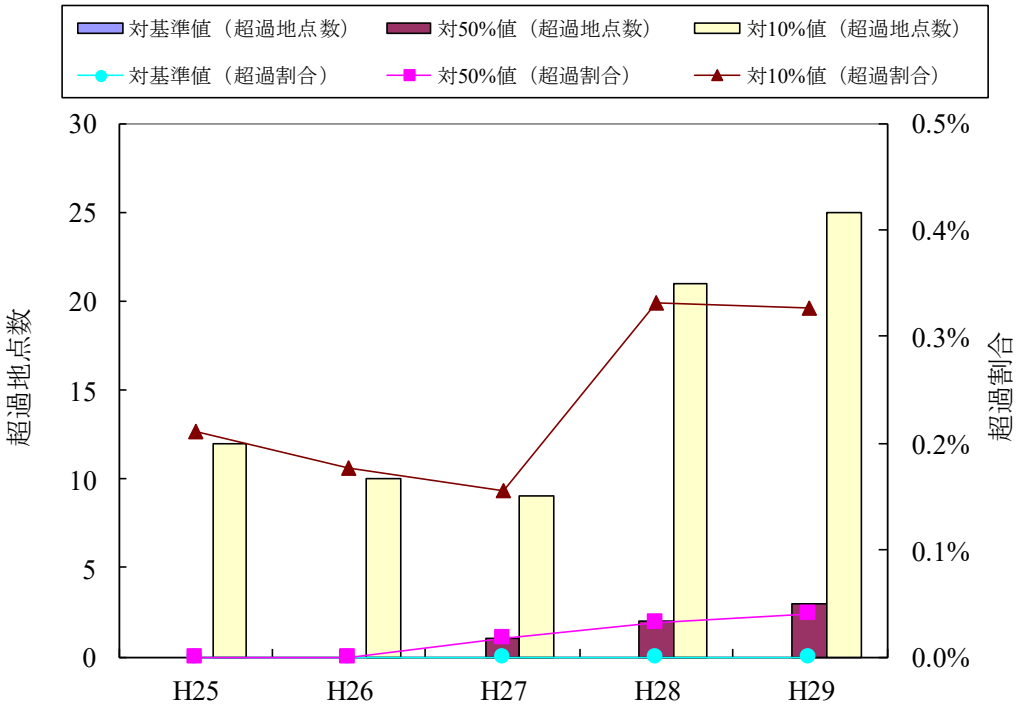

図 2-18　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(18)

基-36　　ナトリウム及びその化合物　　【性状項目】

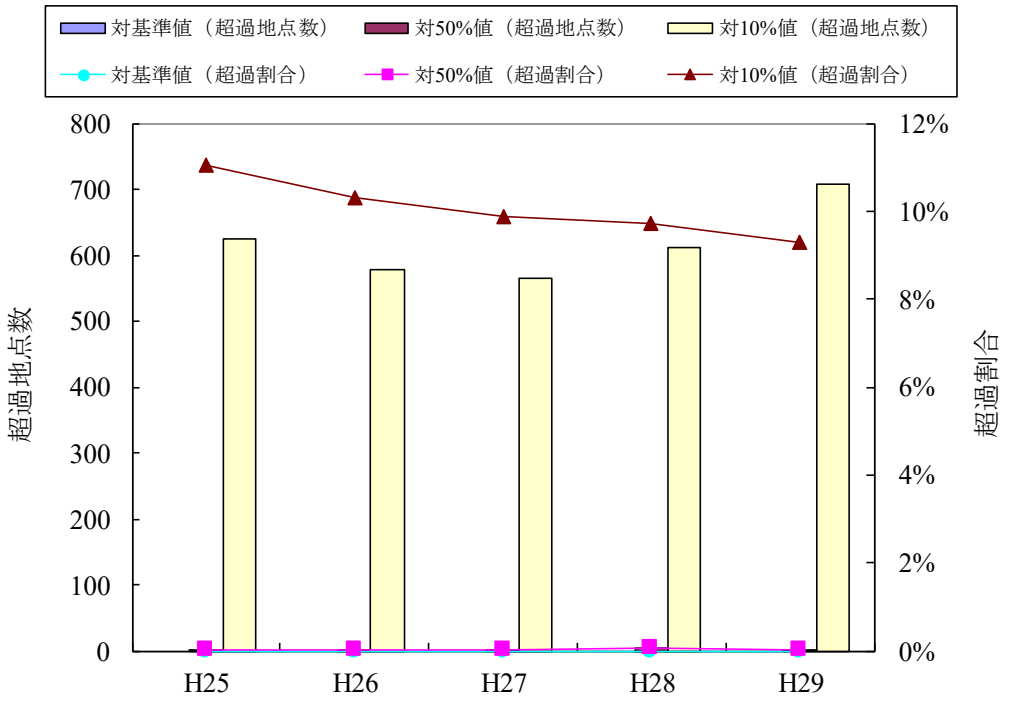

基-37　　マンガン及びその化合物　　【性状項目】

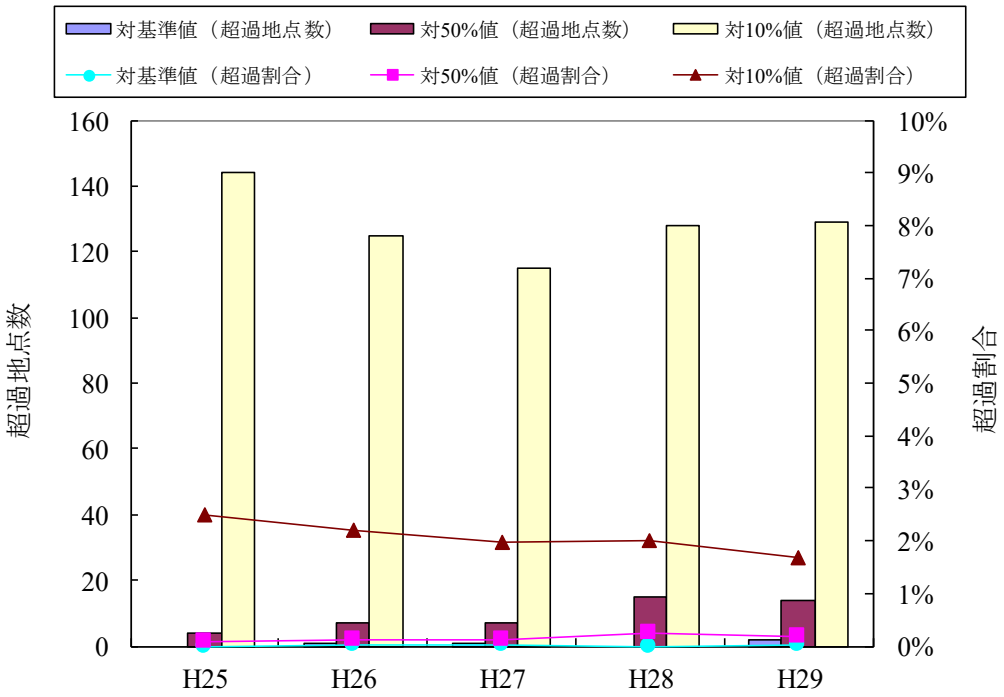

図 2-19　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(19)

基-38　塩化物イオン　【性状項目】

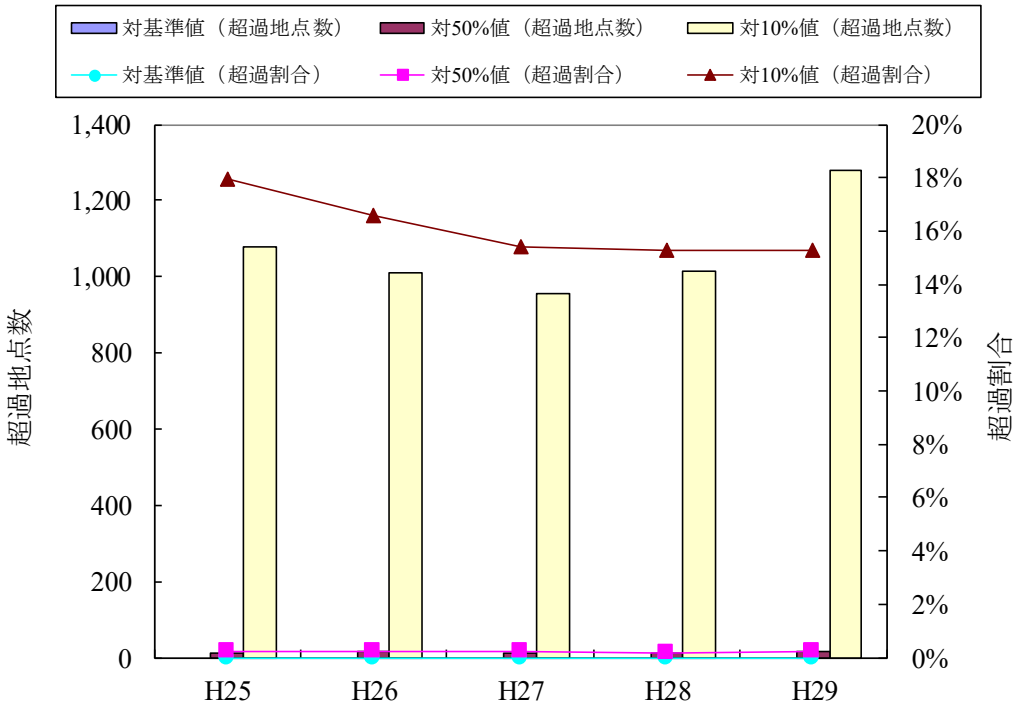

基-39　カルシウム、マグネシウム(硬度)　【性状項目】

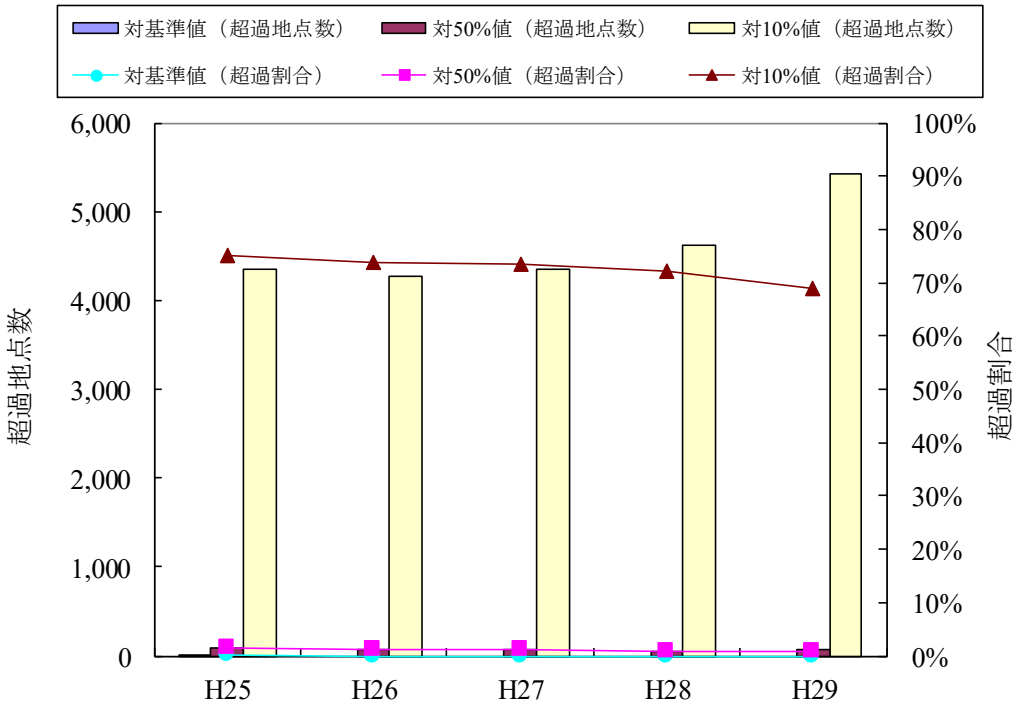

図 2-20　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(20)

基-40　　蒸発残留物　　【性状項目】

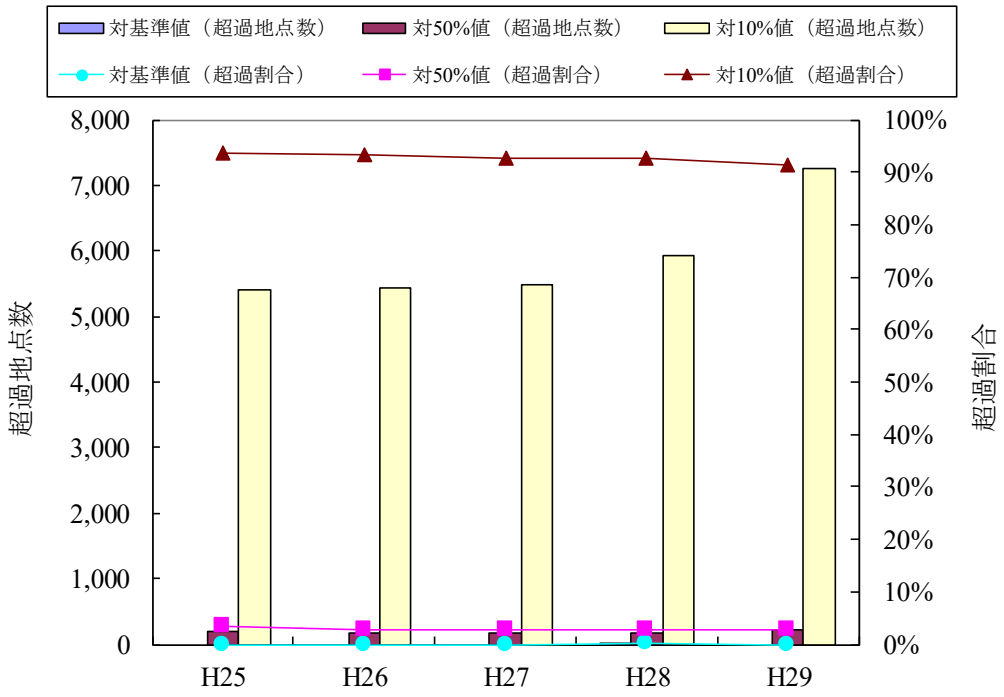

基-41　　陰イオン界面活性剤　　【性状項目】

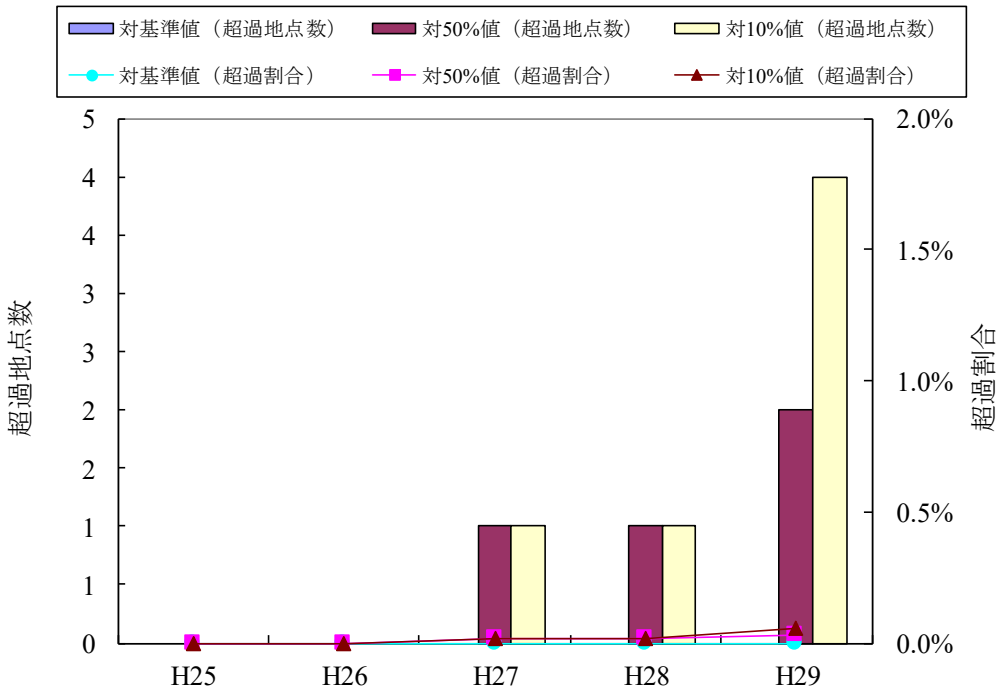

図 2-21　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(21)

基-42　　ジェオスミン　　【性状項目】

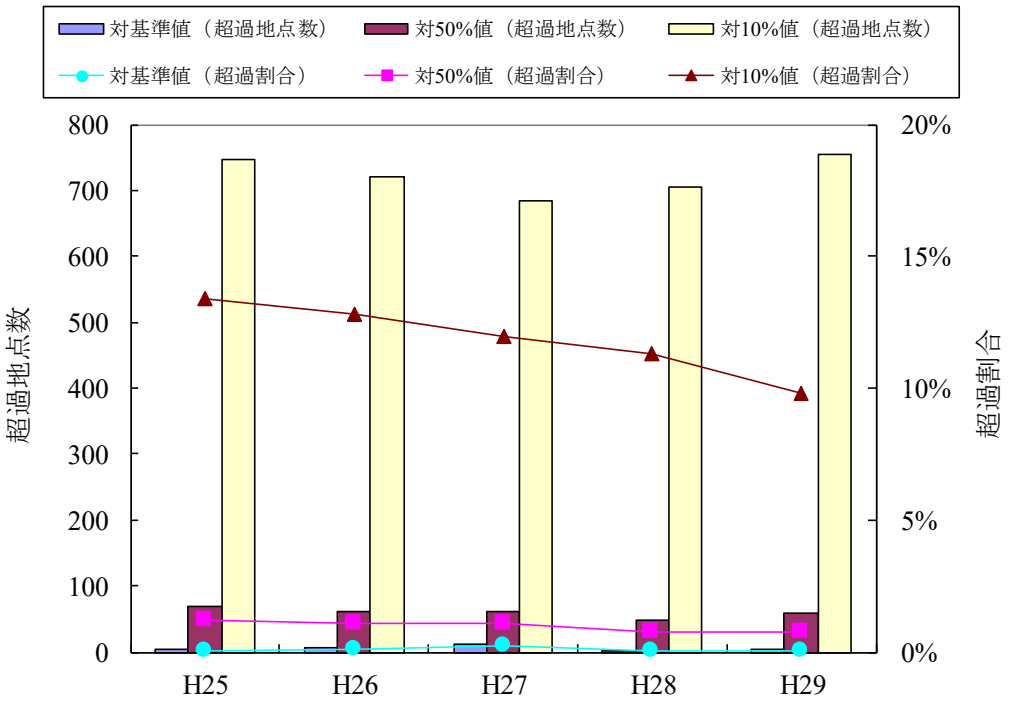

基-43　　2-メチルイソボルネオール　　【性状項目】

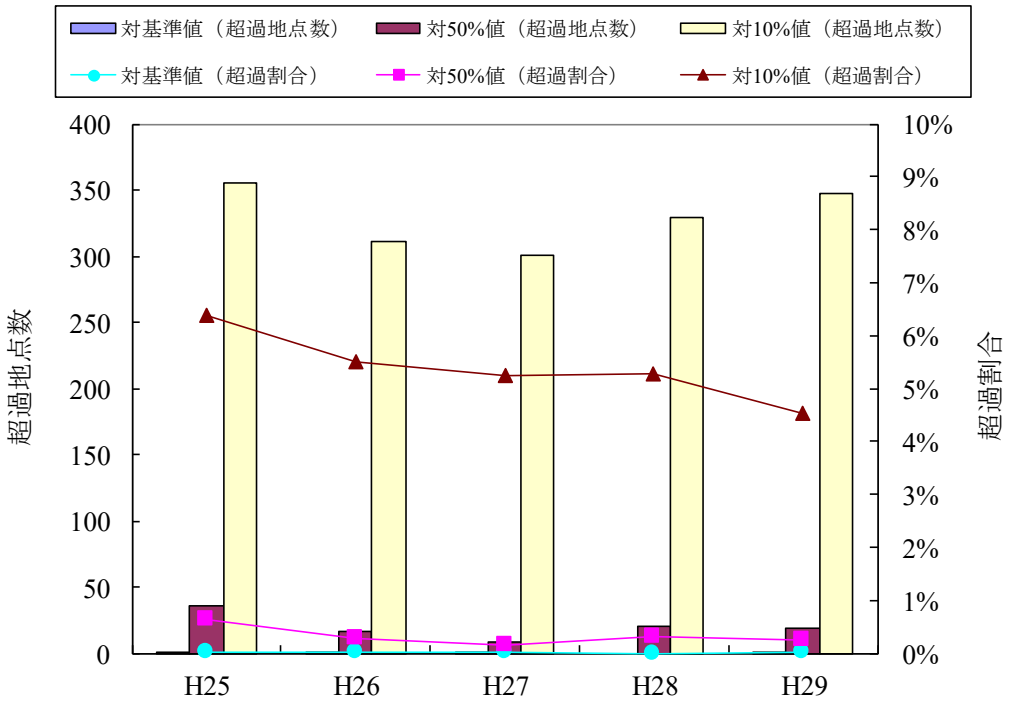

図 2-22　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(22)

基-44　　非イオン界面活性剤　　【性状項目】

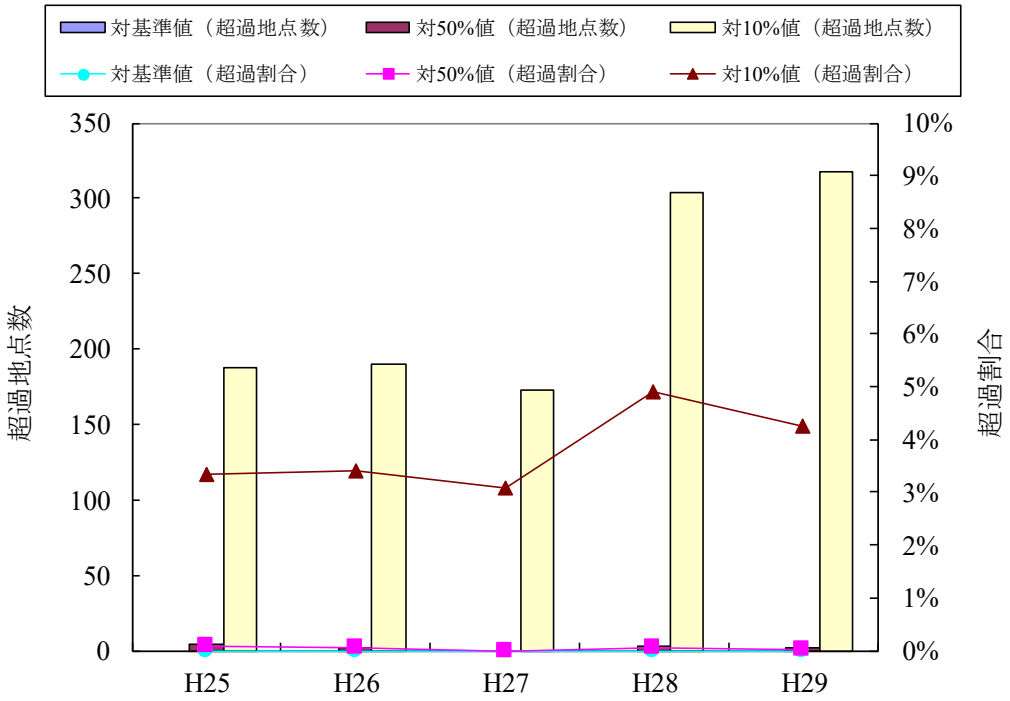

基-45　　フェノール類　　【性状項目】

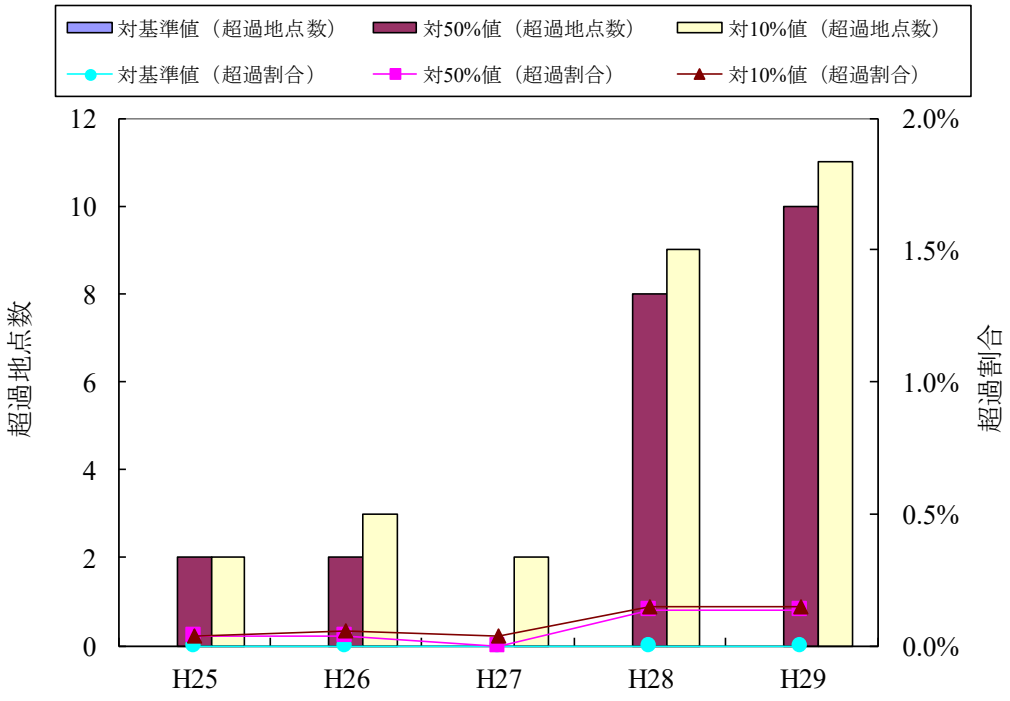

図 2-23　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(23)

基-46　有機物(全有機炭素(TOC)の量)　【性状項目】

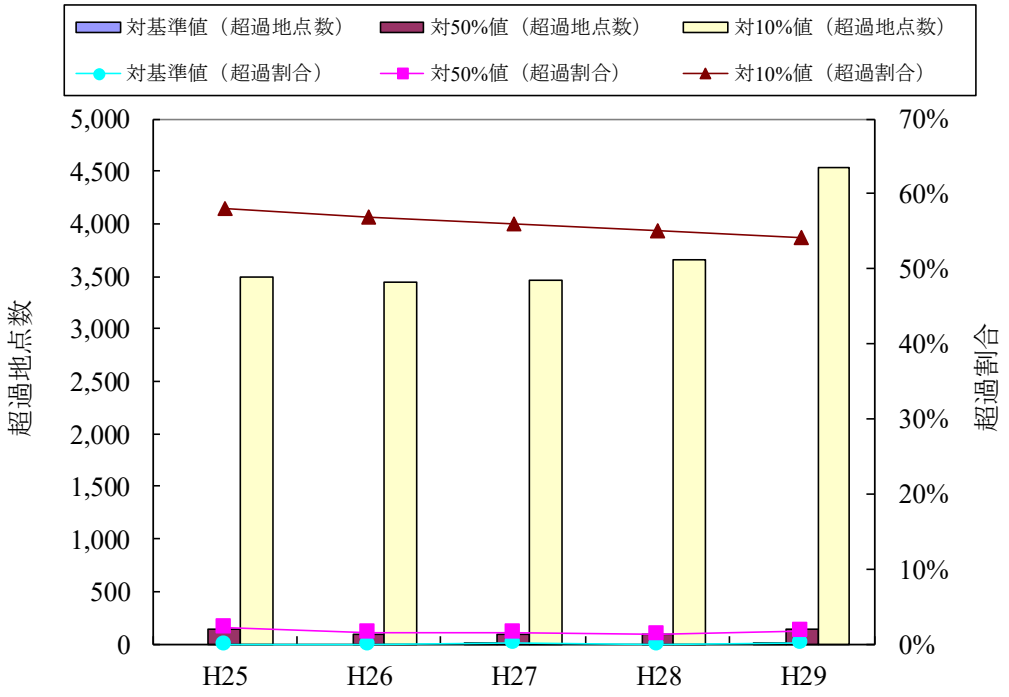

基-50　色度　【性状項目】

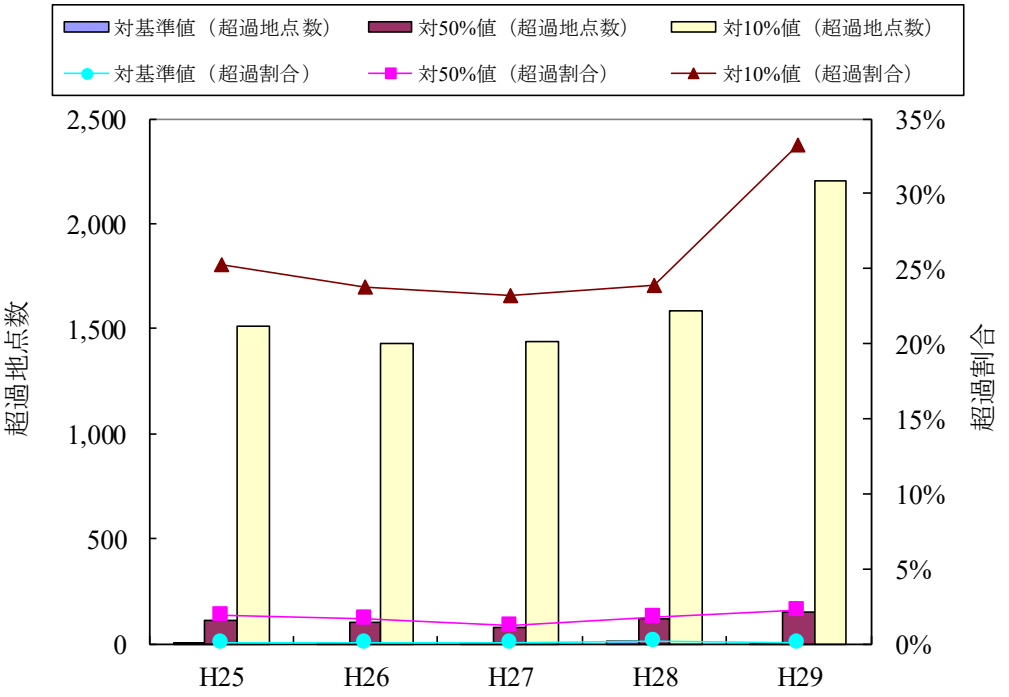

図 2-24　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(24)

基-51　　濁度　　【性状項目】

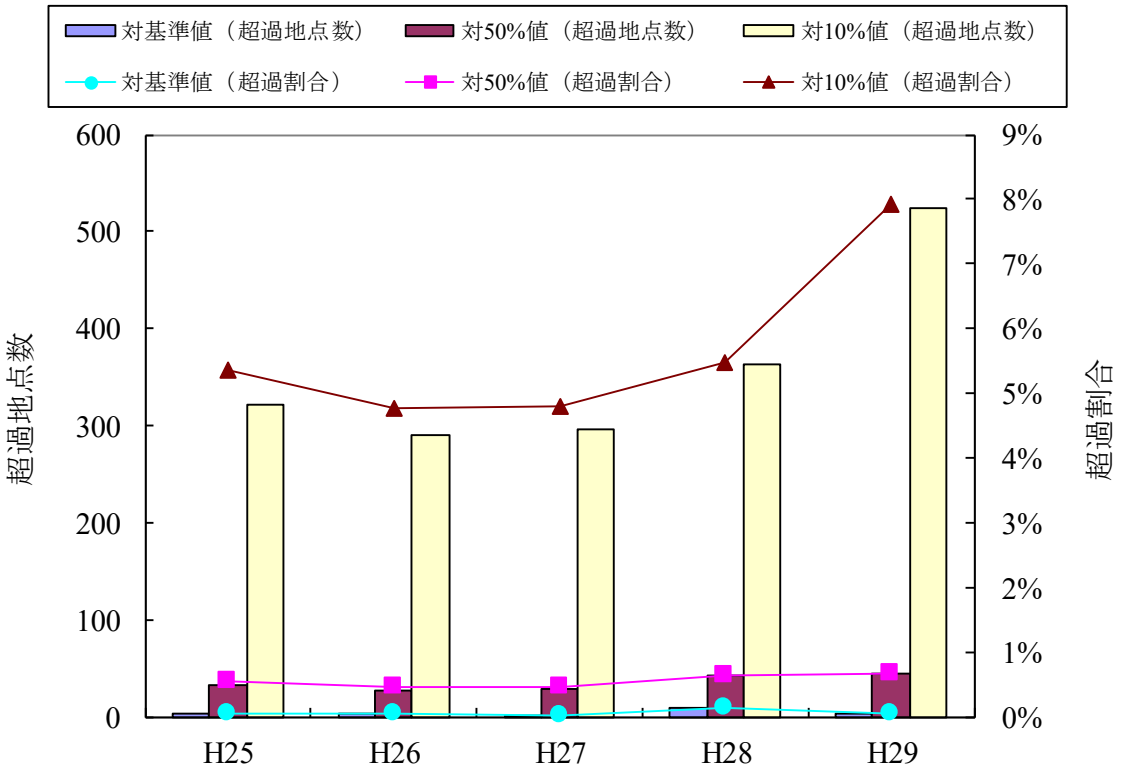

図 2-25　水質基準項目の過去 5 年間の基準値の超過状況(25)

目-1　　アンチモン及びその化合物　【健康項目】

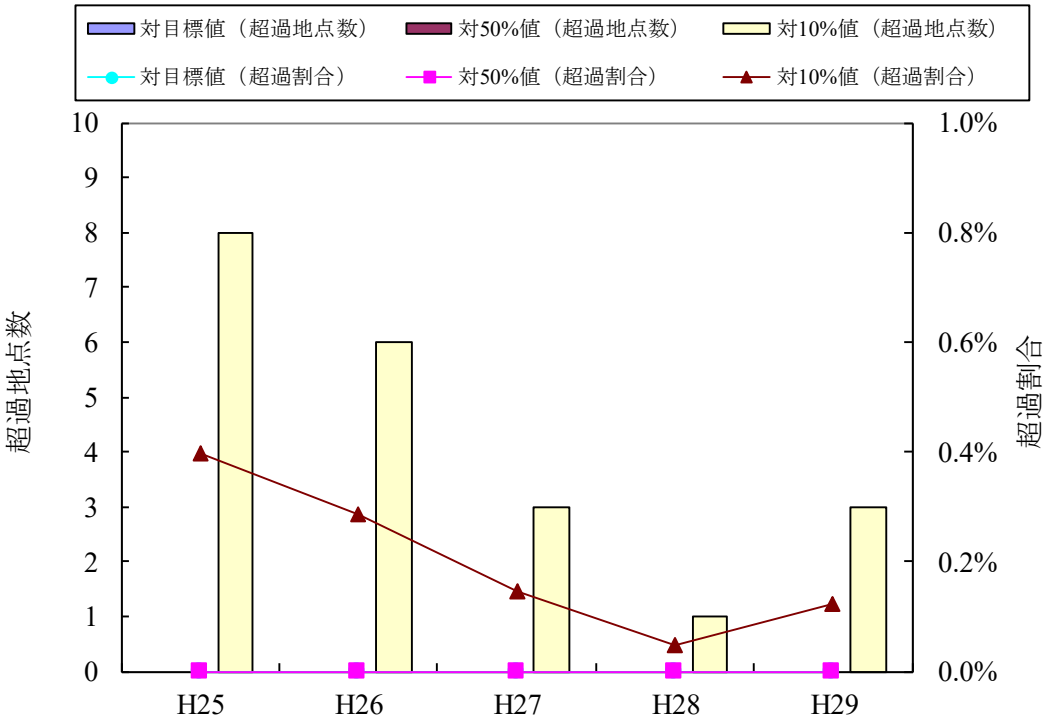

目-2　　ウラン及びその化合物　【健康項目】

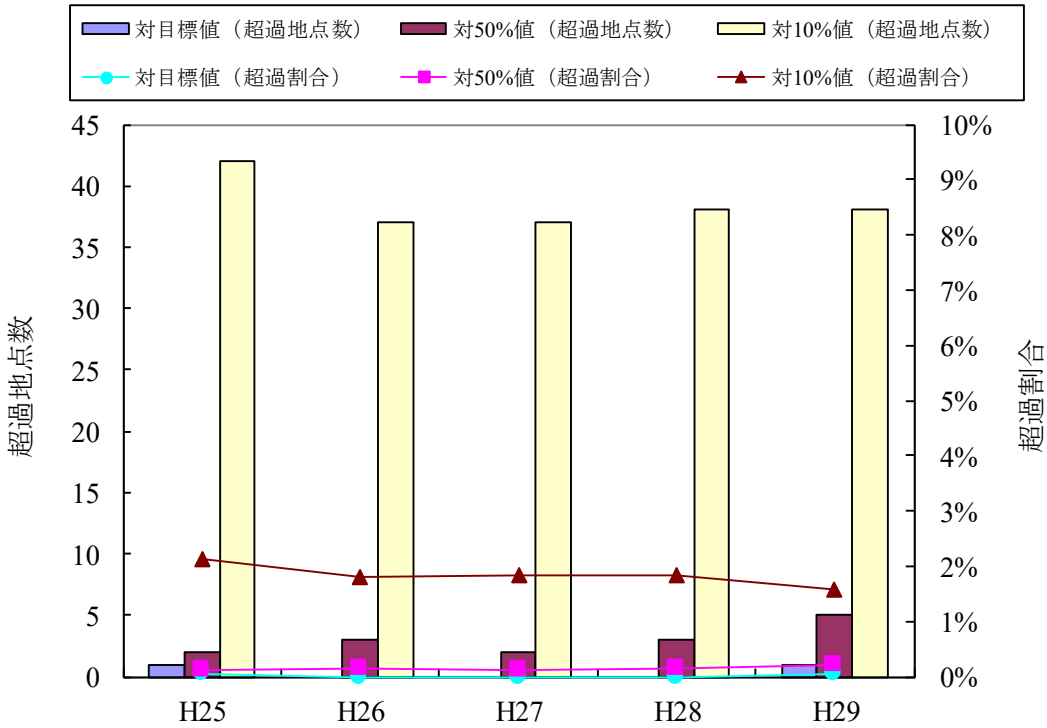

図 2-26　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(1)

目-3　　ニッケル及びその化合物　　【健康項目】

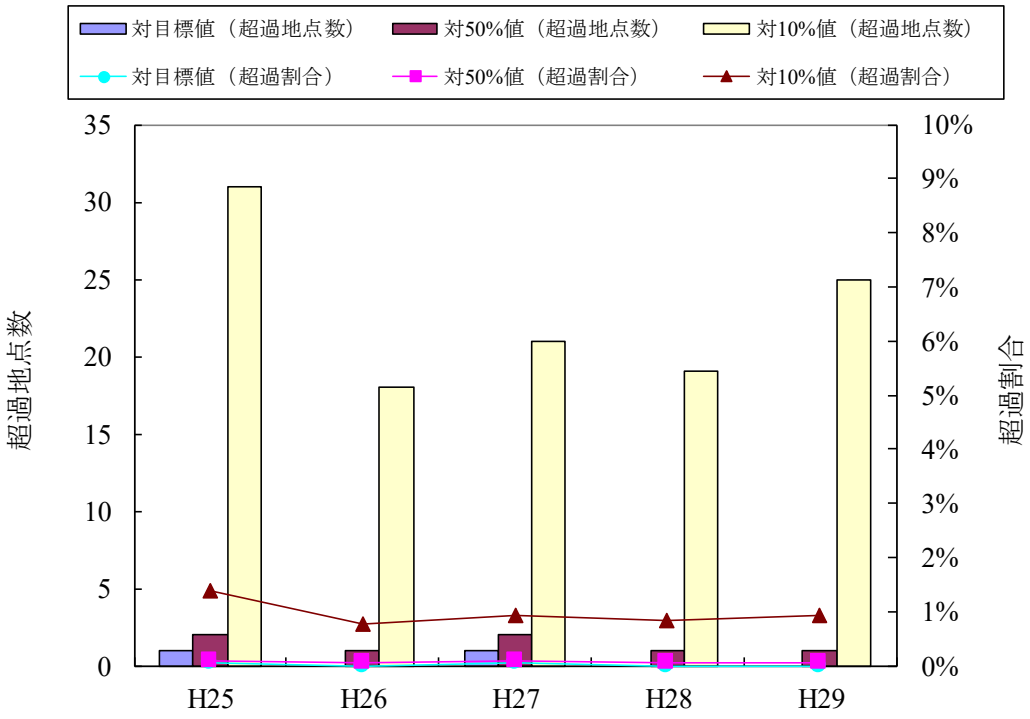

目-4　　欠番

図 2-27　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(2)

目-5　　1,2-ジクロロエタン　　【健康項目】

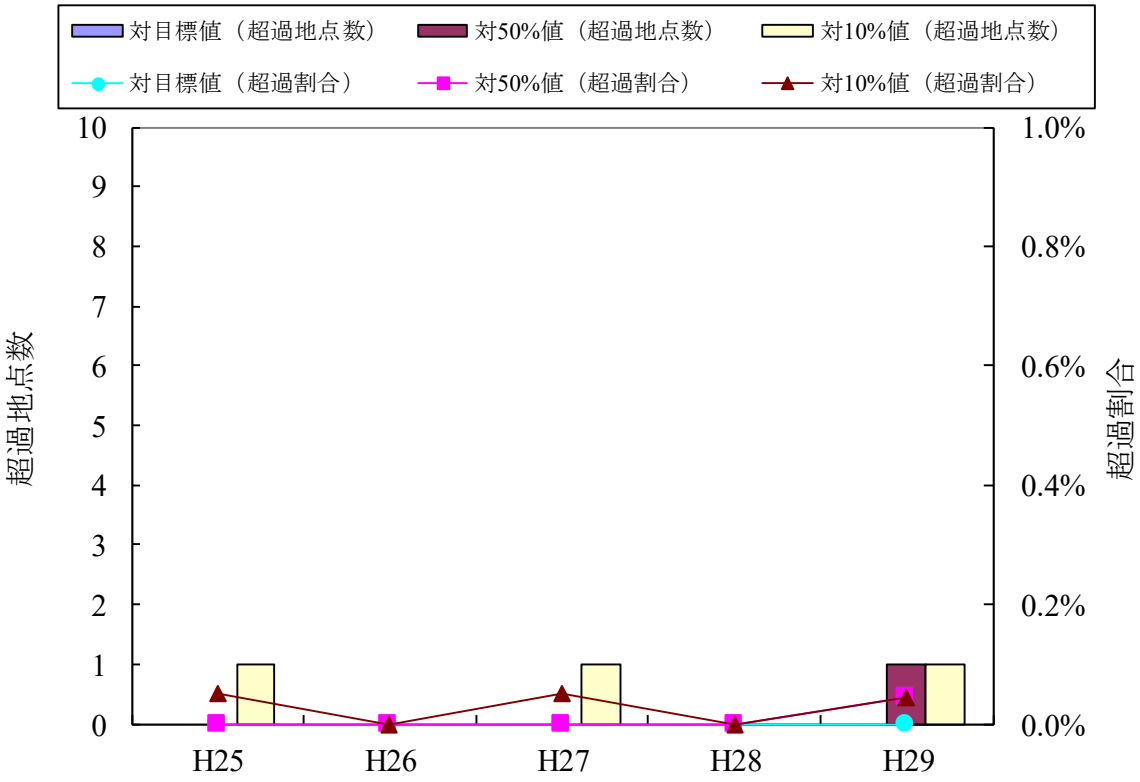

目-6　　欠番
目-7　　欠番

図 2-28　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(3)

目-8　　トルエン　　【健康項目】

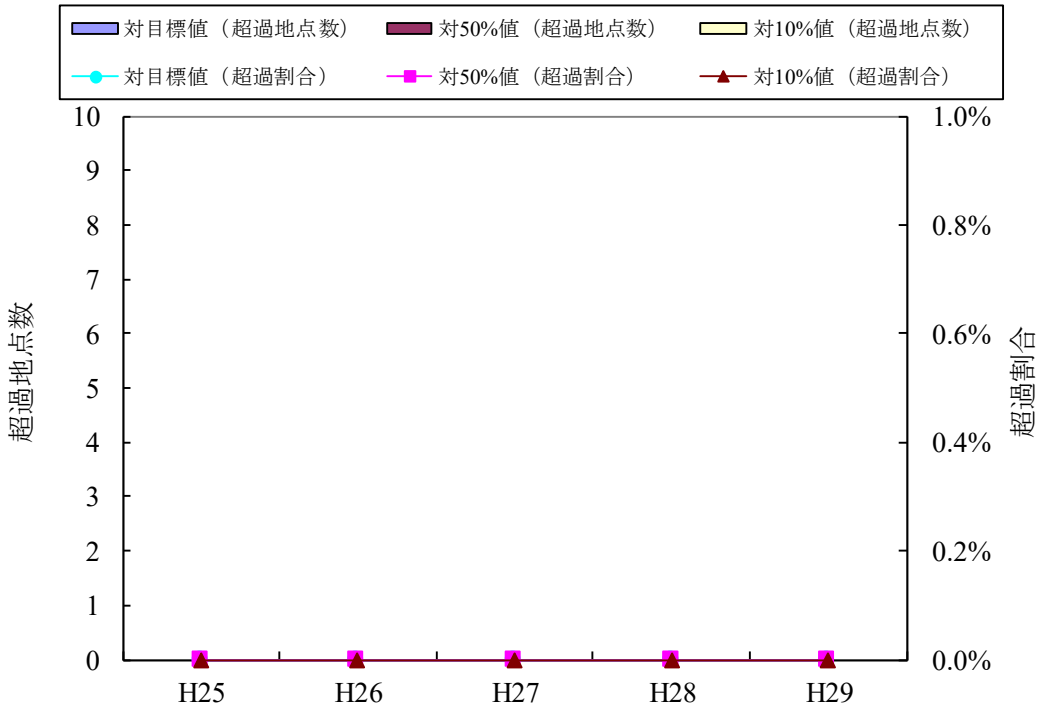

目-9　　フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)【健康項目】

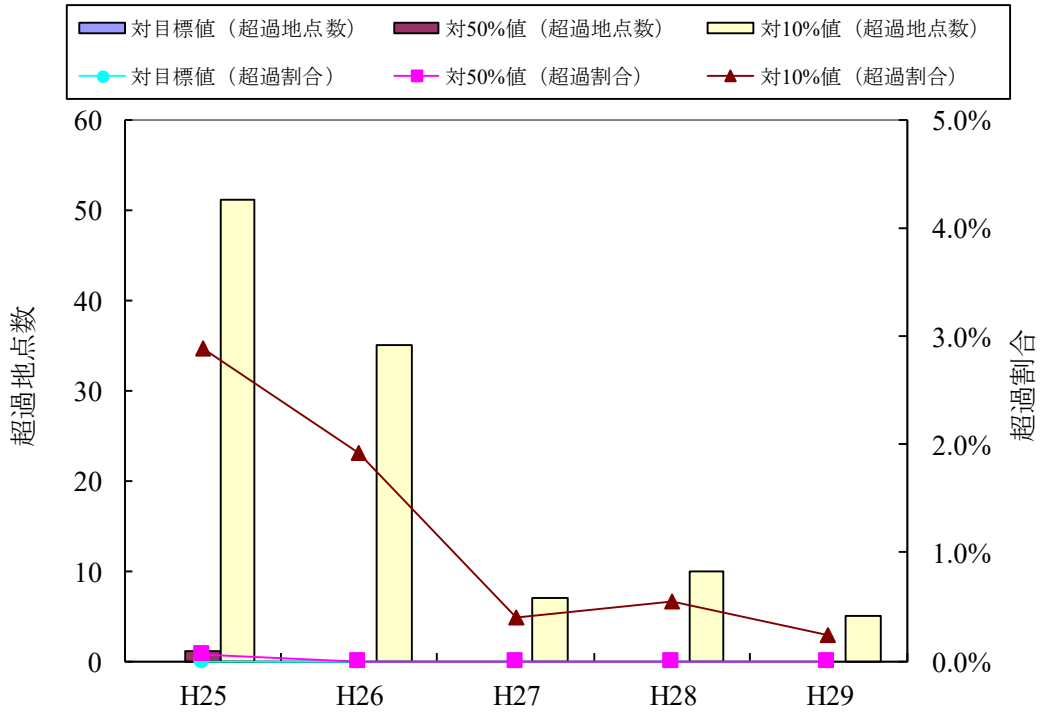

図 2-29　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(4)

目-10　亜塩素酸　【健康項目(消)】

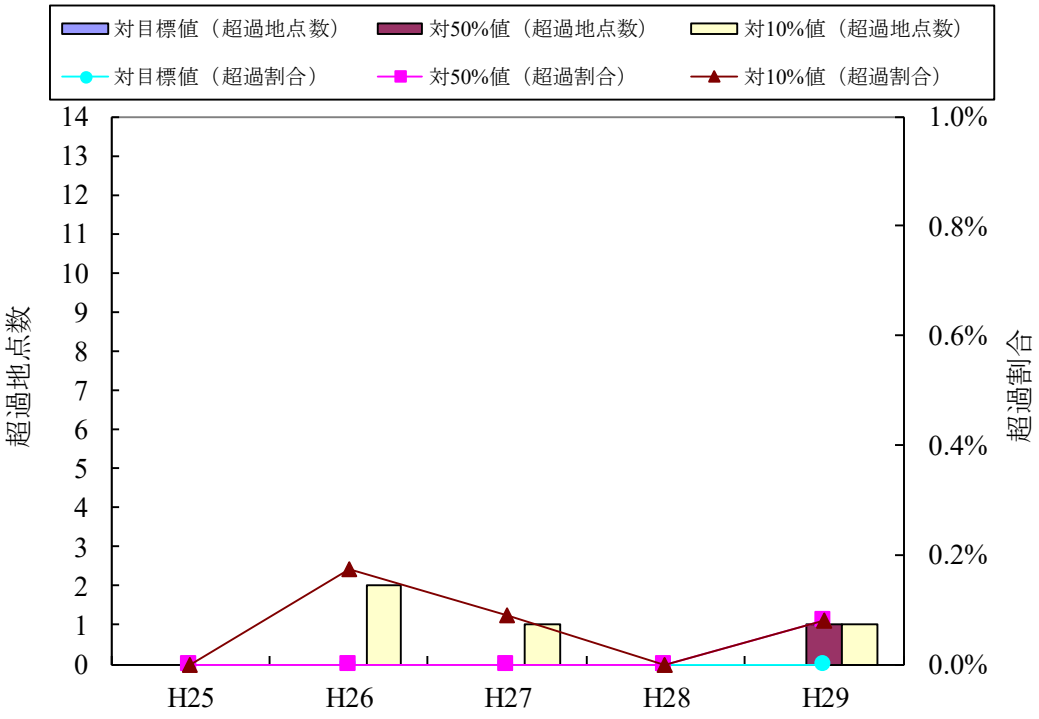

目-11　欠番

目-12　二酸化塩素　【健康項目(消)】

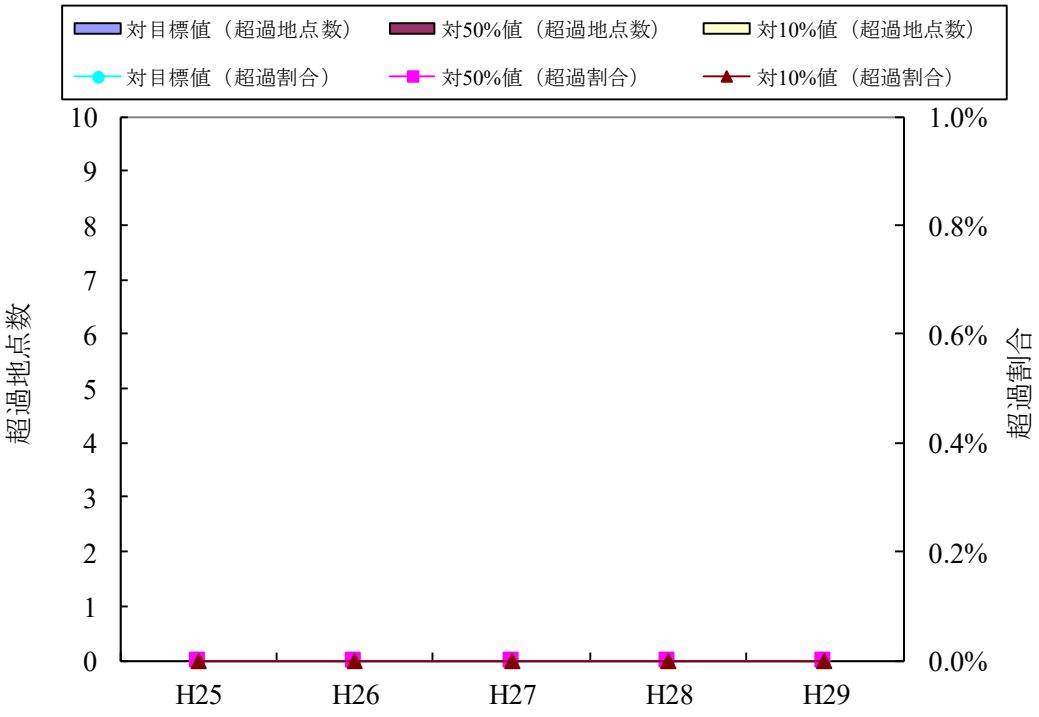

図 2-30　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(5)

目-13　ジクロロアセトニトリル　【健康項目(消)】

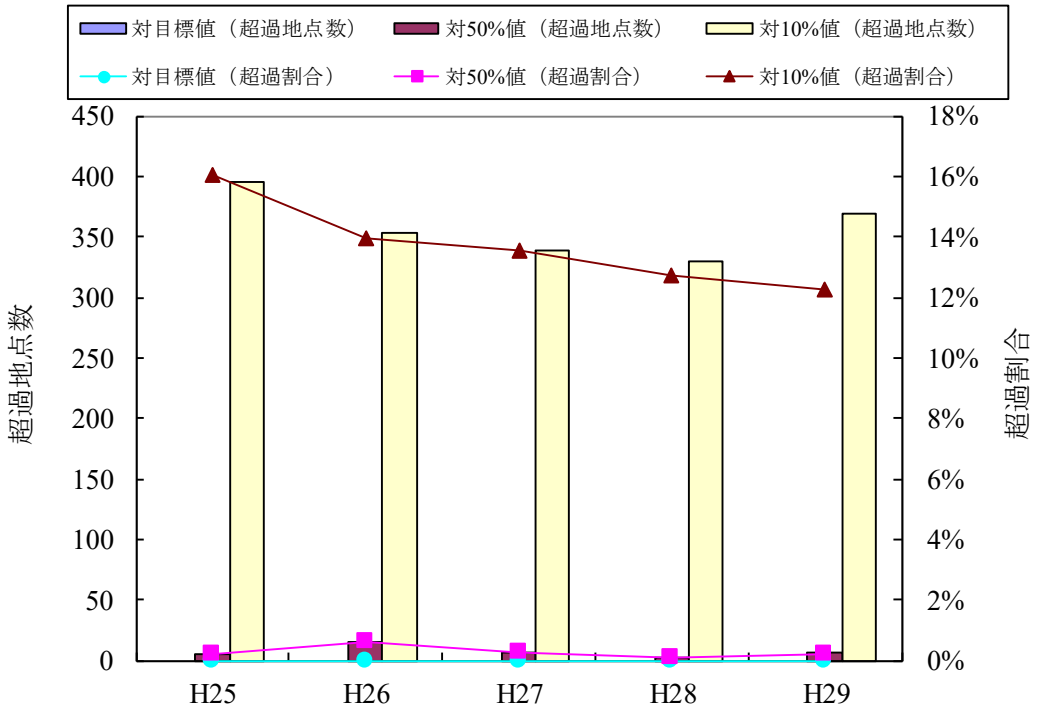

目-14　抱水クロラール　【健康項目(消)】

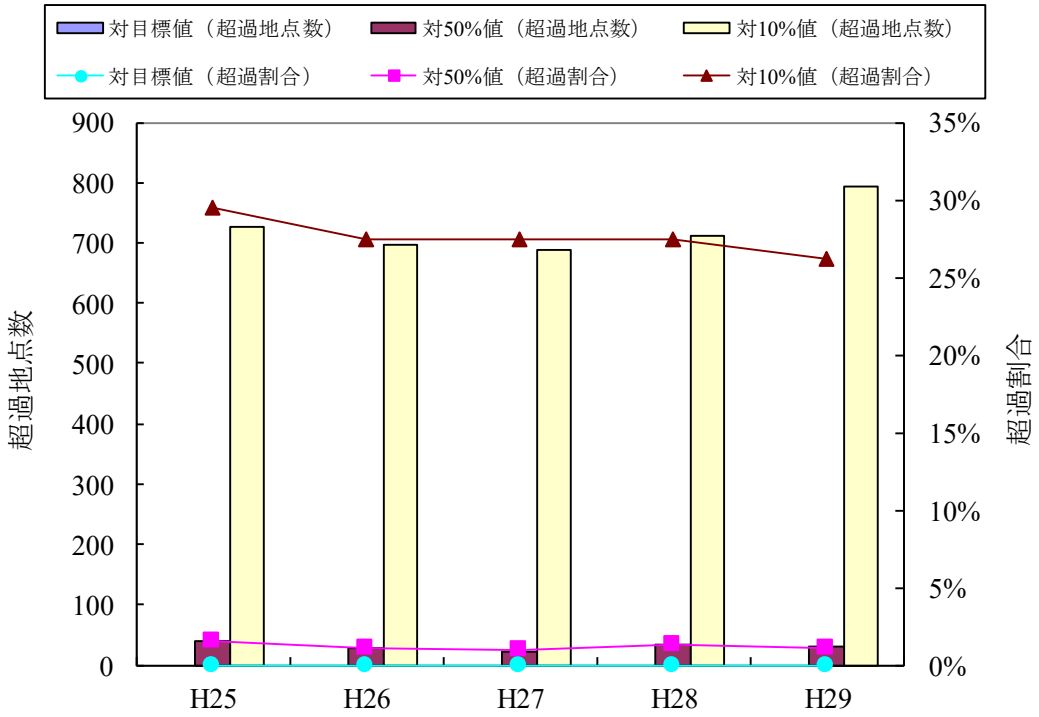

図 2-31　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(6)

目-15　　農薬類

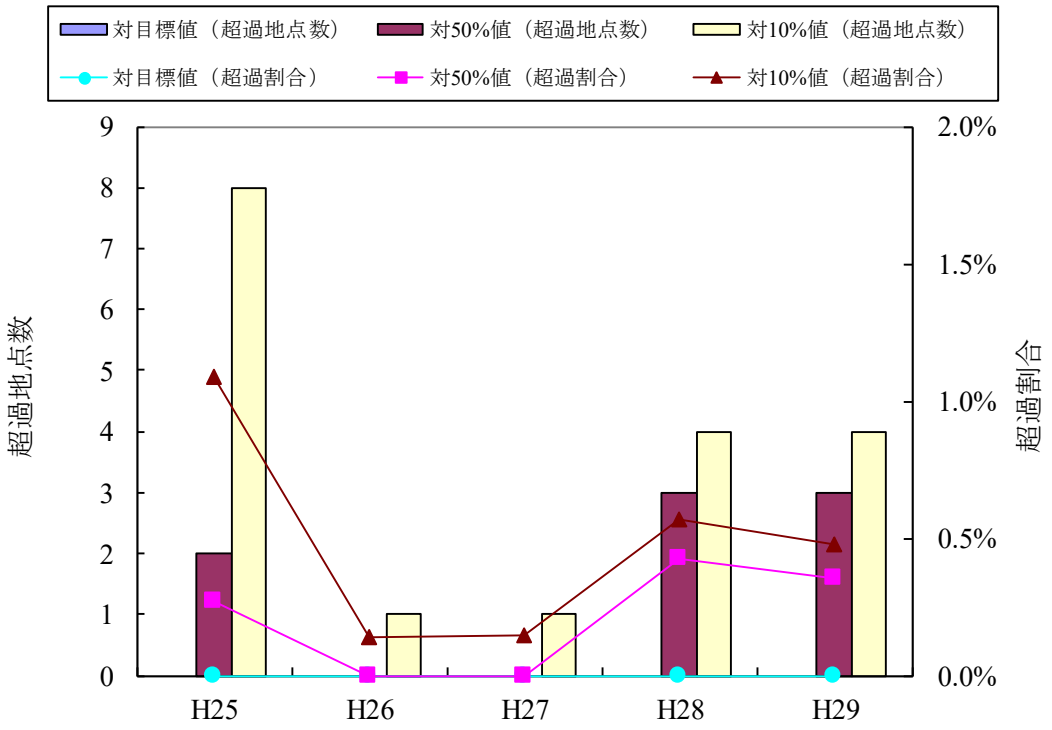

目-16　　残留塩素　　【性状項目】

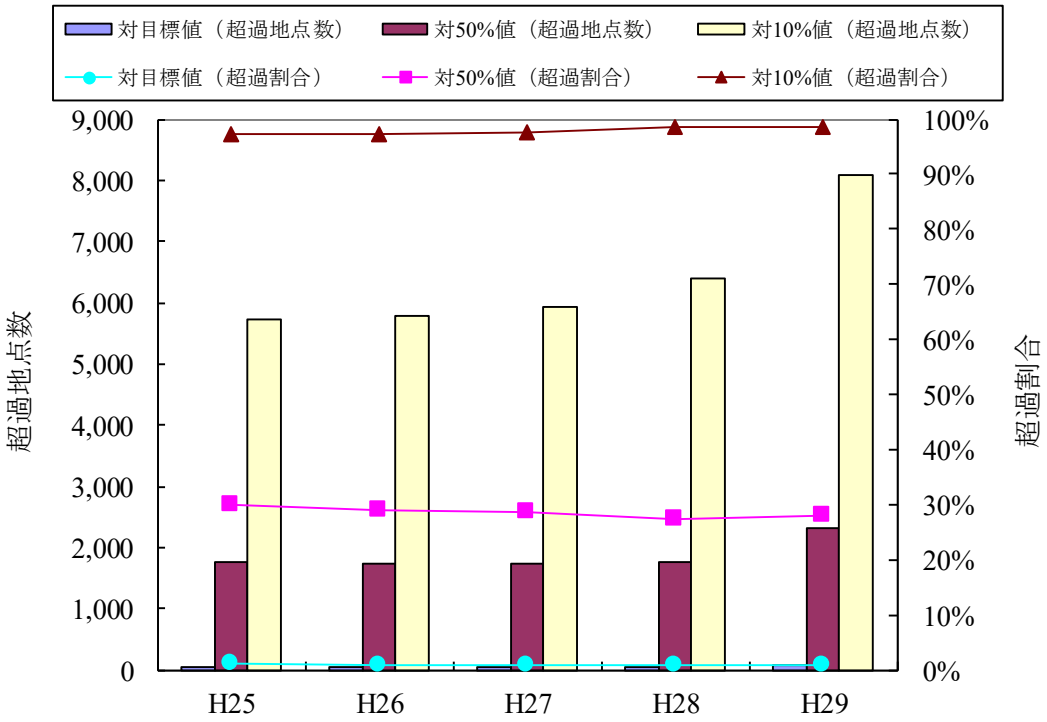

図 2-32　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(7)

目-18　マンガン及びその化合物　【性状項目】

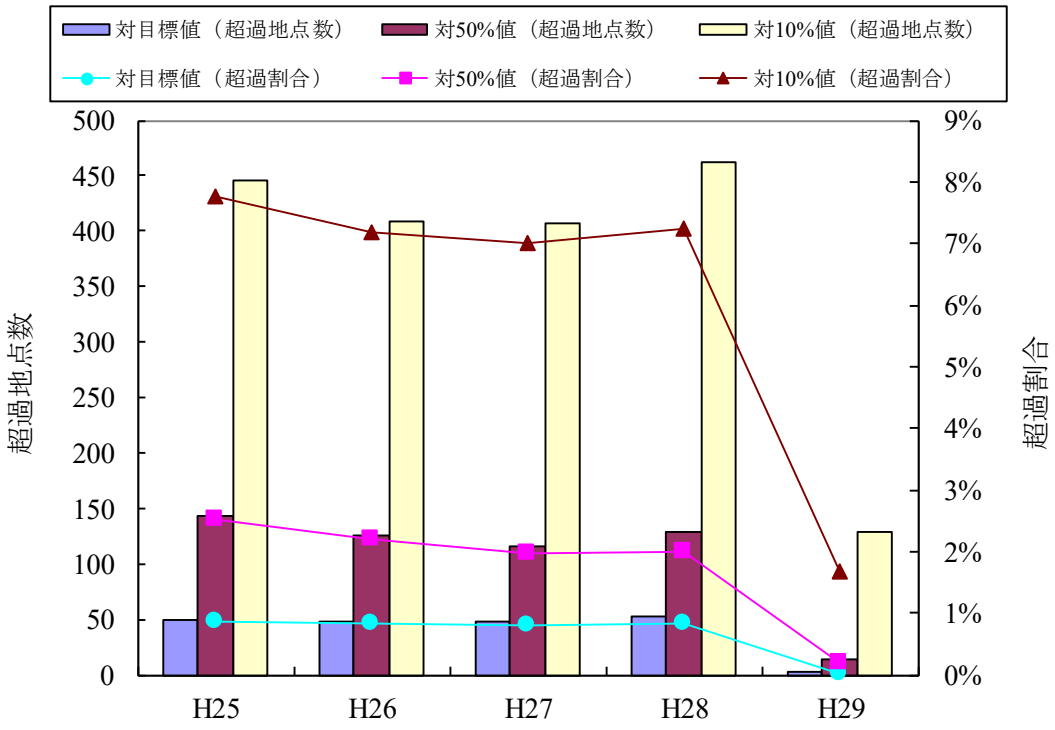

目-19　遊離炭酸　【性状項目】

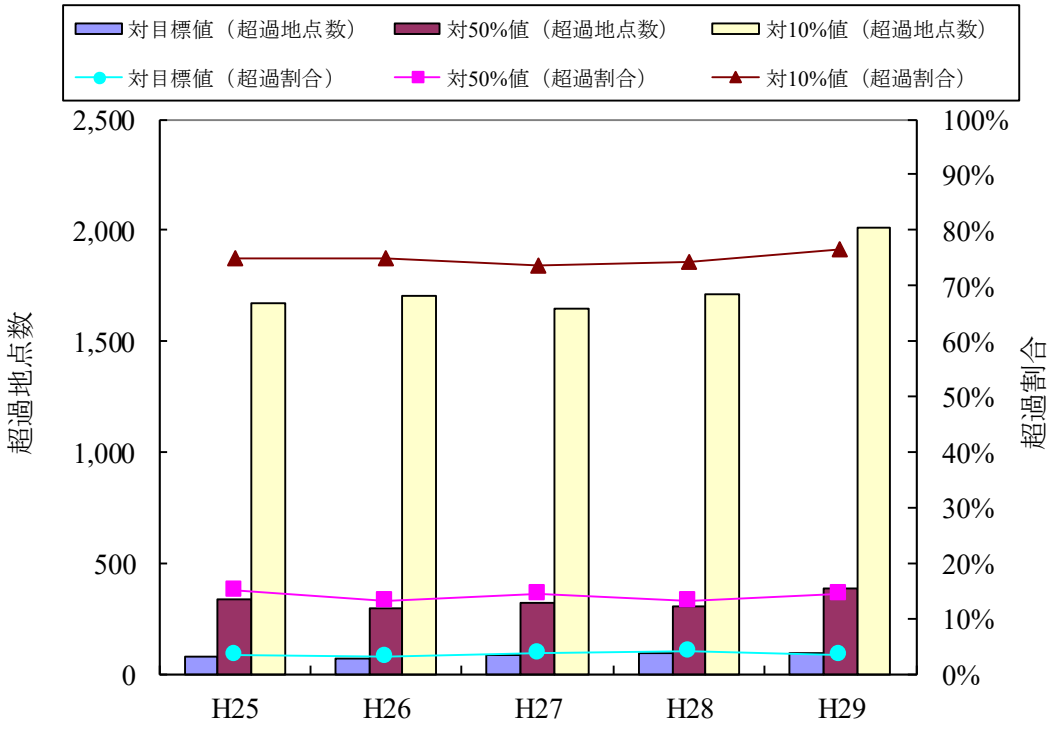

（目-17 は基-39 で前掲）

図 2-33　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(8)

目-20　1,1,1-トリクロロエタン　【性状項目】

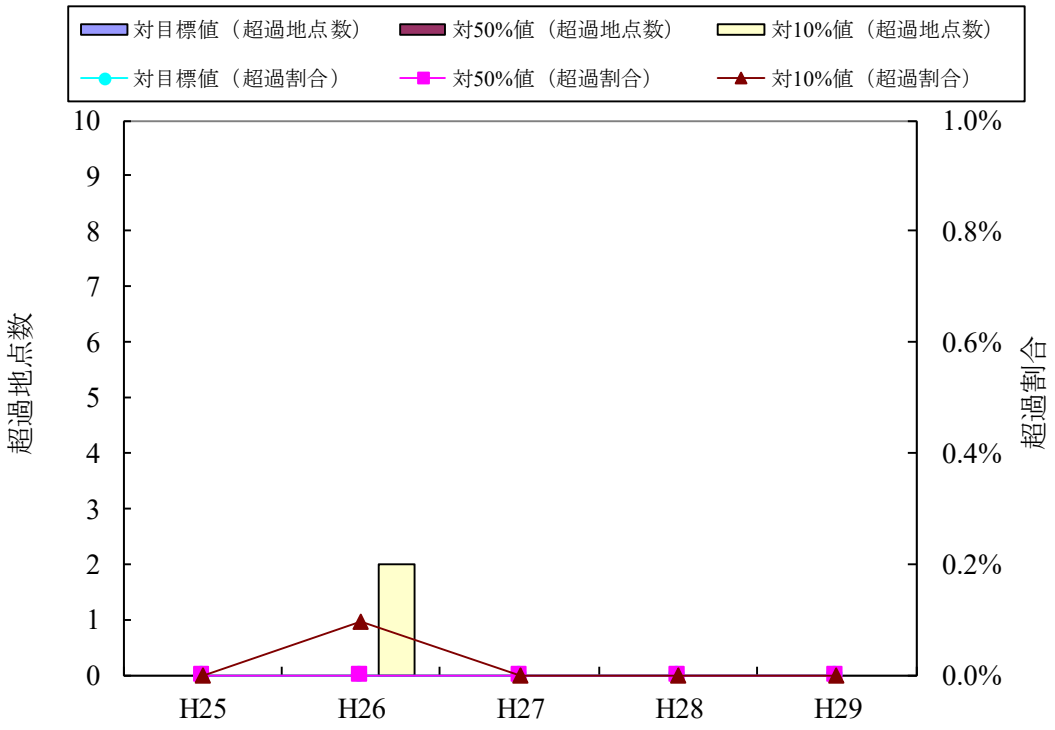

目-21　メチル-t-ブチルエーテル（MTBE）　【性状項目】

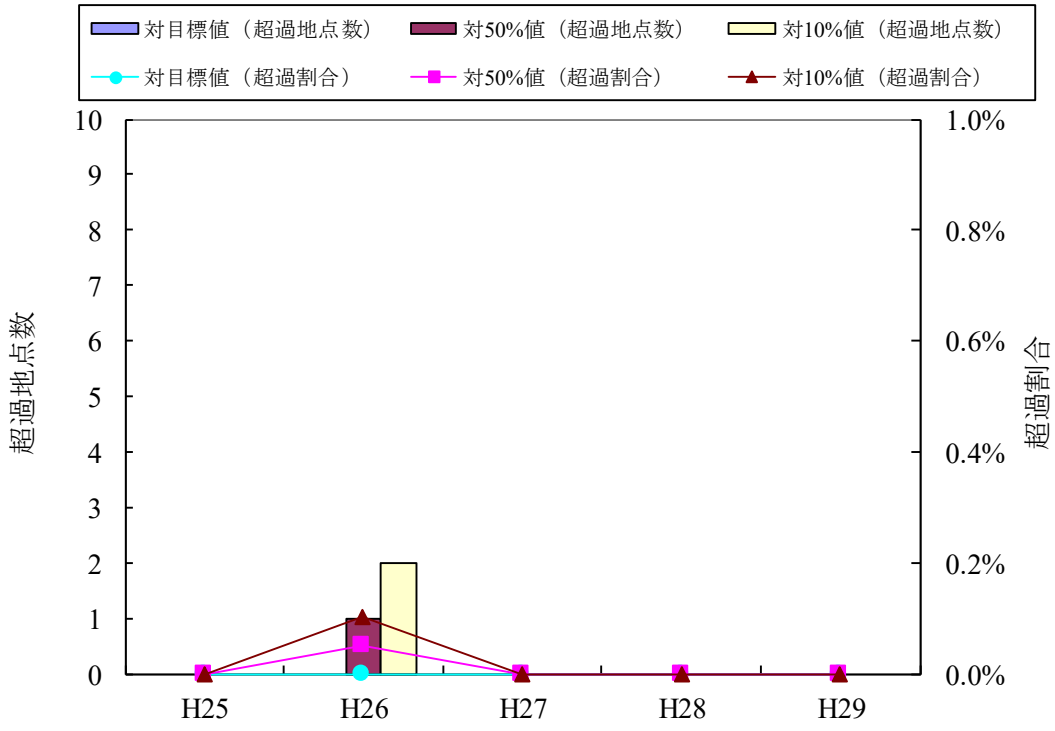

図 2-34　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(9)

目-22　有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）【性状項目】

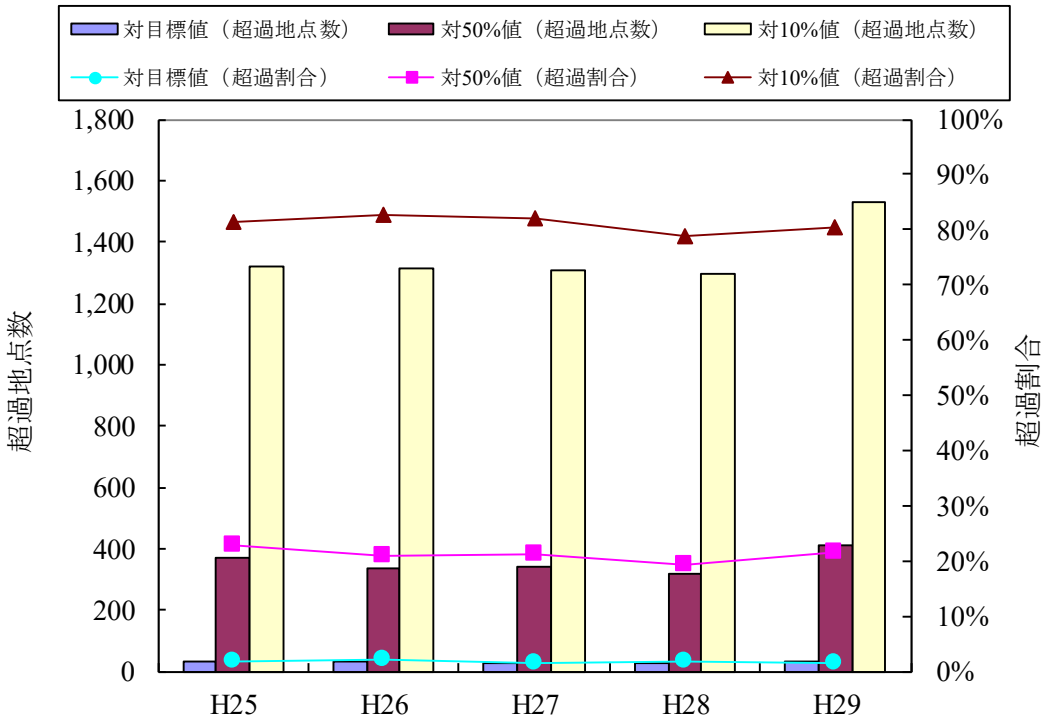

目-23　臭気強度（TON）　【性状項目】

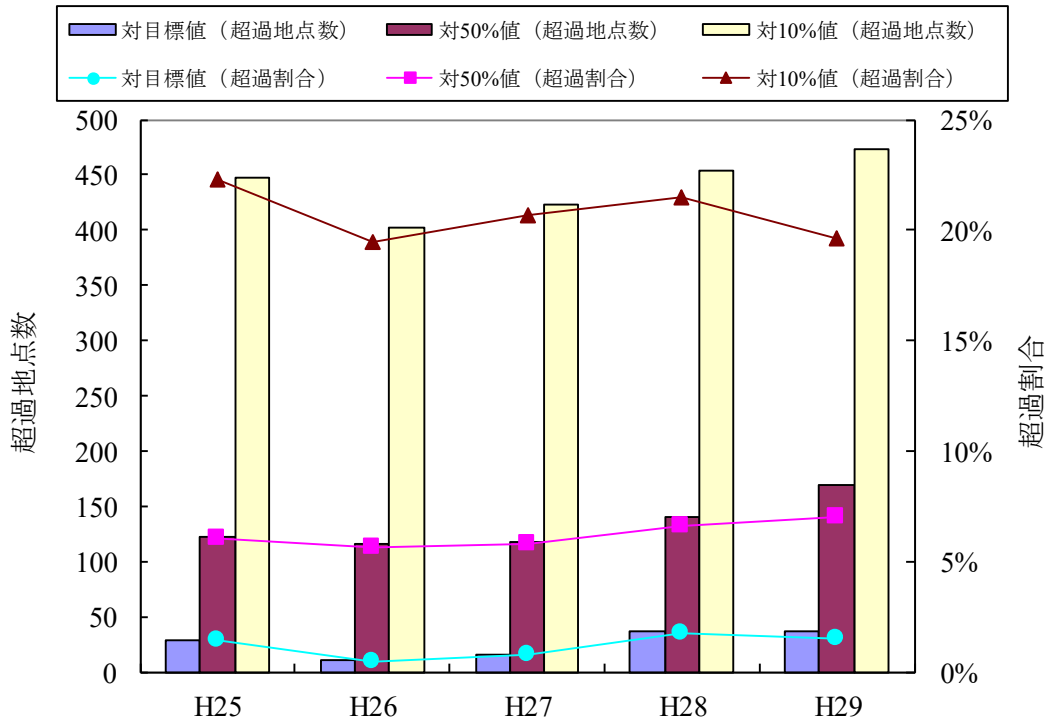

図 2-35　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(10)

目-25　濁度　【性状項目】

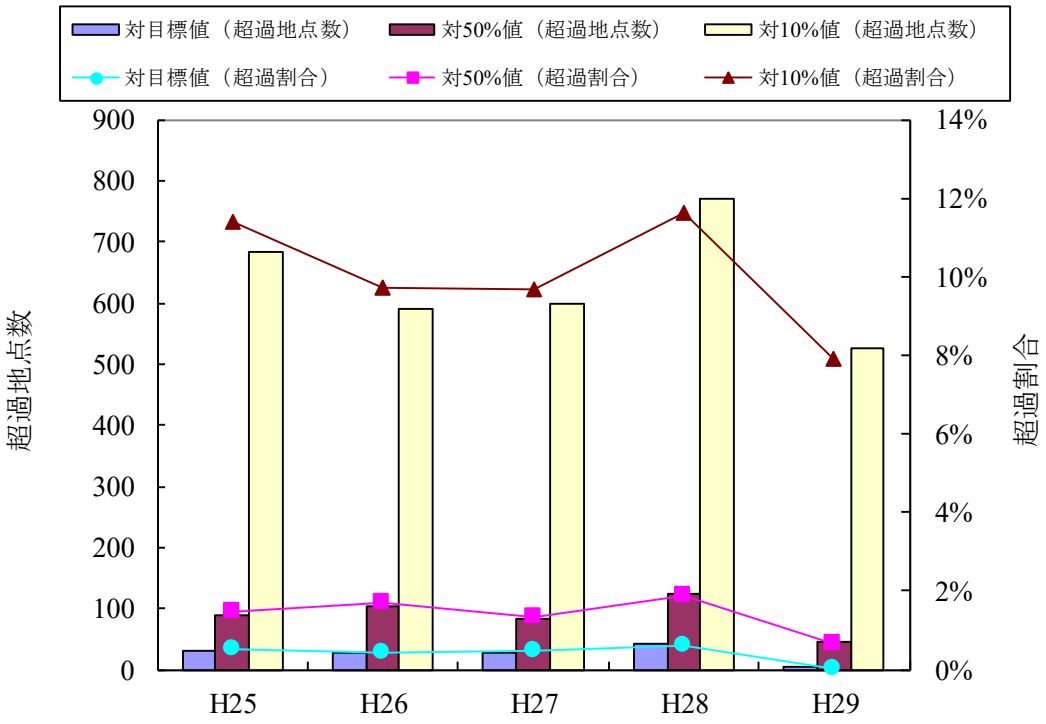

目-28　従属栄養細菌　【性状項目】

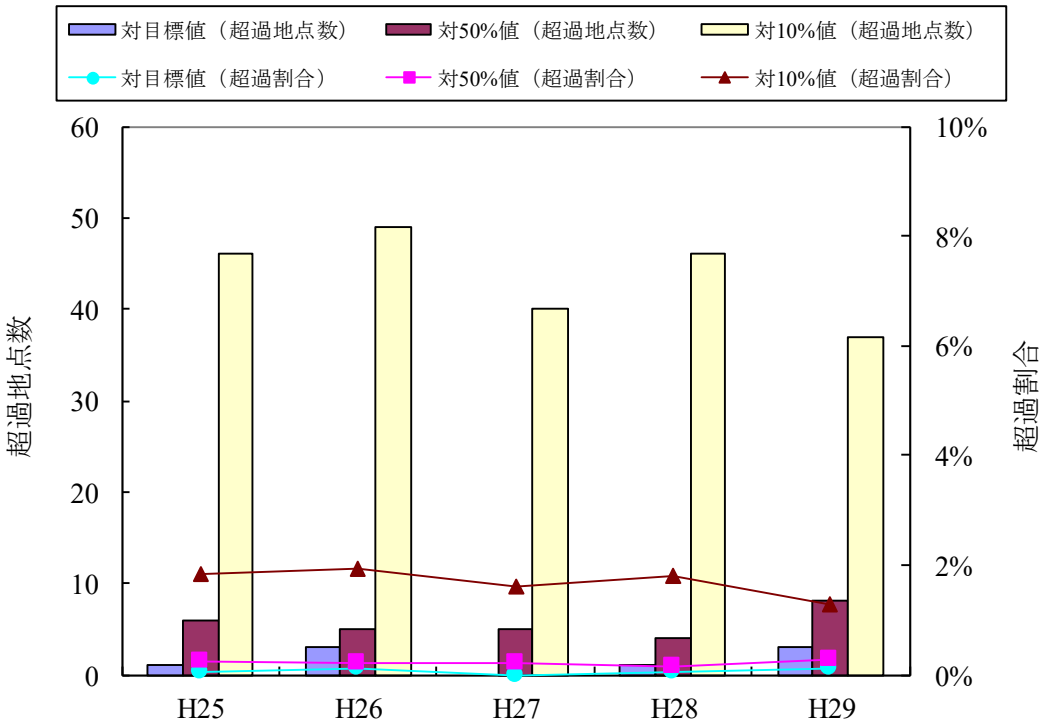

（目-24 は基-40 で前掲）

図 2-36　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(11)

目-29　1,1-ジクロロエチレン　【健康項目】

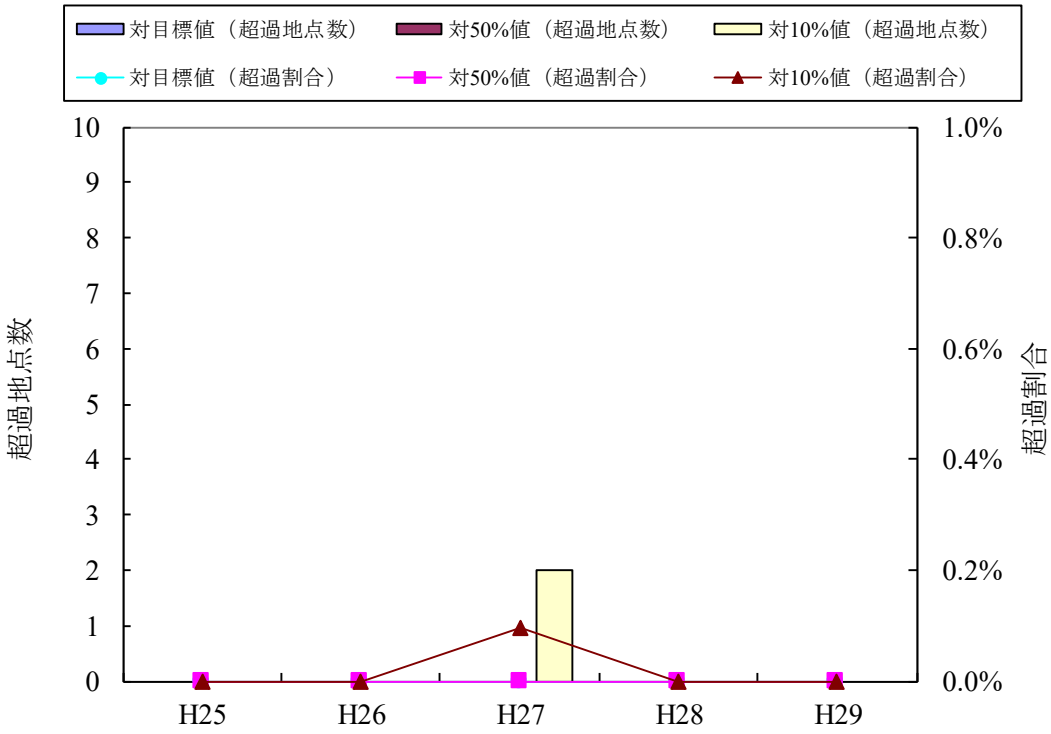

目-30　アルミニウム及びその化合物【性状項目】

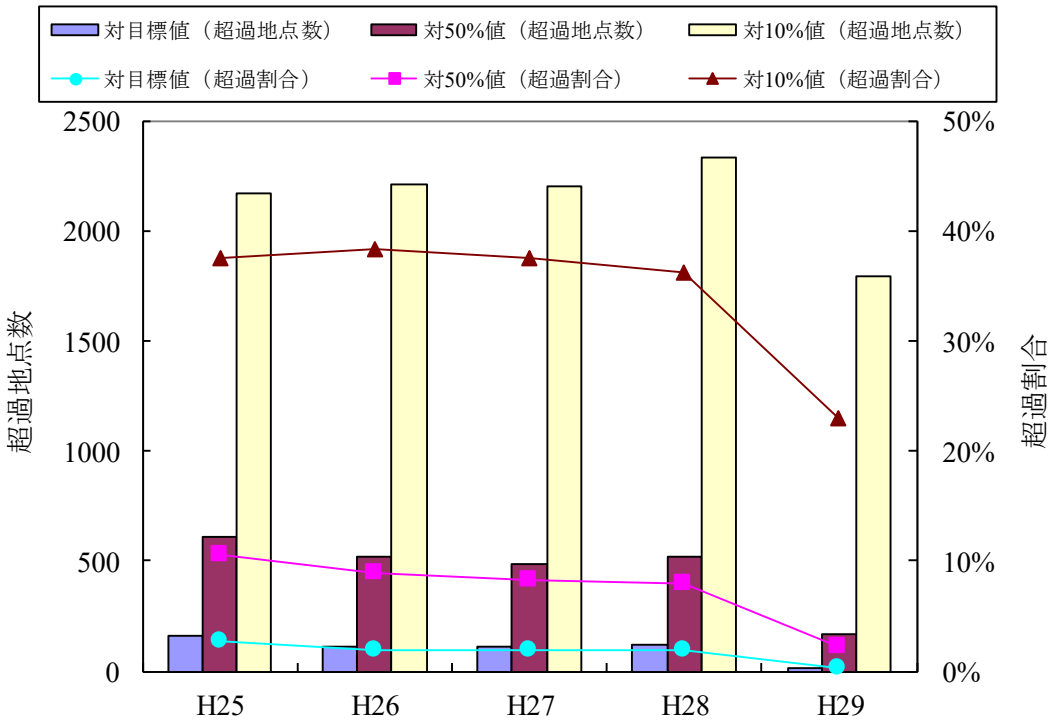

図 2-37　水質管理目標設定項目の過去 5 年間の目標値等の超過状況(12)

（2）水質基準等の超過状況

前項で整理した過去 5 年間（平成 25～29 年度）の水道水質データを対象として、以下に掲げる 2 つの観点から 100%値（基準値又は目標値)、50%値、10%値それぞれの超過傾向を整理した結果を表 2-10、表 2-11 に示す。

① 5 ヶ年経年での超過状況

○：直近 3 ヶ年以上継続で超過地点数が 1 地点以上

△：直近 3 ヶ年で、継続ではないが、3 ヶ年のいずれかで超過地点数が 1 地点以上

※：直近 3 ヶ年では超過地点数はないが、4～5 年前に超過地点数が 1 地点以上

－：5 ヶ年継続で超過地点数が 0 地点

② 直近 1 年の超過割合

0% ……0%（超過地点数が 1 地点もない）

0-0.1% ……0%超、0.1%以下

0.1-1% ……0.1%超、1%以下

1-10% ……1%超、10%以下

10-100% ….10%超、100%以下

表 2-10　水道水質基準項目・水質管理目標設定項目の超過状況（農薬類を除く）

リスク順位	5ヶ年経年の超過状況※4			対10%値の直近の超過割合	水道水質基準項目			水質管理目標設定項目	
	対基準値対目標値	対50%値	対10%値		基準項目の見直し対象とする項目	基準項目に据え置くべきか確認すべき項目	基準項目に据え置くべき対象項目※1	水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目※2	水質管理目標設定項目に据え置くべき対象項目※3
1	○	○	○	10-100%	ジクロロ酢酸 トリクロロ酢酸	クロロホルム ブロモジクロロメタン	塩素酸 アルミニウム及びその化合物 色度		残留塩素 遊離炭酸 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 臭気強度（TON） アルミニウム及びその化合物
2				1-10%			一般細菌 ジェオスミン 濁度		マンガン 濁度
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%		総トリハロメタン	蒸発残留物 有機物(全有機炭素(TOC)の量)		
5				1-10%		臭素酸	鉄及びその化合物 マンガン及びその化合物 2-メチルイソボルネオール		ウラン及びその化合物 従属栄養細菌
6				0.1-1%	クロロ酢酸			ニッケル及びその化合物	
7	※	○	○	10-100%			硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 フッ素及びその化合物 カルシウム、マグネシウム(硬度)		
8				1-10%	ホウ素及びその化合物		鉛及びその化合物		
9				0.1-1%					
10	－	○	○	10-100%			ヒ素及びその化合物 塩化物イオン		ジクロロアセトニトリル 抱水クロラール
11				1-10%		ジブロモクロロメタン ブロモホルム	亜硝酸態窒素 ナトリウム及びその化合物		
12				0.1-1%	四塩化炭素 亜鉛及びその化合物		水銀及びその化合物 トリクロロエチレン 銅及びその化合物		
13				0-0.1%	陰イオン界面活性剤	カドミウム及びその化合物			
14	△	△	○	0.1-1%	ホルムアルデヒド				
15	※	※	○	0.1-1%					
16	－	△	○	1-10%	非イオン界面活性剤				
17				0.1-1%			フェノール類	農薬類	
18				0-0.1%	1,4-ジオキサン ジクロロメタン	六価クロム化合物			
19	－	※	○	0.1-1%			シアン化物及び塩化シアン テトラクロロエチレン	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）	
				0-0.1%	セレン及びその化合物 cis-1,2-ジクロロエチレン及びtrans-1,2-ジクロロエチレン ベンゼン				
20	－	－	○	1-10%					
21				0.1-1%				アンチモン及びその化合物	
22				0-0.1%					
23	－	△	△	0.1-1%					
24				0-0.1%				1,2-ジクロロエタン 亜塩素酸	
25				0%					
26	－	※	△	0%					
27	－	※	※	0%				メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	
28	－	－	△	0-0.1%					
29				0%				1,1-ジクロロエチレン	
30	－	－	※	0%				1,1,1-トリクロロエタン	
31	－	－	－	0%				トルエン 二酸化塩素	

凡例　○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　　△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヵ年のいずれかで超過地点数が1地点以上
※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　　－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：大腸菌（基準値：不検出）、pH値（基準値：5.8～8.6）、味（基準値：異常でないこと）、臭気（基準値：異常でないこと）を除く。
※2：農薬類を除く。
※3：カルシウム、マグネシウム等（硬度）（目標値：10～100）、蒸発残留物（目標値：30～200）、pH値（目標値：7.5程度）、腐食性（ランゲリア指数）（目標値：-1～0）を除く。
※4：平成31年4月1日時点の基準値及び目標値で評価している。

表 2-11　農薬類の超過状況

リスク順位	5ヶ年経年の超過状況※1 対基準値対目標値	対50%値	対10%値	対10%値の直近の超過割合	水質管理目標設定項目 水質管理目標設定項目の見直し対象とする項目				
1	○	○	○	10-100%					
2				1-10%					
3				0.1-1%					
4	△	○	○	10-100%					
5				1-10%					
6				0.1-1%					
7	※	○	○	1-10%					
8	－	○	○	10-100%					
9				1-10%					
10				0.1-1%					
11	△	△	○	1-10%					
12				0.1-1%					
13	※	△	○	1-10%					
14	－	△	○	0.1-1%					
15				0-0.1%					
16	－	※	○	1-10%					
17	－	－	○	1-10%	ジクワット				
18				0.1-1%	アセフェート				
19				0%					
20	－	△	△	1-10%					
21				0.1-1%	イミノクタジン酢酸塩	クロルニトロフェン(CNP)	ジチオカルバメート系農薬		
22				0%					
23	－	※	※	0%	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート				
24	－	－	△	1-10%					
25				0.1-1%	モリネート				
26				0-0.1%					
27				0%	ジチアノン	ダイアジノン	トリクロルホン(DEP)	フェンチオン(MPP)	
28	－	－	※	0%	グルホシネート	パラコート	フィプロニル		
28	－	－	－	0%	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	カズサホス	シメトリン	フェントエート(PAP)	マラソン（マラチオン）
					ダラポン	カフェンストロール	ジメピペレート	フェントラザミド	メコプロップ(MCPP)
					2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	カルタップ	ダイムロン	フサライド	メソミル
					EPN	カルバリル(NAC)	チアジニル	ブタクロール	メタラキシル
					MCPA	カルプロパミド	チウラム	ブタミホス	メチダチオン(DMTP)
					アシュラム	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	チオジカルブ	ブプロフェジン	メチルダイムロン
					アトラジン	キノクラミン（ACN）	チオファネートメチル	フルアジナム	メトミノストロビン
					アニロホス	キャプタン	チオベンカルブ	プレチラクロール	メトリブジン
					アミトラズ	クミルロン	テフリルトリオン	プロシミドン	メフェナセット
					アラクロール	グリホサート	テルブカルブ(MBPMC)	プロチオホス	メプロニル
					イソキサチオン	クロメプロップ	トリクロピル	プロピコナゾール	
					イソフェンホス	クロルピリホス	トリシクラゾール	プロピザミド	
					イソプロカルブ(MIPC)	クロロタロニル(TPN)	トリフルラリン	プロベナゾール	
					イソプロチオラン(IPT)	シアナジン	ナプロパミド	プロモブチド	
					イプロベンホス(IBP)	シアノホス（CYAP）	ピペロホス	ペノミル	
					インダノファン	ジウロン(DCMU)	ピラクロニル	ペンシクロン	
					エスプロカルブ	ジクロベニル(DBN)	ピラゾキシフェン	ペンゾビシクロン	
					エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	ジクロルボス(DDVP)	ピラゾリネート（ピラゾレート）	ペンゾフェナップ	
					エトフェンプロックス	エチルチオメトン	ピリダフェンチオン	ペンタゾン	
					エトリジアゾール(エクロメゾール)	ジチオピル	ピリブチカルブ	ペンディメタリン	
					ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾟﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	シハロホップブチル	ピロキロン	ペンフラカルブ	
					オキサジクロメホン	シマジン(CAT)	フェニトロチオン(MEP)	ペンフルラリン(ペスロジン)	
					オキシン銅	ジメタメトリン	フェノブカルブ(BPMC)	ペンフレセート	
					オリサストロビン	ジメトエート	フェリムゾン	ホスチアゼート	

凡例　○：直近3ヶ年以上継続で超過地点数が1地点以上　　△：直近3ヶ年で、継続ではないが、3ヵ年のいずれかで超過地点数が1地点以上

※：直近3ヶ年では超過地点数はないが、4～5年前に超過地点数が1地点以上　　－：5ヶ年継続で超過地点数が0地点

※1：平成31年4月1日時点の目標値で評価している。

(3) 定期見直しにおける水質基準等の分類結果

整理した超過状況に対し、表 2-12 に示した分類要件を適用して分類した。過去 5 年間に基準値又は目標値が変更になった項目については、現行の基準値又は目標値により集計を行った。(表 2-13～表 2-14)

表 2-12　水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類要件

	分類要件 1　YES		分類要件 1　NO
	分類要件 2　YES	分類要件 2　NO	
見直し時点で水質基準項目	水質基準項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目
見直し時点で水質管理目標設定項目	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目

分類要件 1 ：最近 3 ヶ年継続で評価値の 10%超過地点が 1 地点以上存在

分類要件 2 ：最近 3 ヶ年継続で評価値の 50%超過地点が 1 地点以上存在

又は最近 5 ヶ年の間に評価値超過地点が 1 地点以上存在

表 2-13　分類要件に基づく水質基準項目及び水質管理目標設定項目の分類結果

<table>
<tr><th rowspan="4"></th><th colspan="3">分類要件1
最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th colspan="2">YES</th><th rowspan="3">NO</th></tr>
<tr><th colspan="2">分類要件2
最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在
又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在</th></tr>
<tr><th>YES</th><th>NO</th></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>ジクロロ酢酸
トリクロロ酢酸
クロロ酢酸
ホウ素及びその化合物
四塩化炭素
亜鉛及びその化合物
陰イオン界面活性剤
ホルムアルデヒド
クロロホルム
ブロモジクロロメタン
総トリハロメタン
臭素酸
ジブロモクロロメタン
ブロモホルム
カドミウム及びその化合物</td><td>非イオン界面活性剤
1,4-ジオキサン
ジクロロメタン
セレン及びその化合物
cis-1,2-ジクロロエチレン及びトランス－1,2－ジクロロエチレン
ベンゼン
六価クロム化合物</td><td>該当なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">見直し時点で
水質管理目標
設定項目</td><td>水質基準項目</td><td>水質管理目標設定項目</td><td>水質管理目標設定項目</td></tr>
<tr><td>ニッケル及びその化合物</td><td>農薬類
フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）
アンチモン及びその化合物</td><td>1,2-ジクロロエタン
亜塩素酸
メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）
1,1-ジクロロエチレン
1,1,1-トリクロロエタン
トルエン
二酸化塩素</td></tr>
</table>

表 2-14　対象農薬リスト掲載農薬類の分類結果

	分類要件1 最近3ヶ年継続で評価値の10%超過地点が1地点以上存在				
	YES		N0		
	分類要件2 最近3ヶ年継続で評価値の50%超過地点が1地点以上存在 又は最近5ヶ年の間に評価値超過地点が1地点以上存在				
	YES	NO			
	水質基準項目	水質管理目標設定項目	水質管理目標設定項目		
見直し時点で水質管理目標設定項目	該当なし	ジクワット アセフェート	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	シアナジン	フェノブカルブ(BPMC)
			ダラポン	シアノホス（ＣＹＡＰ）	フェリムゾン
			2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	ジウロン(DCMU)	フェンチオン(MPP)
			EPN	ジクロベニル(DBN)	フェントエート(PAP)
			ＭＣＰＡ	ジクロルボス(DDVP)	フェントラザミド
			アシュラム	エチルチオメトン	フサライド
			アトラジン	ジチアノン	ブタクロール
			アニロホス	ジチオカルバメート系農薬	ブタミホス
			アミトラズ	ジチオピル	ブプロフェジン
			アラクロール	シハロホップブチル	フルアジナム
			イソキサチオン	シマジン(CAT)	プレチラクロール
			イソフェンホス	ジメタメトリン	プロシミドン
			イソプロカルブ(MIPC)	ジメトエート	プロチオホス
			イソプロチオラン(IPT)	シメトリン	プロピコナゾール
			イプロベンホス(IBP)	ジメピペレート	プロピザミド
			イミノクタジン酢酸塩	ダイアジノン	プロベナゾール
			インダノファン	ダイムロン	ブロモブチド
			エスプロカルブ	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	ベノミル
			エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	チアジニル	ペンシクロン
			エトフェンプロックス	チウラム	ベンゾビシクロン
			エトリジアゾール(エクロメゾール)	チオジカルブ	ベンゾフェナップ
			ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	チオファネートメチル	ベンタゾン
			オキサジクロメホン	チオベンカルブ	ペンディメタリン
			オキシン銅	テフリルトリオン	ベンフラカルブ
			オリサストロビン	テルブカルブ(MBPMC)	ベンフルラリン(ベスロジン)
			カズサホス	トリクロピル	ベンフレセート
			カフェンストロール	トリクロルホン(DEP)	ホスチアゼート
			カルタップ	トリシクラゾール	マラソン (マラチオン)
			カルバリル(NAC)	トリフルラリン	メコプロップ(MCPP)
			カルプロパミド	ナプロパミド	メソミル
			カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	パラコート	メタラキシル
			キノクラミン(ACN)	ピペロホス	メチダチオン(DMTP)
			キャプタン	ピラクロニル	メチルダイムロン
			クミルロン	ピラゾキシフェン	メトミノストロビン
			グリホサート	ピラゾリネート(ピラゾレート)	メトリブジン
			グルホシネート	ピリダフェンチオン	メフェナセット
			クロメプロップ	ピリブチカルブ	メプロニル
			クロルニトロフェン(CNP)	ピロキロン	モリネート
			クロルピリホス	フィプロニル	
			クロロタロニル(TPN)	フェニトロチオン(MEP)	

2-2. 水道事業体における要検討項目等の検出状況の整理

2-2-1. 調査概要

全国の水道事業者等が平成 25 年度～30 年度に実施した水質測定の結果（要検討項目及び農薬類）について、データチェック及び集計を行った。

1）調査の対象とした水質測定結果

全国の厚生労働大臣認可及び都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者が平成 25 年度～30 年度に実施した要検討項目及び農薬類の測定の結果を対象とした。

2）調査の対象とした水質項目

調査対象項目は、以下に示す合計 146 項目とした。項目の一覧を表 2-15 に示す。

- 要検討項目　　48 項目（うち１項目削除）
- 農薬類　　98 項目（要検討：14 項目、その他：84 項目）

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-01	銀	－
要検討項目	検-02	バリウム	0.7
要検討項目	検-03	ビスマス	－
要検討項目	検-04	モリブデン	0.07
要検討項目	検-05	アクリルアミド	0.0005
要検討項目	検-06	アクリル酸	－
要検討項目	検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008P
要検討項目	検-08	エチニル－エストラジオール（ＥＥ２）	0.00002P
要検討項目	検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5
要検討項目	検-10	エピクロロヒドリン	0.0004P
要検討項目	検-11	塩化ビニル	0.002
要検討項目	検-12	酢酸ビニル	－
要検討項目	検-13	２，４－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-14	２，６－トルエンジアミン	－
要検討項目	検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－
要検討項目	検-16	スチレン	0.02
要検討項目	検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L（P）
要検討項目	検-18	トリエチレンテトラミン	－
要検討項目	検-19	ノニルフェノール	0.3P
要検討項目	検-20	ビスフェノールＡ	0.1P
要検討項目	検-21	ヒドラジン	－
要検討項目	検-22	１，２－ブタジエン	－
要検討項目	検-23	１，３－ブタジエン	－
要検討項目	検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.01

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討項目	検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5
要検討項目	検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008P
要検討項目	検-27	有機すず化合物	0.0006P（TBTO）
要検討項目	検-28	ブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-29	ブロモジクロロ酢酸	－
要検討項目	検-30	ジブロモクロロ酢酸	－
要検討項目	検-31	ブロモ酢酸	－
要検討項目	検-32	ジブロモ酢酸	－
要検討項目	検-33	トリブロモ酢酸	－
要検討項目	検-34	トリクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－
要検討項目	検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06
要検討項目	検-37	アセトアルデヒド	－
要検討項目	検-38	ＭＸ	0.001
要検討項目	検-39	削除	
要検討項目	検-40	キシレン	0.4
要検討項目	検-41	過塩素酸	0.025
要検討項目	検-42	パーフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－
要検討項目	検-43	パーフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）	－
要検討項目	検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001
要検討項目	検-45	アニリン	0.02
要検討項目	検-46	キノリン	0.0001
要検討項目	検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02
要検討項目	検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2
要検討農薬類	要-001	アセタミプリド	0.2
要検討農薬類	要-002	イミダクロプリド	0.1
要検討農薬類	要-003	エチプロール	0.01
要検討農薬類	要-004	クロロピクリン	-
要検討農薬類	要-005	テブコナゾール	0.07
要検討農薬類	要-006	テフリルトリオン	0.002
要検討農薬類	要-006	パラチオンメチル	0.04
要検討農薬類	要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1
要検討農薬類	要-008	ピラクロホス	－
要検討農薬類	要-009	フルスルファミド	－
要検討農薬類	要-010	ブロマシル	0.05
要検討農薬類	要-011	ペントキサゾン	0.6
要検討農薬類	要-012	ホサロン	0.005
要検討農薬類	要-013	メタアルデヒド	0.06
要検討農薬類	要-014 (~H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メチルイソチオシアネート	-

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
要検討農薬類	要-014	メトラクロール	0.2
その他農薬類	他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	－
その他農薬類	他-002	２，４―ＤＢ	－
その他農薬類	他-003	ＤＢＥＤＣ	－
その他農薬類	他-004	ＭＣＰＢ	0.08
その他農薬類	他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.2
その他農薬類	他-006	アジムスルフロン	0.2
その他農薬類	他-007	アミトロール	0.003
その他農薬類	他-008	アメトリン	0.2
その他農薬類	他-009	イナベンフィド	0.3
その他農薬類	他-010	イマゾスルフロン	0.2
その他農薬類	他-011	ウニコナゾールＰ	0.04
その他農薬類	他-012	エトキシスルフロン	0.1
その他農薬類	他-013	エトベンザニド	0.1
その他農薬類	他-014	エンドタール	－
その他農薬類	他-015	オキサジアルギル	0.02
その他農薬類	他-016	オキサミル	0.05
その他農薬類	他-017	オキソリニック酸	0.05
その他農薬類	他-018	キザロホップエチル	0.02
その他農薬類	他-019	クロチアニジン	0.2
その他農薬類	他-020	クロマフェノジド	0.7
その他農薬類	他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	－
その他農薬類	他-022	クロルピリホスメチル	0.03
その他農薬類	他-023	シクロスルファムロン	0.08
その他農薬類	他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006
その他農薬類	他-025	シクロプロトリン	0.008
その他農薬類	他-026	ジクロメジン	0.05
その他農薬類	他-027	ジクロルプロップ	0.06
その他農薬類	他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06
その他農薬類	他-029	シノスルフロン	0.2
その他農薬類	他-030	ジノテフラン	0.6
その他農薬類	他-031	ジフェノコナゾール	0.02
その他農薬類	他-032	シフルトリン	0.05
その他農薬類	他-033	ジフルベンズロン	0.05
その他農薬類	他-034	シプロコナゾール	0.02
その他農薬類	他-035	シプロジニル	0.07
その他農薬類	他-036	シペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-037	シメコナゾール	0.02
その他農薬類	他-038	ジメチルビンホス	0.01
その他農薬類	他-039	シラフルオフェン	0.3
その他農薬類	他-040	シンメチリン	0.1

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-041	スピノサド	0.06
その他農薬類	他-042	セトキシジム	0.4
その他農薬類	他-043	チアクロプリド	－
その他農薬類	他-044	チアメトキサム	0.05
その他農薬類	他-045	チオシクラム	0.03
その他農薬類	他-046	チフルザミド	0.04
その他農薬類	他-047	テクロフタラム	0.1
その他農薬類	他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01
その他農薬類	他-049	テトラコナゾール	0.01
その他農薬類	他-050	テブフェノジド	0.04
その他農薬類	他-051	トリネキサパックエチル	0.01
その他農薬類	他-052	トリフルミゾール	0.04
その他農薬類	他-053	トルフェンピラド	0.01
その他農薬類	他-054	ナプロアニリド	0.02
その他農薬類	他-055	ニテンピラム	1.3
その他農薬類	他-056	パクロブトラゾール	0.05
その他農薬類	他-057	バリダマイシン	－
その他農薬類	他-058	ビスピリバック	0.03
その他農薬類	他-059	ピメトロジン	0.03
その他農薬類	他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03
その他農薬類	他-061	ピリミノバックメチル	0.05
その他農薬類	他-062	ピリミホスメチル	0.06
その他農薬類	他-063	ピレトリン	0.1
その他農薬類	他-064	フェノキサニル	0.02
その他農薬類	他-065	フェンバレレート	0.04
その他農薬類	他-066	フラチオカルブ	0.008
その他農薬類	他-067	フラメトピル	0.02
その他農薬類	他-068	フルアジホップ	0.01
その他農薬類	他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04
その他農薬類	他-070	プロパホス	0.001
その他農薬類	他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02
その他農薬類	他-072	プロヘキサジオン	0.5
その他農薬類	他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2
その他農薬類	他-074	プロメトリン	0.08
その他農薬類	他-075	ペルメトリン	0.1
その他農薬類	他-076	ベンスルタップ	0.09
その他農薬類	他-077	ベンダイオカルブ	0.009
その他農薬類	他-078	ホキシム	0.003
その他農薬類	他-079	ボスカリド	0.1
その他農薬類	他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－
その他農薬類	他-081	メタミドホス	0.002

表 2-15　検討対象項目

分類	番号	項目	目標値等（mg/L）
その他農薬類	他-082	メチルイソシアネート	0.006
その他農薬類	他-083	モノクロトホス	0.002
その他農薬類	他-084	リニュロン	0.02

2-2-2. 測定地点数、検出地点数及び検出率の一覧表

各調査対象項目について、各年度の原水／浄水別の測定地点数と検出地点数及び検出率を表 2-16 に示す。

ここでは次の２ケースについて検出地点数と検出率を整理した。

《ａ》最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値、目標値が定められていない項目については定量下限値）を超過して検出された地点

《ｂ》最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値以下（農薬においては 1%値以下）で検出された地点
（目標値が定められていない項目については、最大値が定量下限値と等しい地点）

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（1/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-01	銀	－	H29	112	137	0	0	0.0%	0.0%	12	16	10.7%	11.7%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	120	159	2	5	1.7%	3.1%	1	7	0.8%	4.4%	0.22	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-02	バリウム	0.7	H29	137	170	3	0	2.2%	0.0%	71	44	51.8%	25.9%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
			H30	139	186	3	0	2.2%	0.0%	5	1	3.6%	0.5%	0.1	14.3%	0.05	7.1%
検-03	ビスマス	－	H29	98	118	1	0	1.0%	0.0%	13	16	13.3%	13.6%	0.01	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	100	136	0	0	0.0%	0.0%	2	4	2.0%	2.9%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-04	モリブデン	0.07	H29	351	443	2	0	0.6%	0.0%	29	16	8.3%	3.6%	0.018	25.7%	0.002	2.9%
			H30	364	466	2	0	0.5%	0.0%	2	0	0.5%	0.0%	0.024	34.3%	0.002	2.9%
検-05	アクリルアミド	0.0005	H29	50	61	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.000006	1.2%
			H30	41	52	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000009	1.8%	ND	0%
検-06	アクリル酸	－	H29	26	37	0	0	0.0%	0.0%	12	12	46.2%	32.4%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	26	36	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.8%	2.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-07	１７－β－エストラジオール（Ｅ２）	0.00008(P)	H29	37	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	37	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-08	エチニルーエストラジオール（ＥＥ２）	0.00002(P)	H29	33	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	33	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-09	エチレンジアミン四酢酸（ＥＤＴＡ）	0.5	H29	55	39	0	0	0.0%	0.0%	16	1	29.1%	2.6%	0.019	3.8%	0.013	2.6%
			H30	57	38	0	0	0.0%	0.0%	4	0	7.0%	0.0%	0.0242	4.8%	0.018	3.6%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	H29	50	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	54	55	2	0	3.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	100.0%	ND	0%
検-11	塩化ビニル	0.002	H29	65	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	62	52	0	1	0.0%	1.9%	2	0	3.2%	0.0%	0.0002	10.0%	0.0013	65.0%
検-12	酢酸ビニル	－	H29	39	26	0	0	0.0%	0.0%	12	16	30.8%	61.5%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	43	27	2	0	4.7%	0.0%	2	4	4.7%	14.8%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-13	２，４－トルエンジアミン	－	H29	18	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	66.7%	46.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	37	46	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.7%	2.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-14	２，６－トルエンジアミン	－	H29	18	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	66.7%	46.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	38	47	1	1	2.6%	2.1%	1	1	2.6%	2.1%	0.16	目標値ナシ	0.0015	目標値ナシ
検-15	Ｎ，Ｎ－ジメチルアニリン	－	H29	50	40	0	0	0.0%	0.0%	12	16	24.0%	40.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	53	39	2	0	3.8%	0.0%	2	4	3.8%	10.3%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-16	スチレン	0.02	H29	68	58	1	0	1.5%	0.0%	0	1	0.0%	1.7%	0.079	395.0%	0.0014	7.0%
			H30	69	58	0	1	0.0%	1.7%	2	0	2.9%	0.0%	0.001	5.0%	0.0027	13.5%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	H29	330	285	48	0	14.5%	0.0%	177	73	53.6%	25.6%	1.9	190.0%	0.055	5.5%
			H30	325	272	38	0	11.7%	0.0%	140	35	43.1%	12.9%	1.9	190.0%	0.068	6.8%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。

着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（2/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-18	トリエチレンテトラミン	－	H29	12	15	0	0	0.0%	0.0%	12	12	100.0%	80.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	12	15	0	1	0.0%	6.7%	1	1	8.3%	6.7%	ND	目標値ナシ	0.015	目標値ナシ
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	H29	107	105	0	0	0.0%	0.0%	1	1	0.9%	1.0%	0.03	10.0%	0.03	10.0%
			H30	97	94	0	0	0.0%	0.0%	2	0	2.1%	0.0%	0.03	10.0%	0.03	10.0%
検-20	ビスフェノールＡ	0.1(P)	H29	109	108	0	0	0.0%	0.0%	14	2	12.8%	1.9%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
			H30	108	107	0	0	0.0%	0.0%	4	0	3.7%	0.0%	0.01	10.0%	0.01	10.0%
検-21	ヒドラジン	－	H29	33	15	0	0	0.0%	0.0%	12	17	36.4%	113.3%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	34	14	2	0	5.9%	0.0%	3	5	8.8%	35.7%	0.02	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-22	１，２－ブタジエン	－	H29	14	17	0	0	0.0%	0.0%	12	12	85.7%	70.6%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	15	17	0	0	0.0%	0.0%	1	1	6.7%	5.9%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-23	１，３－ブタジエン	－	H29	14	17	0	0	0.0%	0.0%	12	12	85.7%	70.6%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	15	17	0	0	0.0%	0.0%	1	1	6.7%	5.9%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
検-24	フタル酸ジ（ｎ－ブチル）	0.01	H29	121	148	0	0	0.0%	0.0%	3	0	2.5%	0.0%	0.001	10.0%	0.0002	2.0%
			H30	111	161	0	0	0.0%	0.0%	2	0	1.8%	0.0%	0.001	10.0%	0.001	10.0%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	H29	112	140	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	110	154	0	0	0.0%	0.0%	2	0	1.8%	0.0%	0.05	10.0%	ND	0%
検-26	ミクロキスチン－ＬＲ	0.0008(P)	H29	48	57	8	0	16.7%	0.0%	6	0	12.5%	0.0%	0.0012	150.0%	ND	0%
			H30	61	67	14	0	23.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00132	165.0%	0.000036	4.5%
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	H29	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	21	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-28	ブロモクロロ酢酸	－	H29	15	119	0	28	0.0%	23.5%	16	30	106.7%	25.2%	ND	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
			H30	28	149	0	36	0.0%	24.2%	4	27	14.3%	18.1%	ND	目標値ナシ	0.01	目標値ナシ
検-29	ブロモジクロロ酢酸	－	H29	9	74	0	6	0.0%	8.1%	16	13	177.8%	17.6%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
			H30	20	101	0	15	0.0%	14.9%	4	8	20.0%	7.9%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-30	ジブロモクロロ酢酸	－	H29	9	75	0	0	0.0%	0.0%	16	14	177.8%	18.7%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			H30	20	101	0	2	0.0%	2.0%	4	3	20.0%	3.0%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-31	ブロモ酢酸	－	H29	29	147	0	7	0.0%	4.8%	16	13	55.2%	8.8%	ND	目標値ナシ	0.003	目標値ナシ
			H30	30	193	0	4	0.0%	2.1%	4	2	13.3%	1.0%	ND	目標値ナシ	0.012	目標値ナシ
検-32	ジブロモ酢酸	－	H29	15	107	0	18	0.0%	16.8%	16	17	106.7%	15.9%	ND	目標値ナシ	0.004	目標値ナシ
			H30	28	149	0	33	0.0%	22.1%	4	16	14.3%	10.7%	ND	目標値ナシ	0.006	目標値ナシ
検-33	トリブロモ酢酸	－	H29	9	74	0	0	0.0%	0.0%	16	14	177.8%	18.9%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
			H30	9	78	0	2	0.0%	2.6%	4	2	44.4%	2.6%	ND	目標値ナシ	0.03	目標値ナシ
検-34	トリクロロアセトニトリル	－	H29	18	154	0	0	0.0%	0.0%	16	12	88.9%	7.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	30	179	0	0	0.0%	0.0%	4	2	13.3%	1.1%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（3/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	－	H29	16	123	0	0	0.0%	0.0%	16	15	100.0%	12.2%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
			H30	28	161	0	0	0.0%	0.0%	4	6	14.3%	3.7%	ND	目標値ナシ	0.001	目標値ナシ
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	H29	29	167	0	0	0.0%	0.0%	0	8	0.0%	4.8%	ND	0%	0.002	3.3%
			H30	30	189	0	0	0.0%	0.0%	0	2	0.0%	1.1%	ND	0%	0.002	3.3%
検-37	アセトアルデヒド	－	H29	19	124	0	6	0.0%	4.8%	16	28	84.2%	22.6%	ND	目標値ナシ	0.002	目標値ナシ
			H30	27	153	0	5	0.0%	3.3%	5	7	18.5%	4.6%	0.001	目標値ナシ	0.005	目標値ナシ
検-38	ＭＸ	0.001	H29	6	21	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	6	11	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-40	キシレン	0.4	H29	312	387	0	0	0.0%	0.0%	4	5	1.3%	1.3%	0.002	0.5%	0.002	0.5%
			H30	341	413	0	0	0.0%	0.0%	2	0	0.6%	0.0%	0.001	0.3%	0.003	0.8%
検-41	過塩素酸	0.025	H29	42	53	6	3	14.3%	5.7%	7	5	16.7%	9.4%	0.0041	16.4%	0.0036	14.4%
			H30	44	55	9	1	20.5%	1.8%	0	0	0.0%	0.0%	0.004	16.0%	0.003	12.0%
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）	－	H29	95	122	2	1	2.1%	0.8%	18	14	18.9%	11.5%	0.9	目標値ナシ	0.000058	目標値ナシ
			H30	118	143	5	3	4.2%	2.1%	8	8	6.8%	5.6%	0.00021	目標値ナシ	0.000094	目標値ナシ
検-43	パーフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	－	H29	95	122	1	0	1.1%	0.0%	17	19	17.9%	15.6%	3.9	目標値ナシ	0.000031	目標値ナシ
			H30	116	143	0	0	0.0%	0.0%	3	6	2.6%	4.2%	0.00009	目標値ナシ	0.000036	目標値ナシ
検-44	Ｎ－ニトロソジメチルアミン（ＮＤＭＡ）	0.0001	H29	37	64	1	0	2.7%	0.0%	6	2	16.2%	3.1%	0.000011	11.0%	0.000002	2.0%
			H30	29	45	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.000003	3.0%	0.000002	2.0%
検-45	アニリン	0.02	H29	38	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	47	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
検-46	キノリン	0.0001	H29	34	42	1	0	2.9%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
			H30	55	63	1	0	1.8%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	20.0%	ND	0%
検-47	１，２，３－トリクロロベンゼン	0.02	H29	38	55	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	33	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0004	2.0%	ND	0%
検-48	ニトリロ三酢酸（ＮＴＡ）	0.2	H29	34	39	0	0	0.0%	0.0%	5	0	14.7%	0.0%	0.001	0.5%	ND	0%
			H30	25	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.001	0.5%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（4/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
要-001	アセタミプリド	0.2	H29	46	49	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	45	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	H29	58	55	0	0	0.0%	0.0%	1	0	1.7%	0.0%	0.00001	0.0%	ND	0%
			H30	69	66	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00002	0.0%	ND	0%
要-003	エチプロール	0.01	H29	14	9	0	0	0.0%	0.0%	2	0	14.3%	0.0%	0.00002	0.2%	ND	0%
			H30	14	10	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00001	0.1%	ND	0%
要-004	クロロピクリン	－	H29	7	5	2	0	28.6%	0.0%	14	12	200.0%	240.0%	0.001	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	7	5	0	0	0.0%	0.0%	1	1	14.3%	20.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-005	テブコナゾール	0.07	H29	42	46	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	46	43	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
	テフリルトリオン	0.002	H29	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
			H30	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
要-006	パラチオンメチル	0.04	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	H29	7	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	6	6	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-008	ピラクロホス	－	H29	34	36	0	0	0.0%	0.0%	12	12	35.3%	33.3%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	33	34	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.0%	2.9%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-009	フルスルファミド	－	H29	37	39	0	0	0.0%	0.0%	12	12	32.4%	30.8%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	36	37	0	0	0.0%	0.0%	1	1	2.8%	2.7%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
要-010	ブロマシル	0.05	H29	58	79	0	0	0.0%	0.0%	5	0	8.6%	0.0%	0.00012	0.2%	ND	0%
			H30	45	48	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00014	0.3%	ND	0%
要-011	ペントキサゾン	0.6	H29	38	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	37	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-012	ホサロン	0.005	H29	36	38	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
要-013	メタアルデヒド	0.06	H29	9	0	5	0	55.6%	－	0	0	0.0%	－	0.004	6.7%	ND	0%
			H30	9	2	7	1	77.8%	50.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	5.0%	0.001	1.7%
	メチルイソチオシアネート	－	H29	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
			H30	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
要-014	メトラクロール	0.2	H29	37	42	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	0.0005	0.3%
			H30	36	40	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（5/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-001	２―クロロプロピオン酸メチル（ＭＣＰＭ）	－	H29	0	0	0	0	－	－	12	12	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	0	0	0	0	－	－	1	1	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-002	２，４―ＤＢ	－	H29	2	1	0	0	0.0%	0.0%	11	11	550.0%	1100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	0	1	0	0	－	0.0%	1	1	－	100.0%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-003	ＤＢＥＤＣ	－	H29	0	0	0	0	－	－	12	12	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	0	0	0	0	－	－	1	1	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-004	ＭＣＰＢ	0.08	H29	11	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
		0.03	H30	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-005	アシベンゾラルＳメチル	0.2	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-006	アジムスルフロン	0.2	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-007	アミトロール	0.003	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-008	アメトリン	0.2	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-009	イナベンフィド	0.3	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	H29	26	23	0	0	0.0%	0.0%	3	0	11.5%	0.0%	0.00035	0.2%	ND	0%
			H30	26	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00025	0.1%	ND	0%
他-011	ウニコナゾールＰ	0.04	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-012	エトキシスルフロン	0.1	H29	28	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	30	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-013	エトベンザニド	0.1	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-014	エンドタール	－	H29	0	0	0	0	－	－	12	12	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	0	0	0	0	－	－	1	1	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-015	オキサジアルギル	0.02	H29	27	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-016	オキサミル	0.05	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	26	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-017	オキソリニック酸	0.05	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（6/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-018	キザロホップエチル	0.02	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-019	クロチアニジン	0.2	H29	51	46	0	0	0.0%	0.0%	2	0	3.9%	0.0%	0.00004	0.0%	ND	0%
			H30	69	60	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.002	1.0%	ND	0%
他-020	クロマフェノジド	0.7	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-021	クロルタールジメチル（ＴＣＴＰ）	－	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	12	12	50.0%	46.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	1	1	4.3%	4.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-023	シクロスルファムロン	0.08	H29	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
			H30	1	0	0	0	0.0%	-	0	0	0.0%	-	ND	0%	ND	0%
他-024	ジクロフェンチオン（ＥＣＰ）	0.006	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-025	シクロプロトリン	0.008	H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-026	ジクロメジン	0.05	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-027	ジクロルプロップ	0.06	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06	H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-029	シノスルフロン	0.2	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-030	ジノテフラン	0.6	H29	62	50	0	0	0.0%	0.0%	9	6	14.5%	12.0%	0.006	1.0%	0.00012	0.0%
			H30	85	64	2	0	2.4%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.01	1.7%	0.006	1.0%
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	H29	32	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	31	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-032	シフルトリン	0.05	H29	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	-	-	0	0	-	-	ND	0%	ND	0%
他-033	ジフルベンズロン	0.05	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-034	シプロコナゾール	0.02	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	32	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（7/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-035	シプロジニル	0.07	H29	31	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	30	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-036	シペルメトリン	0.1	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
		0.06	H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-037	シメコナゾール	0.02	H29	32	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	31	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-038	ジメチルビンホス	0.01	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-039	シラフルオフェン	0.3	H29	43	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	43	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.003	1.0%	ND	0%
他-040	シンメチリン	0.1	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-041	スピノサド	0.06	H29	8	3	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	8	4	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-042	セトキシジム	0.4	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-043	チアクロプリド	－	H29	33	34	0	0	0.0%	0.0%	12	12	36.4%	35.3%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	32	31	0	0	0.0%	0.0%	1	1	3.1%	3.2%	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-044	チアメトキサム	0.05	H29	36	41	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	36	39	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-045	チオシクラム	0.03	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-046	チフルザミド	0.04	H29	37	34	0	0	0.0%	0.0%	1	0	2.7%	0.0%	0.00002	0.1%	ND	0%
			H30	48	44	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-047	テクロフタラム	0.1	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-048	テトラクロルビンホス（ＣＶＭＰ）	0.01	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-049	テトラコナゾール	0.01	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-050	テブフェノジド	0.04	H29	37	32	1	0	2.7%	0.0%	2	0	5.4%	0.0%	0.002	5.0%	ND	0%
			H30	37	31	1	0	2.7%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0026	6.5%	ND	0%
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	H29	26	25	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	22	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（8/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-052	トリフルミゾール	0.04	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	30	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-053	トルフェンピラド	0.01	H29	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
他-054	ナプロアニリド	0.02	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-055	ニテンピラム	1.3	H29	30	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	31	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-056	パクロブトラゾール	0.05	H29	29	31	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-057	バリダマイシン	—	H29	1	0	0	0	0.0%	−	12	12	1200.0%	−	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	1	0	0	0	0.0%	−	1	1	100.0%	−	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-058	ビスピリバック	0.03	H29	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	−	−	0.0%	0.0%	−	−	ND	0%	ND	0%
他-059	ピメトロジン	0.03	H29	39	32	0	0	0.0%	0.0%	4	0	10.3%	0.0%	0.0003	1.0%	ND	0%
			H30	44	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.0003	1.0%	0.0003	1.0%
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	H29	33	33	2	0	6.1%	0.0%	1	0	3.0%	0.0%	0.0023	7.7%	ND	0%
			H30	38	37	1	0	2.6%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00128	4.3%	ND	0%
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	H29	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	35	35	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-062	ピリミホスメチル	0.06	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-063	ピレトリン	0.1	H29	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	−	−	0.0%	0.0%	−	−	ND	0%	ND	0%
他-064	フェノキサニル	0.02	H29	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	−	−	0.0%	0.0%	−	−	ND	0%	ND	0%
他-065	フェンバレレート	0.04	H29	0	1	0	0	−	0.0%	0	0	−	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	0	1	0	0	−	0.0%	0	0	−	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-066	フラチオカルブ	0.008	H29	0	0	0	0	−	−	0	0	−	−	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	−	−	0.0%	0.0%	−	−	ND	0%	ND	0%
他-067	フラメトピル	0.02	H29	35	36	0	0	0.0%	0.0%	2	0	5.7%	0.0%	0.00003	0.2%	ND	0%
			H30	47	47	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	0.00008	0.4%	0.00004	0.2%
他-068	フルアジホップ	0.01	H29	27	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	28	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“-”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

表 2-16　測定地点数、検出地点数及び検出率（9/9）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	年度	測定地点数		《a》最大値が目標値の10%値（農薬は1%値、目標値がない項目は定量下限値）を超過して検出された地点				《b》最大値が定量下限値以上かつ目標値の10%値以下（農薬は1%値以下）で検出された地点（目標値がない項目は年最大値が定量下限値と等しい地点）				《c》最大値及び最大値の目標値に対する割合			
						検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		検出地点数		検出率（測定地点数に対する割合）		原水		浄水	
				原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	原水	浄水	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合	濃度※(mg/L)	目標値に対する割合
他-069	プロパニル（ＤＣＰＡ）	0.04	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-070	プロパホス	0.001	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-071	プロパルギット（ＢＰＰＳ）	0.02	H29	15	15	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	14	13	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-072	プロヘキサジオン	0.5	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	－	－	ND	0%	ND	0%
他-073	プロポキスル（ＰＨＣ）	0.2	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	25	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-074	プロメトリン	0.08	H29	26	28	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	27	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-075	ペルメトリン	0.1	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-076	ベンスルタップ	0.09	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0.0%	0.0%	－	－	0.0%	0.0%	－	－	ND	0%	ND	0%
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-078	ホキシム	0.003	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-079	ボスカリド	0.1	H29	33	32	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	32	29	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	－	H29	0	0	0	0	－	－	12	12	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
			H30	0	0	0	0	－	－	1	1	－	－	ND	目標値ナシ	ND	目標値ナシ
他-081	メタミドホス	0.002	H29	17	18	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	12	14	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-082	メチルイソシアネート	0.006	H29	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
			H30	0	0	0	0	－	－	0	0	－	－	ND	0%	ND	0%
他-083	モノクロトホス	0.002	H29	24	26	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	23	24	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
他-084	リニュロン	0.02	H29	29	33	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%
			H30	29	30	0	0	0.0%	0.0%	0	0	0.0%	0.0%	ND	0%	ND	0%

注）検出地点数と検出率が“－”のケースは、測定結果の回答がなかったケースを表す。
　　着色セルは、検出率が0%のケースを表す。

2-2-3. 調査結果

1）最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した地点及び項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水の最大値が目標値の 10%値（農薬においては 1%値）を超過した項目の一覧を表 2-17 に示す。

表 2-17　最大値が目標値の 10%値（農薬は 1%値）を超過した項目（H29・H30 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	■14%	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■34%	■3%
検-10	エピクロロヒドリン	0.0004(P)	■100%	(ND)
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	■18%
検-16	スチレン	0.02	■395%	■14%
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	■190%	■7%
検-26	ミクロキスチンーLR	0.01	■165%	■5%
検-41	過塩素酸	0.025	■16%	■14%
検-44	Nーニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001	■11%	■2%
検-46	キノリン	0.0001	■20%	(ND)
要-013	メタアルデヒド	0.06	■7%	■2%
他-030	ジノテフラン	0.6	■2%	■0%
他-050	テブフェノジド	0.04	■7%	(ND)
他-060	ピラゾスルフロンエチル	0.03	■8%	(ND)

2）目標値のない項目の最大値

調査の対象とした水質測定結果のうち、目標値が設定されていない項目について、原水あるいは浄水の最大値の一覧を表 2-18 に示す（全ての測定結果が定量下限値未満であった項目と測定されていなかった項目を除く）。

表 2-18　目標値のない項目の最大値（H29・H30 の 2 年分）

物質№	物質名称	採水年度	種別最大値（mg/L）	
			原水	浄水
検-01	銀	H29	ND	ND
		H30	0.22	0.03
検-03	ビスマス	H29	0.01	ND
		H30	0.001	ND
検-06	アクリル酸	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
検-12	酢酸ビニル	H29	ND	ND
		H30	0.001	ND
検-13	2，4－トルエンジアミン	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
検-14	2，6－トルエンジアミン	H29	ND	ND
		H30	0.16	0.0015
検-15	N，N－ジメチルアニリン	H29	ND	ND
		H30	0.001	ND
検-18	トリエチレンテトラミン	H29	ND	ND
		H30	ND	0.015
検-21	ヒドラジン	H29	ND	ND
		H30	0.02	ND
検-22	1，2－ブタジエン	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
検-23	1，3－ブタジエン	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
検-28	ブロモクロロ酢酸	H29	ND	0.005
		H30	ND	0.01
検-29	ブロモジクロロ酢酸	H29	ND	0.004
		H30	ND	0.03
検-30	ジブロモクロロ酢酸	H29	ND	0.001
		H30	ND	0.03
検-31	ブロモ酢酸	H29	ND	0.003
		H30	ND	0.012
検-32	ジブロモ酢酸	H29	ND	0.004
		H30	ND	0.006
検-33	トリブロモ酢酸	H29	ND	0.002
		H30	ND	0.03
検-34	トリクロロアセトニトリル	H29	ND	ND
		H30	ND	0.001
検-35	ブロモクロロアセトニトリル	H29	ND	0.001
		H30	ND	0.001
検-37	アセトアルデヒド	H29	ND	0.002
		H30	0.001	0.005
検-42	パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）	H29	0.9	0.000058
		H30	0.00021	0.000094
検-43	パーフルオロオクタン酸（PFOA）	H29	3.9	0.000031
		H30	0.00009	0.000036
要-004	クロロピクリン	H29	0.001	ND
		H30	ND	ND
要-008	ピラクロホス	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
要-009	フルスルファミド	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
他-002	2，4―DB	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
他-021	クロルタールジメチル（TCTP）	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
他-043	チアクロプリド	H29	ND	ND
		H30	ND	ND
他-057	バリダマイシン	H29	ND	ND
		H30	ND	ND

3）最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全地点の最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬においては 1%値）以下であった項目の一覧を表 2-19 に示す。

表 2-19　最大値が定量下限値以上かつ目標値の 10%値（農薬は 1%値）以下であった項目（H29・H30 の 2 年分）

物質No.	物質名称	目標値(mg/L)	該当する地点	
			原水	浄水
検-02	バリウム	0.7	(>10%)	■7%
検-04	モリブデン	0.07	■34%	■3%
検-09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5	■5%	■4%
検-11	塩化ビニル	0.002	■10%	(>10%)
検-16	スチレン	0.02	(>10%)	(>10%)
検-17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(P)	(>10%)	■7%
検-19	ノニルフェノール	0.3(P)	■10%	■10%
検-20	ビスフェノールA	0.1(P)	■10%	■10%
検-24	フタル酸ジ（n－ブチル）	0.01	■10%	■10%
検-25	フタル酸ブチルベンジル	0.5	■10%	■0%
検-36	ジブロモアセトニトリル	0.06	■0%	■3%
検-40	キシレン	0.4	■1%	■1%
検-44	N－ニトロソジメチルアミン（NDMA）	0.0001	(>10%)	■2%
検-48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	■1%	■0%
要-002	イミダクロプリド	0.1	■0%	■0%
要-003	エチプロール	0.01	■0%	■0%
要-010	ブロマシル	0.05	■0%	■0%
他-010	イマゾスルフロン	0.2	■0%	■0%
他-019	クロチアニジン	0.2	■1%	■0%
他-030	ジノテフラン	0.6	■2%	■1%
他-046	チフルザミド	0.04	■0%	■0%
他-059	ピメトロジン	0.03	■1%	■1%
他-067	フラメトピル	0.02	■0%	■0%

注）■の横の%値は、最大値の目標値に対する割合を表す

4）全ての測定結果が定量下限値未満であった項目

調査の対象とした水質測定結果のうち、原水あるいは浄水のそれぞれにおいて、全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧を表 2-20 に示す。

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表(H29・H30 の 2 年分)(1/2)

物質№	物質名称	目標値（mg/L）	該当する地点	
			原水	浄水
検-05	アクリルアミド	0.0005	■	■
検-07	17－β－エストラジオール（E2）	0.00008(P)	■	■
検-08	エチニル－エストラジオール（EE2）	0.00002(P)	■	■
検-27	有機すず化合物	0.0006(P)(TBTO)	■	■
検-38	MX	0.001	■	■
検-45	アニリン	0.02	■	■
検-47	1，2，3－トリクロロベンゼン	0.02	■	■
要-001	アセタミプリド	0.2	■	■
要-005	テブコナゾール	0.07	■	■
要-007	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	0.1	■	■
要-011	ペントキサゾン	0.6	■	■
要-012	ホサロン	0.005	■	■
要-014	メトラクロール	0.2	■	■
他-004	MCPB	0.08/0.03	■	■
他-005	アシベンゾラルSメチル	0.2	■	■
他-008	アメトリン	0.2	■	■
他-009	イナベンフィド	0.3	■	■
他-011	ウニコナゾールP	0.04	■	■
他-012	エトキシスルフロン	0.1	■	■
他-013	エトベンザニド	0.1	■	■
他-015	オキサジアルギル	0.02	■	■
他-016	オキサミル	0.05	■	■
他-018	キザロホップエチル	0.02	■	■
他-020	クロマフェノジド	0.7	■	■
他-022	クロルピリホスメチル	0.03	■	■
他-023	シクロスルファムロン	0.08	■	■
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	0.006	■	■
他-026	ジクロメジン	0.05	■	■
他-027	ジクロルプロップ	0.06	■	■
他-029	シノスルフロン	0.2	■	■
他-031	ジフェノコナゾール	0.02	■	■
他-033	ジフルベンズロン	0.05	■	■
他-034	シプロコナゾール	0.02	■	■
他-035	シプロジニル	0.07	■	■
他-037	シメコナゾール	0.02	■	■
他-038	ジメチルビンホス	0.01	■	■
他-039	シラフルオフェン	0.3	■	■
他-040	シンメチリン	0.1	■	■
他-041	スピノサド	0.06	■	■
他-044	チアメトキサム	0.05	■	■
他-048	テトラクロルビンホス（CVMP）	0.01	■	■
他-049	テトラコナゾール	0.01	■	■
他-051	トリネキサパックエチル	0.01	■	■

表 2-20　全ての測定結果が定量下限値未満であった項目の一覧表（H29・H30 の 2 年分）（2/2）

物質No.	物質名称	目標値（mg/L）	該当する地点	
			原水	浄水
他-052	トリフルミゾール	0.04	■	■
他-054	ナプロアニリド	0.02	■	■
他-055	ニテンピラム	1.3	■	■
他-056	パクロブトラゾール	0.05	■	■
他-061	ピリミノバックメチル	0.05	■	■
他-062	ピリミホスメチル	0.06	■	■
他-065	フェンバレレート	0.04	■	■
他-068	フルアジホップ	0.01	■	■
他-069	プロパニル（DCPA）	0.04	■	■
他-070	プロパホス	0.001	■	■
他-071	プロパルギット（BPPS）	0.02	■	■
他-073	プロポキスル（PHC）	0.2	■	■
他-074	プロメトリン	0.08	■	■
他-077	ベンダイオカルブ	0.009	■	■
他-078	ホキシム	0.003	■	■
他-079	ボスカリド	0.1	■	■
他-081	メタミドホス	0.002	■	■
他-083	モノクロトホス	0.002	■	■
他-084	リニュロン	0.02	■	■

5）測定されていなかった項目

本調査において回答のあった全ての水道事業者において測定されていなかった項目の一覧を表 2-21 に示す。

表 2-21　測定されていなかった項目（H29・H30 の 2 年分）

物質№	物質名称	目標値（mg/L）
要-006	パラチオンメチル	0.04
他-001	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	―
他-003	DBEDC	―
他-006	アジムスルフロン	0.2
他-007	アミトロール	0.003
他-014	エンドタール	―
他-017	オキソリニック酸	0.05
他-025	シクロプロトリン	0.008
他-028	ジコホル（ケルセン）	0.06
他-032	シフルトリン	0.05
他-036	シペルメトリン	0.1/0.06
他-042	セトキシジム	0.4
他-045	チオシクラム	0.03
他-047	テクロフタラム	0.1
他-053	トルフェンピラド	0.01
他-058	ビスピリバック	0.03
他-063	ピレトリン	0.1
他-064	フェノキサニル	0.02
他-066	フラチオカルブ	0.008
他-072	プロヘキサジオン	0.5
他-075	ペルメトリン	0.1
他-076	ベンスルタップ	0.09
他-080	ミルネブ（チアジアジン）	―
他-082	メチルイソシアネート	0.006

2-2-4. 測定値の度数分布表

調査の対象とした水質測定結果のうち、最大値について作成した度数分布表を表 2-22～表 2-41 に示す。なお、水質階級の設定について、要検討項目は 10%から 100%まで 10%刻み、農薬類については 1、2、3、5、7、10、30、50、70、100%刻みで集計を行った。また、目標値が設定されていない項目については、濃度の分布状況のみを示した。

・要検討項目---------- 表 2-22～表 2-28
・要検討農薬類---------- 表 2-29～表 2-30
・その他農薬類---------- 表 2-31～表 2-42

表 2-22　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 1）

検-01　銀及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	112	112											
	浄水	137	137											
H30	原水	120	116	2										2
	浄水	159	154										3	2

ND：定量下限値未満

検-02　バリウム及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.07	0.07	≦0.14	≦0.21	≦0.28	≦0.35	≦0.42	≦0.49	≦0.56	≦0.63	≦0.7	＞0.7
H29	原水	137	134		3									
	浄水	170	170											
H30	原水	139	134	2	3									
	浄水	186	186											

検-03　ビスマス及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	98	97										1	
	浄水	118	118											
H30	原水	100	97	3										
	浄水	136	136											

ND：定量下限値未満

検-04　モリブデン及びその化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.028	≦0.035	≦0.042	≦0.049	≦0.056	≦0.063	≦0.07	＞0.07
H29	原水	351	349		1	1								
	浄水	443	443											
H30	原水	364	360	2	1		1							
	浄水	466	466											

検-05　アクリルアミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H29	原水	50	50											
	浄水	61	61											
H30	原水	41	41											
	浄水	52	52											

検-06　アクリル酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
H29	原水	26	26											
	浄水	37	37											
H30	原水	26	26											
	浄水	36	36											

ND：定量下限値未満

検-07　17－β－エストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000008	0.000008	≦0.000016	≦0.000024	≦0.000032	≦0.00004	≦0.000048	≦0.000056	≦0.000064	≦0.000072	≦0.00008	＞0.00008
H29	原水	37	37											
	浄水	47	47											
H30	原水	37	37											
	浄水	46	46											

表 2-23　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 2）

検-08　エチニルーエストラジオール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.00002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.000002	0.000002	≦0.000004	≦0.000006	≦0.000008	≦0.00001	≦0.000012	≦0.000014	≦0.000016	≦0.000018	≦0.00002	＞0.00002
H29	原水	33	33											
	浄水	46	46											
H30	原水	33	33											
	浄水	45	45											

検-09　エチレンジアミン四酢酸（EDTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
H29	原水	55	55											
	浄水	39	39											
H30	原水	57	57											
	浄水	38	38											

検-10　エピクロロヒドリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0004mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00004	0.00004	≦0.00008	≦0.00012	≦0.00016	≦0.0002	≦0.00024	≦0.00028	≦0.00032	≦0.00036	≦0.0004	＞0.0004
H29	原水	50	50											
	浄水	43	43											
H30	原水	54	52										2	
	浄水	55	55											

検-11　塩化ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.0008	≦0.001	≦0.0012	≦0.0014	≦0.0016	≦0.0018	≦0.002	＞0.002
H29	原水	65	65											
	浄水	48	48											
H30	原水	62	60	2										
	浄水	52	51							1				

検-12　酢酸ビニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H29	原水	39	39											
	浄水	26	26											
H30	原水	43	41											2
	浄水	27	27											

ND：定量下限値未満

検-13　2，4－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H29	原水	18	18											
	浄水	26	26											
H30	原水	37	37											
	浄水	46	46											

ND：定量下限値未満

検-14　2，6－トルエンジアミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.0002	≦0.00025	≦0.0003	≦0.00035	≦0.0004	≦0.00045	≦0.0005	＞0.0005
H29	原水	18	18											
	浄水	26	26											
H30	原水	38	37											1
	浄水	47	46											1

ND：定量下限値未満

表 2-24　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 3）

検-15　N，N－ジメチルアニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H29	原水	50	50											
	浄水	40	40											
H30	原水	53	51											2
	浄水	39	39											

ND：定量下限値未満

検-16　スチレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H29	原水	68	67											1
	浄水	58	58											
H30	原水	69	69											
	浄水	58	57		1									

検-17　ダイオキシン類

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1pg－TEQ／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：pg－TEQ／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.1	0.1	≦0.2	≦0.3	≦0.4	≦0.5	≦0.6	≦0.7	≦0.8	≦0.9	≦1	＞1
H29	原水	330	277	5	23	10	6	5	1	2				1
	浄水	285	285											
H30	原水	325	281	6	17	8	6	2	2	1	1			1
	浄水	272	272											

検-18　トリエチレンテトラミン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	12	12											
	浄水	15	15											
H30	原水	12	12											
	浄水	15	14											1

ND：定量下限値未満

検-19　ノニルフェノール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.03	0.03	≦0.06	≦0.09	≦0.12	≦0.15	≦0.18	≦0.21	≦0.24	≦0.27	≦0.3	＞0.3
H29	原水	107	106	1										
	浄水	105	104	1										
H30	原水	97	94	3										
	浄水	94	92	2										

検-20　ビスフェノールA

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.01	0.01	≦0.02	≦0.03	≦0.04	≦0.05	≦0.06	≦0.07	≦0.08	≦0.09	≦0.1	＞0.1
H29	原水	109	108	1										
	浄水	108	107	1										
H30	原水	108	105	3										
	浄水	107	105	2										

検-21　ヒドラジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
H29	原水	33	33											
	浄水	15	15											
H30	原水	34	32											2
	浄水	14	14											

ND：定量下限値未満

表 2-25　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 4）

検-22　1，2－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	14	14											
	浄水	17	17											
H30	原水	15	15											
	浄水	17	17											

ND：定量下限値未満

検-23　1，3－ブタジエン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.000001	≦0.000002	≦0.000003	≦0.000004	≦0.000005	≦0.000006	≦0.000007	≦0.000008	≦0.000009	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	14	14											
	浄水	17	17											
H30	原水	15	15											
	浄水	17	17											

ND：定量下限値未満

検-24　フタル酸ジ（n－ブチル）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	121	120	1										
	浄水	148	148											
H30	原水	111	109	2										
	浄水	161	160	1										

検-25　フタル酸ブチルベンジル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			＜0.05	0.05	≦0.1	≦0.15	≦0.2	≦0.25	≦0.3	≦0.35	≦0.4	≦0.45	≦0.5	＞0.5
H29	原水	112	112											
	浄水	140	140											
H30	原水	110	108	2										
	浄水	154	154											

検-26　ミクロキスチン－LR

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.00032	≦0.0004	≦0.00048	≦0.00056	≦0.00064	≦0.00072	≦0.0008	＞0.0008
H29	原水	48	40		2	1		1		2	1			1
	浄水	57	57											
H30	原水	61	46	1	3	3	4		1				1	2
	浄水	67	67											

検-27　有機すず化合物

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過 20%以下	20%超過 30%以下	30%超過 40%以下	40%超過 50%以下	50%超過 60%以下	60%超過 70%以下	70%超過 80%以下	80%超過 90%以下	90%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.00024	≦0.0003	≦0.00036	≦0.00042	≦0.00048	≦0.00054	≦0.0006	＞0.0006
H29	原水	21	21											
	浄水	31	31											
H30	原水	21	21											
	浄水	31	31											

検-28　ブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	15	15											
	浄水	119	73	18	10	10	5	3						
H30	原水	28	28											
	浄水	149	97	16	13	10	8	3					2	

ND：定量下限値未満

表 2-26　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 5）

検-29 ブロモジクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	9	9											
	浄水	74	67	1	4	1	1							
H30	原水	20	20											
	浄水	101	86		10	2	1							2

ND：定量下限値未満

検-30 ジブロモクロロ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.012	≦0.015	≦0.018	≦0.021	≦0.024	≦0.027	≦0.03	＞0.03
H29	原水	9	9											
	浄水	75	73	2										
H30	原水	20	20											
	浄水	101	97	2									2	

ND：定量下限値未満

検-31 ブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.002	≦0.0025	≦0.003	≦0.0035	≦0.004	≦0.0045	≦0.005	＞0.005
H29	原水	29	29											
	浄水	147	140		1				6					
H30	原水	30	30											
	浄水	193	189										2	2

ND：定量下限値未満

検-32 ジブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	15	15											
	浄水	107	81	8	11	6	1							
H30	原水	28	28											
	浄水	149	111	5	13	4	5	9	2					

ND：定量下限値未満

検-33 トリブロモ酢酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.02	≦0.025	≦0.03	≦0.035	≦0.04	≦0.045	≦0.05	＞0.05
H29	原水	9	9											
	浄水	74	71	3										
H30	原水	9	9											
	浄水	78	76						2					

ND：定量下限値未満

検-34 トリクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	18	18											
	浄水	154	154											
H30	原水	30	30											
	浄水	179	177	2										

ND：定量下限値未満

検-35 ブロモクロロアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	16	16											
	浄水	123	120	3										
H30	原水	28	28											
	浄水	161	155	6										

ND：定量下限値未満

表 2-27　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 6）

検-36　ジブロモアセトニトリル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.024	≦0.03	≦0.036	≦0.042	≦0.048	≦0.054	≦0.06	＞0.06
H29	原水	29	29											
	浄水	167	167											
H30	原水	30	30											
	浄水	189	189											

検-37　アセトアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	19	19											
	浄水	124	104	14	6									
H30	原水	27	26	1										
	浄水	153	143	5	3	1		1						

ND：定量下限値未満

検-38　MX

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0004	≦0.0005	≦0.0006	≦0.0007	≦0.0008	≦0.0009	≦0.001	＞0.001
H29	原水	6	6											
	浄水	21	21											
H30	原水	6	6											
	浄水	11	11											

検-39

年度	浄水/原水の別	測定地点数	00に対する度数分布表（上段：%　下段：0）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			ND	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	≦0	＞0
H29	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
H30	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A

検-40　キシレン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.04	0.04	≦0.08	≦0.12	≦0.16	≦0.2	≦0.24	≦0.28	≦0.32	≦0.36	≦0.4	＞0.4
H29	原水	312	312											
	浄水	387	387											
H30	原水	341	341											
	浄水	413	413											

検-41　過塩素酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.025mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.0025	0.0025	≦0.005	≦0.0075	≦0.01	≦0.0125	≦0.015	≦0.0175	≦0.02	≦0.0225	≦0.025	＞0.025
H29	原水	42	36		6									
	浄水	53	49	1	3									
H30	原水	44	35		9									
	浄水	55	53	1	1									

検-42　パーフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00012	≦0.00015	≦0.00018	≦0.00021	≦0.00024	≦0.00027	≦0.0003	＞0.0003
H29	原水	95	74	19		1								1
	浄水	122	98	23	1									
H30	原水	118	86	27	1	2				2				
	浄水	143	115	25	1	1	1							

ND：定量下限値未満

表 2-28　測定値（最大値）の度数分布表（要検討項目・その 7）

検-43　パーフルオロオクタン酸（PFOA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.004	≦0.005	≦0.006	≦0.007	≦0.008	≦0.009	≦0.01	＞0.01
H29	原水	95	61	33										1
	浄水	122	81	41										
H30	原水	116	80	36										
	浄水	143	95	48										

ND：定量下限値未満

検-44　Ｎ－ニトロソジメチルアミン（NDMA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H29	原水	37	34	2	1									
	浄水	64	64											
H30	原水	29	29											
	浄水	45	45											

検-45　アニリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H29	原水	38	38											
	浄水	49	49											
H30	原水	47	47											
	浄水	60	60											

検-46　キノリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.0001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00004	≦0.00005	≦0.00006	≦0.00007	≦0.00008	≦0.00009	≦0.0001	＞0.0001
H29	原水	34	33		1									
	浄水	42	42											
H30	原水	55	54		1									
	浄水	63	63											

検-47　1，2，3－トリクロロベンゼン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.008	≦0.01	≦0.012	≦0.014	≦0.016	≦0.018	≦0.02	＞0.02
H29	原水	38	38											
	浄水	55	55											
H30	原水	33	33											
	浄水	47	47											

検-48　ニトリロ三酢酸（NTA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			10%未満	10%	10%超過20%以下	20%超過30%以下	30%超過40%以下	40%超過50%以下	50%超過60%以下	60%超過70%以下	70%超過80%以下	80%超過90%以下	90%超過100%以下	100%超過
			＜0.02	0.02	≦0.04	≦0.06	≦0.08	≦0.1	≦0.12	≦0.14	≦0.16	≦0.18	≦0.2	＞0.2
H29	原水	34	34											
	浄水	39	39											
H30	原水	25	25											
	浄水	29	29											

表 2-29　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 1）

要-001　アセタミプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	46	46											
	浄水	49	49											
H30	原水	45	45											
	浄水	46	46											

要-002　イミダクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	58	58											
	浄水	55	55											
H30	原水	69	69											
	浄水	66	66											

要-003　エチプロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	14	14											
	浄水	9	9											
H30	原水	14	14											
	浄水	10	10											

要-004　クロロピクリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	7	5											2
	浄水	5	5											
H30	原水	7	7											
	浄水	5	5											

ND：定量下限値未満

要-005　テブコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
H29	原水	42	42											
	浄水	46	46											
H30	原水	46	46											
	浄水	43	43											

要-006　パラチオンメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	7	7											
	浄水	6	6											
H30	原水	0												
	浄水	0												

要-007　ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	34	34											
	浄水	36	36											
H30	原水	6	6											
	浄水	6	6											

表 2-30　測定値（最大値）の度数分布表（要検討農薬類・その 2）

要-008　ピラクロホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	37	37											
	浄水	39	39											
H30	原水	33	33											
	浄水	34	34											

ND：定量下限値未満

要-009　フルスルファミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	58	58											
	浄水	79	79											
H30	原水	36	36											
	浄水	37	37											

ND：定量下限値未満

要-010　ブロマシル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	38	38											
	浄水	39	39											
H30	原水	45	45											
	浄水	48	48											

要-011　ペントキサゾン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
H29	原水	36	36											
	浄水	38	38											
H30	原水	37	37											
	浄水	38	38											

要-012　ホサロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.005mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00005	0.00005	≦0.0001	≦0.00015	≦0.00025	≦0.00035	≦0.0005	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	＞0.005
H29	原水	9	4		2		2	1						
	浄水	0												
H30	原水	31	31											
	浄水	32	32											

要-013　メタアルデヒド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	37	37											
	浄水	42	42											
H30	原水	9	2		4		3							
	浄水	2	1		1									

要-014　メトラクロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
	浄水	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A	#N/A
H30	原水	#N/A	#N/A											
	浄水	#N/A	#N/A											

表 2-31　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 1）

他-001　2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

ND：定量下限値未満

他-002　2，4―DB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	2	2											
	浄水	1	1											
H30	原水	0												
	浄水	1	1											

ND：定量下限値未満

他-003　DBEDC

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-004　MCPB

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	11	11											
	浄水	3	3											
H30	原水	8	8											
	浄水	4	4											

他-005　アシベンゾラルＳメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-006　アジムスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-007　アミトロール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

表 2-32　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 2）

他-008　アメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-009　イナベンフィド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-010　イマゾスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	26	26											
	浄水	23	23											
H30	原水	26	26											
	浄水	22	22											

他-011　ウニコナゾールP

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-012　エトキシスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	28	28											
	浄水	29	29											
H30	原水	30	30											
	浄水	28	28											

他-013　エトベンザニド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-014　エンドタール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

表 2-33　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 3）

他-015　オキサジアルギル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	27	27											
	浄水	29	29											
H30	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-016　オキサミル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	26	26											
	浄水	26	26											

他-017　オキソリニック酸

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

他-018　キザロホップエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-019　クロチアニジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	51	51											
	浄水	46	46											
H30	原水	69	67	2										
	浄水	60	60											

他-020　クロマフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.7mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.007	0.007	≦0.014	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	≦0.21	≦0.35	≦0.49	≦0.7	＞0.7
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-021　クロルタールジメチル（TCTP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

ND：定量下限値未満

表 2-34　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 4）

他-022　クロルピリホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-023　シクロスルファムロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
H29	原水	1	1											
	浄水	0												
H30	原水	1	1											
	浄水	0												

他-024　ジクロフェンチオン（ECP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-025　シクロプロトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-026　ジクロメジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-027　ジクロルプロップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-028　ジコホル（ケルセン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

表 2-35　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 5）

他-029 シノスルフロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-030 ジノテフラン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.6mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.006	0.006	≦0.012	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	≦0.18	≦0.3	≦0.42	≦0.6	＞0.6
H29	原水	62	61	1										
	浄水	50	50											
H30	原水	85	80	3	2									
	浄水	64	63	1										

他-031 ジフェノコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	32	32											
	浄水	31	31											
H30	原水	31	31											
	浄水	28	28											

他-032 シフルトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-033 ジフルベンズロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-034 シプロコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	32	32											
	浄水	28	28											

他-035 シプロジニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.07mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0007	0.0007	≦0.0014	≦0.0021	≦0.0035	≦0.0049	≦0.007	≦0.021	≦0.035	≦0.049	≦0.07	＞0.07
H29	原水	31	31											
	浄水	32	32											
H30	原水	30	30											
	浄水	30	30											

表 2-36　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 6）

他-036　シペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-037　シメコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	32	32											
	浄水	31	31											
H30	原水	31	31											
	浄水	29	29											

他-038　ジメチルビンホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-039　シラフルオフェン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.003	0.003	≦0.006	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	≦0.09	≦0.15	≦0.21	≦0.3	＞0.3
H29	原水	43	43											
	浄水	32	32											
H30	原水	43	42	1										
	浄水	30	30											

他-040　シンメチリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-041　スピノサド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	8	8											
	浄水	3	3											
H30	原水	8	8											
	浄水	4	4											

他-042　セトキシジム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.4mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.004	0.004	≦0.008	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	≦0.12	≦0.2	≦0.28	≦0.4	＞0.4
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

表 2-37　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 7）

他-043　チアクロプリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	33	33											
	浄水	34	34											
H30	原水	32	32											
	浄水	31	31											

ND：定量下限値未満

他-044　チアメトキサム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	36	36											
	浄水	41	41											
H30	原水	36	36											
	浄水	39	39											

他-045　チオシクラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-046　チフルザミド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	37	37											
	浄水	34	34											
H30	原水	48	48											
	浄水	44	44											

他-047　テクロフタラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-048　テトラクロルビンホス（CVMP）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-049　テトラコナゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											

表 2-38　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 8）

他-050　テブフェノジド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	37	36				1							
	浄水	32	32											
H30	原水	37	36					1						
	浄水	31	31											

他-051　トリネキサパックエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	26	26											
	浄水	25	25											
H30	原水	25	25											
	浄水	22	22											

他-052　トリフルミゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	30	30											
	浄水	28	28											

他-053　トルフェンピラド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-054　ナプロアニリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-055　ニテンピラム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1.3mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.013	0.013	≦0.026	≦0.039	≦0.065	≦0.091	≦0.13	≦0.39	≦0.65	≦0.91	≦1.3	＞1.3
H29	原水	30	30											
	浄水	35	35											
H30	原水	31	31											
	浄水	35	35											

他-056　パクロブトラゾール

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	29	29											
	浄水	31	31											
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											

表 2-39　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 9）

他-057　バリダマイシン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	1	1											
	浄水	0												
H30	原水	1	1											
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-058　ビスピリバック

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-059　ピメトロジン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	39	36	3										
	浄水	32	32											
H30	原水	44	41	3										
	浄水	32	32											

他-060　ピラゾスルフロンエチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.03mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0003	0.0003	≦0.0006	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	≦0.009	≦0.015	≦0.021	≦0.03	＞0.03
H29	原水	33	31		1				1					
	浄水	33	33											
H30	原水	38	37				1							
	浄水	37	37											

他-061　ピリミノバックメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.05mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0005	0.0005	≦0.001	≦0.0015	≦0.0025	≦0.0035	≦0.005	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	＞0.05
H29	原水	35	35											
	浄水	35	35											
H30	原水	35	35											
	浄水	35	35											

他-062　ピリミホスメチル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.06mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.0006	0.0006	≦0.0012	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	≦0.018	≦0.03	≦0.042	≦0.06	＞0.06
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-063　ピレトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過 2%以下	2%超過 3%以下	3%超過 5%以下	5%超過 7%以下	7%超過 10%以下	10%超過 30%以下	30%超過 50%以下	50%超過 70%以下	70%超過 100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

表 2-40　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 10）

他-064　フェノキサニル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-065　フェンバレレート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	0												
	浄水	1	1											
H30	原水	0												
	浄水	1	1											

他-066　フラチオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.008mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00008	0.00008	≦0.00016	≦0.00024	≦0.0004	≦0.00056	≦0.0008	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	＞0.008
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

他-067　フラメトピル

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	35	35											
	浄水	36	36											
H30	原水	47	47											
	浄水	47	47											

他-068　フルアジホップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.01mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0001	0.0001	≦0.0002	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	＞0.01
H29	原水	27	27											
	浄水	29	29											
H30	原水	28	28											
	浄水	28	28											

他-069　プロパニル（DCPA）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.04mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.0004	0.0004	≦0.0008	≦0.0012	≦0.002	≦0.0028	≦0.004	≦0.012	≦0.02	≦0.028	≦0.04	＞0.04
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-070　プロパホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			0.001mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			＜0.00001	0.00001	≦0.00002	≦0.00003	≦0.00005	≦0.00007	≦0.0001	≦0.0003	≦0.0005	≦0.0007	≦0.001	＞0.001
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

表 2-41　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 11）

他-071　プロパルギット（BPPS）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	15	15											
	浄水	15	15											
H30	原水	14	14											
	浄水	13	13											

他-072　プロヘキサジオン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.5mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.005	0.005	≦0.01	≦0.015	≦0.025	≦0.035	≦0.05	≦0.15	≦0.25	≦0.35	≦0.5	＞0.5
H29	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											
H30	原水	0	水質測定結											
	浄水	0	水質測定結											

他-073　プロポキスル（PHC）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.2mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.002	0.002	≦0.004	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	≦0.06	≦0.1	≦0.14	≦0.2	＞0.2
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	25	25											
	浄水	26	26											

他-074　プロメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.08mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0008	0.0008	≦0.0016	≦0.0024	≦0.004	≦0.0056	≦0.008	≦0.024	≦0.04	≦0.056	≦0.08	＞0.08
H29	原水	26	26											
	浄水	28	28											
H30	原水	27	27											
	浄水	26	26											

他-075　ペルメトリン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-076　ベンスルタップ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.09mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0009	0.0009	≦0.0018	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	≦0.027	≦0.045	≦0.063	≦0.09	＞0.09
H29	原水	0												
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-077　ベンダイオカルブ

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.009mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00009	0.00009	≦0.00018	≦0.00027	≦0.00045	≦0.00063	≦0.0009	≦0.0027	≦0.0045	≦0.0063	≦0.009	＞0.009
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

表 2-42　測定値（最大値）の度数分布表（その他農薬類・その 12）

他-078　ホキシム

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.003mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00003	0.00003	≦0.00006	≦0.00009	≦0.00015	≦0.00021	≦0.0003	≦0.0009	≦0.0015	≦0.0021	≦0.003	＞0.003
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-079　ボスカリド

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.1mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.001	0.001	≦0.002	≦0.003	≦0.005	≦0.007	≦0.01	≦0.03	≦0.05	≦0.07	≦0.1	＞0.1
H29	原水	33	33											
	浄水	32	32											
H30	原水	32	32											
	浄水	29	29											

他-080　ミルネブ（チアジアジン）

年度	浄水/原水の別	測定地点数	度数分布表（mg／L）											
			ND	≦0.0000001	≦0.0000002	≦0.0000003	≦0.0000005	≦0.0000007	≦0.000001	≦0.000003	≦0.000005	≦0.000007	≦0.00001	＞0.00001
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

ND：定量下限値未満

他-081　メタミドホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00002	0.00002	≦0.00004	≦0.00006	≦0.0001	≦0.00014	≦0.0002	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	＞0.002
H29	原水	17	17											
	浄水	18	18											
H30	原水	12	12											
	浄水	14	14											

他-082　メチルイソシアネート

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.006mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00006	0.00006	≦0.00012	≦0.00018	≦0.0003	≦0.00042	≦0.0006	≦0.0018	≦0.003	≦0.0042	≦0.006	＞0.006
H29	原水	0	水質測定結果なし											
	浄水	0												
H30	原水	0												
	浄水	0												

他-083　モノクロトホス

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.002mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.00002	0.00002	≦0.00004	≦0.00006	≦0.0001	≦0.00014	≦0.0002	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	＞0.002
H29	原水	24	24											
	浄水	26	26											
H30	原水	23	23											
	浄水	24	24											

他-084　リニュロン

年度	浄水/原水の別	測定地点数	0.02mg／Lに対する度数分布表（上段：%　下段：mg／L）											
			1%未満	1%	1%超過2%以下	2%超過3%以下	3%超過5%以下	5%超過7%以下	7%超過10%以下	10%超過30%以下	30%超過50%以下	50%超過70%以下	70%超過100%以下	100%超過
			＜0.0002	0.0002	≦0.0004	≦0.0006	≦0.001	≦0.0014	≦0.002	≦0.006	≦0.01	≦0.014	≦0.02	＞0.02
H29	原水	29	29											
	浄水	33	33											
H30	原水	29	29											
	浄水	30	30											

2-3. 「最近の水質基準等項目の状況について」情報整理表の更新

直近の水道統計水質編（平成 28 年度版）及び章で収集した情報に基づき、水質基準等項目（水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目の全て）について情報を整理した。

最近の水道水質基準項目等の状況を表 2-43～表 2-47 に示す。

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(1/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H28水道統計）	浄水超過状況（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-1	1	一般細菌	100個/ml	直＊						・感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く		対基準値 3 / 6,636 対50%値 27 / 6,636 対10%値 121 / 6,636	対基準値 5 / 8,368 対50%値 33 / 8,368 対10%値 177 / 8,368	・H15パブコメ回答で「従属栄養細菌に変更する方向で考えており」と回答 ・浄水場管理には迅速性の観点から従属栄養細菌より適する(H17厚生科学研究)	
基-2	2	大腸菌	不検出	直＊						・糞便汚染の指標として適当		陽性 1 / 6,636	陽性 0 / 8,368		
基-3	3	カドミウム及びその化合物	0.003	H22.4.1施行		0.003	H20.12.16 基準値強化 0.003←0.01	H20.9.25 答申済み		・JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μg/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量　7μg/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）	対基準値 0 / 6,252 対50%値 3 / 6,252 対10%値 9 / 6,252	対基準値 0 / 7,558 対50%値 1 / 7,558 対10%値 6 / 7,558	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.003mg/Lとなる方向。	
基-4	4	水銀及びその化合物	0.0005	直＊	0.7	0.006（2005）	H20.12.16 H15からの変更無し（ﾒﾁﾙ水銀） H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量2.0μg/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）	対基準値 0 / 6,133 対50%値 8 / 6,133 対10%値 10 / 6,133	対基準値 0 / 7,441 対50%値 14 / 7,441 対10%値 16 / 7,441		
基-5	5	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 暫定基準に変更	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 0 / 6,224 対50%値 0 / 6,224 対10%値 3 / 6,224	対基準値 0 / 7,537 対50%値 0 / 7,537 対10%値 7 / 7,537		
基-6	6	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		H24.3.22 審議中（専門調査会）自ら評価	WHO第4版 変更 0.04P←0.01	・4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした	・食安委検討中（H24.3.22専門調査会） 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討	対基準値 0 / 6,377 対50%値 28 / 6,377 対10%値 308 / 6,377	対基準値 0 / 7,741 対50%値 28 / 7,741 対10%値 325 / 7,741		
基-7	7	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	・発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。	対基準値 0 / 6,258 対50%値 69 / 6,258 対10%値 602 / 6,258	対基準値 0 / 7,630 対50%値 88 / 7,630 対10%値 769 / 7,630		
基-8	8	六価クロム化合物	0.05			0.05 P（全Cr）		H21.8.17 審議中（清涼飲料水部会）	WHO第4版 追加予定 →追加されず	・クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・食安委検討中（H21.8.17清涼飲料水部会） ・Crは必須元素（推奨摂取量＝30～40mg/日、成人）	対基準値 0 / 6,329 対50%値 1 / 6,329 対10%値 3 / 6,329	対基準値 0 / 7,646 対50%値 1 / 7,646 対10%値 5 / 7,646	・分析法上は全Crを測定	
基-9		亜硝酸態窒素	0.04		15	0.9（Nitriteとして3）	H26.1.14 水質基準として追加	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・WHOのガイドライン値は毒性評価の観点から暫定値とされていることから、水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値 0 / 6,592 対50%値 2 / 6,592 対10%値 73 / 6,592	対基準値 0 / 7,925 対50%値 3 / 7,925 対10%値 84 / 7,925	・超過事例は一時的で未対策なものが多い。継続的超過地点では用水受水に変更の見込み ・ﾒﾄﾍﾓｸﾞﾛﾋﾞﾝ血症LOAELは0.4mg-NO_2/kg/日で乳児で0.8mg-N/L相当	
基-10	9	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01	直＊	4.5	設定せず（第4版）←0.7（AF=20%）0.6（短期暴露、2007）	H24.3.5 H15からの変更なし	H22.10.14 答申済み	WHO第4版 ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露　0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	・水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）	対基準値 0 / 6,624 対50%値 0 / 6,624 対10%値 12 / 6,624	対基準値 0 / 8,349 対50%値 0 / 8,349 対10%値 15 / 8,349	・消毒副生成物であるCICNを含む	

＊1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(2/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H28水道統計）	浄水超過状況（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-11	10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	・亜硝酸性窒素についてはWHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対基準値　0 / 6,464 対50%値　147 / 6,464 対10%値　2,087 / 6,464	対基準値　0 / 7,918 対50%値　166 / 7,918 対10%値　2,392 / 7,918	・急性発症濃度(36mg/L～)との差が小 ・基準超過件数は減少傾向	
基-12	11	フッ素及びその化合物	0.8			1.5	H25.3.19 現行評価値を維持	H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L	対基準値　0 / 6,383 対50%値　55 / 6,383 対10%値　1,979 / 6,383	対基準値　0 / 7,780 対50%値　87 / 7,780 対10%値　2,269 / 7,780	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-13	12	ホウ素及びその化合物	1.0		92（AF=40%）	2.4	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。	対基準値　0 / 6,256 対50%値　17 / 6,256 対10%値　157 / 6,256	対基準値　0 / 7,571 対50%値　19 / 7,571 対10%値　165 / 7,571		
基-14	13	四塩化炭素	0.002		0.71	0.004	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝0.71	対基準値　0 / 6,215 対50%値　3 / 6,215 対10%値　9 / 6,215	対基準値　0 / 7,526 対50%値　4 / 7,526 対10%値　11 / 7,526		
基-15	14	1,4－ジオキサン	0.05		10-5Risk	0.05（2005）	H19.10.26 H15からの変更なし	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝18	対基準値　0 / 6,197 対50%値　1 / 6,197 対10%値　4 / 6,197	対基準値　0 / 7,497 対50%値　1 / 7,497 対10%値　2 / 7,497		
~~基-16~~	15	~~1,1－ジクロロエチレン~~	削除	H21.4.1 水質管理目標設定項目に変更（旧基-15（0.02mg/L））	9	設定せず （2005） ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝46 ・食安委答申（H20.5.29水質基準廃止）	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0		
基-16	16	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	H21.4.1 追加（旧基-15・旧目-6）	17	0.05	H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止	H19.3.15（シス体） H20.5.29（トランス体） 答申済み	WHO第4版 追加	・評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（トランス体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（シス体及びトランス体）	対基準値　0 / 6,233 対50%値　0 / 6,233 対10%値　1 / 6,233	対基準値　0 / 7,543 対50%値　0 / 7,543 対10%値　2 / 7,543	・シス体の超過状況（トランス体については対10%値超過地点はない）	
~~基-16~~	6	~~シス-1,2-ジクロロエチレン~~	削除	旧基-16 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・シス体との混合物として使用されうるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（シス体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（シス体及びトランス体）	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対基準値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0		
基-17	17	ジクロロメタン	0.02		6	0.02	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝6	対基準値　0 / 6,214 対50%値　0 / 6,214 対10%値　1 / 6,214	対基準値　0 / 7,526 対50%値　1 / 7,526 対10%値　3 / 7,526	H16は基準超過件数が多かった（7件）	

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(3/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H28水道統計）	浄水超過状況（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-18	18	テトラクロロエチレン	0.01		10-5Risk	0.04	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝14	対基準値 0 / 6,214 対50%値 0 / 6,214 対10%値 9 / 6,214	対基準値 0 / 7,529 対50%値 0 / 7,529 対10%値 12 / 7,529		
基-19	19	トリクロロエチレン	0.01	H23.4.1施行（0.03→0.01）	10-5Risk	0.02 P（2005）	H22.2.2 評価値強化 0.01←0.03	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H22.9.2） →TDI＝1.46（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝1.2 μg/kg体重/日	対基準値 0 / 6,217 対50%値 1 / 6,217 対10%値 25 / 6,217	対基準値 0 / 7,538 対50%値 3 / 7,538 対10%値 28 / 7,538		
基-20	20	ベンゼン	0.01		10-5Risk	0.01	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝18（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.40μg/kg体重/日	対基準値 0 / 6,213 対50%値 0 / 6,213 対10%値 1 / 6,213	対基準値 0 / 7,526 対50%値 0 / 7,526 対10%値 1 / 7,526		
基-21	21	塩素酸	0.6	H20.4.1施行（水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30（AF=80%）	0.7 D（AF=80%）（2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み		ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としてClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30	対基準値 2 / 6,627 対50%値 194 / 6,627 対10%値 3,314 / 6,627	対基準値 8 / 8,354 対50%値 307 / 8,354 対10%値 4,326 / 8,354	・超過事例は全て一時的なもので次亜塩素酸Naの注入等で対応。未対策3地点は島嶼部の簡水 ・次亜塩素酸Naの適正保管につきH18.3事務連絡 ・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
基-22	22	クロロ酢酸	0.02	（新規）	3.5（AF=20%）	0.02（AF=20%）	H26.1.14 現行評価値を維持	H26.10.7 答申済み		LOAEL＝3.5 TDI＝3.5 ・評価値＝0.02	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝3.5 ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝3.5	対基準値 0 / 6,627 対50%値 2 / 6,627 対10%値 31 / 6,627	対基準値 1 / 8,355 対50%値 6 / 8,355 対10%値 35 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-23	23	クロロホルム	0.06		12.9（AF=20%）	0.3（AF=75%）（2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI=12.9（非発がん）（TDI不変）	対基準値 2 / 6,627 対50%値 185 / 6,627 対10%値 2,403 / 6,627	対基準値 2 / 8,355 対50%値 285 / 8,355 対10%値 2,937 / 8,355	・基準超過件数は減少傾向 ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-24	24	ジクロロ酢酸	0.03	（変更）	1.3（10-5Risk）	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D	VSD＝1.43 評価値＝0.04	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →非発がん影響 TDI＝12.5 発がん影響 TDI＝12.8 SF＝7.8E-3 ・食安委報告前H24.3.23現在）	対基準値 2 / 6,627 対50%値 82 / 6,627 対10%値 1,692 / 6,627	対基準値 3 / 8,355 対50%値 116 / 8,355 対10%値 2,200 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-25	25	ジブロモクロロメタン	0.1		21（AF=20%）	0.1（2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝21.4（非発がん）（TDI不変）	対基準値 0 / 6,627 対50%値 5 / 6,627 対10%値 182 / 6,627	対基準値 0 / 8,355 対50%値 10 / 8,355 対10%値 200 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-26	26	臭素酸	0.01	（新規）	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT（2005） ←0.002	H22.2.2 H15からの変更なし	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝11（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.36μg/kg体重/日	対基準値 6 / 6,627 対50%値 15 / 6,627 対10%値 249 / 6,627	対基準値 0 / 8,354 対50%値 12 / 8,354 対10%値 255 / 8,354	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L ・超過事例の殆どは一時的なもので次亜塩素酸Naの選定、貯蔵管理等で対応。本件注意事項を事務連絡(H16.6) ・状況は改善傾向 ・O3処理時の溶存濃度と注入率の制御も重要	

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(4/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H28水道統計）	浄水超過状況（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-27	27	総トリハロメタン	0.1	クロロホルム＋ジブロモクロロメタン＋ブロモジクロロメタン＋ブロモホルム		設定せず(2005) 総評価は推奨	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない	対基準値 0 / 6,627 対50%値 182 / 6,627 対10%値 2,952 / 6,627	対基準値 1 / 8,355 対50%値 212 / 8,355 対10%値 3,654 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-28	28	トリクロロ酢酸	0.03	（変更）	6 （AF=20%）	0.2 （AF=20%）	H27.2.5	H26.10.7 答申済み		NOAEL＝32.5 TDI＝32.5 評価値＝0.2	・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会(H24.1.27) →TDI＝6 ・食安委答申(H24.5.10) →TDI＝6	対基準値 7 / 6,627 対50%値 325 / 6,627 対10%値 2,192 / 6,627	対基準値 8 / 8,354 対50%値 458 / 8,354 対10%値 2,700 / 8,354	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-29	29	ブロモジクロロメタン	0.03		6.1 （AF=20%）	0.06	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 変更		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI＝6.1(非発がん)（TDI不変）	対基準値 1 / 6,627 対50%値 135 / 6,627 対10%値 2,675 / 6,627	対基準値 1 / 8,355 対50%値 153 / 8,355 対10%値 3,196 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-30	30	ブロモホルム	0.09		17.9 （AF=20%）	0.1 （2005）	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI＝17.9(非発がん)（TDI不変）	対基準値 0 / 6,627 対50%値 1 / 6,627 対10%値 137 / 6,627	対基準値 0 / 8,355 対50%値 2 / 8,355 対10%値 154 / 8,355	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-31	31	ホルムアルデヒド	0.08		15 （AF=20%）	設定せず(2005) ←2.6	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →TDI＝15	対基準値 1 / 6,627 対50%値 1 / 6,627 対10%値 36 / 6,627	対基準値 1 / 8,353 対50%値 2 / 8,353 対10%値 45 / 8,353	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-32	32	亜鉛及びその化合物	1.0	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日(成人、上限量30mg/日)の必須元素	対基準値 0 / 6,348 対50%値 1 / 6,348 対10%値 20 / 6,348	対基準値 0 / 7,655 対50%値 1 / 7,655 対10%値 21 / 7,655		
基-33	33	アルミニウム及びその化合物	0.2	色(鉄共存時) H21.4.1 管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定	対基準値 8 / 6,452 対50%値 118 / 6,452 対10%値 1,554 / 6,452	対基準値 14 / 7,823 対50%値 167 / 7,823 対10%値 1,794 / 7,823	・超過事例は全て一時的なもので凝集剤の注入方法等で対応	
基-34	34	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		・水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後(成人、上限量40～50mg/日前後)の必須元素	対基準値 0 / 6,433 対50%値 27 / 6,433 対10%値 311 / 6,433	対基準値 3 / 7,782 対50%値 38 / 7,782 対10%値 425 / 7,782		
基-35	35	銅及びその化合物	1.0	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	H20.12.16 基準改正の必要性について検討を行う	H20.4.17 答申済み		・水質基準として維持	・食安委答申(H20.4.17清涼飲料水) →許容上限摂取量=9mg/ヒト(成人)/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日(成人、上限量10mg/日)の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。	対基準値 0 / 6,344 対50%値 2 / 6,344 対10%値 21 / 6,344	対基準値 0 / 7,658 対50%値 3 / 7,658 対10%値 25 / 7,658	・見直し検討中(厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議)	
基-36	36	ナトリウム及びその化合物	200	味覚								対基準値 0 / 6,288 対50%値 3 / 6,288 対10%値 611 / 6,288	対基準値 0 / 7,611 対50%値 2 / 7,611 対10%値 708 / 7,611	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

＊1　ガイダンス値(シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6)(塩化シアンとして)、0,3(シアンとして)

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目(平成15年健水発第1010001号)

※2　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値

(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(5/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※3（H28水道統計）	浄水超過状況（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
基-37	37	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対基準値 0 / 6,371 対50%値 15 / 6,371 対10%値 128 / 6,371	対基準値 2 / 7,687 対50%値 14 / 7,687 対10%値 129 / 7,687	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(0.01mg/L)	
基-38	38	塩化物イオン	200	味覚								対基準値 0 / 6,636 対50%値 12 / 6,636 対10%値 1,013 / 6,636	対基準値 0 / 8,368 対50%値 17 / 8,368 対10%値 1,278 / 8,368	・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-39	39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	対基準値 0 / 6,424 対50%値 58 / 6,424 対10%値 4,628 / 6,424	対基準値 0 / 7,879 対50%値 76 / 7,879 対10%値 5,429 / 7,879	・おいしい水の観点から管理目標設定(10-100mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-40	40	蒸発残留物	500									対基準値 3 / 6,390 対50%値 180 / 6,390 対10%値 5,923 / 6,390	対基準値 0 / 7,951 対50%値 224 / 7,951 対10%値 7,254 / 7,951	・おいしい水の観点から管理目標設定(30-200mg/L) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	
基-41	41	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 6,123 対50%値 1 / 6,123 対10%値 1 / 6,123	対基準値 0 / 7,428 対50%値 2 / 7,428 対10%値 4 / 7,428		
基-42	42	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 2 / 6,229 対50%値 47 / 6,229 対10%値 706 / 6,229	対基準値 5 / 7,676 対50%値 59 / 7,676 対10%値 755 / 7,676		
基-43	43	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L		対基準値 0 / 6,230 対50%値 20 / 6,230 対10%値 329 / 6,230	対基準値 1 / 7,677 対50%値 19 / 7,677 対10%値 347 / 7,677		
基-44	44	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						・混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある		対基準値 0 / 6,185 対50%値 3 / 6,185 対10%値 304 / 6,185	対基準値 0 / 7,505 対50%値 2 / 7,505 対10%値 318 / 7,505	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.005mg/L	
基-45	45	フェノール類	0.005	臭気						・水質基準として維持		対基準値 0 / 6,103 対50%値 8 / 6,103 対10%値 9 / 6,103	対基準値 0 / 7,402 対50%値 10 / 7,402 対10%値 11 / 7,402		

*1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0,3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-43　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質基準項目）(6/6)

	旧番号	項　目　名	基準値※1 値(mg/L)※3		根拠TDI等 (μg/kg/日)	WHO/GDWQ※2 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	食安委	WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※3 (H28水道統計)	浄水超過状況 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
基-46	46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			H19.10.26 基準値を3に強化			・旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む		対基準値 0 / 6,636 対50%値 82 / 6,636 対10%値 3,658 / 6,636	対基準値 2 / 8,368 対50%値 140 / 8,368 対10%値 4,531 / 8,368		
基-47	47	pH値	5.8-8.6	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		酸側超 2 / 6,636 ｱﾙｶﾘ側超 2 / 6,636	酸側超 3 / 6,636 ｱﾙｶﾘ側超 2 / 6,636	・より高レベルの水道を目指すため管理目標設定(7.5)	
基-48	48	味	異常でない	基本指標								陽性 1 / 6,637	陽性 2 / 6,637		
基-49	49	臭気	異常でない	基本指標						・水質基準として維持		陽性 12 / 6,636	陽性 6 / 6,636		
基-50	50	色度	5度	基本指標						・水質基準として維持		対基準値 15 / 6,636 対50%値 120 / 6,636 対10%値 1,584 / 6,636	対基準値 7 / 6,636 対50%値 148 / 6,636 対10%値 2,203 / 6,636		
基-51	51	濁度	2度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対基準値 9 / 6,636 対50%値 42 / 6,636 対10%値 363 / 6,636	対基準値 3 / 6,636 対50%値 44 / 6,636 対10%値 525 / 6,636	・おいしい水の観点から管理目標設定(1度) ・施設基準省令に基づく薬品基準は設定されていない	

＊1　ガイダンス値（シアン化物イオン 短期暴露　0.5塩化シアン0.6）（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）

直※　基準超過時には水質異常時と見て直ちに、取水及び給水の緊急停止措置等を講じるべき項目（平成15年健水発第1010001号）

※2　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値

（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※3　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で50%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(1/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（平成30年3月現在）	（H28水道統計）	（H29水道統計）		
目-1	1	アンチモン及びその化合物	0.02	（変更）	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		・三酸化アンチモンを用いた研究より導いたかなり安全側にたった評価	・食安委答申（H.24.8.6） →TDI＝6 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　0 / 2,085 対50%値　0 / 2,085 対10%値　1 / 2,085	対目標値　0 / 2,432 対50%値　0 / 2,432 対10%値　3 / 2,432	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-2	2	ウラン及びその化合物	0.002	暫定値	0.2←0.6	0.03 P	H24.3.5 H15からの 変更なし	H24.1.12 答申済み	WHO第4版 変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL：0.06 mg/kg日，UF：100 ・寄与率：10% ・評価値：0.002 mg/L	・食安委答申（H24.1.12） →TDI＝0.2 （LOAEL：0.06 mg/kg/日，UF：300）	対目標値　0 / 2,057 対50%値　3 / 2,057 対10%値　38 / 2,057	対目標値　1 / 2,402 対50%値　5 / 2,402 対10%値　38 / 2,402	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-3	3	ニッケル及びその化合物	0.02	暫定値扱いを取りやめ	4	0.07 （AF=20%） （2007提案）	H25.3.19 暫定値扱いを取りやめ、評価値を0.02とする	H24.7.23 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H.24.7.23） →TDI＝4 ・食安委意見募集終了（H24.6.22締切）	対目標値　0 / 2,339 対50%値　1 / 2,339 対10%値　19 / 2,339	対目標値　0 / 2,720 対50%値　1 / 2,720 対10%値　25 / 2,720	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-5	5	1,2-ジクロロエタン	0.004		10-5Risk	0.03	H22.2.2 H15からの 変更なし	H20.11.6 答申済み		・WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝37.5（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μg/kg体重/日	対目標値　0 / 2,019 対50%値　0 / 2,019 対10%値　0 / 2,019	対目標値　0 / 2,346 対50%値　1 / 2,346 対10%値　1 / 2,346	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
~~目-6~~	~~6~~	~~トランス-1,2-ジクロロエチレン~~	削除	旧目-6 H21.4.1 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンに変更	17		H19.10.26 シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレンを合算して評価、シス-1,2-ジクロロエチレンの基準を廃止			・ｼｽ体との混合物として使用されうるので管理目標設定項目として経過観察	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝17（ｼｽ体合算） ・食安委答申（H20.5.29水質基準設定） →TDI＝17（ｼｽ体及びﾄﾗﾝｽ体）	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
~~目-7~~	~~7~~	~~1,1,2-トリクロロエタン~~	削除	H22.4.1水質管理目標設定項目から削除 （旧目-7）	10-5Risk		H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.4.17 答申済み			・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI=3.9	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	対目標値　0 / 0 対50%値　0 / 0 対10%値　0 / 0	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
目-8	8	トルエン	0.4	H23.4.1 （施行）	149 （AF=10%）	0.7（ C）	H22.2.2 評価値緩和 0.4←0.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝149	対目標値　0 / 2,069 対50%値　0 / 2,069 対10%値　0 / 2,069	対目標値　0 / 2,398 対50%値　0 / 2,398 対10%値　0 / 2,398		
目-9	9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	（変更）	30 （AF=10%）	0.008 （AF=1%）	H27.2.5	H25.4.15 答申済み		NOAEL＝3.7 TDI＝40 評価値＝0.1	・食安委答申（H25.4.15） →TDI=30μg/kg/日	対目標値　0 / 1,806 対50%値　0 / 1,806 対10%値　10 / 1,806	対目標値　0 / 2,114 対50%値　0 / 2,114 対10%値　5 / 2,114	・基準値は12年厚生省通知(塩ビ手袋の食品使用)をベースに設定	

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(2/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（平成30年3月現在）	(H28水道統計)	(H29水道統計)		
目-10	10	亜塩素酸	0.6		29 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み		・ヒト暴露が想定されるのは基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合であり、水質管理目標設定項目としClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申（H18.11）	対目標値　0 / 1,144 対50%値　0 / 1,144 対10%値　0 / 1,144	対目標値　0 / 1,285 対50%値　1 / 1,285 対10%値　1 / 1,285	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
~~目-11~~		塩素酸	削除	H20. 4. 1施行（水質管理目標設定項目（旧目-11）から変更）	30 （AF=80%）	0.7 D （AF=80%） （2005）	H18.8.4 追加	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15水道水及び清涼飲料水） →TDI=30				
目-12	11	二酸化塩素	0.6		29 （AF=80%）	設定せず （2005） 亜塩素酸対応	H20.12.16 H15からの 変更なし	H20.6.19 答申済み			・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lとしている	対目標値　0 / 568 対50%値　0 / 568 対10%値　0 / 568	対目標値　0 / 671 対50%値　0 / 671 対10%値　0 / 671	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.6mg/L	
目-13	12	ジクロロアセトニトリル	0.01	暫定値 H21.4.1変更	8 （AF=20%）	0.02 P （AF=20%）	H19.10.26 評価値変更 0.01（暫定）← 0.04（暫定）	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI=2.7	対目標値　0 / 2,590 対50%値　2 / 2,590 対10%値　330 / 2,590	対目標値　0 / 3,016 対50%値　7 / 3,016 対10%値　369 / 3,016	・超過事例は近接地点で一時的に発生	
目-14	13	抱水クロラール	0.02	暫定値	5.3 （AF=20%）	設定せず （2005）	H19.10.26 評価値変更 0.02（暫定）← 0.03（暫定）	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝4.5	対目標値　0 / 2,593 対50%値　34 / 2,593 対10%値　711 / 2,593	対目標値　0 / 3,018 対50%値　32 / 3,018 対10%値　792 / 3,018	・超過事例はいずれも一時的なもの	
目-15	14	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィプロニル（殺虫剤）を追加（H20.4.1）			・現行目標値が小さいのはCNPの0.0001mg/L ・使用又は販売が禁止された農薬のうち検出されているもの、生産・輸入量が多く測定法が確立したものを追加 ・テルブカルビ、ジメピペレートは削除案が提出されたが、平成17年度調査において、浄水及び原水から、目標値の1%前後の検出が認められたことから、農薬類の対象農薬リストからの削除を見送り。	
目-16	15	残留塩素	1	（衛生上措置） 遊離塩素 0.1mg/L以上	150	0.5～5 C （上限値は AF=100%）	H19.10.26 H15からの 変更なし	H19.3.15 答申済み		・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝136	対目標値　47 / 6,480 対50%値　1,769 / 6,480 対10%値　6,379 / 6,480	対目標値　72 / 8,217 対50%値　2,309 / 8,217 対10%値　8,097 / 8,217	・目標超過件数は減少傾向だが、継続的で未対策の超過地点も多い	
目-17	16	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10-100	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素	10未満　46 / 6,424 100超過　364 / 6,424	10未満　189 / 7,879 100超過　484 / 7,879	・水質基準　300	
目-18	17	マンガン及びその化合物	0.01	黒水障害		設定せず	H25.3.19 現行評価値を 維持	H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）	対目標値　53 / 6,371 対50%値　128 / 6,371 対10%値　462 / 6,371	対目標値　2 / 7,687 対50%値　14 / 7,687 対10%値　129 / 7,687	・水質基準　0.05	
目-19	18	遊離炭酸	20							・おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする		対目標値　93 / 2,297 対50%値　304 / 2,297 対10%値　1,708 / 2,297	対目標値　93 / 2,623 対50%値　381 / 2,623 対10%値　2,007 / 2,623	・目標超過件数はH16増加	

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
　　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(3/4)

	旧番号	項　目　名	目標値 値(mg/L)	目標値	根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※1 (mg/L)	最終審議・予定 厚科審	最終審議・予定 食安委	最終審議・予定 WHO等	15年答申	評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H28水道統計）	浄水超過状況※2（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
目-20	19	1,1,1-トリクロロエタン	0.3		600		H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み		・健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝800	対目標値 0 / 2,096 対50%値 0 / 2,096 対10%値 0 / 2,096	対目標値 0 / 2,465 対50%値 0 / 2,465 対10%値 0 / 2,465		
目-21	20	メチル－t－ブチルエーテル（MTBE）	0.02	（新規）	143	設定せず （2005） ←0.015	H20.12.16 H15からの変更なし	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lとしている	対目標値 0 / 1,965 対50%値 0 / 1,965 対10%値 0 / 1,965	対目標値 0 / 2,297 対50%値 0 / 2,297 対10%値 0 / 2,297		
目-22	21	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持		対目標値 27 / 1,644 対50%値 319 / 1,644 対10%値 1,297 / 1,644	対目標値 30 / 1,903 対50%値 408 / 1,903 対10%値 1,531 / 1,903	・旧水質基準　10mg/L	
目-23	22	臭気強度（TON）	3TON							・おいしい水の観点から維持		対目標値 37 / 2,111 対50%値 140 / 2,111 対10%値 454 / 2,111	対目標値 36 / 2,418 対50%値 169 / 2,418 対10%値 474 / 2,418		
目-24	23	蒸発残留物	30-200									30未満 51 / 6,389 200超過 564 / 6,389	30未満 88 / 7,951 200超過 677 / 7,951	・水質基準　500	
目-25	24	濁度	1度	基本指標						・より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を管理目標に設定		対目標値 42 / 6,636 対50%値 124 / 6,636 対10%値 771 / 6,636	対目標値 3 / 6,636 対50%値 44 / 6,636 対10%値 525 / 6,636	・水質基準　2度	
目-26	25	pH値	7.5程度	腐食防止						・水質基準として維持 ・より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を管理目標に設定		7.3以下 4,568 / 6,636 7.7以上 2,286 / 6,636	7.3以下 5,992 / 6,636 7.7以上 2,783 / 6,636	・水質基準　5.8～8.6	
目-27	26	腐食性（ランゲリア指数）	-1程度以上とし、極力0に近づける							・水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする		-1未満 688 / 2,290 0超過 9 / 2,290	-1未満 1,785 / 3,222 0超過 59 / 3,222		
目-28	27	従属栄養細菌	2000	H21.4.1追加		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4 追加			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断	対目標値 1 / 2,559 対50%値 4 / 2,559 対10%値 46 / 2,559	対目標値 3 / 2,894 対50%値 8 / 2,894 対10%値 37 / 2,894		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
　　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク：10地点以上で基準超過、ベージュ：基準値超過有、薄黄：10地点以上で10%超過

表 2-44　最近の水道水質基準等項目の状況について（水質管理目標設定項目）(4/4)

	旧番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討	浄水超過状況※2	浄水超過状況※2	課題、留意事項	その他注
			値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		（平成30年3月現在）	(H28水道統計)	(H29水道統計)		
目-29		1,1－ジクロロエチレン	0.1	H21.4.1水質管理目標設定項目に変更(旧基-15 (0.02mg/L))	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26 水質基準から水質管理項目に変更 評価値変更 0.1←0.02	H19.3.15 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI＝46 ・食安委答申(H20.5.29水質基準廃止)	対目標値 0 / 2,123 対50%値 0 / 2,123 対10%値 0 / 2,123	対目標値 0 / 2,475 対50%値 0 / 2,475 対10%値 0 / 2,475		
目-30		アルミニウム及びその化合物	0.1	色(鉄共存時) H21.4.1管理目標設定項目追加			H19.10.26 水質管理目標値を0.1に設定			・多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有		対目標値 118 / 6,452 対50%値 515 / 6,452 対10%値 2,335 / 6,452	対目標値 14 / 7,823 対50%値 167 / 7,823 対10%値 1,794 / 7,823		
【答申言及】															
対策指針		耐塩素性病原生物	－			USEPA処理基準 ・ｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ99%除去 ・ｼﾞｱﾙｼﾞｱ99.9%除去又は不活化				・検出方法等に種々の課題が残っている	・原水から指標菌が検出されたことがある施設においては、水質検査計画等に基づき、適切な頻度で原水のクリプトスポリジウム等及び指標菌を検査 ・H20から水質検査計画に基づき原水を測定				
101		ウイルスその他の病原微生物	－			USEPA処理基準 ・消化器系感染ウィルス99.99%除去又は不活化				・将来的に起こり得るCyclospora等新たな病原微生物への対策にも注意 ・万全を期すためウイルス汚染対策、特に検出方法等に関する研究を推進				・ウィルスによる水系感染症は井戸水などを原水とする小規模水道で、消毒工程の不備・不具合が殆ど(H17厚生科学研究) ・塩素消毒の効果は不明点多い(同)	
102		不快生物(線虫等)	－							・混入や繁殖の防止対策、漏出時の原因、汚染場所、病原性の有無等に関する解析・検討体制の整備などについて検討	・2006年WHO/GDWQ専門家会合では、病原性バクテリアを媒介する可能性も議論されたがGDWQを示せない、とした				

※1　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
　　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　ピンク:10地点以上で基準超過、ベージュ:基準値超過有、薄黄:10地点以上で10%超過

表 2-45　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(1/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況 (H29年水質測定結果)	浄水超過状況 (H30年水質測定結果)	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	μg/kg/日	80%)	厚科審	食安委	WHO等						
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める		対1ug/L　0/137	対1ug/L　5/159	・施設基準省令に基づく薬品基準は0.01mg/L	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補 版変更		・食安委答申(H24.10.29) →TDI＝20(ヒトNOAEL 0.21(mg/kg体重/日)、UF 10)	対目標値　0/170 対10%値　0/170	対目標値　0/186 対10%値　0/186	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意		対1ug/L　0/118	対1ug/L　0/136		
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3(個体差)を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ 第4版変更 設定せず← 0.07			対目標値　0/443 対10%値　0/443	対目標値　0/466 対10%値　0/466		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要		対目標値　0/61 対10%値　0/61	対目標値　0/52 対10%値　0/52	・施設基準省令に基づく薬品基準が設定されている	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定		対0.2ug/L　0/37	対0.2ug/L　0/36		
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/47 対10%値　0/47	対目標値　0/46 対10%値　0/46		
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/46 対10%値　0/46	対目標値　0/45 対10%値　0/45		
検09	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900							対目標値　0/39 対10%値　0/39	対目標値　0/38 対10%値　0/38		
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14							対目標値　0/43 対10%値　0/43	対目標値　0/55 対10%値　0/55		
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定		対目標値　0/48 対10%値　0/48	対目標値　0/52 対10%値　1/52		
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　0/26	対0.01ug/L　0/27		
検13	2,4-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/26	対0.05ug/L　0/46		
検14	2,6-トルエンジアミン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.05ug/L　0/26	対0.05ug/L　1/47		
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対0.01ug/L　0/40	対0.01ug/L　0/39		
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致		対目標値　0/58 対10%値　0/58	対目標値　0/58 対10%値　1/58		
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日									対目標値　0/285 対10%値　0/285	対目標値　0/272 対10%値　0/272		
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定		対1ug/L　0/15	対1ug/L　1/15		
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり		対目標値　0/105 対10%値　0/105	対目標値　0/94 対10%値　2/94		
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問(H20.7.8)	対目標値　0/108 対10%値　0/108	対目標値　0/107 対10%値　2/107		
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定		対0.5ug/L　0/15	対0.5ug/L　0/14		
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/17	対0.001ug/L　0/17		
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定		対0.001ug/L　0/17	対0.001ug/L　0/17		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より 0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5μg/kg/日	対目標値　0/148 対10%値　0/148	対目標値　0/161 対10%値　1/161		
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7 答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会))→TDI=200 μg/kg/日	対目標値　0/140 対10%値　0/140	対目標値　0/154 対10%値　0/154		
検26	ミクロキスチンーLR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04							対目標値　0/57 対10%値　0/57	対目標値　0/67 対10%値　0/67		
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25									対目標値　0/31 対10%値　0/31	対目標値　0/31 対10%値　0/31		

※1　P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-45　最近の水道水質基準等項目の状況について（要検討項目）(2/2)

番号	項　目　名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	評価値	備考	最終審議・予定			15年答申	評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況 (H29年水質測定結果)	浄水超過状況 (H30年水質測定結果)	課題、留意事項	その他注
		値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	μg/kg/日	80%)	厚科審	食安委	WHO等						
検28	ブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　46/119	対1ug/L　52/149		
検29	ブロモジクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　7/74	対1ug/L　15/101		
検30	ジブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対3ug/L　2/75	対3ug/L　3/101		
検31	ブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対0.5ug/L　7/147	対0.5ug/L　4/193		
検32	ジブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対1ug/L　26/107	対1ug/L　38/149		
検33	トリブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい		対5ug/L　3/74	対5ug/L　2/78		
検34	トリクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　0/154	対1ug/L　2/179		
検35	ブロモクロロアセトニトリル	－											対1ug/L　3/123	対1ug/L　6/161		
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11							対目標値　0/167 対10%値　0/167	対目標値　0/189 対10%値　0/189		
検37	アセトアルデヒド	－	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21 答申済み			・食安委答申（添加物、H17.7.21） →食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。（完全に生体成分に代謝される。）	対1ug/L　20/124	対1ug/L　0/153		
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用						対目標値　0/21 対10%値　0/21	対目標値　0/11 対10%値　0/11		
検40	キシレン	0.4		179	0.5（C）	179							対目標値　0/387 対10%値　0/387	対目標値　0/413 対10%値　0/413		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 （H22）		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RfD：0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価（2010.Feb.） BMDL50＝0.11 mg/kg/d（ヒト） UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI：暫定最大一日耐容摂取量	対目標値　0/53 対10%値　3/53	対目標値　0/55 対10%値　2/55	・利根川流域の関係企業で排出削減対策を実施中	
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	－										・英国COTがTDI：3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断	対0.03μg/L　0/122	対0.03μg/L　3/143	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検43	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－										・英国COTがTDI：0.3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中	対0.03ug/L※2　0/122	対0.03ug/L※2　1/143	・作業従事者で高い血清中濃度が報告されている	
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)	対1ug/L※2　0/64	対1ug/L※2　0/45		
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μg/kg/日	H24.3.5					対目標値　0/49 対10%値　0/49	対目標値　0/60 対10%値　0/60		
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS：10-5	H24.3.5					対目標値　0/42 対10%値　0/42	対目標値　0/63 対10%値　0/63		
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず （健康に基づく評価値=0.02 TDI=7.7）	0.02	WHO（参考値）	H24.3.5					対目標値　0/55 対10%値　0/55	対目標値　0/47 対10%値　0/47		
検48	ニトリロ三酢酸（NTA）	0.2	追加		0.2 （TDI=10）	0.2	WHO（ガイドライン値）	H24.3.5					対目標値　0/39 対10%値　0/39	対目標値　0/29 対10%値　0/29		

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　英国健康保護庁（HPA）による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(1/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	土壌薫蒸	－	－	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H28.2.17	H25.2.18 H27.10.20 答申済み		・食安委答申（H25.2.18, H27.10.20） → ADI = 20 ・評価申請（H29.3.15）	10%値超　0 ／　572 1%値超　0 ／　572	10%値超　0 ／　653 1%値超　0 ／　653	・地下水からの検出事例が多い	
対	2	ダラポン	除草剤	－	－	0.08		30			H29.3.28 答申済み		・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　411 1%値超　0 ／　411	10%値超　0 ／　480 1%値超　2 ／　480		
対	3	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-D)	除草剤	－	－	0.03		10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9	10%値超　0 ／　535 1%値超　0 ／　535	10%値超　0 ／　620 1%値超　0 ／　620		
対	4	EPN	殺虫剤	－	－	0.004	H21.4.1 より 0.006→ 0.004	1.4		H19.10.26 評価値変更	H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14） → ADI = 1.4	10%値超　0 ／　565 1%値超　0 ／　565	10%値超　0 ／　672 1%値超　2 ／　672	・【H17】浄水からの検出レベルは最高11%(表流水)	
対	5	MCPA	除草剤	－	－	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H26.7.29 答申済み	WHO第4版 第1次追補版 変更	・食安委答申（H26.7.29） →ADI＝1.9	10%値超　0 ／　423 1%値超　0 ／　423	10%値超　0 ／　524 1%値超　12 ／　524		
対	6	アシュラム	除草剤	－	－	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) →ADI=360	10%値超　0 ／　494 1%値超　0 ／　494	10%値超　0 ／　597 1%値超　3 ／　597		
対	7	アセフェート	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H24.3.5	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13） → ADI = 2.4	10%値超　1 ／　547 1%値超　1 ／　547	10%値超　2 ／　638 1%値超　3 ／　638		
対	8	アトラジン	除草剤	－	－	0.01		4	0.1			WHO第4版 変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）	10%値超　0 ／　541 1%値超　0 ／　541	10%値超　0 ／　638 1%値超　0 ／　638		
対	9	アニロホス	除草剤	－	－	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超　0 ／　477 1%値超　3 ／　477	10%値超　0 ／　567 1%値超　4 ／　567		
対	10	アミトラズ	殺虫剤	－	－	0.006	0.003→ 0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.5.17） →　ADI = 2.5　（ 0.006mg/L ）	10%値超　0 ／　358 1%値超　0 ／　358	10%値超　0 ／　452 1%値超　1 ／　452		
対	11	アラクロール	除草剤	－	－	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H25.3.18） →ADI＝10	10%値超　0 ／　541 1%値超　0 ／　541	10%値超　0 ／　638 1%値超　1 ／　638		
対	12	イソキサチオン	殺虫剤	－	－	0.005	H30.4.1より 0.008→ 0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H28.2.23）　→　ADI = 2	10%値超　0 ／　582 1%値超　0 ／　582	10%値超　0 ／　694 1%値超　0 ／　694		
対	13	イソフェンホス	殺虫剤	－	－	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　508 1%値超　3 ／　508	10%値超　0 ／　628 1%値超　5 ／　628		
対	14	イソプロカルブ(MIPC)	殺虫剤	－	－	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　532 1%値超　0 ／　532	10%値超　0 ／　606 1%値超　0 ／　606		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(2/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	15	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H24.3.5	H24.12.10 答申済み		・食安委答申(H24.12.10) → AD1=100(0.3 mg/L)	10%値超　0 ／　584 1%値超　0 ／　584	10%値超　0 ／　687 1%値超　0 ／　687	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.3mg/Lとなる方向	
対	16	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	－	－	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申 (H21.4.23) →　ADI = 35	10%値超　0 ／　562 1%値超　0 ／　562	10%値超　0 ／　654 1%値超　0 ／　654		
対	17	イミノクタジン酢酸塩	殺菌剤	－	－	0.006		2.3（イミノクタジンとして）					・食安委検討中(H22.10.6部会) ・評価要請(H22.1.25)	10%値超　3 ／　381 1%値超　3 ／　381	10%値超　4 ／　430 1%値超　4 ／　430	・定量下限≦0.005mg/L	
対	18	インダノファン	除草剤	－	－	0.009	H15年から の変更なし	3.5		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申(H22.9.9) → ADI=3.5	10%値超　0 ／　487 1%値超　0 ／　487	10%値超　0 ／　585 1%値超　0 ／　585		
対	19	エスプロカルブ	除草剤	－	－	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H24.2.23) →　ADI = 10	10%値超　0 ／　539 1%値超　0 ／　539	10%値超　0 ／　639 1%値超　0 ／　639	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.03mg/Lとなる方向	
対	20	エディフェンホス(ｴｼﾞﾌｪﾝﾎｽ, EDDP)	殺菌剤	－	－	0.006		2.5				WHO第4版 変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　505 1%値超　0 ／　505	10%値超　0 ／　586 1%値超　0 ／　586		
対	21	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.08	H15年から の変更なし	30		H28.2.17	H29.4.25 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25) → ADI = 31	10%値超　0 ／　626 1%値超　0 ／　626	10%値超　0 ／　732 1%値超　3 ／　732		
対	22	エトリジアゾール(エクロメゾール)	殺菌剤	－	－	0.004		1.6						10%値超　0 ／　491 1%値超　0 ／　491	10%値超　0 ／　585 1%値超　0 ／　585		
対	23	ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｧﾝ(ﾍﾞﾝｿﾞｴﾋﾟﾝ,ｴﾝﾄﾞｽﾙﾌｪｰﾄ)	殺虫剤	－	－	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　442 1%値超　0 ／　442	10%値超　0 ／　532 1%値超　0 ／　532	・定量下限≦0.01mg/L	
対	24	オキサジクロメホン	除草剤	－	－	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申 (H15.9.18) →　ADI = 9.0 ・食安委答申 (H20.8.21) →　ADI = 9.1	10%値超　0 ／　463 1%値超　0 ／　463	10%値超　0 ／　550 1%値超　0 ／　550		
対	25	オキシン銅	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申 (H25.4.22) →　ADI = 10	10%値超　0 ／　484 1%値超　3 ／　484	10%値超　0 ／　556 1%値超　3 ／　556		
対	26	オリサストロビン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.1	H26.4.1より 新規設定	52		H26.1.14	H20.3.27 答申済み		・食安委答申 (H20.3.27) →　ADI = 52	10%値超　0 ／　395 1%値超　0 ／　395	10%値超　0 ／　493 1%値超　0 ／　493		
対	27	カズサホス	殺虫剤	－	－	0.0006	H26.4.1より 新規設定	0.25		H26.1.14	H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25	10%値超　0 ／　420 1%値超　1 ／　420	10%値超　0 ／　518 1%値超　1 ／　518		
対	28	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	－	－	0.008	H15年から の変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) →　ADI = 3　（ 0.008mg/L ）	10%値超　0 ／　607 1%値超　1 ／　607	10%値超　0 ／　721 1%値超　0 ／　721		
対	29	カルタップ	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	100						10%値超　0 ／　347 1%値超　0 ／　347	10%値超　0 ／　424 1%値超　0 ／　424		

※1　（　）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(3/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	30	カルバリル(NAC)	殺虫剤	－	－	0.05	H31.4.1 より 0.05→0.02	20			審議中		・評価第四部会審議中(H25.8.7)	10%値超　0 ／　479 1%値超　0 ／　479	10%値超　0 ／　540 1%値超　7 ／　540		
対	31	カルプロパミド	殺菌剤	－	－	0.04	H15年から の変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13) →　ADI = 14　（ 0.04mg/L ）	10%値超　0 ／　439 1%値超　0 ／　439	10%値超　0 ／　517 1%値超　0 ／　517		
対	32	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	殺虫剤	－	－	0.005		2	0.007		H23.12.26 審議中		・評価第一部会にて審議中（最近の議事H:23.12.26部会）	10%値超　0 ／　462 1%値超　0 ／　462	10%値超　0 ／　546 1%値超　0 ／　546		
対	33	キノクラミン（ACN）	除草剤	－	－	0.005	H15年から の変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申 (H25.10.7) →　ADI = 2.1	10%値超　0 ／　408 1%値超　0 ／　408	10%値超　0 ／　500 1%値超　0 ／　500		
対	34	キャプタン	殺菌剤	－	－	0.3		125			H29.3.7 答申済み		・食安委答申 (H29.3.7) → ADI = 100	10%値超　0 ／　524 1%値超　0 ／　524	10%値超　0 ／　625 1%値超　0 ／　625		
対	35	クミルロン	除草剤	－	－	0.03	H15年から の変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) →　ADI = 10　（ 0.03mg/L ）	10%値超　0 ／　475 1%値超　0 ／　475	10%値超　0 ／　578 1%値超　0 ／　578		
対	36	グリホサート	除草剤	－	－	2		1		H29.1.31	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000	10%値超　0 ／　458 1%値超　0 ／　458	10%値超　0 ／　519 1%値超　0 ／　519		
対	37	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.02	H26.4.1より 新規設定	9.1		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H25.7.29) →　ADI = 9.1	10%値超　0 ／　281 1%値超　0 ／　281	10%値超　0 ／　341 1%値超　0 ／　341		
対	38	クロメプロップ	除草剤	－	－	0.02	H15年から の変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) →　ADI = 6.2	10%値超　0 ／　442 1%値超　0 ／　442	10%値超　0 ／　533 1%値超　0 ／　533		
対	39	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	1996失効	－	0.0001		設定せず						10%値超　3 ／　454 1%値超　7 ／　454	10%値超　5 ／　525 1%値超　5 ／　525	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	40	クロルピリホス	殺虫剤	－	－	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H19.10.26 H24.3.5	H23.6.2 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2)→ ADI = 1 ・評価要請（H29.7.21） ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30μg/L）	10%値超　0 ／　566 1%値超　0 ／　566	10%値超　0 ／　685 1%値超　3 ／　685		
対	41	クロロタロニル(TPN)	殺菌剤	－	－	0.05		18					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請（H29.7.21）	10%値超　0 ／　615 1%値超　0 ／　615	10%値超　0 ／　706 1%値超　0 ／　706		
対	42	シアナジン	除草剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版 追加	・食安委答申 (H29.2.28) → ADI = 0.53	10%値超　0 ／　484 1%値超　0 ／　484	10%値超　0 ／　598 1%値超　0 ／　598		
対	43	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			H29.10.17 答申済み		・食安委答申 (H29.10.17) → ADI = 1	10%値超　0 ／　421 1%値超　0 ／　421	10%値超　0 ／　527 1%値超　0 ／　527		
対	44	ジウロン(DCMU)	除草剤	－	－	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 ／　511 1%値超　0 ／　511	10%値超　0 ／　598 1%値超　0 ／　598		

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(4/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	45	ジクロベニル(DBN)	除草剤	－	－	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） →ADI=10μg/kg/日	10%値超　0 / 540 1%値超　0 / 540	10%値超　0 / 650 1%値超　1 / 650		
対	46	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	－	－	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）	10%値超　0 / 511 1%値超　0 / 511	10%値超　0 / 611 1%値超　1 / 611		
対	47	ジクワット	除草剤	－	－	0.005		1.9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　3 / 432 1%値超　3 / 432	10%値超　7 / 489 1%値超　7 / 489	・定量下限≦0.001mg/L	
対	48	エチルチオメトン	殺虫剤	－	－	0.004		1.4						10%値超　0 / 533 1%値超　0 / 533	10%値超　0 / 637 1%値超　3 / 637		
対	49	ジチアノン	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	10			H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31）	10%値超　0 / 173 1%値超　4 / 173	10%値超　0 / 253 1%値超　2 / 253		
対	50	ジチオカルバメート系農薬	－	－	－	0.005	H26.4.1より 新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として	10%値超　0 / 243 1%値超　3 / 243	10%値超　3 / 316 1%値超　7 / 316		
対	51	ジチオピル	除草剤	－	－	0.009	H22.4.1より 0.008→ 0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) →　ADI = 3.6　（ 0.009mg/L ）	10%値超　0 / 507 1%値超　0 / 507	10%値超　0 / 600 1%値超　0 / 600	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.009mg/Lとなる方向	
対	52	シハロホップブチル	除草剤	－	－	0.006	H15年答申	2.4						10%値超　0 / 451 1%値超　0 / 451	10%値超　0 / 545 1%値超　0 / 545		
対	53	シマジン(CAT)	除草剤	－	－	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 / 604 1%値超　0 / 604	10%値超　0 / 695 1%値超　1 / 695		
対	54	ジメタメトリン	除草剤	－	－	0.02	H15年から の変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） →ADI＝9.4	10%値超　0 / 549 1%値超　0 / 549	10%値超　0 / 642 1%値超　0 / 642		
対	55	ジメトエート	殺虫剤	－	－	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 / 544 1%値超　0 / 544	10%値超　0 / 640 1%値超　0 / 640		
対	56	シメトリン	除草剤	－	－	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 / 581 1%値超　0 / 581	10%値超　0 / 680 1%値超　0 / 680		
対	57	ジメピペレート	除草剤	2004.6失効	－	0.003		1		H18.8.4			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出	10%値超　0 / 497 1%値超　0 / 497	10%値超　0 / 586 1%値超　0 / 586		
対	58	ダイアジノン	殺虫剤	－	－	0.003	H28.4.1より 0.005→ 0.003	2		H27.2.5	H26.8.19 答申済み		・食安委答申（H26.8.19） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）	10%値超　0 / 665 1%値超　7 / 665	10%値超　0 / 765 1%値超　5 / 765		
対	59	ダイムロン	除草剤	－	－	0.8	H15年から の変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申 (H19.11.8) →　ADI = 300　（ 0.8mg/L ）	10%値超　0 / 504 1%値超　0 / 504	10%値超　0 / 563 1%値超　0 / 563		

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(5/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H28水道統計）	浄水超過状況※2（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	60	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート	殺菌剤	－	－	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4	10%値超 0 / 272 1%値超 0 / 272	10%値超 0 / 352 1%値超 0 / 352		
対	61	チアジニル	殺菌剤、殺虫殺菌剤、除草剤	－	－	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25答申済み		・食安委答申 (H19.10.25) → ADI = 40	10%値超 0 / 453 1%値超 0 / 453	10%値超 0 / 544 1%値超 0 / 544		
対	62	チウラム	殺菌剤	－	－	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 576 1%値超 0 / 576	10%値超 0 / 659 1%値超 0 / 659		
対	63	チオジカルブ	殺虫剤	－	－	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 482 1%値超 0 / 482	10%値超 0 / 555 1%値超 0 / 555		
対	64	チオファネートメチル	殺菌剤	－	－	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 523 1%値超 0 / 523	10%値超 0 / 598 1%値超 3 / 598		
対	65	チオベンカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H24.3.5	H22.8.5答申済み		・食安委答申（H22.8.5） → ADI=9（0.02 mg/L）	10%値超 0 / 578 1%値超 0 / 578	10%値超 0 / 665 1%値超 0 / 665		
対	67	テルブカルブ(MBPMC)	除草剤	1998.7失効	－	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479	10%値超 0 / 567 1%値超 0 / 567		
対	68	トリクロピル	除草剤	－	－	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 529 1%値超 0 / 529	10%値超 0 / 607 1%値超 0 / 607		トリクロピルブトキシエチルを厚労科研H15検出
対	69	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	－	－	0.005	H26.4.1より0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 1 / 497 1%値超 6 / 497	10%値超 0 / 594 1%値超 6 / 594		
対	70	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	－	－	0.1	H28.4.1より0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20答申済み		・食安委答申（H26.1.20） →ADI＝50	10%値超 0 / 513 1%値超 0 / 513	10%値超 0 / 574 1%値超 0 / 574		
対	71	トリフルラリン	除草剤	－	－	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26答申済み		・食安委答申（H24.1.26） →ADI＝24	10%値超 0 / 602 1%値超 0 / 602	10%値超 0 / 683 1%値超 0 / 683		
対	72	ナプロパミド	除草剤	－	－	0.03		12.5						10%値超 0 / 501 1%値超 0 / 501	10%値超 0 / 572 1%値超 0 / 572		
対	73	パラコート	除草剤	－	－	0.005	H15年答申	2						10%値超 0 / 328 1%値超 0 / 328	10%値超 0 / 432 1%値超 0 / 432		
対	74	ピペロホス	除草剤	－	－	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 481 1%値超 7 / 481	10%値超 0 / 566 1%値超 6 / 566	・定量下限≦0.0001mg/L	
対	75	ピラクロニル	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H23.6.2答申済み		・食安委答申 (H23.6.2) → ADI = 4.4	10%値超 0 / 317 1%値超 1 / 317	10%値超 0 / 427 1%値超 1 / 427		

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(6/8)

群	番号	項　目　名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	76	ピラゾキシフェン	除草剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申 (H20.4.24) → ADI = 26 （ 0.07mg/L ）	10%値超 0 / 393 1%値超 4 / 393	10%値超 0 / 495 1%値超 0 / 495		
対	77	ピラゾリネート(ピラゾレート)	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	6						10%値超 0 / 423 1%値超 0 / 423	10%値超 0 / 525 1%値超 0 / 525		
対	78	ピリダフェンチオン	殺虫剤	2007.2失効	－	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申(H25.3.18) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	10%値超 0 / 495 1%値超 7 / 495	10%値超 0 / 583 1%値超 4 / 583		
対	79	ピリブチカルブ	除草剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8 （ 0.02mg/L ）	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561	10%値超 0 / 653 1%値超 0 / 653		
対	80	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申 (H27.6.9) → ADI = 19	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554	10%値超 0 / 641 1%値超 1 / 641		
対	81	フィプロニル	殺虫剤	－	－	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H28.4.5 答申済み		・食安委答申(H26.1.20, H28.4.5) →ADI=0.19 ・評価書(案)を一部修正の上、委員会に報告することとなった。(最近の議事:28.1.14幹事会)	10%値超 0 / 580 1%値超 0 / 580	10%値超 0 / 673 1%値超 1 / 673	・左記は管理目標調査に基づくもの。 ・【H17】原水の検出レベルは90～100%。	
対	82	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H27.2.5	H29.8.22 答申済み		・食安委答申(H26.6.3, H29.8.22) → ADI = 4.9	10%値超 0 / 675 1%値超 0 / 675	10%値超 0 / 772 1%値超 0 / 772	・【H17】浄水からの検出レベルは最高20%(表流水)、原水で100%超が1例存在(表流水) ・【H18】浄水・原水ともに最高濃度	
対	83	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申 (H25.9.9) → ADI = 13	10%値超 0 / 586 1%値超 0 / 586	10%値超 0 / 687 1%値超 0 / 687		
対	84	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H24.2.23) → ADI = 19	10%値超 0 / 355 1%値超 0 / 355	10%値超 0 / 479 1%値超 0 / 479		
対	85	フェンチオン(MPP)	殺虫剤	－	－	0.006	H25.4.1より 0.001→ 0.006	2.3		H24.3.5	H25.9.30 答申済み		・食安委答申(H25.9.30) → ADI=2.3	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550	10%値超 0 / 650 1%値超 0 / 650		
対	86	フェントエート(PAP)	殺虫剤	－	－	0.007	H25.4.1より 0.004→ 0.007	2.9		H24.3.5	H25.1.21 答申済み		・食安委答申(H25.1.21) →ADI=2.9	10%値超 0 / 573 1%値超 0 / 573	10%値超 0 / 667 1%値超 0 / 667		フェニトエートとあったが間違い
対	87	フェントラザミド	除草剤	－	－	0.01	H26.4.1より 新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申 (H20.12.4) → ADI = 5.2	10%値超 0 / 432 1%値超 0 / 432	10%値超 0 / 561 1%値超 0 / 561		
対	88	フサライド	殺菌剤	－	－	0.1		40						10%値超 0 / 598 1%値超 0 / 598	10%値超 0 / 702 1%値超 0 / 702		
対	89	ブタクロール	除草剤	－	－	0.03	H15年からの変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申(H23.8.25) →ADI=10	10%値超 0 / 438 1%値超 1 / 438	10%値超 0 / 528 1%値超 0 / 528		
対	90	ブタミホス	除草剤	－	－	0.02	H23.4.1より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8 （ 0.02mg/L ）	10%値超 0 / 546 1%値超 0 / 546	10%値超 0 / 638 1%値超 0 / 638		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(7/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	浄水超過状況※2（H28水道統計）	浄水超過状況※2（H29水道統計）	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	91	ブプロフェジン	殺虫剤	－	－	0.02	H15年からの変更なし	9		H29.1.31	H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13) → ADI = 9	10%値超 0 / 550 1%値超 0 / 550	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651		
対	92	フルアジナム	殺菌剤	－	－	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 答申済み		・食安委答申(H25.11.11) →ADI = 10	10%値超 0 / 446 1%値超 0 / 446	10%値超 0 / 539 1%値超 0 / 539		
対	93	プレチラクロール	除草剤	－	－	0.05	H23.4.1より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI=18(0.05 mg/L)	10%値超 0 / 615 1%値超 1 / 615	10%値超 0 / 709 1%値超 0 / 709		
対	94	プロシミドン	殺菌剤	－	－	0.09	変更なし	35		H27.2.5	H29.5.30 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20, H29.5.30) → ADI = 35	10%値超 0 / 511 1%値超 0 / 511	10%値超 0 / 593 1%値超 0 / 593		
対	95	プロチオホス	殺虫剤	－	－	0.004	H15年答申	1.5						10%値超 0 / 285 1%値超 0 / 285	10%値超 0 / 350 1%値超 1 / 350		
対	96	プロピコナゾール	殺菌剤	－	－	0.05	変更なし	18		H27.2.5	H29.7.4 答申済み		・食安委答申(H26.4.8, H29.7.4) → ADI = 19	10%値超 0 / 514 1%値超 0 / 514	10%値超 0 / 608 1%値超 0 / 608		
対	97	プロピザミド	除草剤	－	－	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申 (H26.1.20) → ADI = 19	10%値超 0 / 554 1%値超 0 / 554	10%値超 0 / 651 1%値超 0 / 651		
対	98	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.05	H31.4.1 より 0.05→0.03	20			H23.9.28 審議中		評価第三部会にて審議中(最近の議事：H23.9.28評価第三部会)	10%値超 0 / 532 1%値超 0 / 532	10%値超 0 / 621 1%値超 7 / 621		
対	99	ブロモブチド	除草剤	－	－	0.1	H22.4.1より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申 (H20.1.10) → ADI = 40 （ 0.1mg/L ）	10%値超 0 / 592 1%値超 1 / 592	10%値超 0 / 693 1%値超 3 / 693	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.1mg/Lとなる方向	
対	100	ベノミル	殺菌剤	－	－	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超 0 / 533 1%値超 0 / 533	10%値超 0 / 584 1%値超 0 / 584		
対	101	ペンシクロン	殺菌剤	－	－	0.1	H23.4.1より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI=53(0.1 mg/L)	10%値超 0 / 557 1%値超 0 / 557	10%値超 0 / 669 1%値超 0 / 669		
対	102	ベンゾビシクロン	除草剤	－	－	0.09	H26.4.1より 新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) → ADI =34	10%値超 0 / 449 1%値超 0 / 449	10%値超 0 / 534 1%値超 0 / 534		
対	103	ベンゾフェナップ	除草剤	－	－	0.005	H29.4.1より 0.004→ 0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申 (H27.8.18) → ADI =2	10%値超 0 / 420 1%値超 0 / 420	10%値超 0 / 520 1%値超 0 / 520		

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

表 2-46　最近の水道水質基準項目の状況について（対象農薬リスト掲載農薬類）(8/8)

群	番号	項 目 名	用途	失効情報	販売・使用禁止	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討 （平成30年3月現在）	浄水超過状況※2 (H28水道統計)	浄水超過状況※2 (H29水道統計)	課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等					
対	104	ベンタゾン	除草剤	－	－	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 /　536 1%値超　0 /　536	10%値超　0 /　642 1%値超　0 /　642		
対	105	ペンディメタリン	除草剤	－	－	0.3	H25.4.1より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H24.8.6 答申済み		・食安委答申(H24.8.6) → ADI=120	10%値超　0 /　617 1%値超　0 /　617	10%値超　0 /　716 1%値超　0 /　716		
対	106	ベンフラカルブ	殺虫剤	－	－	0.04		15						10%値超　0 /　503 1%値超　0 /　503	10%値超　0 /　582 1%値超　0 /　582		
対	107	ベンフルラリン(ベスロジン)	除草剤	－	－	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申(H22.10.14) → ADI=5	10%値超　0 /　521 1%値超　0 /　521	10%値超　0 /　605 1%値超　0 /　605		
対	108	ベンフレセート	除草剤	－	－	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申 (H21.10.22) →　ADI = 23	10%値超　0 /　378 1%値超　0 /　378	10%値超　0 /　477 1%値超　0 /　477		
対	109	ホスチアゼート	殺虫剤	－	－	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書(案)を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。(最近の議事:H24.9.12評価第三部会)	10%値超　0 /　436 1%値超　4 /　436	10%値超　0 /　534 1%値超　0 /　534		
対	110	マラソン（マラチオン）	殺虫剤	－	－	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申(H26.5.13) →ADI=290μg/kg/日	10%値超　0 /　582 1%値超　0 /　582	10%値超　0 /　680 1%値超　0 /　680		
対	111	メコプロップ(MCPP)	除草剤	－	－	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 /　544 1%値超　0 /　544	10%値超　0 /　646 1%値超　0 /　646		
対	112	メソミル	殺虫剤	－	－	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 /　546 1%値超　0 /　546	10%値超　0 /　619 1%値超　3 /　619		
		メタム（カーバム）	－	－	－	0.01	H29.4.1より 新規設定	7.5		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) →　ADI = 7.5	10%値超　0 /　248 1%値超　0 /　248	10%値超　0 /　0 1%値超　0 /　0		
対	113	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.06	H31.4.1 より 0.06→0.2	22		H22.2.2	H29.10.17 答申済み		・食安委答申(H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17) → ADI ＝ 80 (メタラキシル及びメフェノキサムとして)	10%値超　0 /　586 1%値超　0 /　586	10%値超　0 /　676 1%値超　0 /　676		
対	114	メチダチオン(DMTP)	殺虫剤	－	－	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)	10%値超　0 /　619 1%値超　0 /　619	10%値超　0 /　700 1%値超　3 /　700		
対	115	メチルダイムロン	除草剤	2005.7失効	－	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～) ・評価要請(H21.12.14) ・H18.8.4厚科審で取扱について検討	10%値超　0 /　501 1%値超　0 /　501	10%値超　0 /　588 1%値超　0 /　588		
対	116	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申(H22.3.4) → ADI=16	10%値超　0 /　473 1%値超　0 /　473	10%値超　0 /　569 1%値超　0 /　569		
対	117	メトリブジン	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	12.5						10%値超　0 /　484 1%値超　0 /　484	10%値超　0 /　584 1%値超　0 /　584		
対	118	メフェナセット	除草剤	－	－	0.02	H22.4.1より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申 (H20.3.13) →　ADI = 7　（ 0.02mg/L ）	10%値超　0 /　601 1%値超　1 /　601	10%値超　0 /　700 1%値超　0 /　700	・厚生科学審議会生活環境水道部会(平成20年12月16日)で審議。基準値は0.02mg/Lとなる方向	
対	119	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	－	－	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申 (H21.12.17) →　ADI = 0.05	10%値超　0 /　560 1%値超　0 /　560	10%値超　0 /　648 1%値超　0 /　648		
対	120	モリネート	除草剤	－	－	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申 (H25.3.4) →　ADI = 2.1	10%値超　0 /　617 1%値超　0 /　617	10%値超　4 /　710 1%値超　4 /　710	・定量下限≦0.001mg/L	

※1　(　)内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で10%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(1/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		(μg/kg/日)	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
要	1	アセタミプリド	殺菌剤 殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71	1%値超 0 / 49	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 45	1%値超 0 / 45		
要	2	イミダクロプリド	殺虫剤	－	－	0.1	H20.12.16 変更0.1←0.2	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57	1%値超 0 / 55	1%値超 0 / 58	1%値超 0 / 69	1%値超 0 / 69	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.1 mg/Lとなる方向	
要	3	エチプロール	－	－	－	0.01		5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申（H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24） → ADI = 5	1%値超 0 / 9	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 10	1%値超 0 / 14		
要	4	クロロピクリン	－	－	－	―	未設定						・評価要請（H29.6.15）	1%値超 0 / 5	1%値超 2 / 7	1%値超 0 / 5	1%値超 0 / 7		
要	5	テブコナゾール	殺菌剤	－	－	0.07	H24年度末部会	29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8) → ADI = 29	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 46		
		テフリルトリオン	－	－	－	0.002				H25.3.19 評価値を0.002に設定			・内閣府食品安全委員会（H2102.19） → ADI＝0.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
要	6	パラチオンメチル	殺虫剤	1971失効	#N/A	0.04	H15年答申	15					・食安委検討中 ・評価要請（H21.3.24）	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 7	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	・販売・使用禁止農薬（使用事故多発）	
要	7	ヒメキサゾール（ヒドロキシイソキサゾール）	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	50					・評価要請（H25.8.20）	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 6	1%値超 0 / 6		
要	8	ピラクロホス	－	－	－	―	－	－						1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 34	1%値超 0 / 33		
要	9	フルスルファミド	殺菌剤	－	－	―	－	－					・評価要請（H24.8.21）	1%値超 0 / 79	1%値超 0 / 58	1%値超 0 / 37	1%値超 0 / 36		
要	10	ブロマシル	除草剤	－	－	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 19	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 48	1%値超 0 / 45		
要	11	ペントキサゾン	除草剤	－	－	0.6	H22.2.2 変更0.6←0.2	230		H22.12.21 評価値を0.6に緩和	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 23	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 38	1%値超 0 / 37		
要	12	ホサロン	殺虫剤	－	－	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申（H26.3.10） → AD I= 2	1%値超 0 / 0	1%値超 5 / 9	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31		
要	13	メタアルデヒド	－	－	－	0.06		22		H27.2.5	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22	1%値超 0 / 42	1%値超 0 / 37	1%値超 2 / 2	1%値超 7 / 9		

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(2/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
		メチルイソチオシアネート	殺虫剤	－	－	―	－	－						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 36		
要	14	メトラクロール	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	97	0.01	H22.12.21 H15からの変更なし	H21.7.30 答申済み		・食安委答申（H21.7.30） → ADI = 97	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 2	1%値超 0 / 40	1%値超 0 / 36		
他	1	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	除草剤	－	－	―	－	－			H24.10.29 答申済み		・食安委答申（H24.10.29） → ADI = 9.8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	2	2，4―DB	除草剤	未登録	－	―	－	－	0.09		審議中		・食安委検討中	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 11	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	3	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	4	MCPB	除草剤 植物成長調整剤	－	－	0.08	H15年答申	33						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 4	1%値超 0 / 8		
他	5	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	2006.12失効	－	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 77	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	6	アジムスルフロン	除草剤	－	－	0.2	H15年答申	95		H22.12.21 H15からの変更なし	H21.4.9 答申済み		・食安委答申（H21.4.9） → ADI = 95	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	7	アミトロール	除草剤	－	－	0.003	H24.3.5変更0.003←0.06	1.2		H24.3.5 評価値強化 0.003←0.06	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7） → ADI=1.2	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	8	アメトリン	除草剤	－	－	0.2	H20.12.16 変更0.2←0.003	72		H20.12.16 評価値変更 0.2←0.003	H19.9.13 答申済み		・食安委答申（H19.9.13） → ADI = 72 （ 0.2mg/L ）	1%値超 0 / 23	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.2 mg/Lとなる方向	
他	9	イナベンフィド	植物成長調整剤	2007.1失効	－	0.3	H15年答申	130						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	10	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	－	－	0.2	H15年答申	89						1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 22	1%値超 0 / 26		
他	11	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	－	－	0.04	H15年答申	16		H20.12.16 H15からの変更なし	H19.5.31 答申済み		・食安委答申（H19.5.31） → ADI = 16 （ 0.04mg/L ）	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	12	エトキシスルフロン	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	56		H25.3.19 評価値を0.1に強化 H26.1.14 変更なし	H25.10.21 答申済み		・残留農薬安全性評価委員会（ADI＝38）	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 30		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(3/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	13	エトベンザニド	除草剤	－	－	0.1	H15年答申	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 44	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	14	エンドタール	除草剤	－	－	―	－	－			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	15	オキサジアルギル	除草剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H.19.10.11 答申済み		・食安委答申（H.19.10.11） → ADI = 8	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26		
他	16	オキサミル	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26		
他	17	オキソリニック酸	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	21		H25.3.19 評価値を0.05に強化 H26.1.14 変更なし	H25.11.11 答申済み		・内閣府食品安全委員会（H23.6.30） ADI＝21	1%値超 0 / 46	1%値超 0 / 51	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	18	キザロホップエチル	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申（H21.10.22, H26.4.8） → ADI = 9	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	19	クロチアニジン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.2	H24年度末部会	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申（H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7） → ADI = 97	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 60	1%値超 2 / 69		
他	20	クロマフェノジド	殺虫剤	－	－	0.7	H15年答申	270		H20.12.16 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H24.5.24 答申済み		・食安委答申（H19.10.18） ・食安委答申（H24.5.24） → ADI = 270	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	21	クロルタールジメチル（TCTP）	除草剤	2005.9失効	－	―	－	－						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	22	クロルピリホスメチル	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	10						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	23	シクロスルファムロン	除草剤	－	－	0.08	H15年答申	30						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1		
他	24	ジクロフェンチオン（ECP）	殺虫剤	－	－	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	25	シクロプロトリン	殺虫剤	－	－	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申（H27.2.3） → ADI = 85 ・評価要請（H22.1.25）	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	26	ジクロメジン	殺菌剤	－	－	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事：H19.10.12部会）	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(4/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	27	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	－	－	0.06	H15年答申	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H29.7.4） → ADI = 36	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	28	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版 第1次追補版 変更 設定せず← 0.006		1%値超 0 / 50	1%値超 0 / 62	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	29	シノスルフロン	除草剤	2006.11失効	－	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	30	ジノテフラン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.6	H24年度末部会	220		H27.2.5	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14） → ADI = 220	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 2 / 64	1%値超 5 / 85		
他	31	ジフェノコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	－	－		H28.2.17	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 答申済み		・食安委答申（H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28） → ADI = 9.6	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 31		
他	32	シフルトリン	殺虫剤	－	－	0.05	H15年答申	20						1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	33	ジフルベンズロン	殺虫剤	－	－	0.05	H28.4.1より 0.03→ 0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず← 0.12	・食安委答申（H27.7.28） → ADI = 20	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	34	シプロコナゾール	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	9.9						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 32		
他	35	シプロジニル	殺菌剤	－	－	0.07	－	－		H25.3.19 評価値を0.07に設定	H.24.9.24 答申済み		・食安委答申（H.24.9.24） → ADI = 27	1%値超 0 / 31	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 30		
他	36	シペルメトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	50					評価要請 H29.1.25	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	37	シメコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.02	H24年度末部会	8.5		H29.1.31	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23） → ADI = 8.5	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 43	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 31		
他	38	ジメチルビンホス	殺虫剤	2006.11失効	－	0.01	H15年答申	4						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	39	シラフルオフェン	殺虫剤	－	－	0.3	H15年答申	110		H20.12.16 H15からの変更なし H24.3.5 H15からの変更なし H25.3.19 現行評価値を維持	H20.1.17 答申済み H24.2.9 審議終了、答申予定		・食安委答申（H20.1.17） →ADI＝110（0.3mg/L） ・食安委 審議（H24.2.9） →AD＝110	1%値超 0 / 3	1%値超 0 / 8	1%値超 0 / 30	1%値超 1 / 43		
他	40	シンメチリン	除草剤	2006.6失効	－	0.1	H15年答申	42						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		

※1 ( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2 薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(5/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	41	スピノサド	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	24		H25.3.19 現行評価値を維持	H22.4.8 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17） → ADI = 24 ・評価要請　H29.5.24	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　33	1%値超　0 ／　4	1%値超　0 ／　8		
他	42	セトキシジム	除草剤	－	－	0.4	H15年答申	140			H26.2.27 審議中		・評価第一部会で審議中（最近の議事：H26.2.27評価第一部会）	1%値超　0 ／　41	1%値超　0 ／　36	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	43	チアクロプリド	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　32		
他	44	チアメトキサム	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.05	H24年度末部会	18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18	1%値超　0 ／　34	1%値超　0 ／　37	1%値超　0 ／　39	1%値超　0 ／　36		
他	45	チオシクラム	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	12						1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	46	チフルザミド	殺菌剤	－	－	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26） → ADI = 14	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　44	1%値超　0 ／　48		
他	47	テクロフタラム	殺菌剤	－	－	0.1	H15年答申	58						1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	48	テトラクロルビンホス（CVMP）	殺虫剤	－	－	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み			1%値超　0 ／　32	1%値超　1 ／　37	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　23		
他	49	テトラコナゾール	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 4	1%値超　0 ／　25	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　28		
他	50	テブフェノジド	殺虫剤	－	－	0.04	H20.12.16 変更0.04←0.02	16		H20.12.16 評価値変更 0.04←0.02	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） →　ADI = 16　（ 0.04mg/L ）	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　31	1%値超　1 ／　37	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.04 mg/Lとなる方向	
他	51	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	－	－	0.01	H15年答申	5.9		H19.10.26 H22.12.21 H15から変更なし	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） ・食安委答申（H21.10.22） →　ADI = 5.9　（ 0.01mg/L ）	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　22	1%値超　0 ／　25		
他	52	トリフルミゾール	殺菌剤	－	－	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H29.1.31	H25.11.11 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H28.5.17） → ADI = 15	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　24	1%値超　0 ／　28	1%値超　0 ／　30		
他	53	トルフェンピラド	殺虫剤	－	－	0.01	H24年度末部会	5.6		H25.3.19 評価値を0.01に設定	H.16.10.7 H.19.5.31 H.23.2.10 答申済み		・食安委答申（H.17.6.30） ・食安委答申（H.19.5.31） ・食安委答申（H.23.2.10） →　ADI = 5.6	1%値超　0 ／　35	1%値超　0 ／　30	1%値超　0 ／　0	1%値超　0 ／　0		
他	54	ナプロアニリド	除草剤	2003.11失効	－	0.02	H15年答申	7					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超　0 ／　31	1%値超　0 ／　29	1%値超　0 ／　26	1%値超　0 ／　25		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(6/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	55	ニテンピラム	殺虫剤	－	－	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 530	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 31		
他	56	パクロブトラゾール	植物成長調整剤	－	－	0.05	H22.12.21 変更0.06 ←0.1	20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申（H21.4.2, H28.9.6） → ADI = 20	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	57	バリダマイシン	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 39	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	58	ビスピリバック	除草剤	－	－	0.03	H15年答申	11						1%値超 0 / 33	1%値超 2 / 33	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	59	ピメトロジン	殺虫剤	－	－	0.03	H15年答申	13		H24.3.5 H15からの変更なし	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → ADI=13	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35	1%値超 2 / 32	1%値超 3 / 44		
他	60	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	－	－	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申（H26.5.20） → ADI = 10	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 37	1%値超 1 / 38		
他	61	ピリミノバックメチル	除草剤	－	－	0.05	H24年度末部会	20		H25.3.19 評価値を0.05に緩和	H22.4.1 答申済み		・食安委答申（H22.4.1） → ADI=20	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 35		
他	62	ピリミホスメチル	殺虫剤	－	－	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ 第3版第2次追補版追加		1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	63	ピレトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	40					・評価要請（H29.4.19）	1%値超 0 / 1	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	64	フェノキサニル	－	－	－	0.02		7		H25.3.19 評価値を0.02に設定	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 6.9 ・食安委答申（H20.11.27） → ADI = 7	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	65	フェンバレレート	殺虫剤	－	－	0.04	H26.4.1より0.05→0.04	17		H26.1.14 強化	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） → ADI = 17	1%値超 0 / 36	1%値超 0 / 35	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	66	フラチオカルブ	殺虫剤	2006.1失効	－	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み			1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	67	フラメトピル	殺菌剤	－	－	0.02	H15年答申	7		H24.3.5 H15からの変更なし	H23.11.17 答申済み		・食安委答申（H23.11.17） →ADI＝7	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 47	1%値超 0 / 47		
他	68	フルアジホップ	除草剤	－	－	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H28.2.17	H27.7.7 答申済み		・食安委答申（H27.7.7） → ADI = 4.4	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 28		
他	69	プロパニル（DCPA）	除草剤	－	－	0.04	H15年答申	17						1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 15	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		

※1　（ ）内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

最近の水道水質基準項目の状況について（要検討農薬類、その他の農薬類）(7/7)

群	番号	項 目 名	用途			目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※1	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（平成30年3月現在）	検出状況※2（H29年水質測定結果）		検出状況※2（H30年水質測定結果）		課題、留意事項	その他注
						値(mg/L)		（μg/kg/日）	(mg/L)	厚科審	食安委	WHO等		浄水	原水	浄水	原水		
他	70	プロパホス	殺虫剤	2007.2失効	－	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	71	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	－	－	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19 現行評価値を維持	H25.11.11 答申済み		・食安委答申 (H25.11.11) → ADI = 21	1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 13	1%値超 0 / 14		
他	72	プロヘキサジオン	植物成長調整剤	－	－	0.5	H15年答申	180						1%値超 0 / 28	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	73	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	2006.4失効	－	0.2	H15年答申	63						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 25		
他	74	プロメトリン	除草剤	－	－	0.06	H15年答申	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申 (H27.9.8) → ADI = 30	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 27		
他	75	ペルメトリン	殺虫剤	－	－	0.1	H15年答申	48	設定せず			WHO第4版 変更 設定せず←0.3		1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	76	ベンスルタップ	殺虫剤	－	－	0.09	H15年答申	34						1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	77	ベンダイオカルブ	殺虫剤	－	－	0.009	H15年答申	4		H22.12.21 H15からの変更なし H25.3.19 評価値を強化	H21.8.27 答申済み		・食安委答申 (H21.8.27) → ADI = 3.5	1%値超 0 / 32	1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	78	ホキシム	防蟻剤	－	－	0.003	H15年答申	1.2					・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	79	ボスカリド	殺菌剤	－	－	0.1	H24年度 末部会	44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44	1%値超 0 / 18	1%値超 0 / 17	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 32		
他	80	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤、殺虫殺菌剤	－	－	―	－	－						1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	81	メタミドホス	殺虫剤	未登録	－	0.002	H20.12.16 変更0.002 ←0.01	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56	1%値超 0 / 26	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 14	1%値超 0 / 12	・厚生科学審議会生活環境水道部会（平成20年12月16白）で審議。基準値は0.002 mg/Lとなる方向	
他	82	メチルイソシアネート	殺虫剤	－	－	0.006	H15年答申	2.5						1%値超 0 / 33	1%値超 0 / 29	1%値超 0 / 0	1%値超 0 / 0		
他	83	モノクロトホス	殺虫剤	－	－	0.002	H15年答申	0.6						1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 24	1%値超 0 / 23		
他	84	リニュロン	除草剤	－	－	0.02	H15年答申	7.7						1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 27	1%値超 0 / 30	1%値超 0 / 29	・【H17】検出レベルは1～10%(湖沼水)	

※1　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　薄黄：浄水の1地点以上で1%超過

3. 水道水質関連調査及び簡易専用水道の管理に関する調査の集計

3-1. 水道水質の被害状況等調査

3-1-1. 水質汚染事故による水道の被害状況

水質汚染事故による水道の被害状況を表 3-1～表 3-3、図 3-1～図 3-4 に示す。

表 3-1　水質汚染事故による被害を受けた水道事業者等の経年変化

	平成26		平成27		平成28		平成29		平成30		平　均	
上水道	46	(0)	91	(1)	75	(1)	118	(6)	97	(2)	85	(2)
簡易水道	8	(1)	5	(2)	16	(6)	2	(0)	2	(1)	7	(2)
専用水道	8	(3)	17	(1)	18	(2)	22	(4)	7	(0)	14	(2)
水道用水供給	29	(1)	19	(1)	24	(5)	31	(1)	48	(0)	30	(2)
合　計	91	(5)	132	(5)	133	(14)	133	(11)	154	(3)	129	(8)

表 3-2　水質汚染事故による被害を受けた水源数（平成 30 年度）

区　分	上水道				簡易水道				専用水道				用水供給				合　計				
	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	表流水	伏流水	地下水	他	計
北海道	2										3		1				3		3		6
東北	5												1				6				6
関東	6	1					1		1		1		7				14	1	2		17
中部	6								1								7				7
近畿	11	2	1										5				16	2	1		19
中国	1												2				3				3
四国	1						1										1		1		2
九州	5										1						5		1		6
沖縄													3				3				3
小　計	37	3	1				2		2		5		19				58	3	8		69
合　計	41(97)				2(2)				7(7)				19(48)				69(154)				

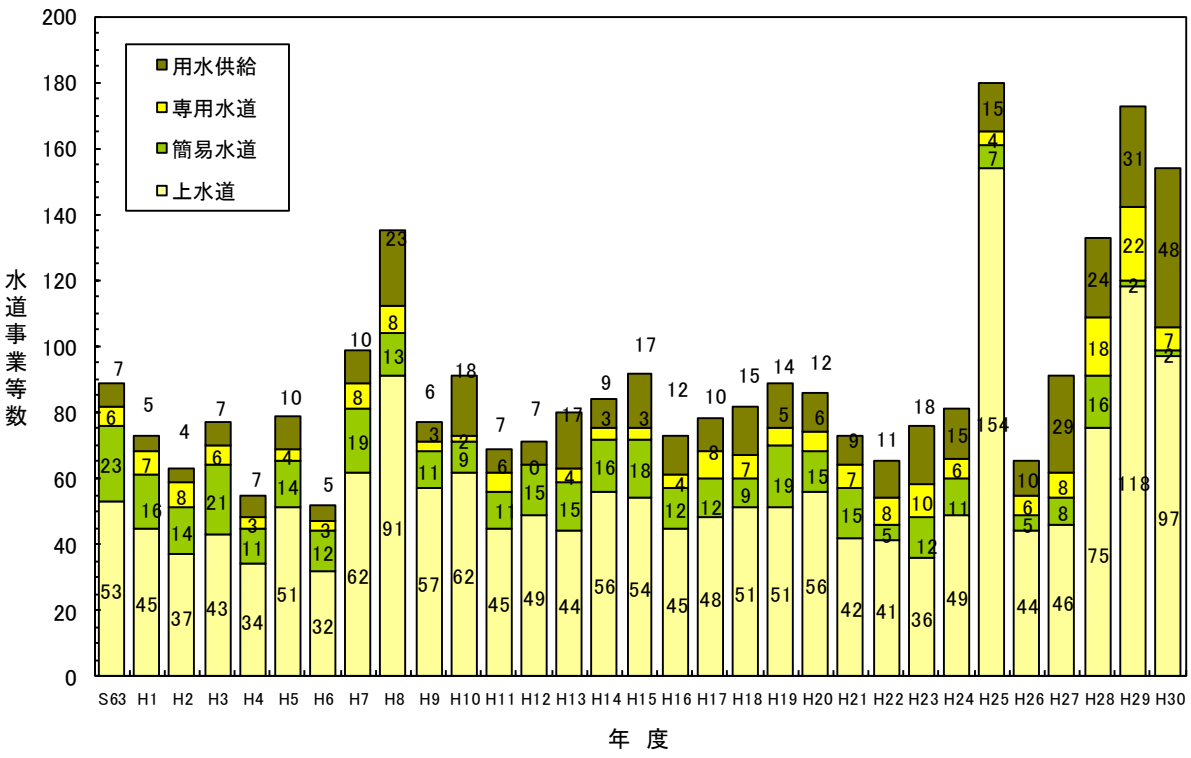

図 3-1　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化

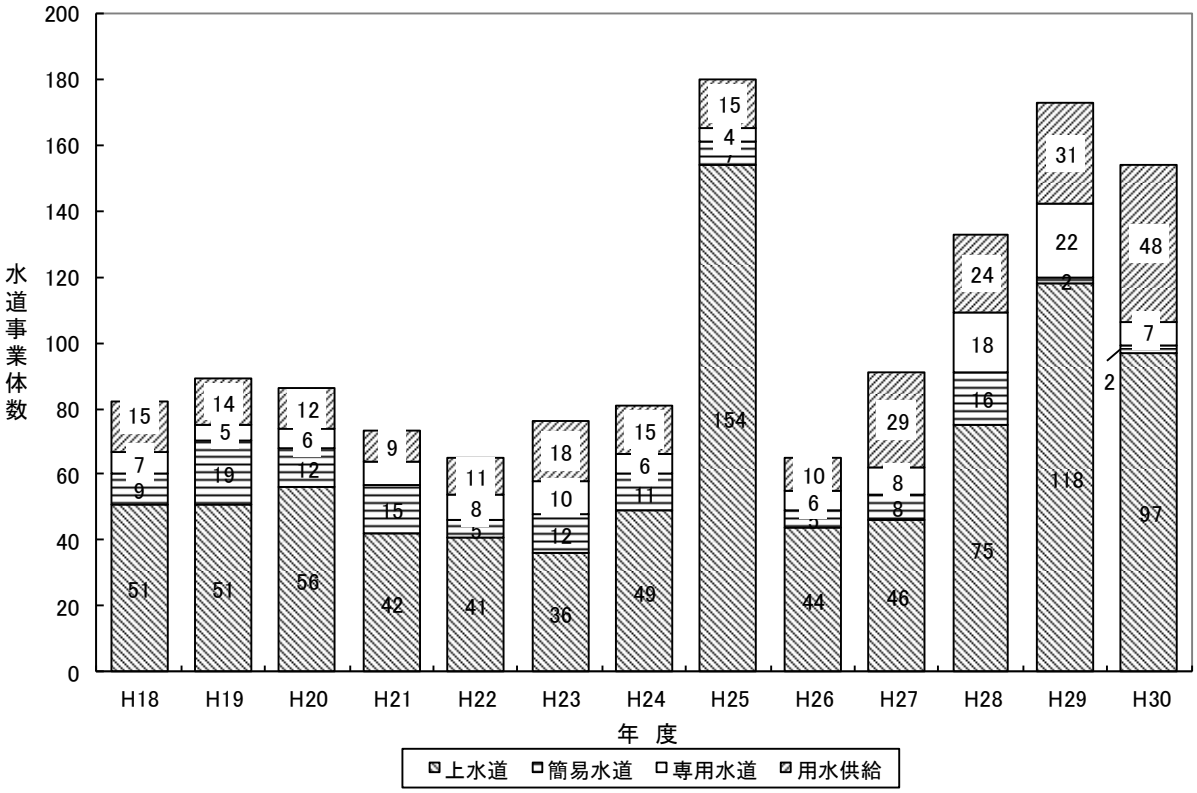

図 3-2　水質汚染事故により被害を受けた水道事業者等の経年変化（近年）

表 3-3　水質汚染項目別水質汚染事故件数の経年変化

汚染原因物質	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
油類	40	44.0%	76	57.6%	61	45.9%	106	61.3%	107	69.5%
有機物	4	4.4%	5	3.8%	2	1.5%	5	2.9%	5	3.2%
濁度	8	8.8%	10	7.6%	22	16.5%	19	11.0%	9	5.8%
臭気	3	3.3%	6	4.5%	4	3.0%	1	0.6%	4	2.6%
ｐＨ	1	1.1%	2	1.5%	1	0.8%	0	0.0%	1	0.6%
農薬	0	0.0%	2	1.5%	5	3.8%	1	0.6%	1	0.6%
無機物	3	3.3%	1	0.8%	1	0.8%	2	1.2%	2	1.3%
界面活性剤	0	0.0%	1	0.8%	1	0.8%	6	3.5%	4	2.6%
色度	2	2.2%	0	0.0%	2	1.5%	0	0.0%	0	0.0%
硝酸態窒素	1	1.1%	0	0.0%	2	1.5%	3	1.7%	1	0.6%
アンモニア態窒素	20	22.0%	19	14.4%	13	9.8%	11	6.4%	5	3.2%
塩素イオン	0	0.0%	1	0.8%	2	1.5%	2	1.2%	2	1.3%
その他	9	9.9%	9	6.8%	17	12.8%	17	9.8%	13	8.4%
合　計	91		132		133		173		154	

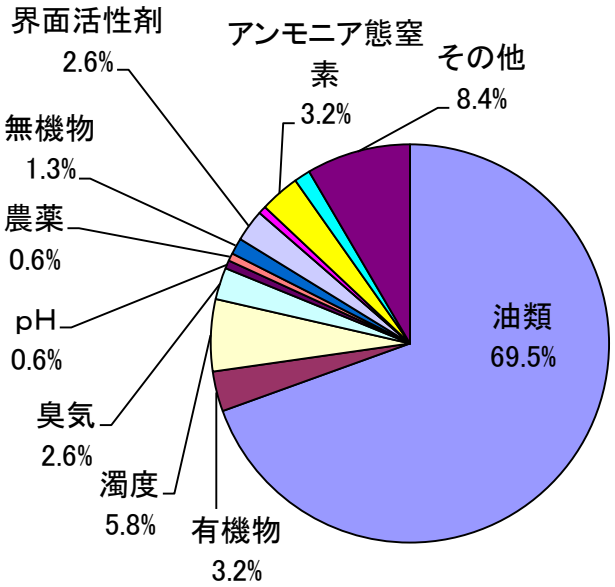

図 3-3　水質汚染事故における水質汚染項目（平成 30 年度、全 154 事業者）

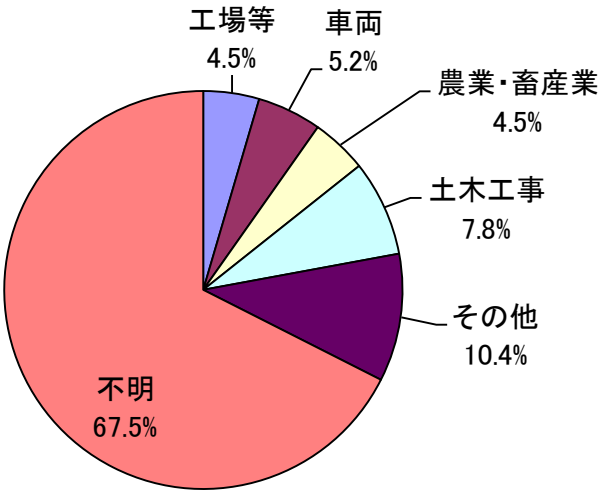

図 3-4　水質汚染事故の汚染原因（平成 30 年度、全 154 事業者）

3-1-2. 異臭味等による水道の被害状況

異臭味等による水道の被害状況を表 3-4、図 3-5～図 3-6 に示す。

表 3-4　水道における異臭味の障害の発生状況

地 域	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2	被害事業者数※1	被害人口(千人)※2
北海道	0	0	4	184	5	0	4	0	5	0
東 北	5	127	5 (1)	0	7 (1)	7	5	7	10 (2)	45
関 東	26 (3)	846	49 (19)	26	60 (21)	297	39 (11)	792	53 (20)	185
中 部	3	0	11 (2)	459	10 (4)	49	6 (3)	118	10 (5)	245
近 畿	18 (2)	572	12	76	19 (2)	118	30 (4)	381	19 (4)	514
中 国	14 (3)	539	16 (2)	340	17 (2)	341	18 (2)	413	17 (3)	316
四 国	3	320	7 (1)	56	6	10	3	204	8 (1)	370
九 州	13	432	10	214	11	36	13	66	7	0
計	82 (8)	2,836	114 (25)	1,355	135 (30)	858	118 (20)	1,981	129 (35)	1,675

注) ※1. 被害事業者数には原水のみに異臭味が発生し、浄水では被害が発生していない事業者を含む。また、被害事業者数の( )内の数字は、水道用水供給事業の数を内数で表したものである。

※2. 被害人口とは、浄水で1日以上、異臭味による被害が発生した浄水場の給水人口である。また、被害人口は、百の位を四捨五入し、千人単位で表示しているため、各ブロックの総計と計の数は必ずしも一致しない。

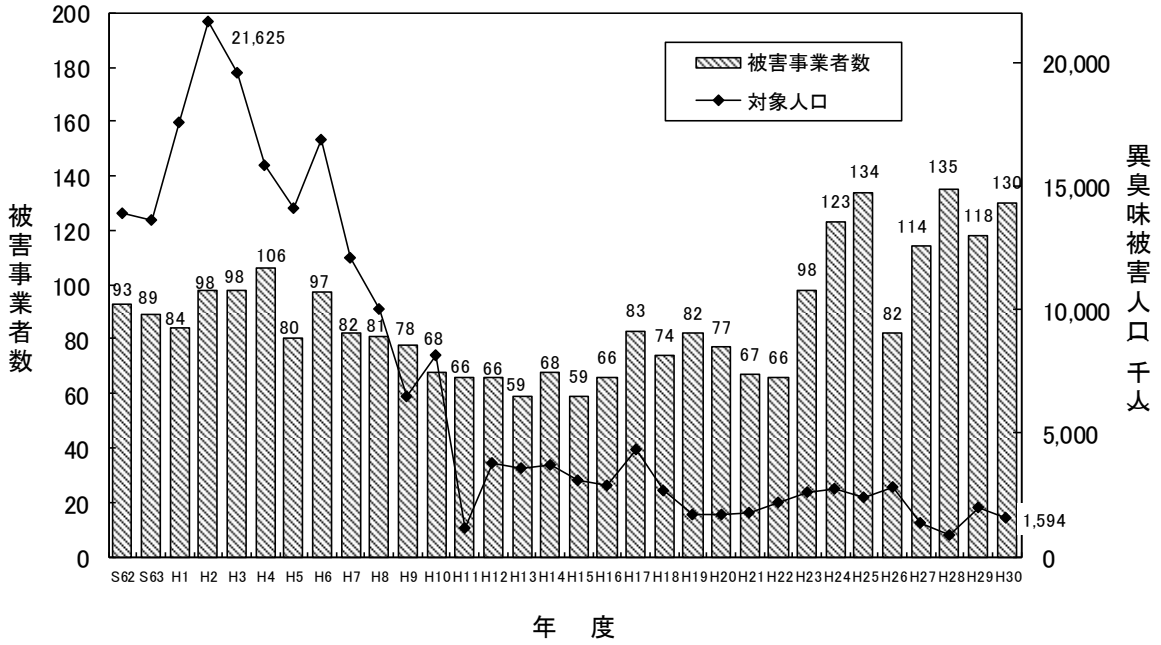

図 3-5　水道における異臭味障害の発生状況経年変化

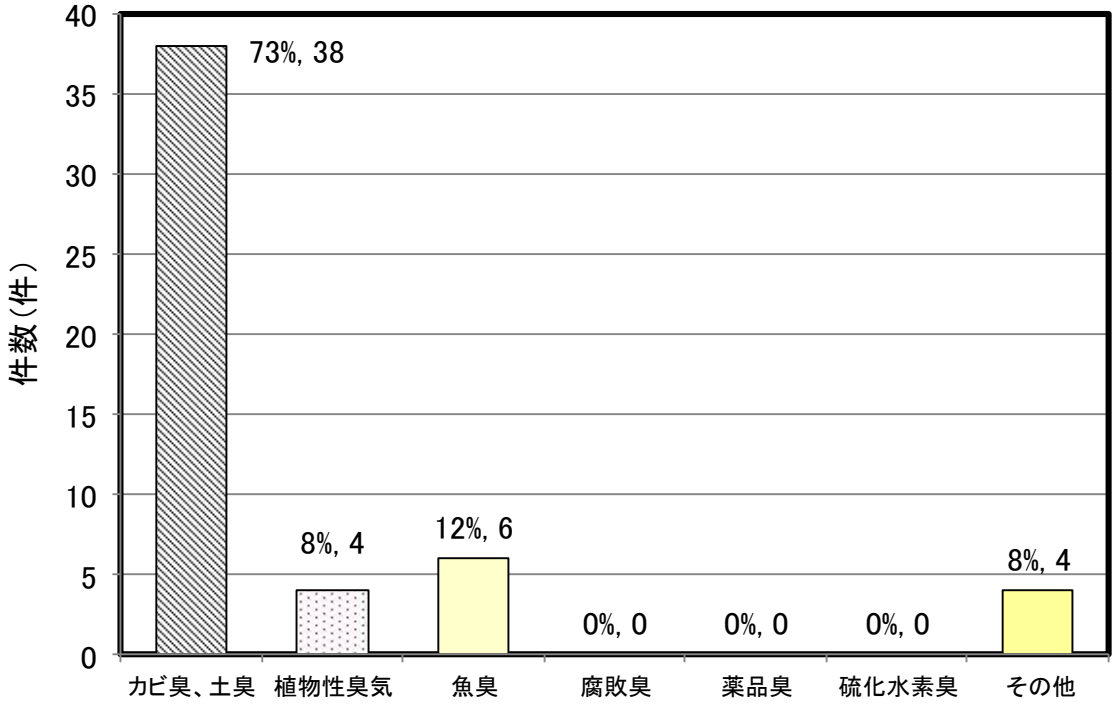

図 3-6　浄水における異臭味被害の種類別内訳（平成 30 年度、全 43 件）

注） 43 件に対する異臭味の種類別割合。被害別に該当する異臭味項目を選択(複数回答あり)。

3-2. クリプトスポリジウム等対策実施状況調査

クリプトスポリジウム等対策実施状況調査結果を表 3-5～表 3-8 に示す。

表 3-5　対策指針に基づく予防対策の実施状況（平成 30 年 3 月末現在）

	水道事業		専用水道	合計	（参考）H30年3月末時点
	上水道用水供給	簡易水道			
調査対象浄水施設数	8,369	4,971	6,795	20,135	20,326
給水人口（人）	121,311,861	2,458,015	394,394	124,164,270	124,312,413
レベル4施設数	2,307 (28%)	1,540 (31%)	303 (4%)	4,150 (21%)	4,171 (21%)
対応済みの浄水施設数	2,155	1,251	254	3,660	3,630
対策施設を検討中の浄水施設数	152 [16]	289 [29]	49 [10]	490 [55]	541 [74]
給水人口（人）	232,431 (0.2%)	90,744 (3.7%)	9,521 (2.4%)	332,696 (0.3%)	303,837 (0.2%)
レベル3施設数	2,062 (25%)	1,112 (22%)	370 (5%)	3,544 (18%)	3,473 (17%)
対応済みの浄水施設数（ろ過）	831	411	166	1,408	1,481
対応済みの浄水施設数（紫外線照射）	304	44	41	389	205
対策施設を検討中の浄水施設数	927 [123]	657 [58]	163 [15]	1,747 [197]	1,730 [267]
給水人口（人）	2,524,685 (2%)	223,999 (9%)	33,137 (8%)	2,781,821 (2%)	2,845,341 (2%)
レベル2施設数	1,578 (19%)	908 (18%)	1,541 (23%)	4,027 (20%)	4,108 (20%)
レベル1施設数	2,252 (27%)	893 (18%)	3,954 (58%)	7,099 (35%)	7,044 (35%)
レベル不明施設数	170 (2%)	518 (10%)	627 (9%)	1,315 (7%)	1,530 (8%)

表 3-6　都道府県別対応状況（施設数）

都道府県	調査対象浄水施設(A)	対応の必要な浄水施設数(B)	B/A(%)	対応済みの浄水施設数(C)	C/B(%)	対策施設設置等検討中の浄水施設数(D)	D/B(%)
北海道	1,015	424	41.8%	323	76.2%	101	23.8%
青森県	248	74	29.8%	59	79.7%	15	20.3%
岩手県	428	223	52.1%	181	81.2%	42	18.8%
宮城県	246	111	45.1%	89	80.2%	22	19.8%
秋田県	367	167	45.5%	106	63.5%	61	36.5%
山形県	226	105	46.5%	77	73.3%	28	26.7%
福島県	518	188	36.3%	110	58.5%	78	41.5%
茨城県	427	74	17.3%	62	83.8%	12	16.2%
栃木県	500	107	21.4%	53	49.5%	54	50.5%
群馬県	552	181	32.8%	104	57.5%	77	42.5%
埼玉県	483	95	19.7%	85	89.5%	10	10.5%
千葉県	954	86	9.0%	69	80.2%	17	19.8%
東京都	298	67	22.5%	60	89.6%	7	10.4%
神奈川県	467	86	18.4%	56	65.1%	30	34.9%
新潟県	644	256	39.8%	141	55.1%	115	44.9%
富山県	302	77	25.5%	49	63.6%	28	36.4%
石川県	282	62	22.0%	38	61.3%	24	38.7%
福井県	248	112	45.2%	50	44.6%	62	55.4%
山梨県	528	175	33.1%	77	44.0%	98	56.0%
長野県	882	383	43.4%	192	50.1%	191	49.9%
岐阜県	665	322	48.4%	232	72.0%	90	28.0%
静岡県	907	245	27.0%	116	47.3%	129	52.7%
愛知県	438	125	28.5%	124	99.2%	1	0.8%
三重県	359	162	45.1%	103	63.6%	59	36.4%
滋賀県	183	96	52.5%	78	81.3%	18	18.8%
京都府	388	216	55.7%	189	87.5%	27	12.5%
大阪府	244	56	23.0%	53	94.6%	3	5.4%
兵庫県	500	345	69.0%	287	83.2%	58	16.8%
奈良県	253	148	58.5%	94	63.5%	54	36.5%
和歌山県	198	137	69.2%	130	94.9%	7	5.1%
鳥取県	361	89	24.7%	22	24.7%	67	75.3%
島根県	302	181	59.9%	164	90.6%	17	9.4%
岡山県	247	169	68.4%	141	83.4%	28	16.6%
広島県	348	206	59.2%	178	86.4%	28	13.6%
山口県	238	131	55.0%	97	74.0%	34	26.0%
徳島県	231	126	54.5%	83	65.9%	43	34.1%
香川県	121	88	72.7%	64	72.7%	24	27.3%
愛媛県	423	248	58.6%	203	81.9%	45	18.1%
高知県	333	170	51.1%	135	79.4%	35	20.6%
福岡県	547	137	25.0%	130	94.9%	7	5.1%
佐賀県	191	76	39.8%	65	85.5%	11	14.5%
長崎県	645	301	46.7%	220	73.1%	81	26.9%
熊本県	663	123	18.6%	75	61.0%	48	39.0%
大分県	504	185	36.7%	106	57.3%	79	42.7%
宮崎県	286	177	61.9%	118	66.7%	59	33.3%
鹿児島県	867	330	38.1%	222	67.3%	108	32.7%
沖縄県	78	52	66.7%	47	90.4%	5	9.6%
合計	20,135	7,694	38.2%	5,457	70.9%	2,237	29.1%

表 3-7　クリプトスポリジウム等対応状況（給水人口）

都道府県	現在給水人口(A)	対応不要又は対応済みの浄水施設人口(B)	B/A(%)	対策施設設置等検討中の浄水人口(C)	C/A(%)
北海道	5,205,284	5,089,675	97.8%	115,609	2.2%
青森県	1,236,081	1,222,509	98.9%	13,572	1.1%
岩手県	1,170,162	1,137,595	97.2%	32,567	2.8%
宮城県	2,282,001	2,264,437	99.2%	17,564	0.8%
秋田県	899,750	857,703	95.3%	42,047	4.7%
山形県	1,087,004	1,073,157	98.7%	13,847	1.3%
福島県	1,760,200	1,730,051	98.3%	30,149	1.7%
茨城県	2,728,400	2,672,833	98.0%	55,567	2.0%
栃木県	1,893,395	1,588,388	83.9%	305,007	16.1%
群馬県	1,974,237	1,826,396	92.5%	147,841	7.5%
埼玉県	7,293,662	7,235,032	99.2%	58,630	0.8%
千葉県	5,962,748	5,957,022	99.9%	5,726	0.1%
東京都	13,785,072	13,784,224	100.0%	848	0.0%
神奈川県	9,149,906	9,034,814	98.7%	115,092	1.3%
新潟県	2,238,853	2,173,346	97.1%	65,507	2.9%
富山県	979,743	966,473	98.6%	13,270	1.4%
石川県	1,129,340	1,125,483	99.7%	3,857	0.3%
福井県	759,109	725,710	95.6%	33,399	4.4%
山梨県	819,661	786,602	96.0%	33,059	4.0%
長野県	2,037,954	1,876,981	92.1%	160,973	7.9%
岐阜県	1,913,075	1,834,923	95.9%	78,152	4.1%
静岡県	3,623,496	3,495,325	96.5%	128,171	3.5%
愛知県	7,510,745	7,510,742	100.0%	3	0.0%
三重県	1,820,952	1,681,334	92.3%	139,618	7.7%
滋賀県	1,411,277	1,330,199	94.3%	81,078	5.7%
京都府	2,587,381	2,577,153	99.6%	10,228	0.4%
大阪府	8,818,265	8,804,635	99.8%	13,630	0.2%
兵庫県	5,476,673	5,368,746	98.0%	107,927	2.0%
奈良県	1,330,985	1,240,460	93.2%	90,525	6.8%
和歌山県	953,872	934,574	98.0%	19,298	2.0%
鳥取県	554,837	523,438	94.3%	31,399	5.7%
島根県	662,710	653,404	98.6%	9,306	1.4%
岡山県	1,884,892	1,773,663	94.1%	111,229	5.9%
広島県	2,682,138	2,640,160	98.4%	41,978	1.6%
山口県	1,283,064	1,181,999	92.1%	101,065	7.9%
徳島県	717,488	657,919	91.7%	59,569	8.3%
香川県	955,903	934,662	97.8%	21,241	2.2%
愛媛県	1,292,360	1,210,087	93.6%	82,273	6.4%
高知県	668,237	614,048	91.9%	54,189	8.1%
福岡県	4,818,195	4,803,164	99.7%	15,031	0.3%
佐賀県	789,724	783,988	99.3%	5,736	0.7%
長崎県	1,321,404	1,263,466	95.6%	57,938	4.4%
熊本県	1,543,270	1,303,317	84.5%	239,953	15.5%
大分県	1,051,107	948,200	90.2%	102,907	9.8%
宮崎県	1,056,551	1,016,554	96.2%	39,997	3.8%
鹿児島県	1,603,473	1,407,791	87.8%	195,682	12.2%
沖縄県	1,439,634	1,427,371	99.1%	12,263	0.9%
合計	124,164,270	121,049,753	97.5%	3,114,517	2.5%

表 3-8　水道におけるクリプトスポリジウム等検出状況と対応の事例（給水停止等の対応を行ったもの）

年度	件数	都道府県 市町村	種別	浄水処理	長期的対応	備考
平成8年度	1	埼玉県 越生町	上水道	急速ろ過処理	膜ろ過施設設置	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 住民14,000人のうち8,800人が感染。
平成9年度	2	鳥取県 鳥取市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成10年度	2	福井県 永平寺町	簡易水道	急速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 夢前町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成11年度	1	山形県 朝日村	上水道	塩素処理のみ	広域用水供給事業から受水	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成12年度	3	青森県 三戸町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		沖縄県 名護市	小規模 水道	簡易ろ過及び 塩素処理	上水道事業に併合	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 平泉町	簡易水道	塩素処理のみ	水源変更、急速ろ過施設設置	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成13年度	5	愛媛県 今治市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岩手県 釜石市	簡易水道	緩速ろ過処理	浄水処理管理強化	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		兵庫県 山崎町	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		鹿児島県 財部町	上水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置予定	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 北条市	上水道	急速ろ過、活 性炭処理	ろ材入替、浄水処理管理強 化を予定	浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成14年度	1	山形県 新庄市	簡易水道	塩素処理のみ	応急対策として膜処理装置 設置、長期的には上水道事 業と統合予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成15年度	2	大分県 別府市	上水道	塩素処理のみ	当該水源は使用中止	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		山形県 米沢市	小規模 水道	塩素処理のみ	応急対策として膜ろ過施設 設置、長期的には水源変更	浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成16年度	1	兵庫県 宝塚市	上水道	急速ろ過処理	安全確認迄の間飲用制限、 浄水処理管理強化を実施	原水及び浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成17年度	0	該当なし				
平成18年度	1	大阪府 能勢町	簡易水道	急速ろ過	濁度計を設置し常時濁度管理 を徹底	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成19年度	2	富山県 富山市	簡易水道	塩素処理のみ	上水道事業に併合	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		富山県 高岡市	簡易水道	急速ろ過 (濁度管理不可)	紫外線処理施設設置予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成20年度	1	山形県 村山市	簡易水道	塩素処理のみ	膜ろ過施設設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成21年度	0	該当なし				
平成22年度	2	富山県 南砺市	専用水道	塩素処理のみ	紫外線処理施設の設置ある いは隣接簡易水道への切り 替え	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 成田市	小規模貯 水槽水道	―	貯水槽を更新	給水栓水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検 出。 小規模貯水槽水道の利用者43人のうち28人が 体調不良。4人がジアルジアに感染。
平成23年度	1	長野県 伊那市	簡易水道	急速ろ過		原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成24年度	1	群馬県	用水給水	急速ろ過		浄水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成25年度	3	北海道 島牧村	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		東京都 八王子市	専用水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化、危機管理マニュア	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成26年度	4	北海道 島牧村	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設設置	原水及び浄水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		岐阜県	専用水道	急速ろ過	濁度管理強化	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑ及びｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 伊那市	簡易水道	塩素消毒のみ	紫外線照射設備の設置	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	飲料水供給施設	塩素消毒のみ	飲料水供給施設の統合	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
平成27年度	0	該当なし				
平成28年度	4	長野県 箕輪町	簡易水道	塩素消毒のみ	深井戸への水源切替	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出 感染症患者なし。
		長野県 辰野町	簡易水道	塩素消毒のみ	膜ろ過施設の設置	原水からｸﾘﾌﾟﾄｽﾎﾟﾘｼﾞｳﾑを検出。 感染症患者なし。
		千葉県 千葉市	専用水道	沈砂、塩素消毒	検討中	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
		愛媛県 大洲市	簡易水道	緩速ろ過	高感度濁度計を設置予定	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成29年度	1	鹿児島県 長島町	簡易水道	塩素消毒のみ	応急対策として別水源から取水、 長期的には紫外線照射設備を検 討	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成30年度	1	山形県 村山市	上水道	塩素消毒のみ	当面、用水供給事業者からの受 水に切替 既設水源の廃止について検討	原水からｼﾞｱﾙｼﾞｱを検出。 感染症患者なし。
平成31年度 （令和元年度）	0	該当無し				
計	39					

3-3. 貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査

貯水槽水道及び飲用井戸に係る衛生管理状況調査結果を表 3-9～表 3-19、図 3-7～図 3-12 に示す。

表 3-9　簡易専用水道、小規模受水槽水道の検査における不適合内容

			平成30
施設数			207,895
検査実施施設数			162,128
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**4,422**
	受水槽	受水槽本体の状態	5,494
		受水槽上部の状態	2,556
		受水槽内部の状態	4,639
		マンホールの状態	7,918
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	3,025
		通気管の状態	4,046
		水抜き管の状態	3,550
		計	**31,228**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	3,029
		高置水槽上部の状態	667
		高置水槽内部の状態	2,925
		マンホールの状態	5,002
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	1,699
		通気管の状態	4,611
		水抜き管の状態	555
		計	**18,488**
	他	**給水管等の状態**	**451**
水質検査		臭気	17
		味	9
		色	82
		色度	31
		濁度(濁りを含む)	259
		残留塩素	187
		計	**585**
書類の整備保存の状況			**10,950**

			平成30
施設数			728,066
検査実施施設数			27,755
施設の外観検査		**水槽の周囲の状態**	**639**
	受水槽	受水槽本体の状態	593
		受水槽上部の状態	306
		受水槽内部の状態	1,145
		マンホールの状態	1,537
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	754
		通気管の状態	641
		水抜き管の状態	644
		計	**5,620**
	高置水槽	高置水槽本体の状態	333
		高置水槽上部の状態	90
		高置水槽内部の状態	342
		マンホールの状態	788
		ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ管の状態	295
		通気管の状態	572
		水抜き管の状態	78
		計	**2,498**
	他	**給水管等の状態**	**63**
水質検査		臭気	8
		味	9
		色	7
		色度	35
		濁度(濁りを含む)	32
		残留塩素	93
		計	**184**
書類の整備保存の状況			**2,406**

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設である。
　割合は、検査実施施設に対する割合（複数回答）

水槽周辺の状態	**4,422**
受水槽	**31,228**
高置水槽	**18,488**
給水管等の状態	**451**
水質検査	**585**
書類の整備・保存の状況	**10,950**
その他	**1,841**
延べ不適合数	**67,965**

水槽周辺の状態	**639**
受水槽	**5,620**
高置水槽	**2,498**
給水管等の状態	**63**
水質検査	**184**
書類の整備・保存の状況	**2,406**
その他	**307**
延べ不適合数	**11,717**

表 3-10　簡易専用水道の設置状況及び検査実施状況

		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
検査対象施設数		213,386	208,798	207,260	207,687	207,895
検査実施施設数		163,019	163,482	162,543	163,408	162,128
	受検率	76.4%	78.3%	78.4%	78.7%	78.0%

表 3-11　簡易専用水道の検査における不適合内容

			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
検査指摘施設数			39,440	38,903	37,943	37,180	37,819
	検査指摘率		24.2%	23.8%	23.3%	22.8%	23.3%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	11.8%	11.5%	11.3%	11.6%	11.7%
	受水槽	受水槽本体の状態	15.8%	15.3%	14.4%	14.0%	14.5%
		受水槽上部の状態	7.5%	7.1%	7.8%	6.8%	6.8%
		受水槽内部の状態	11.9%	12.0%	12.5%	12.4%	12.3%
		マンホールの状態	20.5%	20.7%	20.4%	20.8%	20.9%
		オーバーフロー管の状態	7.9%	8.1%	8.1%	7.8%	8.0%
		通気管の状態	11.3%	11.5%	11.3%	10.7%	10.7%
		水抜き管の状態	9.9%	10.0%	9.8%	9.6%	9.4%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	9.1%	8.5%	8.0%	7.7%	8.0%
		高置水槽上部の状態	1.9%	1.8%	2.0%	2.0%	1.8%
		高置水槽内部の状態	7.5%	7.5%	7.4%	7.6%	7.7%
		マンホールの状態	14.2%	13.6%	12.6%	12.9%	13.2%
		オーバーフロー管の状態	5.0%	4.8%	4.7%	4.3%	4.5%
		通気管の状態	13.3%	13.3%	13.1%	12.9%	12.2%
		水抜き管の状態	2.0%	2.1%	2.0%	1.5%	1.5%
	他	給水管等の状態	1.1%	1.2%	1.2%	1.0%	1.2%
水質検査		臭気	0.07%	0.03%	0.01%	0.03%	0.04%
		味	0.06%	0.01%	0.00%	0.02%	0.02%
		色	0.08%	0.05%	0.05%	0.01%	0.22%
		色度	0.09%	0.10%	0.12%	0.24%	0.08%
		濁度(濁りを含む)	0.10%	0.14%	0.10%	0.23%	0.68%
		残留塩素	0.5%	0.6%	0.9%	0.5%	0.5%
書類の整備保存の状況			33.0%	35.1%	28.5%	26.9%	29.0%

※1：上表の検査指摘施設数は、検査機関から上記２３項目についての指摘を受けた施設である。

※2：検査指摘率は、検査実施施設数に対する検査指摘施設数の割合

検査項目別の指摘率は、検査指摘施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-12　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
報告施設数			575	732	1,167	1,831	2,102
	報告率		0.4%	0.4%	0.7%	1.1%	1.3%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	17.0%	19.8%	9.6%	5.4%	5.2%
	受水槽	受水槽本体の状態	37.9%	36.1%	23.4%	15.2%	11.2%
		受水槽上部の状態	10.4%	16.7%	7.8%	5.0%	3.2%
		受水槽内部の状態	48.2%	51.5%	45.4%	23.4%	24.4%
		マンホールの状態	35.5%	34.4%	24.1%	14.2%	11.9%
		オーバーフロー管の状態	9.4%	9.3%	14.6%	3.9%	2.8%
		通気管の状態	13.7%	15.2%	10.3%	6.9%	5.0%
		水抜き管の状態	8.0%	8.1%	5.0%	4.6%	1.8%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	20.3%	21.3%	9.8%	7.8%	7.6%
		高置水槽上部の状態	3.5%	4.8%	1.5%	1.8%	1.0%
		高置水槽内部の状態	15.1%	20.4%	18.0%	12.5%	10.8%
		マンホールの状態	18.8%	23.8%	13.1%	9.0%	9.6%
		オーバーフロー管の状態	5.0%	6.6%	3.6%	2.3%	1.6%
		通気管の状態	12.7%	16.3%	9.7%	6.8%	5.7%
		水抜き管の状態	1.6%	2.2%	0.9%	0.7%	0.2%
	他	給水管等の状態	1.9%	4.5%	4.1%	1.5%	1.0%
水質検査		臭気	0.2%	0.0%	0.0%	0.1%	0.2%
		味	0.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.1%
		色	4.9%	0.5%	0.4%	0.1%	0.2%
		色度	0.9%	1.2%	0.6%	0.5%	0.4%
		濁度(濁りを含む)	0.5%	0.5%	0.3%	0.1%	0.1%
		残留塩素	14.6%	12.0%	9.6%	6.2%	5.0%
書類の整備保存の状況			17.7%	23.0%	15.8%	15.5%	11.6%

表 3-13　簡易専用水道の検査において「特に衛生上問題があった」ために報告された内容

		平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
報告施設数		575	732	1,167	1,831	2,102
	報告率	0.4%	0.4%	0.7%	1.1%	1.3%
内訳	汚水槽その他排水設備から水槽に汚水若しくは排水が流入し、又はそのおそれがある場合	15.5%	14.3%	12.3%	7.4%	6.9%
	水槽内に動物等の死骸がある場合	4.7%	3.8%	4.2%	2.9%	3.4%
	給水栓における水質の検査において、異常が認められる場合	15.3%	13.7%	9.0%	5.4%	9.6%
	水槽の上部が清潔に保たれず、又はマンホール面が槽上面から衛生上有効に立ち上がっていないため、汚水等が水槽に流入するおそれがある場合	6.1%	6.6%	4.5%	4.3%	2.9%
	マンホール、通気管等が著しく破損し、又は汚水若しくは雨水が水槽に流入するおそれがある場合	61.2%	50.3%	36.1%	28.6%	27.8%
	その他検査者が水の供給について特に衛生上問題があると認める場合	12.2%	20.4%	34.0%	20.2%	23.0%

注：上表の報告対象施設数は、平成15年7月23日付け厚生労働省告示第262号の規定に基づき、特に衛生上問題があると認められたため、検査機関の助言を受け設置者より行政庁へ報告の措置が行われた施設数である。

・報告率は、報告施設数が判明している都道府県等の検査実施施設数に対する報告の措置が行われた施設数の割合

・内訳別の報告率は報告施設数に対する割合（複数回答あり）

表 3-14　簡易専用水道における行政立入検査・指導数（平成 30 年度）

	立入検査件数	改善指導件数		
		口頭指導	文書指導	改善命令
都道府県	1,152	344	244	8
保健所設置市	3,541	474	399	1
特別区	145	25	26	0
合計	4,838	843	669	9

表 3-15　簡易専用水道の設置状況及び検査（平成 30 年度）

（都道府県（町村のみ））

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
北海道	629	319	50.7
青森県	181	161	89.0
岩手県	231	197	85.3
宮城県	525	368	70.1
秋田県	75	63	84.0
山形県	88	66	75.0
福島県	490	274	55.9
茨城県	330	255	77.3
栃木県	291	193	66.3
群馬県	398	267	67.1
埼玉県	595	490	82.4
千葉県	260	221	85.0
東京都	2,640	2,634	99.8
神奈川県	794	635	80.0
新潟県	175	129	73.7
富山県	38	34	89.5
石川県	109	66	60.6
福井県	92	73	79.3
山梨県	190	42	22.1
長野県	417	364	87.3
岐阜県	208	188	90.4
静岡県	459	365	79.5
愛知県	513	361	70.4
三重県	108	90	83.3
滋賀県	86	64	74.4
京都府	204	191	93.6
大阪府	225	183	81.3
兵庫県	285	257	90.2
奈良県	286	179	62.6
和歌山県	184	164	89.1
鳥取県	72	69	95.8
島根県	47	44	93.6
岡山県	101	98	97.0
広島県	210	191	91.0
山口県	27	25	92.6
徳島県	187	101	54.0
香川県	203	164	80.8
愛媛県	127	88	69.3
高知県	74	72	97.3
福岡県	240	164	68.3
佐賀県	152	149	98.0
長崎県	132	117	88.6
熊本県	174	125	71.8
大分県	38	36	94.7
宮崎県	117	91	77.8
鹿児島県	117	117	100.0
沖縄県	672	245	36.5
合計	13,796	10,789	78.2

本表は全市、特別区を除いた
各都道府県の検査実績を示す。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

（保健所設置市）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
札幌市	3,321	2,642	79.6
函館市	438	347	79.2
小樽市	231	215	93.1
旭川市	444	300	67.6
青森市	441	374	84.8
八戸市	237	229	96.6
盛岡市	816	565	69.2
仙台市	3,805	3,242	85.2
秋田市	520	435	83.7
郡山市	725	540	74.5
いわき市	479	323	67.4
宇都宮市	1,162	770	66.3
前橋市	577	355	61.5
高崎市	602	401	66.6
さいたま市	2,858	1,905	66.7
川越市	1,072	582	54.3
越谷市	475	308	64.8
千葉市	1,600	1,266	79.1
船橋市	1,041	801	76.9
柏市	583	519	89.0
八王子市	722	621	86.0
町田市	450	418	92.9
横浜市	6,537	6,107	93.4
川崎市	2,741	2,452	89.5
相模原市	1,121	1,017	90.7
横須賀市	474	431	90.9
藤沢市	895	655	73.2
茅ヶ崎市	264	222	84.1
新潟市	1,517	1,409	92.9
富山市	480	426	88.8
金沢市	512	492	96.1
長野市	503	436	86.7
岐阜市	430	409	95.1
静岡市	1,749	1,344	76.8
浜松市	1,064	966	90.8
名古屋市	5,260	4,701	89.4
豊橋市	584	322	55.1
岡崎市	603	405	67.2
豊田市	612	471	77.0
四日市市	263	0	0.0
大津市	712	518	72.8
京都市	3,610	3,174	87.9
大阪市	7,557	6,061	80.2
堺市	1,242	1,082	87.1
豊中市	756	650	86.0
高槻市	274	251	91.6
枚方市	810	575	71.0
東大阪市	885	709	80.1
神戸市	2,628	2,070	78.8
姫路市	1,153	1,092	94.7
尼崎市	1,135	704	62.0
西宮市	1,345	1,170	87.0
奈良市	675	583	86.4
和歌山市	687	633	92.1
岡山市	1,205	1,069	88.7
倉敷市	508	472	92.9
広島市	2,541	2,168	85.3
呉市	421	359	85.3
福山市	678	454	67.0
下関市	496	399	80.4
高松市	917	873	95.2
松山市	1,123	606	54.0
高知市	700	480	68.6
北九州市	2,638	1,599	60.6
福岡市	4,323	4,015	92.9
大牟田市	131	126	96.2
久留米市	352	203	57.7
長崎市	843	717	85.1
佐世保市	555	359	64.7
熊本市	1,117	1,009	90.3
大分市	861	782	90.8
宮崎市	524	456	87.0
鹿児島市	990	883	89.2
那覇市	1384	740	53.5
合計	93,984	76,464	81.4

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
北海道	北斗市	33	29	87.9
北海道	江別市	123	102	82.9
北海道	石狩市	52	0	0.0
北海道	恵庭市	0	0	－
北海道	千歳市	145	145	100.0
北海道	北広島市	68	39	57.4
北海道	夕張市	13	13	100.0
北海道	岩見沢市	67	67	100.0
北海道	美唄市	24	7	29.2
北海道	三笠市	10	10	100.0
北海道	芦別市	11	11	100.0
北海道	赤平市	12	6	50.0
北海道	滝川市	68	43	63.2
北海道	砂川市	21	4	19.0
北海道	歌志内市	6	6	100.0
北海道	室蘭市	102	90	88.2
北海道	登別市	60	59	98.3
北海道	伊達市	13	8	61.5
北海道	苫小牧市	236	173	73.3
北海道	士別市	24	24	100.0
北海道	名寄市	28	18	64.3
北海道	富良野市	32	5	15.6
北海道	留萌市	34	34	100.0
北海道	稚内市	69	18	26.1
北海道	北見市	64	62	96.9
北海道	網走市	41	40	97.6
北海道	紋別市	24	12	50.0
北海道	帯広市	119	114	95.8
北海道	釧路市	179	172	96.1
北海道	根室市	26	13	50.0
青森県	弘前市	212	186	87.7
青森県	黒石市	11	9	81.8
青森県	五所川原市	28	28	100.0
青森県	十和田市	54	48	88.9
青森県	三沢市	39	37	94.9
青森県	むつ市	39	39	100.0
青森県	つがる市	10	10	100.0
青森県	平川市	14	14	100.0
岩手県	久慈市	33	33	100.0
岩手県	遠野市	28	19	67.9
岩手県	二戸市	32	32	100.0
岩手県	滝沢市	40	31	77.5
岩手県	八幡平市	33	33	100.0
岩手県	釜石市	0	0	－
岩手県	陸前高田市	28	22	78.6
岩手県	一関市	178	124	69.7
岩手県	北上市	124	118	95.2
岩手県	花巻市	125	91	72.8
岩手県	大船渡市	81	73	90.1
岩手県	宮古市	62	41	66.1
宮城県	多賀城市	150	85	56.7
宮城県	富谷市	81	70	86.4
宮城県	栗原市	96	66	68.8
宮城県	登米市	77	40	51.9
宮城県	岩沼市	83	57	68.7
宮城県	大崎市	186	100	53.8
宮城県	気仙沼市	142	83	58.5
宮城県	白石市	40	26	65.0
宮城県	角田市	41	22	53.7
宮城県	名取市	144	95	66.0

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
宮城県	塩竈市	93	53	57.0
宮城県	石巻市	348	111	31.9
宮城県	東松島市	41	25	61.0
秋田県	鹿角市	32	27	84.4
秋田県	大館市	83	82	98.8
秋田県	北秋田市	26	24	92.3
秋田県	能代市	66	65	98.5
秋田県	男鹿市	36	30	83.3
秋田県	潟上市	18	16	88.9
秋田県	由利本荘市	69	64	92.8
秋田県	にかほ市	26	20	76.9
秋田県	大仙市	58	52	89.7
秋田県	仙北市	31	26	83.9
秋田県	横手市	78	65	83.3
秋田県	湯沢市	38	36	94.7
山形県	山形市	441	327	74.1
山形県	上山市	35	32	91.4
山形県	天童市	88	59	67.0
山形県	新庄市	74	35	47.3
山形県	米沢市	117	81	69.2
山形県	南陽市	22	22	100.0
山形県	長井市	20	20	100.0
山形県	鶴岡市	118	92	78.0
山形県	酒田市	141	2	1.4
福島県	福島市	638	414	64.9
福島県	二本松市	72	42	58.3
福島県	伊達市	43	37	86.0
福島県	本宮市	47	35	74.5
福島県	須賀川市	85	55	64.7
福島県	田村市	18	13	72.2
福島県	白河市	69	53	76.8
福島県	会津若松市	285	204	71.6
福島県	喜多方市	44	30	68.2
福島県	南相馬市	120	57	47.5
福島県	相馬市	52	26	50.0
茨城県	水戸市	537	410	76.4
茨城県	日立市	143	115	80.4
茨城県	土浦市	259	174	67.2
茨城県	古河市	144	108	75.0
茨城県	石岡市	59	59	100.0
茨城県	結城市	46	35	76.1
茨城県	龍ケ崎市	68	61	89.7
茨城県	下妻市	45	32	71.1
茨城県	常総市	67	39	58.2
茨城県	常陸太田市	67	39	58.2
茨城県	高萩市	39	36	92.3
茨城県	北茨城市	54	38	70.4
茨城県	笠間市	94	65	69.1
茨城県	取手市	116	104	89.7
茨城県	牛久市	63	54	85.7
茨城県	ひたちなか	224	172	76.8
茨城県	鹿嶋市	74	54	73.0
茨城県	潮来市	28	28	100.0
茨城県	守谷市	56	55	98.2
茨城県	常陸大宮市	53	43	81.1
茨城県	那珂市	52	43	82.7
茨城県	筑西市	76	59	77.6
茨城県	坂東市	52	39	75.0
茨城県	稲敷市	45	29	64.4
茨城県	つくば市	456	297	65.1

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
茨城県	かすみがうら市	46	26	56.5
茨城県	桜川市	35	27	77.1
茨城県	神栖市	136	89	65.4
茨城県	行方市	28	25	89.3
茨城県	鉾田市	33	28	84.8
茨城県	つくばみらい市	53	36	67.9
茨城県	小美玉市	42	31	73.8
栃木県	足利市	181	138	76.2
栃木県	栃木市	190	133	70.0
栃木県	佐野市	162	103	63.6
栃木県	鹿沼市	100	69	69.0
栃木県	日光市	214	112	52.3
栃木県	小山市	213	126	59.2
栃木県	真岡市	81	58	71.6
栃木県	大田原市	99	68	68.7
栃木県	矢板市	59	31	52.5
栃木県	那須塩原市	282	164	58.2
栃木県	さくら市	57	29	50.9
栃木県	那須烏山市	25	14	56.0
栃木県	下野市	83	43	51.8
群馬県	みどり市	46	46	100.0
群馬県	安中市	84	61	72.6
群馬県	伊勢崎市	232	170	73.3
群馬県	館林市	91	71	78.0
群馬県	桐生市	129	79	61.2
群馬県	渋川市	108	79	73.1
群馬県	沼田市	48	41	85.4
群馬県	太田市	344	183	53.2
群馬県	藤岡市	58	43	74.1
群馬県	富岡市	86	54	62.8
埼玉県	熊谷市	373	272	72.9
埼玉県	川口市	1571	1124	71.5
埼玉県	行田市	85	59	69.4
埼玉県	秩父市	92	63	68.5
埼玉県	所沢市	611	426	69.7
埼玉県	飯能市	152	119	78.3
埼玉県	加須市	122	91	74.6
埼玉県	本庄市	132	86	65.2
埼玉県	東松山市	146	97	66.4
埼玉県	春日部市	361	266	73.7
埼玉県	狭山市	318	179	56.3
埼玉県	羽生市	76	55	72.4
埼玉県	鴻巣市	147	131	89.1
埼玉県	深谷市	221	121	54.8
埼玉県	上尾市	301	209	69.4
埼玉県	草加市	410	322	78.5
埼玉県	蕨市	238	141	59.2
埼玉県	戸田市	418	346	82.8
埼玉県	入間市	294	206	70.1
埼玉県	朝霞市	392	299	76.3
埼玉県	志木市	162	87	53.7
埼玉県	和光市	229	172	75.1
埼玉県	新座市	416	219	52.6
埼玉県	桶川市	101	80	79.2
埼玉県	久喜市	212	148	69.8
埼玉県	北本市	105	73	69.5
埼玉県	八潮市	130	88	67.7
埼玉県	富士見市	194	136	70.1
埼玉県	三郷市	192	154	80.2
埼玉県	蓮田市	56	42	75.0

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
埼玉県	坂戸市	173	137	79.2
埼玉県	幸手市	68	47	69.1
埼玉県	鶴ヶ島市	156	115	73.7
埼玉県	日高市	53	45	84.9
埼玉県	吉川市	87	67	77.0
埼玉県	ふじみ野市	246	161	65.4
埼玉県	白岡市	63	49	77.8
千葉県	習志野市	327	299	91.4
千葉県	八千代市	181	97	53.6
千葉県	鎌ケ谷市	84	69	82.1
千葉県	市川市	718	554	77.2
千葉県	浦安市	284	131	46.1
千葉県	松戸市	769	601	78.2
千葉県	流山市	223	189	84.8
千葉県	我孫子市	176	136	77.3
千葉県	野田市	135	120	88.9
千葉県	佐倉市	307	196	63.8
千葉県	四街道市	83	77	92.8
千葉県	八街市	30	30	100.0
千葉県	印西市	102	97	95.1
千葉県	白井市	48	44	91.7
千葉県	成田市	199	153	76.9
千葉県	富里市	49	39	79.6
千葉県	香取市	73	66	90.4
千葉県	銚子市	64	44	68.8
千葉県	旭市	49	43	87.8
千葉県	匝瑳市	31	30	96.8
千葉県	東金市	55	49	89.1
千葉県	山武市	45	21	46.7
千葉県	大網白里市	33	32	97.0
千葉県	茂原市	108	105	97.2
千葉県	勝浦市	51	24	47.1
千葉県	いすみ市	39	36	92.3
千葉県	館山市	75	61	81.3
千葉県	南房総市	57	57	100.0
千葉県	鴨川市	76	66	86.8
千葉県	君津市	96	91	94.8
千葉県	袖ケ浦市	57	54	94.7
千葉県	富津市	56	53	94.6
千葉県	木更津市	140	132	94.3
千葉県	市原市	286	253	88.5
東京都	青梅市	200	192	96.0
東京都	羽村市	97	78	80.4
東京都	福生市	74	67	90.5
東京都	あきる野市	53	50	94.3
東京都	日野市	163	158	96.9
東京都	稲城市	78	82	105.1
東京都	多摩市	176	171	97.2
東京都	立川市	348	348	100.0
東京都	国分寺市	136	133	97.8
東京都	国立市	110	101	91.8
東京都	昭島市	161	156	96.9
東京都	東大和市	76	75	98.7
東京都	武蔵村山市	37	37	100.0
東京都	府中市	399	397	99.5
東京都	武蔵野市	313	296	94.6
東京都	調布市	374	357	95.5
東京都	小金井市	150	145	96.7
東京都	三鷹市	275	264	96.0
東京都	狛江市	67	62	92.5

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
東京都	小平市	232	214	92.2
東京都	西東京市	261	244	93.5
東京都	東村山市	187	171	91.4
東京都	清瀬市	89	89	100.0
東京都	東久留米市	142	126	88.7
神奈川県	平塚市	495	323	65.3
神奈川県	鎌倉市	248	147	59.3
神奈川県	逗子市	88	77	87.5
神奈川県	小田原市	296	266	89.9
神奈川県	三浦市	72	42	58.3
神奈川県	秦野市	254	168	66.1
神奈川県	伊勢原市	156	32	20.5
神奈川県	厚木市	427	190	44.5
神奈川県	海老名市	282	187	66.3
神奈川県	座間市	247	192	77.7
神奈川県	大和市	446	359	80.5
神奈川県	綾瀬市	123	111	90.2
神奈川県	南足柄市	41	39	95.1
新潟県	阿賀野市	45	24	53.3
新潟県	新発田市	151	118	78.1
新潟県	胎内市	35	30	85.7
新潟県	五泉市	37	36	97.3
新潟県	燕市	68	60	88.2
新潟県	加茂市	28	25	89.3
新潟県	三条市	118	88	74.6
新潟県	見附市	30	30	100.0
新潟県	小千谷市	34	28	82.4
新潟県	長岡市	393	281	71.5
新潟県	魚沼市	37	32	86.5
新潟県	南魚沼市	70	59	84.3
新潟県	十日町市	74	48	64.9
新潟県	柏崎市	123	90	73.2
新潟県	上越市	187	157	84.0
新潟県	妙高市	72	44	61.1
新潟県	糸魚川市	37	30	81.1
新潟県	佐渡市	66	61	92.4
新潟県	村上市	72	60	83.3
富山県	魚津市	30	30	100.0
富山県	高岡市	125	102	81.6
富山県	黒部市	20	16	80.0
富山県	氷見市	42	40	95.2
富山県	砺波市	47	43	91.5
富山県	南砺市	51	46	90.2
富山県	射水市	115	93	80.9
富山県	滑川市	29	28	96.6
富山県	小矢部市	17	17	100.0
石川県	七尾市	76	45	59.2
石川県	小松市	122	90	73.8
石川県	輪島市	22	14	63.6
石川県	珠洲市	15	12	80.0
石川県	加賀市	116	65	56.0
石川県	羽咋市	14	12	85.7
石川県	かほく市	10	10	100.0
石川県	白山市	48	41	85.4
石川県	能美市	40	33	82.5
石川県	野々市市	50	46	92.0
福井県	福井市	241	229	95.0
福井県	敦賀市	95	54	56.8
福井県	小浜市	26	23	88.5
福井県	大野市	8	5	62.5

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
福井県	勝山市	11	11	100.0
福井県	鯖江市	75	33	44.0
福井県	あわら市	53	35	66.0
福井県	越前市	43	34	79.1
福井県	坂井市	64	64	100.0
山梨県	甲府市	498	444	89.2
山梨県	甲斐市	98	48	49.0
山梨県	中央市	15	5	33.3
山梨県	北杜市	129	70	54.3
山梨県	南アルプス市	81	51	63.0
山梨県	韮崎市	48	48	100.0
山梨県	甲州市	47	22	46.8
山梨県	笛吹市	87	60	69.0
山梨県	富士吉田市	79	38	48.1
山梨県	都留市	66	0	0.0
山梨県	大月市	41	28	68.3
山梨県	上野原市	31	20	64.5
長野県	小諸市	58	58	100.0
長野県	佐久市	97	97	100.0
長野県	東御市	40	27	67.5
長野県	上田市	185	140	75.7
長野県	岡谷市	57	56	98.2
長野県	諏訪市	78	71	91.0
長野県	茅野市	76	48	63.2
長野県	伊那市	49	47	95.9
長野県	駒ヶ根市	16	16	100.0
長野県	飯田市	51	42	82.4
長野県	松本市	307	273	88.9
長野県	塩尻市	64	61	95.3
長野県	安曇野市	64	44	68.8
長野県	大町市	16	14	87.5
長野県	須坂市	96	37	38.5
長野県	千曲市	43	39	90.7
長野県	中野市	29	22	75.9
長野県	飯山市	17	17	100.0
岐阜県	羽島市	40	36	90.0
岐阜県	各務原市	121	121	100.0
岐阜県	山県市	10	10	100.0
岐阜県	瑞穂市	31	31	100.0
岐阜県	本巣市	26	21	80.8
岐阜県	大垣市	133	126	94.7
岐阜県	海津市	23	20	87.0
岐阜県	関市	83	83	100.0
岐阜県	美濃市	21	21	100.0
岐阜県	郡上市	28	28	100.0
岐阜県	美濃加茂市	52	49	94.2
岐阜県	可児市	98	86	87.8
岐阜県	多治見市	160	139	86.9
岐阜県	瑞浪市	40	36	90.0
岐阜県	土岐市	52	49	94.2
岐阜県	中津川市	78	70	89.7
岐阜県	恵那市	66	57	86.4
岐阜県	高山市	99	79	79.8
岐阜県	飛騨市	30	23	76.7
岐阜県	下呂市	41	37	90.2
静岡県	沼津市	501	350	69.9
静岡県	熱海市	255	217	85.1
静岡県	三島市	270	179	66.3
静岡県	富士宮市	176	104	59.1
静岡県	伊東市	150	97	64.7

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
静岡県	島田市	102	79	77.5
静岡県	磐田市	207	158	76.3
静岡県	焼津市	213	161	75.6
静岡県	掛川市	204	169	82.8
静岡県	藤枝市	197	144	73.1
静岡県	御殿場市	185	131	70.8
静岡県	袋井市	137	89	65.0
静岡県	下田市	61	39	63.9
静岡県	裾野市	77	53	68.8
静岡県	湖西市	125	69	55.2
静岡県	伊豆市	67	41	61.2
静岡県	御前崎市	57	47	82.5
静岡県	菊川市	74	55	74.3
静岡県	伊豆の国市	88	62	70.5
静岡県	牧之原市	67	57	85.1
愛知県	一宮市	331	303	91.5
愛知県	瀬戸市	188	154	81.9
愛知県	半田市	158	126	79.7
愛知県	春日井市	469	325	69.3
愛知県	豊川市	185	152	82.2
愛知県	津島市	83	62	74.7
愛知県	碧南市	86	57	66.3
愛知県	刈谷市	280	240	85.7
愛知県	安城市	473	333	70.4
愛知県	西尾市	129	94	72.9
愛知県	蒲郡市	110	73	66.4
愛知県	犬山市	96	74	77.1
愛知県	常滑市	87	48	55.2
愛知県	江南市	99	99	100.0
愛知県	小牧市	319	234	73.4
愛知県	稲沢市	186	116	62.4
愛知県	新城市	47	47	100.0
愛知県	東海市	180	144	80.0
愛知県	大府市	178	130	73.0
愛知県	知多市	88	62	70.5
愛知県	知立市	111	88	79.3
愛知県	尾張旭市	141	131	92.9
愛知県	高浜市	63	44	69.8
愛知県	岩倉市	69	36	52.2
愛知県	豊明市	109	86	78.9
愛知県	日進市	162	119	73.5
愛知県	田原市	72	61	84.7
愛知県	愛西市	42	34	81.0
愛知県	清須市	81	39	48.1
愛知県	北名古屋市	75	71	94.7
愛知県	弥富市	79	37	46.8
愛知県	みよし市	60	15	25.0
愛知県	あま市	68	68	100.0
愛知県	長久手市	80	51	63.8
三重県	いなべ市	27	0	0.0
三重県	鈴鹿市	229	213	93.0
三重県	亀山市	70	0	0.0
三重県	津市	473	207	43.8
三重県	伊賀市	184	63	34.2
三重県	名張市	123	25	20.3
三重県	松阪市	160	99	61.9
三重県	伊勢市	118	0	0.0
三重県	鳥羽市	67	24	35.8
三重県	志摩市	110	58	52.7
三重県	尾鷲市	16	16	100.0

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
三重県	熊野市	15	0	0.0
三重県	桑名市	254	169	66.5
滋賀県	彦根市	200	157	78.5
滋賀県	長浜市	125	86	68.8
滋賀県	近江八幡市	211	101	47.9
滋賀県	草津市	474	332	70.0
滋賀県	守山市	119	100	84.0
滋賀県	栗東市	217	34	15.7
滋賀県	甲賀市	125	91	72.8
滋賀県	野洲市	86	80	93.0
滋賀県	湖南市	152	60	39.5
滋賀県	高島市	58	43	74.1
滋賀県	東近江市	117	88	75.2
滋賀県	米原市	51	33	64.7
京都府	福知山市	155	93	60.0
京都府	舞鶴市	169	92	54.4
京都府	綾部市	53	47	88.7
京都府	宇治市	421	300	71.3
京都府	宮津市	45	40	88.9
京都府	亀岡市	123	75	61.0
京都府	城陽市	83	77	92.8
京都府	向日市	103	71	68.9
京都府	長岡京市	149	124	83.2
京都府	八幡市	73	52	71.2
京都府	京田辺市	160	134	83.8
京都府	京丹後市	64	41	64.1
京都府	南丹市	59	34	57.6
京都府	木津川市	78	65	83.3
大阪府	池田市	305	203	66.6
大阪府	箕面市	225	169	75.1
大阪府	吹田市	689	594	86.2
大阪府	摂津市	124	102	82.3
大阪府	茨木市	653	397	60.8
大阪府	寝屋川市	361	299	82.8
大阪府	守口市	309	181	58.6
大阪府	門真市	295	147	49.8
大阪府	交野市	80	71	88.8
大阪府	四條畷市	79	47	59.5
大阪府	大東市	173	114	65.9
大阪府	八尾市	389	277	71.2
大阪府	柏原市	116	83	71.6
大阪府	藤井寺市	90	84	93.3
大阪府	松原市	145	124	85.5
大阪府	羽曳野市	115	102	88.7
大阪府	富田林市	180	132	73.3
大阪府	河内長野市	159	126	79.2
大阪府	大阪狭山市	130	96	73.8
大阪府	高石市	120	100	83.3
大阪府	泉大津市	170	101	59.4
大阪府	和泉市	345	253	73.3
大阪府	岸和田市	325	241	74.2
大阪府	貝塚市	171	121	70.8
大阪府	泉佐野市	217	165	76.0
大阪府	泉南市	76	59	77.6
大阪府	阪南市	49	41	83.7
兵庫県	芦屋市	452	422	93.4
兵庫県	伊丹市	370	329	88.9
兵庫県	川西市	279	259	92.8
兵庫県	三田市	250	156	62.4
兵庫県	宝塚市	462	445	96.3

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
兵庫県	加古川市	323	288	89.2
兵庫県	高砂市	82	81	98.8
兵庫県	明石市	718	524	73.0
兵庫県	加西市	77	55	71.4
兵庫県	加東市	93	29	31.2
兵庫県	三木市	110	110	100.0
兵庫県	小野市	80	77	96.3
兵庫県	西脇市	50	42	84.0
兵庫県	宍粟市	15	15	100.0
兵庫県	たつの市	99	99	100.0
兵庫県	赤穂市	74	71	95.9
兵庫県	相生市	58	54	93.1
兵庫県	豊岡市	137	76	55.5
兵庫県	朝来市	22	22	100.0
兵庫県	養父市	26	16	61.5
兵庫県	篠山市	55	43	78.2
兵庫県	丹波市	63	63	100.0
兵庫県	洲本市	59	48	81.4
兵庫県	淡路市	67	62	92.5
兵庫県	南あわじ市	51	46	90.2
奈良県	大和高田市	135	135	100.0
奈良県	大和郡山市	156	103	66.0
奈良県	天理市	224	203	90.6
奈良県	橿原市	191	139	72.8
奈良県	桜井市	97	97	100.0
奈良県	御所市	27	24	88.9
奈良県	生駒市	331	331	100.0
奈良県	香芝市	90	54	60.0
奈良県	葛城市	56	56	100.0
奈良県	宇陀市	40	40	100.0
和歌山県	海南市	44	44	100.0
和歌山県	橋本市	63	63	100.0
和歌山県	有田市	15	15	100.0
和歌山県	御坊市	34	34	100.0
和歌山県	田辺市	61	0	0.0
和歌山県	新宮市	25	25	100.0
和歌山県	紀の川市	37	2	5.4
和歌山県	岩出市	67	67	100.0
鳥取県	鳥取市	369	354	95.9
鳥取県	米子市	283	257	90.8
鳥取県	倉吉市	66	65	98.5
島根県	松江市	424	324	76.4
島根県	浜田市	94	86	91.5
島根県	出雲市	202	202	100.0
島根県	益田市	60	53	88.3
島根県	大田市	37	34	91.9
島根県	安来市	33	26	78.8
島根県	江津市	24	22	91.7
島根県	雲南市	25	23	92.0
岡山県	津山市	90	83	92.2
岡山県	玉野市	56	54	96.4
岡山県	笠岡市	53	46	86.8
岡山県	井原市	21	21	100.0
岡山県	総社市	46	46	100.0
岡山県	高梁市	32	27	84.4
岡山県	新見市	16	16	100.0
岡山県	備前市	39	38	97.4
岡山県	瀬戸内市	20	20	100.0
岡山県	赤磐市	14	14	100.0
岡山県	真庭市	27	17	63.0

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
岡山県	美作市	50	26	52.0
岡山県	浅口市	20	20	100.0
広島県	廿日市市	206	186	90.3
広島県	安芸高田市	27	21	77.8
広島県	江田島市	11	11	100.0
広島県	三原市	186	141	75.8
広島県	庄原市	64	43	67.2
広島県	大竹市	33	31	93.9
広島県	竹原市	53	37	69.8
広島県	東広島市	328	228	69.5
広島県	尾道市	200	175	87.5
広島県	府中市	39	32	82.1
広島県	三次市	66	55	83.3
山口県	宇部市	143	109	76.2
山口県	山口市	246	165	67.1
山口県	萩市	42	32	76.2
山口県	防府市	93	68	73.1
山口県	下松市	57	47	82.5
山口県	岩国市	116	89	76.7
山口県	光市	23	23	100.0
山口県	長門市	24	21	87.5
山口県	柳井市	25	25	100.0
山口県	美祢市	37	17	45.9
山口県	周南市	207	157	75.8
山口県	山陽小野田市	46	34	73.9
徳島県	徳島市	688	366	53.2
徳島県	鳴門市	89	47	52.8
徳島県	小松島市	36	19	52.8
徳島県	阿波市	23	17	73.9
徳島県	吉野川市	0	18	－
徳島県	阿南市	80	46	57.5
徳島県	美馬市	44	17	38.6
徳島県	三好市	41	21	51.2
香川県	丸亀市	196	128	65.3
香川県	坂出市	100	85	85.0
香川県	善通寺市	46	39	84.8
香川県	観音寺市	68	60	88.2
香川県	さぬき市	70	44	62.9
香川県	東かがわ市	44	38	86.4
香川県	三豊市	48	36	75.0
愛媛県	東温市	66	26	39.4
愛媛県	宇和島市	85	73	85.9
愛媛県	八幡浜市	60	42	70.0
愛媛県	大洲市	95	31	32.6
愛媛県	伊予市	47	32	68.1
愛媛県	四国中央市	117	57	48.7
愛媛県	今治市	232	163	70.3
愛媛県	新居浜市	215	161	74.9
愛媛県	西条市	71	51	71.8
愛媛県	西予市	33	14	42.4
高知県	室戸市	9	9	100.0
高知県	安芸市	14	14	100.0
高知県	南国市	36	36	100.0
高知県	土佐市	25	25	100.0
高知県	須崎市	30	28	93.3
高知県	宿毛市	15	15	100.0
高知県	土佐清水市	24	17	70.8
高知県	香南市	21	21	100.0
高知県	香美市	15	15	100.0
福岡県	直方市	53	42	79.2

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
福岡県	飯塚市	209	156	74.6
福岡県	田川市	64	51	79.7
福岡県	柳川市	57	22	38.6
福岡県	嘉麻市	42	38	90.5
福岡県	朝倉市	25	23	92.0
福岡県	八女市	22	17	77.3
福岡県	筑後市	33	32	97.0
福岡県	大川市	70	45	64.3
福岡県	行橋市	117	59	50.4
福岡県	豊前市	23	22	95.7
福岡県	中間市	52	32	61.5
福岡県	筑紫野市	223	125	56.1
福岡県	大野城市	277	159	57.4
福岡県	太宰府市	52	19	36.5
福岡県	古賀市	103	64	62.1
福岡県	宮若市	18	2	11.1
福岡県	糸島市	112	59	52.7
福岡県	みやま市	32	25	78.1
福岡県	宗像市	76	56	73.7
福岡県	福津市	75	66	88.0
福岡県	うきは市	1	0	0.0
福岡県	春日市	303	170	56.1
福岡県	小郡市	47	38	80.9
福岡県	那珂川市	51	46	90.2
佐賀県	佐賀市	532	265	49.8
佐賀県	唐津市	163	153	93.9
佐賀県	鳥栖市	122	99	81.1
佐賀県	多久市	23	22	95.7
佐賀県	伊万里市	68	66	97.1
佐賀県	武雄市	93	59	63.4
佐賀県	鹿島市	31	25	80.6
佐賀県	小城市	39	34	87.2
佐賀県	嬉野市	32	23	71.9
佐賀県	神埼市	42	27	64.3
長崎県	島原市	29	24	82.8
長崎県	諫早市	145	112	77.2
長崎県	大村市	118	115	97.5
長崎県	平戸市	41	29	70.7
長崎県	松浦市	32	32	100.0
長崎県	対馬市	42	42	100.0
長崎県	壱岐市	19	16	84.2
長崎県	五島市	33	33	100.0
長崎県	西海市	21	21	100.0
長崎県	雲仙市	30	30	100.0
長崎県	南島原市	12	12	100.0
熊本県	荒尾市	34	34	100.0
熊本県	玉名市	29	29	100.0
熊本県	山鹿市	16	16	100.0
熊本県	阿蘇市	15	14	93.3
熊本県	合志市	28	25	89.3
熊本県	宇土市	9	9	100.0
熊本県	宇城市	23	5	21.7
熊本県	八代市	45	45	100.0
熊本県	水俣市	22	20	90.9
熊本県	人吉市	73	43	58.9
熊本県	天草市	40	12	30.0
熊本県	上天草市	11	7	63.6
大分県	別府市	362	206	56.9
大分県	中津市	73	68	93.2
大分県	日田市	56	52	92.9

（保健所設置市を除く市）

都道府県	市名	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
大分県	佐伯市	69	43	62.3
大分県	臼杵市	40	38	95.0
大分県	津久見市	7	7	100.0
大分県	竹田市	17	17	100.0
大分県	豊後高田市	14	14	100.0
大分県	杵築市	7	7	100.0
大分県	宇佐市	35	34	97.1
大分県	豊後大野市	19	19	100.0
大分県	由布市	37	35	94.6
大分県	国東市	23	21	91.3
宮崎県	都城市	94	63	67.0
宮崎県	延岡市	124	80	64.5
宮崎県	日向市	81	44	54.3
宮崎県	日南市	65	28	43.1
宮崎県	小林市	17	1	5.9
宮崎県	串間市	10	7	70.0
宮崎県	西都市	16	9	56.3
宮崎県	えびの市	10	8	80.0
鹿児島県	鹿屋市	65	58	89.2
鹿児島県	枕崎市	12	9	75.0
鹿児島県	阿久根市	22	22	100.0
鹿児島県	出水市	43	36	83.7
鹿児島県	指宿市	37	36	97.3
鹿児島県	西之表市	20	20	100.0
鹿児島県	垂水市	11	10	90.9
鹿児島県	薩摩川内市	117	91	77.8
鹿児島県	日置市	40	34	85.0
鹿児島県	曽於市	13	13	100.0
鹿児島県	霧島市	157	152	96.8
鹿児島県	いちき串木野市	21	21	100.0
鹿児島県	南さつま市	40	38	95.0
鹿児島県	志布志市	23	22	95.7
鹿児島県	奄美市	68	67	98.5
鹿児島県	南九州市	11	11	100.0
鹿児島県	伊佐市	15	15	100.0
鹿児島県	姶良市	46	44	95.7
沖縄県	宜野湾市	201	176	87.6
沖縄県	うるま市	151	132	87.4
沖縄県	浦添市	284	239	84.2
沖縄県	南城市	51	49	96.1
沖縄県	宮古島市	101	92	91.1
沖縄県	名護市	570	109	19.1
沖縄県	沖縄市	228	183	80.3
沖縄県	石垣市	89	87	97.8
沖縄県	豊見城市	99	99	100.0
沖縄県	糸満市	103	75	72.8
合計		83,095	61,627	74.2

（特別区）

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率（%）
千代田区	922	673	73.0
中央区	1,391	1,006	72.3
港区	1,243	1,170	94.1
新宿区	1,358	452	33.3
文京区	402	328	81.6
台東区	566	475	83.9
墨田区	505	236	46.7
江東区	1,107	931	84.1
品川区	793	480	60.5
目黒区	372	302	81.2
大田区	804	778	96.8
世田谷区	834	813	97.5
渋谷区	887	676	76.2
中野区	377	253	67.1
杉並区	402	370	92.0
豊島区	626	449	71.7
北区	444	425	95.7
荒川区	274	235	85.8
板橋区	771	724	93.9
練馬区	803	638	79.5
足立区	810	759	93.7
葛飾区	636	498	78.3
江戸川区	693	577	83.3
合計	17,020	13,248	77.8

	検査対象施設数	検査実施施設数	受検率
都道府県	13,796	10,789	78.2
保健所設置市	93,984	76,464	81.4
保健所設置市を除く市	83,095	61,627	74.2
特別区	17,020	13,248	77.8
合計	207,895	162,128	78.0
平成29年度	207,808	162,565	78.2

※特別区内のビル管理法の適用のある簡易専用水道の一部（延べ面積10,000m^{2}以上）については、東京都分として計上した。

※ 把握検査実施施設数及び把握受検率は、都道府県等が把握している検査を実施した施設数によるものであり、都道府県等が把握している施設以外に検査を受検している施設が存在する場合がある。

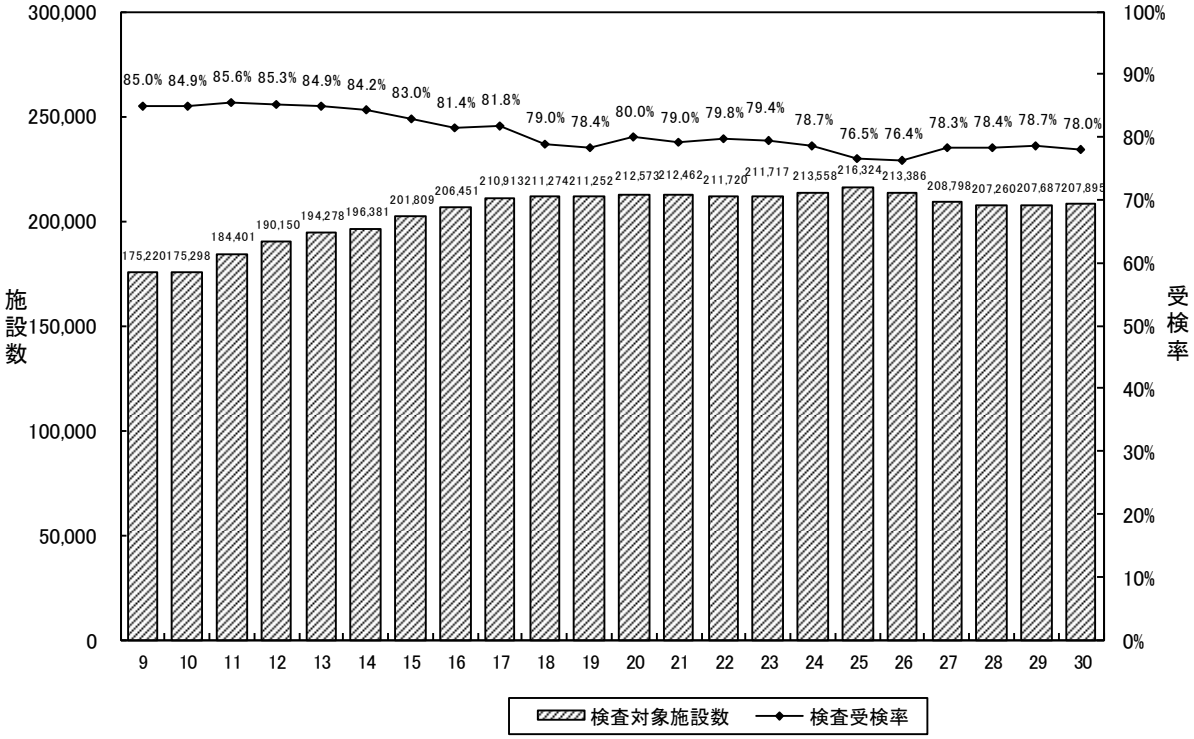

図 3-7　簡易専用水道の検査対象施設数、検査受検率経年変化

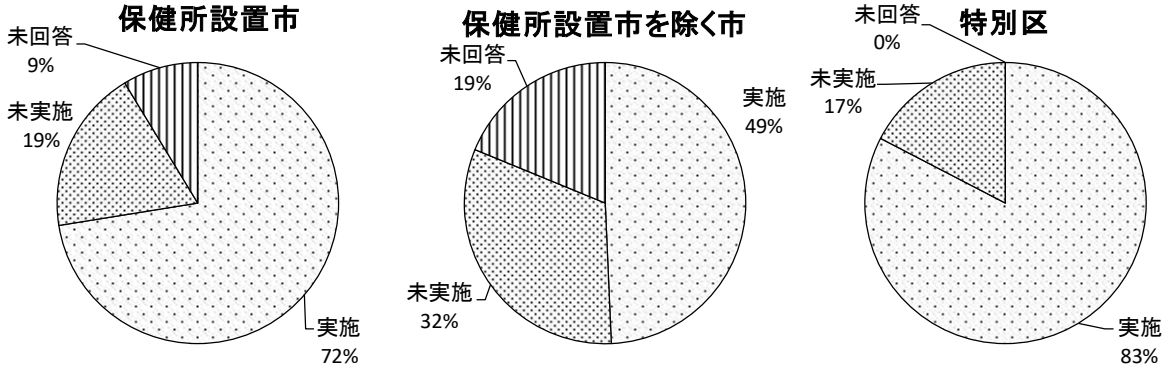

図 3-8　衛生行政担当部局と水道事業者間の簡易専用水道設置情報共有状況

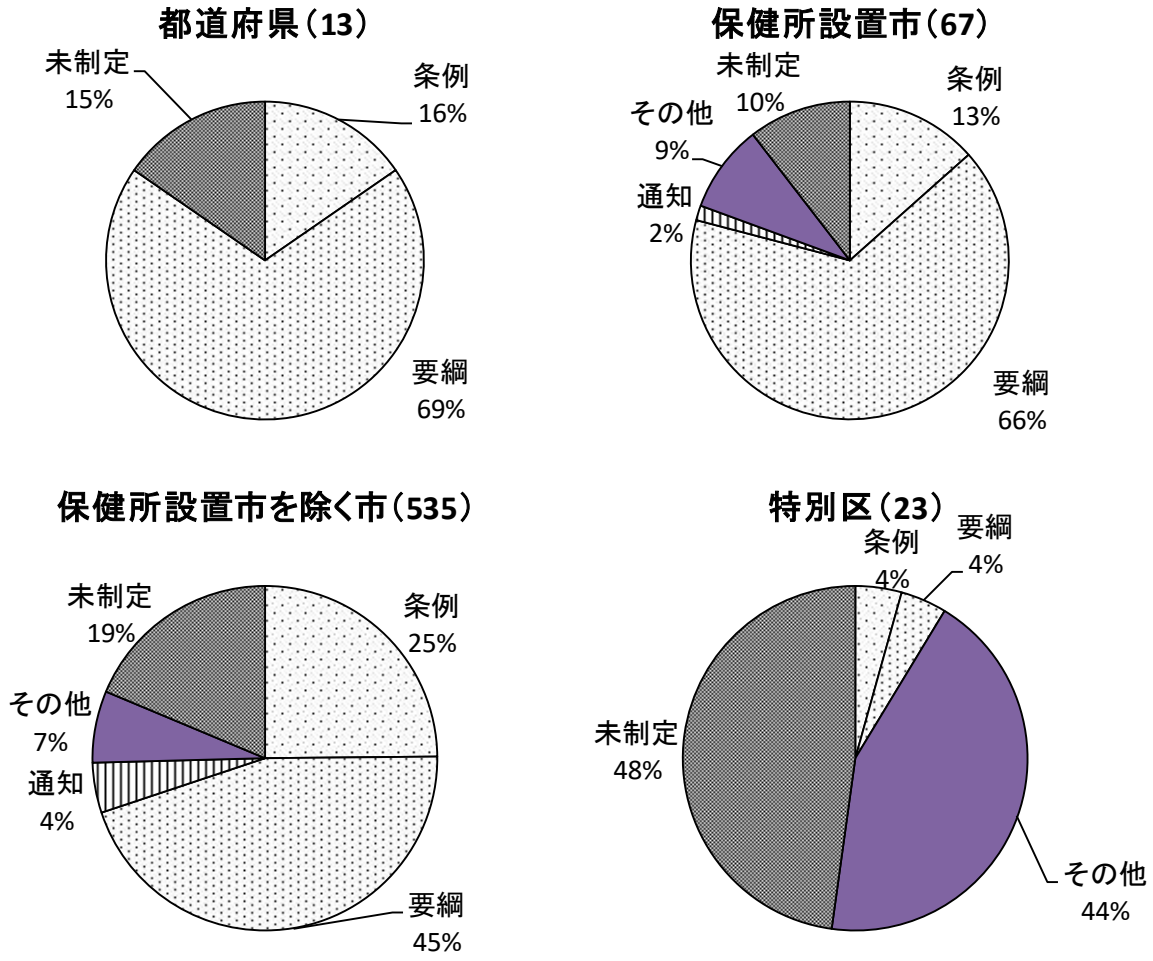

注）未回答分は除く、()は回答自治体数を示す。

図 3-9　簡易専用水道等の指導監督に関する規定策定状況（平成 30 年度）

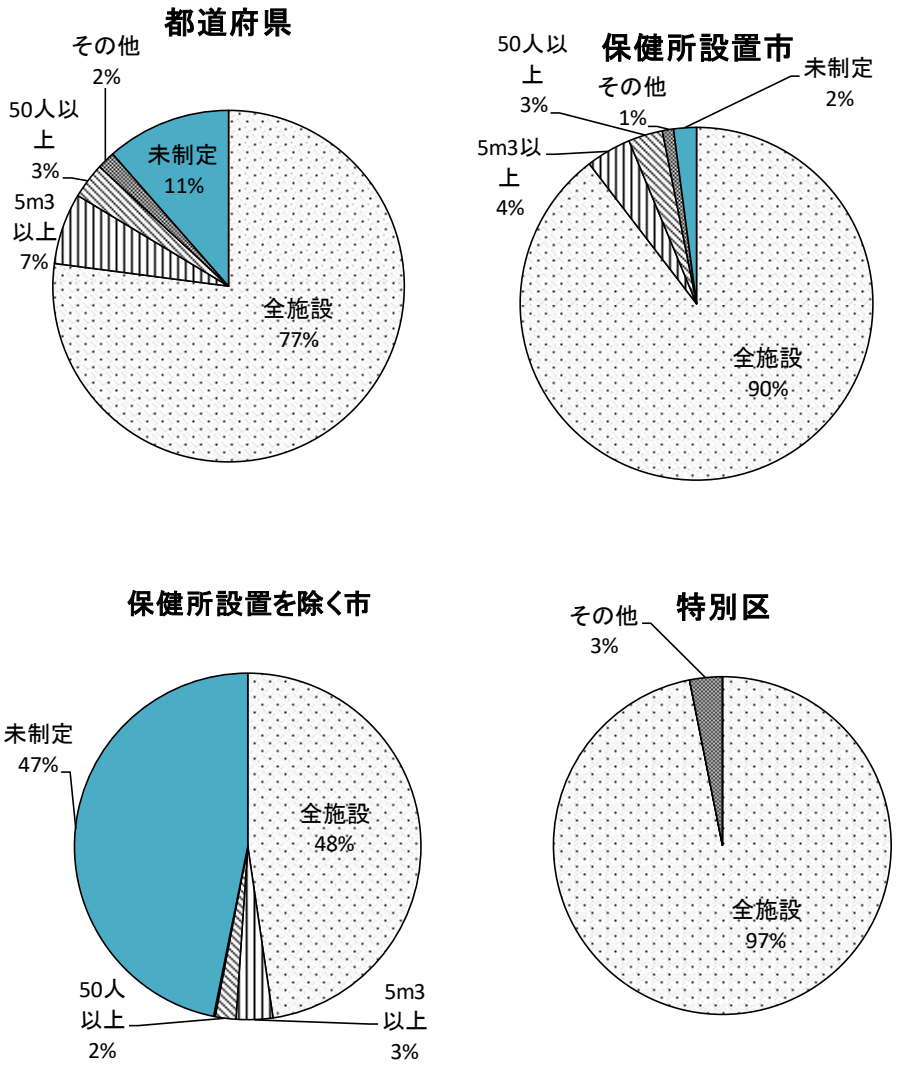

注）未制定は、未回答分も含んでいる。

図 3-10　小規模貯水槽に係る条例・要綱等の制定状況

表 3-16　小規模貯水槽水道の設置状況及び検査実施状況

	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
検査対象施設数	861,707	845,345	840,170	829,524	728,066
検査実施施設数	26,714	27,281	26,304	27,677	27,755
受検率	3.1%	3.2%	3.1%	3.3%	3.8%

表 3-17　小規模貯水槽水道の検査における不適合内容

			平成26	平成27	平成28	平成29	平成30
検査指摘施設数			7,547	7,343	6,673	6,714	6,579
	検査指摘率		28.3%	26.9%	25.4%	24.3%	23.7%
施設の外観検査		水槽の周囲の状態	9.4%	8.8%	10.8%	9.8%	9.7%
	受水槽	受水槽本体の状態	9.3%	9.2%	8.8%	9.3%	9.0%
		受水槽上部の状態	4.1%	4.1%	4.0%	3.9%	4.7%
		受水槽内部の状態	16.9%	16.6%	11.0%	16.2%	17.4%
		マンホールの状態	20.9%	21.7%	20.6%	20.9%	23.4%
		オーバーフロー管の状態	11.2%	11.5%	9.6%	11.0%	11.5%
		通気管の状態	9.8%	9.7%	9.3%	9.6%	9.7%
		水抜き管の状態	9.8%	9.4%	8.9%	9.0%	9.8%
	高置水槽	高置水槽本体の状態	6.1%	5.3%	4.8%	4.1%	5.1%
		高置水槽上部の状態	1.4%	1.4%	1.6%	1.2%	1.4%
		高置水槽内部の状態	7.6%	5.7%	5.9%	5.4%	5.2%
		マンホールの状態	12.7%	11.6%	12.0%	10.7%	12.0%
		オーバーフロー管の状態	5.3%	4.9%	5.6%	4.0%	4.5%
		通気管の状態	9.7%	9.5%	10.1%	7.9%	8.7%
		水抜き管の状態	4.8%	2.7%	2.5%	1.0%	1.2%
	他	給水管等の状態	1.2%	1.4%	1.3%	0.9%	1.0%
水質検査		臭気	1.71%	0.08%	0.00%	0.01%	0.12%
		味	0.39%	0.07%	0.01%	0.01%	0.14%
		色	1.75%	0.10%	0.03%	0.03%	0.11%
		色度	0.4%	0.2%	0.5%	0.4%	0.5%
		濁度(濁りを含む)	0.5%	0.1%	0.4%	0.4%	0.5%
		残留塩素	2.7%	2.1%	1.7%	1.5%	1.4%
書類の整備保存の状況			47.5%	50.3%	38.8%	32.8%	36.6%

注：上表の検査指摘施設数は、検査期間から上記23項目についての指摘を受けた施設であ
割合は、検査実施施設に対する割合（複数回答）

表 3-18　小規模貯水槽水道に係る条例・要綱等制定状況

:今年度記載なし(昨年の記載を残している)

:今年度調査で新規に記載されたもの

:記載に変更・相違があった箇所。日付に相違あった場合は新しいものを採用

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	要領	H26.4.1	5m3超
岩手県	要領	H15.3.31	全施設
宮城県	条例	S50.7.1	5m3超
秋田県	要領	S62.4.1	全施設
山形県	要領	H3.12.1	全施設
	条例		全施設
福島県	条例	S54.10.1	5m3超
	要領	H1.10.1	全施設
茨城県	条例	S56.4.1	5m3超
栃木県	要領	H1.6.5	全施設
群馬県	要領	H23.2.25	受水槽10m3以下
埼玉県			
千葉県	条例	S55.3.29	50人以上
	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H14.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
新潟県	要綱	H25.4.1	全施設
	要綱	H14.10.18	全施設
富山県	条例	H15.4.1	全施設
石川県	要領	H21.4.1	全施設
	その他	H21.4.1	全施設
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	要領	H18.4.1	全施設
長野県	要綱	S61.8.29	全施設
岐阜県			
静岡県	(要綱)		要綱等あり
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
	要領	S62.4.1	全施設
	要領	H3.4.1	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	要領	H7.7.26	全施設
大阪府	要領	H3.6.1	全施設
兵庫県	要領	H24.4.1	全施設
奈良県			
和歌山県	要領	H19.7.20	全施設
	条例		全施設
鳥取県	その他	H15.3.25	全施設
	条例	H17.3.31	全施設
	条例	H10.12.16	全施設
	条例	S45.7.1	全施設
島根県			
岡山県	要領	H5.4.1	全施設
広島県	要領	H24.4.1	全施設
	要領	H15.12.1	有効容量10m3以下
山口県	条例		全施設
	要綱		全施設
	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.16	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	全施設
	条例		全施設
高知県	要領	H9.4.1	全施設
	要領	H3.1.1	全施設
福岡県	要領	S63.4.1	全施設
佐賀県			
長崎県			
熊本県			
大分県	要綱	S60.1.10	全施設
宮崎県	要領	H19.4.1	全施設
鹿児島県	要領	H18.4.1	全施設
沖縄県	要領	S60.7.15	有効容量10m3以下
	要領	H29.4.1	10m3以下

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設
函館市	要綱	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	5m3超
八戸市	要領	H25.4.1	5m3超
盛岡市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H15.4.1	全施設
仙台市	要綱	H12.4.1	5m3以下
	条例	S50.7.1	5m3超
秋田市	要領	H10.4.1	10m3以下
郡山市	条例	H9.4.1	5m3超
いわき市	条例	H11.4.1	5m3超
	条例	S44.10.17	全施設
宇都宮市	要領	H1.6.5	全施設
	要綱	H20.5.20	全施設
前橋市	要領	H24.10.29	全施設
高崎市	条例	S36.4.1	全施設
さいたま市	条例	H13.5.1	全施設
	要領	H21.5.1	全施設
川越市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.3.31	全施設
越谷市			
千葉市	要領	H12.6.1	全施設
	条例	H4.4.1	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	その他	H19.4.1	全施設
	その他	H27.7.16	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	H18.12.22	〃
川崎市	条例	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
	要綱	S62.12.8	〃
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.3.27	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	全施設
新潟市	要綱	H15.4.1	全施設
富山市	条例	H17.4.1	全施設
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
	条例	H15.4.1	全施設
長野市	要綱	H11.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.3.9	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	全施設
名古屋市	要綱	S52.1.1	全施設
豊橋市	その他	H14.12.19	10m3未満
	要領	H24.4.1	全施設
豊田市	条例	H15.4.1	全施設
	その他	H16.2.12	全施設
	条例	S34.4.1	全施設
	要領	S34.4.1	全施設
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
四日市市	要領	H16.4.1	10m3以下
大津市	条例	H14.12.20	全施設
	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	10m3以下
大阪市	要綱	S60.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
堺市	要綱	H6.4.1	全施設
豊中市	要領	H24.4.1	全施設
東大阪市	要領	H3.6.1	全施設
	条例	S42.2.1	全施設
高槻市	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	要綱	H24.10.1	全施設
神戸市	要綱	H19.4.1	全施設
	要綱	H11.4.1	0㎥＜V≦10㎥
尼崎市	要綱	S60.10.15	全施設
西宮市	要綱	H14.11.22	全施設
姫路市	要綱	H15.4.1	全施設
奈良市	条例	H15.4.1	全施設
和歌山市	条例	H30.4.1	10m3以下
	その他	H30.4.1	10m3以下
岡山市	要領	H15.4.1	全施設
倉敷市	要領	H13.11.29	全施設
広島市	要領	H3.9.1	10m3以下
呉市	要綱	S62.4.1	全施設
福山市	要領	H10.4.1	全施設
下関市	条例	H17.2.13	全施設
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
	条例	H24.12.24	V≦10
松山市	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H16.7.1	全施設
	要綱	H10.4.1	全施設
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
久留米市	要綱	H24.6.1	全施設
	条例	S44.4.1	全施設
	要綱	H15.4.1	全施設
北九州市	要領	H15.4.1	全施設
	条例	S39.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
	条例	S35.4.1	全施設
長崎市	要綱	H15.4.1	全施設
佐世保市	要領	S59.7.1	全施設
熊本市	要綱	H5.7.1	10m3以下
大分市	要綱	H15.4.1	全施設
宮崎市	要領	H17.4.1	全施設
	要領	H15.4.1	10m3以下
鹿児島市	条例	S43.11.29	全施設
那覇市	条例	H9.12.26	全施設
	条例	H10.3.31	V≦10㎥
	要綱	H15.3.31	V≦10㎥

特別区	種類	施行日	対象施設
千代田区	要綱	S59.6.1	全施設
中央区	要綱	S59.7.1	全施設
港区	要綱	H9.4.1	全施設
新宿区	要綱	S59.4.16	全施設
文京区	要綱	S59.3.31	全施設
台東区	要綱	H16.7.1	全施設
	要領	H16.7.1	－
墨田区	要綱	S60.4.1	全施設
江東区	要綱	S60.5.24	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
品川区	要綱	H21.4.1	全施設
	要領	H1.4.1	全施設
目黒区	要綱	S59.5.1	全施設
	要綱	H8.7.1	延べ面積500m2以上
	要領	S59.5.1	全施設
大田区	要綱	S52.4.1	全施設
世田谷区	要綱	H10.2.1	全施設
渋谷区	要綱	H5.6.1	全施設
	要領	H5.6.1	全施設
中野区	要綱	S61.11.1	全施設
杉並区	要綱	S59.6.1	全施設
	要領	S59.6.8	全施設
豊島区	要綱	S59.4.1	全施設
北区	要綱	S59.7.1	全施設
荒川区	要綱	H26.3.1	全施設
	要領	S60.5.24	全施設
板橋区	要綱	S55.9.30	全施設
練馬区	要綱	S59.6.1	全施設
	その他	S59.6.7	全施設
足立区	要綱	S59.5.1	全施設
	要領	H10.11.4	全施設
葛飾区	要綱	S59.9.1	10m3以下
江戸川区	要綱	S52.5.23	全施設

表 3-19　貯水槽水道衛生管理状況一覧表（平成 30 年度全国計）

		施設数	検査実施施設数	受検率	検査指摘施設数	検査指摘率	未改善施設数	是正未確認施設数
簡易専用水道	全体計	207,895	162,128	78.0%	37,819	23.3%	1,464	15,029
	登録検査機関の検査	207,895	154,309	74.2%	37,353	24.2%	1,415	14,925
	地方公共団体の検査		7,819	3.8%	466	6.0%	49	104
小規模貯水槽水道	全体計	728,066	27,755	3.8%	6,579	23.7%	184	2,905

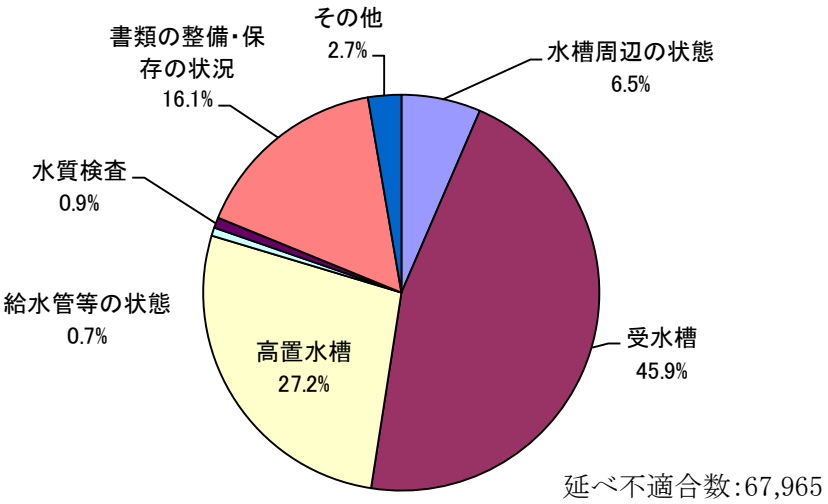

図 3-11　簡易専用水道の不適合項目区分別割合（平成 30 年度）

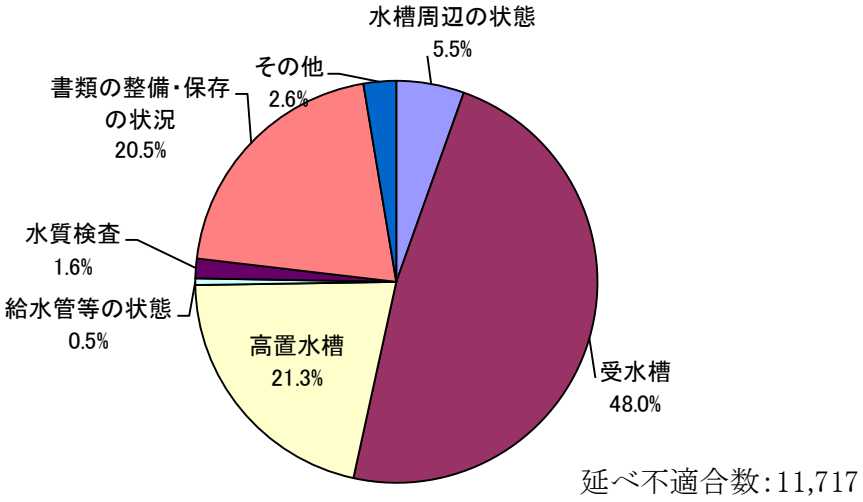

図 3-12　小規模貯水槽水道の不適合項目区分別割合（平成 30 年度）

3-4. 水道水質検査の実施状況等に関する調査

水道水質検査の実施状況等に関する調査結果を表 3-20～3-26、図 3-13～図 3-18 に示す。

表 3-20　一般項目に係る水質検査状況（平成 30 年度）

		平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
検査井戸数※2		34,552	32,253	32,055	25,368	24,996
基準超過井戸数（超過率※3）		7,143　(20.7%)	6,788　(21.0%)	6,257　(19.5%)	–※4	–※4
	一般細菌	3,960　(11.5%)	4,017　(12.5%)	3,964　(12.4%)	2,165 /22,546	3,229 /22,461
	大腸菌（群）	1,670　(4.8%)	1,608　(5.0%)	1,658　(5.2%)	138 /22,400	1,284 /22,341
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	941　(2.7%)	933　(2.9%)	770　(2.4%)	386 /16,347	693 /22,070
	その他項目※5	4,535　(13.1%)	4,366　(13.5%)	4,226　(13.2%)	2,617 /75,661	2,028 /21,383

表 3-21　一般項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 25～30 年度）

年　度	対　応　状　況※6									
	専　用　井　戸※7					併　用　井　戸※7				
	水道加入	煮沸	消毒	その他	計	飲用中止	煮沸	消毒	その他	計
平成 26	49	700	99	253	1,101	392	88	22	69	571
平成 27	11	170	68	300	549	336	83	11	68	498
平成 28	12	180	32	330	554	283	79	14	50	426
平成 29	13	212	26	163	414	213	60	14	29	316
平成 30	43	193	53	109	398	214	69	2	36	321

※1：一般項目とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目のうち、一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、その他項目（塩化物イオン、有機物等、pH値、味、臭気、色度及び濁度）をいう。

※2：検査井戸数とは、原則として一般項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：その他項目の数値については各項目の合計値を計上している。

※6：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※7：専用井戸とは、汚染の判明時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-22　トリクロロエチレン等の水質基準超過状況（平成 30 年度）

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
検査井戸数※2	4,914	4,457	4,534	3,937	3,937
基準超過井戸数（超過率※3）	104　(2.1%)	93　(2.1%)	117　(2.6%)	–※4	–※4
四塩化炭素	27　(0.5%)	27　(0.6%)	3　(0.1%)	1 / 1,506	1 / 1,227
1,4-ｼﾞｵｷｻﾝ※1	3　(0.1%)	3　(0.1%)	4　(0.1%)	0 / 1,422	0 / 1,173
ｼｽ及びﾄﾗﾝｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	7　(0.1%)	6　(0.1%)	8　(0.2%)	6 / 1,522	9 / 1,320
ｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝ	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0 / 1,455	25 / 1,186
ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	47　(1.0%)	53　(1.2%)	43　(0.9%)	60 / 2,705	48 / 2,509
ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	47　(1.0%)	31　(0.7%)	33　(0.7%)	17 / 2,692	39 / 2,522
ベンゼン	0　(0.0%)	0　(0.0%)	3　(0.1%)	0 / 1,439	1 / 1,161

表 3-23　トリクロロエチレン等の水質基準超過井戸の対応状況（平成 25～30 年度）

年 度	対　応　状　況							
	専　用　井　戸				併　用　井　戸			
	水道加入	煮沸	その他	計	飲用中止	煮沸	その他	計
平成26	3	2	38	43	23	2	2	27
平成27	4	1	35	40	24	1	0	25
平成28	2	1	27	30	26	2	0	28
平成29	23	3	12	38	31	3	0	34
平成30	8	3	14	25	22	1	18	41

注）※1：トリクロロエチレン等とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目等のうち、四塩化炭素をはじめとする有機溶剤系物質項目である。

※2：検査井戸数とは、原則としてトリクロロエチレン等のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※6：専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

表 3-24　その他項目の水質基準超過状況（平成 30 年度）

	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
検査井戸数※2	18,491	16,473	18,016	12,234	15,229
基準超過井戸数(超過率※3)	1,313　(7.1%)	1,218　(7.4%)	1,436　(8.0%)	–※4	–※4
ヒ素	236　(1.3%)	182　(1.1%)	202　(1.1%)	109 / 2,856	106 / 2,451
フッ素	389　(2.1%)	365　(2.2%)	290　(1.6%)	231 / 3,297	57 / 2,177
水銀	7　(0.0%)	6　(0.0%)	12　(0.1%)	7 / 1,987	7 / 1,573
六価クロム	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0　(0.0%)	0 / 226	0 / 1,652
その他水質基準項目※4	1,121　(6.1%)	1,013　(6.1%)	1,136　(6.3%)	594 / 24,075	816 / 13,138

表 3-25　その他項目の水質基準超過井戸の対応状況（平成 25～30 年度）

年 度	対　応　状　況※5					
	専　用　井　戸※6			併　用　井　戸※6		
	水道加入	その他※7	計	飲用中止	その他※7	計
平成26	2	247	249	45	14	59
平成27	1	122	123	27	23	50
平成28	2	140	142	79	11	90
平成29	23	425	448	80	595	675
平成30	4	45	49	38	6	44

注）※1：その他項目とは、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）に規定する水道水質基準項目の内、①一般項目、②トリクロロエチレン等で調査した項目以外のヒ素、フッ素等の項目である。

※2：検査井戸数とは、原則としてその他項目のうち一項目以上を検査した井戸の総数であるが、自治体によっては一部延べ数として重複計上されている場合がある。また、検査実施項目は個々の井戸によって異なるため、必ずしも全ての項目を検査していない。

※3：超過率とは、項目毎の検査井戸数に対する基準超過井戸数の割合。同一年度内に複数回の検査が行われた井戸の場合、一度でも水質基準を超過すれば、超過井戸として計上している。

※4：調査項目を見直したため、集計は行っていない。各調査項目の左欄に基準超過数、右欄に検査実施井戸数を計上している。

※5：その他水質基準項目とは、その他項目のうち、ヒ素、フッ素、水銀及び六価クロム以外の項目（鉄、マンガン、硬度等）である。数値については各項目の合計値を計上している。

※6：基準超過井戸に対して都道府県等の対応状況（飲用指導など）が確認された井戸の数を計上している。

※7：専用井戸とは、汚染の判明した時点で当該井戸が飲料水を得る唯一の手段であったものをいい、併用井戸とは、その時点で水道がひかれている等、当該井戸の他に飲料水を得る手段を有しているものをいう。

※8：その他とは、浄水設備設置、水源変更、煮沸、飲用制限等の措置を指す。 各年度の井戸数は、当該年度において調査された数であり、同一の井戸についての結果が複数年度の数に計上されている場合もある。

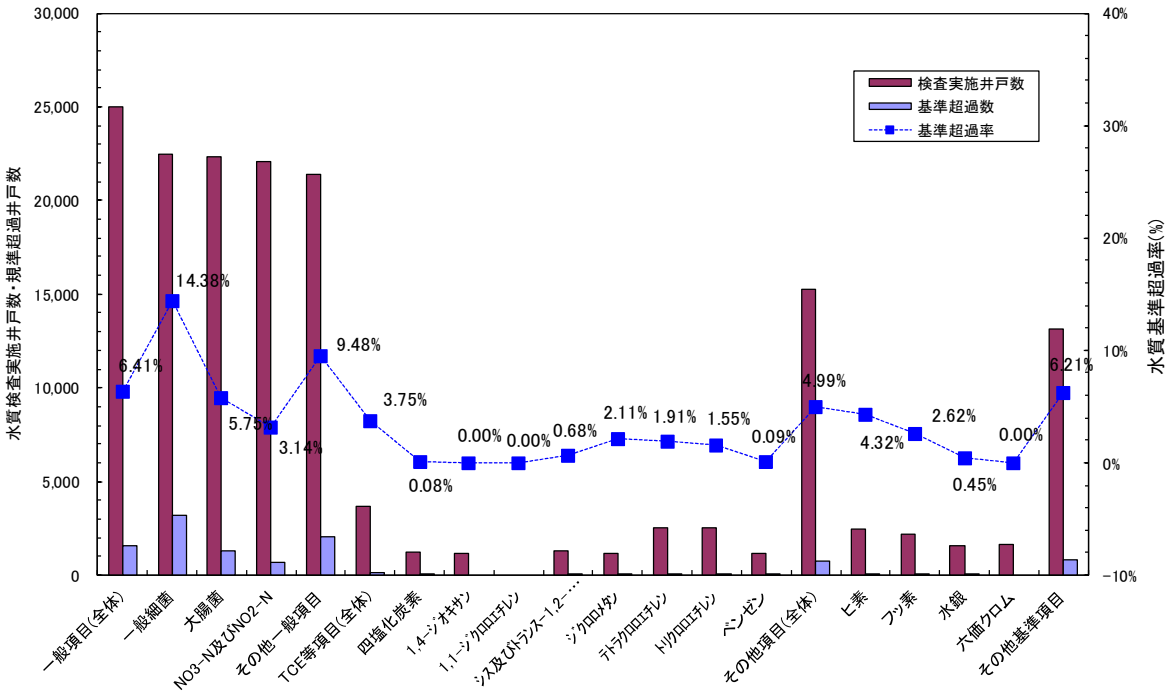

図 3-13　飲用井戸等における項目別水質検査状況（平成 30 年度）

表 3-26　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（都道府県、特別区、保健所設置市）

都道府県	種類	施行日	対象施設
北海道	要領	H1.5.1	全施設
青森県	条例	S47.12.23	一般需要で100人以下又は、一般需要以外で30人以上100人以下
	要領	S62.8.21	全施設
岩手県	条例	S33.7.10	100人超過
	要領	H15.3.31	
宮城県	条例	S50.7.1	100人以下30人以上
秋田県	条例	S35.7.1	100人以下30人以上
	要領	S62.4.1	全施設
山形県	条例	S44.4.1	50人以上
	要領	H3.11.20	50人以下
福島県	条例	S54.10.1	50人超
	要領	H1.10.1	
茨城県	条例	S56.4.1	50人以上及び賃貸住宅
栃木県	条例	S38.10.8	50人以上の施設、学校
	要領	H1.6.15	50人未満
群馬県	条例	H23.4.1	
埼玉県	条例	S32.3.30	50人以上又は10世帯以上
千葉県	条例	S37.6.1	50人以上
東京都	条例	H15.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	条例	H7.7.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H19.10.23	全施設
新潟県	条例	S33.3.31	30人以上
富山県	要領	H14.4.22	全施設
石川県	要領	S63.4.1	
福井県	要領	S63.4.1	全施設
山梨県	条例	H16.11.1	全施設
	要領	H14.12.4	全施設
長野県	要領	H4.12.21	全施設(旅館等を除く)
岐阜県	要綱	H13.4.1	全施設
愛知県	要領	S55.4.16	全施設
三重県	条例	S41.7.5	50人以上
滋賀県	要領	H17.4.1	全施設
京都府	条例	S24.3.22	業務用井戸及び10世帯以上
	その他	H25.7.1	全施設
大阪府	条例	S33.10.13	50人以上または1日最大給水量7.5m3以上のもの
	要領	S60.7.1	50人未満かつ1日最大給水量7.5m3未満のもの
兵庫県	条例	S39.4.1	50人以上等
	要領	H25.4.1	
奈良県			
和歌山県			
鳥取県	要領	H3.7.24	
島根県			
岡山県	要領	H1.4.1	
広島県	要領	H5.12.1	全施設
山口県	要領	H21.4.1	全施設
徳島県	要領	S63.4.1	全施設
香川県	要領	S63.7.19	全施設
愛媛県	要領	S62.7.1	50人以上
高知県			
福岡県			
佐賀県	条例	S35.11.1	50人以上
長崎県			
熊本県	要領	H26.9.1	飲用井戸等
大分県	条例	S33.11.1	居住者50人以上100人以下
	要領	H16.4.1	全施設
宮崎県	要領	S62.4.1	全施設
鹿児島県	条例	H17.4.1	全施設
	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県			

特別区	種類	施行日	対象施設
新宿区	要綱	S62.11.18	-
目黒区	要綱	S63.4.1	飲用水を供給する井戸等
北区	要綱	S63.6.1	全施設
足立区	要領	H17.4.1	全施設

保健所設置市	種類	施行日	対象施設
札幌市	要綱	H7.10.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
函館市	要領	H1.5.1	全施設
小樽市	要領	H1.1.20	全施設
旭川市	要領	H18.4.1	全施設
青森市	要領	H19.10.1	全施設
八戸市	要領	H25.4.1	全施設
盛岡市	条例	S33.7.10	30人以上
	要領	H25.4.1	全施設
仙台市	条例	S50.7.1	30人以上
	要綱	H12.4.1	30人未満
秋田市	条例	S35.3.30	30人以上
	要領	H10.4.1	30人未満
郡山市	条例	H9.4.1	50人超
いわき市	条例	H11.4.1	50人超
	要領	H12.4.1	50人以下
宇都宮市	条例	S38.11.1	50人以上
前橋市	条例	H21.4.1	30人以上
高崎市	条例	H23.4.1	30人以上
さいたま市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
川越市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
越谷市	条例	S32.4.1	50人以上又は10世帯以上
千葉市	条例	H4.4.4	50人以上
船橋市	条例	H15.4.1	50人以上
柏市	条例	H20.4.1	50人以上
八王子市	条例	H19.4.1	全施設
	要綱	H19.4.1	全施設
町田市	条例	H23.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H23.4.1	全施設
横浜市	条例	H3.12.25	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
川崎市	条例	H7.10.1	
	要綱	S62.12.8	専ら一戸の住宅
相模原市	条例	H12.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するもの等を除く)
	要綱	H27.4.1	全施設
横須賀市	条例	H8.10.1	全施設
	要領	H23.4.1	全施設
藤沢市	条例	H18.4.1	全施設(専ら一戸の住宅に供給するものを除く)
茅ヶ崎市	条例	H25.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
新潟市	条例	H12.4.1	水道水以外の水を利用する食品営業施設
富山市	要領	H26.8.22	飲用水の衛生に係る法令の適用外
金沢市	要領	H16.4.1	全施設
長野市	要綱	H16.4.1	全施設
岐阜市	要綱	H6.4.1	全施設
静岡市	要綱	H15.4.1	全施設
浜松市	要領	H15.4.1	
名古屋市	要綱	S52.1.1	受水タンクを有する建築物
豊橋市	要領	H12.4.1	簡易専用水道以外の貯水槽水道
岡崎市	要領	H18.9.4	全施設
豊田市	要領	H16.2.12	全施設
四日市市	条例	S41.10.1	50人以上
大津市	要綱	H21.4.1	全施設
京都市	要領	H2.10.29	全施設
大阪市			
堺市	条例	S33.10.13	50人以上
豊中市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H24.4.1	全施設
高槻市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H15.4.1	全施設
枚方市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	H26.4.1	全施設
東大阪市	条例	S33.10.13	50人以上
	要領	S63.4.1	全施設
神戸市	条例	S39.4.1	50人以上
姫路市	条例	S39.4.1	50人以上
	その他	H17.4.1	全施設
尼崎市	条例	S39.4.1	50人以上
	要綱	H20.2.1	全施設
西宮市	条例	S39.4.1	50人以上
	要領	H25.4.1	50人未満
奈良市			
和歌山市			
岡山市	要領	H6.4.1	全施設
倉敷市			
広島市	要領	S62.4.1	50人以上又は10世帯以上
呉市			
福山市			
下関市			
高松市	要綱	H11.12.1	全施設
松山市	条例	S38.7.10	50人以上
	要領	S62.7.1	全施設
高知市	要綱	H10.4.1	全施設
北九州市			
福岡市	要領	S64.1.1	全施設
大牟田市	要領	H11.4.1	全施設
久留米市			
長崎市	要綱	H15.4.1	
佐世保市			
熊本市	要綱	H5.7.1	全施設
大分市	条例	S33.11.1	50人以上
	要領	H16.4.1	全施設
	要領	H25.4.1	全施設
宮崎市	要領	H10.4.1	
鹿児島市			
那覇市			

表 3-27　飲用井戸等に係る要綱等制定状況（保健所設置市以外の市）

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
北海道	室蘭市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	釧路市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	帯広市	要綱	H25.10.1	全施設
北海道	北見市	要領	H25.4.1	-
北海道	夕張市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	網走市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	芦別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	紋別市	要領	H26.6.2	全施設
北海道	根室市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	千歳市	要領	H27.4.1	全施設
北海道	深川市	要領	H25.4.1	V≦10
北海道	富良野市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	恵庭市	要領	H26.1.28	全施設
北海道	伊達市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	北広島市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	石狩市	要領	H25.3.18	V≦10
北海道	江別市	要領	H25.4.1	全施設
北海道	登別市	要領	H28.4.1	-
青森県	五所川原市	条例	S47.12.23	100人以下
		要領	H25.4.1	全施設
青森県	十和田市	条例	S47.12.23	全施設
		要領	S62.8.21	全施設
青森県	三沢市	要領	H26.4.4	全施設
青森県	むつ市	要綱	H25.4.1	全施設
青森県	つがる市	条例	S47.12.23	100人以下
青森県	弘前市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	黒石市	要領	H25.4.1	全施設
青森県	平川市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	宮古市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	大船渡市	条例	S33.7.10	100人以上
		要領	H25.4.1	全施設
岩手県	北上市	条例	S33.7.10	100人以上
		要領	H30.5.1	全施設
岩手県	久慈市	条例	S33.7.10	100人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	一関市	条例	S33.7.10	100人以上
		要領	H25.4.1	全施設
岩手県	陸前高田市	要領	H25.4.1	全施設
岩手県	釜石市	要領	H25.4.1	簡専以外
岩手県	八幡平市	条例	S33.7.10	100人以上
		要領	H25.4.1	-
岩手県	奥州市	要綱	H25.4.1	全施設
岩手県	滝沢市	要領	S33.7.10	100人以上
		要領	H26.1.1	全施設
岩手県	花巻市	要領	H27.2.13	全施設
岩手県	二戸市	条例	H18.1.1	全施設
宮城県	石巻市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	塩竈市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	気仙沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	白石市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	名取市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	角田市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	多賀城市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	岩沼市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	登米市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	栗原市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	東松島市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	大崎市	条例	S50.7.1	30人以上
宮城県	富谷市	条例	S50.7.1	30人以上
秋田県	能代市	要綱	H25.4.1	全施設
秋田県	大館市	要領	H27.4.1	全施設
秋田県	大仙市	条例	S35.7.1	30人以上
		その他	H21.4.1	30人以上
秋田県	にかほ市	要領	H27.4.1	全施設
山形県	山形市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	米沢市	条例	H3.12.1	-
山形県	鶴岡市	条例	S44.4.1	50人以上
山形県	酒田市	条例	S44.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
山形県	寒河江市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	上山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	村山市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	長井市	条例	H3.12.1	-
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	天童市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	東根市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	尾花沢市	条例	S44.3.5	50人以上
		要領	H3.11.20	全施設
山形県	南陽市	条例	H3.12.1	-
山形県	新庄市	条例	S44.4.1	50人以上
		要領	H3.12.1	全施設
福島県	伊達市	条例	H25.4.1	-
福島県	福島市	条例	H24.12.27	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	会津若松市	条例	H25.4.1	-
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	白河市	条例	H25.4.1	51人以上
福島県	須賀川市	条例	H25.4.1	51人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
福島県	喜多方市	条例	H26.11.1	51人以上
		要領	H26.11.1	全施設
福島県	相馬市	条例	H24.12.21	50人以上
福島県	二本松市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	田村市	条例	H25.4.1	51人以上
		要領	H25.4.1	全施設
福島県	南相馬市	条例	H24.12.20	51人以上
		要領	H26.6.1	全施設
福島県	本宮市	条例	H25.4.1	50人以下
		要領	H25.4.1	全施設
茨城県	水戸市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	日立市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	土浦市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	古河市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	石岡市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	結城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	龍ケ崎市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	下妻市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常総市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸太田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	高萩市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	北茨城市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	笠間市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	取手市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	牛久市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくば市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	ひたちなか市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鹿嶋市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	潮来市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	守谷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	常陸大宮市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	那珂市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	筑西市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	坂東市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	稲敷市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	かすみがうら市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	桜川市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	神栖市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	行方市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	鉾田市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	つくばみらい市	条例	H26.4.1	50人以上
茨城県	小美玉市	条例	H26.4.1	50人以上
栃木県	栃木市	条例	S38.10.8	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
栃木県	佐野市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	鹿沼市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	日光市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	小山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	真岡市	条例	H4.5.7	50人以上
栃木県	大田原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	矢板市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須塩原市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	那須烏山市	条例	S38.10.8	50人以上
栃木県	下野市	条例	S38.10.8	50人以上
群馬県	伊勢崎市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	太田市	要綱	H25.4.1	30人以上
群馬県	沼田市	条例	H25.4.1	全施設
群馬県	館林市	条例	-	-
		その他	H25.4.1	30人以上
群馬県	渋川市	要綱	H25.4.1	50人以上
群馬県	藤岡市	条例	H25.4.1	30人以上
群馬県	みどり市	要綱	H28.3.18	30人以上
埼玉県	熊谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	川口市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	所沢市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	飯能市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	加須市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	本庄市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	深谷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	上尾市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蕨市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	戸田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	朝霞市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	和光市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	新座市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	久喜市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	北本市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	八潮市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	三郷市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	幸手市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	日高市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	吉川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	白岡市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	ふじみ野市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	秩父市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	東松山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	狭山市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	鴻巣市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	草加市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	入間市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	志木市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	桶川市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	富士見市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	蓮田市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	坂戸市	条例	S32.4.1	50人以上
埼玉県	鶴ヶ島市	条例	S32.4.1	50人以上
千葉県	銚子市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	市川市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	館山市	条例	H24.12.19	100人以下
千葉県	木更津市他	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	松戸市	条例	H24.12.1	50人以上
千葉県	野田市	条例	H26.4.1	50人以上
千葉県	茂原市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	成田市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	佐倉市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	東金市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	旭市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	習志野市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	勝浦市	条例	H24.12.14	50人以上
千葉県	市原市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	流山市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	八千代市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	我孫子市	条例	H24.12.28	50人以上
千葉県	鴨川市	条例	H25.4.1	50人以上

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
千葉県	鎌ケ谷市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	浦安市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	四街道市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	八街市	条例	H10.4.1	-
千葉県	印西市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	白井市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	富里市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	南房総市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	匝瑳市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	香取市	条例	H25.4.1	50人以上
千葉県	山武市	条例	H25.4.1	-
千葉県	いすみ市	条例	H25.4.1	全施設
千葉県	大網白里市	条例	H25.4.1	-
千葉県	君津市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	袖ケ浦市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	富津市	条例	H25.4.1	100人以下
千葉県	木更津市	条例	H25.4.1	100人以下
東京都	立川市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	三鷹市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	青梅市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	府中市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	昭島市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	調布市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小金井市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	小平市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	日野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国分寺市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	国立市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	福生市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	狛江市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東大和市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	清瀬市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	東久留米市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	武蔵村山市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	多摩市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	稲城市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	羽村市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	あきる野市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
東京都	西東京市	条例	H15.4.1	全施設
		要綱	S62.10.1	全施設
神奈川県	平塚市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	鎌倉市	条例	H25.4.1	全施設
		その他	H25.4.1	全施設
神奈川県	小田原市	条例	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
神奈川県	逗子市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	三浦市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	秦野市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	厚木市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	大和市	条例	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
神奈川県	伊勢原市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	海老名市	条例	H24.12.25	全施設
神奈川県	座間市	条例	H25.4.1	全施設
神奈川県	南足柄市	条例	H25.4.1	100人以下
神奈川県	綾瀬市	条例	H25.4.1	全施設
新潟県	南魚沼市	条例	H17.9.6	全施設
新潟県	胎内市	要領	H25.4.1	全施設
新潟県	新発田市	条例	－	－
新潟県	佐渡市	要綱	H21.4.1	全施設
新潟県	上越市	条例		－
石川県	七尾市	要領	H25.4.1	－
石川県	小松市	要領	S63.4.1	－
石川県	加賀市	要領	H27.4.1	全施設
石川県	羽咋市	要領	H25.4.1	全施設
石川県	白山市	要領	H30.1.1	全施設
石川県	能美市	要領	S63.4.1	－
石川県	野々市市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	福井市	要領	H6.4.1	全施設
福井県	敦賀市	要領	H25.4.1	全施設
福井県	小浜市	条例	S34.12.26	全施設
福井県	大野市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	甲府市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	富士吉田市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	都留市	要領	H25.4.1	100人以下
山梨県	大月市	要領	H25.4.1	－
山梨県	韮崎市	その他	H25.4.1	全施設
山梨県	南アルプス市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	北杜市	条例	H16.11.1	全施設
山梨県	甲斐市	要領	H25.4.1	全施設
山梨県	上野原市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	松本市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	上田市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	岡谷市	要領	H25.4.1	－
長野県	諏訪市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	小諸市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	伊那市	要綱	H25.3.29	全施設
長野県	大町市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	茅野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	塩尻市	条約	H25.4.1	全施設
		要綱	H25.4.1	全施設
長野県	佐久市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	千曲市	要綱	H25.4.1	全施設
長野県	安曇野市	要領	H25.4.1	全施設
長野県	中野市	条例	H17.4.1	－
長野県	東御市	その他	M33.1.0	－
長野県	飯田市	要綱	H29.4.1	全施設
岐阜県	各務原市	要綱	H25.4.1	V≦10
岐阜県	美濃加茂市	要綱	H25.4.1	－
岐阜県	下呂市	要綱	H31.4.1	全施設
静岡県	富士市	要領	H26.6.19	全施設
静岡県	湖西市	条例	S54.7.20	全施設
		その他	S54.7.20	全施設
静岡県	伊豆市	条例	H16.4.1	吐出口断面積5m2以上
愛知県	一宮市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	半田市	要綱	H25.4.1	－
愛知県	春日井市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊川市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	碧南市	その他	H27.4.1	全施設
愛知県	刈谷市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	安城市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	西尾市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	蒲郡市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
愛知県	江南市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	小牧市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	稲沢市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	新城市	要領	H25.4.1	－
愛知県	東海市	要領	H27.4.1	全施設
愛知県	大府市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知多市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	知立市	要綱	H25.4.1	全施設
愛知県	尾張旭市	その他	H25.4.1	－
愛知県	高浜市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	岩倉市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	豊明市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	田原市	要領	H25.4.1	100人以下
愛知県	弥富市	要綱	H25.4.1	井戸等自己水施設
愛知県	あま市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	日進市	要領	H25.4.1	全施設
愛知県	北名古屋市	要領	H25.4.1	全施設
三重県	伊賀市	要領	H25.4.1	－
滋賀県	長浜市	要綱	H17.4.1	全施設
滋賀県	彦根市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	近江八幡市	その他	H17.4.1	全施設
滋賀県	守山市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	栗東市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	甲賀市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	野洲市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	湖南市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	高島市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	東近江市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	米原市	要領	H17.4.1	全施設
滋賀県	草津市	条例	H15.3.1	全施設
京都府	城陽市	要領	H25.4.1	全施設
京都府	八幡市	その他	H25.7.1	全施設
京都府	舞鶴市	要領	H26.1.1	全施設
大阪府	岸和田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	－
大阪府	池田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	吹田市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	泉大津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	貝塚市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	守口市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	M33.1.0	全施設
大阪府	茨木市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	全施設
		要領	H29.4.1	全施設
大阪府	八尾市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.11.1	全施設
大阪府	泉佐野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.4.1	－
大阪府	寝屋川市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	河内長野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	松原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	－
大阪府	大東市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	和泉市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	箕面市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H25.3.28	－
大阪府	柏原市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	－
大阪府	羽曳野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	－
大阪府	門真市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
大阪府	高石市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	藤井寺市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	H29.4.1	全施設
大阪府	泉南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	-
大阪府	四條畷市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	交野市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	50人以上
大阪府	大阪狭山市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
大阪府	阪南市	条例	S33.10.13	50人以上
		要領	H25.1.1	全施設
大阪府	摂津市	条例	S33.10.13	50人以上
		要綱	S29.4.1	全施設
兵庫県	明石市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H25.4.1	50人未満
兵庫県	洲本市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	-
兵庫県	芦屋市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	伊丹市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	相生市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	豊岡市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	生活関連施設を除く
兵庫県	加古川市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	赤穂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	西脇市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宝塚市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三木市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	高砂市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	川西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	小野市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	三田市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加西市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	篠山市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	養父市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	丹波市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	南あわじ市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
兵庫県	朝来市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	淡路市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	宍粟市	条例	S39.4.1	50人以上
兵庫県	加東市	条例	S39.4.1	50人以上
		要綱	H28.3.31	-
兵庫県	たつの市	条例	S39.4.1	50人以上
		要領	H25.4.1	全施設
鳥取県	倉吉市	要綱	H9.4.1	全施設
岡山県	津山市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	総社市	要領	H26.4.1	全施設
岡山県	笠岡市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	井原市	要領	H25.4.1	全施設
岡山県	真庭市	要領	H25.4.1	-
山口県	宇部市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	山口市	要領	H26.4.1	全施設
山口県	萩市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	防府市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	下松市	要綱	H25.4.1	全施設
山口県	岩国市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	光市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	柳井市	要領	H25.4.1	-
山口県	美祢市	要領	H25.4.1	全施設
山口県	周南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	徳島市	要領	H26.4.1	全施設
徳島県	阿南市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	阿波市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	三好市	要領	H25.4.1	全施設
徳島県	鳴門市	要領	H25.4.1	全施設

都道府県	市	種類	施行日	対象施設
香川県	丸亀市	要領	H25.4.1	全施設
香川県	観音寺市	要領	H30.4.1	全施設
香川県	坂出市	要綱	H25.4.1	全施設
愛媛県	今治市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	八幡浜市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	西条市	要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	大洲市	条例	S38.7.10	50人以上
		要綱	S62.7.1	全施設
愛媛県	西予市	条例	S38.7.10	50人以上
		要領	S62.7.1	全施設
愛媛県	東温市	要領	H25.4.1	-
愛媛県	宇和島市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	四国中央市	条例	S38.7.10	50人以上
愛媛県	伊予市	条例	S38.7.10	50人以上
高知県	室戸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	安芸市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	土佐清水市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	宿毛市	要綱	H25.4.1	全施設
高知県	香美市	要綱	H25.4.1	-
高知県	須崎市	要綱	H25.4.1	10m3以下
高知県	香南市	要綱	H25.3.29	全施設
福岡県	直方市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	田川市	要綱	H16.4.1	10m3以上
福岡県	豊前市	要領	H26.4.1	全施設
福岡県	春日市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	大野城市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	宗像市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	糸島市	要領	H25.4.1	全施設
福岡県	福津市	要領	H25.4.1	-
佐賀県	佐賀市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	唐津市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	多久市	条例	H25.4.1	50人以上
佐賀県	伊万里市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	武雄市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	鹿島市	条例	H25.3.28	50人以上100人以下
佐賀県	小城市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
佐賀県	嬉野市	条例	H25.4.1	-
佐賀県	神埼市	条例	H25.4.1	50人以上100人以下
長崎県	諫早市	要領	H26.4.1	全施設
長崎県	南島原市	要領	H27.12.21	-
熊本県	人吉市	要領	H26.9.1	全施設
熊本県	山鹿市	要綱	H17.1.15	全施設
大分県	別府市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	中津市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	日田市	要綱	H25.3.26	全施設
大分県	佐伯市	要領	H25.4.1	全施設
大分県	臼杵市	要綱	H25.3.31	全施設
大分県	豊後高田市	その他	H25.4.1	全施設
大分県	宇佐市	条例	H17.3.31	-
大分県	豊後大野市	要綱	H25.4.1	-
大分県	由布市	要綱	H25.4.1	全施設
大分県	国東市	要領	H25.4.1	全施設
宮崎県	都城市	条例	H18.1.1	全施設
		要領	H25.6.18	全施設
宮崎県	延岡市	要綱	H24.12.14	-
宮崎県	小林市	条例	H30.4.1	全施設
鹿児島県	枕崎市	条例	S54.3.31	全施設
鹿児島県	薩摩川内市	要領	H26.6.1	全施設
鹿児島県	日置市	条例	H17.5.1	揚水機口径40ミリ以上
鹿児島県	霧島市	要領	H27.4.1	全施設
沖縄県	うるま市	要綱	H25.3.27	全施設

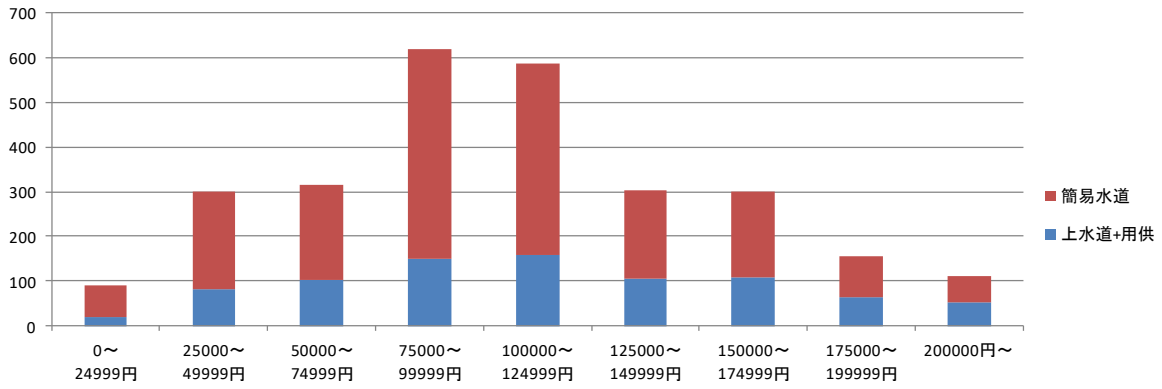

図 3-14　委託料金

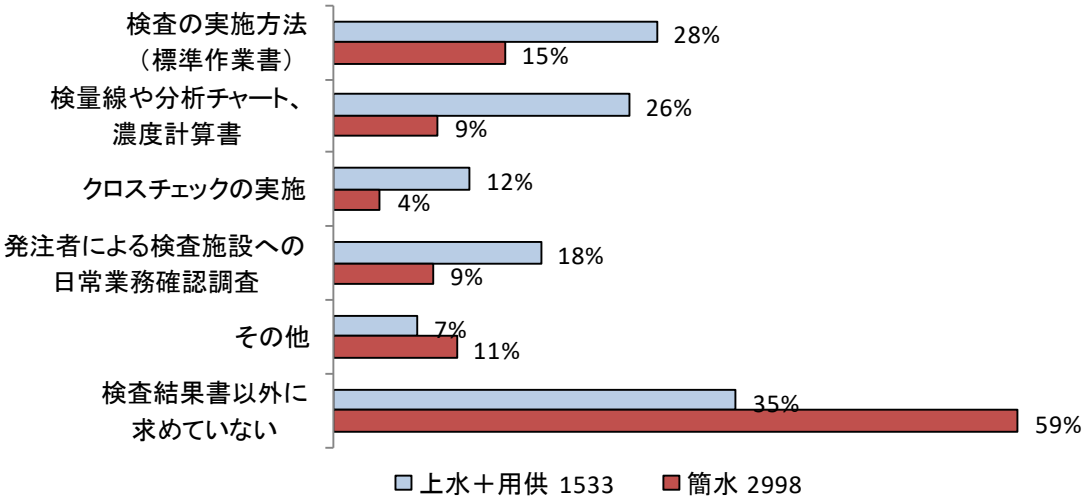

図 3-15　水質検査結果書以外に求めている事項

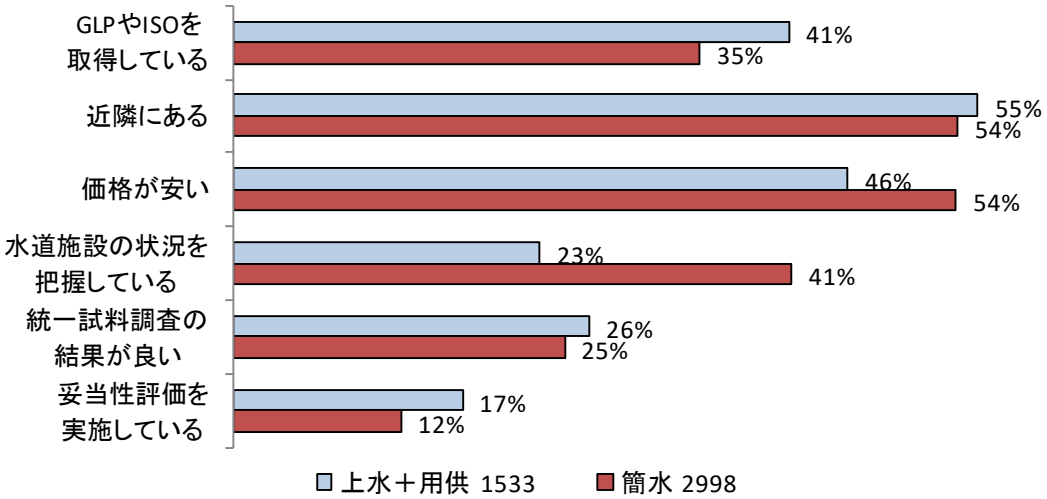

図 3-16　委託先選定の際の留意事項

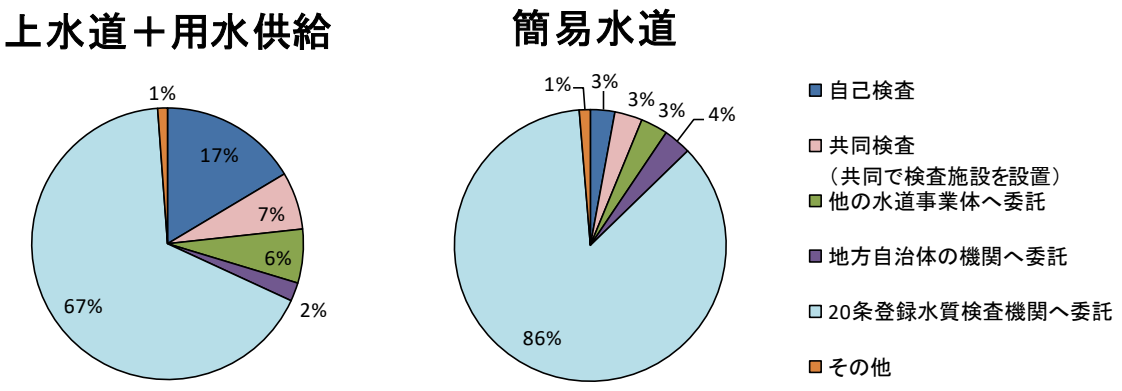

図 3-17　水質検査の実施状況

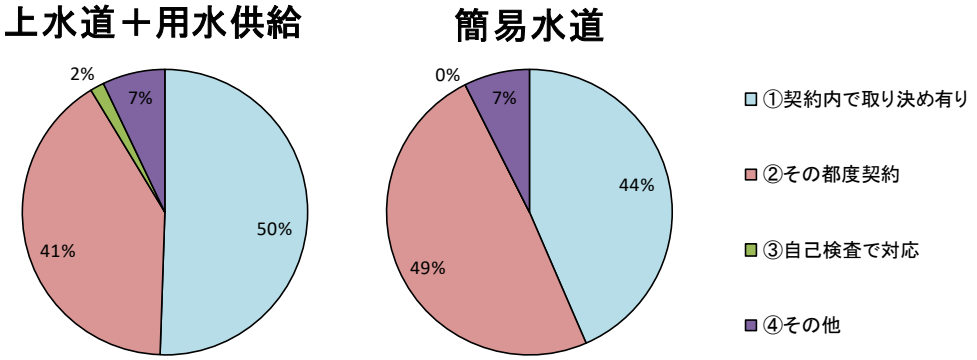

図 3-18　緊急時の水質検査

3-5. 水安全計画の策定状況等に関する調査

水安全計画の策定状況等に関する調査結果を表 3-28～表 3-、図 3-19 に示す。

表 3-28　水安全計画策定状況(1)

		上水道事業	簡易水道事業	水道用水供給事業	全事業	上水道＋用水供給
回収状況	事業数	1,345 (100.0%)	3,380 (100.0%)	87 (100.0%)	4,812 (100.0%)	1,432 (100.0%)
	回答あった事業	1,105 (82.2%)	2,082 (61.6%)	86 (98.9%)	3,273 (68.0%)	1,191 (83.2%)
	回答なし	240 (17.8%)	1,298 (38.4%)	1 (1.1%)	1,539 (32.0%)	241 (16.8%)
※策定・進捗状況	事業者数	1,345 (100.0%)	3,380 (100.0%)	87 (100.0%)	4,812 (100.0%)	1,432 (100.0%)
	着手状況	1,122 (83.4%)	2,085 (61.7%)	86 (98.9%)	3,293 (68.4%)	1,208 (84.4%)
	策定済	452 (33.6%)	212 (6.3%)	71 (81.6%)	735 (15.3%)	523 (36.5%)
	策定中	86 (6.4%)	72 (2.1%)	5 (5.7%)	163 (3.4%)	91 (6.4%)
	3年以内に着手	584 (43.4%)	1,801 (53.3%)	10 (11.5%)	2,395 (49.8%)	594 (41.5%)
	未着手	223 (16.6%)	1,295 (38.3%)	1 (1.1%)	1,519 (31.6%)	224 (15.6%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あった事業：策定予定なしの理由の回答を含む

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

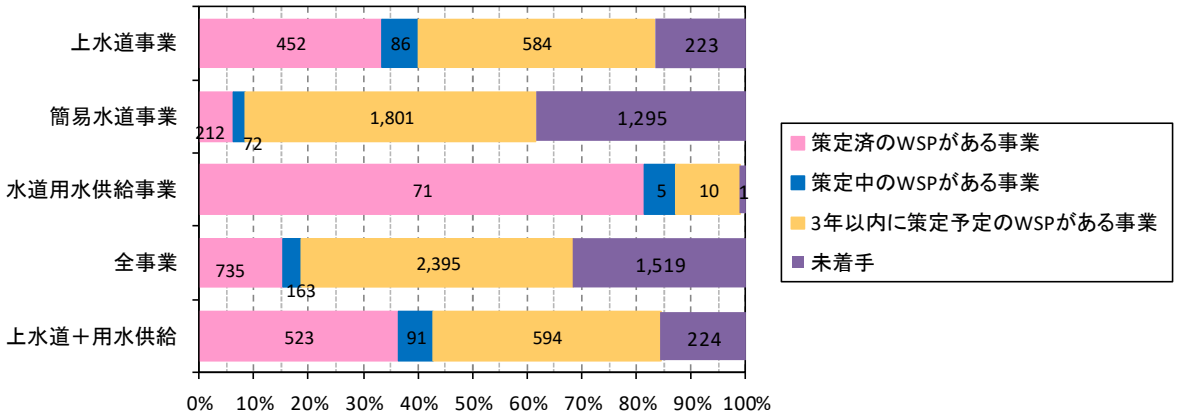

図 3-19　水安全計画策定状況

表 3-29　水安全計画策定状況(2)

		上水道事業（一事業）のみ経営	上水道事業（複数事業）のみ経営	上水道事業のみ経営	簡易水道事業（一事業）のみ経営	簡易水道事業（複数事業）のみ経営	水道用水供給事業のみ経営	上水道事業と簡易水道事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業を経営	上水道事業と水道用水供給事業と簡易水道事業を経営	簡易水道事業と水道用水供給事業を経営	全事業者	上水道事業又は水道用水供給事業を経営	簡易水道事業のみ経営
回収状況	事業者数	961 (100.0%)	20 (100.0%)	981 (100.0%)	871 (100.0%)	127 (100.0%)	65 (100.0%)	290 (100.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	2,340 (100.0%)	1,342 (100.0%)	998 (100.0%)
	回答あり(着手状況)	803 (83.6%)	17 (85.0%)	820 (83.6%)	393 (45.1%)	80 (63.0%)	64 (98.5%)	224 (77.2%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	1,587 (67.8%)	1,114 (83.0%)	473 (47.4%)
	回答なし(着手状況)	158 (16.4%)	3 (15.0%)	161 (16.4%)	478 (54.9%)	47 (37.0%)	1 (1.5%)	66 (22.8%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	753 (32.2%)	228 (17.0%)	525 (52.6%)
※策定・進捗状況	事業者数	961 (100.0%)	20 (100.0%)	981 (100.0%)	871 (100.0%)	127 (100.0%)	65 (100.0%)	290 (100.0%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	2,340 (100.0%)	1,342 (100.0%)	998 (100.0%)
	着手状況	802 (83.5%)	17 (85.0%)	819 (83.5%)	393 (45.1%)	80 (63.0%)	64 (98.5%)	224 (77.2%)	6 (100.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	1,586 (67.8%)	1,113 (82.9%)	473 (47.4%)
	策定済	351 (36.5%)	7 (35.0%)	358 (36.5%)	11 (1.3%)	8 (6.3%)	50 (76.9%)	69 (23.8%)	5 (83.3%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	501 (21.4%)	482 (35.9%)	19 (1.9%)
	策定中	60 (6.2%)	1 (5.0%)	61 (6.2%)	11 (1.3%)	2 (1.6%)	5 (7.7%)	16 (5.5%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	95 (4.1%)	82 (6.1%)	13 (1.3%)
	3年以内に着手	391 (40.7%)	9 (45.0%)	400 (40.8%)	371 (42.6%)	70 (55.1%)	9 (13.8%)	139 (47.9%)	1 (16.7%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	990 (42.3%)	549 (40.9%)	441 (44.2%)
	未着手	159 (16.5%)	3 (15.0%)	162 (16.5%)	478 (54.9%)	47 (37.0%)	1 (1.5%)	66 (22.8%)	0 (0.0%)	0 #DIV/0!	0 #DIV/0!	754 (32.2%)	229 (17.1%)	525 (52.6%)

※策定・進捗状況の異なる複数回答がある事業者については、進捗の進んでいるWSPをもとに集計した。

回答あり（着手状況）は策定済、策定中、3年以内に着手の回答があった数

未着手は策定済、策定中、3年以内に着手の回答がない数

4. クリプトスポリジウム等の検出状況の整理

4-1. 調査概要

報告された、耐塩素性病原生物（クリプトスポリジウム及びジアルジア）の検出状況等の情報について集計を行った。

（1）集計の対象年度及び各年度における集計件数

平成 24 年度～30 年度（30 年度は 30 年 12 月まで）に、厚生労働省に報告があったものを集計の対象とした。

各年度における集計件数（原水と浄水の両方で検出されたものは、合わせて 1 件として計数）を以下に示す。

・平成 25 年度	96 件	（原水および浄水で検出の事例：1 件）
・平成 26 年度	64 件	
・平成 27 年度	86 件	
・平成 28 年度（3 月時点）	77 件	
・平成 29 年度（2 月時点）	72 件	
・平成 30 年度（12 月時点）	52 件	
・平成 31-令和元年度	42 件	

（2）集計方法

都道府県及び水道事業者等からの報告書において、次の(3)に示す項目が記載されていたものについて、集計を行った。

事業者等からの報告書において、リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の記載がないものについては、「水道水質関連調査結果等整理業務」による集計結果（クリプトスポリジウム等対策実施状況調査：　データベース”FILE02.xls”）も活用した（表 4-1 参照）。

表 4-1　リスクレベルの判定等に用いたデータベースファイル

クリプトスポリジウム等の検出報告	実際の検出時期	リスクレベル、給水人口、浄水処理方法の調査に活用した「水道水質関連調査業務」のデータベースファイル	データベースファイルの調査対象期間
平成24年度	平成24年4月から25年3月	H24年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H25年度 FILE02.xls集計で確認）	平成24年4月から25年3月
平成25年度	平成25年4月から26年3月	H25年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H26年度_FILE02.xls集計で確認）	平成25年4月から26年3月
平成26年度	平成26年4月から27年3月	H26年度_FILE02集計.xls（レベルの判定のみ、H27年度_FILE02.xls集計で確認）	平成26年4月から27年3月
平成27年度	平成27年1月から27年12月	H27年度_FILE02集計.xls	平成27年4月から27年12月
平成28年度	平成28年2月から29年3月	H28年度_FILE02集計.xls	（平成28年4月から28年12月）
平成29年度	平成29年4月から30年2月	●FILE02集計_H29.xls	（平成29年4月から29年12月）
平成30年度	平成29年4月から30年12月	●クリプトスポリジウム等検出状況集計（平成20から30年度）_2019.xlsx	（平成30年4月から30年12月）
平成31－令和元年度	平成30年4月から30年12月	◆FILE03解析結果_R01（暫定終了20200207）.xlsm	（平成31年4月から令和元年12月）

（3）集計項目

原水及び浄水中でクリプトスポリジウムあるいはジアルジアが検出された事例における集計項目を表 4-2 に示す。

表 4-2　集計対象項目

原水中での検出事例報告	浄水中での検出事例報告
発生時期	発生時期
都道府県名／事業体名	都道府県名／事業体名
水道種別	水道種別
水源の名称	水源の名称
水源種別	水源種別
浄水施設名	浄水施設名
リスクレベル	リスクレベル
浄水処理方法	浄水処理方法
給水人口	給水人口
病原生物の検出濃度	病原生物の検出濃度
原因	原因
検出時の浄水濁度	検出時の浄水濁度
	健康被害発生状況
	対応経緯
	関係機関との連絡状況
	今後の対応方針

4-2. 集計結果

全国の都道府県及び水道事業者等から報告された、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検出状況等の集計結果を表 4-3 に示す。

表 4-3　クリプトポリジウム等の検出状況（1/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H25-001	-01	H25.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	3	原水					浄水施設不明
H25-002	-01	H25.04	千葉県	市原市	上水道	養老川水系高滝ダム	地表水	新井浄水場	レベル4		○			25000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-003	-01	H25.04	栃木県	栃木県企業局	用水供給	利根川水系鬼怒川	地表水	宇都宮市下岡本町　新鬼怒川橋						–	-	0.1度以下					原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-004	-01	H25.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-005	-01	H25.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	用水供給	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光浄水場	レベル4		○			62000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-006	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-007	-01	H25.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下			○	8	原水					
H25-008	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場（柏井浄水場東側）	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	6	原水					
H25-009	-01	H25.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下			○	2	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727)
H25-010	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	三郷浄水場	レベル4		○			2480000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-011	-01	H25.04	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	朝霞浄水場	レベル4		○			2699000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-012	-01	H25.05	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-013	-01	H25.05	奈良県	桜井市上下水道部	上水道	倉橋溜池	地表水	外山浄水場	レベル4	○	○			37000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-014	-01	H25.05	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町浄水場	レベル4		○			2059000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-015	-01	H25.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331)
H25-016	-01	H25.05	山口県	下関市上下水道局	上水道	内日貯水池	地表水	長府浄水場他	レベル4	○	○	○		229845	-	0.1度以下			○	19	原水					給水人口の内訳(長府浄水場:222346/高尾浄水場:7499)
H25-017	-01	H25.06	東京都	東京都	上水道	利根川水系荒川	地表水	東村山浄水場	レベル4		○			2602000	-	0.1度以下	○	4			原水					
H25-018	-01	H25.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下	○	7			原水					
H25-019	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-020	-01	H25.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-021	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川（間中橋付近）						–	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-022	-01	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村								不明	○	1			原水					飲料水供給施設
H25-022	-02	H25.07	北海道	北海道	小規模水道	湧水	地表水	北海道島牧村								不明	○	2			浄水	不明	島牧村（箱水）によるポリタンク給水実施。	週末の健康被害発生情報に備えて連絡体制を確保。	膜処理装置設置準備中。	飲料水供給施設
H25-023	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	那珂川水系那珂川	地表水	那珂川水系那珂川（都賀烏山市川澄付近）						–	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-024	-01	H25.07	栃木県	栃木県	上水道	渡良瀬川水系思川	地表水	渡良瀬川水系思川（清州橋付近）						–	-	0.1度以下	○	3			原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-025	-01	H25.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-026	-01	H25.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727)
H25-027	-01	H25.08	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1224382	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-028	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-029	-01	H25.08	千葉県	夷隅郡大多喜町	上水道	養老川水系養老川	地表水	面白浄水場	レベル4		○			2177	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-030	-01	H25.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場（ちば野菊の里浄水場他）	レベル4	○	○			684744	-	0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳(ちば野菊の里浄水場:193413/栗山浄水場:491331)
H25-031	-01	H25.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川	地表水	飯泉取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-032	-01	H25.09	大阪府	大阪府健康医療部	簡易水道	天王川支流	地表水	天王浄水場	レベル4			○		175	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-033	-01	H25.09	東京都	八王子市	専用水道	井戸水	被圧地下水（深井戸）	特別養護老人ホーム　小松原園	レベル3					100	-	不明			○		原水					
H25-034	-01	H25.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4		○			114007	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-035	-01	H25.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ヶ原町藤古川ダム	地表水	藤古川浄水場	レベル4	○	○		○	3000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-036	-01	H25.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川	地表水	牡家取水管理事務所			○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					浄水施設不明、給水人口不明
H25-037	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道	レベル4		○			261598	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-038	-01	H25.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			397004	-	0.1度以下	○	1	○	6	原水					
H25-039	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	印旛沼	地表水	印旛取水場（柏井浄水場東側）	レベル4	○	○			400000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-040	-01	H25.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場（柏井浄水場西側他）	レベル4	○	○			1031829	-	0.1度以下			○	1	原水					給水人口の内訳(柏井浄水場西側:698102/北総浄水場:333727)
H25-041	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道	大川浄水場原水管	地表水	大川浄水場	レベル4	○	○			1559	-	不明	○	1			原水					
H25-042	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			398101	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-043	-01	H25.11	東京都	東京都	上水道		地表水	秋ヶ瀬取水堰（朝霞浄水場他）	レベル4		○			5900000	-	0.1度以下	○	2			原水					給水人口の内訳(朝霞浄水場:2800000/東村山浄水場:2300000/三園浄水場:800000)
H25-044	-01	H25.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工		○	○			1000000	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H25-045	-01	H25.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			734845	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-046	-01	H25.11	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			36956	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水施設不明
H25-047	-01	H25.12	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-048	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	涸沼川浄水場	レベル4	○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-049	-01	H25.12	大阪府	能勢町	簡易水道		地表水	妙見山取水場				○		5	-	0.1度以下	○	5			原水					浄水施設不明
H25-050	-01	H25.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			230000	-	0.1度以下	○	2			原水					浄水施設不明
H25-051	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水					

表 4-4　クリプトポリジウム等の検出状況（2/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H25-052	-01	H25.12	茨城県	茨城県企業局	用水供給	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-053	-01	H25.12	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（長柄ダム）	地表水	長柄浄水場	レベル4	○	○			149000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-054	-01	H26.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-055	-01	H26.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	本城浄水場	レベル4	○	○			67385	-	0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H25-056	-01	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			264278	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H25-057	-02	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	4	原水					
H25-058	-03	H26.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口	レベル4	○	○			231672	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-059	-01	H26.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398101	-	0.1度以下			○	5	原水					
H25-060	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-061	-01	H26.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	-	0.1度以下	○	5	○	5	原水					
H25-062	-01	H26.01	大阪府	池田市上下水道部	上水道	猪名川	地表水	池田市古江浄水場猪名川取水口	レベル4	○	○			103000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-063	-01	H26.01	東京都	東京都	上水道	–	地表水	三郷取水庭（埼玉県三郷市新和）	レベル4		○			4500000	-	0.1度以下			○	1	原水					（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷浄水場：2,000,000人（平成24年度配水量等による概算）
H25-064	-01	H26.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127000	-	不明			○	2	原水					
H25-065	-01	H26.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光取水場		○	○			62000	-	0.1度以下	○	24	○	3	原水					
H25-066	-01	H26.02	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-067	-01	H26.02	長野県	長野県企業局	上水道	千曲川	地表水	上田市小牧地籍　上田農水頭首工		○	○			35000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-068	-01	H26.02	大阪府	大阪市水道局	上水道	淀川	地表水	柴島浄水場	レベル4	○	○			2666371	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-069	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川　取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-070	-01	H26.02	岐阜県	岐阜県	専用水道	支流	地表水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800	-	0.1度以下	○	3			原水					水源として「支流」とのみ記載
H25-071	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	14	原水					
H25-072	-02	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下	○	1	○	18	原水					
H25-073	-03	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	3	原水					
H25-074	-01	H26.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川　取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-075	-01	H26.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		154778	-	0.1度以下	○	1			原水					（浄水処理方法）蛇田浄水場及び須江山浄水場：凝集沈殿、急速ろ過、大街道浄水場：凝集沈殿、緩速ろ過
H25-076	-01	H26.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H25-077	-01	H26.02	東京都	東京都	上水道	–	地表水	金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場地先）	レベル4		○			10400000	-	0.1度以下	○	3	○	4	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷
H25-078	-02	H26.02	東京都	東京都	上水道	–	地表水	秋ヶ瀬取水堰（埼玉県志木市宗岡）			○			10400000	-	0.1度以下	○	2	○	7	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷
H25-079	-01	H26.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4139442	-	0.1度以下			○	7	原水					
H25-080	-01	H26.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）			○			398101	-	0.1度以下			○	14	原水					
H25-081	-01	H26.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			114000	-	0.1度以下	○	26	○	1	原水					
H25-082	-01	H26.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)	レベル4	○	○			179000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-083	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-084	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	-	0.1度以下	○	2			原水					
H25-085	-01	H26.03	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川（長柄ダム）	地表水	長柄取水場		○	○			149000	-	0.1度以下	○	3			原水					
H25-086	-01	H26.03	京都府	京都市上下水道局	上水道	琵琶湖	地表水	第2疏水取水口		○	○			1450000	-	0.1度以下			○	3	原水					
H25-087	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	–	地表水	カロー谷（東京都奥多摩町）			○	○		3327100	-	0.1度以下	○	1			原水					[illegible]
H25-088	-01	H26.03	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	地表水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）			○			765677	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-089	-01	H26.03	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水及び伏流水）	地表水	谷ケ原浄水場	レベル4	○	○	○		440000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-090	-01	H26.03	東京都	東京都	上水道	–	地表水	沼本ダム（沼本調整池）　長沢浄水場	レベル4		○			700000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-091	-01	H26.03	岐阜県	岐阜県	簡易水道	戸谷水源・寄合谷水源	地表水	戸谷水源・寄合谷水源取水施設				○		255	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-092	-01	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県南水道事務所利根川浄水場　取水口		○	○			264278	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-093	-02	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　利根川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H25-094	-03	H26.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	県西水道事務所水海道浄水場　鬼怒川取水口		○	○			231672	-	0.1度以下			○	2	原水					
H25-095	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H25-096	-01	H26.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1290000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-001	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下	○	1			原水					給水人口記載なし
H26-002	-01	H26.04	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）			○			398101	-	0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H26-003	-01	H26.04	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1280000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-004	-01	H26.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			1006000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-005	-01	H26.05	岐阜県	岐阜県	簡易水道	谷水	地表水	大崎取水場				○		26	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-006	-01	H26.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-007	-01	H26.05	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			50700	-	0.1度以下			○	1	原水					

表 4-5　クリプトポリジウム等の検出状況（3/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	浄水処理方法 急速ろ過	浄水処理方法 緩速ろ過	浄水処理方法 消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	クリプトスポリジウムの検出 濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	ジアルジアの検出 濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H26-008	-01	H26.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局 県中央水道事務所涸沼川 取水口		○	○			136607	-	0.1度以下			○	6	原水					
H26-009	-01	H26.05	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			734845	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-010	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	フトウ谷水源	地表水	フトウ谷水源取水施設				○		64	-	0.1度以下	○	3			原水					
H26-011	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	コウクルビ谷水源	地表水	コウクルビ谷水源取水施設			○			76	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-012	-01	H26.06	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場　跳滝取水口	レベル4	○	○			21091	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-013	-01	H26.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			765677	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-014	-01	H26.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	神蛇洞水源	地表水	神蛇洞水源取水施設				○		286	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-015	-01	H26.06	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	地表水	中津川取水場		○	○			60,484	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-016	-01	H26.07	大阪府	大阪府	簡易水道	石川系水越川上流支川	地表水	青崩浄水場	レベル4	○	○			90	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-017	-01	H26.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000	-	不明			○	1	原水					
H26-018	-01	H26.07	香川県	琴平町水道事業/琴平町	上水道	堀池水源地	不圧地下水（浅井戸）	五条浄水場	レベル3	○	○			9,000	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-019	-01	H26.07	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	青山ずい道出口				○		210,000	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法「膜ろ過」
H26-020	-01	H26.07	東京都	東京都	上水道	–	地表水	三郷取水庭	レベル4		○			10400000	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷
H26-021	-02	H26.07	東京都	東京都	上水道	–	地表水	秋ヶ瀬取水堰			○			10400000	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源記載なし。 ・（給水範囲人口内訳）金町浄水場：2,500,000人、三郷浄水
H26-022	-01	H26.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-023	-01	H26.07	北海道	島牧村	簡易水道	高田の川	伏流水	永豊地区の配水池	レベル3				○	1,500	-	不明	○	1			浄水					・水源種別「湧水」 ・（クリプトスポリジウムの検出）原水からクリプトスポリジウム検
H26-024	-01	H26.07	栃木県	栃木県		渡良瀬川水系思川河川水	地表水	栃木県栃木市大光寺橋付近						–	-	0.1度以下	○	2			原水					・水道種別、浄水処理方法、給水範囲の人口について記載なし。
H26-025	-01	H26.08	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下	○	3			原水					
H26-026	-01	H26.08	北海道	富良野市	用水供給	–	伏流水	富良野市字山部24線地先				○		93	-	不明	○	2			原水					・水道種別の記載は「飲料水供給施設（茜ヶ丘水道利用組合）」
H26-027	-01	H26.08	岐阜県	岐阜県	専用水道	貝月谷支流水源地	地表水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800	-	0.1度以下	○	4	○	2	原水					「経緯」等の濁度の記載について一部矛盾がみられる。報告時点で、台風11号の影響による施設破損の影響が残っているよ
H26-028	-01	H26.08	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4139442	-	0.1度以下	○	2	○	2	原水					
H26-029	-01	H26.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650000	-	0.1度以下			○	2	原水					
H26-030	-01	H26.08	大阪府	豊中市上下水道局	上水道	猪名川	伏流水	猪名川取水場		○	○			50,700	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-031	-01	H26.09	岐阜県	岐阜県	簡易水道	東谷水源	地表水	東谷水源取水施設			○			72	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-032	-01	H26.09	北海道	置戸町	簡易水道	訓子府支流川	地表水	秋田取水場	レベル4		○			195	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-033	-01	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	小山取水場		○	○			231,672	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-034	-02	H26.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	板戸井取水場		○	○			231,672	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-035	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	地表水	扇浦浄水場水質試験室		○	○			2,025	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-036	-02	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	不圧地下水（浅井戸）	沖村浄水場着水井		○	○			463	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-037	-01	H26.09	東京都	東京都	上水道	–	地表水	檜原村　北秋川浄水場原水蛇口			○			2,330	-	0.1度以下	○	1			原水					浄水処理方法の記載は「MF膜ろ過法」
H26-038	-01	H26.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-039	-01	H26.09	長野県	長野県	簡易水道	汀ノ沢(なぎのさわ)水源	伏流水	水源					○	1,200	-	0.1度以下			○	1	原水					・水源種別「湧水」 ・発生時期は採水が行われた「H26.09」としたが、異常が認知さ
H26-040	-01	H26.10	群馬県	みどり市	上水道	利根川水系川口川	地表水	塩原浄水場　第1水源取水口	レベル4	○	○			49,624	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-041	-01	H26.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–	-	0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H26-042	-01	H26.10	広島県	広島県	簡易水道	才乙水源	伏流水	才乙水源	レベル3			○		130	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-043	-01	H26.10	栃木県	栃木県	用水供給	鬼怒川河川水	地表水	栃木県企業局 鬼怒水道事務所 栃木県宇都宮市板戸地先（鬼怒川左岸）	レベル4					–	-	0.1度以下	○	2			原水					・浄水処理方法、給水範囲の人口は記載なし。
H26-044	-01	H26.10	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			66,432	-	0.1度以下	○	1			原水					
H26-045	-01	H26.10	岐阜県	岐阜県	上水道	関ケ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ケ原町藤古川浄水場（取水位置：浄水場内）	レベル4	○	○			3,000	-	0.1度以下	○	2			原水					
H26-046	-01	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101	-	0.1度以下			○	3	原水					
H26-047	-02	H26.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道（取水位置：群馬県みどり市大間々町桐原地先）	レベル4		○			264,689	-	0.1度以下			○	1	原水					
H26-048	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	–	地表水	秋ヶ瀬取水堰			○			5,900,000	-	0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・（給水範囲の人口内訳）東村山浄水場：2,600,000人、三園
H26-049	-01	H26.10	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-050	-01	H26.10	群馬県	富岡市	上水道	南牧川	地表水	群馬県下仁田町宮室頭首工取水口		○	○			46,375		0.1度以下			○	1	原水					
H26-051	-01	H26.10	東京都	東京都	上水道	–	地表水	川苔谷（東京都奥多摩町）			○	○		3,629,800		0.1度以下	○	1			原水					・水源名称は記載なし。 ・給水範囲の人口は9箇所の浄水所の合計。内訳は割愛。
H26-052	-01	H26.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水					
H26-053	-01	H26.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○			–		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H26-054	-01	H26.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	上水道	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）		○	○			4,139,442		0.1度以下	○	2			原水					
H26-055	-01	H26.11	岐阜県	岐阜県	簡易水道	–	不圧地下水（浅井戸）	中神渕第一取水	レベル3		○			927		0.1度以下	○	1			原水					
H26-056	-01	H26.11	北海道	北海道	上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地地先			○			75,000		0.1度以下			○	1	原水					
H26-057	-01	H26.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局 県南水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水					
H26-058	-01	H26.11	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川	地表水	東金分水工		○	○			143,404		0.1度以下			○	5	原水					
H26-059	-01	H26.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			398,101		0.1度以下			○	3	原水					

表 4-6　クリプトポリジウム等の検出状況（4/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H26-060	-01	H26.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川	地表水	上菱浄水場　跳滝取水口	レベル4	○	○			21,889		0.1度以下	○	1			原水					
H26-061	-01	H26.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			–		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H26-062	-01	H26.12	岐阜県	岐阜県	用水供給	高原川支流呑水谷	地表水	呑水谷水源取水施設				○		27		0.1度以下	○	1			原水					
H26-063	-01	H26.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道(取水位置:群馬県沼田市岩本町大字巻地先)	レベル4		○			765,677		0.1度以下	○	7			原水					
H26-064	-01	H26.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	地表水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場		○	○			195509		0.1度以下			○	1	原水					
H27-001	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			―		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H27-002	-01	H27.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	6			原水					
H27-003	-01	H27.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系利根川、鬼怒川	地表水	[illegible]	レベル4	○	○			455,717		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H27-004	-01	H27.01	岐阜県	岐阜県	上水道	関ケ原町藤古川ダム	地表水	岐阜県関ケ原町藤古川浄水場(取水位置:浄水場内)	レベル4	○	○			3,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-005	-01	H27.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川(表流水及び伏流水)	地表水、伏流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-006	-01	H27.01	北海道	北海道(増毛町)	簡易水道	岩老川水系カワキの沢川	地表水	増毛町岩老　道有林12林班	レベル4			○		31		0.1度以下	○	1			原水					
H27-007	-01	H27.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下	○	5			原水					
H27-008	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼(湖沼)	地表水	印旛取水場	レベル1	○	○			315,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-009	-01	H27.01	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	地表水	木下取水場		○	○			1,011,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-010	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			64,580		0.1度以下	○	1			原水					
H27-011	-01	H27.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系高田川	地表水	千葉県銚子市白石町80番地地先		○	○			64,580		0.1度以下	○	2			原水					
H27-012	-01	H27.01	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道(取水位置:群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先)	レベル4		○			406,263		0.1度以下			○	2	原水					
H27-013	-01	H27.01	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三郷取水庭(埼玉県三郷市新和)	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下	○	8	○	1	原水					
H27-014	-01	H27.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	大久保浄水場	レベル4	○	○			―		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-015	-01	H27.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川(栗山川)	地表水	光取水場(千葉県山武郡横芝光町宝米1751番地)	レベル4	○	○			61,638		0.1度以下	○	1			原水					
H27-016	-01	H27.01	長野県	(辰野町建設水道課)	飲料水供給施設	町沢水源(湧水)	不圧地下水(浅井戸)	水源					○	35		不明	○	1			原水					
H27-017	-01	H27.01	高知県	高知県	専用水道	表流水	地表水	ゆとりすとパーク専用水道位置:高知県長岡郡大豊町中村大王字長椿　竹谷川	レベル4			○		50		0.1度以下	○	1			原水					
H27-018	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			―		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-019	-01	H27.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	9	○	1	原水					
H27-020	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	ダム放流水	地表水	吉見浄水場	レベル4	○	○			―		0.1度以下	○	5			原水					・給水人口は記載なし。
H27-021	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七宗町簡易水道(麻生給水区域)	一級河川　神渕川	地表水	麻生取水場	レベル4					1,830		0.1度以下			○	1	原水					・浄水処理方法は「膜ろ過」
H27-022	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			―		0.1度以下	○	2	○	8	原水					・給水人口は記載なし。
H27-023	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川、那珂川	地表水	茨城県企業局　県中央水道事務所涸沼川浄水場　取水口茨城県企業局　県中央水道事務所水戸浄水場　取水場	レベル4	○	○			758,362		0.1度以下			○	1	原水					
H27-024	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	4	○	1	原水					
H27-025	-01	H27.02	北海道	北海道(上砂川町)	上砂川町簡易水道	石狩川水系パンケ歌志内川	地表水	歌志内市字西山44番1地先			○			4,610		0.1度以下	○	1			原水					
H27-026	-01	H27.02	岐阜県	岐阜県	七宗町簡易水道(室兼給水区域)	室兼水源(浅井戸)	不圧地下水(浅井戸)	室兼取水場	レベル3			○		131		0.1度以下	○	1			原水					
H27-027	-01	H27.02	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	東金分水工(千葉県東金市松之郷字関ノ戸3668番地3)	レベル4	○	○			143,404		0.1度以下	○	3			原水					
H27-028	-01	H27.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川	地表水	鹿又取水場		○	○	○		190,059		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-029	-01	H27.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川水系鬼怒川、利根川	地表水	茨城県企業局　①県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場　②県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	レベル4	○	○			455,717		0.1度以下	○	3	○	3	原水					
H27-030	-01	H27.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口(松戸市七右衛門新田地先)	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H27-031	-01	H27.02	東京都	東京都	上水道	利根川水系江戸川	地表水	金町取水塔(東京都葛飾区金町浄水場地先)	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-032	-01	H27.02	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、(ダム放流水等)	地表水	新三郷浄水場　江戸川右岸	レベル4	○	○			―		0.1度以下	○	4	○	2	原水					・給水人口は記載なし。
H27-033	-01	H27.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-034	-01	H27.02	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,280,000		0.1度以下	○	4			原水					
H27-035	-01	H27.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道(取水位置:群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先)	レベル4		○			398,101		0.1度以下	○	6	○	8	原水					
H27-036	-01	H27.02	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・北部河川・倉敷ダム	地表水	北谷浄水場原水	レベル4	○	○			400,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-037	-01	H27.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			―		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H27-038	-01	H27.03	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	地表水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			65,922		0.1度以下	○	2			原水					
H27-039	-01	H27.03	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川, 鬼怒川	地表水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水場(利根川)板戸井取水場(鬼怒川)	レベル4	○	○			231,672		0.1度以下			○	4	原水					
H27-040	-01	H27.03	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	地表水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			3,330,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-041	-01	H27.03	岐阜県	岐阜県	飛騨市神岡上水道	山田川支流穴谷水源	地表水	穴谷水源地			○			6,213		0.1度以下			○	1	原水					
H27-042	-01	H27.03	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水堰(埼玉県志木市宗岡)			○			5,800,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H27-043	-01	H27.03	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H27-044	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-045	-01	H27.03	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場(取水場所:高座郡寒川町宮山4073)	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-046	-01	H27.01	福岡県	北九州市	専用水道	遠賀川、紫川、河内貯水池の混合原水（比率	地表水	新日鐵住金専用水道　戸畑浄水場		○	○			44,500		0.1度以下			○	1	原水					
H27-047	-01	H28.02	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	秋ヶ瀬取水堰(埼玉県志木市宗岡)			○			5,410,000		0.1度以下	○	3			原水					

表 4-7　クリプトポリジウム等の検出状況（5/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H27-048	-01	H27.04	北海道	（南富良野町）	簡易水道	石狩川水系エホロアカンベツ川支流一の沢川	地表水	空知郡南富良野町字北落合国有林幾寅事業区22林班二小班	レベル4			○		95		0.1度以下	○	1			原水					
H27-049	-01	H27.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（栗山川）	地表水	光取水場（千葉県山武郡横芝光町宝米1751番地）	レベル4	○	○			61,638		0.1度以下			○	1	原水					
H27-050	-01	H27.04	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	東村山浄水場(1急系)※荒川水系秋川取水堰から導水	レベル4		○			5,900,000		0.1度以下			○	2	原水					
H27-051	-01	H27.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H27-052	-01	H27.05	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	金町取水塔（東京都葛飾区金町浄水場地先）	レベル4		○			4,800,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-053	-01	H27.05	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水					
H27-054	-01	H27.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下	○	1			原水					
H27-055	-01	H27.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			650,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-056	-01	H27.06	栃木県	栃木県	用水供給	利根川水系鬼怒川河川水（原水）	地表水	栃木県企業局　鬼怒水道事務所栃木県宇都宮市板戸地先（鬼怒川左岸）	レベル4					－		0.1度以下			○	1	原水					・浄水処理方法は記載なし。・給水人口は記載なし。
H27-057	-01	H27.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-058	-01	H27.07	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下	○	1			原水					
H27-059	-01	H27.07	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	地表水	中野台取水場		○	○			127,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-060	-01	H27.08	愛媛県	愛媛県	四国中央市新宮地区北東部簡易水道	表流水	地表水	北東部浄水場	レベル4			○		204		0.1度以下			○	1	原水					
H27-061	-01	H27.09	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場（東京都板橋区地先）	レベル4		○			5,800,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-062	-01	H27.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下			○	1	原水					
H27-063	-01	H27.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-064	-01	H27.10	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水					
H27-065	-01	H27.10	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、（ダム放流水等）	地表水	新三郷浄水場　江戸川右岸	レベル4	○	○			－		0.1度以下			○	2	原水					・給水人口は記載なし。
H27-066	-01	H27.10	北海道	北海道（増毛町）	増毛町上水道	暑寒別川水系暑寒別川	地表水	増毛町暑寒沢482番地地先水源取水口	レベル4	○	○			4,159		0.1度以下	○	1			原水					
H27-067	-01	H27.10	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			396,347		0.1度以下			○	2	原水					
H27-068	-01	H27.10	埼玉県	秩父市	簡易水道	寺沢川	地表水	寺沢配水場				○		30戸		不明			○	1	原水					・給水人口は「30戸」と記載。
H27-069	-01	H27.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	道志川	地表水	川井浄水場	レベル4					540,000		0.1度以下			○	2	原水					・浄水処理方法は「膜ろ過」
H27-070	-01	H27.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,326戸		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は「6,326戸」と記載。
H27-071	-01	H27.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。
H27-072	-01	H27.11	大阪府	河内長野市	上水道	大和川水系　石川支流　石見川	地表水	三日市浄水場　取水口	レベル4	○	○			6,000		0.1度以下	○	2			原水					
H27-073	-01	H27.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川，鬼怒川	地表水	[illegible]	レベル4	○	○			491,880		0.1度以下			○	2	原水					
H27-074	-01	H27.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	地表水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,155,481		0.1度以下			○	1	原水					
H27-075	-01	H27.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H27-076	-01	H27.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川	地表水	元宿浄水場赤岩堰用水路：群馬県桐生市元宿町2108番地先	レベル4	○	○			76,132		0.1度以下			○	1	原水					
H27-077	-01	H27.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	利根川水系利根川	地表水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			396,347		0.1度以下			○	3	原水					
H27-078	-01	H27.11	北海道	北海道（江別市）	江別市上水道	石狩川水系千歳川	地表水	江別市ゆめみ野東町30番地先		○	○			119,897		0.1度以下			○	2	原水					
H27-079	-01	H27.11	長野県	長野県	伊那市上新山簡易水道	花平水源	地表水	花平水源	レベル4			○		200		0.1度以下	○	1			原水					
H27-080	-01	H27.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○			－		0.1度以下	○	4			原水					・給水人口は記載なし。
H27-081	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川	地表水	茨城県企業局　涸沼川浄水場　取水口	レベル4	○				101,798		0.1度以下	○	1			原水					
H27-082	-01	H27.12	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000		0.1度以下	○	3			原水					
H27-083	-01	H27.12	東京都	東京都	上水道	表流水	地表水	三園浄水場（東京都板橋区地先）	レベル4		○			5,410,000		0.1度以下			○	2	原水					
H27-084	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	4			原水					
H27-085	-01	H27.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	地表水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　取水口	レベル4	○	○			260,208		0.1度以下			○	2	原水					
H27-086	-01	H27.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	地表水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			1,290,000		0.1度以下	○	2	○	1	原水					
H28-001	-01	H28.02	北海道	剣淵町簡易水道	簡易水道	湧水	その他	旧12区浄水場					○	2,547		0.1度以下	○	22	○	17	原水					
H28-002	-01	H28.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。
H28-003	-01	H28.04	神奈川県	企業局水道部浄水課	上水道	相模川	地表水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-004	-01	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-004	-02	H28.04	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-005	-01	H28.04	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	地表水	光取水場		○	○			61,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-006	-01	H28.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-007	-01	H28.05	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			710,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-008	-01	H28.05	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	地表水	佐野浄水場取水口		○	○			6,392		0.1度以下			○	1	原水					
H28-009	-01	H28.05	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	地表水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-010	-01	H28.06	埼玉県	秩父広域市町村圏組合水道局	上水道	小森川	地表水	煤川浄水場			○		○	21		0.1度以下			○	1	原水					
H28-011	-01	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-011	-02	H28.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	2			原水					・給水人口は記載なし。

表 4-8　クリプトポリジウム等の検出状況（6/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H28-012	-01	H28.06	岐阜県	岐阜県	簡易水道	黒津谷	地表水	黒津浄水場 黒津谷取水地点				○		294		0.1度以下	○	1			原水					
H28-013	-01	H28.06	北海道	北海道(美幌町)	上水道	網走川水系女満別川	地表水	日並浄水場 着水井		○	○			113,180		0.1度以下	○	1			原水					
H28-014	-01	H28.06	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H28-015	-01	H28.06	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系 高滝ダム湖	地表水	高滝取水場		○	○			220,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-016	-01	H28.06	長野県	(辰野町建設水道課)	簡易水道	飯沼沢水源	その他	飯沼沢水源					○	68		0.1度以下	○	1			原水					
H28-017	-01	H28.06	長野県	(箕輪町長岡地区住民組合)	簡易水道	郷沢水源	その他	郷沢水源					○	1,200		0.1度以下			○	1	原水					
H28-018	-01	H28.06	長野県	(辰野町建設水道課、箕輪町建設水道課)	上水道	桑沢水源	地表水	桑沢浄水場着水井			○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-019	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-019	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-020	-01	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	地表水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	1			原水					・給水人口は記載なし。
H28-020	-02	H28.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	地表水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-021	-01	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	印旛取水場		○	○			320,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-021	-02	H28.07	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川	地表水	木下取水場		○	○			960,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-022	-01	H28.07	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	地表水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-023	-01	H28.07	北海道	北海道(羽幌町)	簡易水道	白浜名無川	地表水	白浜浄水場		○	○			219		0.1度以下	○	1			原水					
H28-024	-01	H28.08	長野県	長野県	上水道	栗谷俣沢、一の沢、二の沢、黒川各水源	地表水	男女沢浄水場 着水井			○			15,380		0.1度以下	○	1			原水					・給水人口はFILE02より。
H28-025	-01	H28.08	新潟県	長岡市水道局	簡易水道	塩谷川支流	地表水	明道浄水場 着水井				○		300		0.1度以下			○	1	原水					
H28-026	-01	H28.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川	地表水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	4	原水					
H28-027	-01	H28.08	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	地表水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	4	○	2	原水					
H28-028	-01	H28.09	東京都	東京都	簡易水道	利島村浄水場(貯水池)	表流水	利島村浄水場(貯水池)			○			304		0.1度以下	○	1	○	2	原水					
H28-029	-01	H28.09	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川	表流水	福井県坂井市丸岡町山久保6字釜ヶ淵29番1地先		○	○			135,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-030	-01	H28.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-031	-01	H28.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-032	-01	H28.09	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	2			原水					
H28-033	-01	H28.09	千葉県	千葉市	専用水道	地下水	不圧地下水(浅井戸)	学校法人千葉明徳学園千葉明徳短期大学					○	1,869		不明			○	7	原水					濁度記載なし
H28-034	-01	H28.10	愛媛県	愛媛県	簡易水道	上須戒水源	表流水	大洲市上須戒乙733-1				○		364		0.1度以下			○	1	原水					
H28-035	-01	H28.10	埼玉県	企業局	用水供給	表流水、(ダム放流水等)	表流水	吉見浄水場 荒川右岸		○	○			447,492		0.1度以下			○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-036	-01	H28.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-037	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道			○			265,903		0.1度以下			○	1	原水					
H28-038	-01	H28.10	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	1			原水					
H28-039	-01	H28.10	長野県	(伊那市高遠長谷水道課)	簡易水道	岩ノ沢水源(湧水)	その他	岩ノ沢水源 原水					○	100		不明			○	1	原水					
H28-040	-01	H28.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-041	-01	H28.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-042	-01	H28.11	広島県	広島県企業局	用水供給	沼田川	表流水	本郷取水場取水口		○	○	○		730,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-043	-01	H28.11	東京都	東京都	上水道	–	表流水	金町浄水場 金町取水塔			○			2,715,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-043	-02	H28.11	東京都	東京都	上水道	–	表流水	朝霞浄水場 秋ヶ瀬取水堰			○			2,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-044	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	8	○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-045	-01	H28.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下			○	1	原水					
H28-046	-01	H28.11	大阪府	箕面市	上水道	–	表流水	箕面取水場			○	○		24,683		0.1度以下			○	10	原水					
H28-047	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所		○	○					0.1度以下			○	1	原水					・給水人口は記載なし。
H28-048	-01	H28.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場		○	○			1,280,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-049	-01	H28.11	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	2			原水					
H28-050	-01	H28.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県南水道事務所利根川浄水場 取水口		○	○			260,208		0.1度以下			○	1	原水					
H28-051	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	7			原水					
H28-052	-01	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場		○	○			179,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-052	-02	H28.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場		○	○			154,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-053	-01	H28.12	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模湖	表流水	谷ケ原浄水場		○	○			950,000		0.1度以下	○	1			原水					
H28-054	-01	H28.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下	○	1	○	1	原水					
H28-055	-01	H28.12	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場 小山取水場		○	○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-056	-01	H29.01	千葉県	千葉県	上水道	養老川水系 高滝ダム	表流水	高滝取水場			○			46,902		0.1度以下			○	3	原水					
H28-057	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	–	表流水	庄和浄水場 江戸川右岸		○	○			1,145,451		0.1度以下	○	2	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-058	-01	H29.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所		○	○					0.1度以下	○	3			原水					・給水人口は記載なし。

表 4-9　クリプトポリジウム等の検出状況（7/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H28-059	-01	H29.01	千葉県	銚子市	上水道	利根川水系黒部川	表流水	千葉県香取郡東庄町新宿1465番地地先		○	○			62,419		0.1度以下	○	4			原水					
H28-060	-01	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)		○	○			179,000		0.1度以下	○	3	○	1	原水					
H28-060	-02	H29.01	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場(富吉取水口)		○	○			154,000		0.1度以下	○	3			原水					
H28-061	-01	H29.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川	表流水	中野台取水場		○	○			127,000		不明	○	1	○	1	原水					
H28-062	-01	H29.01	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	4			原水					
H28-063	-01	H29.01	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-064	-01	H29.01	東京都	東京都	上水道	－	表流水	東村山浄水場			○			5,887,000		0.1度以下			○	2	原水					
H28-065	-01	H29.01	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道			○			396,347		0.1度以下	○	3	○	2	原水					
H28-066	-01	H29.01	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川	表流水	石狩川浄水場		○	○			224,900		0.1度以下			○	0.25	原水					「ジアルジアの濃度＝1個/40L」と記載
H28-067	-01	H29.01	千葉県	南房総広域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	大多喜浄水場		○	○			198,064		0.1度以下	○	5			原水					
H28-068	-01	H29.01	埼玉県	企業局	用水供給	－	表流水	行田浄水場		○	○			1,748,900		0.1度以下	○	1	○	1	原水					・給水人口はFILE02より。
H28-069	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川	表流水	水海道浄水場　小山取水場			○			231,672		0.1度以下			○	1	原水					
H28-070	-01	H29.01	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	水海道浄水場　板戸井取水場			○			231,672		0.1度以下			○	2	原水					
H28-071	-01	H29.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場		○	○			410,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-072	-01	H29.02	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場		○	○			1,310,000		0.1度以下	○	5			原水					
H28-073	-01	H29.02	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口		○	○					0.1度以下	○	1			原水					「給水範囲の戸数＝6,392戸」と記載
H28-074	-01	H29.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口		○	○			4,220,073		0.1度以下	○	1			原水					
H28-075	-01	H29.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場		○	○			690,000		0.1度以下			○	1	原水					
H28-076	-01	H29.02	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第一水道			○			731,977		0.1度以下	○	1			原水					
H28-077	-01	H29.03	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水	表流水	群馬県県央第二水道			○			760,198		0.1度以下			○	1	原水					
H29-001	-01	H29.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-002	-01	H29.04	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第1着水井（原水）	レベル4	○	○			1,350,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康福祉局感染症対策課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-003	-01	H29.04	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-004	-01	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-004	-02	H29.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	5			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-005	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川（表流水）倉敷ダム（ダム水）、嘉手納井戸群（浅井戸）	その他	北谷浄水場	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし				
H29-006	-01	H29.05	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政課、構成団体	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-007	-01	H29.05	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川	表流水	比謝川	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水濁度管理の徹底	
H29-008	-01	H29.05	岐阜県	岐阜県	上水道	今須中町水源	不圧地下水（浅井戸）	今須中町浄水場	レベル3		○			530	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		関ケ原町、県西濃保健所	浄水濁度管理徹底・急速ろ過施設運用管理の徹底	
H29-009	-01	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-009	-02	H29.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-010	-01	H29.07	青森県	青森市	上水道	横内川	表流水	横内浄水場	レベル4			○		92,000	ハタネズミ又はマスクラット（推定）	0.1度以下			○	2		健康被害報告なし		国立感染症研究所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-011	-01	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-011	-02	H29.07	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-012	-01	H29.07	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-013	-01	H29.07	北海道	切山別村	飲料水供給施設	茂築別川水系湧水の沢川	表流水	東山浄水場				○		3	不明		○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-014	-01	H29.07	北海道	羽幌町	上水道	準用河川福寿川	表流水	準用河川福寿会　取水口	レベル4		○			6,650	前日の降雨の影響（推定）	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		留萌保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-015	-01	H29.07	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	利根川水系利根川	表流水	群馬県東部地域水道	レベル4		○			396,347	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-016	-01	H29.08	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-017	-01	H29.08	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	地表水	房総導水路東金分水工	レベル4	○	○			141,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-018	-01	H29.09	鹿児島県	鹿児島県	奄美群島地区簡易水道	指江第4（川内）水源	被圧地下水（深井戸）	指江第4（川内）水源					○	1,177	ジアルジアの検出				○	1	原水	健康被害報告なし		県川薩保健所	紫外線処理設備を施設整備したうえ、取水を再開	
H29-019	-01	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-019	-02	H29.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-020	-01	H29.09	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,508	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、岩手県、盛岡市保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-021	-01	H29.09	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	19	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-022	-01	H29.09	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-023	-01	H29.09	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川	表流水	平南川	レベル4	○	○			40,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし			ろ過水濁度管理の徹底	
H29-024	-01	H29.09	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-01	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-025	-02	H29.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系	表流水	社家取水管理事務所	レベル4	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-026	-01	H29.10	千葉県	千葉県	上水道	待崎川水系待崎川	表流水	鴨川市水道局横渚浄水場取水口	レベル4	○	○			6479戸	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-027	-01	H29.10	新潟県	新潟市水道局	上水道	中ノ口川	表流水	戸頭浄水場	レベル4	○	○			57,000	原水からクリプトスポリジウム	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		新潟県	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-10　クリプトポリジウム等の検出状況（8/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H29-028	-01	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	一津屋取水場（三島浄水場）	レベル4	○	○			613,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-028	-02	H29.10	大阪府	大阪広域水道企業団	上水道	淀川	表流水	磯島取水場（村野浄水場）	レベル4	○	○			3,480,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		大阪府健康医療部環境衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-01	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-029	-02	H29.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-030	-01	H29.10	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川	表流水	光取水場	レベル4	○	○			60,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-031	-01	H29.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	その他	西谷浄水場	レベル4	○	○			790,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-032	-01	H29.11	岐阜県	西濃保健所	専用水道	貝月谷支流	表流水	貝月リゾート水源：貝月谷支流	レベル4		○			800（1日最大利用者）	取水施設上流で動物の糞便等	0.1度以下			○		原水	健康被害報告なし		西濃保健所	クリプトスポリジウム等検査前倒し	
H29-033	-01	H29.11	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6392戸	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-034	-01	H29.11	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川	表流水	富吉浄水場（富吉取水口）	レベル4	○	○			147,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-035	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系	表流水	飯泉取水管理事務所	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-036	-01	H29.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	レベル4	○	○			4,220,073	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		厚生労働省、県総合企画部水政	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-037	-01	H29.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			410,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-038	-01	H29.11	神奈川県	川崎市上下水道局	上水道	相模川水系	表流水	長沢浄水場　第3着水井	レベル4	○	○			1,150,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-039	-01	H29.11	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水（利根川水系利根川）	表流水	群馬県県央第一水道	レベル4		○			741,104	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉部食品・生活衛生課、厚労省、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-040	-01	H29.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			1,190,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-041	-01	H29.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			700,000	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-042	-01	H29.12	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-043	-01	H29.12	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-044	-01	H29.12	群馬県	群馬県企業局	用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)	表流水	群馬県県央第二水道	レベル4		○			767,468	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-045	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局健、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-046	-01	H29.12	千葉県	千葉県水道局	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			220,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-047	-01	H29.12	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	行田浄水場	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、利根川・荒川水系連絡協議会	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-048	-01	H29.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-049	-01	H29.12	群馬県	群馬東部水道企業団	上水道	利根川水系渡良瀬川	表流水	太田渡良瀬川取水場	レベル4	○	○			116,915	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県健康福祉部衛生食品課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-01	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-050	-02	H30.1	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	社家取水管理事務所	表流水	相模川水系	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-051	-01	H30.1	千葉県	千葉県総合企画部水政課	上水道	養老川水系　高滝ダム湖	表流水	高滝取水場	レベル4	○	○			46,223	不明	0.1度以下	○	6			原水	調査中		県水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-052	-01	H30.1	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川	表流水	社家取水管理センター取水口（有馬浄水場）	レベル4	○	○			400,000	不明	0.1度以下	○	15			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-053	-01	H30.1	宮崎県	宮崎市上下水道局水道部浄水課	上水道	大淀川	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			357,000	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、宮崎県中央保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-054	-01	H30.1	東京都	東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課水道担当	上水道	荒川	表流水	三郷浄水場、三園浄水場	レベル4	○	○			3,107,000	不明	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		同一水系、感染症対策課	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-055	-01	H30.1	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川、渡良瀬川	表流水	群馬県新田山田水道、群馬県東部地域水道	レベル4	○	○			677,630	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		県健康福祉部食品・生活衛生課、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-01	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　印旛沼	表流水	印旛取水場	レベル4	○	○			320,000	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-056	-02	H30.1	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　利根川	表流水	木下取水場	レベル4	○	○			1,000,000	不明	0.1度以下			○	4	原水	健康被害報告なし		千葉県総合企画部水政課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-057	-01	H30.1	大阪府	河内長野市上下水道部水道課	上水道	大和川水系　石川	表流水	西代浄水場	レベル4	○	○			10,000	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		富田林市、大阪府藤井寺保健所、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-01	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	11	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-058	-02	H30.1	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	寒川取水事務所	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-059	-01	H30.1	埼玉県	埼玉県企業局	用水供給	ダム放流水	表流水	新三郷浄水場	レベル4	○	○			ー	不明	0.1度以下			○	5	原水	健康被害報告なし		埼玉県保健医療部生活衛生課、同一水系	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-060	-01	H30.2	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川	表流水	県西水道事務所水海道浄水場　板戸井取水場	レベル4	○	○			231,672	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		保健福祉部生活衛生課、同一水系、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-061	-01	H30.2	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川	表流水	小雀浄水場	レベル4	○	○			1,340,000	不明	0.1度以下	○	5	○	1	原水	健康被害報告なし		県保健福祉局、市健康福祉局、同一水系、厚労省	ろ過水濁度管理の徹底	
H29-062	-01	H30.2	熊本県	熊本県環境生活部環境局環境保全課水道班	上水道	一本木1号井（深井戸）及び一本木2号井（深井戸）	被圧地下水（深井戸）	一本木水源地	レベル3					35,000	不明	不明	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		熊本市保健所生活衛生課	調査中のため停止、紫外線処理を 行っている	
H30-001	-01	H30.4	群馬県	群馬県企業局	用水供給	利根川水系（渡良瀬川、利根川）	表流水	[illegible]	レベル4		○			新田山田：27227	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-002	-01	H30.4	北海道	旭川市水道局	上水道	石狩川（表流水）	表流水	石狩川浄水場	レベル4	○	○			旭川市：約217,	不明	0.1度以下	○	0.5	○	0.75	浄水	健康被害報告なし		北海道，旭川市保健所，鷹栖町に連絡	①ろ過水濁度管理の徹底。追加検査結果の結果から、汚染の継続性の有	「第2報」を採用。
H30-003	-01	H30.4	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-004	-01	H30.4	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-005	-01	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	18	○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年5月9日 神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-005	-02	H30.5	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	5	○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年5月11日 神奈川県保健福祉局生活衛生部環境衛生課、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-006	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		神奈川県保健福祉局生活衛生部生活衛生課、神奈川県企業庁企業局、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-006	-02	H30.5	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下	○	6			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈川県企業庁企業局、横浜	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-007	-01	H30.5	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川（表流水）	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約70万人（平成2	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		利根川・荒川水系水道事業者連絡協議会の会員事業体、及び千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	リスクレベルは、「ちば野菊の里浄水場」の値を採用
H30-008	-01	H30.5	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		厚生労働省、神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-009	-01	H30.5	大阪府	河内長野市	上水道	石川水系　石見川支流菜畑谷 表流水	表流水	石見川浄水場　原水	レベル4			○		321人（平成30年	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		大阪府藤井寺保健所、13:15厚生労働省へ電話連絡済み	引き続きろ過水濁度管理（高感度濁度計による24時間連続監視）を徹底	
H30-010	-01	H30.6	熊本県	熊本県	上水道（原水）	一本木2号井（深井戸）	被圧地下水（深井戸）	一本木水源地	レベル3				○	約35,000人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		熊本市上下水道局水運用課から熊本市保健所生活衛生課、感染症対策課へ	現在、一本木2号井を取水停止。排水運転を実施後再調査を行い、取水再開	

表 4-11 クリプトポリジウム等の検出状況（9/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法				給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出		ジアルジアの検出		原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
										凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ				検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）	検出の有無（検出の場合○）	濃度（個/10L）						
H30-011	-01	H30.6	岐阜県	飛騨市	上水道（上村第一）	上村第一水源（表流水）	表流水	上村第一水源	レベル4			○		390人	不明	0.1度以下			○	3	原水	健康被害報告なし		岐阜県飛騨保健所(担当者携帯)へ連絡	ﾎﾟｰﾀﾌﾞﾙ濁度計により監視を行う。	
H30-012	-01	H30.5	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	朝霞浄水場	レベル4		○			朝霞浄水場：3,0	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-013	-01	H30.7	長野県	長野県	小諸上水、菱野簡水	水石水源（湧水）、舟ヶ沢水源（湧水）	表流水	西小諸配水池	レベル3				○	小諸上水：約870	不明	0.1度以下	○	0.5			浄水	健康被害報告なし		小諸市→佐久地域振興局→県水大気環境課	今回取水停止した水源については早急に膜ろ過設	
H30-014	-01	H30.7	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域：利根川（表流水）	表流水	群馬県東部地域水道（取水位置：群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先）	レベル4		○			東部地域：40535	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-015	-01	H30.7	茨城県	茨城県企業局	上水道	涸沼川（表流水）	表流水	茨城県企業局 県中央水道事務所涸沼川浄水場 涸沼川取水口	レベル4	○	○			67,372人（涸沼川	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年7月19日 15:00 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-016	-01	H30.7	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系渡良瀬川（表流水）	表流水	元宿浄水場赤岩用水取水口：群馬県桐生市元宿町2108番地先	レベル4	○	○			74,073人（平成2	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年7月19日14時00分に群馬県健康福祉部食	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-017	-01	H30.7	大阪府	泉佐野市	上水道	大池 （表流水）	表流水	日根野浄水場 着水井サンプリング管（取水位置の高さは別紙参照）	レベル4	○	○			約39,000人	クリプトスポリジウム及びジアル	0.1度以下	○	2	○	3	原水	健康被害報告なし		泉佐野保健所と連絡	取水源の監視、ろ過水濁度管理の徹底、ろ過池の	
H30-018	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-019	-01	H30.8	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-020	-01	H30.8	埼玉県	深谷市水道事業	上水道	荒川（表流水）	表流水	川本浄水場 六堰取水口水源	レベル4		○	○		7968人（3,127世	不明	0.1度以下			○	6	原水	健康被害報告なし		平成30年8月14日10:00 埼玉県生活衛生課へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法「膜ろ過」
H30-021	-01	H30.8	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川（表流水）	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	－	○	○			4,271,696人（H29	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年8月15日 13:00 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-022	-01	H30.8	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬県県央第一水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル4		○			740,153 人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-023	-01	H30.9	岩手県	盛岡市上下水道局	上水道	中津川（表流水）	表流水	新庄浄水場着水井	レベル4	○	○			62,145人（31,280	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年9月5日17時30分 厚生労働省，岩手県，盛岡	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-024	-01	H30.9	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三園浄水場	レベル4		○			三園浄水場：76	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-024	-02	H30.9	東京都	東京都	簡易水道	表流水	表流水	御蔵島村浄水場	レベル4		○	○		298人（平成29年	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年9月13日 島しょ保健所三宅出張所及び御	ろ過水濁度管理の徹底	浄水処理方法「膜処理」
H30-025	-01	H30.9	宮城県	石巻地方広域水道企業団	－	－	－	－	－					－	－	－			○	3	原水	健康被害報告なし		県庁に報告済み	－	データがメールファイル（.msg）のみで、不明箇所あり。
H30-026	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	比謝川・長田川・天願川（表流水）、倉敷ダム（ダム水）、嘉手納井戸群（浅井戸）	－	北谷浄水場 原水	レベル4	○	○			約40万人	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		なし	11日の検出を受け、北谷浄水管理事務所には、粒	
H30-027	-01	H30.9	沖縄県	沖縄県企業局	用水供給	平南川（表流水）	表流水	平南川	－	○	○			約4万人	不明	－			○	1	原水	健康被害報告なし		なし	ろ過処理水濁度管理の強化	
H30-028	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-029	-01	H30.10	千葉県	千葉県水道局	上水道	①利根川水系 利根川（表流水）	表流水	①木下取水場	－	○	○			①約100万人（平	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年10月16日16:01利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-029	-02	H30.10	千葉県	千葉県	上水道	夷隅川水系夷隅川（表流水）	表流水	佐野浄水場取水口	レベル4	○	○			6,392戸（H29年	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月8日12時10分 千葉県総合企画部水	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-030	-01	H30.10	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下			○	2	原水	健康被害報告なし		平成30年10月23日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-031	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			－	不明		○	7			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、神奈	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-032	-01	H30.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		平成30年11月6日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-033	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			－	不明	0.1度以下	○	11			原水	健康被害報告なし		神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生課、厚生	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-034	-01	H30.11	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川（表流水）	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	－	○	○			4,271,696人（H29	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月14日 11:30 厚生労働省、千葉県総合	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-035	-01	H30.11	山形県	山形県食品安全衛生課	上水道（旧樽石簡易水道）	湧水	表流水	取水位置：村山市大字岩野	レベル3				○	139世帯 427人	－	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		－	当面、水道用水供給事業者からの受水に切り替え、	「第3報」を採用。
H30-036	-01	H30.11	群馬県	桐生市水道局	上水道	利根川水系桐生川（表流水）	表流水	上菱浄水場跳滝取水口：群馬県桐生市菱町五丁目321	レベル4	○	○			20,207人（平成2	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年11月15日17時00分に群馬県健康福祉部食	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-037	-01	H30.11	茨城県	茨城県企業局	上水道	鬼怒川（表流水）	表流水	茨城県企業局 県西水道事務所水海道浄水場 板戸井取水口	レベル4	○	○			231,672人（水海	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月20日 16:45 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-038	-01	H30.11	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系 江戸川（表流水）	表流水	矢切取水場	レベル4	○	○			約70万人（平成2	不明	0.1度以下			○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月19日15:52利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	「第1報」の方を採用。リスクレベルは、「ちば野菊の里浄水場」の値を採用
H30-039	-01	H30.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	○	○			40万人	不明	0.1度以下	○	4			原水	健康被害報告なし		横須賀市健康部保健所生活衛生課へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-040	-01	H30.11	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川浄水場	レベル4	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年11月27日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-041	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		平成30年12月10日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-042	-01	H30.12	大阪府	能勢町	上水道	表流水	表流水	妙見山浄水場	レベル4			○		給水人口 5人	原水でのクリプトスポリジウム検	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		12月13日（木）に11日（火）に採水した原水からクリプ	引き続き遠隔情報伝達装置による浄水濁度の監視	
H30-043	-01	H30.12	宮崎県	宮崎市	上水道	大淀川（表流水）	表流水	下北方浄水場(柏田取水口)、富吉浄水場(富吉取水口)	レベル4	○	○			21.0万人（下北方	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年12月17日 16時00分 宮崎県中央保健所へ	ろ過水濁度管理の徹底	原水からクリプトスポリジウム検出 ・柏田取水口：クリプトスポリジウム(1個／10L)
H30-044	-01	H30.12	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	群馬用水(利根川水系利根川)(表流水)	表流水	群馬県県央第二水道（取水位置：群馬県沼田市岩本町大字巻地先）	レベル3		○			767,468 人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		・群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-045	-01	H30.12	広島県	広島県企業局（指定管理者：㈱水みらい広島）	水道用水供給事業	沼田川（表流水）	表流水	本郷取水場取水口※ジアルジアが検出されたのは、下流の宮浦浄水場着水井	レベル4	○	○	○		74万人（計画給水	不明	0.1度超			○	9	原水	健康被害報告なし		平成30年12月19日13:00 水系を同じくする水道事	ろ過水濁度管理の徹底 水質監視の強化	「第2報」を採用。
H30-046	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1	○	1	原水	健康被害報告なし		平成30年12月19日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-047	-01	H30.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	レベル4	○	○			134万人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成30年12月26日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H30-048	-01	H30.12	岐阜県	高山市	上水道（三ツ谷）	三ツ谷水源（表流水）	表流水	三ツ谷水源取水堰	レベル4			○		10戸	不明	0.1度以下	○	2			原水	健康被害報告なし		なし	濁度計を設置、監視を行う。	
H31-R01-001	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			記載なし	不明	0.1度以下	○	32			原水	健康被害報告なし		平成31年1月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-002	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	○	○			記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月11日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-003	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		平成31年1月16日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-004	-01	H31.01	広島県	広島県企業局（指定管理者：㈱水みらい広島）	水道用水供給事業	沼田川（表流水）	表流水	本郷取水場取水口	－	○	○	○		74万人	不明	0.1度超			○	2	原水	健康被害報告なし		平成31年1月18日13:25 用水ユーザー（5水道事業	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	複数日の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-004	-02	H31.01	広島県	広島県企業局（指定管理者：㈱水みらい広島）	水道用水供給事業	沼田川（表流水）	表流水	本郷取水場取水口	－	○	○	○		74万人	不明	0.1度超			○	1	原水	健康被害報告なし		同上	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	複数日の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-005	-01	H31.01	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川（表流水）	表流水	中野台取水場	－	○	○			127,000人	不明	－	○	3	○	1	原水	健康被害報告なし		1月17日13時25分に千葉県水道局水質センター監	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-006	-01	H31.01	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、（ダム放流水等）	表流水	行田浄水場 利根川右岸	レベル4	○	○			記載なし	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月24日 埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-007	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	○	○			記載なし	不明	0.1度以下	○	10			原水	健康被害報告なし		平成31年1月25日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-008	-01	H31.01	千葉県	九十九里地域水道企業団	上水道	利根川水系利根川（ 栗山川 ）	表流水	光取水場（山武郡横芝光町宝米1751番地）	レベル4	○	○			60千人	不明	0.1度以下	○	13			原水	健康被害報告なし		平成31年1月29日14時10分 千葉県水政課及び利根	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-009	-01	H31.01	神奈川県	神奈川県企業庁	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川浄水場	－	○	○			約119万人	不明	0.1度以下	○	3			原水	健康被害報告なし		平成31年1月29日 厚生労働省、神奈川県健康医療	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-010	-01	H31.01	京都府	京都府船井郡京丹波町	上水道	京丹波町水道事業 中山浄水場 着水井	表流水	中山浄水場	－			○	○	約80人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成31年1月31日12:10、原水からクリプトスポリジ	中山浄水場停止。和知中央浄水場からの給水を継	対応終了日は2月1日
H31-R01-011	-01	H31.02	宮城県	石巻地方広域水道企業団	上水道	旧北上川（表流水）	表流水	鹿又取水場	－	○	○			160,070人	不明	0.1度以下	○	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月7日15時30分 宮城県食と暮らしの安全推	ろ過水濁度管理の徹底	

表 4-12　クリプトポリジウム等の検出状況（10/10）

処理用連番	枝番	発生時期（年/月）	都道府県名	事業体/自治体名	水道種別	水源の名称	水源種別	浄水施設名（記載がない場合、取水口等の記載があれば記す）	リスクレベル	浄水処理方法 凝集沈殿	急速ろ過	緩速ろ過	消毒のみ	給水人口（人）	原因	検出時の浄水濁度	クリプトスポリジウムの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	ジアルジアの検出 検出の有無（検出の場合〇）	濃度（個/10L）	原水/浄水の別	健康被害発生状況	対応経緯	関係機関との連絡	今後の対応方針	備考欄
H31-R01-012	-01	H31.02	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）/相模川水系（表流水）	表流水	西長沢浄水場	レベル4	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	2			原水	健康被害報告なし		平成31年2月8日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-013	-01	H31.01	広島県	広島県企業局（指定管理者：㈱水みらい広島）	水道用水供給事業	沼田川（表流水）	表流水	本郷取水場取水口	－	〇	〇	〇		74万人	不明	0.1度超			〇	2	原水	健康被害報告なし		平成31年1月18日13:25 用水ユーザー（5水道事業	ろ過水濁度管理の徹底、水質監視の強化	対応終了日は2月14日
H31-R01-014	-01	H31.02	長野県	長野県企業局	上水道	一級河川　千曲川（表流水）	表流水	上田市小牧地籍　上田農水頭首工	－	〇	〇			7.4万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		2月14日　15時　長野県環境部へ連絡済	ろ過水濁度管理（0.1度以下）の徹底	
H31-R01-015	-01	H31.02	群馬県	群馬県企業局	水道用水供給事業	東部地域：利根川（表流水）	表流水	群馬県邑楽郡千代田町大字瀬戸井地先	－		〇			405355人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		群馬県健康福祉部食品・生活衛生課、厚生労働省	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-016	-01	H31.02	千葉県	千葉県水道局	上水道	利根川水系　江戸川（表流水）	表流水	矢切取水場	－	〇	〇			約70万人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年2月19日 16:51 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-017	-01	H31.02	千葉県	北千葉広域水道企業団	水道用水供給	江戸川（表流水）	表流水	北千葉広域水道企業団取水口（松戸市七右衛門新田地先）	－	〇	〇			4,271,696人	不明	0.1度以下	〇	1	〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日 11:20 厚生労働省、千葉県総合企	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-018	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川（表流水）	表流水	茨城県企業局　県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	－	〇	〇			308,341人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日　17:40 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-019	-01	H31.02	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月21日10時58分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-020	-01	H31.02	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川（表流水）	表流水	県南水道事務所利根川浄水場　利根川取水口	－	〇	〇			308,341人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		平成31年2月20日　17:40 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-021	-01	H31.03	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	43	〇	1	原水	健康被害報告なし		2019/3/8 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-022	-01	H31.03	東京都	東京都	上水道	表流水	表流水	三郷取水庭（埼玉県三郷市新和）	レベル4		〇			2,778,000人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		周辺事業者に対しては、東京都水道局から、利根川・	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-023	-01	H31.04	栃木県	企業局	上水道、工水	鬼怒川（表流水）	表流水	鬼怒水道事務所（板戸取水場）	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年4月4日(木)16時 受水市町、企業団及び受	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-024	-01	H31.04	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	17			原水	健康被害報告なし		2019/4/5 神奈川県健康医療局生活衛生部生活衛生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-025	-01	H31.04	千葉県	野田市水道部	上水道	江戸川（表流水）	表流水	中野台取水場	－	〇	〇			127,000人	不明	記載なし	〇	1			原水	健康被害報告なし		4月11日8時55分に千葉県水道局水質センター監視	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-026	-01	H31.04	埼玉県	入間市	上水道	入間川（伏流水）	伏流水	鍵山浄水場	レベル3	〇	〇			30000人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年4月18日 埼玉県へ連絡済み	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-027	-01	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		平成31年5月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-027	-02	R01.05	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	13			原水	健康被害報告なし		平成31年5月10日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	複数の水系の記録があったため、枝番付きで記載した
H31-R01-028	-01	R01.05	高知県	高知県	簡易水道	伏流水	伏流水	梼原町簡易水道　六丁地区	レベル4			〇		171人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		記載なし	浄水でのクリプトスポリジウム検査を実施（24日開	
H31-R01-029	-01	R01.06	福井県	福井県	用水供給	九頭竜川水系竹田川（表流水）	表流水	福井県坂井市丸岡町山久保6字釜ヶ淵29番1地先	－	〇	〇			13万5千人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年6月6日 福井県医薬食品・衛生課、厚生労働省へ連絡	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-030	-01	R01.06	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	酒匂川水系（表流水）	表流水	飯泉取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	1			原水	相模原市淵野辺小学校において6月7日集団下痢症		令和元年6月11日 神奈川県健康医療局生活衛生部	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-031	-01	R01.06	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	2			原水	健康被害報告なし		令和元年6月13日10時30分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-032	-01	R01.06	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	－	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	2	〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年6月28日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-033	-01	R01.07	千葉県	千葉県企業局	上水道	利根川水系　利根川（表流水）	表流水	木下取水場	－	〇	〇			約100万人	不明	0.1度以下			〇	3	原水	健康被害報告なし		令和元年7月18日15:28 利根川・荒川水系水道事業	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-034	-01	R01.08	滋賀県	甲賀市	上水道	表流水	表流水	小川浄水場（原水）	レベル4			〇		441人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		滋賀県生活衛生課、厚生労働省水道課に電話連絡	浄水濁度0.1以下を維持するよう徹底する。浄水のク	
H31-R01-035	-01	R01.09	神奈川県	神奈川県内広域水道企業団	上水道	相模川水系（表流水）	表流水	社家取水管理事務所	－	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下	〇	4			原水	健康被害報告なし		令和元年9月6日 神奈川県健康医療局生活衛生部生	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-036	-01	R01.09	茨城県	茨城県企業局	上水道	利根川（表流水）	表流水	茨城県企業局　県西水道事務所水海道浄水場　小山取水口	－	〇	〇			256,595人	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年9月26日　16:10 保健福祉部生活衛生課,	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-037	-01	R01.11	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	小雀浄水場（取水場所：戸塚区小雀町2470）	－	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		令和元年11月14日 神奈川県健康医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-038	-01	R01.11	神奈川県	横須賀市上下水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	有馬浄水場	レベル4	〇	〇			40万人	不明	0.1度以下	〇	4			原水	健康被害報告なし		令和元年11月21日11時25分横須賀市健康部保健所	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-039	-01	R01.12	埼玉県	企業局	水道用水供給事業	表流水、（ダム放流水等）	表流水	大久保浄水場　荒川左岸	レベル4	〇	〇			記載なし	不明	0.1度以下			〇	1	原水	健康被害報告なし		令和元年12月6日　埼玉県保健医療部生活衛生課、	ろ過水濁度管理の徹底	
H31-R01-040	-01	R01.12	神奈川県	横浜市水道局	上水道	相模川（表流水）	表流水	寒川取水口（取水場所：高座郡寒川町宮山4073）	－	〇	〇			134万人	不明	0.1度以下	〇	1			原水	健康被害報告なし		令和元年12月18日 神奈川県保健医療局生活	ろ過水濁度管理の徹底	

5. 薬品基準等に関する各国の動向等の収集、整理(仕様書業務内容(4))

5-1. 各国における薬品基準等の概要

1）日本

わが国では、主要な水道用薬品について日本水道協会（JWWA）規格と日本工業規格（JIS）がある。水道事業者は、これらの規格がある水道用薬品については、厚生労働省の「水道用薬品類の評価のための試験方法ガイドライン」や通知（「水道に使用する凝集剤、薬品等の取り扱いについて」昭和 48 年 7 月 環水第 88 号厚生省環境衛生局水道課長通知）に基づき規格品を使用している。

日本水道協会規格は水道事業者等の要請に基づき制定される自主規格であるが、水道の技術的問題に配慮して規定されており、水道事業体の購入仕様等において採用されている。

日本工業規格は工業標準化法に基づく国家規格であり、水道用硫酸アルミニウム及びポリ塩化アルミニウムについては主成分と重金属等について規格値を定めている。

（1）日本水道協会（JWWA）規格

JWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-1 に示す。（取り消し線は削除された規格）

表 5-1　水道用薬品に関する日本水道協会（JWWA）規格

記号・番号	名　　称	制定・改正	備 考
K103:1979	水道用アルギン酸ソーダ	1979/4/26改正	
K107:2005	水道用水酸化カルシウム（水道用消石灰）	2014/4/1改正	一部改正*
K108:2005	水道用炭酸ナトリウム（水道用ソーダ灰）	2014/4/1改正	一部改正*
~~K110:1975~~	~~水道用メタリン酸ナトリウム~~	~~1975/6/21改正~~	
K111:1967	水道用ベントナイト試験方法	1967/8/22制定	
K113:2005-2	水道用粉末活性炭	2014/4/1改正	一部改正*
K120:2008-2	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2014/4/1改正	一部改正*
K121:1975	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	1975/12/19制定	
K122:2005	水道用水酸化ナトリウム（水道用液体かせいソーダ）	2014/4/1改正	一部改正*
~~K126:1980~~	~~水道用ポリアクリルアミド~~	~~1980/6/28制定~~	
K134:2005	水道用濃硫酸	2014/4/1改正	一部改正*
K154:2016	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2016/8/9改正	
K155:2005	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2014/4/1改正	一部改正*
K159:2010	水道用ポリシリカ鉄	2010/4/1制定	
K162:2019	水道用過酸化水素	2019/3/31制定	
K163:2019	水道用ポリアクリルアミド	2019/3/31制定	

*一部改正：水道水質基準の改正に伴う改正である

（2）日本工業規格（JIS）

水道用薬品についての JIS は、表 5-2 に示す硫酸アルミニウムとポリ塩化アルミニウムがある。

表 5-2　水道用薬品に関する日本工業規格（JIS）

記号・番号	名　　称	制定・改正
K1475	水道用ポリ塩化アルミニウム（水道用塩基性塩化アルミニウム）	2006/3/25改正
K1450	水道用硫酸アルミニウム（水道用硫酸ばんど）	2006/3/25改正

2）アメリカ

アメリカでは、主要な水道用薬品についてアメリカ水道協会（AWWA）及び NSF（National Sanitation Foundation International : アメリカ衛生財団）が規格を定めており、これらの規格がアメリカ規格協会（ANSI）で採用され国家標準となっている。

（1）アメリカ水道協会（AWWA）規格

AWWA で制定している水道用薬品規格を表 5-3 に示す。ANSI/AWWA 規格では、主成分や外観、形状、比重等の物理的性状が規定されており、重金属類の安全性については ANSI/NSF 規格で規定されている。

表 5-3　水道用薬品に関するアメリカ水道協会（AWWA）規格

記号・番号	名　　称	改正
B200	塩化ナトリウム	2017
B201	ソーダ灰	2018
B202	生石灰、消石灰	2019
B300	次亜塩素酸	2018
B301	液体塩素	2018
B302	硫安	2016
B303	亜塩素酸ナトリウム	2018
B304	液体酸素	2018
B305	無水アンモニア	2015
B306	アクアアンモニア（液体水酸化アンモニウム）	2015
B402	硫酸鉄	2018
B403	硫酸アルミニウム	2016
B404	液体ケイ酸ナトリウム	2014
B405	アルミン酸ナトリウム	2016
B406	硫酸鉄	2014
B407	液体塩化第二鉄	2018
B408	液体ポリ塩化アルミニウム	2018
B451	ポリジアリルジメチルアンモニウムクロライド	2016
B452	EPI-DMA ポリアミン	2014
B453	ポリアクリルアミド	2013
B501	水酸化ナトリウム（苛性ソーダ）	2013
B502	ポリリン酸ナトリウム（ヘキサメタリン酸ナトリウム）	2017
B503	トリポリリン酸ナトリウム	2017

B504	リン酸一ナトリウム（無水）	2018
B505	リン酸二ナトリウム（無水）	2018
B506	オルトリン酸亜鉛	2018
B510	二酸化炭素	2018
B511	水酸化カリウム	2017
B512	二酸化硫黄	2015
B550	塩化カルシウム	2017
B600	粉末活性炭	2016
B601	メタ重亜硫酸ナトリウム	2017
B602	硫酸銅	2017
B603	過マンガン酸塩	2016
B604	粒状活性炭	2018
B605	再生粒状活性炭	2018
B701	フッ化ナトリウム	2018
B702	ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム	2018
B703	ヘキサフルオロケイ酸	2019

（2）NSF 規格

NSF で制定している水道用薬品規格を表 5-4 に示す。

NSF は第三者認証や試験・規格開発を行う、ミシガン州法に基づく非営利の法人組織である。規格開発に関しては、製造事業者や規制当局、消費者の代表で構成される委員会で策定されている。

水道用薬品の NSF 規格は ANSI/NSF60（飲料水処理用薬品－健康影響）である。この規格は、浄水処理薬品から飲料水に直接添加される化学物質や汚染物質及び不純物について、健康影響にかかわる最小要件とその評価手法を定めており、JIS や後述の EN 規格のように化学物質等の許容含有量を定めるものではない。また、浄水処理薬品としての性能や臭味の要件を定めるものでもない。この規格で扱われている薬品は、凝集剤及びフロック形成剤、軟化剤、沈殿剤、金属イオン封鎖剤、pH 調整剤、腐食又はスケール防止剤、消毒及び酸化剤、処理薬品及び給水のための薬品が記載されているが、記載されたものに限定されるわけではなく、その他の水道用に使用される薬品類について適用可能である。

なお、粉末活性炭については ANSI/NSF61（飲料水処理システム構成要素－健康影響）で規定されている。

アメリカの多くの州でこれら規格に適合する薬品の使用が義務づけられている。なお、わが国の給水装置の浸出性能基準は、NSF61 に準拠しつつ、わが国の水道水質や給水装置の使用実態、試験の簡便性等を考慮して修正が加えられている。

表 5-4　水道用薬品等に関する NSF 規格

記号・番号	名　　称	改正
NSF60	Drinking Water Treatment Chemicals – Health Effects （飲料水処理用薬品－健康影響）	2016
NSF61	Drinking Water System Components– Health Effects （飲料水処理システム構成要素－健康影響）	2016

3）ヨーロッパ

ヨーロッパにおいては EN（Europian Norm）規格がある。この規格は CEN（European Committee for Standardization：ヨーロッパ標準化委員会）により制定される地域規格であるが、CEN 構成国（表 5-5 参照）においては、競合する国家規格を廃止して EN 規格を採用することが義務付けられている。従って、硫酸アルミニウムを例にすると、イギリス規格の「BS EN 878」とドイツ規格の「DIN EN 878」の内容は全く同一である。

水道用薬品に関する EN 規格を表 5-6 に示す。

表 5-5　CEN（ヨーロッパ標準化委員会）構成国

オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、マケドニア、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、オランダ、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、イギリス　　（2017年10月現在）

表 5-6　水道用薬品に関する EN 規格

記号・番号	名　称	改正	記号・番号	名　称	改正
EN878	硫酸アルミニウム	2016/3	EN883	ポリ塩化アルミニウム	2004/11
EN896	水酸化ナトリウム	2012/11	EN897	炭酸ナトリウム	2012/11
EN900	次亜塩素酸カルシウム	2014/7	EN899	硫酸	2009/3
EN901	次亜塩素酸ナトリウム	2013/5	EN973	食塩	2009/8
EN12903	粉末活性炭	2009/3	EN1209	ケイ酸ナトリウム	2003/12
EN939	塩酸	2016/5	EN937	液化塩素	2016/5
EN12386	硫酸銅	2012/10	EN12672	過マンガン酸カリウム	2016/5
EN888	塩化第二鉄	2004/11	EN890	硫酸第二鉄	2012/8
EN1407	ポリアクリルアミド（アニオン）	2008/1	EN1410	ポリアクリルアミド（カチオン）	2008/1
EN12671	二酸化塩素	41214	EN938	亜塩素酸ナトリウム	2016/5
EN12120	亜硫酸水素ナトリウム	41214	EN12124	亜硫酸ナトリウム	2012/11

4）中国

中国では、SAC（Standardization Administration of China：中国標準化管理委員会）により作成される GB 規格（Guojia Biaozhum：国家標準）がある。GB 規格は強制力の異なる次の 2 種類がある。

・GB　　：強制規格

・GB/T　：推奨（任意）規格

水処理用薬品に関する GB 規格を表 5-7 に示す。飲料水処理用の薬品については、強制規格としてポリ塩化アルミニウム（GB 15892）が制定されているのみである。なお、表 5-7 に挙げた規格に限らず、国際規格や他国規格と整合が図られている規格も多く、ポリ塩化アルミニウム（GB 15892）については JIS との整合が図られている。（取り消し線は削除された規格）

表 5-7　水処理用薬品に関する GB 規格

規格番号	名称	改正・制定	備考	国際整合
GB 15892	ポリ塩化アルミニウム	2009/4/8改正	飲料水処理用	JIS K 1475:2006
~~GB 4482~~	~~塩化第二鉄~~	~~2006/3/14改正~~	~~水処理用※~~	~~ANSI/AWWA B407:1998~~
~~GB 10531~~	~~硫酸鉄~~	~~2006/3/14改正~~	~~水処理用※~~	
~~GB 14591~~	~~ポリ硫酸鉄~~	~~2006/3/14改正~~	~~水処理用※~~	
~~GB 17514~~	~~ポリアクリルアミド~~	~~2008/9/18改正~~	~~水処理用※~~	

※これらにはⅠ類とⅡ類があり、Ⅰ類が飲用水処理用である。
【出典】SAC HP GB database
（http://220.194.5.109/stdlinfo/servlet/com.sac.sacQuery.GjbzcxServlet）

5）韓国

韓国では、飲水管理法第 36 条に基づき、環境省告示（第 2017-116 号）により水処理剤の基準・規格が定められている。環境省告示により性状や成分含有量等が定められている薬品は表 5-8 に示すとおりである。このほかでは、韓国水道協会（KWWA）規格がある（表 5-9 参照）。また、わが国の JIS に相当する KS 規格（Korean Industrial Standards：韓国工業規格）もあるが、水処理用薬品の成分量や含有物質量を規定する規格は存在しない。（取り消し線は削除された規格）

表 5-8　韓国環境省告示で規格・基準が定められている水処理薬品

ポリ塩化アルミニウム、硫酸アルミニウム、アルギン酸ナトリウム、ポリ硫酸ケイ酸アルミニウム、ポリアルミニウムヒドロキシクロロケイ酸塩、硫酸鉄、塩化第二鉄（液体）、EPI-DMA（ポリアミン）、ポリ水酸化塩化硫酸アルミニウム、高濃度次亜塩素酸、液化塩素、次亜塩素酸ナトリウム、二酸化塩素、オゾン、オンサイト生成オキシダント、過酸化水素、腐食抑制剤、水酸化カルシウム、活性炭、硫酸銅、水酸化ナトリウム、ゼオライト、イライト、硫酸、安定化二酸化塩素、二酸化炭素、過マンガン酸ナトリウム

表 5-9　水道用薬品に関する韓国水道協会（KWWA）規格

記号・番号	名　　称	改正
~~M 100~~	~~水道用アルギン酸ソーダ~~	~~2009/6/18~~
M 102	水道用ソーダ灰	2009/6/18
~~M 103~~	~~水道用メタ燐酸ナトリウム~~	~~2009/6/18~~
~~M 104~~	~~水道用ベントナイト試験方法~~	~~2009/6/18~~
M 105	水道用粉末活性炭試験方法	2009/6/18
M 106	水道用次亜塩素酸ナトリウム	2009/6/18
M 107	水道用ケイ酸ナトリウム溶液	2009/6/18
M 108	水道用ポリアクリル アミド	2009/6/18
M 109	水道用濃硫酸	2009/6/18
M 110	水道用二酸化塩素溶液	2009/6/18
M 111	水道用液体塩素	2009/6/18
M 112	水道用硫酸銅	2009/6/18

5-2. 各国における水道用薬品の現行基準・規格

各国における水道用薬品の基準・規格を一覧にして表 5-10～表 5-12 に示す。

表 5-10　水道用薬品の規格値（1）

【凝集剤（アルミニウム系）】

水道用薬品		硫酸アルミニウム											ポリ塩化アルミニウム								
No.		JWWA K155		JIS K1450		AWWA B403		EN878			韓国環境省告示2017-116		JWWA K154	JIS K1475	AWWA B408	EN883			韓国環境省告示 2017-116	GB15892	
年		2005		2006		2009		2016			2013		2016	2006	2010	2004			2013	2009	
		固体	液体	固体	液体	固体	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3	固体	液体			液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3		液体	固体
ヒ素	最大値	－	－	4 ppm	2 ppm	－	－	14 mg/kg of	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	1 ppm	－	14 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	5 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
カドミウム	最大値	－	－	2.0 ppm	1.0 ppm	－	－	3 mg/kg of	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	4 mg/kg	2 mg/kg	－	1 ppm	－	3 mg/kg of Al	50 mg/kg of Al	100 mg/kg of Al	2 mg/kg	0.0002 %	0.0002 %
クロム	最大値	－	－	10 ppm	5 ppm	－	－	30 mg/kg of	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	5 ppm	－	30 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.0005 %	0.0005 %
水銀	最大値	－	－	0.2 ppm	0.1 ppm	－	－	4 mg/kg of	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.4 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.1 ppm	－	4 mg/kg of Al	10 mg/kg of Al	20 mg/kg of Al	0.2 mg/kg	1E-05 %	1E-05 %
ニッケル	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	700 mg/kg of Al	1000 mg/kg of Al	－	－	－
鉛	最大値	－	－	10 ppm	5 ppm	－	－	40 mg/kg of	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	20 mg/kg	10 mg/kg	－	5 ppm	－	40 mg/kg of Al	200 mg/kg of Al	800 mg/kg of Al	10 mg/kg	0.001 %	0.001 %
アンチモン	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－
セレン	最大値	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg of	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Al	40 mg/kg of Al	120 mg/kg of Al	－	－	－
シアン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アンモニア性窒素	最大値	－	－	300 ppm	100 ppm	－	－	－	－	－	0.03 %	0.01 %	－	100 ppm	－	－	－	－	0.01 %	－	－
硫酸イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3.5 %	3.5 %	－	－	－	－	3.5 %	－	－
鉄	最大値	－	－	600 ppm	200 ppm	－	－	－	－	－	1 %	0.3 %	－	100 ppm	－	－	－	－	0.01 %	－	－
マンガン	最大値	－	－	25 ppm	15 ppm	－	－	－	－	－	50 mg/kg	25 mg/kg	－	15 ppm	－	－	－	－	25 mg/kg	－	－
ふっ素イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
その他		外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0-8.2%以上 pH値: 3.0以上	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 15.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分: 0.1%以下	外観 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0-8.2% pH値: 3.0以上	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 9%以上 (酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 17%以上) 不溶分: 0.5%以下	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 4.23%以上 (酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 17%以上) 不溶分: 0.2%以下	不溶分: 23g/kg以下 Iron free: Fe 1.6mg/kg of Al Low iron: 1.6<Fe≦115			性状、確認試験 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 16.0%以上 pH値: 3.0以上 不溶分:0.3%以下	性状、確認試験 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 8.0%以上 pH値: 3.0以上	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0-11.0 塩基度: 45-75% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	外観 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0-11.0% 塩基度: 45-65% pH値(10g/L溶液): 3.5-5.0	ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 2.5-13% 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 5-25% 塩基度: 10-83% 濁度: 50NTU以下	各金属はｱﾙﾐﾆｳﾑ(mg/kg)あたりの値			性状、確認試験 比重(20℃): 1.19以上 酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ pH値 塩基度: 35%以上	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 10.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 密度(20℃): 1.12g/cm³以上 不溶分: 0.2%以下 pH度: 3.5-5.0	酸化ｱﾙﾐﾆｳﾑ: 29.0%以上 塩基度: 40.0-90.0% 不溶分: 0.6%以下 pH度: 3.5-5.0

【凝集剤（鉄系、ポリマー）、凝集助剤】

水道用薬品		塩化第二鉄					硫酸第二鉄						ポリアクリルアミド			ケイ酸ナトリウム			
No.		AWWA B407	EN888			韓国環境省告示 2017-116	AWWA B406		EN890 2012			韓国環境省告示 2017-116	JWWA	EN1407 EN1410	KWWA M108	JWWA K121	AWWA B404	EN1209	KWWA M107
年		2005	2004			2013	2006		2012			2013	1980	2008	2009	1975	2008	2003	2009
		液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3		固体	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ3						液体		
ヒ素	最大値	－	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	－	－	－	5 ppm	－	9 mg/kg	5 ppm
カドミウム	最大値	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	25 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	25 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg	2 ppm	－	2 mg/kg	2 ppm	－	15 mg/kg	2 ppm
クロム	最大値	－	50 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	－	－	－	－	－	9 mg/kg	－
水銀	最大値	－	0.3 mg/kg of Fe(Ⅲ)	5 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	3 mg/kg	－	－	0.1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	5 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	2 mg/kg	1 ppm	－	1 mg/kg	0.2 ppm	－	3 mg/kg	0.2 ppm
ニッケル	最大値	－	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	300 mg/kg of Fe(Ⅲ)	350 mg/kg of Fe(Ⅲ)	500 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	－	－	－	9 mg/kg	－
鉛	最大値	－	35 mg/kg of Fe(Ⅲ)	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	400 mg/kg of Fe(Ⅲ)	80 mg/kg	－	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	100 mg/kg of Fe(Ⅲ)	400 mg/kg of Fe(Ⅲ)	50 mg/kg	20 ppm	－	20 mg/kg	10 ppm	－	30 mg/kg	10 ppm
アンチモン	最大値	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	－	－	－	－	－	－	33 mg/kg	－
セレン	最大値	－	10 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg of Fe(Ⅲ)	20 mg/kg of Fe(Ⅲ)	60 mg/kg of Fe(Ⅲ)	10 mg/kg	－	－	－	－	－	60 mg/kg	－
シアン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15 mg/kg	－
アンモニア性窒素	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
硫酸イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	750 mg/kg	－
鉄	最大値	2.5 %	－	－	－	9.6～16.2 %	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0.02 %	－	300 mg/kg	0.02 %
マンガン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ふっ素イオン	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	150 mg/kg	－
その他		塩化第二鉄: 28-47% 塩化水素: 1%以下 不溶分: 0.2%以下	ｸﾞﾚｰﾄﾞ1 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ2 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ3 マンガン: 0.5% / 1% / 2% 鉄(Ⅱ): 2.5% / 2.5% / 2.5% 不溶分: 0.2% / 0.2% / 0.2%			性状、確認試験 鉄(Ⅱ): 2.5%以下 遊離酸: 1.0%以下	鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ: 18%以上 鉄(Ⅱ)ｲｵﾝ: 1.5%以下 不溶分: 6.5%以下 硫酸: 4.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1% 鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ	鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ: 10%以上 鉄(Ⅱ)ｲｵﾝ: 0.5%以下 不溶分: 0.1%以下 硫酸: 3.5%以下 塩化物: 10ppm以下/1% 鉄(Ⅲ)ｲｵﾝ	ｸﾞﾚｰﾄﾞ1 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ2 / ｸﾞﾚｰﾄﾞ3 マンガン: 0.5% / 1% / 2% 鉄(Ⅱ): 2.5% / 2.5% / 2.5% 不溶分: 0.5% / 0.5% / 0.5%			性状、確認試験 鉄(Ⅲ): 18%以上 鉄(Ⅱ): 3%以上 遊離酸: 4.5%以下 不溶分: 6.5%以下	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 0.05%	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 200mg/kg	ｱｸﾘﾙｱﾐﾄﾞﾓﾉﾏｰ: 0.05%	比重(20℃): 1.38以上 二酸化ｹｲ素: 28-30% 酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 9-10% 不溶分: 0.2%以下	二酸化ｹｲ素: 28%以上 (酸化ﾅﾄﾘｳﾑ比: 3.25±0.03)		比重(20℃): 1.38以上 二酸化ｹｲ素: 28-30% 酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 9-10% 不溶分: 0.2%以下

表 5-11　水道用薬品の規格値（2）

【アルカリ剤、酸剤】

水道用薬品		水酸化ナトリウム						炭酸ナトリウム		水酸化カルシウム				硫酸				塩酸	
No.		JWWA K122	AWWA B501		EN896		韓国環境省告示 2017-116	JWWA K108	EN897	JWWA K107	AWWA B202	韓国環境省告示2017-116		JWWA K134	EN899	韓国環境省告示 2017-116	KWWA 2009	EN939	
年		2005	2013		2013		2013	2005	2013	2005	2007	2013		2005	2009	2013	2009	2016	
			無水	液体	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2						ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2					ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2
ヒ素	最大値	－	－	－	2 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg	5 ppm	－	0.4 mg/kg	10 mg/kg	2 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
カドミウム	最大値	－	－	－	1 mg/kg	5 mg/kg	2 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg	5 ppm	－	0.1 mg/kg	2 mg/kg	1 mg/kg	1 mg/kg	5 mg/kg
クロム	最大値	－	－	－	1 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	50 mg/kg	50 ppm	－	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	10 mg/kg
水銀	最大値	－	－	－	0.1 mg/kg	1 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.1 mg/kg	－	－	0.2 mg/kg	0.2 ppm	－	0.1 mg/kg	0.4 mg/kg	0.1 mg/kg	0.5 mg/kg	3 mg/kg
ニッケル	最大値	－	－	－	2 mg/kg	10 mg/kg	－	－	2 mg/kg	－	－	－	－	－	4 mg/kg	－	－	3 mg/kg	10 mg/kg
鉛	最大値	－	－	－	5 mg/kg	20 mg/kg	10 mg/kg	－	2 mg/kg	－	－	20 mg/kg	20 ppm	－	4 mg/kg	10 mg/kg	5 mg/kg	3 mg/kg	20 mg/kg
アンチモン	最大値	－	－	－	5 mg/kg	5 mg/kg	－	－	－	－	－	－	－	－	1 mg/kg	－	－	1 mg/kg	10 mg/kg
セレン	最大値	－	－	－	5 mg/kg	5 mg/kg	－	－	－	－	－	－	－	－	1 mg/kg	－	1 mg/kg	5 mg/kg	10 mg/kg
鉄	最大値	－	－	－	－	－	－	－	20 mg/kg	－	－	－	－	－	100 mg/kg	200 mg/kg	200 mg/kg	170 mg/kg	170 mg/kg
二酸化硫黄	最大値		－	－		－	－	－	－	－	－	－	－	－	100 mg/kg	－	－	－	－
その他		外観 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 45%以上 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 1.5%以下	酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 74.4%以上 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 96%以上 炭酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 2%以下	水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ: 50%程度	塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 2.4%以下 炭酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 0.4%以下 塩素酸ﾅﾄﾘｳﾑ: 0.7%以下		性状、確認試験 水酸化ﾅﾄﾘｳﾑ 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 1.5%以下	外観 全ｱﾙｶﾘ(Na_2CO_3として): 99%以上 加熱減量: 5%以下	不溶分: 200mg/kg以下	外観 酸化ｶﾙｼｳﾑ: 72%以上 ふるい残分: 5%以下	酸化ｶﾙｼｳﾑ: 80%以上 不溶分: 5%以下 水酸化ｶﾙｼｳﾑ: 62%以上	性状、確認試験 水酸化カルシウム: 92%以上 ふるい残分: 5%以下	性状、確認試験 水酸化カルシウム	硫酸分: 93%以上		性状、確認試験 硫酸 強熱残留物: 0.05%以下	硫酸: 93%以上	有機ハロゲン化合物（塩素換算）: 17mg/kg以下	

【塩素剤、食塩（生成次亜塩素酸ナトリウム原料】

水道用薬品		次亜塩素酸カルシウム				次亜塩素酸ナトリウム							食塩	
No.		EN900		韓国環境省告示2017-116		JWWA K120			EN901		韓国環境省告示2017-116	KWWA M106	AWWA B200	EN973
年		2014		2013		2008			2013		2013	2009	2007	2009
		ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2	一級	二級	三級	ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2				
ヒ素	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	1 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	13 mg/kg
カドミウム	最大値	5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	1.3 mg/kg
クロム	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	2 mg/kg	2 mg/kg	－	13 mg/kg
水銀	最大値	5 mg/kg of Cl	7 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	3.5 mg/kg of Cl	5 mg/kg of Cl	0.2 mg/kg	0.2 mg/kg	－	0.26 mg/kg
ニッケル	最大値	8 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	2.5 mg/kg of Cl	10 mg/kg of Cl	－	－	－	13 mg/kg
鉛	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	1 mg/kg	1 mg/kg	－	13 mg/kg
アンチモン	最大値	15 mg/kg of Cl	15 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	－	－	－	2.6 mg/kg
セレン	最大値	20 mg/kg of Cl	20 mg/kg of Cl	－	－	－	－	－	20 mg/kg of Cl	25 mg/kg of Cl	－	－	－	2.6 mg/kg
臭素酸	最大値	2.1 g/kg of Cl	4.2 g/kg of Cl	－	－	50 mg/kg	100 mg/kg	100 mg/kg	－	－	12 mg/kg	－	－	－
塩素酸	最大値	－	－	－	－	4,000 mg/kg	10,000 mg/kg	10,000 mg/kg	－	－	2,000 mg/kg	－	－	－
塩化ナトリウム	最大値	－	－	－	－	4 %	4 %	12.5 %	－	－	－	－	－	－
臭素酸ナトリウム	最大値	－	－	－	－	－	－	－	2.5 g/kg of Cl	5 g/kg of Cl	－	－	－	－
その他		単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 70%以上	性状、確認試験 有効塩素: 60%以上	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 比重(20℃): 1.16以下 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 比重(20℃): 1.16以下 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	製品Ⅰは有効塩素12%以上、製品Ⅱは有効塩素12%未満。製品Ⅱの各値は、製品Ⅰの値を有効塩素により案分。 外観 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	単位は、有効塩素1kgあたりを表す		性状、確認試験 有効塩素: 12%以上 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下	有効塩素: 5%以上 遊離ｱﾙｶﾘ: 2%以下 不溶分: 0.01%以下	色度 水分: 0.2%以下 ｶﾙｼｳﾑ・ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ: 0.15%以下 硫酸ｲｵﾝ: 0.35%以下 不溶分: 0.05%以下 不純物: 0.5%以下 油分: 0.01%以下 塩化ﾅﾄﾘｳﾑ: 99.5%以上 pH: 5-9.5	

表 5-12　水道用薬品の規格値（3）

【酸化剤】

水道用薬品		過酸化水素	過マンガン酸カリウム	二酸化塩素			亜塩素酸ナトリウム	
No.		韓国環境省告示2017-116	EN12672	EN12671	韓国環境省告示2017-116	KWWA M110	EN938	
年		2013	2016	2016	2013	2009	2016	
							ﾀｲﾌﾟ1	ﾀｲﾌﾟ2
ヒ素	最大値	1 mg/kg	20 mg/kg	－	－	1 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	1 mg/kg	1.5 mg/kg	7.5 mg/kg
クロム	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
水銀	最大値	1 mg/kg	10 mg/kg	－	－	0.1 mg/kg	1.1 mg/kg	3.7 mg/kg
ニッケル	最大値	－	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
鉛	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	5 mg/kg	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
アンチモン	最大値	－	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
セレン	最大値	1 mg/kg	50 mg/kg	－	－	－	1.1 mg/kg	7.5 mg/kg
その他		性状、確認試験 過酸化水素 遊離酸：0.05%以下 蒸発残留物：300mg/kg以下 リン酸塩：60mg/kg以下 安定性：97%以上		原材料による	使用基準	二酸化塩素：3%以上 (溶液中) 比重(20℃)：1.0-1.2 pH値：6.0-8.0 不溶分：0.01%以下	塩素酸ナトリウム：40g/kg以下 硝酸ナトリウム：1g/kg以下	

【還元剤、その他】

水道用薬品		亜硫酸水素ナトリウム	亜硫酸ナトリウム	粉末活性炭					硫酸銅			
No.		EN12126	EN12124	JWWA K113	WA B600	EN12903	韓国環境省告示2017-116	KWWA M105	AWWA 602	EN12386	韓国環境省告示2017-116	KWWA M112
年		2012	2012	2005	2010	2009	2013	2009	2008	2012	2013	2009
ヒ素	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	2 mg/kg	2 mg/kg	－	5 mg/kg	3 mg/kg	3 mg/kg
カドミウム	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	5 mg/kg as dry	1 mg/kg	0.5 mg/kg	－	10 mg/kg	－	－
クロム	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	50 mg/kg as dry	－	－	－	5 mg/kg	－	－
水銀	最大値	1 mg/kg※	0.5 mg/kg	－	－	1 mg/kg as dry	－	－	－	0.1 mg/kg	－	－
ニッケル	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	20 mg/kg as dry	－	－	－	100 mg/kg	－	－
鉛	最大値	5 mg/kg※	2 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	10 mg/kg	5 mg/kg	－	70 mg/kg	10 mg/kg	10 mg/kg
アンチモン	最大値	1 mg/kg※	2 mg/kg	－	－	5 mg/kg as dry	－	－	－	1 mg/kg	－	－
セレン	最大値	1 mg/kg※	1 mg/kg	－	－	10 mg/kg as dry	－	－	－	1 mg/kg	－	－
シアン	最大値	－	－	－	－	50 mg/kg as dry	－	－	－	－	－	－
多環芳香族炭化水素	最大値	－	－	－	－	0.2 mg/kg as dry	－	－	－	－	－	－
鉄	最大値	－	－	－	－	－	－	－	－	200 mg/kg	0.1 %	0.1 %
その他		※単位は、 40%$NaHSO_3$ 1kgあたりmg		ﾌｪﾉｰﾙ価：25以下 ABS価：50以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150ml/g以上 よう素吸着性能：900mg/g以上 pH値：4-11 塩化物イオン：0.5%以下 電気伝導率：900μS/cm以下 乾燥減量：50%以下 ふるい残分：10%以下	水分：8%以下 見かけ密度：0.2-0.75g/cc ふるい残分 よう素吸着性能：500mg/g以上	灰分：15%以下 水分：5%以下 水溶物質：3%以下 亜鉛：0.002%以下	性状、確認試験 pH値 ふるい残分 乾燥減量：50%以下 塩化物：0.5%以下 亜鉛：50mg/kg以下 フェノール価：25以下 ABS樹脂：50以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150mL/g以上 よう素吸着性能：950mg/g以上	ふるい残分：10以下(75μm，%) 電気伝導率：900μS/cm以下 フェノール価：25以下 ABS（界面活性剤）：50以下 よう素吸着性能：950mg/g以下 ﾒﾁﾚﾝﾌﾞﾙｰ脱色力：150mL/g以下 pH値：4-11 亜鉛：50mg/kg以下 塩化物：0.5%以下	硫酸銅(Ⅱ)：63.92%以下 結晶水：36.08%以下 銅25.45%以下 硫酸ｲｵﾝ：38.47%以下 不溶分：0.5%以下	不溶分：0.5%以下 水分：0.5%以下 遊離硫酸：0.2%以下	性状、確認試験 硫酸銅一水和物：98.5%以上 不溶分：0.5%以下	比重(20℃)：2.28以下 硫酸銅(Ⅱ)五水和物：98.5%以下 不溶分：0.5%以下

6. 国内外の最新の毒性情報等の収集・整理他(仕様書業務内容(5))

6-1. 内閣府食品安全委員会における評価物質

平成 31 年 3 月以降、令和 2 年 2 月 29 日までに内閣府食品安全委員会による評価結果が公表された水質基準項目等は表 6-1 に掲げた 17 物質(総合評価:2、グループ評価:3 含む)である。

これらの物質に関する評価の詳細情報として、TDI や ADI 等の根拠とされた動物実験の概要等を表 6-2 にまとめた。

入手 URL: http://www.fsc.go.jp/hyouka/index.html

表 6-1、6-2 は令和 2 年 2 月 19 日開催の水質基準逐次改正検討会等の会議資料の一部でもある。

また、過去の評価結果（H29 年度調査業務の成果物をベース）について、上記の情報を追加して表 6-3 に基準値・目標等を収集・整理した。農薬類は、対象農薬、要検討農薬類及びその他農薬類を対象とした。農薬類の分類番号は H31.4.1 の番号に基づく。

表 6-1　内閣府食品安全委員会における新規評価物質

No.	水質基準項目等	項目名	食品安全委員会における評価						
			評価品目名(評価書版No.)	CAS番号	評価品目分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI, ARfD, TDI等）
1	基-008	六価クロム化合物	六価クロム化合物（水道により供給される水の水質基準の改正）	7440-47-3	化学物質・汚染物質	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011 mg/kg 体重/日
2	対-001	1，3―ジクロロプロペン（D―D）	1,3-ジクロロプロペン（農薬第4版）	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI	0.02 mg/kg 体重/日
								ARfD	0.2 mg/kg 体重
3	対-017（総合評価）	イミノクタジン	イミノクタジン(農薬)	-	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI	0.0023(イミノクタジン換算値) mg/kg体重/日
								ARfD	0.053 mg/kg 体重(イミノクタジン換算値)
3-1	(対-017a)	イミノクタジン	イミノクタジンアルベシル酸塩(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI	0.009(0.0023:イミノクタジン換算値) mg/kg体重/日
								ARfD	0.1 mg/kg 体重(0.026:イミノクタジン換算値)
3-2	(対-017b)	イミノクタジン	イミノクタジン酢酸塩(農薬)	57520-17-9	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI	0.002(0.0013:イミノクタジン換算値) mg/kg体重/日
								ARfD	0.08 mg/kg 体重(0.053:イミノクタジン換算値)
4	グループ：対-027 他-047 他-078	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ(農薬)	15263-53-3 31895-21-3 17606-31-4	農薬	H30.12.10	R1.6.4	ADI	0.016（カルタップ塩酸塩換算）mg/kg体重/日
								ARfD	0.1 mg/kg 体重（カルタップ塩酸塩）
4-1	(対-027)	カルタップ	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI	0.03 mg/kg体重/日
								ARfD	0.1 mg/kg 体重
4-2	(他-047)	チオシクラム	チオシクラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI	0.021（0.021: カルタップ塩酸塩換算）mg/kg体重/日
								ARfD	0.1 mg/kg 体重（0.1: カルタップ塩酸塩換算）
4-3	(他-078)	ベンスルタップ	ベンスルタップ（農薬）	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI	0.025（0.016: カルタップ塩酸塩換算）mg/kg体重/日
								ARfD	0.3 mg/kg 体重（0.019: カルタップ塩酸塩換算）
5	対-029	カルボフラン	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23 H21.2.9	R2.2.4	ADI	0.00015 mg/kg体重/日
								ARfD	0.00015 mg/kg 体重
6	対-044	ジクワット	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23 H25.3.13 H25.3.12	R1.10.8	ADI	0.0058（ジクワットイオン換算値）mg/kg体重/日
								ARfD	0.75 mg/kg 体重（ジクワットイオン換算値）
7	対-055	ダゾメット	ダゾメット(農薬第2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI	0.004 mg/kg体重/日
								ARfD	0.028 mg/kg 体重
8	対-086	ブプロフェジン	ブプロフェジン（農薬第4版）	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI	0.009 mg/kg体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重
9	対-101	ベンフラカルブ	ベンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI	0.0089 mg/kg体重/日
								ARfD	0.0092 mg/kg 体重
10	要-007	テブコナゾール	テブコナゾール(農薬第5版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI	0.029 mg/kg体重/日
								ARfD	0.3 mg/kg 体重
11	他-017	オキソリニック酸	オキソリニック酸(農薬・動物用医薬品第4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI	0.021 mg/kg体重/日
								ARfD	0.06 mg/kg 体重
12	他-032	ジフェノコナゾール	ジフェノコナゾール(農薬・添加物第5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI	0.0096 mg/kg体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
13	他-048	チフルザミド	チフルザミド（農薬第3版）	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI	0.014 mg/kg体重/日
								ARfD	0.25 mg/kg 体重
14	他-077	ペルメトリン	ペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52645-53-1	農薬	H30.4.18 H24.5.21	R1.5.21	ADI	0.05 mg/kg体重/日
								ARfD	0.5 mg/kg 体重

*農薬類：対;水質管理目標設定項目15の対象農薬、要;要検討農薬、他;その他農薬類
*分類番号：H31.4.1の番号に基づく

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(1)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
1	基-008	六価クロム化合物	0.05(六価クロムの量に関して)	六価クロム化合物	TDI : 0.0011 mg/kg体重/日	慢性毒性／発がん性試験	マウス	2年間	飲水投与	十二指腸びまん性上皮過形成	BMDL10	0.11	100(種差10、個体差10、-)	R1.8.6
					実験動物等では、非発がん影響については、げっ歯類を用いた試験において、十二指腸のびまん性上皮過形成や貧血等がみられている。発がん影響については、げっ歯類を用いた飲水投与試験において、マウスでは小腸で、ラットでは口腔粘膜及び舌で、発がん頻度の有意な増加がみられていることから、六価クロムは発がん物質であると考えられた。遺伝毒性については、in vitro 試験及び飲水投与以外のin vivo 試験の多くで陽性を示したことから、六価クロムは遺伝毒性を有すると考えられるが、飲水投与条件での遺伝毒性は十分に明らかではないと考えられた。最も低用量でみられたマウスの小腸腫瘍の発がんメカニズムについては、高濃度の六価クロムに長期間ばく露されることで、六価クロムが小腸上皮細胞に持続的に損傷を与え、陰窩での過形成が起こり、その結果腫瘍形成が促進されるものと考えられた。また、トランスジェニック動物(マウス及びラット)を用いた飲水投与試験において、発がん標的組織における遺伝子突然変異の増加がみられていないこと等から、六価クロムの飲水投与試験において認められた腫瘍発生は、遺伝毒性によるものとは考え難いと判断した。ヒトでは、一般集団を対象とした非職業性ばく露に関する疫学研究においては、ばく露量とがん発生率との関連に一貫した傾向はみられておらず、職業性ばく露に関する疫学研究においては、肺癌等の影響がみられているが、経口からのばく露量のみを推定することが困難であった。よって、一般集団を対象とした非職業性ばく露及び職業性ばく露に関する疫学研究の結果を用いて六価クロムの飲料水からのばく露についての定量評価を行うことは困難であると判断した。以上のことから、六価クロムの飲料水からのばく露に係る評価においては、動物実験の結果を用いて耐容一日摂取量(TDI)を設定することが適切であると判断した。TDI 設定について、2 年間飲水投与試験にベンチマークドーズ(BMD)法を適用して検討した結果、雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成で最も低いBMD10 値及びBMDL10 値が算出された。本結果及び飲水投与における六価クロムの発がんメカニズムの考察から、マウスにみられた小腸のびまん性上皮過形成は小腸腫瘍の前がん病変であると考えられたため、非発がん影響と発がん影響とを分けずに評価を行うこととした。 以上から、2 年間飲水投与試験においてみられた雄マウスの十二指腸びまん性上皮過形成に基づき算出したBMDL10 値0.11 mg/kg 体重/日を基準点とし、不確実係数100 を適用して、六価クロムのTDI を1.1 μg/kg 体重/日とした。食品中のクロムは三価クロムの状態で存在していると考えられるため、ミネラルウォーター及び水道水を六価クロムの摂取源と仮定し、日本人における六価クロムの一日摂取量を推定した結果、平均的な見積りでは約0.04 μg/kg 体重/日、高摂取量の見積りでは0.290 μg/kg 体重/日であった。これらの値はいずれもTDI 1.1 μg/kg 体重/日よりも低かったことから、現状のミネラルウォーター及び水道水の検出レベルにおいては健康影響が生じるリスクは低いと考えられる。									
					NTP: (National Toxicology Program).Technical report on the toxicology and carcinogenesis studies of sodium dichromate dihydrate (CAS No.7789-12-0) in F344/N rats and B6C3F1 mice (drinking water studies) 2008									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(2)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
2	対-001	1，3―ジクロロプロペン(D―D)	0.05(-)	1,3-ジクロロプロペン(農薬第4版)	ADI：0.02 mg/kg 体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	強制経口投与	雌雄：前胃の扁平上皮過形成及び角化亢進等(発がん性は認められない)	NOAEL	2	100(種差10、個体差10、-)	R1.10.15
					ARfD：0.2 mg/kg 体重	亜急性毒性試験	イヌ	2週間	強制経口投与	雌雄：嘔吐の発現頻度増加(投与2 日以降)	NOAEL	20	100(種差10、個体差10、-)	
					1,3-ジクロロプロペン投与による影響は、主に胃(前胃扁平上皮過形成及び角化亢進)、膀胱(移行上皮過形成)及び血液(貧血)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、生体において問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。発がん性試験において、雌雄のラットで肝細胞腺腫及び前胃の扁平上皮乳頭腫の発生頻度増加が認められ、また、雌雄のマウスで細気管支肺胞腺腫、前胃の扁平上皮乳頭腫及び膀胱移行上皮癌の発生頻度増加が認められたが、腫瘍発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質を1,3-ジクロロプロペン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験①の2 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.02 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、1,3-ジクロロプロペンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2 週間亜急性毒性試験の20 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.2 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 1,3-ジクロロプロペン(殺線虫剤)(2011 年4 月6 日改訂)：1,3-D技術協議会、一部公表 ; D-D のイヌを用いた嗜好性及び2 週間予備的毒性試験(GLP 対応)：ダウ・ケミカル日本株式会社、1991 年、未公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(3)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3	対-017 (総合評価)	イミノクタジン	0.006(-)	イミノクタジン(農薬)	ADI : 0.0023(イミノクタジン換算値) mg/kg体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雄:精巣精子無形成等、雌:毒性所見なし	NOAEL	0.239(イミノクタジンアルベシル酸塩:0.90)	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.053 mg/kg 体重(イミノクタジン換算値)	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～18日	強制経口投与	母動物:体重増加抑制	NOAEL	5.31(イミノクタジン酢酸塩:8)	100(種差10、個体差10、-)	
					イミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジン酢酸塩の毒性試験において各塩の投与による主な影響は同様であることから、動物における毒性発現は主にイミノクタジンによるものと推察された。このことから、食品安全委員会は、各塩を用いた毒性試験等の結果に基づき、イミノクタジンに係る総合評価を行った。以降、無毒性量及び最小毒性量はイミノクタジン換算値で表記した。イミノクタジンアルベシル酸塩を用いた試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の0.239 mg/kg 体重/日(イミノクタジンアルベシル酸塩:0.90 mg/kg 体重/日)であった。また、イミノクタジン酢酸塩を用いた試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験及び1 年間慢性毒性試験の0.132 mg/kg 体重/日(イミノクタジン酢酸塩:0.20mg/kg 体重/日)であった。各塩の無毒性量のうち最小値は、イミノクタジン酢酸塩での0.132 mg/kg 体重/日であったが、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験での最小毒性量は0.272 mg/kg 体重/日であった。一方、イミノクタジンアルベシル酸塩の試験では無毒性量0.239 mg/kg 体重/日が得られており、これらの試験の最小毒性量では同様の所見が認められていること及びイミノクタジン酢酸塩の最小毒性量で認められた所見(精細管萎縮)が軽度であったことから、イミノクタジンアルベシル酸塩でのイヌにおける無毒性量0.239 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数100 で除した値をADI と設定することで安全性は確保できると判断された。したがって、食品安全委員会は、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0023mg/kg 体重/日をイミノクタジンのADI と設定した。イミノクタジンアルベシル酸塩の単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の2.66 mg/kg 体重/日(イミノクタジンアルベシル酸塩:10 mg/kg 体重/日)であり、本試験での最小毒性量は7.98 mg/kg 体重/日であった。また、イミノクタジン酢酸塩の単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の5.31 mg/kg 体重/日(イミノクタジン酢酸塩:8 mg/kg 体重/日)であった。両試験の最小毒性量で同様の所見が認められていることから、無毒性量の差は用量設定の違いによるものであると考えられた。食品安全委員会は、ウサギへの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量を5.31 mg/kg 体重/日とすることが妥当であると判断し、これを根拠として、安全係数100 で除した0.053 mg/kg 体重をイミノクタジンのARfD と設定した。									
					農薬抄録 イミノクタジンアルベシル酸塩(殺菌剤)(平成21 年6 月1 日改訂):日本曹達株式会社、未公表;農薬抄録 イミノクタジンアルベシル酸塩(殺菌剤)(平成30 年6 月15 日改訂):日本曹達株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 イミノクタジン酢酸塩(殺菌剤)(平成21 年6 月1 日改訂):日本曹達株式会社、未公表 : 農薬抄録 イミノクタジン酢酸塩(殺菌剤)(平成30 年6 月15 日改訂):日本曹達株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(4)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3-1	対-017a	イミノクタジン	0.006(-)	イミノクタジンアルベシル酸塩(農薬)	ADI : 0.009 mg/kg 体重/日(0.0023:イミノクタジン換算値)	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雄:精巣精子無形成等、雌:毒性所見なし	NOAEL	0.9	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.1 mg/kg 体重(0.026:イミノクタジン換算値)	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～18日	強制経口投与	母動物:体重減少等	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	
					イミノクタジンアルベシル酸塩投与による影響は、主に腎臓(尿細管上皮変性等)及び雄性生殖器[精子無形成等(イヌ)、精子肉芽腫等(ラット)]に認められた。発がん性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、授精率及び受胎率低下並びに着床数及び産児数減少が認められたが、雄ラットに認められた精子肉芽腫に起因する精液減少によるものと考えられた。発生毒性試験において、母体毒性が認められる用量でウサギ胎児に骨格異常(頭蓋中心結合等)が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をイミノクタジンアルベシル酸塩及びイミノクタジンと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の0.90 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100 で除した0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、イミノクタジンアルベシル酸塩の単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 イミノクタジンアルベシル酸塩(殺菌剤)(平成21 年6 月1 日改訂):日本曹達株式会社、未公表 ; 農薬抄録 イミノクタジンアルベシル酸塩(殺菌剤)(平成30 年6 月15 日改訂):日本曹達株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(5)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
3-2	対-017b	イミノクタジン	0.006(-)	イミノクタジン酢酸塩(農薬)	ADI : 0.002 mg/kg 体重/日(0.0013:イミノクタジン換算値)	①亜急性毒性試験②慢性毒性試験	①イヌ②イヌ	①90日間②1年間	①混餌投与②混餌投与	①雄:腎皮質尿細管変性/再生、精巣比重量減少、精細管精子の低形成又は無精子症②雄:精細管萎縮、雌:近位尿細管上皮の変性	NOAEL	0.2	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.08 mg/kg 体重(0.053:イミノクタジン換算値)	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～18日	強制経口投与	母動物:体重増加抑制	NOAEL	8	100(種差10、個体差10、-)	
					イミノクタジン酢酸塩投与による影響は主に腎臓(尿細管上皮変性等)及び雄性生殖器[精子低形成等(イヌ)、精子肉芽腫等(ラット)]に認められた。催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。発がん性試験において、ラットの雌雄で副腎褐色細胞腫、雄で単核細胞性白血病の発生頻度増加が、マウスの雌雄で腎上皮性腫瘍の発生が認められたが、腫瘍の発生メカニズムは遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、受胎率低下が認められ、雄ラットの精子肉芽腫に起因する精液減少によると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をイミノクタジン酢酸塩及びイミノクタジンと設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験及び1 年間慢性毒性試験の0.20 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100 で除した0.002 mg/kg 体重/日をADI と設定した。また、イミノクタジン酢酸塩の単回経口投与により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験①の無毒性量8 mg/kg 体重/日であったので、これを根拠として、安全係数100 で除した0.08 mg/kg 体重をARfD と設定した。									
					農薬抄録 イミノクタジン酢酸塩(殺菌剤)(平成21 年6 月1 日改訂):日本曹達株式会社、未公表 : 農薬抄録 イミノクタジン酢酸塩(殺菌剤)(平成30 年6 月15 日改訂):日本曹達株式会社、一部公表 :イミノクタジンの食品健康影響評価に係る追加資料の提出についてのコメント回答(イミノクタジン酢酸塩)(平成30 年2 月28 日):日本曹達株式会社、未公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(6)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
4	グループ: 対-027 他-047 他-078	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ	0.3(-)	カルタップ、チオシクラム及びベンスルタップ(農薬)	ADI : 0.016 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算)	2世代繁殖試験(ベンスルタップ)	ラット	2世代	混餌投与	親動物及び児動物:雌雄:体重増加抑制等(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	1.60(カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.1 mg/kg 体重(カルタップ塩酸塩)	①急性神経毒性試験(カルタップ塩酸塩)②一般薬理試験(カルタップ塩酸塩)③発生毒性試験(チオシクラムシュウ酸水素塩)	①ラット②マウス③ウサギ	①単回②単回③妊娠6～18日	①強制経口投与②強制経口投与③強制経口投与	①雄:自発運動量減少等、雌:後肢開脚幅減少②雄:不穏、散瞳及び体温低下③母動物:体重減少	NOAEL	①10②10③10.1 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	
					(総合評価)カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップはいずれも動物体内においてネライストキシンを経由して代謝/分解される。また、毒性試験における各剤の投与による主な影響[体重(増加抑制)及び神経系(振戦、痙攣等)]は同様であり、動物における毒性発現は主に共通代謝物によるものと推察された。したがって、食品安全委員会は、各剤を用いた毒性試験等の結果に基づき各剤のADI 及びARfD の設定を行い、これらの評価結果を検討し、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップに係る総合評価を行い、グループADI 及びARfD を設定した。参照した資料のうち、カルタップ塩酸塩では発生毒性試験の投与期間、チオシクラムシュウ酸水素塩では慢性毒性/発がん性併合試験及び3 世代繁殖試験の用量設定について、ガイドラインを一部充足していなかった。しかし、ベンスルタップも含めた3 剤の結果において、①いずれの剤でも繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められないこと、②発がん性について、カルタップ塩酸塩においては認められず、ベンスルタップにおいては雄で精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能と考えられたことを総合的に勘案して、3 剤の繁殖能に対する影響、催奇形性及び発がん性についての評価は可能であると判断した。カルタップ塩酸塩を用いた試験で得られた無毒性量のうち最小値は、サルを用いた2 年間慢性毒性試験の3.0 mg/kg 体重/日であった。チオシクラムシュウ酸水素塩を用いた試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2 年間慢性毒性試験の2.11 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算1で2.13 mg/kg 体重/日)であった。ベンスルタップを用いた試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 世代繁殖試験における2.52 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算2で1.60 mg/kg 体重/日)であった。各剤の無毒性量のカルタップ塩酸塩換算値のうち最小値は、ベンスルタップでの1.60 mg/kg 体重/日であったことから、食品安全委員会はこれを根拠として、安全係数100 で除した0.016 mg/kg 体重/日をカルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップのグループADI と設定した。カルタップ塩酸塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であった。チオシクラムシュウ酸水素塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の10 mg/kg 体重/日(カルタップ塩酸塩換算で10.1 mg/kg体重/日)であった。また、ベンスルタップの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の30 mg/kg 体重(カルタップ塩酸塩換算で19.0 mg/kg 体重)であった。各剤の無毒性量のカルタップ塩酸塩換算値のうち最小値は、カルタップ塩酸塩及びチオシクラムシュウ酸水素塩での10 mg/kg 体重/日であったことから、食品安全委員会はこれを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重をカルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップのグループARfD と設定した。また、各剤において設定された暴露評価対象物質から総合的に判断して、カルタップ塩酸塩、チオシクラムシュウ酸水素塩及びベンスルタップの農産物中の暴露評価対象物質をカルタップ塩酸塩、カルタップ、チオシクラムシュウ酸水素塩、チオシクラム、ベンスルタップ及び代謝物A(ネライストキシン、アルカリ条件下で加水分解、酸化することによりA に変換される代謝物を含む。)と設定した。									
					農薬抄録ベンスルタップ(殺虫剤)(平成29 年3 月1 日改訂):住友化学株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 カルタップ(殺虫剤)(平成30 年10 月1 日改訂):住友化学株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 チオシクラム(殺虫剤)(平成29 年3 月3 日改定):日本化薬株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(7)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
4-1	対-027	カルタップ	0.3(-)	カルタップ(農薬)	ADI : 0.03 mg/kg体重/日	慢性毒性試験	サル	2年間	強制経口投与	雌雄:体重増加抑制等	NOAEL	3	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.1 mg/kg体重	①急性神経毒性試験②一般薬理試験	①ラット②マウス	①単回②単回	①強制経口投与②強制経口投与	①雄:自発運動量減少等、雌:後肢開脚幅減少②雄:不穏、散瞳及び体温低下	NOAEL	10	100(種差10、個体差10、-)	
					カルタップ塩酸塩投与による影響は、主に体重(増加抑制)及び神経系(振戦等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をカルタップ塩酸塩、カルタップ及び代謝物A(ネライストキシン、アルカリ条件下で加水分解、酸化することによりA に変換される代謝物を含む。)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、サルを用いた2 年間慢性毒性試験の3.0 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.03 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、カルタップ塩酸塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験及びマウスを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 カルタップ(殺虫剤)(平成30 年10 月1 日改訂):住友化学株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(8)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
4-2	他-047	チオシクラム	0.03(-)	チオシクラム(農薬)	ADI : 0.021 mg/kg 体重/日(0.021: カルタップ塩酸塩換算)	慢性毒性試験	イヌ	2年間	混餌投与	雌雄:流涎等	NOAEL	2.11(2.13: カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.1 mg/kg 体重(0.1: カルタップ塩酸塩換算)	発生毒性試験	ウサギ	妊娠6～18日	強制経口投与	母動物:体重減少	NOAEL	10(10.1: カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	
					チオシクラムシュウ酸水素塩投与による影響は主に体重(増加抑制)及び神経系(痙攣等)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をチオシクラムシュウ酸水素塩、チオシクラム及び代謝物A(ネライストキシン)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた2 年間慢性毒性試験の2.11 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.021 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、チオシクラムシュウ酸水素塩の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ウサギを用いた発生毒性試験の無毒性量10 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 チオシクラム(殺虫剤)(平成29 年3 月3 日改定):日本化薬株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(9)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
4-3	他-078	ベンスルタップ	0.09(-)	ベンスルタップ(農薬)	ADI : 0.025 mg/kg 体重/日(0.016: カルタップ塩酸塩換算)	2世代繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物及び児動物:雌雄:体重増加抑制等(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	2.52(1.60: カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.4
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重(0.019: カルタップ塩酸塩換算)	一般薬理試験	マウス	単回	強制経口投与投与	雄:振戦等	NOAEL	30(19.0: カルタップ塩酸塩換算)	100(種差10、個体差10、-)	
					ベンスルタップ投与による影響は主に体重(増加抑制)、神経系(振戦等)、血液(貧血)及び肝臓(重量増加及び小葉中心性肝細胞肥大)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた慢性毒性/発がん性併合試験において、雄で精巣間細胞腫の発生頻度増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をベンスルタップ及び代謝物A(ネライストキシン)と設定した。各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 世代繁殖試験における2.52 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.025 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ベンスルタップの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量及び最小毒性量のうち最小値は、マウスを用いた一般薬理試験の最大無作用量30 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録ベンスルタップ(殺虫剤)(平成29 年3 月1 日改訂):住友化学株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(10)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
5	対-029	カルボフラン	0.005(-)	カルボフラン(農薬)	ADI : 0.00015 mg/kg体重/日	ChE 活性阻害の用量反応検討試験	ラット	単回	強制経口投与	幼若ラット(11 日齢)の脳ChE活性阻害(20%以上)	LOAEL	0.03	200(種差10、個体差10、追加の安全係数:2)	R2.2.4
					ARfD : 0.00015 mg/kg 体重	ChE 活性阻害の用量反応検討試験	ラット	単回	強制経口投与	幼若ラット(11 日齢)の脳ChE活性阻害(20%以上)	LOAEL	0.03	200(種差10、個体差10、追加の安全係数:2)	
					カルボフラン投与による影響は、主に赤血球及び脳ChE 活性阻害並びに体重(増加抑制)に認められた。発がん性、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験及び発達神経毒性試験において児動物の生存率低下、ラットを用いた発達神経毒性試験において産児死亡数増加及び児動物の発達遅延が、それぞれ認められた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をカルボフラン及び代謝物C(抱合体を含む)と設定した。 各試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いたChE 活性阻害試験の総合評価における最小毒性量0.03 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数200(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:2)で除した0.00015 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、カルボフランの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、ラットを用いたChE 活性阻害試験の総合評価における最小毒性量0.03 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数200(種差:10、個体差:10、最小毒性量を用いたことによる追加係数:2)で除した0.00015 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					JMPR:“Carbofuran”, Pesticide residues in food-2008. Report of the Joint Meeting of the FAO Panel of Experts on Pesticide Residues in Food and the Environment and the WHO Core Assessment Group on Pesticide Residues. p.123-126(2008); EFSA:Conclusion regarding the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance Carbofuran. EFSA Scientific Report(2009) 310, p.1-132. ; EPA : Interim Reregistration Eligibility Decision (IRED) Document for Carbofuran(2006). ; 農薬抄録 カルボスルファン(殺虫剤)(平成22 年8 月31 日改訂):エフエムシー・ケミカルズ株式会社、未公表 ; 農薬抄録 カルボスルファン(別冊)(代謝物カルボフランのADI 評価について)(平成22 年8 月31 日):エフエムシー・ケミカルズ株式会社、一部公表 ; カルボフラン(カルボスルファンの代謝物)の追加資料要求事項に対する回答書:エフエムシー・ケミカルズ株式会社、未公表 ; 農薬抄録 カルボスルファン(殺虫剤)(平成30年4月18日改訂):エフエムシー・ケミカルズ株式会社、一部公表 ; EFSA:Additional Report to the DAR, Initial risk assessment provided by the rapporteur Member State Belgium for the existing active substance CARBOFURAN, Volume 3, Annex B, part 2, B.6 Toxicology and metabolism (2009); JMPR:“Carbofuran (addendum)”, Pesticide residues in food-2008 evaluations. Part II. Toxicological. p.81-104(2008)									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(11)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等 (mg/L以下) (備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名 (評価書版	評価結果 (TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
6	対-044	ジクワット	0.005(-)	ジクワット (農薬)	ADI : 0.0058 (ジクワットイオン換算値) mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄：白内障等 (発がん性は認められない)	NOAEL	0.58 (ジクワットイオン換算値)	100(種差10、個体差10、-)	R1.10.8
					ARfD : 0.75 mg/kg 体重 (ジクワットイオン換算値)	急性神経毒性試験	ラット	単回投与	強制経口投与	雌雄：下痢、立毛等	NOAEL	75 (ジクワットイオン換算値)	100(種差10、個体差10、-)	
					ジクワット投与による影響は、主に体重（増加抑制）、眼（白内障：ラット、イヌ）、舌及び口蓋（炎症：ラット）並びに腎臓（尿細管拡張及び尿細管内硝子滴形成：マウス）に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性、生体において問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をジクワット（親化合物のみ）と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.58 mg/kg 体重/日（ジクワットイオン換算値）であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0058 mg/kg 体重/日（ジクワットイオン換算値）を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、ジクワットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小量は、ラットを用いた急性神経毒性試験の75 mg/kg 体重（ジクワットイオン換算値）であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.75 mg/kg 体重（ジクワットイオン換算値）を急性参照用量（ARfD）と設定した。										
					US EPA：Reregistration Eligibility Decision (RED) for Diquat Dibromide.(1995)；JMPR：" Diquat", Pesticide residues in food-2013 Evaluations, Part Ⅱ.Toxicological. p.177-214 (2013)；EFSA：Conclusion on the peer review of the pesticide risk assessment of the active substance diquat. (2015)；農薬抄録、ジクワット（除草剤）（平成28 年6 月21 日改訂）：シンジェンタジャパン株式会社、一部公表										

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(12)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
7	対-055	ダゾメット	0.01(メチルイソチオシアネートとして)	ダゾメット(農薬第2版)	ADI : 0.004 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1 年間	混餌投与	雄:肝ヘモジデリン沈着、体重増加抑制等、雌:肝ヘモジデリン沈着	NOAEL	0.4	100(種差10、個体差10、-)	R1.8.27
					ARfD : 0.028 mg/kg 体重	亜急性毒性試	イヌ	90 日間	混餌投与	雌雄:体重増加抑制等	NOAEL	2.8	100(種差10、個体差10、-)	
					ダゾメット投与による影響は、主に体重(増加抑制)、血液(貧血)、肝臓(重量増加等)及び脾臓(ヘモジデリン沈着等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められなかった。ウサギを用いた発生毒性試験において、着床後胚損失率の増加及び生存胎児数の減少が認められた。ラットでは催奇形性は認められなかった。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.004 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ダゾメットの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験の2.8 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.028mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。 (ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート総合評価)食品安全委員会は、ダゾメット及びメタムは農薬として散布された後、土壌中でMITC に分解され、植物体内では概ねMITC として残留すると考えられることから、ダゾメット、メタム及びMITC における農産物中の暴露評価対象物質をMITC と設定した。また、これら3 物質の総合的な評価には、活性成分であるMITC に基づく評価を適用するのが適当であると判断した。MITC 投与により行われた各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験及び1 年間慢性毒性試験の0.4 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.004 mg/kg 体重/日をダゾメット、メタム及びMITC のグループ一日摂取許容量(ADI)と設定した。MITC の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、マウス及びウサギを用いた一般薬理試験の10 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.1 mg/kg 体重をダゾメット、メタム及びMITC のグループ急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 ダゾメット(殺菌剤)(平成24 年8 月27 日改訂):アグロ カネショウ株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 ダゾメット(殺菌剤)(平成24 年8 月27 日改訂):アグロ カネショウ株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(13)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
8	対-086	ブプロフェジン	0.02(-)	ブプロフェジン(農薬第4版)	ADI : 0.009 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:甲状腺ろ胞上皮細胞肥大及び増生(発がん性は認められない)	NOAEL	0.9	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.18
					ARfD : 0.5 mg/kg体重	①亜急性毒性試験②発生毒性試験	①イヌ②ウサギ	①90日②妊娠6～19 日	①カプセル経口投与②強制経口投与投与	①雌雄:鎮静、軽度歩行失調等②母動物:体重減少、摂餌量減少傾向	NOAEL	50	100(種差10、個体差10、-)	
					ブプロフェジン投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び甲状腺(重量増加、ろ胞上皮細胞肥大等)に認められた。神経毒性、発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類における暴露評価対象物質をブプロフェジン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性／発がん性併合試験の0.90 mg/kg/日であったことから、これを根拠として、安全係数100で除した0.009 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ブプロフェジンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験及びウサギを用いた発生毒性試験の50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録 ブプロフェジン(殺虫剤)(平成19 年8 月9 日改訂):日本農薬株式会社、一部公表 ;JMPR Monographs of toxicological evaluations: 821_Buprofezin(Pesticide residues in food: 1991 evaluation Part Ⅱ Toxicology);US EPA: Federal Register/Vol.66, No.172, 46381-46390 (2001) ; Australia NRA(National Registration Authority for Agricultural and Veterinary Chemicals): Evaluation of the new active BUPROFEZIN (2001)										

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(14)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
9	対-101	ベンフラカルブ	0.04(-)	ベンフラカルブ(農薬)	ADI : 0.0089 mg/kg体重/日	亜急性毒性試験	イヌ	90日間	混餌投与	雌雄：胸腺退縮等	NOAEL	0.89	100(種差10、個体差10、-)	R2.2.4
					ARfD : 0.0092 mg/kg 体重	亜急性神経毒性試験	ラット	90日間	混餌投与	赤血球ChE 活性阻害(20%以上)	LOAEL	1.84	200(種差10、個体差10、追加の安全係数：2)	
					ベンフラカルブ投与による影響は、主に赤血球及び脳ChE活性阻害並びに体重（増加抑制）に認められた。発がん性、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、児動物の生存率低下が認められた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をベンフラカルブ並びに代謝物B（カルボフラン）及びC（いずれも抱合体を含む）、魚介類中の暴露評価対象物質をベンフラカルブ及び代謝物B（カルボフラン）と設定した。 試験で得られた無毒性量又は最小毒性量のうち最小値は、イヌを用いた90 日間亜急性毒性試験の無毒性量0.89 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0089 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量（ADI）と設定した。また、ベンフラカルブの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響について、本剤投与による毒性指標として最も感受性が高いと考えられるChE 活性阻害を用いて検討を行った。各試験におけるChE 活性の測定時期及び測定結果を総合的に判断し、ラットを用いた90 日間亜急性神経毒性試験の最小毒性量1.84 mg/kg 体重/日を根拠として、安全係数200（種差：10、個体差：10、最小毒性量を用いたことによる追加係数：2）で除した0.0092 mg/kg 体重を急性参照用量（ARfD）と設定した。ベンフラカルブより最小の毒性量が低い代謝物B（カルボフラン）については、ラットを用いたChE 活性阻害試験の総合評価における最小毒性量0.03 mg/kg 体重を根拠として、安全係数200（種差：10、個体差：10、最小毒性量を用いたことによる追加係数：2）で除した0.00015 mg/kg 体重/日及び0.00015 mg/kg 体重をADI及びARfD と設定している（農薬評価書 カルボフラン：食品安全委員会、2020 年2 月、公表）。									
					EFSA：Peer review of the pesticide risk assessment of the active substance benfuracarb. Scientific Report , 239, p.1-107.（2009）; 3-Months Toxicity Study of “Benfuracarb”(OK-174) in Beagle Dogs （GLP）：IBR Forschungs GmbH、1987 年、未公表 ； 農薬抄録 ベンフラカルブ（殺虫剤）（平成24 年3 月26 日改訂）：大塚アグリテクノ株式会社、未公表 ; 農薬抄録 ベンフラカルブ（殺虫剤）（平成27 年12 月25 日改訂）：OATアグリオ株式会社、未公表 ; 農薬抄録 ベンフラカルブ（殺虫剤）（令和元年6 月7 日改訂）：OAT アグリオ株式会社、一部公表									

表 6-2　内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(15)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
10	要-007	テブコナゾール	0.07(-)	テブコナゾール(農薬第5版)	ADI : 0.029 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1 年間	混餌投与	雌雄：副腎束状帯細胞の軽微な肥大	NOAEL	2.94	100(種差10、個体差10、-)	R1.10.1
					ARfD : 0.3 mg/kg 体重	発生毒性試験	ラット及びウサギ	10 日間(ラット)及び 13 日間(ウサギ)	強制経口投与	(ラット母動物) ①体重減少 ②体重増加量の低下 (ウサギ母動物) ①体重減少/増加抑制 ②体重及び摂餌量減少	NOAEL	30	100(種差10、個体差10、-)	
					テブコナゾール投与による影響は主に体重(増加抑制)、肝臓(脂肪変性等)に認められた。免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。マウスで肝細胞腫瘍が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットを用いた2 世代繁殖試験において、出生時同腹児数の減少及び哺育率の低下が認められた。ラット、マウス及びウサギを用いた発生毒性試験において、母動物で毒性影響のみられる用量で胎児毒性(胎児体重低値、骨化遅延及び奇形)が認められたが、母動物に毒性が発現しない用量では胎児に対する影響は認められていない。これらのことから、母動物に毒性が発現しない用量では、胎児に対して影響を及ぼす可能性は少ないと考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をテブコナゾール(親化合物のみ)と設定した。 各試験の無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1年間慢性毒性試験の2.94 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.029 mg/kg 体重/日を許容一日摂取量(ADI)と設定した。また、テブコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の30 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.3 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					US EPA: 1,2,4-Triazole, Triazole Alanine, Triazole Acetic Acid: Human Health Aggregate Risk Assessment in Support of Reregistration and Registration Actions for Triazole-derivative Fungicide Compound (2006) ; JMPR: Guidelines for the preparation of toxicological working papers for the WHO Core Assessment Group of the Joint Meeting on Pesticide Residues (2000) ; Renzo FD, Broccia ML, Giavini E, Menegola E: Citral, an inhibitor of retinoic acid synthesis, attenuates the frequency and severity of branchial arch abnormalities induced by triazole-derivative fluconazole in rat embryos cultured in vivo. Reproductive Toxicology, 2007;24:326-332 ; Mulder GB, Manley N, Grant J, Schmidt K, Zeng W, Eckhoff C, et al:Effects of excess vitamin A on development of cranial neural crest-derivered structures:A neonatal and embryologic study. Teratology, 2000;62:214-226										

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(16)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg 体重/日)		
11	他-017	オキソリニック酸	0.05(-)	オキソリニック酸(農薬・動物用医薬品第4版)	ADI : 0.021 mg/kg 体重/日	繁殖試験	ラット	2世代	混餌投与	親動物:毒性所見なし、児動物:毒性所見なし(繁殖能に対する影響は認められない)	NOAEL	2.18	100(種差10、個体差10、-)	R1.8.27
					ARfD : 0.06 mg/kg 体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雌雄:自発運動量増加	NOAEL	6	100(種差10、個体差10、-)	
					オキソリニック酸投与による影響は主に体重(増加抑制)、精巣(間細胞過形成:ラット)、卵巣(重量増加:ラット)、興奮性の神経症状及び行動変化として認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び生体において問題となる遺伝毒性は認められなかった。慢性毒性/発がん性併合試験では、ラットに精巣間細胞腫の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物中の暴露評価対象物質をオキソリニック酸(親化合物のみ)と設定した。 各毒性試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 世代繁殖試験の2.18 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.021 mg/kg 体重/日を毒性学的一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、微生物学的ADI は、VICH の算出式により0.031 mg/kg 体重/日と算定した。毒性学的データから導かれるADI と微生物学的データから導かれるADI を比較すると、微生物学的データから導かれた値がより大きくなることから、オキソリニック酸の残留基準を設定するに際してのADI としては0.021 mg/kg 体重/日と設定することが適当であると考えられた。また、オキソリニック酸の単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の無毒性量6 mg/kg 体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.06 mg/kg 体重を農薬の急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					オキソリニック酸原体のラットにおける2 世代繁殖性試験:追加試験(GLP 対応):財団法人残留農薬研究所、1990 年、未公表 ; 農薬抄録オキソリニック酸(殺菌剤)(平成22 年4 月27 日改訂):住友化学株式会社、一部公表 ; オキソニック酸原体 急性経口投与神経毒性試験、財団法人 残留農薬研究所(GLP 対応)、2006 年、未公表									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(17)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
12	他-032	ジフェノコナゾール	0.02(-)	ジフェノコナゾール(農薬・添加物第5版)	ADI : 0.0096 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:肝細胞肥大等	NOAEL	0.96	(種差10、個体差10、-)	R1.6.18
					ARfD : 0.25 mg/kg体重	急性神経毒性試験	ラット	単回	強制経口投与	雄:前肢握力低下	NOAEL	25	(種差10、個体差10、-)	
					ジフェノコナゾール投与による影響は、主に体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞肥大等)及び眼(白内障:イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性、生体にとって問題となる遺伝毒性及び免疫毒性は認められなかった。マウス18 か月間発がん性試験において肝細胞腺腫及び肝細胞癌が認められたが、これらの腫瘍の発生機序は遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。ラットの急性及び亜急性神経毒性試験において前肢又は後肢の握力低下が認められた。各種試験結果から、暴露評価対象物質は、農産物ではジフェノコナゾール(親化合物のみ)、畜産物ではジフェノコナゾール及び代謝物D と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の0.96 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.0096 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ジフェノコナゾールの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験の25 mg/kg体重であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成21年4月1日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表 ; 農薬抄録 ジフェノコナゾール(殺菌剤)(平成26年8月8日改訂):シンジェンタ ジャパン株式会社、一部公表									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(18)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
13	他-048	チフルザミド	0.04(-)	チフルザミド(農薬第3版)	ADI : 0.014 mg/kg体重/日	慢性毒性/発がん性併合試験	ラット	2年間	混餌投与	雌雄:小葉中心性肝細胞脂肪化 (発がん性は認められない)	NOAEL	1.4	100(種差10、個体差10、-)	R1.6.18
					ARfD : 0.25 mg/kg体重	①発生毒性試験②発生毒性試験	①ラット②ウサギ	①妊娠6～15日②妊娠7～19日	①強制経口投与②強制経口投与	①母動物:体重減少②母動物:体重及び摂餌量減少	NOAEL	25	100(種差10、個体差10、-)	
					チフルザミド投与による影響は、主に肝臓(肝細胞空胞化等:ラット)、副腎(重量増加、副腎皮質空胞化:イヌ)、腎臓(尿細管拡張等)及び神経系(軸索及びミエリンの変性等:イヌ)に認められた。発がん性、繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。各種試験結果から、農産物、畜産物及び魚介類中における暴露評価対象物質をチフルザミド(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験の1.40 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.014 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、チフルザミドの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラット及びウサギを用いた発生毒性試験の25 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.25 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。									
					農薬抄録チフルザミド(殺菌剤)(平成22年5月17日改訂):日産化学工業株式会社、一部公表 ;ラットを用いた飼料混入投与による慢性毒性/発がん性併合試験(GLP 対応)、モンサント社環境衛生研究所(米国)、1992年、未公表;農薬抄録チフルザミド(殺菌剤)(平成23年11月8日改訂):日産化学工業株式会社、一部公表;食品健康影響評価に係る追加資料の提出について(チフルザミド):日産化学工業株式会社、未公表 ;ラットを用いた催奇形性試験(GLP 対応):ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社(米国)、1990年、未公表;ウサギを用いた催奇形性試験(GLP 対応):ウィル・リサーチ・ラボラトリーズ社(米国)、1991年、未公表									

表 6-2 内閣府食品安全委員会における新規評価物質の評価内容(19)

No	基準項目等番号	項目名	水質基準等(mg/L以下)(備考)	食品安全委員会評価										
				評価品目名(評価書版	評価結果(TDI、ADI 等)	試験/根拠データ							不確実係数	評価結果通知日
						試験種類	動物種	期間	投与方法	エンドポイント	種類	値(mg/kg体重/日)		
14	他-077	ペルメトリン	0.1(-)	ペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	ADI : 0.05 mg/kg 体重/日	慢性毒性試験	イヌ	1年間	混餌投与	雄:副腎皮質限局性変性/壊死等、雌:体重増加抑制等	NOAEL	5	100(種差10、個体差10、-)	R1.5.21
					ARfD : 0.5 mg/kg 体重	①急性神経毒性試験②発生毒性試験	①ラット②ラット	①単回②妊娠7～16日	①強制経口投与②強制経口投与	①雌雄:振戦、自発運動量減少、聴覚反応亢進等②母動物:振戦及び首振り	NOAEL	50	100(種差10、個体差10、-)	
					ペルメトリン投与による影響は主に神経系(振戦等)、体重(増加抑制)、肝臓(重量増加、肝細胞脂肪性空胞化:ラット)及び副腎(皮質限局性変性/壊死等:イヌ)に認められた。繁殖能に対する影響、催奇形性及び遺伝毒性は認められなかった。マウスを用いた2 年間慢性毒性/発がん性併合試験②において、雌で肝臓及び肺の良性腫瘍の発生頻度増加が認められたが、発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。各種試験結果から、農産物及び畜産物中の暴露評価対象物質をペルメトリン(親化合物のみ)と設定した。 各試験で得られた無毒性量のうち最小値は、イヌを用いた1 年間慢性毒性試験の5 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.05 mg/kg 体重/日を一日摂取許容量(ADI)と設定した。また、ペルメトリンの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性神経毒性試験①及び発生毒性試験①の 50 mg/kg 体重/日であったことから、これを根拠として、安全係数100 で除した0.5 mg/kg 体重を急性参照用量(ARfD)と設定した。										
					農薬抄録ペルメトリン(殺虫剤)(2017年8月18日改訂):住友化学株式会社、一部公表 ; JMPR:"Permethrin", Pesticide residues in food-1999 evaluations. Part Ⅱ.Toxicology. nos963 on INCHEM (1999) ; US EPA : Permethrin: Sixth Revision of the HED Chapter of the Reregistration Eligibility Decision Document (RED) (2009)									

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(1)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
1	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.7.3	TWI	0.007
2	基-003	カドミウム(清涼飲料水)	7440-43-9	化学・汚染	H15.7.3	H20.9.25	TWI	0.007
3	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.10.9	H21.10.15	TWI	0.007
4	基-003	カドミウム(汚染物質)	7440-43-9	化学・汚染	H21.2.9	H21.8.20	TWI	0.007
5	基-004	水銀(清涼飲料水)	7439-97-6	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0007:水銀として(非発がん影響)
6	基-005	セレン(清涼飲料水)	7782-49-2	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.004
7	基-007	食品中のヒ素	7440-38-2	化学・汚染	H15.7.3	H25.12.16	-	-
8	基-008	六価クロム化合物(清涼飲料水)	7440-47-3	化学・汚染	H15.7.3	H30.9.18	TDI	0.0011
* 9	基-008	六価クロム化合物(水道により供給される水)	7440-47-3	化学・汚染	R1.7.29	R1.8.6	TDI	0.0011
10	基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
11	基-010	シアン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H22.10.19	TDI	0.0045(シアンイオンとして)
12	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-55-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	1.5
13	基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(清涼飲料水)	14797-65-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.015
14	基-011	亜硝酸態窒素(水道により供給される水の水質基準の設定)	14797-65-0	化学・汚染	H25.6.3	H25.7.22	TDI	0.015
15	基-012	フッ素(清涼飲料水)	7782-41-4	化学・汚染	H15.7.3	H24.12.17	TDI	0.05
16	基-013	ホウ素(清涼飲料水)	7440-42-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.096
17	基-014	四塩化炭素(清涼飲料水)	56-23-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.00071
18	基-015	1,4-ジオキサン(清涼飲料水)	123-91-1	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.016
19	基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-59-2	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)
20	基-016	トランス-1,2-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	156-60-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.017(シストランスの和)
21	基-016	1,2-ジクロロエチレン(シス体及びトランス体)(水道水)	540-59-0	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.017
22	基-017	ジクロロメタン(清涼飲料水)	75-09-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.006
23	基-018	テトラクロロエチレン(清涼飲料水)	127-18-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.014
24	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.00146
25	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
26	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	TDI	0.00146
27	基-019	トリクロロエチレン(清涼飲料水)	79-01-6	化学・汚染	H22.6.11	H22.9.2	発がんユニットリスク	8.3×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
28	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.018
29	基-020	ベンゼン(清涼飲料水)	71-43-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.5×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
30	基-021	塩素酸(清涼飲料水)	7790-93-4	化学・汚染	H18.8.31	H19.3.15	TDI	0.030
31	基-022	クロロ酢酸(清涼飲料水)	79-11-8	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.0035
32	基-022	クロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-11-8	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0035
33	基-023	クロロホルム(清涼飲料水)	67-66-3	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0129
34	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0125(非発がん影響)
35	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.0129(発がん影響)
36	基-024	ジクロロ酢酸(清涼飲料水の規格基準の改正)	79-43-6	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
37	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0125(非発がん影響)
38	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.0129(発がん影響)
39	基-024	ジクロロ酢酸(水道により供給される水の水質基準の設定)	79-43-6	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	発がんユニットリスク	7.8×10^{-3} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
40	基-025	ジブロモクロロメタン(清涼飲料水)	124-48-1	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0214
41	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.011
42	基-026	臭素酸(清涼飲料水)	7789-31-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	2.8×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
43	基-027	総トリハロメタン(清涼飲料水)	-	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	設定できない
44	基-028	トリクロロ酢酸(清涼飲料水)	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006(発がん影響)

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(2)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
45	基-028	トリクロロ酢酸（清涼飲料水）	76-03-9	化学・汚染	H15.7.3	H24.5.10	TDI	0.006（非発がん影響）
46	基-028	トリクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006（発がん影響）
47	基-028	トリクロロ酢酸（水道により供給される水の水質基準の設定）	76-03-9	化学・汚染	H26.8.12	H26.10.7	TDI	0.006（非発がん影響）
48	基-029	ブロモジクロロメタン(清涼飲料水)	75-27-4	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0061
49	基-030	ブロモホルム(清涼飲料水)	75-25-2	化学・汚染	H15.7.3	H21.8.20	TDI	0.0179
50	基-031	ホルムアルデヒド(清涼飲料水)	50-00-0	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.015
51	基-032	亜鉛（対象外物質）（動物薬）（清涼飲料水の規格基準の改正）（肥料・飼料等）	7440-66-6	動物薬、化学・汚染	H29.6.15	H30.2.13	－	健康を損なうおそれのないことが明らか
52	基-033	アルミニウム	7429-90-5	化学・汚染	H22.3.18	H29.12.19	耐容週間摂取量（アルミニウムとして）	硫酸アルミニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて、2.1
53	基-034	鉄(清涼飲料水)	7439-89-6	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.25	－	影響を与える可能性は無視できる
54	基-035	銅(清涼飲料水)	7440-50-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	許容上限摂取量	9mg/ヒト（成人）/日
55	基-036	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リングルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	－	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	－	影響を与える可能性は無視できる
56	基-037	マンガン（清涼飲料水）	7439-96-5	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.18
57	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リングルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	－	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	－	影響を与える可能性は無視できる
58	基-038	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リングルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	－	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	－	影響を与える可能性は無視できる
59	基-039	プロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウムを有効成分とする牛の強制経口投与剤（カルチャージ）及びプロピオン酸カルシウム、塩化カルシウム、リン酸一水素カルシウム及び酸化マグネシウム(動物用医	－	動物薬	H20.5.13	H20.7.24	－	影響を与える可能性は無視できる
60	基-039	塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウムを有効成分とする牛の注射剤（酢酸リングルーV注射液）並びに塩化ナトリウム、塩化カリウム、塩化カルシウム及び酢酸ナトリウム(動物用医薬品)	－	動物薬	H20.9.16	H21.1.22	－	影響を与える可能性は無視できる
* 61	基-039	カルシウム・マグネシウム等（硬度）（清涼飲料水の規格基準の改正）	－	化学・汚染	H25.4.9	H29.4.9	－	影響を与える可能性は無視できる
62	基-046	食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（水道水中の有機物（全有機炭素（TOC）の量））		化学・汚染	H20.5.22			回答文書
63	目-001	アンチモン（清涼飲料水）	7440-36-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.8.6	TDI	0.006
64	目-002	ウラン(清涼飲料水)	7440-61-1	化学・汚染	H15.7.3	H24.1.12	TDI	0.0002
65	目-003	ニッケル（清涼飲料水）	7440-02-0	化学・汚染	H15.7.3	H24.7.23	TDI	0.004
66	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-2	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.0375
67	目-005	1,2-ジクロロエタン(清涼飲料水)	107-06-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	発がんユニットリスク	6.3×10^{-2} (mg/kg 体重/日)$^{-1}$
68	目-008	トルエン(清涼飲料水)	108-88-3	化学・汚染	H15.7.3	H20.11.6	TDI	0.149
69	目-009	フタル酸ジ（2－エチルヘキシル）（清涼飲料水の規格基準の改正）	117-81-7	化学・汚染	H15.7.3	H25.4.15	TDI	0.03
70	目-009	フタル酸ビス（2－エチルヘキシル）（DEHP）	117-81-7	器具・容器包装	H21.12.14	H25.2.18	TDI	0.03
71	目-010	亜塩素酸(清涼飲料水)	1318-59-8	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029（亜塩素酸イオンとして）
72	目-012	二酸化塩素(清涼飲料水)	10049-4-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.6.19	TDI	0.029（亜塩素酸イオンとして）
73	目-013	ジクロロアセトニトリル(清涼飲料水)	3018-12-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0027

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(3)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
74	目-014	抱水クロラール(清涼飲料水)	302-17-0	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.0045
75	目-016	塩素(残留塩素)(清涼飲料水)	7782-50-5	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.136
76	目-020	1,1,1-トリクロロエタン(清涼飲料水)	71-55-6	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.6
77	目-021	メチル-t-ブチルエーテル(清涼飲料水)	1634-04-4	化学・汚染	H15.7.3	H20.4.17	TDI	0.143
78	目-029	1,1-ジクロロエチレン(清涼飲料水)	75-35-4	化学・汚染	H15.7.3	H19.3.15	TDI	0.046
79	目-029	1,1-ジクロロエチレン(水道水)	75-35-4	化学・汚染	H20.4.11	H20.5.29	TDI	0.046
80	検-002	バリウム(清涼飲料水)	7440-39-3	化学・汚染	H15.7.3	H24.10.29	TDI	0.02
81	検-024	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	器具・容器包装	H21.12.14	H26.6.10	TDI	0.005
82	検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	器具・容器包装	H21.12.14	H27.4.7	TDI	0.2
83	検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	添加物	H15.11.21	H17.7.21		安全性に懸念がない
84	対-001	1，3―ジクロロプロペン　(D―D)(農薬)	542-75-6	農薬	H20.3.3	H25.2.18	ADI	0.02
85	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬2版)	542-75-6	農薬	H27.2.24	H27.10.20	ADI ARfD	0.02 0.2
86	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	H29.3.15	H30.3.27	ADI ARfD	0.02 0.2
* 87	対-001	1，3―ジクロロプロペン(農薬3版)	542-75-6	農薬	R1.9.5	R1.10.15	ADI ARfD	0.02 0.2
88	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.2.23	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
89	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H22.6.22	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
90	対-003	2,4-D	94-75-7	農薬	H25.6.12	H29.5.16	ADI ARfD	0.0099 0.15
91	対-004	EPN(農薬2版)	2104-64-5	農薬	H28.5.11	H29.2.14	ADI ARfD	0.0014 0.0066
92	対-004	EPN	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0014
93	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H15.7.1	H20.10.16	ADI	0.0014
94	対-004	EPN(農薬)	2104-64-5	農薬	H20.2.5	H20.11.27	ADI	0.0014
95	対-005	MCPA(農薬)	94-74-6	農薬	H22.2.16	H23.6.16	ADI	0.0019
96	対-005	MCPA(農薬2版)	94-74-6	農薬	H26.3.25	H26.7.29	ADI	0.0019
97	対-006	アシュラム(農薬)	3337-71-1	農薬	H25.8.20	H26.10.21	ADI ARfD	0.36 3
98	対-007	アセフェート(農薬)	30560-19-1	農薬	H20.7.8	H22.7.22	ADI	0.0024
99	対-007	アセフェート(農薬2版)	30560-19-1	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0024
100	対-007	アセフェート(農薬3版)	30560-19-1	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.0024 0.1
101	対-009	アニロホス	64249-01-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
102	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	農薬	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
103	対-010	アミトラズ(農薬・動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
104	対-010	アミトラズを有効成分とするみつばちの寄生虫駆除剤(アピバール)(動物薬)	33089-61-1	動物用医薬品	H18.11.6	H19.5.17	ADI	0.0025
105	対-011	アラクロール(農薬)	15972-60-8	農薬	H20.4.1	H23.8.25	ADI	0.01
106	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H25.1.30	H25.3.18	ADI	0.01
107	対-011	アラクロール(農薬2版)	15972-60-8	農薬	H24.1.23	H25.3.18	ADI	0.01
108	対-012	イソキサチオン(農薬)	18854-01-8	農薬	H23.6.10	H28.2.23	ADI ARfD	0.002 0.003
109	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬4版)	50512-35-1	農薬	H30.3.7	H30.8.28	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・0.5 (一般の集団) ・0.12 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
110	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	農薬	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
111	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	農薬	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
112	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
113	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬)	50512-35-1	動物用医薬品	H19.8.21	H20.2.28	ADI	0.1
114	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬2版)	50512-35-1	動物用医薬品	H22.1.5	H22.9.16	ADI	0.1
115	対-015	イソプロチオラン(農薬・動物薬3版)	50512-35-1	動物用医薬品	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.1
116	対-016	イプロベンホス(農薬)	26087-47-8	農薬	H19.12.18	H21.4.23	ADI	0.035

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(4)

	No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
			評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
*	117	対-017	イミノクタジン(農薬)	169202-06-6	農薬	H22.1.25	R1.6.4	ADI ARfD	0.0023 0.053(イミノタクジン換算値)
	118	対-018	インダノファン(農薬)	133220-30-1	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0035
	119	対-018	インダノファン(農薬2版)	133220-30-1	農薬	H22.1.5	H22.9.9	ADI	0.0035
	120	対-019	エスプロカルブ(農薬)	85785-20-2	農薬	H19.9.13	H20.1.17	ADI	0.01
	121	対-019	エスプロカルブ(農薬2版)	85785-20-2	農薬	H21.1.20	H21.5.14	ADI	0.01
	122	対-019	エスプロカルブ(農薬3版)	85785-20-2	農薬	H23.6.10	H24.2.23	ADI	0.01
	123	対-020	エトフェンプロックス(農薬)	80844-07-1	農薬	H21.2.17	H21.11.19	ADI	0.031
	124	対-020	エトフェンプロックス(農薬2版)	80844-07-1	農薬	H25.6.12	H25.8.5	ADI	0.031
	125	対-020	エトフェンプロックス(農薬3版)	80844-07-1	農薬	H27.1.13	H27.6.9	ADI ARfD	0.031 1
	126	対-020	エトフェンプロックス(農薬4版)	80844-07-1	農薬	H29.1.25	H29.4.25	ADI ARfD	0.031 1
	127	対-020	エトフェンプロックス(農薬5版)	80844-07-1	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.031 1
	128	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0090
	129	対-022	オキサジクロメホン(農薬)	153197-14-9	農薬	H20.6.3	H20.8.21	ADI	0.0091
	130	対-023	オキシン銅(農薬)	10380-28-6	農薬	H24.8.21	H25.4.22	ADI	0.01
	131	対-024	オリサストロビン(農薬)	248583-16-1	農薬	H16.2.3	H17.12.8	ADI	0.052
	132	対-024	オリサストロビン(農薬2版)	248583-16-1	農薬	H20.1.11	H20.3.27	ADI	0.052
	133	対-025	カズサホス(農薬)	95465-99-9	農薬	H16.10.5	H17.6.30	ADI	0.00025
	134	対-025	カズサホス(農薬2版)	95465-99-9	農薬	H18.7.18	H19.2.22	ADI	0.00025
	135	対-025	カズサホス(農薬3版)	95465-99-9	農薬	H20.3.3	H20.7.3	ADI	0.00025
	136	対-025	カズサホス(農薬4版)	95465-99-9	農薬	H28.11.14	H29.5.23	ADI ARfD	0.00025 0.005
	137	対-026	カフェンストロール(農薬)	125306-83-4	農薬	H19.8.6	H20.2.21	ADI	0.003
*	138	対-027	カルタップ(農薬)	15263-53-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.03 0.1
	139	対-028	カルバリル(NAC)(農薬・動物用医薬品)	63-25-2	農薬・動物用医薬品	H24.9.18	H30.9.4	ADI ARfD	0.0073 0.01
*	140	除外農薬	カルプロパミド(農薬)	104030-54-8	農薬	H19.8.28	H19.12.13	ADI	0.014
	141	対-029	カルボフラン(農薬)	1563-66-2	農薬	H24.1.23	R2.2.4	ADI ARfD	0.00015 0.00015
	142	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H19.6.26	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	143	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H21.12.14	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	144	対-031	キャプタン(農薬)	133-06-2	農薬	H24.1.23	H29.3.7	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	145	対-031	キャプタン(農薬第2版)	133-06-2	農薬	H30.6.21	H30.7.24	ADI ARfD	ADI:0.1 ARfD: ・3 (一般の集団) ・0.3 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	146	対-032	クミルロン(農薬)	99485-76-4	農薬	H19.6.5	H19.8.9	ADI	0.01
	147	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.2.16	H28.7.12	ADI	1
	148	対-033	グリホサート(農薬)	1071-83-6	農薬	H22.6.22	H28.7.12	ADI	1
	149	対-033	除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシMZHG0JG系統(飼料用)	1071-83-6	遺伝子組換え食品等	H29.2.24	H29.7.4	-	当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はない、ヒトの健康を損なうおそれはない
	150	対-034	グルホシネート(農薬)	77182-82-2	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.021
	151	対-034	グルホシネートP(農薬)	70033-13-5	農薬	H19.7.17	H22.2.25	ADI	0.0091
	152	対-034	グルホシネート(農薬2版)	77182-82-2	農薬	H23.11.18	H24.3.8	ADI	0.0091
	153	対-034	グルホシネート(農薬3版)	77182-82-2	農薬	H25.6.12	H25.7.29	ADI	0.0091
	154	対-035	クロメプロップ(農薬)	84496-56-0	農薬	H20.10.7	H21.7.23	ADI	0.0062
	155	対-037	クロルピリホス	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H15.9.18	ADI	0.01(詳細不明)
	156	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H15.7.3	H19.3.22	ADI	0.001

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(5)

	No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
			評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値（ADI:mg/kg 体重/日）（ARfD:mg/kg 体重）
	157	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H16.11.2	H19.3.22	ADI	0.001
	158	対-037	クロルピリホス(農薬)	2921-88-2	農薬	H18.7.18	H19.3.22	ADI	0.001
	159	対-037	クロルピリホス(農薬2版)	2921-88-2	農薬	H21.10.26	H22.11.4	ADI	0.001
	160	対-037	クロルピリホス(農薬3版)	2921-88-2	農薬	H22.8.12	H23.6.2	ADI	0.001
	161	対-037	クロルピリホス(農薬4版)	2921-88-2	農薬	H29.7.21	H30.7.24	ADI ARfD	0.001 0.1
	162	対-038	クロロタロニル（TPN）(農薬)	1897-45-6	農薬	H23.9.22	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①クロロタロニル：0.018 ②代謝物：0.0083) ARfD(①クロロタロニル：0.6 ②代謝物：0.025)
	163	対-038	クロロタロニル（TPN）(農薬)	1897-45-6	農薬	H29.7.21	H30.3.27	ADI ARfD	ADI(①クロロタロニル：0.018 ②代謝物：0.0083) ARfD(①クロロタロニル：0.6 ②代謝物：0.025)
	164	対-039	シアナジン(農薬)	21725-46-2	農薬	H28.10.18 H24.7.18	H29.2.28	ADI ARfD	0.00053 0.045
	165	対-040	シアノホス（CYAP）	2636-26-2	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.001 0.01
	166	対-042	ジクロベニル(農薬)	1194-65-6	農薬	H22.9.27	H26.7.1	ADI	0.01
*	167	対-044	ジクワット(農薬)	85-00-7	農薬	H31.1.23	R1.10.8	ADI ARfD	0.0058 0.75(ジクワットイオン換算値)
	168	対-047	ジチオピル(農薬)	97886-45-8	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.0036
	169	対-050	ジメタメトリン(農薬)	22936-75-0	農薬	H19.10.30	H23.12.22	ADI	0.0094
	170	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H20.8.18	H26.8.19	ADI	0.001
	171	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H24.1.23	H26.8.19	ADI	0.001
	172	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
	173	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	動物用医薬品	H25.3.12	H26.8.19	ADI	0.001
	174	対-053	ダイアジノン（農薬・動物薬）	333-41-5	農薬	H29.5.24	H29.12.12	ADI ARfD	0.001 0.025
	175	対-054	ダイムロン(農薬)	412928-75-7	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.3
	176	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：ダゾメット(農薬)	533-74-4	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.028
	177	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メタム(農薬)	39680-90-5 (メタムアンモニウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.005 0.03
	178	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メタム(農薬)	137-42-8 (メタムナトリウム塩) 137-41-7 (メタムカリウム塩)	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.0075 0.021
	179	対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メチルイソチオシアネート(農薬)	556-61-6	農薬	H25.6.12	H27.3.24	ADI ARfD	0.004 0.1
*	180	対-055	ダゾメット(農薬2版)	533-74-4	農薬	R1.5.23	R1.8.27	ADI ARfD	0.004 0.028
	181	対-056	チアジニル(農薬)	223580-51-6	農薬	H19.7.17	H19.10.25	ADI	0.04
	182	対-060	チオベンカルブ(農薬)	28249-77-6	農薬	H19.8.6	H19.12.13	ADI	0.009
	183	対-060	チオベンカルブ(農薬2版)	28249-77-6	農薬	H21.10.27	H22.8.5	ADI	0.009
	184	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H22.6.22	H26.1.20	ADI	0.05
	185	対-065	トリシクラゾール(農薬)	41814-78-2	農薬	H21.10.27	H26.1.20	ADI	0.05
	186	対-066	トリフルラリン(農薬)	1582-09-8	農薬	H21.3.24	H24.1.26	ADI	0.024
	187	対-069	ピペロホス	24151-93-7	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
	188	対-070	ピラクロニル(農薬)	158353-15-2	農薬	H18.1.16	H19.8.2	ADI	0.0044
	189	対-070	ピラクロニル(農薬2版)	158353-15-2	農薬	H22.6.18	H23.6.2	ADI	0.0044
	190	対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
	191	対-074	ピリブチカルブ(農薬)	88678-67-5	農薬	H19.8.6	H20.9.11	ADI	0.0088
	192	対-075	ピロキロン(農薬)	57369-32-1	農薬	H19.11.27	H27.6.9	ADI ARfD	0.019 0.2
	193	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.14	H26.1.20	ADI	0.00019
	194	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	農薬	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
	195	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬)	120068-37-3	動物用医薬品	H23.2.10	H26.1.20	ADI	0.00019
	196	対-076	フィプロニル(農薬・動物薬2版)	120068-37-3	農薬	H27.10.13	H28.4.5	ADI ARfD	0.00019 0.02

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(6)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
197	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
198	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
199	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H24.3.26	H26.6.3	ADI	0.0049
200	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	農薬	H29.1.25	H29.8.22	ADI ARfD	0.0049 0.036
201	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H22.9.27	H26.6.3	ADI	0.0049
202	対-077	フェニトロチオン(農薬・動物薬)	122-14-5	動物用医薬品	H24.2.24	H26.6.3	ADI	0.0049
203	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
204	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
205	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
206	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	農薬	H22.9.24	H25.9.9	ADI	0.013
207	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H22.9.27	H25.9.9	ADI	0.013
208	対-078	フェノブカルブ　(BPMC)(農薬・動物薬)	3766-81-2	動物用医薬品	H24.5.21	H25.9.9	ADI	0.013
209	対-079	フェリムゾン(農薬)	89269-64-7	農薬	H20.2.5	H20.11.13	ADI	0.019
210	対-079	フェリムゾン(農薬2版)	89269-64-7	農薬	H23.6.10	H24.2.2	ADI	0.019
211	対-080	フェンチオン(農薬)	55-38-9	農薬	H21.1.20	H22.4.8	ADI	0.0023
212	対-080	フェンチオン(農薬2版)	55-38-9	農薬	H23.1.17	H25.9.30	ADI	0.0023
213	対-081	フェントエート(農薬)	2597-03-7	農薬	H21.6.9	H23.10.6	ADI	0.0029
214	対-081	フェントエート(農薬2版)	2597-03-7	農薬	H24.7.18	H25.1.21	ADI	0.0029
215	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0052
216	対-082	フェントラザミド(農薬)	158237-07-1	農薬	H20.2.5	H20.12.4	ADI	0.0052
217	対-084	ブタクロール(農薬)	23184-66-9	農薬	H19.10.12	H23.8.25	ADI	0.01
218	対-085	ブタミホス(農薬)	36335-67-8	農薬	H20.4.1	H21.2.12	ADI	0.008
219	対-086	ブプロフェジン(農薬)	69327-76-0	農薬	H19.8.21	H20.5.15	ADI	0.009
220	対-086	ブプロフェジン(農薬2版)	69327-76-0	農薬	H24.5.21	H24.12.10	ADI	0.009
221	対-086	ブプロフェジン(農薬4版)	69327-76-0	農薬	H28.5.11	H28.12.13	ADI ARfD	0.009 0.5
* 222	対-086	ブプロフェジン(農薬3版)	69327-76-0	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.009 0.5
223	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.01
224	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H18.9.4	H25.11.11	ADI	0.01
225	対-087	フルアジナム(農薬)	79622-59-6	農薬	H19.2.27	H25.11.11	ADI	0.01
226	対-087	フルアジナム(農薬第2版)	79622-59-6	農薬	H30.10.10	H31.2.5	ADI ARfD	ADI:0.01 ARfD: ・0.5 (一般の集団) ・0.02 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
227	対-088	プレチラクロール(農薬)	51218-49-6	農薬	H19.9.25	H20.10.9	ADI	0.018
228	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H23.1.24	H26.1.20	ADI	0.035
229	対-089	プロシミドン(農薬)	32809-16-8	農薬	H28.10.18	H29.5.30	ADI ARfD	ADI:0.035 ARfD: ・0.3 (一般の集団) ・0.035 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
230	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H25.6.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
231	対-090	プロチオホス(農薬)	34643-46-4	農薬	H30.5.17	H30.10.23	ADI ARfD	0.0027 0.05
232	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H22.11.12	H26.4.8	ADI	0.019
233	対-091	プロピコナゾール(農薬)	60207-90-1	農薬	H23.6.10	H26.4.8	ADI	0.019
234	対-091	プロピコナゾール(農薬2版)	60207-90-1	農薬、添加物	H28.12.14	H29.7.4	ADI ARfD	0.019 0.3
235	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H23.3.25	H26.1.20	ADI	0.019
236	対-092	プロピザミド(農薬)	23950-58-5	農薬	H22.3.23	H26.1.20	ADI	0.019

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(7)

	No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
			評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
	237	対-093	プロベナゾール(農薬)	27605-76-1	農薬	H22.8.12	H30.3.27	ADI ARfD	0.01 2
	238	対-094	ブロモブチド(農薬)	74712-19-9	農薬	H19.9.13	H20.1.10	ADI	0.04
	239	対-096	ペンシクロン(農薬)	66063-05-6	農薬	H19.9.13	H20.10.16	ADI	0.053
	240	対-097	ベンゾビシクロン(農薬)	156963-66-5	農薬	H19.3.6	H20.3.13	ADI	0.034
	241	対-098	ベンゾフェナップ(農薬)	82692-44-2	農薬	H22.9.13	H27.8.18	ADI	0.002
	242	対-100	ペンディメタリン(農薬)	40487-42-1	農薬	H20.6.3	H22.10.7	ADI	0.12
	243	対-100	ペンディメタリン(農薬2版)	40487-42-1	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.12
*	244	対-101	ベンフラカルブ(農薬)	82560-54-1	農薬	H23.2.10	R2.2.4	ADI ARfD	0.0089 0.0092
	245	対-102	ベンフルラリン(農薬)	1861-40-1	農薬	H20.3.25	H22.10.14	ADI	0.005
	246	対-103	ベンフレセート(農薬)	68505-69-1	農薬	H19.10.12	H20.4.24	ADI	0.026
	247	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.3.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
	248	対-105	マラチオン(農薬)	121-75-5	農薬	H23.4.25	H26.5.13	ADI ARfD	0.29 1.5
	249	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬)	57837-19-1	農薬	H19.5.22	H21.3.5	ADI	0.022
	250	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬2版)	57837-19-1	農薬	H22.9.13	H23.7.7	ADI	0.022
	251	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬3版)	57837-19-1	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.022
	252	対-108	メタラキシル及びメフェノキサム(農薬4版)	57837-19-1	農薬	H29.3.15	H29.10.17	ADI ARfD	0.08 0.5
	253	対-110	メトミノストロビン(農薬)	133408-50-1	農薬	H20.12.9	H22.3.4	ADI	0.016
	254	対-112	メフェナセット(農薬)	73250-68-7	農薬	H19.9.25	H20.3.13	ADI	0.007
	255	対-113	メプロニル(農薬)	55814-41-0	農薬	H20.4.1	H21.12.17	ADI	0.05
	256	要-001	アセタミプリド(農薬)	135410-20-7	農薬	H20.2.12	H20.8.29	ADI	0.071
	257	要-001	アセタミプリド(農薬2版)	135410-20-7	農薬	H22.8.12	H23.6.9	ADI	0.071
	258	要-001	アセタミプリド(農薬3版)	135410-20-7	農薬	H26.7.2	H26.12.16	ADI ARfD	0.071 0.1
	259	要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	農薬	H15.10.31	H16.1.15		製剤関連
	260	要-002	イミダクロプリド(農薬)	138261-41-3	農薬	H19.2.27	H19.6.14	ADI	0.057
	261	要-002	イミダクロプリド(農薬2版)	138261-41-3	農薬	H21.10.26	H22.9.9	ADI	0.057
	262	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
	263	要-002	イミダクロプリド(農薬3版)	138261-41-3	農薬	H27.11.17	H28.7.12	ADI ARfD	0.057 0.1
	264	要-005	エチプロール(農薬)	181587-01-9	農薬	H15.10.29	H16.7.22	ADI	0.005
	265	要-005	エチプロール(農薬2版)	181587-01-9	農薬	H19.12.4	H20.2.28	ADI	0.005
	266	要-005	エチプロール(農薬3版)	181587-01-9	農薬	H21.12.4	H22.7.22	ADI	0.005
	267	要-005	エチプロール(農薬4版)	181587-01-9	農薬	H25.12.10	H26.3.24	ADI	0.005
	268	要-006	クロロピクリン(クロルピクリン)(農薬)		農薬	H29.6.15	未通知		
	269	要-007	テブコナゾール(農薬)	107534-96-3	農薬	H19.2.27	H19.7.5	ADI	0.029
	270	要-007	テブコナゾール(農薬2版)	107534-96-3	農薬	H23.2.10	H23.9.8	ADI	0.029
	271	要-007	テブコナゾール(農薬3版)	107534-96-3	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.029
	272	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	H27.2.16	H27.9.8	ADI ARfD	0.029 0.3
*	273	要-007	テブコナゾール(農薬4版)	107534-96-3	農薬	R1.6.19	R1.10.1	ADI ARfD	0.029 0.3
	274	要-012	ブロマシル(農薬)	314-40-9	農薬	H25.6.12	H28.5.17	ADI ARfD	0.019 0.2
	275	要-013	ペントキサゾン(農薬)	110956-75-7	農薬	H18.5.23	H21.10.22	ADI	0.23
	276	要-014	ホサロン(農薬)	2310-17-0	農薬	H23.1.24	H26.3.10	ADI	0.002
	277	要-015	メタアルデヒド(農薬5版)	108-62-3	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.022 0.3
	278	要-015	メタアルデヒド(農薬4版)	108-62-3	農薬	H25.6.12	H25.12.2	ADI	0.022
	279	要-015	メタアルデヒド(農薬3版)	108-62-3	農薬	H22.9.13	H23.6.23	ADI	0.022
	280	要-015	メタアルデヒド(農薬2版)	108-62-3	農薬	H20.12.9	H21.2.5	ADI	0.022
	281	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H18.7.18	H19.7.19	ADI	0.022
	282	要-015	メタアルデヒド(農薬)	108-62-3	農薬	H15.12.26	H19.7.19	ADI	0.022
	283	要-015	メトラクロール(農薬)	51218-45-2	農薬	H20.6.17	H21.7.30	ADI	0.097

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(8)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
284	他-004	MCPBエチル(農薬)	10443-70-6	農薬	H26.3.25	H30.9.4	ADI ARfD	0.012 0.2
285	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H26.7.2	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
286	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H23.10.11	H27.3.24	ADI ARfD	0.077 0.5
287	他-005	アシベンゾラル-S-メチル(農薬)	126448-41-7	農薬	H29.10.26	H30.2.13	ADI ARfD	0.077 0.5
288	他-006	アジムスルフロン(農薬)	120162-55-2	農薬	H19.4.10	H21.4.9	ADI	0.095
289	他-007	アミトロール(農薬)	61-82-5	農薬	H19.10.30	H22.10.7	ADI	0.0012
290	他-008	アメトリン(農薬)	834-12-8	農薬	H19.3.6	H19.9.13	ADI	0.072
291	他-012	エトキシスルフロン(農薬)	126801-58-9	農薬	H22.9.27	H25.10.21	ADI	0.056
292	他-013	エトベンザニド(農薬)	79540-50-4	農薬	H19.8.6	H26.1.20	ADI	0.044
293	他-014	エンドタール(農薬)	145-73-3	農薬	H29.3.22	H29.3.28		回答文書
294	他-015	オキサジアルギル(農薬)	39807-15-3	農薬	H15.11.17	H19.10.11	ADI	0.008
295	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	農薬	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
296	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬3版)	14698-29-4	農薬	H25.8.20	H25.11.11	ADI	0.021
297	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H19.12.25	H20.7.24	ADI	0.021
298	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	農薬	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
299	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬)	14698-29-4	動物用医薬品	H18.9.4	H20.7.24	ADI	0.021
300	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬2版)	14698-29-4	動物用医薬品	H22.9.13	H23.6.30	ADI	0.021
* 301	他-017	オキソリニック酸(農薬・動物薬4版)	14698-29-4	農薬	H31.3.19	R1.8.27	ADI ARfD	0.021 0.06
302	他-018	キザロホップエチル(農薬)	76578-14-8	農薬	H19.8.6	H21.10.22	ADI	0.009
303	他-018	キザロホップエチル(農薬2版)	76578-14-8	農薬	H25.11.14	H26.4.8	ADI	0.009
304	他-019	クロチアニジン(農薬)	210880-92-5	農薬	H16.10.5	H17.1.27	ADI	0.097
305	他-019	クロチアニジン(農薬2版)	210880-92-5	農薬	H18.7.18	H18.12.7	ADI	0.097
306	他-019	クロチアニジン(農薬3版)	210880-92-5	農薬	H20.1.11	H20.2.28	ADI	0.097
307	他-019	クロチアニジン(農薬4版)	210880-92-5	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.097
308	他-019	クロチアニジン(農薬5版)	210880-92-5	農薬	H25.11.14	H26.1.20	ADI	0.097
309	他-019	クロチアニジン(農薬6版)	210880-92-5	農薬	H26.4.7	H26.10.7	ADI ARfD	0.097 0.6
310	他-020	クロマフェノジド(農薬)	143807-66-3	農薬	H19.4.10	H19.10.18	ADI	0.27
311	他-020	クロマフェノジド(農薬2版)	143807-66-3	農薬	H23.11.18	H24.5.24	ADI	0.27
312	他-024	ジクロフェンチオン(ECP)	97-17-6	農薬	H25.3.12	H25.3.18		回答文書
313	他-025	シクロプロトリン(農薬)	63935-38-6	農薬	H22.1.25	H27.2.3	ADI	0.085
314	他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	農薬	H25.3.12	H29.7.4	ADI ARfD	0.036 0.3
315	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H19.8.6	H22.6.17	ADI	0.01
316	他-029	ジチアノン(農薬)	3347-22-6	農薬	H29.8.31	H30.12.4	ADI ARfD	0.01 0.1
317	他-030	シノスルフロン	94593-91-6	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
318	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬5版)	165252-70-0	農薬	H25.8.20	H25.12.2	ADI	0.22
319	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬6版)	165252-70-0	農薬	H28.7.13	H29.2.14	ADI ARfD	0.22 1.2
320	他-031	ジノテフラン(農薬)	165252-70-0	農薬	H16.4.28	H17.6.16	ADI	0.22
321	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	農薬	H18.9.4	H19.7.26	ADI	0.22
322	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	農薬	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
323	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	農薬	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
324	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬2版)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22
325	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬3版)	165252-70-0	動物用医薬品	H22.2.16	H22.9.9	ADI	0.22
326	他-031	ジノテフラン(農薬・動物薬4版)	165252-70-0	動物用医薬品	H24.5.21	H24.10.29	ADI	0.22
327	他-031	ジノテフランを有効成分とする動物体に直接適用しない動物用殺虫剤(フラッシュベイト、エコスピード)	165252-70-0	動物用医薬品	H18.11.16	H19.7.26	ADI	0.22

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(9)

	No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
			評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値 (ADI:mg/kg 体重/日) (ARfD:mg/kg 体重)
	328	他-032	ジフェノコナゾール(農薬)	119446-68-3	農薬	H22.9.27	H24.10.15	ADI	0.0096
	329	他-032	ジフェノコナゾール(農薬2版)	119446-68-3	農薬	H26.9.9	H27.3.3	ADI ARfD	0.0096 0.25
	330	他-032	ジフェノコナゾール(農薬3版)	119446-68-3	農薬	H28.12.14	H29.2.28	ADI ARfD	0.0096 0.25
	331	他-032	ジフェノコナゾール(農薬4版)	119446-68-3	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	0.0096 0.25
*	332	他-032	ジフェノコナゾール(農薬・添加物5版)	119446-68-3	農薬	H31.2.20	R1.6.18	ADI ARfD	0.0096 0.25
	333	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	農薬	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
	334	他-034	ジフルベンズロン(農薬・動物薬)	35367-38-5	動物用医薬品	H22.12.10	H27.7.28	ADI	0.02
	335	他-036	シプロジニル(農薬)	121552-61-2	農薬	H22.9.13	H24.9.24	ADI	0.027
	336	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
	337	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	動物用医薬品	H25.12.10	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
	338	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品)	52315-07-8	農薬	H29.1.25	H30.2.13	ADI ARfD	0.022 0.04
	339	他-037	シペルメトリン(農薬・動物用医薬品第2版)	52315-07-8	農薬	H30.3.7	H30.3.27	ADI ARfD	0.022 0.04
	340	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H19.6.5	H19.8.23	ADI	0.0085
	341	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H20.10.17	H21.3.12	ADI	0.0085
	342	他-038	シメコナゾール(農薬)	149508-90-7	農薬	H23.3.25	H24.2.9	ADI	0.0085
	343	他-038	シメコナゾール(農薬4版)	149508-90-7	農薬	H24.7.18	H24.11.12	ADI	0.0085
	344	他-038	シメコナゾール(農薬5版)	149508-90-7	農薬	H27.10.13	H28.2.23	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	345	他-038	シメコナゾール(農薬6版)	149508-90-7	農薬	H30.4.18	H30.5.22	ADI ARfD	ADI:0.0085 ARfD: ・0.2 (一般の集団) ・0.09 (妊婦又は妊娠している可能性のある女性)
	346	他-040	ジメピペレート	61432-55-1	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
	347	他-041	シラフルオフェン(農薬)	105024-66-6	農薬	H19.10.12	H20.1.17	ADI	0.11
	348	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H16.12.24	H22.4.8	ADI	0.024
	349	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
	350	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	農薬	H29.5.24	H30.1.23		
	351	他-043	スピノサド(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H18.7.18	H22.4.8	ADI	0.024
	352	他-043	スピノサド 【残留基準の設定】(農薬・動物薬)	168316-95-8	動物用医薬品	H17.12.19	H22.4.8	ADI	0.024
	353	他-043	スピノサド 【残留基準の設定】(農薬・動物薬2版)	168316-95-8	動物用医薬品	H26.10.24	H27.2.17	ADI	0.024
	354	他-044	セトキシジム(農薬)	74051-80-2	農薬	H23.10.11	H30.12.4	ADI ARfD	0.088 1.8
	355	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H22.11.12	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
	356	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.3.25	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
	357	他-045	チアクロプリド(農薬)	111988-49-9	農薬	H23.10.11	H30.10.23	ADI ARfD	0.012 0.031
	358	他-046	チアメトキサム(農薬)	153719-23-4	農薬	H18.7.18	H20.4.3	ADI	0.018
	359	他-046	チアメトキサム(農薬2版)	153719-23-4	農薬	H23.6.10	H24.3.1	ADI	0.018
	360	他-046	チアメトキサム(農薬3版)	153719-23-4	農薬	H27.1.13	H27.7.28	ADI ARfD	0.018 0.5
*	361	他-047	チオシクラム(農薬)	31895-21-3	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.021 0.1
	362	他-048	チフルザミド(農薬)	130000-40-7	農薬	H22.8.12	H24.10.1	ADI	0.014
	363	他-048	チフルザミド(農薬2版)	130000-40-7	農薬	H27.8.5	H28.1.26	ADI ARfD	0.014 0.25
*	364	他-048	チフルザミド(農薬3版)	130000-40-7	農薬	H31.3.19	R1.6.18	ADI ARfD	0.014 0.25
	365	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H24.8.21	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
	366	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H20.7.8	H27.8.18	ADI ARfD	0.004 0.05
	367	他-051	テトラコナゾール(農薬)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05
	368	他-051	テトラコナゾール(農薬2版)	112281-77-3	農薬	H29.11.22	H30.3.6	ADI ARfD	0.004 0.05

表 6-3　内閣府食品安全委員会における全評価物質(10)

No.	水質基準項目等	食品安全委員会における評価						
		評価品目名	CAS番号	食品安全委員会における分類	評価要請文書受理日	評価結果通知日	評価値種類	評価値(ADI:mg/kg 体重/日)(ARfD:mg/kg 体重)
369	他-052	テブフェノジド(農薬)	112410-23-8	農薬	H19.8.6	H19.11.8	ADI	0.016
370	他-052	テブフェノジド(農薬2版)	112410-23-8	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI	0.016
371	他-053	トリネキサパックエチル	95266-40-3	農薬	H15.7.1	H15.9.18	ADI	0.0059
372	他-053	トリネキサパックエチル(農薬)	95266-40-3	農薬	H19.6.26	H21.10.22	ADI	0.0059
373	他-054	トリフルミゾール(農薬)	68694-11-1	農薬	H22.9.27	H25.11.11	ADI	0.015
374	他-054	トリフルミゾール(農薬2版)	68694-11-1	農薬	H28.2.9	H28.5.17	ADI ARfD	0.015 0.25
375	他-054	トリフルミゾール(農薬3版)	68694-11-1	農薬	H30.1.24	H30.3.27	ADI ARfD	0.015 0.25
376	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H16.7.12	H16.10.7	ADI	0.0056
377	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H19.2.27	H19.5.31	ADI	0.0056
378	他-055	トルフェンピラド(農薬)	129558-76-5	農薬	H22.2.23	H23.2.10	ADI	0.0056
379	他-056	ナプロアニリド	52570-16-8	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
380	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H25.12.20	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
381	他-057	ニテンピラム(農薬)	150824-47-8	農薬	H27.10.13	H28.5.17	ADI ARfD	0.53 0.6
382	他-058	パクロブトラゾール(農薬)	76738-62-0	農薬	H19.12.4	H21.4.2	ADI	0.02
383	他-058	パクロブトラゾール(農薬2版)	76738-62-0	農薬	H28.2.9	H28.9.6	ADI ARfD	0.02 0.3
384	他-061	ピメトロジン(農薬)	123312-89-0	農薬	H20.3.25	H22.9.9	ADI	0.013
385	他-062	ピラゾスルフロンエチル(農薬)	93697-74-6	農薬	H22.3.23	H26.5.20	ADI	0.01
386	他-063	ピリミノバックメチル(農薬)	136191-64-5	農薬	H19.11.12	H22.4.1	ADI	0.02
387	他-065	ピレトリン	121-29-9	農薬	H29.4.19	未通知		
388	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
389	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	農薬	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
390	他-067	フェンバレレート(農薬・動物薬)	51630-58-1	動物用医薬品	H24.7.18	H25.7.29	ADI	0.017
391	他-069	フラメトピル(農薬)	123572-88-3	農薬	H21.1.20	H23.11.17	ADI	0.007
392	他-069	フラメトピル(農薬第2版)	123572-88-3	農薬	H30.8.8	H31.2.5	ADI ARfD	0.007 0.3
393	他-070	フルアジホップ(農薬)	83066-88-0	農薬	H25.8.20	H27.7.7	ADI ARfD	0.0044 0.02
394	他-070	フルアジホップ(農薬2版)	83066-88-0	農薬	H30.1.24	H30.3.6	ADI ARfD	0.0044 0.02
395	他-071	プロパニル(農薬)	709-98-8	農薬	H30.5.17	H30.12.4	ADI ARfD	0.016 0.57
396	他-072	プロパホス	7292-16-2	農薬	H24.2.24	H24.3.1		回答文書
397	他-073	プロパルギット又はBPPS(農薬)	2312-35-8	農薬	H19.3.6	H24.10.29	ADI	0.0098
398	他-076	プロメトリン(農薬)	7287-19-6	農薬	H25.1.30	H27.9.8	ADI ARfD	0.03 1.5
* 399	他-077	ペルメトリン(農薬・動物薬)	52645-53-1	農薬	H30.4.18	R1.5.21	ADI ARfD	0.05 0.5
* 400	他-078	ベンスルタップ（農薬）	17606-31-4	農薬	H30.10.10	R1.6.4	ADI ARfD	0.025 0.3
401	他-079	ベンダイオカルブ(農薬)	22781-23-3	農薬	H20.3.11	H21.8.27	ADI	0.0035
402	他-081	ボスカリド(農薬)	188425-85-6	農薬	H15.11.17	H16.5.20	ADI	0.044
403	他-081	ボスカリド(農薬2版)	188425-85-6	農薬	H18.7.18	H18.10.26	ADI	0.044
404	他-081	ボスカリド(農薬3版)	188425-85-6	農薬	H20.12.19	H21.3.19	ADI	0.044
405	他-081	ボスカリド(農薬4版)	188425-85-6	農薬	H24.1.23	H24.8.6	ADI	0.044
406	他-081	ボスカリド(農薬5版)	188425-85-6	農薬	H28.5.11	H28.9.27	ADI ARfD	0.044 3
407	他-083	メタミドホス(農薬)	10265-92-6	農薬	H20.2.12	H20.5.1	ADI	0.0006
408	他-083	メタミドホス(農薬2版)	10265-92-6	農薬	H28.2.9	H28.12.13	ADI ARfD	0.00056 0.3

*網掛け：R1年度追加　　注：化学・汚染：化学物質・汚染物質

6-2. 海外諸国・機関の基準値・目標値等の収集・整理

6-2-1. 基準値等の更新

平成 30 年度調査業務において調査された（表 6-4）を対象に、基準値等の改訂の動向を調査した。なお、過年度度調査業務と同様に収集の対象は主に消毒薬、消毒副生成物質、有機物質、無機物質とし、微生物、放射性物質、官能性にかかわる項目（色、臭気、味）は除いた。海外諸国・機関の更新状況を整理した。

国内外の基準値等のまとめを、表 6-5～6-10 に示す。網掛けは R1 年度に更新した内容である。

表 6-4　基準値・目標値等の調査対象とする国・機関

国・機関		調査対象規則等
1	米国	National Primary Drinking Water Regulations: NPDWRs
		National Secondary Drinking Water Regulations: NSDWRs
		Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination: Contaminant Candidate List 5 (CCL 5)
2	欧州	Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014
		TEXTS ADOPTED　Provisional edition　P8_TA-PROV(2019)0320
3	カナダ	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality – Summary Table: June 2019
4	豪州	Australian Drinking Water Guidelines 6　2011: Version 3.5 Updated August 2018
5	韓国	飲料水水質基準解説書 2017 – 飲料水水質基準及び検査周期（먹 는 물　수 질 기 준　및　검 사 주 기）
6	中国	中華人民共和国国家標準 GB 5749-2006「生活飲用水衛生標準」
7	WHO	Guidelines for Drinking-Water Quality: Fourth edition incorporating the first addendum (2017)

(1)米国

基準値等の更新はない。EPA(米国環境保護庁)は、2018 年 10 月 4 日、5 番目の汚染物質候補リスト（CCL5: Contaminant Candidate List）検討のために、化学物質、微生物、又は他材料のノミネートを求めている。一般市民は、CCL5 に関する連邦登録通知の指示に従って汚染物質をノミネートできる。ノミネートの締め切りは 2018 年 12 月 4 日。CCL は汚染物質のリストで、NPDWR（National Primary Drinking Water Regulations）の対象ではないが、公共用水システムでの発生が知られている、又は予想される汚染物質である。CCL リストの汚染物質は、SDWA（Safe Drinking Water Act）に基づき将来の規制を必要とする場合がある。

6.2.4 で述べる、Perfluorooctane sulfonic acid (PFOS)及び Perfluorooctanoic acid (PFOA)は、CCL4 としてリストアップされている。

米国環境保護庁(EPA)は、2016 年に、生涯健康勧告値（HA:lifetime drinking water Health Advisory)を強化している。

PFOS、PFOA：HA 70 ng/L (PFOA、PFOS の合計)

(2)欧州

Proposal for a Directive of the European Parliament and of the Council on the quality of water intended for human consumption (recast)(1.2.2018)（人の消費を目的とした水質に関する欧州議会及び理事会の指令の提案（改訂版）（1.2.2018））に基づき、TEXTS ADOPTED Provisional edition P8_TA-PROV(2019)0320 European Parliament legislative resolution of 28 March 2019 on the proposal for a directive of the European Parliament and of the Council on the quality of water intended for human consumption (recast) (COM(2017)0753 - C8-0019/2018 - 2017/0332(COD))（欧州議会及び人の消費を目的とした水質に関する理事会の指令の提案に関する 2019 年 3 月 28 日の欧州議会の立法決議（改訂））が暫定版として公表された。

6.2.3 で述べる、PFAS（ペル及びポリフルオロアルキル）及び PFASs - Total（総ペル及びポリフルオロアルキル）が設定されている。

(3)カナダ

Guidelines for Canadian Drinking Water Quality - Summary Table: June 2019 として更新された。

6.2.3 で述べる、Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)（ペルフルオロ（オクタン－1－スルホン酸））及び Perfluorooctanoic Acid (PFOA)（ペルフルオロオクタン酸）が設定されている。

(4)豪州

Australian Drinking Water Guidelines 6 2011: Version 3.5 Updated August 2018 として更新された。

6.2.3 で述べる、Sum of perfluorooctane sulfonate (PFOS) and perfluorohexane sulfonate (PFHxS)（ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）とペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）の合計）及び Perfluorooctanoic Acid (PFOA)（ペルフルオロオクタン酸）が設定されている。

(5)WHO

WHO 飲料水水質ガイドライン第 4 版(Guidelines for drinking-water quality)の、飲料水水質ガイドラインの段階的改訂：作業計画(Rolling revision of the Guidelines for drinking-water quality: Programme of work:2017.8.2)では、第 2 補遺（2nd addendum）又は第 5 版の修正として PFOS (perfluorooctane sulfonate) and PFOA (perfluorooctanoic acid)がリストアップされ、第 2 補遺は 2019 年までに公開が提案されている。

WHO Europe の資料「Drinking Water Parameter Cooperation Project　Support to the revision of Annex I Council Directive 98/83/EC on the Quality of Water Intended for Human Consumption (Drinking Water Directive) Recommendations 11 September 2017」にファクトシート「Perfluorooctanesulfonic acid (PFOS) and perfluorooctanoic acid (PFOA)」が記載されており、WHO guideline value derivation の項に、“WHO は現在、両物質の GV(guideline value)を検討中。PFOS の TDI:0.15 μg/kg 体重/日(EFSA(2008))に基づき、60 kg の成人で TDI の 10%が水に起因するとして、GV:0.4μg/ L、PFOA の GV:4.0μg/ L(PFOS の 10 倍)になる。これらの値は、WHO による最終確認が必要。”と記述されている。

6-2-2. 国内の水質基準項目ではないが、海外諸国・機関において基準値・目標値（法的拘束力を有する）が設定されている項目の整理

国内の現行水質基準項目ではないが、海外諸国（WHO、米国、欧州、カナダ、豪州、韓国、中国）において基準値・目標値（法的拘束力を有する）が設定されている項目について整理した。比較は、国内の分類番号が設定されている項目とし、微生物、放射性物質は除いた。

表 6-12 に、海外諸国の項目名及び基準値・目標値を整理した。WHO：暫定値、米国：NSDWR（National Secondary Drinking Water Regulations)、カナダ：Other value、豪州：Guideline value:aesthetic、韓国：感覚影響、中国：参考指標　等も対象とした。海外諸国の基準値等は、国別及び単独で設定されている項目について網掛けを行った。又、最初に表示される項目について海外諸国の値を列記した。例えば、アルジカルブは、WHO と豪州で設定されている。

整理概要は以下の通りである。

・総数は 169 項目、複数国での設定ではなく、単独に設定されている項目は、116 項目（WHO：7、米国：8、欧州：4、カナダ：4、豪州：75、韓国：0、中国：18）

・海外諸国 4 ケ国以上で設定されている項目

ベンゾピレン（6)、エチルベンゼン（6)、ｏ―ジクロロベンゼン（5)、ｐ―ジクロロベンゼン（5)、γ―ＢＨＣ（リンデン）（4)、モノクロラミン（4)、ペンタクロロフェノール（ＰＣＰ）（4)、２，４，６―トリクロロフェノール（4)、ハロ酢酸類 (HAA5)（4)、クロロベンゼン（4)、ヘプタクロール（4)、アンモニア（4)

・農薬類

個々の農薬の状況は上記 169 項目に含まれる。その中で EU は「Pesticides:農薬類（アルドリン、ディルドリン、ヘプタクロール、ヘプタクロルエポキシドは除く)」として Parametric value: 0.0001 (mg/L)、「Pesticides -Total: 農薬類合計」として 0.0005 (mg/L)を設定しており、全農薬が対象と解釈できる。国内の農薬分類番号に該当する農薬の海外諸国の設定状況を表 6-13 に整理した。

農薬類の設定状況（EU は除く）は、WHO：17、米国：10、欧州：4、カナダ：14、豪州：66、韓国：5、中国：11 となる。

6-2-3. 国内の基準値等との比較及び毒性情報の整理

海外諸国・機関の基準値等の更新状況及び国内の基準値等の変更を踏まえ、国内と諸外国の基準値等の比較を行い、諸外国の基値が国内に基準値等よりも厳しい物質を抽出し表 6-11 に示す。
R1 年度の内閣府食品安全委員会による評価結果から次の 3 物質を比較対象物質とした。

①塩素酸(基-021)及び亜塩素酸(目-010)
・日本水質基準値: 0.6 mg/L
・EU Parametric value: 0.25 mg/L
WHO：0.7 mg/L (chlorate (ClO3), chlorite (ClO2))。両物質とも、次亜塩素酸塩を使用した主な消毒副産物。WHO は、この値が高すぎる可能性を認識し、低い値を満たすことが実現可能であれば、そのような低い値が適切であることを指摘している。問題の原因の 1 つは、塩素酸塩は、新鮮でなく長期間保管(特に暖かい温度)された次亜塩素酸塩溶液において生成することにある。EFSA(2015)では、飲料水中の塩素酸塩濃度:0.7 mg/kg（WHO 値）は、乳児や幼児が塩素酸塩に過度に曝露される可能性があると指摘している。更に、塩素酸塩によるヨウ素摂取抑制に関するより多く健康データが必要であるが、塩素酸塩がヨウ素摂取を抑制するとしている。EFSA は、FAO/WHO 合同食品添加物専門委員会（JECFA）も参照した。委員会は、塩素酸塩を評価し、慢性リスク評価の毒性基準値として、health-based value: 0.01 mg/kg 体重とした。これは、drinking water value: 0.24 mg/L となる。したがって、委員会は、塩素酸塩及び亜塩素酸塩の値をより厳密な 0.25 mg/L(WHO 値の約 1/3)に設定することは正当であると考える。
(資料：Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on the quality of water intended for human consumption (recast)：Brussels, 1.2.2018 COM(2017) 753 final 2017/0332 (COD))

②アルミニウム及びその化合物(基-033)
・日本水質基準値: 0.2 mg/L
・US National Secondary Drinking Water Regulation (NSDWR): 0.05 to 0.2 mg/L (colored water)、
NSDWR（二次標準）は、飲料水の cosmetic effects（皮膚や歯の変色等）、aesthetic effects（味、臭気、色等）を引き起こす可能性のある汚染物質を規制する拘束力のないガイドライン。EPA は、水系に 2 次標準を推奨しているが、標準に準拠することを要求してはいない。ただし、各州はこれらを拘束力のある標準として採用してもよい。

（ヒト影響）米国における評価：1975 年、FDA の GRAS 物質評価専門委員会（SCOGS）は、添加物「硫酸アルミニウムアンモニウム」及び添加物「硫酸アルミニウムカリウム」を含むアルミニウム塩について、現在得られている知見からは、現在又は将来使用されると考えられる使用量でヒトに有害影響を示す合理的な根拠はないとしている。（食品安全委員会評価書）

(資料：National Secondary Drinking Water Regulations (NSDWRs)、硫酸アルミニウムアンモニウム、硫酸アルミニウムカリウム （食品安全委員会添加物評価書))

・カナダ Other value: OG：< 0.1 (conventional treatment);< 0.2 (other treatment types) (mg/L) ： established based on operational considerations and listed as operational guidance values (OG).

飲料水中のアルミニウムが、ヒト健康へ悪影響を及ぼすという説得力のある証拠はない。アルミニウムは消費者の飲料水の使用に影響を与えることはなく、又、良い水の供給を妨げるものではない。拠って、飲料水中のアルミニウムについては、健康に基づいたガイドライン(health-based guideline)や審美的な目標(aesthetic objective)は確立されていない。

健康影響とは別に、予防のため、アルミニウムベースの凝固剤を使用する水処理プラントは、処理水の残留アルミニウムレベルを可能な限り最小限に抑えるために、操作を最適化する必要がある。アルミニウムベースの凝固剤を使用するプラントの場合、汎用処理プラントではアルミニウム合計が 0.1 mg/L（100 μ g/ L）未満、その他のタイプの処理システム(例えば、直接またはインラインろ過プラント、石灰軟化プラントなど)では 0.2 mg/L（200 μ g/L）未満の操作ガイダンス値(operational guidance value)が推奨される。 これらの値は、毎月サンプルの 12 か月の移動平均に基づいている。アルミニウムの残留物を最小限に抑えるための施策は、消毒プロセスの有効性（微生物学的品質）を損なってはならず、消毒副産物前駆体の除去を妨げてはならない。

(資料：Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table Health Canada (June 2019) Aluminum November 1998 (edited November 1998))

表 6-5 「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 1/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※6	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
基-001	一般細菌	-	100個/ml									No abnormal change								100 CFU/ml			100 CFU/ml		
基-002	大腸菌	-	不検出				No more than 5.0% samples total coliform-positive (TC-positive) in a month (as Total Coliforms)					0/100ml		None detectable per 100 mL (E. coli)						試料100mL中に検出してはならない			試料100mL中に検出してはならない		
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	0.003	0.003			0.005				0.005			0.005			0.002		●	0.005			0.005		
基-004	水銀及びその化合物	7439-97-6	0.0005	0.006			0.002				0.001			0.001			0.001			0.001			0.001		
基-005	セレン及びその化合物	7782-49-2	0.01	0.04	P		0.05				0.01			0.05			0.01			0.01			0.01		
基-006	鉛及びその化合物	7439-92-1	0.01	0.01	AT		TT Action Level=0.015				0.01			0.005:ALARA			0.01			0.01			0.01		
基-007	ヒ素及びその化合物	7440-38-2	0.01	0.01	AT		0.01				0.01			ALARA: 0.01 (as low as reasonably achievable)			0.01			0.01			0.01		
基-008	六価クロム化合物	7440-47-3	0.05	0.05（総クロムとして）	P		0.1 (as total chromium)				0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)			0.05 (as Chromium)		
基-009	亜硝酸態窒素	14797-65-0	0.04	3（亜硝酸イオンとして）			1 (nitite measured as nitrogen)				0.5 (as Nitrite)			1 (3 as nitrite)			3 (as nitrite)						1 (as nitrite)		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン※1	-	0.01	設定なし			0.2				0.05			0.2			0.08			0.01			0.05		
	塩化シアン	506-77-4	0.01	設定なし											AO: ≤250								0.07		
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	-	10	設定なし										10						10					
	硝酸	14797-55-8	10	50（硝酸イオンとして）			10 (measured as Nitrogen)				50			45			50			10 as N(NO_3-N)			10（硝酸塩として） 地下水源は20		
基-012	フッ素及びその化合物	7782-41-4	0.8	1.5			4	2			1.5			1.5			1.5			1.5			1		
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	1	2.4							1			5			4			1			0.5		●
基-014	四塩化炭素	56-23-5	0.002	0.004			0.005							0.002			0.003			0.002			0.002		
基-015	1,4-ジオキサン	123-91-1	0.05	0.05	a				CCL4											0.05					
基-016	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	540-59-0	0.04	0.05													0.06						0.05		
	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	0.04				0.07																		
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	0.04				0.1																		
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	0.02	0.02			0.005			●				0.05			0.004		●	0.02			0.02		
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	0.01	0.04			0.005			●	0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)			0.01			0.05			0.01			0.04		
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	0.01	0.02	P		0.005			●	0.01 (Tetrachloroethene/Trichloroethene)			0.005		●	c			0.03			0.07		
基-020	ベンゼン	71-43-2	0.01	0.01	a		0.005			●	0.001		●	0.005		●	0.001		●	0.01			0.01		
基-021	塩素酸	7790-93-4	0.6	0.7	D				CCL4(as chlorate)		0.25		●	1(as chlorate)			c e			0.7（水質監視基準）			0.7（塩素酸塩として）		
基-022	クロロ酢酸	79-11-8	0.02	0.02			0.06(ハロ酢酸5種合計)、MCLG=0.07										0.15			0.06					
基-023	クロロホルム	67-66-3	0.06	0.3			総トリハロメタンに含む、MCLG =0.07													0.08					
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	0.03	0.05	D, a		0.06(ハロ酢酸5種合計)、MCLG=0			●							0.1						0.05		
基-025	ジブロモクロロメタン	124-48-1	0.1	0.1			総トリハロメタンに含む、MCLG=0.06			●										0.1			0.1		
基-026	臭素酸	7789-31-3	0.01	0.01	AT, a		0.01				0.01			0.01			0.02			0.01			0.01（臭素酸塩として）		

表 6-5　「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 2/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR(mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)※6	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
基-027	総トリハロメタン		0.1	ガイドライン値に対する個々の濃度の比の和が1を超えない			0.08以下			●	0.1			0.1			0.25 e			0.1			化合物中の種々の化合物の測定された濃度の合計およびそれらのそれぞれの限界は、1を超えない		
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	0.03	0.2			0.06(ハロ酢酸5種合計)、MCLG=0.02			●							0.1						0.1		
基-029	ブロモジクロロメタン	75-27-4	0.03	0.06	a		総トリハロメタンに含む、MCLG=0			●										0.03			0.06		
基-030	ブロモホルム	75-25-2	0.09	0.1			総トリハロメタンに含む、MCLG=0			●										0.1 (水質監視基準)					
基-031	ホルムアルデヒド	50-00-0	0.08	設定なし					CCL4					None required			0.5			0.5			0.9		
基-032	亜鉛及びその化合物	7440-66-6	1	設定なし				5							AO: ≤5.0		c	3			3		1		
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5	0.2	設定なし				0.05 to 0.2		●		0.2			OG: <0.1 (conventional treatment); <0.2 (other treatment types)	●	c	0.2			0.2		0.2		
基-034	鉄及びその化合物	7439-89-6	0.3	設定なし				0.3				0.2			AO: ≤0.3		c	0.3			0.3		0.3		
基-035	銅及びその化合物	7440-50-8	1	2			TT Action Level=1.3	1			2			2	AO:1		2	1			1		1		
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	200	設定なし								200			AO: ≤200		設定不要	180	●				200		
基-037	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.05	設定なし				0.05	CCL4			0.05		0.12	AO: ≦0.02		0.5	0.1			0.05		0.1		
基-038	塩化物イオン	16887-00-6	200	設定なし				250				250			AO: ≤250		c	250			250		250		
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		300	設定なし										None required			設定不要 (as CaCO3)	200 (as CaCO3)	●		300		450		
基-040	蒸発残留物		500																		500				
基-041	除イオン界面活性剤		0.2																		0.5		0.3		
基-042	ジェオスミン	19700-21-1	0.00001																		0.00002 (水質監視基準)			0.00001	
基-043	2―メチルイソボルネオール	2371-42-8	0.00001																		0.00002 (水質監視基準)			0.00001	
基-044	非イオン界面活性剤		0.02																						
基-045	フェノール類		0.005																	0.005			0.002		●
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)		3									No abnormal change												5	
基-047	pH値		5.8-8.6	設定なし				6.5-8.5				6.5-9.5			7.0-10.5		c	6.5-8.5			5.8-8.5		6.5-8.5		
基-048	味		異常でないこと									Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive		設定不要	Acceptable to most people			無味		無臭		
基-049	臭気		異常でないこと					3 threshold odor number				Acceptable to consumers and no abnormal change			Inoffensive		設定不要	Acceptable to most people			無臭		無臭		

表 6-5　「水質基準項目」の諸外国・機関の基準値等（その 3/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※4				EU			カナダ※5			オーストラリア			韓国			中国		
			基準値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※2	比較※3	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical parameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※6	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
基-050	色度		5度以下					15 (color units)				Acceptable to consumers and no abnormal change			AO: ≤15 TCU			15 HU			5度		15(カラーユニット)		
基-051	濁度		2度以下				通常ろ過・直接ろ過:1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%値が0.3NTUを超過しない、それ以外のろ過:5NTUを超過しない			●		Acceptable to consumers and no abnormal change		·Conventional and direct filtration: ≤ 0.3 NTU ·slow sand and diatomaceous earth filtration: ≤ 1.0 NTU ·membrane filtration: ≤ 0.1 NTU		●	c	5 NTU			0.5NTU	●	1NTU		●

※1　諸外国の基準値等はシアンとしての数値

※2　表中の記号は次のとおり。P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値、C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至るこ とがある。

a: 発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10^{-5} の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の 濃度である。

10^{-4}および10^{-6}の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けるこ と、および、ガイドライン値を 10 で割ることによって求めることができる。

※3 「比較」の欄の●とは、諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質の意味である。以降の表も全て同様。

※4　表中の記号は次のとおり。MCLG (Maximum Contaminant Level Goal): The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※5　表中の記号は次のとおり。AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives、OG: established based on operational considerations and listed as operational guidance values、ALARA: as low as reasonably achievable

※6　表中の記号は次のとおり。c: Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.　f: No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e: The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts).

Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

※参考　WHO: Guidelines for drinking-water quality, 4th edition, incorporating the 1st addendum 2017

EU: Drinking Water Parameters: Microbiological, Chemical and Indicator Parameters in the 2014 Drinking Water Regulations 2014 , TEXTS ADOPTED　Provisional edition　P8_TA-PROV(2019)0320

米国: National Primary Drinking Water Regulations , Secondary Drinking Water Standards: Guidance for Nuisance Chemicals , Drinking Water Contaminant Candidate List (CCL) and Regulatory Determination

カナダ: Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table June 2019

豪州: Australian Drinking Water Guidelines 6　2011: Version 3.5 Updated August 2018

韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646

中国: https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准

表 6-6 「水質管理目標設定項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※2				EU			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L)※4	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	0.02	0.02			0.006			●	0.005		●	0.006		●	0.003		●	0.02(水質監視基準)			0.005		●
目-002	ウラン及びその化合物	7440-61-1	0.002(暫定)	0.03	P		0.03							0.02			0.017			0.03(水質監視基準)					
目-003	ニッケル及びその化合物	7440-02-0	0.02	0.07							0.02						0.02						0.02		
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	0.004	0.03	a		0.005				0.003		●	0.005			0.003		●				0.03		
目-008	トルエン	108-88-3	0.4	0.7	C		1							0.06	AO: 0.024	●	0.8	0.025	●	0.7			0.7		
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	0.08	0.008		●	0.006			●							0.01		●	0.08(水質監視基準)			0.008		●
目-010	亜塩素酸	13898-47-0	0.6	0.7	D		1				0.25		●	1			0.8						0.7(亜塩素酸塩として)		
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	0.6	設定なし			0.8 (MRDL)							None required			c	0.4	●						
目-013	ジクロロアセトニトリル	3018-12-0	0.01(暫定)	0.02	P												c			0.09					
目-014	抱水クロラール	302-17-0	0.02(暫定)	設定なし										Exposure levels in Canada far below concentration that would cause health effects; levels above 0.2 mg/L may indicate a concern for health effects and should be investigated.			0.1 e			0.03			0.01		●
目-015	農薬類	-	検出値と目標値の比の和として、1以下								0.0005		●												
目-016	残留塩素	7782-50-5	1	5	C		4 (MRDL)							None required			5	0.6	●	4					
目-017	カルシウム、マグネシウム等(硬度)		10-100	設定なし										None required			設定不要	200			300		450		
目-018	マンガン及びその化合物	7439-96-5	0.01	設定なし				0.05	CCL4			0.05			AO: ≤ 0.05		0.5	0.1			0.05		0.1		
目-019	遊離炭酸	-	20																						
目-020	1, 1, 1-トリクロロエタン	71-55-6	0.3	設定なし			0.2			●							c			0.1		●	2		
目-021	メチル-t-ブチルエーテル	1634-04-4	0.02	設定なし					CCL4						AO: ≤ 0.015	●									
目-022	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	COD	3																		10		3		
目-023	臭気強度(TON)	-	3以下					3 threshold odor number																	
目-024	蒸発残留物		30-200																		500				
目-025	濁度		1度				通常ろ過・直接ろ過:1NTU、かつ月の毎日の測定値の95%値が0.3NTUを超過しない、それ以外のろ過:5NTUを超過しない					Acceptable to consumers and no abnormal change		·Conventional and direct filtration: ≤0.3 NTU ·slow sand and diatomaceous earth filtration: ≤1.0 NTU ·membrane filtration: ≤0.1 NTU		●	c	5 NTU			0.5NTU	●	1NTU		
目-026	pH値		7.5程度	設定なし				6.5-8.5				≥ 6.5 and ≤ 9.5			7.0-10.5		c	6.5-8.5			5.8-8.5		6.5-8.5		
目-027	腐食性(ランゲリア指数)	-	−1程度以上とし、極力0に近づける					noncorrosive																	
目-028	従属栄養細菌	-	2,000/ml以下(暫定)					TT= No more than 500 bacterial colonies per milliliter		●				A useful operational tool for monitoring general bacteriological water quality through the treatment process and in the distribution system. HPC results are not an indicator of water safety and should not be used as an indicator of potential adverse human health effects.											
目-029	1, 1-ジクロロエチレン	75-35-4	0.1	設定なし			0.007			●				0.014		●	0.03		●	0.03		●	0.03		●
目-030	アルミニウム及びその化合物		0.1	設定なし				0.05 to 0.2		●		0.2			OG: <0.1 (conventional treatment); <0.2 (other treatment types)		c	0.2			0.2		0.2		

表 6-7 「要検討項目」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国※2				EU※5			カナダ※3			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※4	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
検-001	銀	7440-22-4	-	設定なし				0.1						None required			0.1						0.05		
検-002	バリウム	7440-39-3	0.7	0.7			2							1			2						0.7		
検-003	ビスマス	7440-69-9	-																						
検-004	モリブデン	7439-98-7	0.07	設定なし					CCL4								0.05		●				0.07		
検-005	アクリルアミド	79-06-1	0.0005	0.0005	a		TT				0.0001		●				0.0002		●				0.0005		
検-006	アクリル酸	79-10-7	-																					0.5	
検-007	17―β―エストラジオール	50-28-2	0.00008(暫定)						CCL4		0.000001		●												
検-008	エチニルエストラジオール	57-63-6	0.00002(暫定)						CCL4																
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4	0.5	0.6													0.25		●						
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8	0.0004(暫定)	0.0004	P		TT				0.0001		●				0.0005d						0.0004		
検-011	塩化ビニル	75-01-4	0.002	0.0003	a	●	0.002				0.0005		●	ALARA: 0.002			0.0003		●	0.002(水質監視基準)			0.005		
検-012	酢酸ビニル	108-05-4	-																						
検-013	2, 4―ジアミノトルエン	95-80-7	-																						
検-014	2, 6―ジアミノトルエン	823-40-5	-																						
検-015	N, N―ジメチルアニリン	121-69-7	-																						
検-016	スチレン	100-42-5	0.02	0.02	C		0.1										0.03	0.004	●	0.02(水質監視基準)			0.02		
検-017	ダイオキシン類	-	1 pgTEQ/L暫定				0.00000003 (2,3,7,8-TCDD)																3E-08		●
検-018	トリエチレンテトラミン	112-24-3	-																						
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3	0.3(暫定)						CCL4		0.0003		●												
検-020	ビスフェノールA	80-05-7	0.1(暫定)								0.0001		●											0.01	●
検-021	ヒドラジン	302-01-2	-						CCL4																
検-022	1, 2―ブタジエン	590-19-2	-																						
検-023	1, 3―ブタジエン	106-99-0	-						CCL4																
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	0.01																					0.003	●
検-025	フタル酸ブチルベンジル	85-68-7	0.5																						
検-026	ミクロキスチン―LR	101043-37-2	0.0008(暫定)	0.001	P						0.01			0.0015			0.0013			0.001(水質監視基準)			0.001		
検-027	有機すず化合物	-	0.0006 暫定(TBTO)																						
検-028	ブロモクロロ酢酸	5589-96-8	-	設定なし																					
検-029	ブロモジクロロ酢酸	71133-14-7	-																						
検-030	ジブロモクロロ酢酸	5278-95-5	-																						
検-031	ブロモ酢酸	79-08-3	-	設定なし																					
検-032	ジブロモ酢酸	631-64-1	-	設定なし																					
検-033	トリブロモ酢酸	75-96-7	-																						
検-034	トリクロロアセトニトリル	545-06-2	-	設定なし													c			0.004					
検-035	ブロモクロロアセトニトリル	83463-62-1	-	設定なし													c			未設定(水質監視基準)					
検-036	ジブロモアセトニトリル	3252-43-5	0.06	0.07													c			0.1					
検-037	アセトアルデヒド	75-07-0	-						CCL4																
検-038	MX	77439-76-0	0.001	設定なし													c e								
検-040	キシレン	1330-20-7	0.4	0.5	C		10							0.09	AO: 0.02	●	0.6	0.02	●	0.5			0.5		
検-041	過塩素酸	7601-90-3	0.025																						
検-042	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	1763-23-1	-						CCL4					0.0006			0.00007 (70 ng/L)*b								
検-043	パーフルオロオクタン酸(PFOA)	335-67-1	-						CCL4		0.0001*a			0.0002			0.00056 (560 ng/L)								
検-044	N―ニトロソジメチルアミン(NDMA)	62-75-9	0.0001	0.0001					CCL4					0.00004		●	0.0001								
検-045	アニリン	62-53-3	0.02						CCL4																
検-046	キノリン	91-22-5	0.0001						CCL4																
検-047	1, 2, 3―トリクロロベンゼン	87-61-6	0.02																						
	トリクロロベンゼン	12002-48-1	0.02	設定なし													0.03	0.005	●				0.02		
検-048	ニトリロ三酢酸(NTA)	139-13-9	0.2	0.2										0.4			0.2								

※1(WHO) 表中の記号は次のとおり。

P:健康影響評価の観点からの暫定

T:浄水技術の観点からの暫定値

A:測定技術の観点からの暫定値

D:消毒技術の観点からの暫定値

C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至るこ とがある。

a:発がん物質と考えられる物質についてのガイドライン値は、10-5 の生涯過剰発がんリスク(その物質をガイドライン値と同じ濃度 で含む飲料水を、70 年間摂取し続けることにより、10 万人に 1 人ががんになることを意味する)の上限に相当する飲料水中の 濃度である。10-4および10-6の推定生涯過剰発がんリスクの上限に相当する濃度は、それぞれ、ガイドライン値に10を掛けること、および、ガイドライン値を 10 で割ることによって求めることができる。

※2(米国) 表中の記号は次のとおり。

MCLG(Maximum Contaminant Level Goal):The level of a contaminant in drinking water below which there is no known or expected risk to health. MCLGs allow for a margin of safety and are non-enforceable public health goals.

TT (Treatment Technique): A required process intended to reduce the level of a contaminant in drinking water.

※3(カナダ) 表中の記号は次のとおり。

AO: based on aesthetic considerations and listed as aesthetic objectives

OG:established based on operational considerations and listed as operational guidance values

ALARA: as low as reasonably achievable

※4(豪州) 表中の記号は次のとおり。

c:Insufficient data to set a guideline value based on health considerations.

f:No corresponding fact sheet for these pesticides. Guideline values for these pesticides appeared in a previous version of the ADWG and have been retained in Table 10.5 for information purposes only.

e:The concentration of all chlorination byproducts can be minimised by removing naturally occurring organic matter from the source water, reducing the amount of chlorine added, or using an alternative disinfectant (which may produce other byproducts). Action to reduce trihalomethanes and other byproducts is encouraged, but must not compromise disinfection.

*b: Sum of perfluorooctane sulfonate (PFOS) and perfluorohexane sulfonate (PFHxS)

※5(EU) *a: per- and polyfluoroalkyl substance (chemical formula: CnF2n+1—R).

※参考

WHO: https://www.niph.go.jp/soshiki/suido/pdf/h24whogdwq/WHOgdwq4thJPweb_all_20130423.pdf

EU: http://www.epa.ie/pubs/advice/drinkingwater/2015_04_21_ParametersStandaloneDoc.pdf 、http://www.irishstatutebook.ie/eli/2014/si/122/made/en/pdf

米国: https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/national-primary-drinking-water-regulations#one 、https://www.epa.gov/dwregdev/drinking-water-regulations-and-contaminants#Secondary 、https://www.epa.gov/ccl/chemical-contaminants-ccl-4

カナダ: https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table-health-canada-2012.html

豪州: https://www.nhmrc.gov.au/_files_nhmrc/file/publications/nhmrc_adwg_6_version_3.3_2.pdf

韓国: http://library.me.go.kr/search/DetailView.ax?sid=1&cid=5636646 、中国: https://baike.baidu.com/item/生活饮用水卫生标准

表 6-8 「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 1/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※2	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
対-001	1,3-ジクロロプロペン（D—D）	542-75-6	0.05	0.02		●											0.1								
対-002	ダラポン	75-99-0	0.08				0.2										0.5								
対-003	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸（2,4-D）	94-75-7	0.02	0.03			0.07							0.1			0.03			0.03(水質監視基準)			0.03		
対-004	EPN	2104-64-5	0.004																						
対-005	MCPA	94-74-6	0.005	0.002		●								0.1			0.04								
対-006	アシュラム	3337-71-1	0.9														0.07		●						
対-007	アセフェート	30560-19-1	0.006						CCL4								0.008								
対-008	アトラジン	1912-24-9	0.01	0.1(Atrazine and its chloro-s-triazine metabolites)			0.003			●				0.005		●	0.02						0.002		●
対-009	アニロホス	64249-01-0	0.003																						
対-010	アミトラズ	33089-61-1	0.006	除外													0.009								
対-011	アラクロール	15972-60-8	0.03	0.02	a		0.002			●										0.02(水質監視基準)		●			
対-012	イソキサチオン	18854-01-8	0.005																						
対-013	イソフェンホス	25311-71-1	0.001																						
対-014	イソプロカルブ（MIPC）	2631-40-5	0.01																						
対-015	イソプロチオラン	50512-35-1	0.3																						
対-016	イプロベンホス	26087-47-8	0.09																						
対-017	イミノクタジン酢酸塩	57520-17-9	0.006																						
対-018	インダノファン	133220-30-1	0.009																						
対-019	エスプロカルブ	85785-20-2	0.03																						
	エディフェンホス(エジフェンホス, EDDP)(除外農薬に変更)	17109-49-8	0.006																						
対-020	エトフェンプロックス	80844-07-1	0.08																						
	エトリジアゾール（エクロメゾール）(除外農薬に変更)	2593-15-9	0.004														0.1								
対-021	エンドスルファン（ベンゾエピン）	115-29-7	0.01	設定なし													0.02								
対-022	オキサジクロメホン	153197-14-9	0.02																						
対-023	オキシン銅	10380-28-6	0.03																						
対-024	オリサストロビン	248593-16-0	0.1																						
対-025	カズサホス	95465-99-9	0.0006																						
対-026	カフェンストロール	125306-83-4	0.008																						
対-027	カルタップ	15263-53-3	0.3																						
対-028	カルバリル（NAC）	63-25-2	0.02	設定なし										0.09			0.03		●	0.07					
	カルプロパミド(除外農薬に変更)	104030-54-8	0.04																						
対-029	カルボフラン(カルボスルファン代謝物)	1563-66-2	0.005	0.007			0.04							0.09			0.01						0.007		
対-030	ACN	2797-51-5	0.005																						
対-031	キャプタン	133-06-2	0.3						CCL4								0.4								
対-032	クミルロン	99485-76-4	0.03																						
対-033	グリホサート	1071-83-6	2	設定なし			0.7			●				0.28		●	1		●				0.7		●
対-034	グルホシネート	77182-82-2	0.02																						
対-035	クロメプロップ	84496-56-0	0.02																						
対-036	クロルニトロフェン	1836-77-7	0.0001																						
対-037	クロルピリホス	2921-88-2	0.003	0.03										0.09			0.01						0.03		
対-038	クロロタロニル（TPN）	1897-45-6	0.05	除外													0.05						0.01		●
対-039	シアナジン	21725-46-2	0.001	0.0006		●								撤廃											

表 6-8　「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 2/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※2	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
対-040	CYAP	2636-26-2	0.003																						
対-041	ジウロン （DCMU）	330-54-1	0.02						CCL4					0.15			0.02								
対-042	ジクロベニル （DBN）	1194-65-6	0.03														0.01 f		●						
対-043	ジクロルボス （DDVP）	62-73-7	0.008	設定なし													0.005		●				0.001		●
対-044	ジクワット	85-00-7	0.005	設定なし			0.02							0.07			0.007								
対-045	エチルチオメトン	298-04-4	0.004														0.004								
	ジチアノン(その他農薬に変更)	3347-22-6	0.03																						
対-046	ジチオカルバメート系農薬	－	0.005																						
対-047	ジチオピル	97886-45-8	0.009																						
対-048	シハロホップブチル	122008-85-9	0.006																						
対-049	シマジン （CAT）	122-34-9	0.003	0.002		●	0.004							0.01			0.02								
対-050	ジメタメトリン	22936-75-0	0.02																						
対-051	ジメトエート	60-51-5	0.05	0.006		●								0.02		●	0.007		●				0.08		
対-052	シメトリン	1014-70-6	0.03																						
	ジメピペレート(その他農薬に変更)	61432-55-1	0.003																						
対-053	ダイアジノン	333-41-5	0.003	除外										0.02			0.004			0.02					
対-054	ダイムロン	42609-52-9	0.8																						
対-055	ダゾメット、メタム（カーバム）及びメチルイソチオシアネート		0.01														for MITC: 0.001		●						
対-056	チアジニル	223580-51-6	0.1																						
対-057	チウラム	137-26-8	0.02														0.007		●						
対-058	チオジカルブ	59669-26-0	0.08						CCL4																
対-059	チオファネートメチル	23564-05-8	0.3						CCL4																
対-060	チオベンカルブ	28249-77-6	0.02														0.04								
対-061	テフリルトリオン	473278-76-1	0.002																						
対-062	テルブカルブ （MBPMC）	1918-11-2	0.02																						
対-063	トリクロピル	55335-06-3	0.006														0.02								
対-064	トリクロルホン （DEP）	52-68-6	0.005	除外													0.007								
対-065	トリシクラゾール	41814-78-2	0.1																						
対-066	トリフルラリン	1582-09-8	0.06	0.02		●								0.045		●	0.09								
対-067	ナプロパミド	15299-99-7	0.03														0.4								
対-068	パラコート	4685-14-7	0.005											0.01 as paraquat dichloride; 0.007 as paraquat			0.02								
対-069	ピペロホス	24151-93-7	0.0009																						
対-070	ピラクロニル	158353-15-2	0.01																						
対-071	ピラゾキシフェン	71561-11-0	0.004																						
対-072	ピラゾレート	58011-68-0	0.02																						
対-073	ピリダフェンチオン	119-12-0	0.002																						
対-074	ピリブチカルブ	88678-67-5	0.02																						
対-075	ピロキロン	57369-32-1	0.05																						
対-076	フィプロニル	120068-37-3	0.0005														0.0007								
対-077	フェニトロチオン （MEP）	122-14-5	0.01	設定なし													0.007		●	0.04					
対-078	フェノブカルブ （BPMC）	3766-81-2	0.03																						
対-079	フェリムゾン	89269-64-7	0.05																						
対-080	フェンチオン （MPP）	55-38-9	0.006														0.007								

表 6-8　「対象農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 3/3）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			米国				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			目標値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等※1	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health -based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※2	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
対-081	フェントエート	2597-03-7	0.007																						
対-082	フェントラザミド	158237-07-1	0.01																						
対-083	フサライド	27355-22-2	0.1																						
対-084	ブタクロール	23184-66-9	0.03																						
対-085	ブタミホス	36335-67-8	0.02																						
対-086	ブプロフェジン	69327-76-0	0.02																						
対-087	フルアジナム	79622-59-6	0.03																						
対-088	プレチラクロール	51218-49-6	0.05																						
対-089	プロシミドン	32809-16-8	0.09																						
対-090	プロチオホス	34643-46-4	0.004																						
対-091	プロピコナゾール	60207-90-1	0.05														0.1								
対-092	プロピザミド	23950-58-5	0.05														0.07								
対-093	プロベナゾール	27605-76-1	0.05																						
対-094	プロモブチド	74712-19-9	0.1																						
対-095	ベノミル	17804-35-2	0.02														0.09								
対-096	ペンシクロン	66063-05-6	0.1																						
対-097	ペンゾピシクロン	156963-66-5	0.09																						
対-098	ベンゾフェナップ	82692-44-2	0.005																						
対-099	ベンタゾン	25057-89-0	0.2	設定なし													0.4						0.3		
対-100	ペンディメタリン	40487-42-1	0.3	0.02		●											0.4								
対-101	ベンフラカルブ	82560-54-1	0.04																						
対-102	ベンフルラリン	1861-40-1	0.01																						
対-103	ベンフレセート	68505-69-1	0.07																						
対-104	ホスチアゼート	98886-44-3	0.003																						
対-105	マラソン （マラチオン）	121-75-5	0.7	設定なし										0.19		●	0.07		●				0.25		●
対-106	メコプロップ （MCPP）	7085-19-0	0.05	0.01		●																			
対-107	メソミル	16752-77-5	0.03	除外													0.02		●						
対-108	メタラキシル及びメフェノキサム	57837-19-1	0.02																						
対-109	メチダチオン （DMTP）	950-37-8	0.004														0.006								
	メチルダイムロン(除外農薬に変更)	42609-73-4	0.03																						
対-110	メトミノストロビン	133408-50-1	0.04																						
対-111	メトリブジン	21087-64-9	0.03											0.08			0.07								
対-112	メフェナセット	73250-68-7	0.02																						
対-113	メプロニル	55814-41-0	0.1																						
対-114	モリネート	2212-67-1	0.005	0.006													0.004		●						

表 6-9 「要検討農薬」の諸外国・機関の目標値等

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※1	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
要-001	アセタミプリド	135410-20-7	0.2																						
要-002	イミダクロプリド	138261-41-3	0.1																						
要-003	イプフェンカルバゾン	212201-70-2	0.002																						
要-004	イプロジオン	36734-19-7	0.3																						
要-005	エチプロール	181587-01-9	0.01																						
要-006	クロロピクリン	76-06-2	-	設定なし													c								
要-007	テブコナゾール	107534-96-3	0.07						CCL4																
要-008	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0	0.04	設定なし													0.0007		●				0.02		●
要-009	ヒドロキシイソキサゾール	10004-44-1	0.1																						
要-010	ピラクロホス	77458-01-6	-																						
要-011	フルスルファミド	106917-52-6	-																						
要-012	ブロマシル	314-40-9	0.05														0.4								
要-013	ペントキサゾン	110956-75-7	0.6																						
要-014	ホサロン	2310-17-0	0.005																						
要-015	メタアルデヒド	108-62-3	0.06														0.02		●						
要-016	メトラクロール	51218-45-2	0.2	0.01		●			CCL4					0.05		●	0.3								

表 6-10 「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 1/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値 (mg/L)	ガイドライン値 (mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR (mg/L)	NSDWR (mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter (mg/L)	indicater parameter (mg/L)	比較	health -based (mg/L)	aesthetic consideration (mg/L)	比較	health (mg/L) ※1	aesthetic (mg/L)	比較	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	比較	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)	比較
他-001	MCPM	17639-93-9	-																						
他-002	2, 4―DB	94-82-6	-	0.09																					
他-003	DBEDC	-	-																						
他-004	MCPBエチル	10443-70-6	0.08	除外																					
他-005	アシベンゾラルSメチル	126448-41-7	0.2																						
他-006	アジムスルフロン	120162-55-2	0.2																						
他-007	アミトロール	61-82-5	0.003														0.009								
他-008	アメトリン	834-12-8	0.2														0.07		●						
他-009	イナベンフィド	82211-24-3	0.3																						
他-010	イマゾスルフロン	122548-33-8	0.2																						
他-011	ウニコナゾールP	83657-17-4	0.04																						
他-012	エトキシスルフロン	126801-58-9	0.1																						
他-013	エトベンザニド	79540-50-4	0.1																						
他-014	エンドタール	145-73-3	-				0.1										0.1								
他-015	オキサジアルギル	39807-15-3	0.02																						
他-016	オキサミル	23135-22-0	0.05	除外			0.2										0.007		●						
他-017	オキソリニック塩	14698-29-4	0.05																						
他-018	キザロホップエチル	76578-14-8	0.02																						
他-019	クロチアニジン	210880-92-5	0.2																						
他-020	クロマフェノジド	143807-66-3	0.7																						
他-021	クロルタルジメチル（TCTP）	1861-32-1	-																						
他-022	クロルピリホスメチル	5598-13-0	0.03																						
他-023	シクロスルファムロン	136849-15-5	0.08																						
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	97-17-6	0.006																						
他-025	シクロプロトリン	63935-38-6	0.008																						
他-026	ジクロメジン	62865-36-5	0.05																						
他-027	ジクロルプロップ	120-36-5	0.09	0.1													0.1								
他-028	ケルセン（ジコホル）	115-32-2	0.06														0.004		●						
他-029	ジチアノン	3347-22-6	0.03																						
他-030	シノスルフロン	94593-91-6	0.2																						
他-031	ジノテフラン	165252-70-0	0.6																						
他-032	ジフェノコナゾール	119446-68-3	0.02																						
他-033	シフルトリン	68359-37-5	0.05														0.05								
他-034	ジフルベンズロン	35367-38-5	0.05	設定なし													0.07								
他-035	シプロコナゾール	94361-06-5	0.02																						
他-036	シプロジニル	121552-61-2	0.07														0.09								
他-037	シペルメトリン	52315-07-8	0.1	除外													0.2								
他-038	シメコナゾール	149508-90-7	0.02																						
他-039	ジメチルビンホス	2274-67-1	0.01																						
他-040	ジメピペレート	61432-55-1	0.003																						
他-041	シラフルオフェン	105024-66-6	0.3																						
他-042	シンメチリン	87818-31-3	0.1																						
他-043	スピノサド	168316-95-8	0.06	設定なし																					
他-044	セトキシジム	74051-80-2	0.4																						
他-045	チアクロプリド	111988-49-9	-																						

表 6-10　「その他農薬」の諸外国・機関の目標値等（その 2/2）

項目番号	項目名	CAS番号	日本	WHO			US				EU			カナダ			オーストラリア			韓国			中国		
			評価値(mg/L)	ガイドライン値(mg/L)	位置づけ等	比較	NPDWR(mg/L)	NSDWR(mg/L)	CCL4	比較	chemical arameter(mg/L)	indicater parameter(mg/L)	比較	health-based(mg/L)	aesthetic consideration(mg/L)	比較	health(mg/L)※1	aesthetic(mg/L)	比較	健康有害影響(mg/L)	感覚影響(mg/L)	比較	指標(mg/L)	参考指標(mg/L)	比較
他-046	チアメトキサム	153719-23-4	0.05																						
他-047	チオシクラム	31895-21-3	0.03																						
他-048	チフルザミド	130000-40-7	0.04																						
他-049	テクロフタラム	76280-91-6	0.1																						
他-050	CVMP(テトラクロルビンホス)	22248-79-9	0.01														0.1 f								
他-051	テトラコナゾール	112281-77-3	0.01																						
他-052	テブフェノジド	112410-23-8	0.04						CCL4																
他-053	トリネキサパックエチル	95266-40-3	0.01																						
他-054	トリフルミゾール	99387-89-0	0.04																						
他-055	トルフェンピラド	129558-76-5	0.01																						
他-056	ナプロアニリド	52570-16-8	0.02																						
他-057	ニテンピラム	150824-47-8	1.3																						
他-058	パクロブトラゾール	76738-62-0	0.05																						
他-059	パリダマイシン	37248-47-8	-																						
他-060	ビスピリバックナトリウム塩	125401-75-4	0.03																						
他-061	ピメトロジン	123312-89-0	0.03																						
他-062	ピラゾスルフロンエチル	93697-74-6	0.03																						
他-063	ピリミノバックメチル	136191-64-5	0.05																						
他-064	ピリミホスメチル	29232-93-7	0.06	設定なし													0.09								
他-065	ピレトリン	8003-34-7	0.1																						
他-066	フェノキサニル	115852-48-7	0.02																						
他-067	フェンバレレート	51630-58-1	0.04														0.06								
他-068	フラチオカルブ	65907-30-4	0.008																						
他-069	フラメトピル	123572-88-3	0.02																						
他-070	フルアジホップP	83066-88-0	0.01																						
他-071	プロパニル	709-98-8	0.04	設定なし													0.7								
他-072	プロパホス	7292-16-2	0.001																						
他-073	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	0.02														0.007		●						
他-074	プロヘキサジオンカルシウム塩	88805-35-0	0.5																						
他-075	プロポキスル(PHC)	114-26-1	0.2	除外																					
他-076	プロメトリン	7287-19-6	0.08																						
他-077	ペルメトリン	52645-53-1	0.1	設定なし					CCL4								0.2								
他-078	ベンスルタップ	17606-31-4	0.09																						
他-079	ベンダイオカルブ	22781-23-3	0.009											撤廃											
他-080	ホキシム	14816-18-3	0.003																						
他-081	ボスカリド	188425-85-6	0.1																						
他-082	チアジアジン	3773-49-7	-																						
他-083	メタミドホス	10265-92-6	0.001	除外					CCL4																
他-084	メチルイソシアネート	624-83-9	0.006																						
他-085	モノクロトホス	6923-22-4	0.002	除外													0.002 f								
他-086	リニュロン	330-55-2	0.02																						

表6-11 「諸外国の基準値等が国内の基準値等よりも厳しい物質」とその過年度の検討状況

項目番号	項目名	CAS番号	調査実施年度				食安委評価状況(R2.2)評価結果通知日等
			過年度(～H28)	H29	H30	R1	
基-003	カドミウム及びその化合物	7440-43-9	○				H20.9.25
基-013	ホウ素及びその化合物	7440-42-8	○				H24.8.6
基-017	ジクロロメタン	75-09-2	○				H20.11.6
基-018	テトラクロロエチレン	127-18-4	○				H20.11.6
基-019	トリクロロエチレン	79-01-6	○				H22.9.2
基-020	ベンゼン	71-43-2	○				H20.11.6
基-021	塩素酸	7790-93-4				○	H19.3.15
基-024	ジクロロ酢酸	79-43-6	○				H26.10.7
基-025	ジブロモクロロメタン	124-48-1	○				H21.8.20
基-027	総トリハロメタン	-	○				H21.8.20
基-028	トリクロロ酢酸	76-03-9	○				H26.10.7
基-029	ブロモジクロロメタン	75-27-4	○				H21.8.20
基-030	ブロモホルム	75-25-2	○				H21.8.20
基-033	アルミニウム及びその化合物	7429-90-5				○	H29.12.19
基-036	ナトリウム及びその化合物	7440-23-5	○				H21.1.22
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	-		○			H29.4.25
基-045	フェノール類	-					—
基-051	濁度	-					—
目-001	アンチモン及びその化合物	7440-36-0	○				H24.8.6
目-005	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	○				H20.11.6
目-008	トルエン	108-88-3	○				H20.11.6
目-009	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	○				H25.4.15
目-010	亜塩素酸	13898-47-0				○	H20.6.19
目-012	二酸化塩素	10049-04-4	○				H20.6.19
目-014	抱水クロラール	302-17-0	整理不可				H19.3.15
目-015	農薬類	-					—
目-016	残留塩素	7782-50-5	○				H19.3.15
目-020	1，1，1―トリクロロエタン	71-55-6	○				H20.4.17
目-021	メチル―t―ブチルエーテル	1634-04-4	○				H20.4.17
目-028	従属栄養細菌	-					—
目-029	1，1―ジクロロエチレン	75-35-4	○				H20.5.29
検-004	モリブデン	7439-98-7					—
検-005	アクリルアミド	79-06-1					—
検-007	17―β―エストラジオール	50-28-2					—
検-009	エチレンジアミン四酢酸(EDTA)	60-00-4					—
検-010	エピクロロヒドリン	106-89-8					—
検-011	塩化ビニル	75-01-4					—
検-016	スチレン	100-42-5					—
検-017	ダイオキシン類	-					—
検-019	ノニルフェノール	25154-52-3					—
検-020	ビスフェノールA	80-05-7					評価要請 H20.7.8
検-024	フタル酸ジ(n-ブチル)	84-74-2	整理不可				H26.6.10
検-040	キシレン	1330-20-7					—
検-044	N―ニトロソジメチルアミン(NDMA)	62-75-9					—
検-047	トリクロロベンゼン	12002-48-1					—
対-001	1,3-ジクロロプロペン (D―D)	542-75-6	○				H27.10.20
対-005	MCPA	94-74-6	○(H25)				H23.3.16
対-006	アシュラム	3337-71-1	○				H26.10.21
対-008	アトラジン	1912-24-9					評価要請 H23.10.11
対-011	アラクロール	15972-60-8	○				H25.3.18
対-028	カルバリル (NAC)	63-25-2			○		H30.9.4
対-033	グリホサート	1071-83-6	○				H28.7.12
対-038	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6			○		H30.3.27
対-039	シアナジン	21725-46-2	○				H29.2.28
対-042	ジクロベニル (DBN)	1194-65-6	整理不可				H26.7.1
対-043	ジクロルボス (DDVP)	62-73-7					評価要請 H21.3.24
対-049	シマジン (CAT)	122-34-9					評価要請 H25.1.30
対-051	ジメトエート	60-51-5					評価要請 H25.6.12
対-055	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	533-74-4	○				H27.3.24
対-057	チウラム	137-26-8					—
対-066	トリフルラリン	1582-09-8	○				H24.1.26
対-077	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5		○			H29.8.22
対-100	ペンディメタリン	40487-42-1	○				H24.8.6
対-105	マラソン (マラチオン)	121-75-5	○				H27.3.17
対-106	メコプロップ (MCPP)	7085-19-0					評価要請 H24.9.18
対-107	メソミル	16752-77-5					—
対-112	モリネート	2212-67-1	○				H25.3.4
要-008	パラチオンメチル(メチルパラチオン)	298-00-0					評価要請 H21.3.24
要-015	メタアルデヒド	108-62-3	○				H29.2.14
要-016	メトラクロール	51218-45-2	○				H21.7.30
他-008	アメトリン	834-12-8	○				H19.9.13
他-016	オキサミル	23135-22-0					評価要請 H25.3.12
他-028	ケルセン(ジコホル)	115-32-2					評価要請 H18.7.18
他-073	プロパルギット又はBPPS	2312-35-8	○				H24.10.29

注：目-030アルミニウム及びその化合物については、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。
注：目-025濁度ついては、水質基準項目の項目名と重複しているため本表からは除外した。

表 6-13 国内農薬分類番号に該当する海外諸国の設定状況(1/2)

項 目 名	CAS	各国・機関での設定*1						各国・機関での除外・未設定他			
		WHO	USEPA	Canada	豪州	韓国	中国	WHO		USEPA	Canada
		設定	設定	設定	設定	設定	設定	除外	未設定	CCL4	除外
2，4—DB	94-82-6	他-002									
MCPB	10443-70-6							他-004			
アミトロール	61-82-5				他-007						
アメトリン	834-12-8				他-008						
エンドタール	145-73-3		他-014								
オキサミル	23135-22-0		他-016		他-016			他-016			
ジクロルプロップ	120-36-5	他-027			他-027						
ジコホル（ケルセン）	115-32-2				他-028						
シフルトリン	68359-37-5				他-033						
ジフルベンズロン	35367-38-5				他-034				他-034		
シプロジニル	121552-61-2				他-036						
シペルメトリン	52315-07-8				他-037			他-037			
スピノサド	168316-95-8								他-043		
テトラクロルビンホス（CV	22248-79-9				他-050						
テブフェノジド	112410-23-8									他-052	
ピリミホスメチル	29232-93-7				他-064				他-064		
フェンバレレート	51630-58-1				他-067						
プロパニル（DCPA）	709-98-8				他-071				他-071		
プロパルギット（BPPS）	2312-35-8				他-073						
プロポキスル（PHC）	114-26-1							他-075			
ペルメトリン	52645-53-1				他-077				他-077		
ベンダイオカルブ	22781-23-3										他-079
メタミドホス	10265-92-6							他-083		他-083	
モノクロトホス	6923-22-4				他-085			他-085			
1，3—ジクロロプロペン（	542-75-6	対-001			対-001						
2，2—DPA（ダラポン）	75-99-0		対-002		対-002						
2，4—D（2，4—PA）	94-75-7	対-003	対-003	対-003	対-003	対-003	対-003				
MCPA	94-74-6	対-005		対-005	対-005						
アシュラム	3337-71-1				対-006						
アセフェート	30560-19-1				対-007					対-007	
アトラジン	1912-24-9	対-008	対-008		対-008		対-008				
アミトラズ	33089-61-1				対-010			対-010			
アラクロール	15972-60-8	対-011	対-011			対-011					
エンドスルファン（ベンゾエ	115-29-7				対-021				対-021		
オキサジクロメホン	153197-14-9				対-022						
カルバリル（NAC）	1563-66-2				対-028	対-028			対-028		
カルボフラン	1563-66-2	対-029	対-029		対-029		対-029				
キャプタン	133-06-2				対-031					対-031	
グリホサート	1071-83-6		対-033	対-033	対-033		対-033		対-033		
クロルピリホス	2921-88-2	対-037		対-037	対-037		対-037				
クロロタロニル（TPN）	1897-45-6				対-038		対-038	対-038			
シアナジン	21725-46-2	対-039									対-039
ジウロン（DCMU）	330-54-1			対-041	対-041					対-041	
ジクロベニル（DBN）	1194-65-6				対-042						
							対-043				
ジクワット	85-00-7		対-044	対-044	対-044				対-044		
ジスルホトン（エチルチオ	298-04-4				対-045						
シマジン（CAT）	122-34-9	対-049	対-049	対-049	対-049						
ジメトエート	60-51-5	対-051		対-051	対-051		対-051				
ダイアジノン	333-41-5			対-053	対-053	対-053		対-053			
メタム	39680-90-5(メタムアンモニウム塩)				対-055						
チウラム	137-26-8				対-057						
チオジカルブ	59669-26-0									対-058	
チオファネートメチル	23564-05-8									対-059	
チオベンカルブ	28249-77-6				対-060						
トリクロピル	55335-06-3				対-063						

表 6-13 国内農薬分類番号に該当する海外諸国の設定状況(2/2)

項 目 名	CAS	各国・機関での設定*1						各国・機関での除外・未設定他			
		WHO	USEPA	Canada	豪州	韓国	中国	WHO		USEPA	Canada
		設定	設定	設定	設定	設定	設定	除外	未設定	CCL4	除外
トリクロルホン(DEP)	52-68-6				対-064			対-064			
トリフルラリン	1582-09-8	対-066		対-066	対-066						
ナプロパミド	15299-99-7				対-067						
パラコート	1910-42-5			対-068	対-068						
フィプロニル	120068-37-3				対-076						
フェニトロチオン(MEP)	122-14-5				対-077	対-077			対-077		
フェンチオン(MPP)	55-38-9				対-080						
プロピコナゾール	60207-90-1				対-091						
プロピザミド	23950-58-5				対-092						
ベノミル	17804-35-2				対-095						
ベンタゾン	25057-89-0				対-099		対-099		対-099		
ペンディメタリン	40487-42-1	対-100			対-100						
マラチオン(マラソン)	121-75-5			対-105	対-105		対-105		対-105		
メコプロップ(MCPP)	93-65-2	対-106									
メソミル	16752-77-5				対-107			対-107			
メチダチオン(DMTP)	950-37-8				対-109						
メトリブジン	21087-64-9			対-111	対-111						
モリネート	2212-67-1	対-114			対-114						
イプロジオン	36734-19-7				要-004						
クロロピクリン	76-06-2				要-006				要-006		
テブコナゾール	107534-96-3									要-007	
パラチオンメチル	298-00-0				要-008		要-008		要-008		
ブロマシル	314-40-9				要-012						
メタアルデヒド	108-62-3				要-015						
メトラクロール	51218-45-2	要-016		要-016	要-016					要-016	

*1:EU「農薬類 0.0001 mg/L」:値は個々の農薬に適用される。
アルドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシドの場合、値は0.030μg/L。

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除く)(1/6)

物質名	物質名(和名)	CAS	WHO		USEPA					EU		カナダ			豪州				韓国		中国	
			Guideline value (mg/L)	暫定値等	NPDWR MCLG (mg/L)	MCLG remarks	NPDWR MCL (mg/L)	MCL remarks	NSDWR (mg/L)	Parametric value (mg/L)	Notes	MAC (mg/L)	Other value (mg/L)	注釈	Guideline value: health (mg/L)	remarks	Guideline value: aesthetic (mg/L)	remarks	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
Aldicarb	アルジカルブ	116-06-3	0.01												0.004							
Aldrin and dieldrin	ディルドリン及びアルドリン		0.00003 (2個の和)												0.0003 (combined)							
Aldrin	アルドリン(HHDN)	309-00-2	0.00003 (2個の和)							0.00003					0.0003 (combined)							
Dieldrin	ディルドリン	60-57-1	0.00003 (2個の和)							0.00003					0.0003 (combined)							
Hydroxyatrazine	ヒドロキシアトラジン	2163-68-0	0.2																			
Benzo[a]pyrene	ベンゾピレン	50-32-8	0.0007		zero		0.0002			0.00001		0.00004			0.00001						0.00001	
Chlordane	クロルデン	57-74-9	0.0002		zero		0.002								0.002							
Chlorotoluron	クロロトルロン	15545-48-9	0.03																			
DDT and metabolites	DDT及び代謝物		0.001																			
DDT	DDT	50-29-3	0.001												0.009						0.001	
1,2-Dibromo-3-chloropropane	DBCP	96-12-8	0.001		zero		0.0002												0.003			
1,2-Dibromoethane	1，2―ジブロムエタン（二臭化エチレン、EDB）	106-93-4	0.0004	P	zero		0.00005								0.001	f						
Dichlorobenzene, 1,2-	o―ジクロロベンゼン	95-50-1	1	C	0.6		0.6					0.2	AO: ≦0.00	2	1.5		0.001				1	
Dichlorobenzene, 1,4-	p―ジクロロベンゼン	106-46-7	0.3	C	0.075		0.075					0.002	AO: ≦0.00	2	0.04		0.0003				0.3	
Dichloroethane, 1,2-	1，2―ジクロロエタン（二塩化エチレン、EDC）	107-06-2	0.03																			
1,2-Dichloropropane (1,2-DCP)	1，2―ジクロロプロパン	78-87-5	0.04	P																		
Endrin	エンドリン	72-20-8	0.0006																			
Ethylbenzene	エチルベンゼン	100-41-4	0.3	C	0.7		0.7					0.14	AO: ≦0.0016		0.3				0.3		0.3	
Fenoprop	2，4，5―トリクロルフェノキシプロピオン酸トリエタノールアミン	93-72-1	0.009		0.05		0.05								0.01	f						
Hexachlorobutadiene	ヘキサクロロブタジエン（PCBA）	87-68-3	0.0006												0.0007						0.0006	
Isoproturon	イソプロツロン	34123-59-6	0.009																			
Lindane	γ―BHC（リンデン）	58-89-9/608	0.002		0.0002		0.0002								0.01						0.002	
Methoxychlor	メトキシクロル（メトキシクロール）	72-43-5	0.02		0.04		0.04								0.3	f						
Monochloramine	モノクロラミン	10599-90-3	3		MRDLG=4	＊1	MRDL=4.0	＊1				3			3							
Pentachlorophenol	ペンタクロロフェノール（PCP）	87-86-5	0.009	P	zero		0.001								0.01						0.009	
Sodium dichloroisocyanurate	ジクロロイソシアヌル酸ナトリウム	2893-78-9	50																			
2,4,5-T	2，4，5―T（2，4，5―トリクロルフェノキシ酢酸）	93-76-5	0.009												0.1	f						
Terbuthylazine	テルブチラジン	5915-41-3	0.007												0.01							
Trichlorophenol, 2,4,6-	2，4，6―トリクロロフェノール	88-06-2	0.2	C								0.005	AO: ≦0.002		0.02		0.002				0.2	

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除く)(2/6)

物質名	物質名(和名)	CAS	USEPA					EU		カナダ			豪州				韓国		中国	
			NPDWR MCLG (mg/L)	MCLG remarks	NPDWR MCL (mg/L)	MCL remarks	NSDWR (mg/L)	Parametric value (mg/L)	Notes	MAC (mg/L)	Other value (mg/L)	注釈	Guideline value: health (mg/L)	remarks	Guideline value: aesthetic (mg/L)	remarks	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
Haloacetic acids (HAA5)	ハロ酢酸類 (HAA5)		–	*6	0.06			0.08	c	0.08:ALARA		3					0.1			
Asbestos (fiber >10 micrometers)	石綿	1332-21-4	7 million fibers per li		7 MFL								–	c						700(>10m
Beryllium	ベリリウム	7440-41-7	0.004		0.004								0.06						0.002	
Thallium	タリウム	7440-28-0	0.0005		0.002														0.0001	
Chlorobenzene	クロロベンゼン	108-90-7	0.1		0.1					0.08	AO:≦0.03		0.3		0.01				0.3	
Dinoseb	ジノセブ(DNBP)	88-85-7	0.007		0.007															
Dioxin (2,3,7,8-TCDD)	ダイオキシン	1746-01-6	zero		3E-08															3E-08
Endothall	エンドタール	145-73-3	0.1		0.1															
Heptachlor	ヘプタクロール	76-44-8	zero		0.0004			0.00003					0.0003						0.0004	
Heptachlor epoxide	ヘプタクロールエポキシド	1024-57-3	zero		0.0002			0.00003												
Hexachlorobenzene	HCB(ヘキサクロロベンゼン)	118-74-1	zero		0.001														0.001	
Hexachlorocyclopentadiene	ヘキサクロロシクロペンタジエン	77-47-4	0.05		0.05															
Polychlorinated biphenyls (PCBs)	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	1336-36-3	zero		0.0005															
Picloram	ピクロラム	1918-02-1	0.5		0.5					0.19			0.3							
Toxaphene	トキサフェン	8001-35-2	zero		0.003															
1,2,4-Trichlorobenzene	1，2，4―トリクロロベンゼン	120-82-1	0.07		0.07								0.03*1		0.005					
1,1,2-Trichloroethane	1，1，2―トリクロロエタン	79-00-5	0.003		0.005															
Foaming Agents	発泡剤						2.0													
Silver	銀	7440-22-4					0.10													
Sulfate	硫酸塩						250						500		250				250	
Pesticides	農薬類							0.0001	e,f											
PFAS	ペル及びポリフルオロアルキル							0.0001	h											
PFASs - Total	総ペル及びポリフルオロアルキル							0.0005	i											
Polycyclic aromatic hydrocarbons	多環芳香族炭化水素							0.0001	j				0.00001							0.002
Tetrachloroethene and Trichloroethene	テトラクロロエチレン及びトリクロロエチレン							0.01	n											
Ammonium	アンモニア	7664-41-7						0.5					–	c	0.5		0.5		0.5	
Sulphate	硫酸イオン							250	l		AO:≦500							200		

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除く)(3/6)

物質名	物質名(和名)	CAS	USEPA					EU		カナダ			豪州				韓国		中国	
			NPDWR MCLG (mg/L)	MCLG remarks	NPDWR MCL (mg/L)	MCL remarks	NSDWR (mg/L)	Parametric value (mg/L)	Notes	MAC (mg/L)	Other value (mg/L)	注釈	Guideline value: health (mg/L)	remarks	Guideline value: aesthetic (mg/L)	remarks	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
Azinphos-methyl	アジンホスメチル	86-50-0								0.02			0.03							
Bromoxynil	ブロモキシニル	1689-84-5								0.005			0.01							
Dicamba	ジカンバ(MDBA)	1918-00-9								0.12			0.1							
2,4-Dichlorophenol	2，4―ジクロロフェノール	120-83-2								0.9	AO：≦0.0003		0.2		0.0003					
Diclofop-methyl	ジクロホップメチル	51338-27-3								0.009			0.005							
Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)	ペルフルオロ(オクタン－1－スルホン酸)(別名：ヘプタデカフルオロオクタンスルホン酸、PFOS)	1763-23-1								0.0006			0.00007 (70 ng/L)*2							
Perfluorooctanoic Acid (PFOA)	ペルフルオロオクタン酸(別名：PFOA)	335-67-1								0.0002			0.00056 (560 ng/L)							
Phorate	ホレート	298-02-2								0.002										
Strontium	ストロンチウム	7440-24-6								7.0										
Sulphide	硫化物										AO：≦0.05								0.02	
Temperature	温度										AO：≦15°C									
Terbufos	テルブホス	13071-79-9								0.001			0.0009							
2,3,4,6-Tetrachlorophenol	2，3，4，6-テトラクロロフェノール	58-90-2								0.1	AO：≦0.001									
Bioresmethrin	ビオレスメトリン	28434-01-7											0.1							
Bromophos-ethyl	ブロモホス―エチル	4824-78-6											0.01	f						
Carbendazim	カルベンダジム(カルベンダゾール、MBC)	10605-21-7											0.09							
Carfentrazone-ethyl	カルフェントラゾンエチル	128621-72-7/128639-02-1											0.1							
Carbophenothion	カルボフェノチオン	786-19-6											0.0005							
Carboxin	カルボキシン	5234-68-4											0.3							
Chloramine	クロラミン	55-86-7											3							
Chlorantraniliprole	クロラントラニリプロール	500008-45-7											6							
Chlorfenvinphos	クロルフェンビンホス(CVP)	470-90-6											0.002							
Chlorinated furanones(MX)	塩素化フラノン(MX)	77439-76-0											–	c, e						
2-chlorophenol	o―クロロフェノール	95-57-8											0.3		0.0001					
Chloroxuron	クロロクスロン	1982-47-4											0.01							
Chlorsulfuron	クロルスルフロン	64902-72-3											0.2							
Clopyralid	クロピラリド	1702-17-6											2							
Deltamethrin	デルタメトリン	52918-63-5											0.04						0.02	
1,3-dichlorobenzene	m―ジクロロベンゼン	541-73-1											–	c	0.02					
Dichlorprop-P	ジクロルプロップP	15165-67-0											0.1							
Difenzoquat	ジフェンゾコート	49866-87-7											0.1	f						
Diphenamid	ジフェナミド	957-51-7											0.3	f						
Dissolved oxygen	溶存酸素												Not necessary		>85%					

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除く)(4/6)

物質名	物質名(和名)	CAS	USEPA					EU		カナダ			豪州				韓国		中国	
			NPDWR MCLG (mg/L)	MCLG remarks	NPDWR MCL (mg/L)	MCL remarks	NSDWR (mg/L)	Parametric value (mg/L)	Notes	MAC (mg/L)	Other value (mg/L)	注釈	Guideline value: health (mg/L)	remarks	Guideline value: aesthetic (mg/L)	remarks	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
EPTC	EPTC	759-94-4											0.3							
Esfenvalerate	エスフェンバレレート	66230-04-4											0.03							
Ethion	エチオン	563-12-2											0.004							
Ethoprophos	エトプロホス	13194-48-4											0.001							
Fenamiphos	フェナミホス	22224-92-6											0.0005							
Fenarimol	フェナリモル	60168-88-9											0.04							
Fensulfothion	フェンスルホチオン	115-90-2											0.01	f						
Flamprop-methyl	フラムプロップメチル	52756-25-9											0.004							
Fluometuron	フルオメツロン	2164-17-2											0.07							
Fluproponate	2，2，3，3―テトラフルオロプロピオン酸	756-09-2											0.009							
Formothion	ホルモチオン	2540-82-1											0.05	f						
Fosamine	ホサミンアンモニウム	59682-52-9											0.03	f						
Haloacetonitriles	ハロアセトニトリル類												–	e						
Haloxyfop	ハロキシホップ	69806-34-4											0.001							
Hexaflurate	ヘキサフルレート	17029-22-0											0.03	f						
Hexazinone	ヘキサジノン	51235-04-2											0.4							
Hydrogen sulfide	硫化水素	7783-06-4											–	c	0.05					
Imazapyr	イマザピル	81510-83-0											9							
Iodide	ヨウ化物												0.5							
Lanthanum	ランタン	7439-91-0											0.002							
Mancozeb	マンゼブ(マンコゼブ)	8018-01-7											for ETU : 0.009*3							
Methiocarb	メチオカルブ	2032-65-7											0.007							
Methyl bromide	臭化メチル	74-83-9											0.001							
Metiram	メチラム	9006-42-2											for ETU : 0.009*3							
s-Metolachlor	S―メトラクロル	87392-12-9											0.3							
Metsulfuron-methyl	メトスルフロンメチル	74223-64-6											0.04							
Mevinphos	メビンホス	7786-34-7											0.005							
Nicarbazin	ナイカルバジン	330-95-0											1							
Nitralin	ニトラリン	4726-14-1											0.5	f						
Norflurazon	ノルフルラゾン	27314-13-2											0.05							
Omethoate	オメトエート	1113-02-6											0.001							
tributyltin oxide	トリブチル錫オキシド	56-35-9											0.001							
Oryzalin	オリザリン	19044-88-3											0.4							
Parathion	パラチオン(エチルパラチオン)	56-38-2											0.02				0.06		0.003	
Pebulate	ペブレート	1114-71-2											0.03							
Sum of perfluorooctane sulfonate (PFOS) and perfluorohexane sulfonate (PFHxS)	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の合計												0.00007 (70 ng/L)							

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除く)(5/6)

物質名	物質名(和名)	CAS	USEPA					EU		カナダ			豪州				韓国		中国	
			NPDWR MCLG (mg/L)	MCLG remarks	NPDWR MCL (mg/L)	MCL remarks	NSDWR (mg/L)	Parametric value (mg/L)	Notes	MAC (mg/L)	Other value (mg/L)	注釈	Guideline value: health (mg/L)	remarks	Guideline value: aesthetic (mg/L)	remarks	健康有害影響 (mg/L)	感覚影響 (mg/L)	指標 (mg/L)	参考指標 (mg/L)
Piperonyl butoxide	ピペロニルブトキシド	51-03-6											0.6							
Pirimicarb	ピリミカルブ(ピリミカーブ)	23103-98-2											0.007							
Pirimiphos-ethyl	ピリミホスエチル	23505-41-1											0.0005	f						
Pirimiphos-methyl	ピリミホスメチル	29232-93-7											0.09							
Polihexanide	ポリヘキサニド	50641-36-6											0.7							
Profenofos	プロフェノホス	41198-08-7											0.0003							
Propachlor	プロパクロル	1918-16-7											0.07							
Propazine	プロパジン	139-40-2											0.05							
Pyrasulfotole	ピラスルホトール	365400-11-9											0.04							
Pyrazophos	ピラゾホス	13457-18-6											0.02							
Pyroxsulam	ピロキシスラム	422556-08-9											4							
Quintozene	キントゼン(PCNB)	82-68-8											0.03							
Silica	二酸化ケイ素	7631-86-9													80					
Spirotetramat	スピロテトラマト	203313-25-1											0.2							
Sulprofos	スルプロホス	35400-43-2											0.01							
Temephos	テメホス	3383-96-8											0.4							
Terbacil	ターバシル	5902-51-2											0.2							
Terbutryn	テルブトリン	886-50-0											0.4							
Thiometon	チオメトン	640-15-3											0.004	f						
Thiophanate	チオファネート	23564-06-9											0.005							
Toltrazuril	トルトラズリル	69004-03-1											0.004							
Triadimefon	トリアジメホン	43121-43-3											0.09							
Trichlorobenzenes (total)	総トリクロロベンゼン類												0.03		0.005					
Vernolate	バーナレート	1929-77-7											0.04							
	アゾシクロチン	41083-11-8																	0.002	
	トリクロロベンゼン	12002-48-1																	0.02	
	酸素消費量																		3	
	アジピン酸ジ―2―エチルヘキシル	103-23-1											–	c						0.4
	ジブロモエチレン																			0.00005
	ペンタクロロプロパン	55632-13-8																		0.03
	アクリロニトリル	107-13-1																		0.1
	アクロレイン	107-02-8																		0.1
	テトラエチル鉛	78-00-2																		0.0001
	グルタルアルデヒド	111-30-8																		0.07
	石油																			0.3
	亜硝酸塩	7782-77-6																		1
	ポリ塩化ビフェニル	12767-79-2																		0.0005
	フタル酸ジエチル	84-66-2																		0.3
	ナフテン酸	1338-24-5																		1
	アニソール	100-66-3																		0.05
	2―ナフトール(β―ナフトール)	135-19-3																		0.4
	キサントゲン酸ブチル																			0.001
	塩化エチル水銀	107-27-7																		0.0001
	ニトロベンゼン	98-95-3																		0.017

表 6-12　日本で水質基準が設定されていない項目一覧(微生物及び放射性物質は除くは除く)(6/6)

注釈
WHO
C:その物質の濃度が健康に基づくガイドライン値以下であっても、水の外観や臭味に影響があり、消費者による苦情にまで至ることがある。
P:暫定ガイドライン値。健康データベースに不確実性があることによる。
USEPA
NPDWR: National Primary Drinking Water Regulations , NSDWR: National Secondary Drinking Water Regulations
Maximum Contaminant Level Goal (MCLG):それ以下では健康リスクが知られていない、又は予想されない飲料水中の汚染物質の値。MCLGは安全性のマージンを考慮しており、強制力のない公衆衛生の目標。
Maximum Contaminant Level (MCL):飲料水に許容される汚染物質の最大値。MCLは、利用可能な最善の処理技術を使用し、コストを考慮して、可能な限りMCLGに近い値に設定されてる。MCLは強制力のある標準。
Maximum Residual Disinfectant Level Goal (MRDLG) : 健康リスクが知られていないか予想されない飲料水消毒剤の値。MRDLGは、微生物汚染を制御するための消毒剤の使用の利点を反映はしていない。
Treatment Technique (TT) :飲料水中の汚染物質の値を下げることを目的とした処理技術
Maximum Residual Disinfectant Level (MRDL):飲料水に許容される消毒剤の最大値。微生物汚染の制御には消毒剤の添加が必要であるという説得力のある証拠がある。
*1:最大残留消毒剤目標値(Maximum Residual Disinfectant Level Goal (MRDLG))−健康リスクが知られていないか予想されない飲料水消毒剤の値。MRDLGは、微生物汚染を制御するための消毒剤の使用の利点を反映はしていない。
*6:この汚染物質グループの、集合MCLGはないが、個々のMCLGは次の通り。トリハロメタン類:ブロモジクロロメタン(ゼロ)、ブロモホルム(ゼロ)、ジブロモクロロメタン(0.06 mg / L)、クロロホルム(0.07mg / L)。
ハロ酢酸類:ジクロロ酢酸(ゼロ)、トリクロロ酢酸(0.02 mg / L)、モノクロロ酢酸(0.07 mg / L)。ブロモ酢酸とジブロモ酢酸はこのグループで規制さるが、MCLGはない。
EU
c:9つの代表的な物質の合計:モノクロロ、ジクロロ、及びトリクロロ酢酸、モノ及びジブロモ酢酸、ブロモクロロ酢酸、ブロモジクロロ酢酸、ジブロモクロロ酢酸及びトリブロモ酢酸。
e:「農薬」:有機殺虫剤、有機除草剤、有機殺菌剤、有機殺線虫剤、有機殺ダニ剤、有機殺藻剤、有機殺鼠剤、有機殺虫剤、関連製品(特に成長調節剤)及び関連代謝産物 (規則(EC)No 1107/20091第3条(32)で定義されている)
f:パラメトリック値は個々の農薬に適用される。アルドリン、ディルドリン、ヘプタクロル、ヘプタクロルエポキシドの場合、パラメーター値は0.030 μg/ L。
h:「PFAS」:ペルフルオロアルキル及びポリフルオロアルキル物質(化学式:CnF2n + 1−R)
i:「PFAS合計」:ペルフルオロアルキル物質とポリフルオロアルキル物質(化学式:CnF2n + 1−R)の合計
j:次の物質の濃度の合計:ベンゾ(b)フルオランテン、ベンゾ(k)フルオランテン、ベンゾ(ghi)ペリレン、インデノ(1,2,3−cd)ピレン
l:The water should not be aggressive.
n:Sum of concentrations of specified parameters
カナダ
2:総ジクロロベンゼンが測定され、濃度が最も厳しい値(0.005 mg / L)を超える場合、個々の異性体の濃度を設定する必要がある。
3:四半期毎のサンプルの年間平均として表示
ALARA(as low as reasonably achievable):合理的に達成可能な低値として
AO:based on aesthetic considerations and listed as an aesthetic objectives
豪州
c:健康に関する事項に基づいてガイドライン値を設定するにはデータが不十分
e:全塩素化副産物の濃度は、原水から天然の有機物を除去するか、添加する塩素の量を減らすか、代替消毒剤(他の副産物を生成する可能性がある)を使用することで最小限に抑えることができる。
トリハロメタン類やその他の副産物を減らすことが推奨されるが、消毒を損なうものであってはならない。
f:これらの農薬のファクトシートはない。これらの農薬のガイドライン値は、ADWGの以前のバージョンにあり、情報提供のみを目的として表10.5に記載されている。
*1:全トリクロロベンゼン類
*2:ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)の合計
*3:マンコゼブ及びメチラムは、環境中でエチレンチオ尿素(ETU)に分解するため、健康に基づくガイドラインはETUの毒性に基づく。飲料水では、健康上の懸念を引き起こす可能性のあるレベルではない農薬。

6-2-4. パーフルオロオクタン酸(PFOA: Perfluorooctanoic Acid)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS: Perfluorooctane Sulfonate)、パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS:)に関する調査

6-2-4-1.調査目的

日本では目標値のない要検討項目であるパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)並びに水質基準等には該当しないパーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS) について、海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)において基準値・目標値が定められている又は検討されている場合、それぞれについて知見を整理する。ここで、知見の整理には以下を含める。

・基準値・目標値の算定根拠となった主たる疫学及び動物実験等の結果
・基準値・目標値の導出方法（不確実係数、耐容一日摂取量、寄与率等）
・ その他、基準値・目標値等の導出に当たり用いられた対象物質の物性、水道水及び環境水中の挙動、測定手法、処理技術等の情報

追加として海外諸国(デンマーク、イタリー、オランダ、スウエーデン)を調査し、更に米国各州を調査した。

6-2-4-2. 海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)における PFOA 及び PFOS の現状

表 6-14～24 に海外諸国・機関の概要及び情報リストを、食品安全関係情報詳細として引用資料を表 6-25～26 に整理した。

A.米国環境保護庁(EPA)

2016 年に、生涯健康勧告値（HA:lifetime drinking water Health Advisory)を強化している。

① PFOA：HA 70 ng/L (PFOA、PFOS の合計)

HA 400 ng/L (EPA 2009)から強化した。根拠文献は、マウスの発生毒性(Lau et al. (2006))に拠る。RfD(参照用量)算出の基準は次の通りである。

・EPA 2009；BMDL10：0.46 mg/kg bw/day、不確実係数: 30(種差：10、個体差：3)、トキシコキネティクス差：81→ RfD 0.46÷(30x81)=0.0002 mg/kg/day
・EPA 2016；PBPK モデル(physiologically-based-pharmacokinetic model) に基づく HED（ヒト等価用量:human equivalent dose): 0.0053 mg/kg bw/day、不確実係数: 300(種差:10、個体差:3、LOAEL の使用:10) → RfD= 0.0053÷300=0.00002 mg/kg/day

② PFOS: HA 70 ng/L (PFOA、PFOS の合計)

HA 200 ng/L (EPA 2009)から強化した。根拠文献、RfD(参照用量)算出の基準は次の通りである。

・EPA 2009；カニクイザルの亜慢性毒性(Seacat et al. (2002))
NOAEL：0.03 mg/kg bw/day、不確実係数: 30(種差：10、個体差：3)、トキシコキネティクス差：13 → RfD= 0.03÷(30x13)=0.00008 mg/kg/day
・EPA 2016；ラットの生殖毒性(Luebker et al. (2005))
HED: 0.00051 mg/kg bw/day、不確実係数: 30(種差：10、個体差：3) → RfD 0.00051÷30=0.00002 mg/kg/day

2019 年 2 月 14 日、米国環境保護庁(EPA)は、初めての包括的全国 PFAS(Per- and Polyfluoroalkyl Substances)行動計画について公表している。飲用水については、最もよく知られており、広く存在している 2 つの PFAS 化学物質である PFOA 及び PFOS について、安全飲料水法で概説されている最大汚染レベル設定作業を進めており、今年末までに規制上の判断を提案する予定である(表 6-25 食安委 2019E)。

なお、「平成 28 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務報告書」p258～）を参照した。

B. 欧州食品安全機関（EFSA）
目標値等のベースとして、TDI (耐容一日摂取量: Tolerable Daily Intake)、 TWI (耐容週間摂取量: Tolerable Weekly Intake)を設定している。
① PFOA
TDI は、1500 ng/kg bw/day(EFSA 2008)から 0.8 ng/kg bw/day (EFSA 2018)と大幅に低値となった。但し、EFSA 2018 の設定は TWI: 6 ng/kg bw/week であり、TDI の記載はない。0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)を TDI と想定した。
・EFSA 2008；ラットの 13 週間慢性毒性、2 年間慢性毒性及び発がん性 、生殖毒性(Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004)；Butenhoff et al. (2004))をベースにした BMDL10 は、0.3-0.7 mg/kg bw/day となり最低値の 0.3 mg/kg bw/day を採用した。
不確実係数: 200(種差：10、個体差：10、内部取込み差：2)
→ TDI= 0.3÷(200)= 1.5 µg/kg bw/day
・EFSA 2018；ヒトの 2 個の疫学的研究をベースにした BMDL5 値(PBPK モデル)は、0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)とし、長い半減期を考慮して、6 ng/kg bw/week の TWI とした。不確実係数は、追加の不確定要素を適用しないと判断された。

② PFOS
TDI は、150 ng/kg bw/day(EFSA 2008)から 1.8 ng/kg bw/day (EFSA 2018)と大幅に低値となった。但し、EFSA 2018 の設定は TWI: 13 ng/kg bw/week であり、TDI の記載はない。1.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)を TDI と想定した。

・EFSA 2008；カニクイザルの亜慢性毒性(Seacat et al. (2002))
NOAEL：0.03 mg/kg bw/day、200(種差：10、個体差：10、試験期間及び内部取込み差：2)→ TDI = 0.03÷(200)=0.00008 mg/kg/day
不確実係数: 200(種差：10、個体差：10、内部取込み差：2)
→ TDI= 0.3÷(200)= 0.15 µg/kg bw/day
・EFSA 2018；ヒトの 3 個の疫学的研究をベースにした BMDL5 値(PBPK モデル)は、1.8 ng/kg bw/day (1.7–2.0 (中央値 1.8))(推定慢性摂取量)とし、長い半減期を考慮して、13 ng/kg bw/week の TWI とした。不確実係数は、追加の不確定要素を適用しないと判断された。

2018 年 12 月 13 日、欧州食品安全機関(EFSA)は、食品中のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)存在量に関連するヒトの健康リスクに関する科学意見書を公表した。PFOS 及び PFOA の血清中レベルのベンチマークモデリング後、及びそれら化合物に対応する一日摂取量を推定し、CONTAM パネルは PFOS 13 ng/kg bw/week、PFOA 6 ng/kg bw/week の耐容週間摂取量(TWI)を設定した。両化合物に対して、集団のかなりの割合がこの TWI を超過している(表 6-26 食安委 2016F)。

C. オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関 (FSANZ)

2017 年に、HBGV (health-based guidance values)を公表している。

① PFOA

HBGV 560 ng/L。根拠文献は、マウスの発生毒性(Lau et al. (2006))に拠る。TDI 算出の基準は次の通りである。
・FSANZ 2017；PBPK モデルに基づく HED: 0.0049 mg/kg bw/day、不確実係数: 30(種差：10、個体差：3) → TDI = 0.0049÷30=0.16 µg/kg/day

② PFOS

HBGV 70 ng/L。根拠文献は、ラットの生殖毒性(Luebker et al. (2005))に拠る。TDI 算出の基準は次の通りである。
・FSANZ 2017；PBPK モデルに基づく HED: 0.0006 mg/kg bw/day、不確実係数: 30(種差：10、個体差：3) → TDI = 0.0006÷30=0.02 µg/kg/day

PFHxS について、FSANZ は、TDI を確立するには十分な毒物学的及び疫学的情報はないと結論付けた。但し、予防措置として、PFOS の TDI を PFHxS に適用し、PFOS 及び PFHxS の合計とした。

D. 英国 毒性委員会 (COT (COMMITTEE ON TOXICITY))

2016 年に、ガイダンス値を公表している。

① PFOA

ガイダンス値 10 µg/L。根拠文献は EFSA 2008 と同じで、ラットの 13 週間慢性毒性、2 年間慢性毒性及び発がん性 、生殖毒性(Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004))をベースにした BMDL10 : 0.3 mg/kg bw/day を採用した。TDI 算出の基準は次の通りである。

・COT 2016 ; BMDL10: 0.3 mg/kg bw/day、不確実係数: 100(種差 : 10、個体差 : 10) → TDI = 0.3÷100=3 µg/kg/day

② PFOS

ガイダンス値 0.3 µg/L。根拠文献はカニクイザルの亜慢性-慢性毒性(Seacat et al., (2002) ; Thomford, P. (2002))の NOAEL: 0.03 mg/kg bw/day とした。TDI 算出の基準は次の通りである。

・COT 2016 ; NOAEL: 0.03 mg/kg bw/day、不確実係数: 100(種差 : 10、個体差 : 10) → TDI = 0.03÷100=0.3 µg/kg/day

E. ドイツ 連邦リスク評価研究所（BfR）

2006 年に、レポート「魚に含まれる高濃度のペルフルオロ有機界面活性剤(PFT)は健康に安全ではない」を公表した。BfR は、国内又は国際機関によるリスクアセスメントを完了していないので、PFOS の TDI は決定できず、暫定的に 0.1µg/kg bw/day を提案した。

根拠文献は、ラットの生殖毒性(Luebker et al. (2005))に拠る。TDI 算出の基準は次の通りである。

・BfR 2006 ; NOAEL: 100 µg/kg bw/day、不確実係数: 1000(種差 : 10、個体差 : 10、内部取込み差 : 10) → TDI = 100÷1000=0.1 µg/kg/day

BFR 2008 は、食品中の PFOS 及び PFOA 濃度に起因する健康被害はドイツではないと結論し、EFSA 2008 による TDI を暫定値とした。

F. カナダ保健省（Health Canada）

2018 年に、最大許容濃度(MAC:maximum acceptable concentration)を公表している。

① PFOA

MAC 0.0002 mg/L。根拠文献は、ラットの 13 週間慢性毒性(Perkins et al. (2004))の POD_{HEQ} (human-equivalent point-of-departure): 0.000521 mg/kg bw/day とした。MAC 算出の基準は次の通りである。

・Canada 2018 ; POD_{HEQ}: 0.000521 mg/kg bw/day、不確実係数: 25 (種差：2.5、個体差：10) → TDI = 0.000521÷25=0.000021 mg/kg bw/day

② PFOS

MAC 0.0006 mg/L。根拠文献は、ラットの 2 年間慢性毒性及び発がん性(Butenhoff et al. (2012)) の POD_{HEQ} (human-equivalent point-of-departure): 0.0015 mg/kg bw/day とした。MAC 算出の基準は次の通りである。

・Canada 2018 ; POD_{HEQ}: 0. 0015 mg/kg bw/day、不確実係数: 25 (種差：2.5、個体差：10) → TDI = 0.0015÷25=0.00006 mg/kg bw/day

PFOA と PFOS の毒物学的影響は相加的であると考えられるので、PFOS と PFOA の対応する MAC に対する検出濃度の比率の合計は 1 を超えてはならないとした。

PFOA 濃度(μg/L)/0.2μg/L+PFOS 濃度(μg/L)/0.6μg/L <1

G. 世界保健機関(WHO)

WHO 飲料水水質ガイドライン第 4 版(Guidelines for drinking-water quality)では、飲料水中の PFOA、PFOS の目標値等を定めていない。飲料水水質ガイドラインの段階的改訂：作業計画(Rolling revision of the Guidelines for drinking-water quality:Programme of work:2017.8.2)では、第 2 補遺（2nd addendum）又は第 5 版の修正として PFOS (perfluorooctane sulfonate) and PFOA (perfluorooctanoic acid) がリストアップされ、第 2 補遺は 2019 年までに公開が提案されている。

WHO Europe の資料「Drinking Water Parameter Cooperation Project Support to the revision of Annex I Council Directive 98/83/EC on the Quality of Water Intended for Human Consumption (Drinking Water Directive) Recommendations」にファクトシート「Perfluorooctanesulfonic acid (PFOS) and perfluorooctanoic acid (PFOA)」が記載されており、WHO guideline value derivation の項に、“WHO は現在、両物質の GV（guideline value）を検討中。PFOS の TDI：0.15μg/kg 体重/日（EFSA（2008））に基づき、60 kg の成人で TDI の 10%が水に起因するとして、GV：0.4μg/ L、PFOA の GV：4.0μg/ L（PFOS の 10 倍）になる。 これらの値は、WHO による最終確認が必要。”と記述されている。

H. 中国、韓国

・中国

中国・韓国における化学物質管理政策最新動向セミナー「中国における化学物質管理政策最新動向」(中国環境保護部: 2018.1.23)資料に、「中国で厳しく制限される有毒化学品目録(2018)」として「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) およびその塩、ならびにペルフルオロオクタンスルホンフルオリド(PFOS-F)」が記載されている。

・韓国

第４回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアローグ(東京 2010 年 9 月 8 - 10 日)「韓国における残留性有機汚染物質に関する現在の状況と戦略」が発表され、POPs の現在の問題点と状況が議題なっている。

I. 海外諸国・機関(米国、欧州、カナダ、オーストラリア、韓国、中国、WHO)の比較

疫学及び動物検討等の内容、目標値等の導出方法他を比較した。PFOA 及び PFOS 全体、PFOA 単独、PFOS 単独を表 20～22 に示した。

EFSA は目標値等を設定していないので、算出ベースとなる RfD、TDI での比較を行った。両物質とも、最小値は EFSA 2018、最大値は COT 2006 である。

① PFOA

EFSA 2018 を除くと根拠文献は略 2 種類に絞られる。

・Lau et al. (2006)；EPA 2009、EPA 2016、FSANZ 2017

BMDL10、HED 等の基準値及び不確実係数の違いにより、各々 200、20、160 ng/kg bw/day となる。

・Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004)；Butenhoff et al. (2004)；EFSA 2008、COT 2006、Canada 2018(Perkins et al. (2004)のみ)

BMDL10 の基準値及び不確実係数の違いにより、各々 1500、3000、21 ng/kg bw/day となる。BfR 2008 は、EFSA 2008 を暫定値としている。

EFSA 2018 はヒトの疫学的研究を根拠としている。全体的には EFSA 2018 を最小値:0.8 ng/kg bw/day として、0.8-3000 ng/kg bw/day の範囲となる。

② PFOS

EFSA 2018 を除くと根拠文献は 3 種類に絞られる。

・Seacat et al. (2002)；EPA 2009、EFSA 2008、COT 2006

NOAEL の基準値は同じであるが、不確実係数の違いにより、各々 80、150、300 ng/kg bw/day となる。BfR 2008 は、EFSA 2008 を暫定値としている。

・Luebker et al. (2005)；EPA 2016、FSANZ 2017、BfR 2006

NOAEL、HED 等の基準値及び不確実係数の違いにより、各々 20、20、100 ng/kg bw/day となる。EFSA 2018 は、FSANZ 2017 が採用したこの文献について“研究で使用された物質の純度が 86.9%なので、観察された影響とその程度が PFOS 曝露のみによるものであるか疑問がある”と指摘している。

・Butenhoff et al. (2012)；Canada 2018

EFSA 2018 はヒトの疫学的研究を根拠としている。全体的には EFSA 2018 を最小値:1.8 ng/kg bw/day として、1.8-300 ng/kg bw/day の範囲となる。

各国・機関の目標値・勧告値等を表 6-23 に整理した。

表 6-23 各国・機関の目標値・勧告値等

各国・機関	PFOA	PFOS	PFAS
U.S. EPA 2016:勧告値	70 ng/L (0.07 μg/L)*1	70 ng/L (0.07 μg/L)*1	–
EU 2019:暫定値	–	–	100 ng/L (0.1 μg/L) 500 ng/L (0.5 μg/L) *2
英国COT 2006:推奨値(GV)	10000 ng/L (10μg/L)	300 ng/L (0.3μg/L)	–
ドイツBfR 2006:指針値	300 ng/L (0.3μg/L)	300 ng/L (0.3μg/L)	–
Health Canada 2018:公布値(MAC)	200 ng/L (0.2 μg/L)*3	600 ng/L (0.6 μg/L)*3	–
豪州 2017:推奨値(HBGV)	560 ng/L (0.56 μg/L)	70 ng/L (0.07 μg/L)*4	–
WHO 2017:提案値	4000 ng/L (4.0μg/L)	400 ng/L (0.4μg/L)	–

MAC: health based and listed as a maximum acceptable concentrations
HBGV: health-based guidance values
PFAS: per- and polyfluoroalkyl substance (chemical formula: CnF2n+1—R).
PFHxS: perfluorohexane sulfonate
*1:PFOA、PFOSの合計
*2:PFASs Total
*3:PFOA濃度(μg/L)/0.2μg/L+PFOS濃度(μg/L)/0.6μg/L <1
*4:PFOS、PFHxSの合計

6-2-4-3. デンマーク、イタリー、オランダ、スウエーデンにおける PFOA 及び PFOS の現状

概要及び情報リストは前述の表 6-20、表 6-24 に整理した。令和元年度第２回水質基準逐次改正検討会(2020.2.19)の資料 1 参考 3 から内容を引用した。また、前述の海外諸国・機関を含めた目標値・勧告値等を表 6-27、各国の目標値・勧告値等補足資料を表 6-28、ATSDR(Toxicological Profile for Perfluoroalkyls Draft for Public Comment June 2018)を表 6-29 に整理した。

A. デンマーク（2015）

PFOS について、サルのデータと同レベルの NOAEL を示す実験としてラットの 2 年間の試験における BMDL10：0.033mg/kg/day を根拠として評価しており、ラットとヒトの PFOS の血中クリアランスの比（41）と不確実係数 30（個体差(10)、種差の体内動態の感受性部分のみ(3)）を適用して有害性評価値を 0.03 μg/kg/day と評価している。これに飲料水の割当率 10%と体重当たりの一日摂取量：0.03 L/kg/day を適用して、健康影響指針値として 0.1μg/L（100 ng/L）を設定している。

PFOA については、EFSA や EPA の 2014 の評価ドラフトでも採用しているラットの 13 週間試験における肝臓への影響の BMDL：0.456mg/kg/day を基に、EPA の評価で採用している PBPK を用いたヒト暴露量への変換（ラットの LOAEL とヒトの推定 LOAEL の比で補正）を行い、ヒト暴露量相当の BMDL10 として 0.003mg/kg/day

を算出した。これに不確実係数 30（個体差(10)、種差の体内動態の感受性部分のみ(3)）を適用して、有害性評価値を 0.1μg/kg/day と評価している。これに飲料水の割当率 10%と体重当たりの一日摂取量：0.03 L/kg/day を適用して、健康影響指針値として 0.3μg/L(300 ng/L)を設定している。

B. オランダ（2011 年）、スウェーデン（2014 年）、イタリア（2015 年）

オランダ、スウェーデン、イタリアの健康影響指針値は基本的に EFSA（2008）の評価を基に設定している。オランダの RIVM では、PFOS の有害性評価値 0.15μg/kg/day に体重：70kg、飲料水の割当率 10%、一人一日当たりの水摂取量 2L を適用して、暫定指針値として 0.53μg/L(530 ng/L)を設定している。

スウェーデンでは、PFOS と PFOA を含む 11 種の PFAS 化合物についての合計値に対する指針値を設定しており、毒性情報の無い化合物は PFOS 相当の TDI（EFSA(2008)の TDI）を用いている。体重の設定や割当率に関しての詳細情報は得られなかったが、ActionLevel（許容摂取量の 10%を超えない限界値）として 90 ng/L を、健康影響指針値として 900 ng/L を 11 種の合計値に対して適用することとしている。

イタリアにおいても、体重の設定や割当率に関しての詳細情報は得られなかったが、PFOA に対する指針値として EFSA(2008)の TDI を基にして、500 ng/L を設定している。

6-2-4-4.米国各州における PFOA 及び PFOS の現状

U.S. EPA(2016) 70 ng/L より低値の、米国各州の PFOA、PFOS の現状を表 6-30、情報リストを表 6-31 に整理した。厚生労働省担当官から頂いた資料も活用した。

各州の値は、PFOA：5.1-35 ng/L、PFOS：6.5-20 ng/L の範囲にある。
最小値は、いずれも Calfornia(2018)の通知(Notification)値であり、ラボ分析の検出限界に基づく (The notification level is based on detectability for laboratory analysis.)と記載されている。各州の値は、通知、提案、スクリーンレベル、推奨の段階のものが多く、公布と判断されるのは、両者共、Vermont(2018)の 20 ng/L と判断される。

各州は、毒性情報に基づき、用量の内部血清レベル変換法 (Method for Administerd Dose conversion to Internal Serum Level)を使用している。

6-2-4-5. 海外諸国及び米国各州における PFHxS の現状

各国及び米国各州の PFHxS の現状を表 6-32、情報リストを表 6-33 に整理した。厚生労働省担当官から頂いた資料も活用した。前述の海外諸国・機関を含めた目標値・勧告値等の 6-27、各国の目標値・勧告値等補足資料の表 6-28、ATSDR(Toxicological Profile for Perfluoroalkyls Draft for Public Comment June 2018)の表 6-29 にも PFHxS を整理し

た。

A. 米国各州

各州の値は、20-85 ng/L の範囲にある。

・Connecticut (CT)　70 ng/L、以下の記載がある。

個別、5 種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA). コネチカット州公衆衛生局（DPH）は、USEPA の健康勧告：70 ppt （PFOA, PFOS, PFOA + PFOS）を健康保護と判断し、アクションレベルとして採用する。

・Massachusetts(MA)　70 ng/L、以下の記載がある。

現行マサチューセッツ州規制値: 0.00007 mg/L (USEPA の健康勧告：70 ppt （PFOA, PFOS, PFOA + PFOS）。 PFAS (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA)の合計及び化合物個々に適用する。

・Michigan(MI)　84 ng/L

ラットの毒性情報(甲状腺濾胞細胞の肥大及び過形成)に基づき、用量の内部血清レベル変換法を用いて設定している。

・Minnesota(MN)　47 ng/L

ラットの毒性情報(遊離及び総 T4、T3(トリヨードサイロニン)の減少、コレステロール値の変化、肝限局性壊死の増加)に基づき、用量の内部血清レベル変換法を用いて設定している。

・New Hampshire(NH)　85 ng/L

マウスの毒性情報(生存同腹児数の減少)に基づき、用量の内部血清レベル変換法を用いて設定している。

・Vermont(VT)　20 ng/L、以下の記載がある。

20 ppt (PFOA、PFOS、PFHxS、PFHpA、PFNA)は、0.00002 mg/kg bw/day (USEPA, 2016)の経口参照用量を使用して導出した。5 種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA)に適用する。

B. 各国

・Australia　70 ng/L、以下の記載がある。

PFOS の TDI の使用は合理的であり、PFHxS と PFOS の合計とする必要がある。

・Canada　600 ng/L、以下の記載がある。

科学的情報は、PFAS の大部分では限定されている。 多くの PFAS の飲料水スクリーニング値は、代理として PFOS と PFOA を使用して設定されたが、化学構造的には毒性は低いと推定される。

・Denmark　100 ng/L、以下の記載がある。

スクリーニングレベル：12 PFAS の合計濃度

・Sweden　90 ng/L、以下の記載がある。

国家食品管理局は、PFOS の最大許容飲料水値 : 0.09μg/L とした。 予防措置として、この値は、7 種類の PFAS 合計 (PFOS、PFHxS、PFBS、PFOA、PFHpA、PFHxA、PFPeA)にも適用される。

表 6-14 米国環境保護庁(EPA)

米国環境保護庁(EPA)

項目	2009 PFOA	2009 PFOS	2016 PFOA	2016 PFOS
根拠文献	Lau et al. (2006)*a	Seacat et al. (2002)*b	Lau et al. (2006)*a	Luebker et al. (2005)*c
研究種類	発生毒性	亜慢性毒性	発生毒性	生殖毒性
動物種	マウス	カニクイザル	マウス	ラット
基準*1	BMDL10	NOAEL	HED*2	HED*2
基準値	0.46 mg/kg bw/day (460000 ng/kg bw/day)	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	0.0053 mg/kg bw/day (5300 ng/kg bw/day)	0.00051 mg/kg bw/day (510 ng/kg bw/day)
基準影響	母動物肝重量増加	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少	前後肢基節骨骨化減少及び雄児の思春期促進(対照より4日早い)	児体重減少
不確実係数	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:81	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:13	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	30(種差:3、個体差:10)
RfD*3	0.0002 mg/kg bw/day (200 ng/kg bw/day)	0.00008 mg/kg/day (80 ng/kg bw/day)	0.00002 mg/kg/day (20 ng/kg bw/day)	0.00002 mg/kg/day (20 ng/kg bw/day)
水分摂取量	1 L/day	1 L/day	0.054 L/kg-day	0.054 L/kg-day
体重	10 kg	10 kg	–	–
対象集団	子ども	子ども	授乳中女性	授乳中女性
RSC*4	20%	20%	20%	20%
HA*5	0.4 μg/L (400 ng/L)	0.2 μg/L (200 ng/L)	0.07 μg/L (70 ng/L)*6	0.07 μg/L (70 ng/L)*6

*1:POD(point of departure)
*2:HED(ヒト等価用量:human equivalent dose)
*3:RfD(参照用量)
*4:RSC(相対的発生源寄与)
*5:生涯健康勧告値 (HA:lifetime drinking water Health Advisory)
*6:PFOA、PFOSの合計
*a:Lau, C., J.R. Thibodeaux, R.G. Hanson, M.G. Narotsky, J.M. Rogers, A.B. Lindstrom, and M.J. Strynar. 2006. Effects of perfluorooctanoic acid exposure during pregnancy in the mouse. Toxicological Science 90:510-518.
*b:Seacat AM, Thomford PJ, Hansen KJ et al. (2002) Subchronic toxicity studies on perfluorooctanesulfonate potassium salt in Cynomolgus monkeys. Toxicol. Sci. 68, 249-264.
*c:Luebker, D.J., M.T. Case, R.G. York, J.A. Moore, K.J. Hansen, and J.L. Butenhoff. 2005b. Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. Toxicology 215:126-148.

表 6-15 欧州食品安全機関(EFSA)

欧州食品安全機関(EFSA)

項目	2008 PFOA	2008 PFOS	2018 PFOA	2018 PFOS
根拠文献	Palazzolo (1993)*a and Perkins et al. (2004)*b ; Butenhoff et al. (2004)*c	Seacat et al., (2002)*d	Steenland et al., (2009)*e ; Eriksen et al., (2013)*f	Steenland et al., (2009); Nelson et al., (2010)*g ; Eriksen et al.,(2013)
研究種類	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	亜慢性毒性	ヒトの疫学的研究	ヒトの疫学的研究
動物種	ラット	カニクイザル	ヒト	ヒト
基準	BMDL10	NOAEL	BMDL5値(PBPKモデル*3)	BMDL5値(PBPKモデル*3)
基準値	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	1.8 ng/kg bw/day (1.7-2.0 (中央値1.8))(推定慢性摂取量)
(基準値補足)	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	–	2研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOA (9.2-9.4 ng/mL))	3研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOS (21-25 ng/mL))
基準影響	雄ラットの肝臓絶対重量の増加; 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少	血清コレステロールの増加	血清コレステロールの増加
不確実係数	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)	追加の不確定要素を適用しない	追加の不確定要素を適用しない
TDI *1	1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	150 ng/kg bw/day (0.15 μg/kg bw/day)	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	1.8 ng/kg bw/day(推定慢性摂取量)
TWI *2	–	–	6 ng/kg bw/week	13 ng/kg bw/week
CONTAM Panel見解	推定食餌暴露量:6 ng/kg bw/dayは、TDIより大幅に低く、又、BMDL10が導出された研究では、ヒトの血清レベルはラットのレベルより約3桁低い値であった。これに基づき、食品中のPFOS及びPFOAの影響が一般集団で発生している可能性は低いと結論付けた。	身体への影響の多くは他の発生源への曝露であるが、体内でPFOSに変換される可能性のある前駆物質からも生じることを認識していた。しかし、ヒトへの影響に関する信頼できる情報はないので、ヒトと動物の血中濃度を比較した。NOAELにおけるサルの血清濃度とヒト一般集団の血清濃度との間のマージンは200-3,000であり、PFOSの悪影響が一般集団で発生している可能性は低いと判断した。	PFOAでは、血清コレステロールの増加が重大な影響である。血清コレステロールに関する2研究の推定慢性摂取量0.8 ng/kg bw/dayは適切な基準点となる。PFOAの長い半減期を考慮して、6 ng/kg bw/weekのTWIとした。肝臓損傷のリスクに対しても保護的であり、又、出生時体重の減少に対しても保護的である。	PFOSでは、血清コレステロールの増加が重大な影響である。血清コレステロールに関する3研究の推定慢性摂取量 1.7-2.0 (中央値1.8) ng/kg bw/dayは適切な基準点となる。PFOSの長い半減期を考慮して、13 ng/kg bw/weekのTWIとした。全ての年齢層に適用すると、予防接種反応(子供の場合、最も低いBMDL5はワクチン接種後の抗体反応である(10.5 ng / mL))及び出生時体重減少への影響に対して保護的である。

*1:TDI（耐容一日摂取量: Tolerable Daily Intake）
*2:TWI（耐容週間摂取量: Tolerable Weekly Intake）
*3:physiologically based pharmacokinetic (PBPK) model

*a:Palazzolo, M.J. 1993. 13-Week toxicity study with T-5180, ammonium perfluorooctanoate (CAS No. 3825-25-1) in male rats. Report No. HWI 6329- 100, Hazleton Wisconsin, Madison, WI. USEPA Public Docket AR-226-0449 and AR-226-0450.
*b:Perkins, R.G., Butenhoff, J.L., Kennedy, G.L. and Palazzolo, M. 2004. 13-week dietary toxicity study of ammonium perfluorooctanoate (APFO) in male rats. Drug Chem Toxicol. 27, 361-378.
*c:Butenhoff, John L; Kennedy, Gerald L, Jr; Frame, Steven R; O'Connor, John C; York, Raymond G. 2004. The reproductive toxicology of ammonium perfluorooctanoate (APFO) in the rat. Toxicology 196: 95-116.
*d:Seacat AM, Thomford PJ, Hansen KJ, Olsen GW, Case MT and Butenhoff JL, 2002. Subchronic toxicity studies on perfluorooctanesulfonate potassium salt in Cynomolgus monkeys. Toxicological Sciences, 68, 249-264.
*e:Steenland K, Tinker S, Frisbee S, Ducatman A and Vaccarino V, 2009. Association of perfluorooctanoic acid and perfluorooctane sulfonate with serum lipids among adults living near a chemical plant. American Journal of Epidemiology, 170, 1268-1278.
*g:Eriksen KT, Raaschou-Nielsen O, McLaughlin JK, Lipworth L, Tjønneland A, Overvad K and Sørensen M, 2013. Association between plasma PFOA and PFOS levels and total cholesterol in a middle-aged Danish population. PLoS ONE, 8, e56969.
*f:Nelson JW, Hatch EE and Webster TF, 2010. Exposure to polyfluoroalkyl chemicals and cholesterol, body weight, and insulin resistance in the general U.S. population. Environmental Health Perspectives, 118, 197-202.

表 6-16 オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ: Food Standards Australia New Zealand)

オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ: Food Standards Australia New Zealand)

項目	2017 PFOA	2017 PFOS
根拠文献	Lau et al. (2006)*a	Luebker et al (2005)*b
研究種類	発生毒性	生殖毒性
動物種	マウス	ラット
基準*1	HED	HED
基準値	4900 ng/kg bw/day (0.0049 mg/kg bw/day)	600 ng/kg bw/day (0.0006 mg/kg bw/day)
(基準値補足)	PBPKモデルをNOAEL以上の血清濃度に適用してHEDを計算	PBPKモデルをNOAELの血清濃度に適用してHEDを計算
基準影響	胎児毒性	親及び仔の体重減少
不確実係数	30(種差:3、個体差:10)	30(種差:3、個体差:10)
TDI*2	160 ng/kg bw/day (4900/30=163)	20 ng/kg bw/day (600/30=20)
水分摂取量	2L	2L
対象集団	大人	大人
体重	70Kg	70Kg
飲料水寄与率	10%	10%
HBGV*3	560 ng/L	70 ng/L *5(PFOS+PFHxS*4)

*1:HED(ヒト等価用量:human equivalent dose)
*2:TDI (Tolerable Daily Intake)
*3:HBGV (health-based guidance values)
*4:PFHxS (perfluorohexane sulfonate)
*5:PFOS、PFHxSの合計
*a:Lau C, Thibodeaux JR, Hanson RG, Narotsky MG, Rogers JM, Lindstrom AB and Strynar MJ (2006) Effects of Perfluorooctanoic Acid Exposure during Pregnancy in the Mouse. Toxicol Sci 90 510-518
*b:Luebker DJ, Case MT, York RG, Moore JA, Hansen KJ and Butenhoff JL (2005) Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. Toxicology 215: 126-148.

表 6-17 毒性委員会（COT(COMMITTEE ON TOXICITY))

毒性委員会 (COT(COMMITTEE ON TOXICITY))

項目	2006 PFOA	2006 PFOS
根拠文献	Palazzolo (1993)*a ; Perkins et al. (2004)*b ; Butenhoff et al. (2004)*c	Seacat et al., (2002)*d ; Thomford, P. (2002)*e
研究種類	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	亜慢性-慢性毒性
動物種	ラット	カニクイザル
基準	BMDL10	NOAEL
基準値	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)
影響	絶対肝臓重量の増加; 肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	血清T3値の減少
不確実係数	100(種差:10、個体差:10)	100(種差:10、個体差:10)
TDI*1	3 μg/kg bw/day (3000 ng/kg bw/day)	0.3 μg/kg bw/day (300 ng/kg bw/day)
水分摂取量	0.75 L	1L
対象集団	乳児 (bottle fed infant)	子ども (1歳)
体重	5kg	10kg
飲料水寄与率*2	50%	10%
Guidance value	10 μg/L (10000 ng/L)	0.3 μg/L (300 ng/L)

*1:TDI (Tolerable Daily Intake)
*2:allocation
*a:Palazzolo, M.J. 1993. 13-Week toxicity study with T-5180, ammonium perfluorooctanoate (CAS No. 3825-25-1) in male rats. Report No. HWI 6329- 100, Hazleton Wisconsin, Madison, WI. USEPA Public Docket AR-226-0449 and AR-226-0450.
*b:Perkins, R.G., Butenhoff, J.L., Kennedy, G.L. and Palazzolo, M. 2004. 13-week dietary toxicity study of ammonium perfluorooctanoate (APFO) in male rats. Drug Chem Toxicol. 27, 361-378.
*c:Butenhoff, J.L., Kennedy, G.L., Jr., Frame, S.R., O'Connor, J.C., York, R.G. (2004). The reproductive toxicology of ammonium perfluorooctanoate (APFO) in the rat. Toxicology 196: 95-116.
*d:Seacat, A.M., Thomford, P.J., Hansen, K.J., Olsen, G.W., Case, M.T., Butenhoff, J.L. (2002). Subchronic toxicity studies on
*e:Thomford, P. (2002). 26-Week capsule toxicity study with perfluorooctane sulfonic acid potassium salt (PFOS; T-6295) in cynomolgus monkeys. Covance 6329-223. Covance Laboratories Inc. Wisconsin, USA.

表 6-18 連邦リスク評価研究所（BfR）：Bundesinstitut für Risikobewertung (BfR)(Federal Institute for Risk Assessment)

連邦リスク評価研究所（BfR）: Bundesinstitut für Risikobewertung (BfR)(Federal Institute for Risk Assessment)

項目	2006 PFOS	2008 PFOA	2008 PFOS
根拠文献	Luebker et al (2005)*a	Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	Seacat et al., (2002)*b
研究種類	生殖毒性	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	亜慢性毒性
動物種	ラット	ラット	カニクイザル
基準	NOAEL	BMDL10	NOAEL
基準値	100 μg/kg bw/day (100000 ng/kg bw/day)	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)
(基準値補足)	–	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	–
影響	体重減少	雄ラットの肝臓絶対重量の増加; 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少
不確実係数	1000(種差:10、個体差:10、内部取込み差:10)	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)
TDI *1	0.1 μg/kg bw/day (100 ng/kg bw/day)	1.5 μg/kg bw/day (1500 ng/kg bw/day)	0.15 μg/kg bw/day (150 ng/kg bw/day)
(TDI補足)	–	EFSA (2008)を暫定値として考慮	EFSA (2009)を暫定値として考慮
水分摂取量	2L	–	–
対象集団	大人	–	–
体重	70 kg	–	–
寄与率	10%	–	–
指針値	0.3 μg/L (300 ng/L)	–	–

*1:TDI (Tolerable Daily Intake)

*a:Luebker DJ, Case MT, York RG, Moore JA, Hansen KJ and Butenhoff JL (2005) Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. Toxicology 215: 126-148.

*b:Seacat, A.M., Thomford, P.J., Hansen, K.J., Olsen, G.W., Case, M.T., Butenhoff, J.L. (2002). Subchronic toxicity

表 6-19 カナダ保健省（Health Canada）

カナダ保健省 (Health Canada)　　Health Canada

項目	2018 PFOA	2018 PFOS
根拠文献	Perkins et al. (2004)*a	Butenhoff et al. (2012)*b
研究種類	13週間慢性毒性	2年間慢性毒性及び発がん性
動物種	ラット	ラット
基準*1	POD_{HEQ}	POD_{HEQ}
基準値	0.000521 mg/kg bw/day (=0.05/96)	0.0015 mg/kg bw/day (=0.021/14)
(基準値補足)*2	BMDL10: 0.05 mg/kg bw/day ; AK_{UF}: 96	NOAEL: 0.021 mg/kg bw per day ; AK_{UF}: 14 (NOAEL:0.024 →0.021(試験物質純度86.9%補正)
影響	肝細胞肥大及び肝重量増加	肝細胞肥大
不確実係数	25 (種差:2.5、個体差:10)	25 (種差:2.5、個体差:10)
TDI *3	0.000021 mg/kg bw/day (21 ng/kg bw/day)	0.00006 mg/kg bw/day (60 ng/kg bw/day)
水分摂取量	1.5 L	1.5 L
対象集団	大人	大人
体重	70 kg	70 kg
飲料水寄与率*4	20%	20%
MAC*5	0.0002 mg/L (200 ng/L)	0.0006 mg/L (600 ng/L)
MAC補足	PFOA濃度(μg/L)/0.2μg/L+PFOS濃度(μg/L)/0.6μg/L <1	

*1:POD_{HEQ} (human-equivalent point-of-departure)
*2:AK_{UF} (the appropriate dose- and species-specific adjustment factor)
*3:TDI (Tolerable Daily Intake)
*4:allocation
*5:MAC (maximum acceptable concentration)
*a:Perkins, R., Butenhoff, J., Kennedy, G. and Palazzolo, M. (2004). 13-Week dietary toxicity study of ammonium perfluorooctanoate (APFO) in male rats. Drug Chem. Toxicol., 27: 361-378.
*b:Butenhoff, J.L., Chang, S.C., Olsen, G.W. and Thomford, P.J. (2012b). Chronic dietary toxicity and carcinogenicity study with potassium perfluorooctanesulfonate in Sprague Dawley rats. Toxicology, 293(1-3): 1-15.

表 6-20 PFOA、PFOS の各国・機関比較(1/2)

PFOA、PFOSの各国・機関比較

国・機関	根拠文献	研究種類	動物種	基準	基準値	(基準値補足)	基準値影響	不確実係数	RfD	TDI	TWI	水分摂取量	対象集団	体重	飲料水寄与率	目標値
U.S. EPA: 2009 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	BMDL10	0.46 mg/kg bw/day (460000 ng/kg bw/day)	–	母動物肝重量増加 (increased maternal liver weight)	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:81	200 ng/kg bw/day (0.0002 mg/kg bw/day)	–	–	1 L/day	子ども	10 kg	20%	400 ng/L (0.4 μg/L)
U.S. EPA: 2009 PFOS	Seacat et al. (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少 (increased thyroid stimulating hormone (TSH) levels (male), lowered triiodothyronine (T3) concentrations (male,female), decrease high-density lipoproteins (HDL) (female)	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:13	80 ng/kg bw/day (0.00008 mg/kg/day)	–	–	1 L/day	子ども	10 kg	20%	200 ng/L (0.2 μg/L)
U.S. EPA: 2016 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	HED	0.0053 mg/kg bw/day (5300 ng/kg bw/day)	–	前後肢基節骨骨化減少及び雄児の思春期促進(対照より4日早い) (reduced ossification of the proximal phalanges (forelimb and hindlimb) in male and female pups and accelerated (4 days earlier than controls) puberty in male pups)	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	–	–	0.054 L/kg-day	授乳中女性	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*1
U.S. EPA: 2016 PFOS	Luebker et al. (2005)	生殖毒性	ラット	HED	0.00051 mg/kg bw/day (510 ng/kg bw/day)	–	児体重減少 (decreased pup weight)	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	–	–	0.054 L/kg-day	授乳中女性	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*1
EFSA: 2008 PFOA	Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	雄ラットの肝臓絶対重量の増加; 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死 (Increased absolute liver weight in male rats, increased liver weight and focal to multifocal hepatic necrosis in male offspring)	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)	–	1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–
EFSA: 2008 PFOS	Seacat et al. (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少 (increased thyroid stimulating hormone (TSH) levels (male), lowered triiodothyronine (T3) concentrations (male,female), decrease high-density lipoproteins (HDL) (female)	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)	–	150 ng/kg bw/day (0.15 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–
EFSA: 2018 PFOA	Steenland et al. (2009) ; Eriksen et al. (2013)	ヒトの疫学的研究	ヒト	BMDL5値(PBPKモデル)	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	2研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOA (9.2–9.4 ng/mL))	血清コレステロールの増加 (increase of serum cholesterol)	追加の不確定要素を適用しない	–	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	6 ng/kg bw/week	–	–	–	–	–
EFSA: 2018 PFOS	Steenland et al. (2009); Nelson et al. (2010) ; Eriksen et al. (2013)	ヒトの疫学的研究	ヒト	BMDL5値(PBPKモデル)	1.8 ng/kg bw/day (1.7–2.0 (中央値1.8))(推定慢性摂取量)	3研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOS (21–25 ng/mL))	血清コレステロールの増加 (increase of serum cholesterol)	追加の不確定要素を適用しない	–	1.8 ng/kg bw/day(推定慢性摂取量)	13 ng/kg bw/week	–	–	–	–	–
FSANZ: 2017 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	HED	4900 ng/kg bw/day (0.0049 mg/kg bw/day)	PBPKモデルをNOAEL以上の血清濃度に適用してHEDを計算	胎児毒性 (fetal toxicity)	30(種差:3、個体差:10)	–	160 ng/kg bw/day (4900/30=163)	–	2L	大人	70Kg	10%	560 ng/L
FSANZ: 2017 PFOS	Luebker et al. (2005)	生殖毒性	ラット	HED	600 ng/kg bw/day (0.0006 mg/kg bw/day)	PBPKモデルをNOAELの血清濃度に適用してHEDを計算	親及び仔の体重減少 (decreased parental and offspring body weight gain)	30(種差:3、個体差:10)	–	20 ng/kg bw/day (600/30=20)	–	2L	大人	70Kg	10%	70 ng/L *2(PFOS+PFHxS)
COT: 2006 PFOA	Palazzolo (1993) ; Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)		絶対肝臓重量の増加, 肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死 (increased absolute liver weight, increased liver weight and focal to multifocal hepatic necrosis)	100(種差:10、個体差:10)	–	3000 ng/kg bw/day (3 μg/kg bw/day)	–	0.75 L	乳児(bottle fed infant)	5kg	50%	10000 ng/L (10 μg/L)
COT: 2006 PFOS	Seacat et al. (2002) ; Thomford, P. (2002)	亜慢性-慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)		血清T3値の減少 (decreased serum T3 levels)	100(種差:10、個体差:10)	–	300 ng/kg bw/day (0.3 μg/kg bw/day)	–	1L	子ども(1歳)	10kg	10%	300 ng/L (0.3 μg/L)
Canada: 2018 PFOA	Perkins et al. (2004)	13週間慢性毒性	ラット	PODHEQ	0.000521 mg/kg bw/day (=0.05/96)	BMDL10: 0.05 mg/kg bw/day ; AK_{UF}: 96	肝細胞肥大及び肝重量増加 (hepatocellular hypertrophy and liver weight increase)	25 (種差:2.5、個体差:10)	–	21 ng/kg bw/day (0.000021 mg/kg bw/day)	–	1.5 L	大人	70 kg	20%	200 ng/L (0.0002 mg/L)*3
Canada: 2018 PFOS	Butenhoff et al. (2012)	2年間慢性毒性及び発がん性	ラット	PODHEQ	0.0015 mg/kg bw/day (=0.021/14)	NOAEL: 0.021 mg/kg bw per day ; AK_{UF}: 14	肝細胞肥大 (Hepatocellular hypertrophy)	25 (種差:2.5、個体差:10)	–	60 ng/kg bw/day (0.00006 mg/kg bw/day)	–	1.5 L	大人	70 kg	20%	600 ng/L (0.0006 mg/L)*3

表 6-20 PFOA、PFOS の各国・機関比較(2/2)

PFOA、PFOSの各国・機関比較

国・機関	根拠文献	研究種類	動物種	基準	基準値	(基準値補足)	基準値影響	不確実係数	RfD	TDI	TWI	水分摂取量	対象集団	体重	飲料水寄与率
BfR: 2006 PFOS	Luebker et al. (2005)	生殖毒性	ラット	NOAEL	100 μg/kg bw/day (100000 ng/kg bw/day)	–	体重減少 (decreased body weight)	1000(種差:10、個体差:10、内部取込み差:10)	–	100 ng/kg bw/day (0.1 μg/kg bw/day)	–	2L	大人	70 kg	10%
BfR: 2006 PFOA	–	–	–	NOAEL	0.1– <1.0 mg/kg/day (100000 – <1000000 ng/kg bw/day)	–	–	1000(種差:10、個体差:10、内部取込み差:10)	–	100 ng/kg bw/day (0.1 μg/kg bw/day)	–	2L	大人	70 kg	10%
BfR: 2008 PFOA	Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	雄ラットの肝臓絶対重量の増加, 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死 (increased absolute liver weight in male rats, increased liver weight and focal to multifocal hepatic necrosis in male offspring)	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)	–	1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–
BfR: 2008 PFOS	Seacat et al., (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少 (increased thyroid stimulating hormone (TSH) levels (male), lowered triiodothyronine (T3) concentrations (male,female), decrease high-density lipoproteins (HDL) (female)	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)	–	150 ng/kg bw/day (0.15 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–
Denmark: 2015 PFOA	Palazzolo (1993)	13週間慢性毒性	ラット	BMDL10	0.003 mg/kg bw/day	–	肝重量増加, 肝臓毒性 (increased liver weight and liver toxicity)	30(種差:3、個体差:10)	–	100 ng/kg bw/day (0.1 μg/kg bw/day)	–	0.03 L /kg bw/day	子ども	–	10%
Denmark: 2015 PFOS	Thomford et al. (2002)	2年間慢性毒性	ラット	BMDL10	0.033 mg/kg bw/day	–	小胞体過形成, 肝細胞肥大 (endoplasmic reticulum hyperplasia, hepatocellular hypertrophy)	1230(個体差:10、トキシコキネティクス差:41、内部取込み差:3)	–	30 ng/kg bw/day (0.00003 mg/kg bw/day)	–	0.03 L /kg bw/day	子ども	–	10%
Italy: 2015 PFOA	*a	–	–	–	–	–	–	–	–	1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	–	2L	–	70 kg.	10%
Netherlands: 2011 PFOS	*a	–	–	–	–	–	–	–	–	150 ng/kg bw/day (0.15 μg/kg bw/day)	–	2L	–	70 kg.	10%
Sweden: 2014 PFOS	*a	–	–	–	–	–	–	–	–	150 ng/kg bw/day (0.15 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–

*a: EFSA (2008)に基づく
*1: PFOA、PFOSの合計
*2: PFOS、PFHxSの合計
*3: PFOA濃度(μg/L)/0.2 μg/L+PFOS濃度(μg/L)/0.6 μg/L <1
*4: PFOA (conc. μg/L) / 0.3 μg/L + PFOS (conc. μg/L) / 0.1 μg/L + PFOSA (conc. μg/L) /0.1 μg/L < 1
*5: With an TDI of 1.5 μg/kg bw/day, calculated by EFSA (EFSA, 2008), the calculated QSdw (Quality Standard of drinking water) for PFOA is 5.25 μg/L.
However, because long term minimum quality goal proposed from Italy (0.5 μg/L) is lower than the latter calculated QS, 0.5 μg/L is used as based for QSdw,hh (Quality Standard for human consumption of drinking water) for PFOA .
(TDI:1.5 μg/kg bw/day (EFSA, 2008)を用いて計算した飲料水品質基準は、PFOA: 5.25 μg/Lとなる。しかし、イタリアの長期最低品質目標(0.5 μg/ L)は計算値よりも低いため、0.5 μg/ LをPFOAの飲料水品質基準として使用する。)
*6: MPC(maximum permissive concentration) for surface water intended for the abstraction of drinking water
(飲料水への適用を目的とした地表水のMPC(最大許容濃度))
*7: 7 PFASの合計 (PFOS, PFHxS, PFBS, PFOA, PFHpA, PFHxA, PFPeA)

表 6-21 PFOA の各国・機関比較

PFOAの各国・機関比較

国・機関	根拠文献	研究種類	動物種	基準	基準値	(基準値補足)	基準値影響	不確実係数	RfD	TDI	TWI	水分摂取量	対象集団	体重	飲料水寄与率	目標値
U.S. EPA: 2009 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	BMDL10	0.46 mg/kg bw/day (460000 ng/kg bw/day)	–	母動物肝重量増加	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:81	200 ng/kg bw/day (0.0002 mg/kg bw/day)	–	–	1 L/day	子ども	10kg	20%	400 ng/L (0.4 μg/L)
U.S. EPA: 2016 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	HED	0.0053 mg/kg bw/day (5300 ng/kg bw/day)	–	前後肢基節骨骨化減少及び雄児の思春期促進(対照より4日早い)	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	–	–	0.054 L/kg-day	授乳中女性	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*1
EFSA: 2008 PFOA	Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	雄ラットの肝臓絶対重量の増加; 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)	–	1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–
EFSA: 2018 PFOA	Steenland et al., (2009) ; Eriksen et al., (2013)	ヒトの疫学的研究	ヒト	BMDL5値(PBPKモデル)	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	2研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOA (9.2–9.4 ng/mL))	血清コレステロールの増加	追加の不確定要素を適用しない	–	0.8 ng/kg bw/day (推定慢性摂取量)	6 ng/kg bw/week	–	–	–	–	–
FSANZ: 2017 PFOA	Lau et al. (2006)	発生毒性	マウス	HED	0.0049 mg/kg bw/day (4900 ng/kg bw/day)	PBPKモデルをNOAEL以上の血清濃度に適用してHEDを計算	胎児毒性	30(種差:3、個体差:10)	–	160 ng/kg bw/day (0.16 μg/kg bw/day)	–	2L	大人	70Kg	10%	560 ng/L
COT: 2006 PFOA	Palazzolo (1993) ; Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)		絶対肝臓重量の増加; 肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	30(種差:3、個体差:10)	–	3000 ng/kg bw/day (3 μg/kg bw/day)	–	0.75 L	乳児(bottle fed infant)	5kg	50%	10000 ng/L (10 μg/L)
Canada: 2018 PFOA	Perkins et al. (2004)	13週間慢性毒性	ラット	POD_{HEQ}	0.000521 mg/kg bw/day (=BMDL10:0.05/AK_{UF}:96)	BMDL10: 0.05 mg/kg bw/day ; AK_{UF}: 96	肝細胞肥大及び肝重量増加	25 (種差:2.5、個体差:10)	–	21 ng/kg bw/day (0.000021 mg/kg bw/day)	–	1.5 L	大人	70 kg	20%	200 ng/L (0.0002 mg/L)*3
BfR: 2008 PFOA	Palazzolo (1993) and Perkins et al. (2004) ; Butenhoff et al. (2004)	13週間慢性毒性 ; 2年間慢性毒性及び発がん性 ; 生殖毒性	ラット	BMDL10	0.3 mg/kg bw/day (300000 ng/kg bw/day)	BMDL10: 0.3 – 0.7 mg/kg bw/day.	雄ラットの肝臓絶対重量の増加; 雄の仔での肝臓重量の増加及び多巣性肝壊死	200(種差:10、個体差:10、内部取込み差:2)		1500 ng/kg bw/day (1.5 μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–

*1:PFOA、PFOSの合計
*2:PFOS、PFHxSの合計
*3:PFOA濃度(μg/L)/0.2 μg/L+PFOS濃度(μg/L)/0.6 μg/L <1

表 6-22 PFOS の各国・機関比較

PFOSの各国・機関比較

国・機関	根拠文献	研究種類	動物種	基準	基準値	(基準値補足)	基準値影響	不確実係数	RfD	TDI	TWI	水分摂取量	対象集団	体重	飲料水寄与率	目標値
U.S. EPA: 2009 PFOS	Seacat et al. (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少	30(種差:3、個体差:10)、トキシコキネティクス差:13	80 ng/kg bw/day (0.00008 mg/kg/day)	–	–	1 L/day	子ども	10kg	20%	200 ng/L (0.2 μg/L)
U.S. EPA: 2016 PFOS	Luebker et al. (2005)	生殖毒性	ラット	HED	0.00051 mg/kg bw/day (510 ng/kg bw/day)	–	児体重減少	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	–	–	0.054 L/kg-day	授乳中女性	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*1
EFSA: 2008 PFOS	Seacat et al., (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)	–	150 ng/kg bw/day (0.15μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–
EFSA: 2018 PFOS	Steenland et al., (2009); Nelson et al., (2010) ; Eriksen et al.,(2013)	ヒトの疫学的研究	ヒト	BMDL5値(PBPKモデル)	1.8 ng/kg bw/day (1.7-2.0 (中央値1.8))(推定慢性摂取量)	3研究(血清コレステロール): BMDL5(plasma/serum PFOS (21-25 ng/mL))	血清コレステロールの増加	追加の不確定要素を適用しない	#VALUE!	1.8 ng/kg bw/day(推定慢性摂取量)	13 ng/kg bw/week	–	–	–	–	–
FSANZ: 2017 PFOS	Luebker et al (2005)	生殖毒性	ラット	HED	0.0006 mg/kg bw/day (600 ng/kg bw/day)	PBPKモデルをNOAELの血清濃度に適用してHEDを計算	親及び仔の体重減少	30(種差:3、個体差:10)	–	20 ng/kg bw/day (600/30=20)	–	2L	大人	70Kg	10%	70 ng/L *2(PFOS+PFHxS)
COT: 2006 PFOS	Seacat et al., (2002) ; Thomford, P. (2002)	亜慢性-慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)		血清T3値の減少	100(種差:10、個体差:10)	–	300 ng/kg bw/day (0.3 μg/kg bw/day)	–	1L	子ども(1歳)	10kg	10%	300 ng/L (0.3μg/L)
Canada: 2018 PFOS	Butenhoff et al. (2012)	2年間慢性毒性及び発がん性	ラット	POD_{HEQ}	0.0015 mg/kg bw/day (=0.021*4/14)	NOAEL: 0.021 mg/kg bw per day ; AK_{UF}: 14	肝細胞肥大	25 (種差:2.5、個体差:10)	–	60 ng/kg bw/day (0.00006 mg/kg bw/day)	–	1.5 L	大人	70 kg	20%	600 ng/L (0.0006 mg/L)*3
BfR: 2006 PFOS	Luebker et al (2005)	生殖毒性	ラット	NOAEL	100μg/kg bw/day (100000 ng/kg bw/day)	–	体重減少	1000(種差:10、個体差:10、内部取込み差:10)		100 ng/kg bw/day (0.1μg/kg bw/day)	–	2L	大人	70 kg	10%	300 ng/L (0.3μg/L)
BfR: 2008 PFOS	Seacat et al., (2002)	亜慢性毒性	カニクイザル	NOAEL	0.03 mg/kg bw/day (30000 ng/kg bw/day)	–	雄で甲状腺刺激ホルモン(TSH)の増加、雌雄で総T3の減少、雌で高密度(HDL)の減少	200(種差:10、個体差:10、試験期間及び内部取込み差:2)		150 ng/kg bw/day (0.15μg/kg bw/day)	–	–	–	–	–	–

*1:PFOA、PFOSの合計
*2:PFOS、PFHxSの合計
*3:PFOA濃度(μg/L)/0.2μg/L+PFOS濃度(μg/L)/0.6μg/L <1
*4:NOAEL:0.024 →0.021(試験物質純度86.9%補正)

表 6-24 情報リスト(1/3)

情報リスト

略号	タイトル	資料管理ID	資料日付	
食安委 2016E	米国環境保護庁(EPA)、飲料水中のパーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)の健康勧告に関するファクトシートを更新	syu04530020108	20160629	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04530020108
食安委 2019E	米国環境保護庁(EPA)、初めての包括的全国PFAS行動計画について公表	syu05090010108	20190214	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05090010108
食安委 2016F	欧州食品安全機関(EFSA)、食品中のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)存在量に関連するヒトの健康リスクに関する科学意見書を公表	syu05060020305	20181213	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05060020305
食安委 2016A	オーストラリア・ニュージーランド食品基準機関(FSANZ)、パーフルオロ化合物のファクトシートを公表	syu04530030208	20160701	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04530030208
食安委 2016B	ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)に関して欧州食品安全機関(EFSA)が意見書を公表した旨の情報提供	syu05060040314	20181214	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05060040314
参考	オランダ国立公衆衛生研究所(RIVM)、パーフルオロオクタン酸(PFOA)の健康影響に基づく指標値に関する考察を公表	syu05060030164	20181213	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05060030164
参考	スウェーデン食品庁(NFA)、欧州食品安全機関(EFSA)がパーフルオロオクタスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)に関する意見書を公表した旨、情報提供	syu05060050174	20181213	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu05060050174
参考	ドイツ連邦リスク評価研究所(BfR)、パーフルオロオクタン酸(PFOA)及びパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)に関する研究について情報提供	syu04990040314	20180814	https://www.fsc.go.jp/fsciis/foodSafetyMaterial/show/syu04990040314
EPA 2016	Ground Water and Drinking Water Drinking Water Health Advisories for PFOA and PFOS	US EPA	20160726	https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos
EPA 2009	Provisional Health Advisories for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)	US EPA	20090108	https://www.epa.gov/dwstandardsregulations/provisional-health-advisories-perfluorooctanoic-acid-pfoa-and-perfluorooctane
参考	Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctanoic Acid (PFOA)/EPA 822-R-16-005	US EPA	May 2016	https://www.epa.gov/ground-water-and-drinking-water/supporting-documents-drinking-water-health-advisories-pfoa-and-pfos
参考	Health Effects Support Document for Perfluorooctanoic Acid (PFOA)/ EPA 822-R-16-003	US EPA	May 2016	同上
参考	Drinking Water Health Advisory for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)/ EPA 822-R-16-004 May 2016	US EPA	May 2016	同上
参考	Health Effects Support Document for Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)/ EPA 822-R-16-002 May 2016	US EPA	May 2016	同上
EFSA 2018	Risk to human health related to the presence of perfluorooctane sulfonic acid and perfluorooctanoic acid in food	EFSA	20180322	http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5194
EFSA 2008	Perfluorooctane sulfonate (PFOS), perfluorooctanoic acid (PFOA) and their salts Scientific Opinion of the Panel on Contaminants in the Food chain	EFSA	20080721	https://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/653
参考	Perfluorinated compounds	FSANZ	20181201	http://www.foodstandards.gov.au/consumer/chemicals/Pages/Perfluorinated-compounds.aspx
参考	Preliminary PFOS Risk Assessment for Seafood - Tilligerry Creek and Fullerton Cove	NSW	20151103	https://www.epa.nsw.gov.au/~/media/EPA/Corporate%20Site/resources/epa/152670-seafood-preliminary-preliminary-assessment151103.ashx
FSANZ	Hazard assessment report - Perfluorooctane Sulfonate (PFOS), Perfluorooctanoic Acid (PFOA), Perfluorohexane Sulfonate (PFHxS)	FSANZ		https://www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/2200FE086D480353CA2580C900817CDC/$File/6.sd1-Hazard-assessment-report.pdf
参考	Health Based Guidance Values for Per- and Poly-Fluoroalkyl Substances (PFAS)	Australia	Page last up	https://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/ohp-pfas-hbgv.htm
参考	Consolidated Report - Perfluorinated Chemicals in Food	Australia		https://www.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/content/ohp-pfas-hbgv.htm
参考	Australian Drinking Water Guidelines	Australia		https://www.nhmrc.gov.au/about-us/publications/australian-drinking-water-guidelines

表 6-24 情報リスト(2/3)

情報リスト

略号	タイトル	資料管理ID	資料日付	
COT	COT statements and position papers p: Perfluorooctane	英国		https://cot.food.gov.uk/committee/committee-on-toxicity/cotstatements
参考	Tolerable daily intake for perfluorooctanoic acid (2009); Update statement on the tolerable daily intake for perfluorooctanoic acid	英国		https://cot.food.gov.uk/cotstatements/cotstatementsyrs/cotstatements2009/cot200902
COT 2006	Tolerable daily intake for perfluorooctane sulfonate (2006); COT STATEMENT ON THE TOLERABLE DAILY INTAKE FOR PERFLUOROOCTANE SULFONATE	英国		https://cot.food.gov.uk/cotstatements/cotstatementsyrs/cotstatements2006/cotstatementpfos200609
COT 2006	Tolerable daily intake for perfluorooctanoic acid (2006); COT STATEMENT ON THE TOLERABLE DAILY INTAKE FOR PERFLUOROOCTANOIC ACID	英国		https://cot.food.gov.uk/cotstatements/cotstatementsyrs/cotstatements2006/cotstatementpfoa200610
UK HPA (2007)	Maximum acceptable concentrations of perfluorooctane sulfonate (PFOS) and perfluorooctanoic acid (PFOA) in drinking water.			https://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140714111115/http://www.hpa.org.uk/webc/HPAwebFile/HPAweb_C/1194947397222
参考	Drinking Water Inspectorate	英国		http://www.dwi.gov.uk/
参考	The Water Supply (Water Quality) Regulations 2016	英国		http://www.legislation.gov.uk/uksi/2016/614/pdfs/uksi_20160614_en.pdf#search=%27The+Water+Supply+%28Water+Quality%29+Regulations+2016%27
参考	Guidance on the Water Supply (Water Quality) Regulations 2000 specific to PFOS (perfluorooctane sulphonate) and PFOA (perfluorooctanoic acid) concentrations in drinking water	英国		http://www.dwi.gov.uk/stakeholders/information-letters/2009/10_2009annex.pdf
BfR 2006	Hohe Gehalte an perfluorierten organischen Tensiden (PFT) in Fischen sind gesundheitlich nicht unbedenklich (ドイツ語)	ドイツ		https://mobil.bfr.bund.de/cm/343/hohe_gehalte_an_perfluorierten_organischen_tensiden_in_fischen_sind_gesundheitlich_nicht_unbedenklich.pdf#search=%27Hohe+Gehalte+an+perfluorierten+organischen+Tensiden+%28PFT%29+in+Fischen+sind%27
BfR 2018	Perfluorierte Verbindungen PFOS und PFOA sind in Lebensmitteln unerwünscht (ドイツ語)	ドイツ		https://www.bfr.bund.de/cm/343/perfluorierte-verbindungen-pfos-und-pfoa-sind-in-lebensmitteln-unerwuenscht.pdf
BfR 2006	Significance thresholds for the assessment of contaminated groundwater: perfluorinated and polyfluorinated chemicals	ドイツ		https://www.umweltbundesamt.de/sites/default/files/medien/pdfs/pft-in-drinking-water.pdf#search=%27ssessment+of+PFOA+in+the+drinking+water+of+the+German+Hochsauerlandkreis.%27
BfR 2006	Provisional evaluation of PFT in drinking water with the guide substances perfluorooctanoic acid (PFOA) and perfluorooctane sulfonate (PFOS) as examples 2006	ドイツ		https://link.springer.com/article/10.1186/s12302-018-0142-4
参考	Canadian Drinking Water Guidelines	Canada		https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/water-quality/drinking-water/canadian-drinking-water-guidelines.html
参考	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Summary Table	Canada		https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality/guidelines-canadian-drinking-water-quality-summary-table.html
参考	Water Quality - Reports and Publications	Canada		https://www.canada.ca/en/health-canada/services/environmental-workplace-health/reports-publications/water-quality.html
Canada 2018	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Perfluorooctanoic Acid (PFOA)	Canada		https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/documents/services/publications/healthy-living/guidelines-canadian-drinking-water-quality-technical-document-perfluorooctanoic-acid/document/PFOA_2018-1130-eng.pdf
Canada 2018	Guidelines for Canadian Drinking Water Quality Perfluorooctane Sulfonate (PFOS)	Canada		https://www.canada.ca/content/dam/canada/health-canada/migration/healthy-canadians/publications/healthy-living-vie-saine/guidelines-canadian-drinking-water-quality-guideline-technical-document-perfluorooctane-sulfonate/PFOS%202018-1130%20ENG.pdf
参考	パーフルオロ化合物(概要)	食品安全委員会	20130204	https://www.fsc.go.jp/sonota/factsheets/f03_perfluoro_compounds.pdf
参考	PFOA 等の使用とその使用禁止に伴う代替可能性に関する調査について	経済産業省	20161021	www.meti.go.jp/policy/.../int/1_chousairai_besshi1.pdf
参考	国内等の動向について(PFOS)	中央環境審議会水環境部会資料	H22_7_2	www.env.go.jp/council/09water/y095-13/mat07_2.pdf

表 6-24 情報リスト(3/3)

情報リスト

略号	タイトル	資料管理ID	資料日付	
WHO	Rolling revision of the Guidelines for drinking-water quality: Programme of work	WHO		https://www.who.int/water_sanitation_health/water-quality/guidelines/Rolling-rev-gdwq4-1st-add-170802.pdf
WHO	Drinking-water quality guidelines	WHO		https://www.who.int/water_sanitation_health/water-quality/guidelines/en/
WHO	Drinking Water Parameter Cooperation Project Support to the revision of Annex I Council Directive 98/83/EC on the Quality of Water Intended for Human Consumption (Drinking Water Directive) Recommendations	WHO		https://ec.europa.eu/environment/water/water-drink/pdf/WHO_parameter_report.pdf
ATSDR	Toxicological Profile for Perfluoroalkyls Draft for Public Comment June 2018	ATSDR		https://www.atsdr.cdc.gov/ToxProfiles/tp.asp?id=1117&tid=237
Denmark	Danish Ministry of the Environment, Environmental Protection Agency. Perfluoroalkylated substances: PFOA, PFOS and PFOS. Evaluation of health hazards and proposal of a health based quality criterion for drinking water, soil and ground water. Environmental Project No. 1665, 2015.	Denmark		https://www2.mst.dk/Udgiv/publications/2015/04/978-87-93283-01-5.pdf#search=%27Evaluation+of+health+hazards+and+proposal+of+a+health+based+quality+criterion+for+drinking+water%2C+soil+and+ground+water.+Environmental+Project+No.+1665%2C+2015.%27
The Netherlands	National Institute for Public Health and the Environment (RIVM). Environmental risk limits for PFOS. Report 601714013/2010	The Netherlands		https://www.rivm.nl/bibliotheek/rapporten/601714013.pdf#search=%27Environmental+risk+limits+for+PFOs.+Report+601714013%2F2010%27
Sweden	Sweden National Food Administration (NFA) 2016. Risk management of PFAA in drinking water and fish (In Swedish, sections in English at www.livsmedelsverket.se, National Food Agency Sweden website).	Sweden		https://www.livsmedelsverket.se/en/food-and-content/oonskade-amnen/miljogifter/pfas-in-drinking-water-fish-risk-management/?AspxAutoDetectCookieSupport=1
Sweden	Concawe. 2016. Environmental fate and effects of poly- and perfluoroalkyl substances (PFAS). Report no. 8/16.	Sweden		https://www.concawe.eu/wp-content/uploads/2016/06/Rpt_16-8.pdf#search=%27Concawe.++2016.++Environmental+fate+and+effects+of+poly+and+perfluoroalkyl+substances+%28PFAS%29.++Report+no.+8%2F16.%27
Italy	Deriving Environmental Quality Standard for PFOA and related short chain perfluorinated alkyl acids. Journal of Hazardous Materials, 323 (A), 2017, 84-89.	Italy		https://www.ncbi.nlm.nih.gov/pubmed/27156398
Italy	Appendix A. Supplementary data (上記のAppendix A詳細) Supplementary Material SM1 PFOA dossier, 01.05.2015	Italy		https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S030438941630396X?via%3Dihub
各国関連情報	September 2017 DRAFT Per- and Poly-Fluorinated Alkyl Substances Chemical Action Plan (PFAS CAP) Regulations Chapter for external review. (情報源:The Washington State departments of Ecology and Health)			https://www.ezview.wa.gov/Portals/_1962/Documents/PFAS/Regulations-092017.pdf

表 6-25 米国環境保護庁(EPA)、初めての包括的全国 PFAS 行動計画について公表

食品安全関係情報詳細

資料管理ID	syu05090010108
タイトル	米国環境保護庁(EPA)、初めての包括的全国PFAS行動計画について公表
資料日付	2019年2月14日
分類1	化学物質
分類2	化学物質・汚染物質
概要（記事）	米国環境保護庁(EPA)は2月14日、初めての包括的全国PFAS行動計画について公表した。概要は以下のとおり。 歴史的な行動計画は、EPAがPFASに対処し、公衆衛生を守るための具体的な取り組みについて概説している。2月14日、フィラデルフィアのイベントにおいて、EPA長官代理のAndrew Wheeler氏が、EPAのパーフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物(Per- and Polyfluoroalkyl Substances、PFAS)行動計画を発表した。この歴史的なPFAS行動計画は、幅広い人々の関心と過去1年間にEPAが受けとった意見に応えるもので、EPAがPFASのような新たに発生した環境問題に対処するためにマルチメディア、様々な計画、全国的なコミュニケーション及び研究計画を構築したことについて初めて表明するものである。EPAの行動計画は、これらの化学物質に対処するための短期的な解決策と長期的な戦略の両方を明らかにしている。長期的戦略は、汚染されていない、安全な飲用水を住民に供給するため、また水源でのPFASや、水源の水に入る前にも対処するために必要な、ツールや技術を州、部族及び地域社会に提供することに役立つであろう。 当該行動計画には、EPAが取り組む長期的及び短期的な行動として、以下が記載されている。 ・飲用水：最もよく知られており、広く存在している2つのPFAS化学物質であるPFOA及びPFOSについて、安全飲料水法(Safe Drinking Water Act: SDWA)で概説されている最大汚染レベル（MCL）設定作業を進めている。今年末までに、規制上の判断を提案する予定であり、これは安全飲料水法のMCL設定作業における次の段階である。 ・浄化：PFOA及びPFOSを有害物質としてリストに加えるための規制開発プロセスを既に開始しており、PFOA及びPFOSで汚染された場所については暫定的地下水浄化勧告を発令する予定である。この重要な作業では、州及び地域社会が既存の汚染に対処し、責任のある当事者が説明責任を負う能力を高めるのに役立つ、追加のツールを提供する。 ・執行：環境中でのPFASのばく露に対処し、州が執行活動を支援するために入手可能な執行ツールを使用する。 ・モニタリング：次の規制外汚染物質モニタリング計画の下で、全国規模の飲用水モニタリングにPFASを含めることを提案する。また、これらの化学物質がどこで排出されているのかをEPAが識別するのを助けるために、PFAS化学物質を有害物質排出目録(Toxics Release Inventory)へ掲載することを検討する。 ・研究：飲用水中、土壌中及び地下水中で、より多くのPFAS化学物質を検出できるように、新しい分析方法を開発する。これらの取り組みにより、我々の、潜在的なリスクを監視及び評価する能力が向上する。EPAの研究の取り組みには、汚染地域で飲用水からPFASを除去するための新しい技術及び処理の選択肢の開発も含まれる。 ・リスクコミュニケーション：連邦政府と共にEPA全体で取り組み、州、部族及び地域の提携者が効果的に一般の人々とコミュニケーションをとるために使用できる資料等のPFASリスクコミュニケーションツールボックスを開発する。 PFASに関する詳細情報は、以下のURLから入手可能。www.epa.gov/pfas
地域	北米
国・地方	米国
情報源（公的機関）	米国/環境保護庁（EPA）
情報源（報道）	–
URL	https://www.epa.gov/newsreleases/epa-acting-administrator-announces-first-ever-comprehensive-nationwide-pfas-action-1

表 6-26 欧州食品安全機関(EFSA)、食品中のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)存在量に関連するヒトの健康リスクに関する科学意見書を公表

食品安全関係情報詳細

資料管理ID	syu05060020305
タイトル	欧州食品安全機関(EFSA)、食品中のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸(PFOA)存在量に関連するヒトの健康リスクに関する科学意見書を公表
資料日付	2018年12月13日
分類1	–
分類2	–
概要（記事）	欧州食品安全機関(EFSA)は12月13日、食品中のパーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びパーフルオロオクタン酸PFOA)存在量に関連するヒトの健康リスクに関するEFSAのフードチェーンにおける汚染物質パネル(CONTAM PANEL)による科学意見書(2018年3月22日採択、76ページ、doi: 10.2903/j.efsa.2018.5194)を公表した。概要は以下のとおり。 欧州委員会はEFSAに対して、食品中のPFOS及びPFOAの存在に関連するヒトの健康リスクに関する科学評価を要請した。 PFOS及びPFOAの存在量に対して、食品由来ばく露評価のために利用可能な最終データセットは合計20,019検体の分析結果(PFOS 10,191検体、PFOA 9,828検体)であった。 十分な感度を有しない分析法のため、upper bound(UB)及びlower bound(LB)の間に大きな差異があった。CONTAMパネルは、LBの推定値が実際のばく露量に近いと考えた。 LBの平均慢性ばく露量への重要な寄与物は、PFOSに関しては魚及びその他の海産物、肉及び肉製品、卵及び卵製品であり、PFOAに関してはミルク及び乳製品、飲用水、魚及びその他の海産物であった。PFOS及びPFOAは消化管において直ちに吸収され、尿及び便で排出され、代謝されない。PFOS及びPFOAのヒトの推定半減期は各々5年及び2年から4年である。 健康影響に基づく指標値の算出は、ヒトの疫学的試験に基づいた。PFOSに関しては、成人における血清中総コレステロール値の上昇及び、幼児におけるワクチン接種時の抗体応答の低下が重大な影響として特定された。PFOAに関しては、血清中総コレステロール値の上昇が重大な影響として特定された。また、出生時の低体重(両化合物に関して)及び血清中での肝臓酵素アラニンアミノトランスフェラーゼ（alanine aminotransferase：ALT）の高レベルの症例の増加(PFOAに関して)が検討された。 PFOS及びPFOAの血清中レベルのベンチマークモデリング後、及びそれら化合物に対応する一日摂取量を推定し、CONTAMパネルはPFOS 13ng/kg 体重/週、PFOA 6ng/kg 体重/週の耐容週間摂取量(TWI)を設定した。両化合物に対して、集団のかなりの割合が提案されたTWIを超過している。
地域	--未選択--
国・地方	--未選択--
情報源（公的機関）	--未選択--
情報源（報道）	欧州食品安全機関（EFSA）
URL	http://www.efsa.europa.eu/en/efsajournal/pub/5194

表 6-27 各国の目標値・勧告値等（μg/L）

各国の目標値・勧告値等（μg/L）

Location	PFOA	PFOS	PFHxS
Australia*a	0.560	0.070	0.070
Canada*b	0.200	0.600	0.600*1
Denmark*c	0.300	0.100	0.100
Germany	0.300	0.300	–
Italy	0.500	–	–
Netherlands	–	0.530	–
Sweden	–	0.090	0.090
UK	10	0.300	–

*a: The Australian Government Department of Health values for PFOS/PFHxS are combined value
*b: Values are considered promulgated if they have been finalized into law or if the table of values is referenced in
*c: PFOA (conc. μg/L) / 0.3 μg/L + PFOS (conc. μg/L) / 0.1 μg/L + PFOSA (conc. μg/L) /0.1 μg/L < 1
*1: Drinking Water Screening Value

表 6-28 各国の目標値・勧告値等補足

各国の目標値・勧告値等補足
(情報源:September 2017 DRAFT Per- and Poly-Fluorinated Alkyl Substances Chemical Action Plan (PFAS CAP)
Regulations Chapter for external review. P2: Summary of PFAS Regulations, Guidance and Requirement)
https://www.ezview.wa.gov/Portals/ 1962/Documents/PFAS/Regulations-092017.pdf

State or Organization	Regulation or Guidance	PFOA	PFOS	PFHxS
European Union (EU)	Water Framework Directive: drinking water	-	0.1-0.5	-
Australia	Drinking Water	0.560	0.070	0.070
Canada	Drinking Water Guidance Values	0.700	0.300	-
China	Announcement	PFOS, salts, PFOSF: Prohibition		
Denmark	List of Undesirable Substances	Consider for substitution	Consider for substitution	-
	Water screening level	12 PFAS: 0.1 μg/L		
Italy	Drinking water	PFBA, PFPeA, PFHxA, PFBS: 7 μg/L, 3 μg/L, 1 μg/L, 3 μg/L		
Japan	Chemical Substances Control law	PFOS and salts: Restricted substances		
Netherlands	Drinking water	-	0.530	-
Norway	Priority substances	PFAS: Production restriction, monitoring, cleanup, discharge limits		
Republic of Korea	Persistent Organic Pollutant list	PFOS, salts, PFOSF: Restricted		
Sweden	Drinking water	11 PFAS: 0.09 μg/L		
United Kingdom	Drinking Water	1.0 μg/L Tier 3 45 μg/L Tier 4	0.3 μg/L Tier 2	-

12 PFAS: PFBS, PFHxS, PFOS, PFOSA, 6:2 FTS, PFBA, PFPeA, PFHxA, PFHpA, PFOA, PFNA, PFDA.
11 PFAS: PFBS, PFHxS, PFOS, 6:2 FTSA, PFBA, PFPeA, PFHxA, PFHpA, PFOA, PFNA, PFDA
Tier 2: がんなどの潜在的な影響から保護するのに十分である
(The Tier 2 value was considered adequate to protect against potential effects such as cancer.)
Tier 3: あらゆる消費者を保護
(A Tier 3 value of 1.0 μg/L for PFOA and PFOS in drinking water will be protective for the whole range of consumers.)
Tier 4: 60 Kgの大人が2L/dayの飲料水を消費すると仮定して、PFOAのTDI: 0.15μg/kg /dayに基づく
(This Tier 4 level was is based on a Total Daily Intake of 0.15 μg/kg/day of PFOA assuming a 60 Kg adult consumes 2 liters a day of drinking water)

表 6-29 ATSDR (Toxicological Profile for Perfluoroalkyls Draft for Public Comment June 2018)(1/2)

	PFOA		PFOS	PFHxS
Critical study	Onishchenko et al. 2011	Koskela et al. 2016	Luebker et al. 2005	Butenhoff JL, Chang S, Ehresman DJ, et al. 2009 ; Hoberman AM, York RG. 2003
Species	mouse	mouse	rat	rat
Description of the critical study	Pregnant mice were exposed to 0 or 0.3 mg PFOA/kg/day throughout pregnancy.	Pregnant mice were exposed to PFOA mixed with food at the dose of 0 or 0.3 mg/kg/day throughout pregnancy.	Male and female rats were given 0, 0.1, 0.4, 1.6 and 3.2 mg/kg/day PFOS by oral gavage for 6 weeks prior to and during mating. Females were treated through gestation and lactation and across two generation.	Sprague-Dawley rats were given 0.3, 1, 3, or 10 mg/kg PFHxS by oral gavage one time daily for 42-56 days (intermediate exposure). Control group animals (0 mg/kg) received an equivalent volume of water (10 ml/kg).
Critical Effect	神経行動影響（非活動期間数の減少、新規誘発性活動の変化）(Neurobehavioral effects (decreased number of inactive periods, altered novelty induced activity))	骨格変化（大腿骨及び脛骨の骨形態、骨細胞分化）(skeletal alteration such as bone morphology and bone cell differentiation in the femurs and tibias.)	平均仔体重の減少 (decreased mean pup body weight)	肝エンドポイント-肝臓重量の増加、小葉中心性壊死；甲状腺エンドポイント-甲状腺濾胞細胞の肥大及び過形成 (Hepatic endpoints - Increased liver weight; centrilobular hepatocellular hypertrophy ; Thyroid endpoints - Hypertrophy and hyperplasia of thyroid follicular cells)
POD(Point of Departure)	The average serum concentration was estimated in the mice (8.29 mg/L) using a three-compartment pharmacokinetic model (Wambaugh et al. 2013) using animal species-, strain-, sex-specific parameters.		For the F1 generation, a NOAEL of 0.1 mg/kg/day and LOAEL of 0.4 mg/kg/day were identified for delayed eye opening. For the F2 generation, a NOAEL of 0.1 mg/kg/day and LOAEL of 0.4 mg/kg/day were identified based on decreased mean pup body weight.	a NOAEL of 1 mg/kg/day was identified for thyroid effects (noted as the most sensitive endpoint)
Human equivalent dose estimation	The average serum concentration (8.29 mg/L) was multiplied by clearance factor of 0.000099 L/kg/day to derive a human equivalent dose of 0.000821 mg/kg/day which is defined as the continuous ingestion dose (mg/kg/day) that would result in steady-state serum concentration (8.29 mg/L).		The average serum concentration for the NOAEL (0.1 mg/kg/day) was estimated (7.43 mg/L) using a three-compartment pharmacokinetic model (Wambaugh et al. 2013). ; The average serum concentration (7.43 mg/L) was multiplied by a clearance factor of 0.000069 L/kg/day to derive a human equivalent dose of 0.000515 mg/kg/day which is defined as the continuous ingestion dose (mg/kg/day) that would result in a steady-state serum concentration (7.43 mg/L).	The average serum concentration for the NOAEL (1 mg/kg/day) was estimated (89.12 μg/mL) using an empirical clearance model. NOAELHED = (TWA serum x ke x Vd)/AF = 0.0047 mg/kg/day
Uncertainty and modifying factors	A total uncertainty factor of 300 (10 for use of a LOAEL, 3 for animal to human variability, 10 for human variability)		A total uncertainty and modifying factor of 300. (A total uncertainty factor of 30 (applied to the human equivalent dose: 3 for animal to human variability, 10 for human variability). Additionally, a modifying factor of 10 was also included for the concern that immunotoxicity may be more sensitive than developmental toxicity.	A total uncertainty and modifying factor of 300. (A total uncertainty factor of 30 (3 for extrapolation from animals to humans with dosimetric adjustments.10 for human variability). Additionally, a modifying factor of 10 was also included for database limitations.
Toxicity Value	Intermediate oral MRL of 0.000003 mg/kg/day (3 ng/kg/day)		Intermediate Oral MRL of 0.000002 mg/kg/day (2 ng/kg/day)	Intermediate oral MRL of 0.00002 mg/kg/day (20 ng/kg/day)
Exposure parameters for drinking water screening level	Environmental Media Evaluation Guides (EMEGs) for drinking water: Adult body weight of 80 kg and water ingestion rate of 3.092 L/day Child body weight of 7.8 kg and water ingestion rate of 1.113 L/day		Environmental Media Evaluation Guides for drinking water: Adult body weight of 80 kg and water ingestion rate of 3.092 L/day Child body weight of 7.8 kg and water ingestion rate of 1.113 L/day	Environmental Media Evaluation Guides for drinking water: Adult body weight of 80 kg and water ingestion rate of 3.092 L/day Child body weight of 7.8 kg and water ingestion rate of 1.113 L/day
Drinking water screening level	Intermediate EMEGs: Adult - 78 ng/L (ppt) Child - 21 ng/L (ppt)		Intermediate EMEGs: Adult - 52 ng/L (ppt) Child - 14 ng/L (ppt)	Intermediate EMEGs: Adult - 520 ng/L (ppt) Child - 140 ng/L (ppt)

表 6-29 ATSDR (Toxicological Profile for Perfluoroalkyls Draft for Public Comment June 2018)(2/2)

URL:	https://www.atsdr.cdc.gov/ToxProfiles/tp.asp?id=1117&tid=237
Study	Onishchenko N, Fischer C, Wan Ibrahim WN, et al. 2011. Prenatal exposure to PFOS or PFOA alters motor function in mice in a sex-related manner. Neurotox Res 19(3):452-461. Koskela A, Finnila MA, Korkalainen M, et al. 2016. Effects of developmental exposure to perfluorooctanoic acid (PFOA) on long bone morphology and bone cell differentiation. Toxicol Appl Pharmacol 301:14-21. Luebker DJ, Case MT, York RG, et al. 2005. Two-generation reproduction and cross-foster studies of perfluorooctanesulfonate (PFOS) in rats. Toxicology 215(1-2):126-148. Butenhoff JL, Chang S, Ehresman DJ, et al. 2009. Evaluation of potential reproductive and developmental toxicity of potassium perfluorohexanesulfonate in Sprague Dawley rats. Reprod Toxicol 27:331-341. Hoberman AM, York RG. 2003. Oral (gavage) combined repeated dose toxicity study of T-7706 with the reproduction/developmental toxicity screening test. Argus Research.
MRL	Agency for Toxic Substances and Disease Registry's Minimal Risk Levels (MRL) An estimate of the amount of a chemical a person can eat, drink, or breathe each day without a detectable risk to

表 6-30 米国各州の PFOA、PFOS 比較：U.S. EPA: 2016　70 ng/L　より低値(1/2)

米国各州のPFOA、PFOS比較：U.S. EPA: 2016　70 ng/L　より低値

各州 (Location)	根拠文献等 (Study)	動物種 (Species)	用量の内部血清レベル変換法 (Method for Administerd Dose conversion to Internal Serum Level)	用量-応答法 (Dose-response Method)	重大影響 (Critical Effect)	不確実性係数 (Uncertainty Extrapolation)	毒性値 (Toxicity Value(RfD))	標準飲料水摂取量 (Normalized Drinking Water Intake)	対象 (Receptor)	体重 (Body Weight)	寄与率 (Relative Source Contribution)	標準/ガイダンス (Standard/Guidance)	公布規則 (Promulgated Rule (Y/N/O)*p	参考 資料 ITRC値	参考 資料 SETAC値	参考 資料 目標値等一覧
Calfornia(CA) PFOA (2018)	Li et al., 2017	Mouse	Modeled average	LOAEL	肝臓ミトコンドリア膜電位変化、アポトーシス及び酸化的DNA損傷の増加 (hepatic mitochondrial membrane potential changes and increased apoptosis and oxidative DNA damage)	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:3、データベース:3)	0.45 ng/kg-day (0.00000045 mg/kg/day)*a	0.053 L/kg-day	大人 (Adult)	–	20%	5.1 ng/L (0.0051 μg/L)*k	N (Notification)	5.1 ng/L (0.0051 μg/L)*1	14 ng/L (0.014 μg/L)	14 ng/L (0.014 μg/L)
Calfornia(CA) PFOS (2018)	Dong et al. 2009	Mouse	Measured	NOAEL	プラーク形成細胞応答の減少 (Decreased plaque forming cell response)	30(種差:3、個体差:10)	1.8 ng/kg-day (0.000001.8 mg/kg/day)	0.053 L/kg-day	大人 (Adult)	–	20%	6.5 ng/L (0.0065 μg/L)*k	N (Notification)	6.5 ng/L (0.0065 μg/L)*1	13 ng/L (0.013 μg/L)	13 ng/L (0.013 μg/L)
Massachusetts(MA) PFOA (2018)	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	NOAEL	Developmental (reduced ossification, accelerated puberty) (発達影響(骨形成低下、思春期早期症))	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*m	O	70 ng/L (0.07 μg/L)		70 ng/L (0.07 μg/L)*3
Massachusetts(MA) PFOA (2019)	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	LOAEL	Developmental: Accelerated puberty (males); Delayed ossification (発達影響:思春期早期症(雄)、骨形成低下)	1000(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10、データベース:3)	5 ng/kg bw/day (0.000005 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	20 ng/L (0.020 μg/L)*l	– (Proposed)		20 ng/L (0.020 μg/L)	
Massachusetts(MA) PFOS (2018)	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	Reduced pup body weight (仔動物の体重減少)	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)*m	O	70 ng/L (0.07 μg/L)		70 ng/L (0.07 μg/L)*3
Massachusetts(MA) PFOS (2019)	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	Developmental: Reduced body weight in offspring (発達影響:低出生体重)	100(種差:3、個体差:10、データベース:3)	5 ng/kg bw/day (0.000005 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	20 ng/L (0.020 μg/L)*l	– (Proposed)		20 ng/L (0.020 μg/L)	
Michigan(MI) PFOA (2019)	Onishchenkoet al. 2011; Koskela al. 2016	Mouse	Modeled average	LOAEL	Neurobehavioral effects (decreased number of inactive periods, altered novelty induced activity) (神経行動学的影響(非活動期間の減少、新規性により誘発される活動の変化))	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	3 ng/kg/day (0.000003 mg/kg/day)*b	*c	*i	–	50%	9 ng/L (0.009 μg/L)	N (Screening)	9 ng/L (0.009 μg/L)*1	8 ng/L (0.008 μg/L)	9 ng/L (0.009 μg/L)
Michigan(MI) PFOS (2019)	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	Reduced pup body weight (仔動物の体重減少)	300(種差:3、個体差:10、データベース:10)	2 ng/kg/day (0.000002 mg/kg/day)*b	*d	*i	–	50%	8 ng/L (0.008 μg/L)	N (Screening)	8 ng/L (0.008 μg/L)*1	16 ng/L (0.016 μg/L)	8 ng/L (0.008 μg/L)
Minnesota(MN) PFOA (2018)	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	LOAEL	Delayed ossification, accelerated preputial separation in male offspring, trend for decreased pup body weight, and increased maternal liver weight (骨化遅延、雄出生児の包皮分離加速、仔動物の体重減少、母動物の肝臓重量の増加)	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:3、データベース:3)	18 ng/kg bw/day (0.000018 mg/kg/day)	*e	*j	–	50%	35 ng/L (0.035 μg/L)	Y*n	35 ng/L (0.035 μg/L)	35 ng/L (0.035 μg/L)	35 ng/L (0.035 μg/L)
Minnesota(MN) PFOS (2019)	Dong et al. 2011	Mouse	Measured	NOAEL	increased IL-4 and decreased SRBC specific IgM levels (インターロイキン-4(IL-4)の増加、抗ヒツジ赤血球(SRBC)特定免疫グロブリンM(IgM)レベルの減少)	100(種差:10、個体差:3、データベース:3)	3.1 ng/kg bw/day (0.0000031 mg/kg/day)	*f	*j	–	50%	15 ng/L (0.015 μg/L)	N*n	15 ng/L (0.015 μg/L)	15 ng/L (0.015 μg/L)	15 ng/L (0.015 μg/L)
New Hampshire(NH) PFOA (2019)	Loveless et al., 2006	Mouse	Measured	BMDL	Increased relative liver weight or the onset of hepatotoxicity (肝臓相対重量の増加又は肝毒性の発症)	100(種差:10、個体差:3、データベース:3)	6.1 ng/kg bw/day (0.0000061 mg/kg/day)	*g	*j	–	50%	12 ng/L (0.012 μg/L)	-(Proposed)	12 ng/L (0.012 μg/L)*2	12 ng/L (0.012 μg/L)	38 ng/L (0.038 μg/L)
New Hampshire(NH) PFOS (2019)	Dong et al. 2011	Mouse	Measured	NOAEL	Decreased immunoglobulin production or reduced vaccine response (免疫グロブリン生成の減少又はワクチン応答の低下)	100(種差:10、個体差:3、データベース:3)	3 ng/kg bw/day (0.000003 mg/kg/day)	*g	*j	–	50%	15 ng/L (0.015 μg/L)	-(Proposed)	15 ng/L (0.015 μg/L)*2	15 ng/L (0.015 μg/L)	70 ng/L (0.070 μg/L)
New Jersey(NJ) PFOA (2017)	Loveless et al., 2006	Mouse	Measured	BMDL	Increased relative liver weight (肝臓相対重量の増加)	300(種差:10、個体差:3、データベース:10)	2 ng/kg bw/day (0.000002 mg/kg/day)	2L (0.029 L/kg-day)	大人 (Adult)	70 kg	20%	14 ng/L (0.014 μg/L)	O(Recommended)	14 ng/L (0.014 μg/L)	14 ng/L (0.014 μg/L)	14 ng/L (0.014 μg/L)
New Jersey(NJ) PFOS (2018)	Dong et al. 2009	Mouse	Measured	NOAEL	Decrease in antibody response to an exogenous antigen (外因性抗原に対する抗体応答の低下)	30(種差:3、個体差:10)	1.8 ng/kg bw/day (0.0000018 mg/kg/day)	2L (0.029 L/kg-day)	大人 (Adult)	70 kg	20%	13 ng/L (0.013 μg/L)	O(Recommended)	13 ng/L (0.013 μg/L)	13 ng/L (0.013 μg/L)	13 ng/L (0.013 μg/L)
New York(NY) PFOA (2018)	Macon et al. 2011	Mouse	Measured	BMDL	Increased liver weight (肝臓重量の増加)	100(種差:3、個体差:10、データベース:3)	1.5 ng/kg bw/day (0.0000015 mg/kg/day)	*h	–	–	60%	10 ng/L (0.010 μg/L)	-(Recommended)		10 ng/L (0.010 μg/L)	10 ng/L (0.010 μg/L)
New York(NY) PFOS (2018)	Dong et al. 2009	Mouse	Measured	NOAEL	Decrease in antibody response to foreign antigen (外来抗原に対する抗体応答の低下)	30(種差:3、個体差:10)	1.8 or 2 ng/kg bw/day (0.0000018 or 0.000002 mg/kg/day)	*h	–	–	60%	10 ng/L (0.010 μg/L)	-(Recommended)		10 ng/L (0.010 μg/L)	10 ng/L (0.010 μg/L)
Vermont(VT) PFOA (2018)	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	LOAEL	Developmental (reduced ossification, accelerated puberty) (発達影響(骨形成低下、思春期早期症))	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.175 L/kg-day	乳児 (Infant) (0-1 year)	–	20%	20 ng/L (0.020 μg/L)*o	Y	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)
Vermont(VT) PFOS (2018)	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	Reduced pup body weight (仔動物の体重減少)	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.175 L/kg-day	乳児 (Infant) (0-1 year)	–	20%	20 ng/L (0.020 μg/L)*o	Y	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)
U.S. EPA: 2016 PFOA	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	NOAEL	Developmental (reduced ossification, accelerated puberty) (発達影響(骨形成低下、思春期早期症))	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)	–	70 ng/L (0.07 μg/L)	70 ng/L (0.07 μg/L)	
U.S. EPA: 2016 PFOS	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	Reduced pup body weight (仔動物の体重減少)	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)	–	70 ng/L (0.07 μg/L)	70 ng/L (0.07 μg/L)	

表 6-30 米国各州の PFOA、PFOS 比較：U.S. EPA: 2016　70 ng/L　より低値(2/2)

<注釈>
*a: 許容1日用量 (ADD: acceptable daily dose)
*b: 最少リスクレベル (MRL:Minimal Risk Levels)
*c: 生後1ヶ月未満から21歳以上まで年齢によって変化するMDH上限パーセンタイルの水分摂取率及び体重（95パーセンタイル、消費者のみ）（約0.045 L/kg/day）; 母体の血清を計算するために、0.047 L/kg/dayの水分摂取量を使用（出典US EPA. 2011）
(MDH(Michigan Department of Health) Upper percentile water intake rates and body weights varying by age from less than 1 month old to over 21 years (95th percentile, consumers only) (approx. 0.045 L/kg/day); to calculate a maternal serum 0.047 L/kg/day water intake was used (Source US EPA. 2011))
*d: 生後1ヶ月未満から54歳以上まで年齢によって変化するMDH上限パーセンタイルの水分摂取率及び体重（95パーセンタイル、消費者のみ）（約0.045 L/kg/day）; 母体の血清を計算するために、0.047 L/kg/dayの水分摂取量を使用（出典US EPA. 2011）
(MDH Upper percentile water intake rates and body weights varying by age from less than 1 month old to 54 years (95th percentile, consumers only) (approx. 0.045 L/kg/day); to calculate a maternal serum 0.047 L/kg/day water intake was used (Source US EPA. 2011))
*e: 摂取率：MDHのプラクテスに沿って、95パーセンタイルの水摂取率（US EPA 2011表3-1、3-3）又は母乳の上限パーセンタイル摂取率（表15-1、US EPA 2011）が使用された。母乳の濃度は、母体の血清濃度にPFOA母乳移行係数5.2%を掛けて計算。1年間の摂取率と母乳育児期間は、合理的な最大暴露シナリオの代表として使用された。

(Intake Rate: In keeping with MDH' s practice, 95th percentile water intake rates (Table 3-1 and 3-3, US EPA 2011) or upper percentile breastmilk intake rates (Table 15-1, US EPA 2011) were used. Breastmilk concentrations were calculated by multiplying the maternal serum concentration by a PFOA breastmilk transfer factor of 5.2%. The intake rates and breastfeeding period of one year were used as representative of a reasonable maximum exposure scenario.)
*f: 摂取率：MDHのピアレビュー及び公布された方法論に沿って、95パーセンタイルの水摂取率（表3-1、3-3、USEPA 2011）又は上限パーセンタイルの母乳摂取率（表15-1、USEPA 2011）が使用された。母乳濃度は、母体の血清濃度にPFOS母乳移行係数1.7%を掛けて計算。母乳で育てられた乳児の曝露シナリオでは、合理的な最大曝露シナリオの代表として、1年間の排他的な母乳育児の期間が使用された。[注：「排他的に母乳で育てられた」摂取率とは、母乳のみを母乳とする乳児を指し、他の代用乳はない（USEPA 2011、p.15-2）]。
(Intake Rate: In keeping with MDH' s peer-reviewed and promulgated methodology, 95th percentile water intake rates (Table 3-1 and 3-3, USEPA 2011) or upper percentile breastmilk intake rates (Table 15-1, USEPA 2011) were used. Breastmilk concentrations were calculated by multiplying the maternal serum concentration by a PFOS breastmilk transfer factor of 1.7%. For the breast-fed infant exposure scenario, a period of exclusive breastfeeding for one year was used as representative of a reasonable maximum exposure scenario. [Note: "exclusively breast-fed" intake rates refers to infants whose sole source of milk comes from human breastmilk, with no other milk substitutes (USEPA 2011, page 15-2).])
*g: 水分摂取率（L/kg day）は、胎盤を通過して母乳に移動するPFASを考慮していない。
(Water Ingestion Rate (L/kg day) do not account for the transfer of PFAS across the placenta and into breastmilk.)
*h: Not specified (0.029-0.175 L/kg-day considered
*i: 母乳育ちの子供の保護を目的とする。母乳育ちの子供は胎盤経由及び母乳経由での両方のばく露を受ける。（飲料水中の濃度が高い場合、母体の血清と母乳中の濃度が上がり、子供へのばく露を増大させる結果となる可能性がある。
(Protective of breast-feeding infants, both from exposure they may receive prenatally and while breast-feeding (higher levels in drinking water may cause maternal serum and breast-milk to result in elevated infant exposure)
*j: 水を介して慢性的にばく露された母親からの母乳を通じて1年間ばく露を受けたのち、その後生涯を通じて飲み水からばく露を受けた子供
(Infant exposure via breastmilk for 1 year, from mother chronically exposed via water, followed by lifetime of exposure via drinking water)
*k: 通知レベルは、ラボ分析の検出限界に基づく (The notification level is based on detectability for laboratory analysis.)
*l: 6種類の合計 (提案値) (Sum of six (proposed)(PFOS,PFOA,PFNA,PFHxS,PFHpA,PFDA))
*m: 個々及び5種類のPFASの合計 (Applies to the individual results for PFOA, PFOS, PFHpA, PFNA, and PFHxS as well as the sum of concentrations of these 5 PFAS.)
*n: HBVは公布された値ではないが、MDH及びそのパートナー機関によるガイダンス目的で使用されている最終的な値である。短期のHRLとHBVの値は利用可能ですが、現在は亜慢性値と同等です。
(HBVs(health-based value) are not promulgated values, but are final values that are in use for guidance purposes by MDH(Minnesota Departmental of Health) and its partner agencies. Short-term HRL(health risuku limit) and HBV values are available, but are currently equal to subchronic values.)
*o: 個々及び5種類のPFASの合計 (Applies to the individual results for PFOA, PFOS, PFHpA, PFNA, and PFHxS as well as the sum of concentrations of these 5 PFAS.)
*p: 公布規則 (Promulgated Rule (Y/N/O)(ITRC))
Y: 値が法に確定されている場合、または値の表が関連法で参照されている場合、値は公布されたと見なす。
(Values are considered promulgated if they have been finalized into law or if the table of values is referenced in supporting law.)
N: 値が法に確定されていない場合は公布されているとは見なされないが、最終ガイダンスと見なされ、該当する州での使用が確認されているため、ここにリストしている。
(Values are not considered promulgated when they are not finalized into law, but are listed here as they are considered final guidance and are confirmed to be in use by the applicable state.)
O: 「その他」として識別される値は、提案、ドラフト、または推奨されているものの、適用州で使用中であることがまだ未確定及び未確認のものを含む。
(Values identified as "other" include those that are proposed, considered draft, or recommended, but not yet finalized and confirmed to be in use by the applicable state.)
<参考資料注釈>
*1: Screening Levels
*2: GW(groundwater)
*3: 70 ng/L (個別、合計ともに規制)

表 6-31 米国各州情報リスト

Location	タイトル	URL
CA	California State Water Resources Control Board. (SWRCB). 2018. Division of Drinking Water (DDW). Drinking Water Notification Levels and Response Levels: An Overview. July 13. ;PDF名「Drinking Water Notification Levels and Response Levels: An Overview Last Update: August 23, 2019」	https://www.waterboards.ca.gov/drinking water/certlic/drinkingwater/NotificationLevels.html
CA	Notification Level Recommendations Perfluorooctanoic Acid and Perfluorooctane Sulfonate in Drinking Water August 2019	https://oehha.ca.gov/media/downloads/water/chemicals/nl/final-pfoa-pfosnl082119.pdf
CA	Frequently Asked Questions: Drinking Water Guidelines for PFOA and PFOS	https://www.waterboards.ca.gov/publications forms/publications/factsheets/docs/pfoa pfos guidelines faq factsheet.pdf
CA参考	California SWRCB DDW Guidelines for Testing and Reporting PFOA and PFOS August 23, 2019.	https://www.waterboards.ca.gov/publications forms/publications/factsheets/docs/overarching pfoa factsheet.pdf
CA参考	Groundwater information sheet perfluorooctanoic Acid(PFOA) & perfluorooctanesulfonic Acid(PFOS)	https://www.waterboards.ca.gov/gama/docs/pfoa.pdf#search=%27Groundwater+information+sheet+perfluorooctanoic+Acid%28PFOA%29+%26+perfluorooctanesulfonic+Acid%28PFOS%29%27
CA参考	California State Water Resources Control Board, Monitoring Strategies for Chemicals of Emerging Concern (CECs) in Recycled Water, Appendix J, Summary of Drinking Water Benchmarks for CECs, ;PDF名「Final Report Monitoring Strategies for Chemicals of Emerging Concern (CECs) in Recycled Water Recommendations of a Science Advisory Panel June 25, 2010」	http://ftp.sccwrp.org/pub/download/DOCUMENTS/CECpanel/CECMonitoringInCARecycledWater FinalReport.pdf
CA参考	California State Water Resources Control Board, Drinking Water Programs, Updated Notification Levels for Perfluorooctanoic Acid (PFOA) and Perfluorooctanesulfonic acid (PFOS),	https://www.waterboards.ca.gov/drinking water/programs/
MA	PER- and POLYFLUOROALKYL SUBSTANCES (PFAS), including the US EPA UCMR3 analytes1:	https://www.mass.gov/doc/massdep-ors-guideline-for-pfas/download
MA	PFAS Drinking Water Standard (MCL) Development Stakeholder Group Meeting June 20, 2019	https://www.mass.gov/lists/development-of-a-pfas-drinking-water-standard-mcl
MA参考	Massachusetts Department of Environmental Protection (MassDEP). 2018. Office of Research and Standards Final Recommendations for Interim Toxicity and Drinking Water Guidance Values for Perfluorinated Alkyl Substances Included in the Unregulated Chemical Monitoring Rule 3. June 8, 2018	https://www.mass.gov/files/documents/2018/06/11/pfas-ors-ucmr3-recs 0.pdf#search=%27Office+of+Research+and+Standards+Final+Recommendations+for+Interim+Toxicity+and+Drinking+Water+Guidance+Values+for+Perfluorinated+Alkyl+Substances+Included+in+the+Unregulated+Chemical+Monitoring+Rule+3.%27
MA参考	MASSACHUSETTS DEPARTMENT OF PUBLIC HEALTH Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) in Drinking Water	https://www.mass.gov/files/documents/2018/11/08/pfas-drinking-water-fact-sheet 0.pdf
MA参考	PFAS Drinking Water Standard (MCL) Development Stakeholder Group Meeting	https://www.mass.gov/files/documents/2019/06/20/pfas-stakeholder-presentation-20190620.pdf#search=%27PFAS+Drinking+Water+Standard+%28MCL%29+Development+Stakeholder+Group+Meeting%27
MA参考	MassDEP Actions to Address PFAS	https://www.mass.gov/doc/2019-04-23-presentation-massdep-actions-to-address-pfas/download
MA参考	PFAS-Related revisions to the Massachusetts Contingency Plan	https://www.mass.gov/doc/pfas-related-proposed-mcp-revisions-2019/download
MI	Michigan Department of Health and Human Services (DHHS). 2019. Public Health Drinking Water Screening Levels for PFAS. February 22, 2019. Adopted April 4, 2019.	https://www.michigan.gov/documents/pfasresponse/MDHHS Public Health Drinking Water Screening Levels for PFAS 651683 7.pdf#search=%27Public+Health+Drinking+Water+Screening+Levels+for+PFAS.++February+22%2C+2019.++Adopted+April+4%2C+2019.%27
MI参考	Michigan Department of Environmental Quality (DEQ). 2018. Remediation and Redevelopment Division. Environmental Contamination Response Activity Rules. Table 1. Groundwater: Residential and Nonresidential, Part 201 Generic Cleanup Criteria and Screening Levels. Effective January 10, 2018.	https://www.michigan.gov/documents/deq/deq-rrd-UpdatedGroundwaterCleanupCrieriaTableWithFootnotesPFOSPFOA1-25-2017 610379 7.pdf
MN	Toxicological Summary for: Perfluorooctanoate	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfoa.pdf
MN	Toxicological Summary for: Perfluorooctane sulfonate	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfos.pdf
MN	STATEMENT OF NEED AND REASONABLENESS Proposed Amendments to the Rules on Health Risk Limits for Groundwater January 2018	https://www.leg.state.mn.us/archive/sonar/SONAR-04396.pdf#page=2
USEPA2011	Exposure Factors Handbook 2011 Edition (Final Report) Update for Chapter 3 of the Exposure Factors Handbook Ingestion of Water and Other Select Liquids	https://www.epa.gov/sites/production/files/2019-02/documents/efh - chapter 3 update.pdf
MN参考	Minnesota Department of Health (MDH). 2019. Human Health-Based Water Guidance Table.	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/guidance/gw/table.html#ns
MN参考	PFOA and Drinking Water	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfoainfo.pdf#search=%27PFOA+and+Drinking+Water%27
MN参考	A transgenerational toxicokinetic model and its use in derivation of Minnesota PFOA water guidance	https://www.nature.com/articles/s41370-018-0110-5
MN参考	Chemical Name: Perfluorooctane Sulfonate 2009	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfos2010.pdf
MN参考	PFOS and Groundwater	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfosinfo.pdf
NH	Summary of the Technical Background Report for the Proposed Maximum Contaminant Levels and Ambient Groundwater Quality Standards for PFOA, PFOS, PFNA and PFHxS. Stakeholder Meeting 07/09/2019	https://www4.des.state.nh.us/nh-pfas-investigation/wp-content/uploads/Stakeholder-Talk-07-09-2019.pdf
NH	Answers to Frequently Asked Questions (FAQs): Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) Drinking Water Maximum Contaminant Levels (MCLs) Updated November 4, 2019	https://www4.des.state.nh.us/nh-pfas-investigation/wp-content/uploads/PFAS-FAQs MCL-Draft-11.04.19.v1.pdf
NH参考	SUMMARY REPORT ON THE NEW HAMPSHIRE DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL SERVICES	https://www.des.nh.gov/organization/commissioner/pip/publications/documents/r-wd-19-01.pdf
NH参考	NEW HAMPSHIRE CODE OF ADMINISTRATIVE RULES	https://www.des.nh.gov/organization/commissioner/legal/rules/documents/env-or600.pdf#search=%27New+Hampshire+Code+of+Administrative+Rules,+Chapter+EnvOr+600+Contaminated+Site+Management+%281%2F10%2F17%29%27
NH参考	NHDES Proposes New PFAS Drinking Water Standards Initiates Rulemaking for PFOA, PFOS, PFHxS and PFNA	https://www.des.nh.gov/media/pr/2019/20190102-pfas.htm
NJ	Maximum Contaminant Level Recommendation for Perfluorooctane Sulfonate in Drinking Water. New Jersey Drinking Water Quality Institute June 8, 2018	https://www.state.nj.us/dep/watersupply/pdf/pfos-recommendation-summary.pdf
NJ	Maximum Contaminant Level Recommendation for Perfluorooctanoic Acid in Drinking Water. New Jersey Drinking Water Quality Institute March 15, 2017	https://www.nj.gov/dep/watersupply/pdf/pfoa-recommend.pdf
VT	Vermont Department of Health (DOH). 2018. Fact Sheet. Perfluoroalkyl and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) in Drinking Water. July 9.	https://www.healthvermont.gov/sites/default/files/documents/pdf/ENV DW PFAS.pdf
VT	Vermont Department of Health (DOH). 2018. Memorandum regarding Drinking Water Health Advisory for Five PFAS (per-and polyfluorinated alkyl substances). July 10.	https://www.healthvermont.gov/media/newsroom/updated-pfas-health-advisory-july-10-2018
VT	Drinking Water Health Advisory for Five PFAS (per- and polyfluorinated alkyl substances)	https://www.healthvermont.gov/sites/default/files/documents/pdf/ENV DW PFAS HealthAdvisory.pdf
VT参考	PERFLUROALKYL AND POLYFLUOROALKYLSUBSTANCSE (PFAS) IN DRINKING WATER	https://www.healthvermont.gov/environment/drinking-water/perfluoroalkyl-and-polyfluoroalkyl-substances-pfas-drinking-water
NY	NY Drinking Water Quality Council Recommends Regulating PFOA December 18, 2018	https://www.nrdc.org/experts/kimberly-ong/ny-drinking-water-quality-council-recommends-regulating-pfoa
NY	NY proposes limits on PFOA, PFOS	https://www.riverkeeper.org/news-events/news/water-quality/ny-proposes-limits-on-pfoa-pfos/
NY	PFAS in Drinking Water 2019 PFAS in Drinking Water 2019 Scientific and Policy Assessment for Addressing Per- and Polyfluoroalkyl Substances (PFAS) in Drinking Water	https://www.dropbox.com/s/aquxsbv6ncog0dz/NRDC%20PFAS%20Report.pdf?dl=0
NY参考	Drinking Water Quality council recommends nation's most protective maximum contaminant levels for three unregulated contaminants in Water	https://www.health.ny.gov/press/releases/2018/2018-12-18 drinking water quality council recommendations.htm

表 6-32 各国及び米国各州の PFHxS (Perfluorohexanesulfonate)

各国及び米国各州のPFHxS (Perfluorohexanesulfonate)

各州及び各国	根拠文献等 (Study)	動物種 (Species)	用量の内部血清レベル変換法 (Method for Administerd Dose conversion to Internal Serum Level)	用量-応答法 (Dose-response Method)	重大影響 (Critical Effect)	不確実性係数 (Uncertainty Extrapolation)	毒性値 (Toxicity Value(RfD))	標準飲料水摂取量 (Normalized Drinking Water Intake)	対象 (Receptor)	体重 (Body Weight)	寄与率 (Relative Source Contribution)	標準/ガイダンス (Standard/Guidance)	公布規則 (Promulgated Rule (Y/N/O)*l	参考 資料 ITRC値	参考 資料 SETAC値	参考 資料 目標値等一覧
Connecticut (CT)	*a	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	70 ng/L (0.07 μg/L)	N(Action Level)	70 ng/L (0.07 μg/L)*1	70 ng/L (0.07 μg/L)	70 ng/L (0.07 μg/L)*8
Massachusetts(MA)	*b	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	70 ng/L (0.07 μg/L)*j	O(Recommendation)	70 ng/L (0.07 μg/L)*1	20 ng/L (0.020 μg/L)*10	70 ng/L (0.07 μg/L)*9
Michigan(MI)	Butenhoff et al. 2009	Rat	MDH toxicokinetic model	NOAEL	甲状腺濾胞細胞の肥大及び過形成 (Hypertrophy and hyperplasia of thyroid follicular cells)	300(種差:3、個体差:10、データベース:10)	20 ng/kg/day (0.00002 mg/kg/day)*h	–	*i	–	50%	84 ng/L (0.084 μg/L)	N(screening levels)	84 ng/L (0.084 μg/L)	51 ng/L (0.051 μg/L)*10	84 ng/L (0.084 μg/L)
Minnesota(MN)	Butenhoff et al. 2009	Rat	Modeled average	BMDL	遊離及び総T4、T3(トリヨードサイロニン)の減少、コレステロール値の変化、肝限局性壊死の増加 (decreased free and total T4, triiodothyronine (T3), and changes in cholesterol levels and increased hepatic focal necrosis)	300(種差:3、個体差:10、データベース:10)	9.7 ng/kg/day (0.0000097 mg/kg/day)	–	–	–	50%	47 ng/L (0.047 μg/L)	N(recommended)	47 ng/L (0.047 μg/L)*2	47 ng/L (0.047 μg/L)	47 ng/L (0.047 μg/L)
New Hampshire(NH)	Chang S, et al. 2018	Mouse	Modeled average	NOAEL	生存同腹児数の減少 (Live litter size decreased)	300(種差:3、個体差:10、データベース:10)	9.3 ng/kg/day (0.0000093 mg/kg/day)	0.055 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	50%	85 ng/L (0.085 μg/L)	–(Proposed)	18 ng/L (0.018 μg/L)*3	18 ng/L (0.018 μg/L)	85 ng/L (0.085 μg/L)
Vermont(VT)	*c	–	–	–	–	–	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.175 L/kg-day	乳児 (Infant) (0-1 year)	–	20%	20 ng/L (0.020 μg/L)	Y(Health Advisory)	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)	20 ng/L (0.020 μg/L)*8
U.S. EPA: 2016 PFOA	Lau et al. 2006	Mouse	Modeled average	NOAEL	発達影響(骨形成低下、思春期早期症)(Developmental (reduced ossification, accelerated puberty))	300(種差:3、個体差:10、LOAELの使用:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)	–	–	–	–
U.S. EPA: 2016 PFOS	Luebker et al. 2005	Rat	Modeled average	NOAEL	仔動物の体重減少 (Reduced pup body weight)	30(種差:3、個体差:10)	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	0.054 L/kg-day	授乳中女性 (Lactating women)	–	20%	70 ng/L (0.07 μg/L)	–	–	–	–
Australia	*d	–	–	–	–	–	20 ng/kg bw/day (0.00002 mg/kg/day)	2L	大人	70Kg	10%	70 ng/L (0.07 μg/L)*k	–(Recommendation)	70 ng/L (0.07 μg/L)*4	–	70 ng/L (0.07 μg/L)
Canada	*e	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	600 ng/L (0.600 μg/L)	–(screening value)	600 ng/L (0.600 μg/L)*5	–	–
Denmark	*f	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	100 ng/L (0.100 μg/L)	–(screening value)	100 ng/L (0.100 μg/L)*6	–	100 ng/L (0.100 μg/L)*11
Sweden	*g	–	–	–	–	–	–	–	–	–	–	90 ng/L (0.09 μg/L)	–(Recommendation)	90 ng/L (0.09 μg/L)*7	–	90 ng/L (0.09 μg/L)

<注釈>
*a: 個別、5種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA). コネチカット州公衆衛生局(DPH)は、USEPAの健康勧告:70 ppt (PFOA, PFOS, PFOA + PFOS)を健康保護と判断し、アクションレベルとして採用する。
(The Connecticut Department of Public Health (DPH) considers USEPA's Health Advisory of 70 ppt for PFOA and PFOS (cap of 70 ppt for PFOA + PFOS) to be health protective and adopts this as our Action Level.)
*b: 現行マサチューセッツ州規制値: 0.00007 mg/L (USEPAの健康勧告:70 ppt (PFOA, PFOS, PFOA + PFOS)。PFAS (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA)の合計及び化合物個々に適用する。
(Current Massachusetts Regulatory Limit: 0.00007 mg/L (based on information used by the US EPA to develop Health Advisories (HAs) for PFOS and PFOA).
When all or some of these compounds occur together in drinking water, the detected concentrations for these PFAS should be summed and compared to 0.00007 mg/L. This value is also applicable to the individual compounds.)
*c: 健康勧告:20 ppt (PFOA、PFOS、PFHxS、PFHpA、PFNA)は、0.00002 mg/kg bw/day (USEPA, 2016)の経口参照用量を使用して導出した。5種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA)に適用する。
(The Health Advisory of 20 ppt for the combination of PFOA, PFOS, PFHxS, PFHpA and PFNA is based on a non-cancer endpoint and derived6 using the oral reference dose of 0.00002 mg/kgBW-d provided in US EPA's 2016 Health Effects Support Documents for PFOA11 and PFOS12.
The Department applied the oral reference dose for PFOA and PFOS to the sum of PFOA, PFOS, PFHxS, PFHpA, and PFNA.)
*d: PFOSのTDIの使用は合理的であり、PFHxSとPFOSの合計とする必要がある。
(On that basis, it is reasonable to conclude that the enHealth approach of using the TDI for PFOS is likely to be conservative and protective of public health as an interim measure.
Effectively, this means that as a conservative approach, PFHxS and PFOS should be summed for the purposes of a dietary exposure assessment and risk characterisation.)
*e: 科学的情報は、PFASの大部分では限定されている。多くのPFASの飲料水スクリーニング値は、代理としてPFOSとPFOAを使用して設定されたが、化学構造的には毒性は低いと推定される。
(Scientific information is limited on the majority of PFAS. The drinking water screening values for most other PFAS were developed using PFOS and PFOA as surrogates, whereas they are expected to be less toxic because of their chemical structure.)
*f: スクリーニングレベル: 12 PFASの合計濃度
(Denmark established screening levels for the combined concentration of 12 PFAS in water and soil.)
*g: 国家食品管理局は、PFOSの最大許容飲料水値: 0.09μg/Lとした。予防措置として、この値は、7種類のPFAS合計 (PFOS、PFHxS、PFBS、PFOA、PFHpA、PFHxA、PFPeA)にも適用される。
(In 2014, Livsmedelsverket derived a maximum tolerable drinking water level of 0.09 μg/l for PFOS. As a precautionary measure, this limit was further applied for the sum of seven PFAS: PFOS, PFHxS, PFBS, PFOA, PFHpA, PFHxA and PFPeA (from DEPA, 2015).).
*h: MRL(Minimal Risk Levels)
*i: 母乳育児の乳児の保護:出生前及び授乳中曝露(飲料水中の高濃度は母体血清や母乳が乳児の曝露を増加させる可能性がある)
(Protective of breast-feeding infants, both from exposure they may receive prenatally and while breast-feeding (higher levels in drinking water may cause maternal serum and breast-milk to result in elevated infant exposure))
*j: 個別、5種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA). (Applies to the individual results for PFOA, PFOS, PFHpA, PFNA, and PFHxS as well as the sum of concentrations of these 5 PFAS.)
*k: PFOS+PFHxS
*l: 公布規則 (Promulgated Rule (Y/N/O)(ITRC))
Y: 値が法に確定されている場合、または値の表が関連法で参照されている場合、値は公布されたと見なす。
(Values are considered promulgated if they have been finalized into law or if the table of values is referenced in supporting law.)
N: 値が法に確定されていない場合は公布されているとは見なされないが、最終ガイダンスと見なされ、該当する州での使用が確認されているため、ここにリストしている。
(Values are not considered promulgated when they are not finalized into law, but are listed here as they are considered final guidance and are confirmed to be in use by the applicable state.)
O:「その他」として識別される値は、提案、ドラフト、または推奨されているものの、適用州で使用中であることがまだ未確定及び未確認のものを含む。
(Values identified as "other" include those that are proposed, considered draft, or recommended, but not yet finalized and confirmed to be in use by the applicable state.)
<参考資料注釈>
*1: 個別、5種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA). (Applies to the individual results for PFOA, PFOS, PFHpA, PFNA, and PFHxS as well as the sum of concentrations of these 5 PFAS.)
*2: HBV(health-based value)は公布された値ではないが、MDH(Minnesota Department of Health)及びそのパートナー機関によるガイダンス目的で使用されている最終的な値。短期HRL(health risk limit)及びHBVの値は利用可能だが、現在は亜慢性の値と同等である。
(HBVs are not promulgated values, but are final values that are in use for guidance purposes by MDH and its partner agencies. Short-term HRL and HBV values are available, but are currently equal to subchronic values.)
*3: 地下水の値:GW (Groundwater); 個別、2種類合計 (Applies to the individual results for PFOA and PFOS, as well as the sum of PFOA + PFOS.)
*4: オーストラリア保健省のPFOS / PFHxSの値は、両方が存在する場合は合計値。(The Australian Government Department of Health values for PFOS/PFHxS are combined value when both are present.)
*5: DWSV (Drinking Water Screening Value)
*6: 個別、12種類合計 (Applies to the individual results for PFOA, PFOS, PFNA, PFBA, PFBS, PFHxS, PFHxA, PFPeA, PFHpA, PFOSA, PFDA, AND 6:2 FTS as well as the sum of concentrations of these 12 PFAS.)
*7: 管理値は、飲料水中の7種類のPFASの合計 (PFOS、PFOA、PFHxS、PFBS、PFHpA、PFHxA、PFPeA)。PFOSは最も毒性が強いと考えらる。水は0.09 μg / Lまで使用できる。
(Administrative value is for the sum of seven PFAS found in drinking water: PFOS, PFOA, PFHxS, PFBS, PFHpA, PFHxA, and PFPeA. PFOS is considered to be the most toxic. Water can still be used at up to 0.09 μg/L.)
*8: 5種類合計 (PFOS, PFOA, PFNA, PFHxS, PFHpA)
*9: 個別、合計ともに規制
*10: 提案、推奨、ドラフト (Proposed, recommended, draft)
*11: 12種類のPFAS合計
ITRC: Interstate Technology Regulatory Council https://www.itrcweb.org/
SETAC: Society of Environmental Toxicology and Chemistry https://pfas.setac.org/

表 6-33 各国及び米国各州の PFHxS：情報リスト

各国及び米国各州のPFHxS：情報リスト

各州及び各国	情報名称	URL
CT	Drinking Water Action Level for Perfluorinated Alkyl Substances (PFAS)	https://portal.ct.gov/-/media/Departments-and-Agencies/DPH/dph/environmental health/eoha/Groundwater well contamination/DrinkingWaterActionLevelPerfluorinatedAlkylSubstances-PFAS.pdf?la=en
CT	Perfluoroalkyl Substances (PFAS) in Drinking Water: Health Concerns	https://portal.ct.gov/-/media/Departments-and-Agencies/DPH/dph/environmental health/eoha/Toxicology Risk Assessment/2018-uploads/Perfluoroalkyl-Substances-PFASs-in-DWHealth-Concerns.pdf?la=en
MA	PER- and POLYFLUOROALKYL SUBSTANCES (PFAS), including the US EPA UCMR3 analytes 6/8/2018	https://www.mass.gov/files/documents/2018/06/11/orsg-pfas-20180608.pdf
MI	Michigan Department of Health and Human Services (DHHS). 2019. Public Health Drinking Water Screening Levels for PFAS. February 22, 2019. Adopted April 4, 2019.	https://www.michigan.gov/documents/pfasresponse/MDHHS Public Health Drinking Water Screening Levels for PFAS_651683_7.pdf#search=%27Public+Health+Drinking+Water+Screening+Levels+for+PFAS.++February+22%2C+2019.++Adopted+April+4%2C+2019.%27
MN	Toxicological Summary for: Perfluorohexane sulfonate Web Publication Date: April 2019	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfhxs.pdf
MN	PFHxS and Groundwater	https://www.health.state.mn.us/communities/environment/risk/docs/guidance/gw/pfhxsinfo.pdf
NH	SUMMARY REPORT ON THE NEW HAMPSHIRE DEPARTMENT OF ENVIRONMENTAL SERVICES・・・January 4, 2019	https://www.des.nh.gov/organization/commissioner/pip/publications/documents/r-wd-19-01.pdf
VT	Drinking Water Health Advisory for Five PFAS (per- and polyfluorinated alkyl substances) July 10, 2018	https://www.healthvermont.gov/sites/default/files/documents/pdf/ENV_DW_PFAS_HealthAdvisory.pdf
FSANZ	Hazard assessment report – Perfluorooctane Sulfonate (PFOS), Perfluorooctanoic Acid (PFOA), Perfluorohexane Sulfonate (PFHxS)	https://www1.health.gov.au/internet/main/publishing.nsf/Content/2200FE086D480353CA2580C900817CDC/$File/6.sd1-Hazard-assessment-report.pdf
Canada	Health Canada. Health Canada's Drinking Water Screening Values for Perfluoroalkylated Substances (PFAS). February 2016. Updated July 2018	https://www.canada.ca/content/dam/hc-sc/documents/services/publications/healthy-living/water-talk-drinking-water-screening-values-perfluoroalkylated-substances/water-talk-drinking-water-screening-values-perfluoroalkylated-substances-eng.pdf#search=%27Health+Canada.+Health+Canada%27s+Drinking+Water+Screening+Values+for+Perfluoroalkylated+Substances+%28PFAS%29.+February+2016.+Updated+July+2018%27
Canada	Water Talk – Perfluoroalkylated substances in drinking water April 2019	https://www.canada.ca/en/services/health/publications/healthy-living/water-talk-drinking-water-screening-values-perfluoroalkylated-substances.html
Denmark	Danish Ministry of the Environment, Environmental Protection Agency. Perfluoroalkylated substances: PFOA, PFOS and PFOS. Evaluation of health hazards and proposal of a health based quality criterion for drinking water, soil and ground water. Environmental Project No. 1665, 2015.	https://www2.mst.dk/Udgiv/publications/2015/04/978-87-93283-01-5.pdf#search=%27Evaluation+of+health+hazards+and+proposal+of+a+health+based+quality+criterion+for+drinking+water%2C+soil+and+ground+water.+Environmental+Project+No.+1665%2C+2015.%27
Denmark	Administrative overvejelser og fastlæggelse af grænseværdier for perfluorerede alkylsyreforbindelser (PFAS-forbindelser), inkl. PFOA, PFOS og PFOSA i drikkevand, samt jord og grundvand til vurdering afforurenede grunde. (デンマーク語)	https://mst.dk/media/91517/pfas-administrative-graensevaerdier-27-april-2015-final.pdf
Sweden	Sweden National Food Administration (NFA) 2016. Risk management of PFAA in drinking water and fish (In Swedish, sections in English at www.livsmedelsverket.se, National Food Agency Sweden website). Reviewed 2018-12-13	https://www.livsmedelsverket.se/en/food-and-content/oonskade-amnen/miljogifter/pfas-in-drinking-water-fish-risk-management/?AspxAutoDetectCookieSupport=1
Sweden	Concawe. 2016. Environmental fate and effects of poly- and perfluoroalkyl substances (PFAS). Report no. 8/16.	https://www.concawe.eu/wp-content/uploads/2016/06/Rpt_16-8.pdf#search=%27Concawe.++2016.++Environmental+fate+and+effects+of+poly+and+perfluoroalkyl+substances+%28PFAS%29.++Report+no.+8%2F16.%27
各国関連情報	September 2017 DRAFT Per- and Poly-Fluorinated Alkyl Substances Chemical Action Plan (PFAS CAP) Regulations Chapter for external review. (情報源：The Washington State departments of Ecology and Health)	https://www.ezview.wa.gov/Portals/ 1962/Documents/PFAS/Regulations-092017.pdf

7. 水質基準等に関する情報の更新(仕様書業務内容(6))

7-1. 水質基準等の見直しの動向

令和元年度水質基準逐次改正検討会が、第 1 回令和元年 7 月 2 日、第 2 回令和 2 年 2 月 19 日に開催された。第 2 回逐次改正検討会概要を、表 7-1 に示す(本業務に係る内容に限り抜粋)。内容は厚生科学審議会(生活環境水道部会)で審議される。また、過年度に整理された情報に追加し、諸外国等の基準値等の変更も含めて、令和 2 年 2 月 29 日時点での情報に更新して表 7-2~7-7 に取りまとめた。表中、網掛け部分が今回更新した情報である。

表 7-1　令和元年度水質基準逐次改正検討会第 2 回概要（R2.2.19）

水質基準等の改正方針について（案）

2-4. 今後の見直し方針（案）のまとめ

（1）農薬類

内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、対象農薬リスト掲載農薬類3物質及びその他農薬類4物質について、表4のとおり目標値を見直す。このうち対象農薬リスト掲載農薬類については、パブリックコメント手続き、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て下記の見直しを行い、令和2年4月1日から適用する。その他農薬類については、厚生科学審議会生活環境水道部会における審議をもって、下記の見直しを行い、令和2年4月1日から適用する。

表4 農薬類の目標値の改正案

略号*1	項目	改正案（mg/L）	現行目標値 (mg/L)
対-027	カルタップ	0.08	0.3
対-044	ジクワット	0.01	0.005
対-090	プロチオホス	0.007	0.004
他-044	セトキシジム	0.2	0.4
他-045	チアクロプリド	0.03	-
他-047	チオシクラム	0.05	0.03
他-078	ベンスルタップ	0.06	0.09

※1 略号について

対：対象農薬リスト掲載農薬類（平成15 年10 月10 日付け健発第1010004 号局長通知別添2）
検出状況や使用量などを勘案し、浄水で検出される可能性の高い農薬

他：その他農薬類（平成4年12 月21 日付け衛水第270 号別表第6）
測定しても浄水から検出されるおそれが小さく、検討の優先順位が低い農薬類

（2）PFOS及びPFOA

ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）については、パブリックコメント手続き、厚生科学審議会生活環境水道部会を経て次の見直しを行い、令和2年4月1日から適用する。

・項目名を「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）」に変更する

・暫定目標値を、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）の量の和として、0.00005mg/L（＝50ng/L）とする

・要検討項目から水質管理目標設定項目へ変更する

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項 目 名	基準値		根拠TDI等（μg/kg/日）	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等		
基-001	一般細菌	100個/ml							感度は劣るが従属栄養細菌との量的相関、培養時間が短い等から当面は水質基準項目として据え置く	
基-002	大腸菌	不検出							・糞便汚染の指標として適当	
基-003	カドミウム及びその化合物	0.003	0.01→0.003		0.003	H20.12.16	H20.9.5 答申済み		JECFAでの評価結果を待つ必要があるが現時点では微量重金属調査研究会（1970）ベースの0.01mg/Lを当面維持	・2003年6月のJECFAは当時の暫定耐用摂取量7μg/kg/週を維持（寄与率10%で2.5μg/L） ・食安委答申（食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保、H20.7.3） →耐容週間摂取量 7μg/kg/週（JECFAの評価とは異なる方法をとったが、結果は同じ値。）
基-004	水銀及びその化合物	0.0005	H15からの変更なし(メチル水銀)	0.7	0.006（2005）	H20.12.16	H24.5.10 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	・水質基準として維持 ・疫学上の結果をもとに0.001mg/Lが算出されるが基準の継続性を考慮	・食安委答申（魚介類に含まれるメチル水銀、H17.8.4） →ハイリスクグループ（胎児）を対象とした耐容週間摂取量 2.0μg/kg/週（メチル水銀） ・食安委化学物質・汚染物質専門調査会 幹事会（H24.1.27） →TDI＝0.7（水銀として） ・食安委答申（H24.5.10） →TDI＝0.7（水銀として）
基-005	セレン及びその化合物	0.01		4	0.04		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 暫定基準に変更	評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で90%を超えており継続性の観点から当面水質基準として維持	・食安委答申（H.24.10.29） →TDI＝4 ・推奨摂取量＝25～35mg/日前後（成人、上限量400mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-006	鉛及びその化合物	0.01		3.5	0.01 A,T		審議中（専門調査会） 自ら評価	WHO第4版	4年答申では長期目標値を0.01mg/Lとし概ね10年間に鉛管の布設替えを行い、濃度の段階的低減を図るとした。	・食安委検討中（H24.3.22専門調査会） 血中鉛濃度から摂取量への変換に関して新たな知見が蓄積された場合には、耐容摂取量の設定を検討
基-007	ヒ素及びその化合物	0.01			0.01 A,T		H.25.12.16 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 A,T←P	発がん性リスクアセスメントの不確実さと除去困難性から従来からの基準値10μg/Lを維持	・WH.O第3版第2次追補版ガイドライン値0.01mg/L ・食安委答申（H.25.12.16） ヒ素の直接的なDNAへの影響の有無について判断することはできない。
基-008	六価クロム化合物	0.05		1.1	0.05 P（全Cr）	H31.3.13	H30.9.18 R1.8.6 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず	クロムの毒性については従来どおり六価のものに着目することが妥当	・Crは必要な元素だと考えられており、安全で十分な食事摂取量が設定されていた。しかし、最近の知見に基づくとクロムが必須元素か疑わしい。 ・食安委答申（化学物質・汚染物質、H30.9.18, R1.8.6） →TDI＝1.1
基-009	亜硝酸態窒素	0.04	H26.4.1より水質基準に追加	15	0.9 （Nitriteとして）	H26.1.14	H25.7.22 答申済み	WHO第4版 Nitrite 長期暴露ガイドライン値		
基-010	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01		4.5	設定せず	H24.3.5	H22.10.14 答申済み	WHO第4版：ガイドライン値設定せず ガイダンス値：短期暴露 シアン化物イオン 0.5、長期暴露 0.6（塩化シアンとして）、0.3（シアンとして）	水質基準として維持	・食安委答申（H22.10.14） →TDI＝4.5（非発がん）
基-011	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10			50（NO3として） 3（NO2として）		H24.10.29 答申済み	WHO第4版 変更 Nitrite 長期暴露ガイドライン値 設定せず←0.2P	亜硝酸性窒素については WHO/GDWQが毒性評価の観点から暫定値とされていることから水質管理目標設定項目	・食安委答申（H24.10.29） →硝酸態窒素：TDI＝1500 →亜硝酸態窒素：TDI＝15
基-012	フッ素及びその化合物	0.8			1.5		H25.1.21 答申済み	WHO第3版 第2次追補版 追加	・水質基準として維持 ・斑状歯発生予防の観点から現行値：0.8mg/Lを継続	・食安委答申（H25.1.21） →TDI＝0.05 ・WHO/GDWQ第2次追補版ガイドライン値1.5mg/L
基-013	ホウ素及びその化合物	1		92（AF=40%）	2.4		意見募集終了 （H24.7.20締切）	WHO第4版 変更 2.4←0.5T	・ホウ素摂取量の調査のためマーケットバスケット調査を実施。 ・問題となるのは、基本的に海水淡水化、地質等の影響	・食安委答申（H24.8.6清涼飲料水） →TDI＝96 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切） ・WHO/GDWQ：2008会合にてGV値2.4mg/Lで合意。ただし各国アロケーション考慮して変更可能。

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項 目 名	基準値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)		厚科審	食安委	WHO等		
基-014	四塩化炭素	0.002	H15からの変更なし	0.71	0.004	########	H19.3.15 答申済み			・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=0.71
基-015	1,4－ジオキサン	0.05	H15からの変更なし	10-5Risk	0.05(2005)	H19.10.2	H19.3.15 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=18
基-016	シス－1,2－ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04	異性体の合算評価に変更	17	0.05	########	H19.3.15 (シス体) H20.5.29(トランス体) 答申済み	WHO第4版 追加	評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H19.3.15清涼飲料水) →TDI=17(トランス体合算) ・食安委答申(H20.5.29水質基準設定) →TDI=17(シス体及びトランス体)
基-017	ジクロロメタン	0.02	H15からの変更なし	6	0.02	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが1地点で60%を超えており継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=6
基-018	テトラクロロエチレン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.04	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=14
基-019	トリクロロエチレン	0.01	0.03→0.01	10-5Risk	0.02 P (2005)	H22.2.2	H22.9.2 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行基準を維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) ・食安委答申(化学物質・汚染物質、H22.9.2) →TDI=1.46(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =1.2 μg/kg体重/日
基-020	ベンゼン	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk	0.01	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		概ね評価値の10%以下であるが過去に基準値を超えていた例もあり、継続性の観点から当面、水質基準として維持	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=18(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.40 μg/kg体重/日
基-021	塩素酸	0.6	H20.4.1 水質管理目標設定項目から移行	30 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H18.8.4	H19.3.15 答申済み		ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申(H19.3.15水道水及び清涼飲料水) →TDI=30
基-022	クロロ酢酸	0.02		3.5 (AF=20%)	0.02 (AF=20%)		H26.10.7 答申済み			食安委答申(H26.10.7)はTDI=3.5 μg/kg/日であり、過去の評価結果と同じ
基-023	クロロホルム	0.06	H15からの変更なし	12.9 (AF=20%)	0.3 (AF=75%) (2005)	########	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=12.9(非発がん) (TDI不変)
基-024	ジクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	1.3 (10^{-5}リスク相当)	0.05 D	H27.2.5	H26.10.7 答申済み	WHO第4版 暫定とした理由変更 D←T,D		・食安委答申(H26.10.7) →非発がん影響 TDI=12.5 発がん影響 TDI=12.9 SF=7.8E-3
基-025	ジブロモクロロメタン	0.1	H15からの変更なし	21 (AF=20%)	0.1 (2005)	########	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →TDI=21.4(非発がん) (TDI不変)
基-026	臭素酸	0.01	H15からの変更なし	10-5Risk ↓ BAT	0.01 AT (2005) ←0.002	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		・10-5リスク相当VSDからは0.009mg/L ・除去方法はO3濃度の調節やH2O2-UV法に限定	・食安委答申(H20.11.6清涼飲料水) →TDI=11(非発がん) 10-5発がんリスク相当VSD =0.36 μg/kg体重/日
基-027	総トリハロメタン	0.1	H15からの変更なし		設定せず (2005) 総評価は推奨	########	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申(H21.8.20清涼飲料水) →総トリハロメタンとしてのTDIは設定できない
基-028	トリクロロ酢酸	0.03	H27.4.1より 0.2→0.03	6 (AF=20%)	0.2 (AF=20%)	H27.2.5	H26.10.7 答申済み			・食安委答申(H26.10.7) →TDI=6

表 7-2 「水質基準項目」の基準等の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項目名	基準値		根拠TDI等	WHO/GDWQ※	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)		厚科審	食安委	WHO等		
基-029	ブロモジクロロメタン	0.03	H15からの変更なし	6.1 (AF=20%)	0.06	########	H21.8.20 答申済み	WHO第4版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝6.1（非発がん）（TDI不変）
基-030	ブロモホルム	0.09	H15からの変更なし	17.9 (AF=20%)	0.1 (2005)	########	H21.8.20 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加		・食安委答申（H21.8.20清涼飲料水） →TDI＝17.9（非発がん）（TDI不変）
基-031	ホルムアルデヒド	0.08	H15からの変更なし	15 (AF=20%)	設定せず (2005) ←2.6	########	H20.4.17 答申済み	WHO第3版 第1次追補版 追加	入浴時等の水道水からの気化による吸入暴露による影響も考慮	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝15
基-032	亜鉛及びその化合物	1	味覚及び色				H29.4.25 答申済み			・推奨摂取量＝7～10mg/日（成人、上限量30mg/日）の必須元素
基-033	アルミニウム及びその化合物	0.2	色（鉄共存時）			########			多量の凝集剤を投入せざるを得ない場合にも技術的に0.1mg/Lを達成可能であるかについてはなお疑問の余地有	H19に水質管理目標値を0.1に設定
基-034	鉄及びその化合物	0.3	味覚及び洗濯物の着色		設定せず		H29.4.25 答申済み		水質基準として維持	・推奨摂取量＝10mg/日前後（成人、上限量40～50mg/日前後）の必須元素
基-035	銅及びその化合物	1	洗濯物への着色		2 （洗濯染みは生じる可能性有）	########	H20.4.17 答申済み		水質基準として維持	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →許容上限摂取量=9mg/ヒト（成人）/日 ・推奨摂取量＝0.7～0.9mg/日（成人、上限量10mg/日）の必須元素 ・H20年基準値改正の必要性の検討が課題とされた。
基-036	ナトリウム及びその化合物	200	味覚		50（ジクロロイソシアヌル酸ナトリウムとして）			WHO第4版 追加		
基-037	マンガン及びその化合物	0.05	黒水障害		設定せず		H24.8.6 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず←0.4C		・食安委答申（H.24.8.6清涼飲料水） →TDI＝180 ・目安摂取量＝3.5～4mg/日前後（成人、上限量10mg/日前後）の必須元素 ・食安委意見募集終了（H24.7.20締切）
基-038	塩化物イオン	200	味覚							
基-039	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300	石鹸の泡立等				H29.4.25 答申済み	WHO第4版 追加予定 →追加されず		・WHO第4版追加予定→追加されず ・Caは推奨摂取量＝1g/日前後（成人、上限量2.3g/日）の必須元素 ・Mgは推奨摂取量＝300～400mg/日前後（成人）の必須元素
基-040	蒸発残留物	500								
基-041	陰イオン界面活性剤	0.2	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-042	ジェオスミン	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-043	2－メチルイソボルネオール	0.00001	臭気						・粉末活性炭処理による場合：20ng/L ・粒状活性炭等恒久施設による場合：10ng/L	
基-044	非イオン界面活性剤	0.02	発泡						混合すると起泡力や安定度に相乗効果が見られる場合があり知見の充実を図る必要がある	
基-045	フェノール類	0.005	臭気						水質基準として維持	
基-046	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3	H21.4.1 施行 有機物			########			旧基準であるKMnO4消費量10mg/Lに相当するTOCは相関性から1～4mg/Lで上限値に危険率25%を見込む	
基-047	pH値	5.8-8.6	腐食防止						水質基準として維持	
基-048	味	異常でない	基本指標							
基-049	臭気	異常でない	基本指標						水質基準として維持	
基-050	色度	5度	基本指標						水質基準として維持	
基-051	濁度	2度	基本指標							

※1　P：健康影響評価の観点からの暫定、T：浄水技術の観点からの暫定値、A：測定技術の観点からの暫定値、D：消毒技術の観点からの暫定値
　　( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2　網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 1/2）

項目番号	項目名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	厚科審	食安委	WHO等		
目-001	アンチモン及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.015→0.02	6	0.02	H26.1.14	H24.8.6 答申済み		三酸化アンチモンの研究を根拠としたかなり安全側の評価	・食安委答申（H24.8.6） →TDI＝6
目-002	ウラン及びその化合物	0.002 (暫定値)	H15からの変更なし	0.2	0.03 P	H24.3.5	H24.1.12 答申済み	WHO第4版変更 0.030P← 0.015P,T	・LOAEL：0.06 mg/kg日，UF：100 ・寄与率：10% ・評価値：0.002 mg/L	・食安委答申（H24.1.12） →TDI＝0.2 （LOAEL：0.06 mg/kg/日，UF：300）
目-003	ニッケル及びその化合物	0.02	H26.4.1より 0.01(暫定値) →0.02	4	0.07 (AF=20%)	H26.1.14	H24.7.23 答申済み	WHO第3版第1次追補版 追加		・食安委答申（H.24.7.23） →TDI＝4
目-004	1,2-ジクロロエタン	0.004	H15からの変更なし	10-5Risk	0.03	H22.2.2	H20.11.6 答申済み		WHO/GDWQは我が国基準値より高いが安全性の観点から現行目標値を維持	・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝37.5（非発がん） 10-5発がんリスク相当VSD ＝0.18μg/kg体重/日
目-008	トルエン	0.4	0.2→0.4	149 (AF=10%)	0.7（C）	H22.2.2	H20.11.6 答申済み			・食安委答申（H20.11.6清涼飲料水） →TDI＝149
目-009	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08	H27.4.1より 0.1→0.08	30 (AF=10%)	0.008 (AF=1%)	H27.2.5	H25.4.15 答申済み			・食安委答申（H25.4.15） →TDI=30μg/kg/日
目-010	亜塩素酸	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	0.7 D (AF=80%) (2005)	H20.12.16	H20.6.19 答申済み		・ヒトへの暴露は基本的にClO2が水道水の浄水処理に使用される場合が想定されることから水質管理目標設定項目とし、ClO2が浄水処理に使用される場合の指針として活用されるべき。 ・水質基準の設定等はClO2の浄水過程での使用が進んだ段階において検討すべき。	・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・添加物としてはTDI29を答申（H18.11）
目-012	二酸化塩素	0.6	H15からの変更なし	29 (AF=80%)	設定せず (2005) 亜塩素酸対応	H20.12.16	H20.6.19 答申済み			・食安委答申（H20.6.19清涼飲料水） →TDI＝29 ・WHOは異臭味閾値を0.4mg/Lと設定
目-013	ジクロロアセトニトリル	0.01 (暫定値)	0.04（暫定）→ 0.01（暫定）	8 (AF=20%)	0.02 P (AF=20%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み			・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI=2.7
目-014	抱水クロラール	0.02 (暫定値)	0.03（暫定）→ 0.02(暫定)	5.3 (AF=20%)	設定せず (2005)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加		・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝4.5
目-015	農薬類	検出値/目標値の総和が1以下							・浄水から目標値10%値を超えて検出される事例有り(特異値を除く)は水質基準を設定。 農薬 ・農薬類(第1群)…現に水道原水から検出又は国内推定出荷量50t以上。 ・第2群…国内推定出荷量50t以上であるが水道水に適した測定方法が未確立。早急に確立しその時点で第1群に組入。27物質。 ・第3群…国内推定出荷量が50t未満で測定しても検出されるおそれがない。79物質。	・フィブロニル（殺虫剤）を追加（H20.4.1）
目-016	残留塩素	1 (遊離塩素は 0.1mg/L以上)	H15からの変更なし	150	0.5～5 C (上限値は AF=100%)	H19.10.26	H19.3.15 答申済み		おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	・食安委答申（H19.3.15清涼飲料水） →TDI＝136

表 7-3 「水質管理目標設定項目」の設定状況等（その 2/2）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	厚科審	食安委	WHO等		
目-017	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	10-100					H29.4.25 答申済み			
目-018	マンガン及びその化合物	0.01								
目-019	遊離炭酸	20							おいしさの観点に着目したもので今後とも水質管理目標設定項目とする	
目-020	1,1,1-トリクロロエタン	0.3	H15からの変更なし	600		H20.12.16	H20.4.17 答申済み		健康影響に関する評価値は1.5mg/Lだが臭味発生防止の観点から設定。	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝800
目-021	メチル-t-ブチルエーテル	0.02	H15からの変更なし	143	設定せず (2005) ←0.015	H20.12.16	H20.4.17 答申済み	WHO第3版第1次追補版追加	地下水で一過的に高濃度で検出されるとの情報もある	・食安委答申（H20.4.17清涼飲料水） →TDI＝143 ・WHOは異臭閾値を0.015mg/Lと設定
目-022	有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）	3							・指標性や測定方法に関し種々問題点 ・TOCとの相関を見るため、当面水質管理目標設定項目として維持	
目-023	臭気強度（TON）	3TON							おいしい水の観点から維持	
目-024	蒸発残留物	30-200								
目-025	濁度	1度							より高いレベルの水道を目指すための目標として1度以下を設定	
目-026	pH値	7.5							より高いレベルの水道を目指すための目標として、7.5程度を設定	
目-027	腐食性（ランゲリア指数）	-1以上とし、極力0に近づける							水道施設の維持管理やCaCO3析出防止の観点から水質管理目標設定項目とする	
目-028	従属栄養細菌（HPC）	2000cfu/ml（20℃7日間）	異常増加が生じないことを確認		USEPA処理基準 500cfu/ml以下	H18.8.4			・本来的細菌数を表現、培養方法が確立、施設清浄度の劣化を表現、レジオネラ増殖環境か否かの判定が可能 ・細菌現存量の指標として有効だが、我が国の水道における情報等が不足	・水道施設の健全性を判断
目-029	1,1－ジクロロエチレン	0.1	水質基準から移動 0.02→0.1	9	設定せず (2005) ←0.14	H19.10.26	H20.5.29 答申済み		評価値の10%を超えるものは1%未満だが6年以来基準値超の例もあり、継続性の観点から水質基準とする	・食安委答申（H20.5.29） →TDI＝46
目-030	アルミニウム及びその化合物	0.1				H19.10.26				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。

※ 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 1/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	(μg/kg/		厚科審	食安委	WHO等		
検01	銀	－									浄水器等で消毒のために利用する事例があること等から知見収集に努める	
検02	バリウム	0.7			1.3	0.73	ヒトNOAEL7.3、UF 10		H24.10.29 答申済み	WHO第4版第1次追補版変更		・食安委答申（H24.10.29） →TDI＝20（ヒトNOAEL 0.21（mg/kg体重/日）、UF 10）
検03	ビスマス	－									鉛代替品としての利用が考えられており材質管理の観点で留意	
検04	モリブデン	0.07			設定せず	NOAEL 0.2	NOAELにUF 3（個体差）を適用し基準値を導出			WHO/GDWQ第4版変更設定せず←0.07		
検05	アクリルアミド	0.0005			0.0005 10-5		線形多段階モデルを適用				高分子凝集剤の製品管理において残留モノマーの確実なコントロールが必要	
検06	アクリル酸	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.002mg/L以下を設定	
検07	17-β-エストラジオール	0.00008	暫定値	0.03							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検08	エチニルーエストラジオール	0.00002	暫定値	0.006							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検09	エチレンジアミン四酢酸（EDTA）	0.5		190 (AF=1%)	0.6 (AF=1%)	1900						
検10	エピクロロヒドリン	0.0004	暫定値	10-5Risk	0.0004 P	0.14						
検11	塩化ビニル	0.002		10-5Risk	0.0003 10-5		線形外挿法を適用				10-5リスク相当VSDから設定	
検12	酢酸ビニル	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検13	2,4-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.002mg/Lを設定	
検14	2,6-ジアミノトルエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検15	N,N-ジメチルアニリン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検16	スチレン	0.02		7.7	0.02 C	7.7					臭気の閾値と一致	
検17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L	暫定値	4pgTEQ/kg/日								
検18	トリエチレンテトラミン	－									施設基準省令で溶出基準0.01mg/Lを設定	
検19	ノニルフェノール	0.3	暫定値	100							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	
検20	ビスフェノールA	0.1	暫定値	50							社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食品安全部→食安委員会諮問（H20.7.8）
検21	ヒドラジン	－									日本水道協会規格の塗料の品質として0.005mg/L以下を設定	
検22	1,2-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	
検23	1,3-ブタジエン	－									施設基準省令で溶出基準0.001mg/Lを設定	

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 2/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	(μg/kg/		厚科審	食安委	WHO等		
検24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01	H27.4.1より0.2→0.01	5		5	LOAEL=2.5mg/kg/d、安全係数500	H27.2.5	H26.6.10答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H26.6.10器具・容器包装専門調査会)→TDI=5μg/kg/日
検25	フタル酸ブチルベンジル	0.5		200		200		H28.2.17	H27.4.7答申済み		社会的関心の高い物質であり測定データ等知見の充実に努めていく必要あり	・食安委答申(H27.4.7 器具・容器包装専門調査会))→TDI=200 μg/kg/日
検26	ミクロシスチン－LR	0.0008	暫定値	0.04 (AF=80%)	0.001 P (AF=80%)	0.04						
検27	有機すず化合物	0.0006	TBTO暫定値	0.25								
検28	ブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検29	ブロモジクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検30	ジブロモクロロ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検31	ブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検32	ジブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検33	トリブロモ酢酸	－									予防的見地から、ハロ酢酸類の低減化対策を進めることが望ましい	
検34	トリクロロアセトニトリル	－										
検35	ブロモクロロアセトニトリル	－										
検36	ジブロモアセトニトリル	0.06		11.3 (AF=20%)	0.07 (AF=20%)	11						
検37	アセトアルデヒド	－	H15からの変更なし					H20.12.16	H17.7.21答申済み			・食安委答申(添加物、H17.7.21)→食品の着香の目的の場合、安全性に懸念が無い。(完全に生体成分に代謝される。)
検38	MX	0.001		10-5Risk	検出濃度は評価値に対し極めて低く、基準値は設定しない	0.0018	・線形多段階モデルを適用					
検40	キシレン	0.4		179	0.5(C)	179						

表 7-4 「要検討項目」の目標値の設定状況等（その 3/3）

項目番号	項 目 名	目標値		根拠TDI等	WHO/GDWQ	評価値	備考	審議の経緯・予定			15年答申における見解	評価値に関連したその後の検討
		値(mg/L)	備考	(μg/kg/日)	※	(μg/kg/		厚科審	食安委	WHO等		
検41	過塩素酸	0.025								WHO2010 (H22)		・米国EPAが暫定的なhealth advisory levelとして、15μg/lを定めている(RfD:0.7μg/kg/日に基づく)。全国的な規制の是非については検討中。 ・主たる生体影響はヨウ素摂取量の抑制 ・JECFA評価(2010.Feb.) BMDL50＝0.11 mg/kg/d (ヒト) UF＝10 PMTDI＝0.01 mg/kg/d PMTDI:暫定最大一日耐容摂取量
検42	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)	－										・英国COTがTDI:3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中 ・発がん性の指摘はあるが、英国COTは閾値有りの評価が使用できるとの判断
検43	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)	－										・英国COTがTDI:0.3μg/kg/日を示している。これに基づきCICADが評価を行う方向で検討中
検44	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	追加		0.0001 (2008)			H22.2.2		WHO/GDWQ第3版第2次 追補版追加		・WHO/GDWQ第2次追補版追加(0.1μg/l)
検45	アニリン	0.02	追加			0.02	LOAEL=7 mg/kg/日 UF=1000 TDI=7 μg/kg/日	H24.3.5				
検46	キノリン	0.0001	追加			0.0001	IRIS:10-5	H24.3.5				
検47	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02	追加		設定せず (健康に基づく評価値 =0.02 TDI=7.7)	0.02	WHO(参考値)	H24.3.5				
検48	ニトリロ三酢酸 (NTA)	0.2	追加		0.2 (TDI=10)	0.2	WHO(ガイドライン値)	H24.3.5				

※ P:健康影響評価の観点からの暫定、T:浄水技術の観点からの暫定値、A:測定技術の観点からの暫定値、D:消毒技術の観点からの暫定値
( )内の年は追補版としての改定年、健康上の評価値が検出レベルより著しく大きいため設定不要とされた項目については「設定せず」とし、「←」の後ろに健康上の評価値を記載した。
※2 英国健康保護庁(HPA)による飲料水中「最大許容」濃度の改定勧告よりPFOAは0.01mg/L、PFOSは0.0003mg/Lで評価している。
※3 クロロピクリン(検39)はH25.3に削除された
※4 網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 1/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-001	1，3―ジクロロプロペン（D―D）	殺虫剤	0.05	H27.4.1より 0.002→0.05	20	0.02	H31.3.13	H25.2.18 H27.10.20 H30.3.27 R1.10.15 答申済み		・食安委答申（H25.2.18, H27.10.20, H30.3.27, R1.10.15） → ADI = 20
対-002	2，2―DPA（ダラポン）	除草剤	0.08		30		H30.2.15	H29.3.28 答申済み		・平成29年3月28日府食第199号
対-003	2，4―D（2，4―PA）	除草剤	0.02	H30.4.1 より 0.03→0.02	10	0.03	H30.2.15	H29.5.16 答申済み		・評価第四部会審議中（H25.7.10） ・食安委答申(H29.5.16) → ADI = 9.9
対-004	EPN	殺虫剤	0.004	H21.4.1 より 0.006→0.004	1.4		H30.2.15	H20.10.16 H20.11.27 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H20.10.16, H20.11.27, H29.2.14） → ADI = 1.4
対-005	MCPA	除草剤	0.005	変更なし	2	設定せず	H27.2.5	H23.6.6 H26.7.29 答申済み	WHO第4版第1次追補版変更	・食安委答申（H23.6.6, H26.7.29） → ADI ＝1.9
対-006	アシュラム	除草剤	0.9	H28.4.1より 0.2→0.9	72		H27.2.5	H26.10.21 答申済み		・食安委答申(H26.10.21) → ADI = 360
対-007	アセフェート	殺虫剤 殺菌剤	0.006	H25.4.1より 変更なし	2.4		H30.2.15	H22.7.22 H25.9.30 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 （H22.7.22, H25.9.30, H28.12.13） → ADI = 2.4
対-008	アトラジン	除草剤	0.01		4	0.1			WHO第4版変更 0.1←0.002	・評価申請（H23.10.11）
対-009	アニロホス	除草剤	0.003		1			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-010	アミトラズ	殺虫剤	0.006	0.003→0.006	2.5		H20.12.16	H19.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.5.17） → ADI = 2.5
対-011	アラクロール	除草剤	0.03	H25.4.1より 変更なし	10	0.02	H24.3.5	H23.8.25 H25.3.18 答申済み		・食安委答申（H23.8.25, H25.3.18） → ADI ＝ 10
対-012	イソキサチオン	殺虫剤	0.005	H30.4.1 より 0.008→0.005	2		H30.2.15	H28.2.23 答申済み		・食安委答申（H28.2.23） → ADI = 2
対-013	イソフェンホス	殺菌剤	0.001		0.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-014	イソプロカルブ（MIPC）	殺虫剤	0.01		4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 2/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-015	イソプロチオラン（IPT）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.3	H22.4.1 より 0.04→0.3	100		H31.3.13	H20.2.28 H22.9.16 H24.12.10 H30.8.28 答申済み		・食安委答申 (H20.2.28, H24.12.10, H22.9.16, H30.8.28) → AD1 = 100
対-016	イプロベンホス（IBP）	殺菌剤	0.09	H23.4.1より 0.008→0.09	35		H22.12.21	H21.4.23 答申済み		・食安委答申（H21.4.23） → ADI = 35
対-017	イミノクタジン	殺虫剤 殺菌剤	0.006	総合評価	2.3（イミノクタジンとして）			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 2.3
対-018	インダノファン	除草剤	0.009	H15年からの変更なし	3.5		H24.3.5	H20.1.10 H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H20.1.10, H22.9.9） → AD I= 3.5
対-019	エスプロカルブ	除草剤	0.03	H22.4.1より 0.01→0.03	10		H22.12.21	H20.1.17 H21.5.14 H24.2.23 答申済み		・食安委答申 (H20.1.17, H21.5.14, H24.2.23) → ADI = 10
除外農薬に変更	エディフェンホス（エジフェンホス、EDDP）	殺菌剤	0.006		2.5				WHO第4版変更 削除←0.05	・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-020	エトフェンプロックス	殺虫剤 殺菌剤	0.08	H15年からの変更なし	30		H31.3.13	H21.11.19 H25.8.5 H27.6.9 H29.4.25 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H21.11.19, H25.8.5, H27.6.9, H29.4.25, H30.7.24) → ADI = 31
除外農薬に変更	エトリジアゾール（エクロメゾール）	殺菌剤	0.004		1.6					
対-021	エンドスルファン（ベンゾエピン）	殺虫剤	0.01		5.7					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-022	オキサジクロメホン	除草剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H15.9.18 H20.8.21 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 9.0 ・食安委答申（H20.8.21） → ADI = 9.1
対-023	オキシン銅（有機銅）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H27.4.1より 0.04→0.03	17		H27.2.5	H25.4.22 答申済み		・食安委答申（H25.4.22） → ADI = 10
対-024	オリサストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	52		H26.1.14	H17.12.8 H20.3.27 答申済み		・食安委答申（H17.12.8, H20.3.27） → ADI = 52

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 3/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-025	カズサホス	殺虫剤	0.0006	H26.4.1より新規設定	0.25		H30.2.15	H17.6.30 H19.2.22 H20.7.3 H29.5.23 答申済み		・食安委答申 (H17.6.30, H19.2.22, H20.7.3, H29.5.23) → ADI = 0.25
対-026	カフェンストロール	殺虫剤 除草剤	0.008	H15年からの変更なし	3		H20.12.16	H20.2.21 答申済み		・食安委答申 (H20.2.21) → ADI = 3
対-027	カルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.3		100			R1.6.4 答申済み		・食安委答申 (R1.6.4) → ADI = 30 (グループ評価:16)
対-028	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.05		20		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申 (H30.9.4) → ADI = 7.3
除外農薬に変更	カルプロパミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年からの変更なし	14		H20.12.16	H19.12.13 答申済み		・食安委答申 (H19.12.13) → ADI = 14
対-029	カルボフラン	代謝物	0.005		2	0.007		R2.2.4 答申済み		・食安委答申 (R2.2.4) → ADI = 0.15
対-030	キノクラミン（ACN）	除草剤	0.005	H15年からの変更なし	2.1		H26.1.14	H25.10.7 答申済み		・食安委答申 (H25.10.7) → ADI = 2.1
対-031	キャプタン	殺菌剤	0.3		125		H31.3.13	H29.3.7 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H29.3.7, H30.7.24) → ADI =100
対-032	クミルロン	除草剤	0.03	H15年からの変更なし	10		H20.12.16	H19.8.9 答申済み		・食安委答申 (H19.8.9) → ADI = 10
対-033	グリホサート	除草剤	2	H30.2.15 現行値を継続	1		H30.2.15	H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H28.7.12) → ADI = 1000
対-034	グルホシネート	除草剤 植物成長調整剤	0.02	H26.4.1より新規設定	9.1		H26.1.14	H22.2.25 H24.3.8 H25.7.29 答申済み		・食安委答申 (H22.2.25, H24.3.8, H25.7.29) → ADI = 9.1
対-035	クロメプロップ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	6.2		H22.12.21	H21.7.23 答申済み		・食安委答申 (H21.7.23) → ADI = 6.2
対-036	クロルニトロフェン（CNP）	除草剤	0.0001		設定せず					
対-037	クロルピリホス	殺虫剤	0.003	H21.4.1 より 0.03→0.003	1	0.03 (2008)	H31.3.13	H19.3.22 H22.11.4 H23.6.2 H30.7.24 答申済み		・食安委答申 (H19.3.22, H22.11.4, H23.6.2, H30.7.24) → ADI = 1 ・WHO/GDWQ第2次追補版追加（30μg/L）
対-038	クロロタロニル（TPN）	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申 (H30.3.27) → ADI =クロロタロニル：18, 代謝物：8.3

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 4/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-039	シアナジン	除草剤	0.001	H30.4.1より 0.004→0.001	1.5	0.0006	H30.2.15	H29.2.28 答申済み	WHO第4版追加	・食安委答申（H29.2.28） → ADI = 0.53
対-040	シアノホス（CYAP）	殺虫剤	0.003	H15年答申	1		H31.3.13	H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H29.10.17） → ADI = 1
対-041	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02		6.25					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-042	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03	H28.4.1より 0.01→0.03	10		H27.2.5	H26.7.1 答申済み		・食安委答申（H26.7.1） → AD I= 10
対-043	ジクロルボス（DDVP）	殺虫剤	0.008		3.3	0.02 (2007)				・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.3.24）
対-044	ジクワット	除草剤	0.005		1.9			R1.10.8 答申済み		・食安委答申（R1.10.8） → ADI = 5.8
対-045	ジスルホトン（エチルチオメトン）	殺虫剤	0.004		1.4					
その他農薬に変更	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31） ・その他農薬に変更
対-046	ジチオカルバメート系農薬	殺虫剤 殺菌剤	0.005	H26.4.1より新規設定			H26.1.14			二硫化炭素として
対-047	ジチオピル	除草剤	0.009	H22.4.1より 0.008→0.009	3.6		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申（H20.1.10） → ADI = 3.6
対-048	シハロホップブチル	除草剤	0.006	H15年答申	2.4					
対-049	シマジン（CAT）	除草剤	0.003		1.3	0.002				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-050	ジメタメトリン	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	9.4		H24.3.5	H23.12.22 答申済み		・食安委答申（H23.12.22） → ADI ＝ 9.4
対-051	ジメトエート	殺虫剤	0.05		20	0.006				・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-052	シメトリン	除草剤	0.03		11					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
その他農薬に変更	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 5/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-053	ダイアジノン	殺虫剤 殺菌剤	0.003	H28.4.1より 0.005→0.003	2		H31.3.13	H26.8.19 H29.12.12 答申済み		・食安委答申（H26.8.19, H29.12.12） → ADI = 1 ・評価要請（H29.5.24）
対-054	ダイムロン	殺虫剤 殺菌剤	0.8	H15年からの 変更なし	300		H20.12.16	H19.11.8 答申済み		・食安委答申（H19.11.8） → ADI = 300
対-055	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：ダゾメット	殺菌剤	0.01	H29.4.1より新規設定	2.5		H29.1.31	H27.3.24 R1.8.27 答申済み		・食安委答申（H27.3.24, R1.8.27） → ADI = 4
対-056	チアジニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H26.4.1より新規設定	40		H26.1.14	H19.10.25 答申済み		・食安委答申（H19.10.25） →ADI = 40
対-057	チウラム	殺虫剤 殺菌剤	0.02		8.4					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-058	チオジカルブ	殺虫剤	0.08		30					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-059	チオファネートメチル	殺虫剤 殺菌剤	0.3		120					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-060	チオベンカルブ	除草剤	0.02	H15年からの 変更なし	9		H24.3.5	H19.12.13 H22.8.5 答申済み		・食安委答申（H19.12.13, H22.8.5） → AD I= 9
対-061	テフリルトリオン	除草剤	0.002	H29.4.1より対象農薬に格上げ	0.8		H29.1.31	H21.2.19答申済み		・食安委答申（H21.2.19） → ADI = 0.8
対-062	テルブカルブ（MBPMC）	除草剤	0.02		6.4		H18.8.4			・H18.8.4の厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため）
対-063	トリクロピル	除草剤	0.006		2.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-064	トリクロルホン（DEP）	殺虫剤	0.005	H26.4.1より 0.03→0.005	10	不要	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-065	トリシクラゾール	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.1	H28.4.1より 0.08→0.1	30		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 50
対-066	トリフルラリン	除草剤	0.06		24	0.02	H25.3.19	H24.1.26 答申済み		・食安委答申（H24.1.26） → ADI ＝ 24
対-067	ナプロパミド	除草剤	0.03		12.5					
対-068	パラコート	除草剤	0.005	H15年答申	2					

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 6/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-069	ピペロホス	除草剤	0.0009		0.36					・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-070	ピラクロニル	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	4.4		H26.1.14	H19.8.2 H23.6.2 答申済み		・食安委答申（H19.8.2, H23.6.2） → ADI = 4.4
対-071	ピラゾキシフェン	除草剤	0.004	H15年答申	1.5			H20.4.24 答申済み		・食安委答申（H20.4.24） → ADI = 26
対-072	ピラゾリネート（ピラゾレート）	除草剤	0.02	H15年答申	6					
対-073	ピリダフェンチオン	殺虫剤	0.002		0.85			H25.3.18 意見書提出		・食安委答申（H25.3.18） 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
対-074	ピリブチカルブ	除草剤	0.02	H15年からの変更なし	7.5		H22.2.2	H20.9.11 答申済み		・食安委答申(H20.9.11) → ADI = 8.8
対-075	ピロキロン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H29.4.1より 0.04→0.05	15		H28.2.17	H27.6.9 答申済み		・食安委答申（H27.6.9） → ADI = 19
対-076	フィプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.0005	変更なし	0.2		H29.1.31	H26.1.20 H28.4.5 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H28.4.5） →ADI＝0.19
対-077	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤 殺菌剤 植物成長調整剤	0.01	H28.4.1より 0.003→0.01	5		H30.2.15	H26.6.3 H29.8.22 答申済み		・食安委答申（H26.6.3, H29.8.22） → ADI = 4.9
対-078	フェノブカルブ（BPMC）	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15年からの変更なし	13		H26.1.14	H25.9.9 答申済み		・食安委答申（H25.9.9） → ADI = 13
対-079	フェリムゾン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	0.02→0.06	19		H22.2.2	H20.11.13 H24.2.2 答申済み		・食安委答申（H20.11.13, H24.2.2） → ADI = 19
対-080	フェンチオン（MPP）	殺虫剤	0.006	H25.4.1 より 0.001→0.006	2.3		H24.3.5	H22.4.8 H25.9.30 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H25.9.30） → ADI = 2.3
対-081	フェントエート（PAP）	殺虫剤 殺菌剤	0.007	H25.4.1より 0.004→0.007	2.9		H24.3.5	H23.10.6 H25.1.21 答申済み		・食安委答申（H23.10.6, H25.1.21） → ADI ＝ 2.9
対-082	フェントラザミド	除草剤	0.01	H26.4.1より新規設定	5.2		H26.1.14	H20.12.4 答申済み		・食安委答申（H20.12.4） → ADI = 5.2

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 7/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-083	フサライド	殺虫剤 殺菌剤	0.1		40					
対-084	ブタクロール	除草剤	0.03	H15年からの変更なし	10		H24.3.5	H23.8.25 答申済み		・食安委答申（H23.8.25） → ADI ＝ 10
対-085	ブタミホス	除草剤	0.02	H23.4.1 より 0.01→0.02	8		H22.2.2	H21.2.12 答申済み		・食安委答申(H21.2.12) → ADI = 8
対-086	ブプロフェジン	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15年からの変更なし	9		H30.2.15	H20.5.15 H24.12.10 H28.12.13 R1.6.18 答申済み		・食安委答申 （H20.5.15, H24.12.10, H28.12.13. R1.6.18） → ADI = 9
対-087	フルアジナム	殺菌剤	0.03	0.01→0.03	10		H26.1.14	H25.11.11 H31.2.5 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H31.2.5） → ADI = 10
対-088	プレチラクロール	除草剤	0.05	H23.4.1 より 0.04→0.05	18		H22.2.2	H20.10.9 答申済み		・食安委答申(H20.10.9) → ADI = 18
対-089	プロシミドン	殺菌剤	0.09	変更なし	35		H30.2.15	H26.1.20 H29.5.30 答申済み		・食安委答申（H26.1.20, H29.5.30） → ADI = 35
対-090	プロチオホス	殺虫剤	0.004	オキソン体の濃度と合計して算出すること(H30.4.1より)	1.5		H30.2.15	H30.10.23 答申済み		・代謝物であるプロチオホスオキソンも測定し、原体の濃度と、オキソン体の濃度を原体に換算した濃度を合計(H30.4.1から適用) ・食安委答申(H30.10.23) → ADI = 2.7
対-091	プロピコナゾール	殺菌剤	0.05	変更なし	18		H30.2.15	H26.4.8 H29.7.4 H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H26.4.8, H29.7.4, H30.3.27） → ADI = 19
対-092	プロピザミド	除草剤	0.05	変更なし	19		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI = 19
対-093	プロベナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.05		20		H31.3.13	H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H30.3.27） → ADI = 10
対-094	ブロモブチド	殺虫剤 除草剤	0.1	H22.4.1 より 0.04→0.1	40		H20.12.16	H20.1.10 答申済み		・食安委答申（H20.1.10） → ADI = 40
対-095	ベノミル	殺菌剤	0.02		9					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-096	ペンシクロン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H23.4.1 より 0.04→0.1	53		H22.2.2	H20.10.16 答申済み		・食安委答申(H20.10.16) → ADI = 53

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 8/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
対-097	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09	H26.4.1より新規設定	34		H26.1.14	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI =34
対-098	ベンゾフェナップ	除草剤	0.005	H29.4.1より 0.004→0.005	1.5		H28.2.17	H27.8.18 答申済み		・食安委答申（H27.8.18） → ADI = 2
対-099	ベンタゾン	除草剤	0.2		90					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-100	ペンディメタリン	除草剤 植物成長調整剤	0.3	H25.4.1 より 0.1→0.3	120	0.02	H24.3.5	H22.10.7 H24.8.6 答申済み		・食安委答申（H22.10.7, H24.8.6） → ADI = 120
対-101	ベンフラカルブ	殺虫剤 殺菌剤	0.04		15			R2.2.4 答申済み		・食安委答申（R2.2.4） → ADI = 8.9
対-102	ベンフルラリン（ベスロジン）	除草剤	0.01	H25.4.1より 0.08→0.01	5		H24.3.5	H22.10.14 答申済み		・食安委答申（H22.10.14） → ADI = 5
対-103	ベンフレセート	除草剤	0.07	H15から変更なし	26		H20.12.16	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 23
対-104	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003	H15年答申	1			H24.9.12 幹事会報告		評価書（案）を一部修正の上、農薬専門調査会幹事会に報告することとなった。ただし、確認事項に対する回答について評価部会で確認することとなった。（最近の議事：H24.9.12評価第三部会）
対-105	マラチオン（マラソン）	殺虫剤	0.7	H28.4.1より 0.05→0.7	20		H27.2.5	H26.5.13 答申済み		・食安委答申（H26.5.13） → ADI = 290
対-106	メコプロップ（MCPP）	除草剤	0.05	H26.4.1より 0.005→0.05	2	0.01	H26.1.14			・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-107	メソミル	殺虫剤	0.03		12.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)
対-112（～H27）	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート：メタム	殺虫剤	0.01	H29.4.1より新規設定	7.5		H29.1.31	H27.3.24 答申済み		・食安委答申（H27.3.24） → ADI = 7.5 ⇒対-060に統合設定
対-108	メタラキシル	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H23.4.1より 0.05→0.06	22		H31.3.13	H21.3.5 H23.7.7 H26.1.20 H29.10.17 答申済み		・食安委答申（H21.3.5, H23.7.7, H26.1.20, H29.10.17） → ADI ＝ 22 （メタラキシル及びメフェノキサムとして）
対-109	メチダチオン（DMTP）	殺虫剤	0.004		1.5					・食安委検討中(清涼飲料水、H15～)

表 7-5 「対象農薬」の目標値の設定状況等（その 9/9）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ※（mg/L）	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
その他農薬に変更	メチルダイムロン	除草剤	0.03		12		H18.8.4			・食安委検討中（清涼飲料水、H15～） ・評価要請（H21.12.14） ・H18.8.4厚科審で取扱について検討
対-110	メトミノストロビン	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	16		H25.3.19	H22.3.4 答申済み		・食安委答申（H22.3.4 ） → ADI = 16
対-111	メトリブジン	除草剤	0.03	H15年答申	12.5					
対-112	メフェナセット	除草剤	0.02	H22.4.1 より 0.009→0.02	7		H20.12.16	H20.3.13 答申済み		・食安委答申（H20.3.13） → ADI = 7
対-113	メプロニル	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15から変更なし	50		H22.12.21	H21.12.17 答申済み		・食安委答申（H21.12.17） → ADI = 50
対-114	モリネート	除草剤	0.005		2.1	0.006	H26.1.14	H25.3.4 答申済み		・食安委答申（H25.3.4） → ADI = 2.1

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 1/2)

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μg/kg 体重/日)
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
要-001	アセタミプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.2		71		H28.2.17	H20.8.29 H23.6.9 H26.12.16 答申済み		・食安委答申 (H20.8.29, H23.6.9, H26.12.16) → ADI = 71
要-002	イミダクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	0.1	0.2→0.1	57		H29.1.31	H19.6.14 H22.9.9 H28.7.12 答申済み		・食安委答申 (H19.6.14,H22.9.9,H28.7.12) → ADI=57
要-003	イプフェンカルバゾン		0.002	新規追加						
要-004	イプロジオン		0.3	除外農薬から						
要-005	エチプロール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	変更なし	5		H27.2.5	H16.7.22 H16.7.22 H22.7.22 H26.3.24 答申済み		・食安委答申(H16.7.22, H16.7.22, H22.7.22, H26.3.24) → ADI = 5
要-006	クロロピクリン	殺虫剤	－							・評価要請(H29.6.15)
要-007	テブコナゾール	殺菌剤	0.07		29		H28.2.17	H19.7.5 H23.9.8 H24.10.29 H27.9.8 R1.10.1 答申済み		・食安委答申 (H19.7.5, H23.9.8, H24.10.29, H27.9.8, R1.10.1) → ADI = 29
要-008	パラチオンメチル	殺虫剤	0.04	H15年答申	15					・評価要請(H21.3.24)
要-009	ヒメキサゾール(ヒドロキシイソキサゾール)	殺菌剤	0.1	H15年答申	50					・評価要請(H25.8.20)
要-010	ピラクロホス	殺虫剤	－	－	－					
要-011	フルスルファミド	殺菌剤	－	－	－					・評価要請(H24.8.21)
要-012	ブロマシル	除草剤	0.05	H29.4.1より新規設定	0.019		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申(H28.5.17) → ADI = 19
要-013	ペントキサゾン	除草剤	0.6	0.2→0.6	230		H22.12.21			

表 7-6 「要検討農薬」の目標値の設定状況等(その 2/2)

分類	項目	用途	目標値 (mg/L)	目標値に係る備考	根拠ADI (μg/kg 体重/日)	WHO/GDWQ (mg/L)	審議の経緯・予定			評価値に関連したその後の検討 (ADI; μg/kg 体重/日)
							厚科審	食安委	WHO等	
要-014	ホサロン	殺虫剤	0.005	H27.4.1より新規	2		H27.2.5	H26.3.10 答申済み		・食安委答申 (H26.3.10) → AD I= 2
要-015	メタアルデヒド	殺虫剤	0.06	変更なし	22		H30.2.15	H19.7.19 H21.2.5 H23.6.23 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申 (H19.7.19, H21.2.5, H23.6.23, H25.12.2, H29.2.14) → ADI = 22
要-014 (～H27)	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート:メチルイソチオシアネート	殺虫剤	-	H29.4.1より新規設定	-		H28.2.17	H27.3.24 答申済み		・食安委答申 (H27.3.24) → ADI = 4
要-016	メトラクロール	除草剤	0.2	H15から変更なし	97	0.01	H22.12.21	H21.7.30 答申済み		・食安委答申 (H21.7.30) → ADI = 97

※網掛けは昨年度からの変更箇所

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 1/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-001	2―クロロプロピオン酸メチル（MCPM）	農薬等原料	－		－		H25.3.19	H24.10.29 答申済み		・食安委答申（H24.10.29） → ADI = 9.8
他-002	2, 4―DB	除草剤	－		－	0.09		審議中		・食安委検討中
他-003	DBEDC	殺虫剤 殺菌剤	－		－					
他-004	MCPB	除草剤 植物成長調整剤	0.08	H15年答申	33		H31.3.13	H30.9.4 答申済み		・食安委答申（H30.9.4） → ADI = 12
他-005	アシベンゾラルSメチル	殺菌剤	0.2	H28.4.1より 0.1→0.2	50		H31.3.13	H27.3.24 H30.2.13 答申済み		・食安委答申（H27.3.24, H30.2.13） → ADI = 77
他-006	アジムスルフロン	除草剤	0.2	H15から変更なし	95		H22.12.21	H21.4.9 答申済み		・食安委答申（H21.4.9） → ADI = 95
他-007	アミトロール	除草剤	0.003	0.06→ 0.003	1.2		H24.3.5	H22.10.7 答申済み		・食安委答申(H22.10.7) → ADI = 1.2
他-008	アメトリン	除草剤	0.2	0.003→0.2	72		H20.12.16	H19.9.13 答申済み		・食安委答申（H19.9.13） → ADI = 72
他-009	イナベンフィド	植物成長調整剤	0.3	H15年答申	130					
他-010	イマゾスルフロン	殺虫剤 除草剤	0.2	H15年答申	89					
他-011	ウニコナゾールP	植物成長調整剤	0.04	H15から変更なし	16		H20.12.16	H19.5.31 答申済み		・食安委答申（H19.5.31） → ADI = 16
他-012	エトキシスルフロン	除草剤	0.1	H15年から変更なし	56		H26.1.14	H25.10.21 答申済み		・食安委答申（H25.10.21） → ADI = 56
他-013	エトベンザニド	除草剤	0.1	変更なし	44		H27.2.5	H26.1.20 答申済み		・食安委答申（H26.1.20） → ADI ＝ 44
他-014	エンドタール	除草剤	－					H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-015	オキサジアルギル	除草剤	0.02		8		H25.3.19	H19.10.11 答申済み		・食安委答申（H19.10.11） → ADI = 8
他-016	オキサミル	殺虫剤	0.05	H15年答申	20					評価要請 H25.3.12
他-017	オキソリニック酸	殺菌剤	0.05	H15年から変更なし	21		H26.1.14	H20.7.24 H23.6.30 H25.11.11 R1.8.27 答申済み		・食安委答申 (H20.7.24, H23.6.30, H25.11.11, R1.8.27) → ADI = 21

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 2/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-018	キザロホップエチル	除草剤	0.02	変更なし	9		H27.2.5	H21.10.22 H26.4.8 答申済み		・食安委答申（H21.10.22, H26.4.8） → ADI = 9
他-019	クロチアニジン	殺虫剤 殺菌剤	0.2	変更なし	97		H27.2.5	H17.1.27 H18.12.7 H20.2.28 H20.2.28 H26.1.20 H26.10.7 答申済み		・食安委答申（H17.1.27, H18.12.7, H20.2.28, H20.2.28, H26.1.20, H26.10.7） → ADI = 97
他-020	クロマフェノジド	殺虫剤	0.7	H15から変更なし	270		H20.12.16	H19.10.18 H24.5.24 答申済み		・食安委答申（H19.10.18, H24.5.24） → ADI = 270
他-021	クロルタールジメチル（TCTP）	除草剤	－		－					
他-022	クロルピリホスメチル	殺虫剤	0.03	H15年答申	10					
他-023	シクロスルファムロン	除草剤	0.08	H15年答申	30					
他-024	ジクロフェンチオン（ECP）	殺虫剤	0.006	H15年答申	2.5			H25.3.18 意見書提出		H25.3.18 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-025	シクロプロトリン	殺虫剤	0.008	H15年答申	3.3			H27.2.3 答申済み		・食安委答申（H27.2.3） → ADI = 85
他-026	ジクロメジン	殺菌剤	0.05	H15年答申	20			H19.10.12 審議中		評価第三部会にて審議中（最近の議事：H19.10.12部会）
他-027	ジクロルプロップ	植物成長調整剤	0.09	H30.4.1より0.06→0.09	22	0.1	H30.2.15	H29.7.4 答申済み		・食安委答申（H29.7.4） → ADI = 36
他-028	ジコホル（ケルセン）	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定せず			WHO第4版第1次追補版変更 設定せず ←0.006	
他-029	ジチアノン	殺菌剤	0.03	H15年答申	10		H30.2.15	H22.6.17 答申済み		・食安委答申（H22.6.17） → ADI = 10 ・評価要請（H29.8.31） ・その他農薬に変更
他-030	シノスルフロン	除草剤	0.2	H15年答申	77			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 3/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-031	ジノテフラン	殺虫剤 殺菌剤	0.6	変更なし	220		H30.2.15	H17.6.16 H19.7.26 H22.9.9 H24.10.29 H25.12.2 H29.2.14 答申済み		・食安委答申（H17.6.16, H19.7.26, H22.9.9, H24.10.29, H25.12.2, H29.2.14） → ADI = 220
他-032	ジフェノコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.02				H31.3.13	H24.10.15 H27.3.3 H29.2.28 H30.5.22 R1.6.48 答申済み		・食安委答申（H24.10.15, H27.3.3, H29.2.28, H30.5.22, R1.6.48） → ADI = 9.6
他-033	シフルトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.05	H15年答申	20					
他-034	ジフルベンズロン	殺虫剤	0.05	H28.4.1より 0.03→0.05	12	設定せず	H28.2.17	H27.7.28 答申済み	WHO第4版 変更 設定せず ← 0.12	・食安委答申（H27.7.28） → ADI = 20
他-035	シプロコナゾール	殺菌剤	0.02	H15年答申	9.9					
他-036	シプロジニル	殺菌剤	0.07				H25.3.19	H24.9.24 答申済み		・食安委答申（H24.9.24） → ADI = 27
他-037	シペルメトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	50		H31.3.13	H30.2.13 H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H30.2.13, H30.3.27） → ADI = 22
他-038	シメコナゾール	殺菌剤	0.02		8.5		H31.3.13	H19.8.23 H21.3.12 H24.2.9 H24.11.12 H28.2.23 H30.5.22 答申済み		・食安委答申（H19.8.23, H21.3.12, H24.2.9, H24.11.12, H28.2.23, H30.5.22） → ADI = 8.5
他-039	ジメチルビンホス	殺虫剤	0.01	H15年答申	4					

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 4/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-040	ジメピペレート	除草剤	0.003		1		H30.2.15			・H18.8.4厚科審で項目削除は見送り（浄水、原水からの検出が確認されたため） ・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準における削除に関する意見書提出 ・その他農薬に変更
他-041	シラフルオフェン	殺虫剤 殺菌剤	0.3	H15から変更なし	110		H24.3.5	H24.2.9 答申済み		・食安委答申（H24.2.9） → ADI ＝ 110
他-042	シンメチリン	除草剤	0.1	H15年答申	42					
他-043	スピノサド	殺虫剤 殺菌剤	0.06	H15年答申	24		H25.3.19	H22.4.8 H27.2.17 答申済み		・食安委答申（H22.4.8, H27.2.17） → ADI = 24 ・評価要請　H29.5.24
他-044	セトキシジム	除草剤	0.4	H15年答申	140			H30.12.4 答申済み		・食安委答申（H30.12.4） → ADI ＝ 88
他-045	チアクロプリド	殺虫剤 殺菌剤	－					H30.10.23 答申済み		・食安委答申（H30.12.4） → ADI ＝ 12
他-046	チアメトキサム	殺虫剤 殺菌剤	0.05		18		H28.2.17	H20.4.3 H24.3.1 H27.7.28 答申済み		・食安委答申（H20.4.3, H24.3.1, H27.7.28） → ADI = 18
他-047	チオシクラム	殺虫剤	0.03		12			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 21（グループ評価:16）
他-048	チフルザミド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	H15年答申	20		H29.1.31	H24.10.1 H28.1.26 R1.6.18 答申済み		・食安委答申（H24.10.1, H28.1.26, R1.6.18） → ADI = 14
他-049	テクロフタラム	殺菌剤	0.1	H15年答申	58					
他-050	テトラクロルビンホス（CVMP）	殺虫剤	0.01	H15年答申	4			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号
他-051	テトラコナゾール	殺虫剤 殺菌剤	0.01	H28.4.1より新規設定	4		H31.3.13	H27.8.18 H30.3.6 答申済み		・食安委答申（H27.8.18, H30.3.6） → ADI = 4
他-052	テブフェノジド	殺虫剤 殺菌剤	0.04	0.02→0.004	16		H29.1.31	H19.11.8 H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H19.11.8, H28.5.17） → ADI = 16
他-053	トリネキサパックエチル	植物成長調整剤	0.01	H15から変更なし	5.9		H22.12.21	H21.10.22 答申済み		・食安委答申（H21.10.22） → ADI = 5.9

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 5/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-054	トリフルミゾール	殺菌剤	0.04	H26.4.1より新規設定	15		H31.3.13	H25.11.11 H28.5.17 H30.3.27 答申済み		・食安委答申（H25.11.11, H28.5.17, H30.3.27） → ADI = 15
他-055	トルフェンピラド	殺虫剤	0.01		5.6		H25.3.19	H16.10.7 H19.5.31 H23.2.10 答申済み		・食安委答申 (H16.10.7, H19.5.31, H23.2.10) → ADI = 5.6
他-056	ナプロアニリド	除草剤	0.02	H15年答申	7					
他-057	ニテンピラム	殺虫剤 殺菌剤	1.3	H15年答申	530		H29.1.31	H28.5.17 答申済み		・食安委答申（H28.5.17） → ADI = 530
他-058	パクロブトラゾール	殺菌剤 植物成長調整剤	0.05		20		H29.1.31	H21.4.2 H28.9.6 答申済み		・食安委答申（H21.4.2, H28.9.6） → ADI = 20
他-059	バリダマイシン	殺虫剤 殺菌剤	–							
他-060	ビスピリバック	除草剤	0.03	H15年答申	11					
他-061	ピメトロジン	殺虫剤 殺菌剤	0.03	H15から変更なし	13		H24.3.5	H22.9.9 答申済み		・食安委答申（H22.9.9） → AD = 13
他-062	ピラゾスルフロンエチル	除草剤	0.03	H27.4.1より 0.1→0.03	42		H27.2.5	H26.5.20 答申済み		・食安委答申（H26.5.20） → ADI = 10
他-063	ピリミノバックメチル	除草剤	0.05		20		H25.3.19	H22.4.1 答申済み		・食安委答申（H22.4.1） → ADI = 20
他-064	ピリミホスメチル	殺虫剤	0.06	H15年答申	25	設定不適当 ADI0.03mg/kg/日			WHO/GDWQ第3版第2次追補版追加	
他-065	ピレトリン	殺虫剤	0.1	H15年答申	40					・評価要請（H29.4.19）
他-066	フェノキサニル	殺虫剤 殺菌剤	0.02		7		H25.3.19	H15.9.18 H20.11.27 答申済み		・食安委答申（H15.9.18） → ADI = 6.9 ・食安委答申（H20.11.27） → ADI = 7
他-067	フェンバレレート	殺虫剤	0.04	H26.4.1より 0.05→0.04	17		H26.1.14	H25.7.29 答申済み		・食安委答申（H25.7.29） → ADI = 17
他-068	フラチオカルブ	殺虫剤	0.008	H15年答申	3			H29.3.28 答申済み		平成29年3月28日府食第199号

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 6/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ（mg/L）	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI;μg/kg 体重/日）
			値（mg/L）	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-069	フラメトピル	殺虫剤 殺菌剤	0.02	H15から変更なし	7			H23.11.17 H31.2.5 答申済み		・食安委答申（H23.11.17, H31.2.5） → ADI ＝ 7
他-070	フルアジホップ	除草剤	0.01	H28.4.1より 0.03→0.01	10		H31.3.13	H27.7.7 H30.3.6 答申済み		・食安委答申（H27.7.7, H30.3.6） → ADI = 4.4
他-071	プロパニル（DCPA）	除草剤	0.04	H15年答申	17			H30.12.4 答申済み		・食安委答申（H30.12.4） → ADI ＝ 16
他-072	プロパホス	殺虫剤	0.001	H15年答申	0.4			H24.3.1 意見書提出		・食安委(H24.3.1) 食品中の残留基準を削除することに関する意見書提出
他-073	プロパルギット（BPPS）	殺虫剤	0.02	H15年答申	8.3		H25.3.19	H25.11.11 答申済み		・食安委答申（H25.11.11） → ADI = 21
他-074	プロヘキサジオン	殺菌剤 植物成長調整剤	0.5	H15年答申	180					
他-075	プロポキスル（PHC）	殺虫剤	0.2	H15年答申	63					
他-076	プロメトリン	除草剤	0.08	H28.4.1より 0.06→0.08	22		H28.2.17	H27.9.8 答申済み		・食安委答申（H27.9.8） → ADI = 30
他-077	ペルメトリン	殺虫剤 殺菌剤	0.1	H15年答申	48	設定せず		R1.5.21 答申済み	WHO第4版変更 設定せず ← 0.3	・食安委答申（R1.5.21） → ADI = 50
他-078	ベンスルタップ	殺虫剤 殺菌剤 除草剤	0.09		34			R1.6.4 答申済み		・食安委答申（R1.6.4） → ADI = 25（グループ評価:16）
他-079	ベンダイオカルブ	殺虫剤	0.009	H15から変更なし	4		H22.12.21	H21.8.27 答申済み		・食安委答申（H21.8.27） → ADI = 3.5
他-080	ホキシム	殺虫剤	0.003	H15年答申	1.2			H21.2.3 審議中		・食安委検討中 ・評価要請（H21.2.3）

表 7-7 「その他農薬」の目標値の設定状況等（その 7/7）

分類	項目	用途	目標値		根拠ADI（μg/kg 体重/日）	WHO/GDWQ (mg/L)	最終審議・予定			評価値に関連したその後の検討（ADI; μg/kg 体重/日）
			値 (mg/L)	備考			厚科審	食安委	WHO等	
他-081	ボスカリド	殺菌剤	0.1		44		H29.1.31	H16.5.20 H18.10.26 H21.3.19 H24.8.6 H28.9.27 答申済み		・食安委答申 (H16.5.20, H18.10.26, H21.3.19, H24.8.6, H28.9.27) → ADI = 44
他-082	ミルネブ（チアジアジン）	殺菌剤	－							
他-083	メタミドホス	殺虫剤	0.001	H30.4.1より 0.002→ 0.001	0.6		H30.2.15	H20.5.1 H28.12.13 答申済み		・食安委答申 (H20.5.1) → ADI = 0.6 ・食安委答申 (H28.12.13) → ADI = 0.56
他-084	メチルイソシアネート	殺虫剤等中間体	0.006	H15年答申	2.5					
他-085	モノクロトホス	殺虫剤	0.002	H15年答申	0.6					
他-086	リニュロン	除草剤	0.02	H15年答申	7.7					

※網掛けは昨年度からの変更箇所

7-2. データベースの整理・情報更新

水道水質基準等に係る最新の科学的知見に基づく基準値等又は分類の設定又は見直しの検討に資するよう、平成 25 年度業務までに水道水に関する有害物質の健康影響等のデータベース（以下、「データベース」という。）が構築され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベースの使用目的を踏まえて、①情報収集の対象とする物質の整理②収集するデータ項目の整理・拡充③情報の更新等が実施されている。

7-2-1. 情報収集の対象とする物質の整理

データベースには、平成 25 年度までに 4,000 を超える項目が収載され、平成 26 年度文献調査業務においては、データベース作成の目的が水道水質基準等に係る基準値や分類の見直しに資することであることを踏まえて、当面の情報収集の対象とする物質を表 7-8 のものとし、データベースの構成を再整理して、これら物質に関する情報を充実させることを優先し、その後、順次対象とする物質を拡張していくことが望ましいとしている。令和元年度文献調査業務においても、この考え方を踏襲して主にデータの更新を実施した。

表 7-8　情報収集の対象とする物質(H26 年度文献調査業務の表 25)

	物質グループ	物質数*
1	水道水質基準項目	51
2	水質管理目標設定項目	26
3	要検討項目	47
4	対象農薬	120
5	要検討農薬	16
6	その他農薬	84
7	除外農薬	14
8	基礎情報収集対象物質	170
9	浄水処理対応困難物質	14
10	過去に水質事故の原因となった物質等	21
11	PRTR対象物質（化管法第一種指定化学物質）	462

*各クループに該当する物質数を示すが、他の物質グループと物質が重複する場合がある。

1）収集するデータ項目の整理・拡充・更新

令和元年度文献調査業務では表 7-8 の対象物質の更新を実施すると共に、データベース出力の適正化を実施した。更新内容は黄色の網掛けを付した。

① 更新フィールド

・CODE 対応：ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）、化学物質環境実態調査（水

質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果)、化審法に対応する項目他を更新

・農薬出荷量：2017 農業年度を更新

・化学物質の製造・輸入数量(経済産業省)：2017 年度を更新

・水道水質基準項目、水質管理目標設定項目、要検討項目、農薬類（水質管理目標設定項目 15 ）の対象農薬、要検討農薬、その他農薬：厚生科学審議会での審議を基に更新(H31.4.1 時点)

・ゴルフ場排水口等における水質調査（環境省）：2017 年度を更新

・水道統計：2016 年度、要調査項目存在状況調査：2018 年度を更新

・化審法：第一種特定化学物質、第二種特定化学物質、監視化学物質、優先評価化学物質を追加、更新

・化学物質環境実態調査（水質；初期環境調査結果、詳細環境調査結果）：2017 年度を更新

・水質基準項目等の審議履歴、安全性評価履歴、水質基準項目等の基準値等の設定状況、農薬類の目標値の設定状況：2019 年度を更新

②過年度のデータ活用

・薬品基準、資機材基準、給水装置基準、水質環境基準（人健康)、水質環境基準（地下水)、要監視項目（人健康)、要監視項目（地下水)、水濁法、毒劇法、化審法、化管法

・WHO ガイドライン値・評価値、EU 基準値、カナダガイドライン値、オーストラリアガイドライン値、韓国基準値、中国基準値、国際機関評価値

・有害性情報

・農薬登録情報、登録失効有効成分一覧、TX01_有効成分名、化審法旧

2）検索要領：出力(物質別)

検索要領：出力(物質別)は下記とする。

1. 物質名或いは CAS 番号を入力する。CAS 番号の方が物質の特定が有効である。
2. 物質名で別名や異性体等がある場合は、登録物質シートで該当名称を検索して入力する。
   例：1,2-ジクロロエチレン→対象物質名：シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン

出力例は、報告書「平成 27 年度水道水及び水道用薬品等に関する調査業務；6.4.2.3　検索要領：出力(物質別)」と基本的に同じであるので省略した。

8. 基礎情報収集対象物質のとりまとめ(仕様書業務内容(7))

平成 21 年度第 1 回水質基準逐次改正検討会資料 5-1「水道水から検出されるおそれのある物質（母集団物質リスト候補物質）に関する情報整理」に示された別紙 4 に示す基礎情報収集対象物質（過年度において追加された基礎情報収集対象物質リストを含む）について、平成 30 年度の環境中で各物質の検出状況（平成 29 年度版 化学物質と環境（平成 28 年度化学物質環境調査結果）及び平成 30 年度要調査項目等存在状況調査）から新たに要検討項目へ追加すべき物質を検討した。要検討項目に追加すべき物質案の検討に当たっては、検出された最大値の評価値に対する割合が 10%を超えるものを対象とすることを基本とし、有害性情報、水道水による曝露情報等の詳細を踏まえて、最終的な候補物質を検討した。

8-1. 要検討項目への追加候補物質の検討

8-1-1. 検討対象となる物質

過年度業務からの継続性を考慮し、環境省が実施している「化学物質環境実態調査(水質調査)」及び「要調査項目等存在状況調査」の河川、湖沼における調査結果を用いて検討を行った。本業務では、平成 29 年度版 化学物質と環境（平成 28 年度化学物質環境調査結果）及び平成 30 年度要調査項目等存在状況調査における物質のうち、表 8-3 に示す基礎情報収集対象物質に該当する物質を検討対象とした。なお、アンモニアは従来と同様検討外とする。

表 8-1 に示すように対象物質は 3 物質(未検出の物質は除外)となる。

表 8-1　令和元年度水質調査実施の基礎情報収集対象物質

実測調査名	番号	物質名	測定年度
平成29年度化学物質環境調査結果	64	1,2,4-トリメチルベンゼン	H29
	82	ピリジン	H29
	159	ナフタレン	H29

注1：上記の実測調査は環境省で実施されている調査である。
注2：番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

8-1-2. 検討対象物質の水質検査検出状況等

検討対象物質について、平成 30 年度版 化学物質と環境（平成 29 年度化学物質環境調査結果）を表 8-2 に整理した。

表 8-2　検討対象物質の水質検査状況

検討対象物質の水質検査状況（平成29年度化学物質環境調査結果 H23-H29(7年間)）

物質番号	物質名	CAS登録番号	測定年度	検出頻度		検出範囲（μg/L）	検出下限値（μg/L）
				検体	地点		
64	1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	H29	1/23	1/23	0.11	(0.033)
82	ピリジン	110-86-1	H29	12/21	12/21	0.029～2.3	(0.019)
159	ナフタレン	91-20-3	H29	8/26	8/26	0.00019～0.0095	(0.00011)

表 8-3　基礎情報収集対象物質(1/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-1	8	基礎情報収集対象物質	1	基礎情報-001		アクロレイン	107-02-8
8-2	8	基礎情報収集対象物質	2	基礎情報-002		アジピン酸ジ(2-エチルヘキシル)	103-23-1
8-3	8	基礎情報収集対象物質	3	基礎情報-003		アセトアミド	60-35-5
8-4	8	基礎情報収集対象物質	4	基礎情報-004		アニリン	62-53-3
8-5	8	基礎情報収集対象物質	5	基礎情報-005		2-アミノエタノール	141-43-5
8-6	8	基礎情報収集対象物質	6	基礎情報-006		アンモニア	7664-41-7
8-7	8	基礎情報収集対象物質	7	基礎情報-007		p-イソプロピルトルエン(p-シメン)	99-87-6
8-8	8	基礎情報収集対象物質	8	基礎情報-008		2-イミダゾリジンチオン	96-45-7
8-9	8	基礎情報収集対象物質	9	基礎情報-009		ウレタン	51-79-6
8-10	8	基礎情報収集対象物質	10	基礎情報-010		エチルベンゼン	100-41-4
8-11	8	基礎情報収集対象物質	11	基礎情報-011		エチレンオキシド	75-21-8
8-12	8	基礎情報収集対象物質	12	基礎情報-012		エチレングリコール	107-21-1
8-13	8	基礎情報収集対象物質	13	基礎情報-013		エチレンジアミン	107-15-3
8-14	8	基礎情報収集対象物質	14	基礎情報-014		塩化ベンジル	100-44-7
8-15	8	基礎情報収集対象物質	15	基礎情報-015		オクチルフェノール	1806-26-4
8-16	8	基礎情報収集対象物質	16	基礎情報-016		4-tert-オクチルフェノール	140-66-9
8-17	8	基礎情報収集対象物質	17	基礎情報-017		ε-カプロラクタム	105-60-2
8-18	8	基礎情報収集対象物質	18	基礎情報-018		カリウム	7440-09-7
8-19	8	基礎情報収集対象物質	19	基礎情報-019		キノリン	91-22-5
8-20	8	基礎情報収集対象物質	20	基礎情報-020		クメンヒドロペルオキシド	80-15-9
8-21	8	基礎情報収集対象物質	21	基礎情報-021		クロロアセトン類	－
8-22	8	基礎情報収集対象物質	22	基礎情報-022		クロロアルカン(C10-C13)	85535-84-8
8-23	8	基礎情報収集対象物質	23	基礎情報-023		クロロメタン	74-87-3
8-24	8	基礎情報収集対象物質	24	基礎情報-024		クロム及び三価クロム化合物	－
8-25	8	基礎情報収集対象物質	25	基礎情報-025		クロラミン	10599-90-3
8-26	8	基礎情報収集対象物質	26	基礎情報-026		ゲルマニウム	7440-56-4
8-27	8	基礎情報収集対象物質	27	基礎情報-027		コバルト	7440-48-4
8-28	8	基礎情報収集対象物質	28	基礎情報-028		酸化プロピレン	75-56-9
8-29	8	基礎情報収集対象物質	29	基礎情報-029		ジイソプロピルエーテル	108-20-3
8-30	8	基礎情報収集対象物質	30	基礎情報-030		ジエチレントリアミン	111-40-0
8-31	8	基礎情報収集対象物質	31	基礎情報-031		ジクロラミン	473-34-7
8-32	8	基礎情報収集対象物質	32	基礎情報-032		1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1
8-33	8	基礎情報収集対象物質	33	基礎情報-033		1,1-ジクロロプロペン	563-58-6
8-34	8	基礎情報収集対象物質	34	基礎情報-034		1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
8-35	8	基礎情報収集対象物質	35	基礎情報-035		1,3-ジクロロプロパン	142-28-9
8-36	8	基礎情報収集対象物質	36	基礎情報-036		2,2-ジクロロプロパン	594-20-7
8-37	8	基礎情報収集対象物質	37	基礎情報-037		1,2-ジクロロベンゼン	95-50-1
8-38	8	基礎情報収集対象物質	38	基礎情報-038		1,3-ジクロロベンゼン	541-73-1
8-39	8	基礎情報収集対象物質	39	基礎情報-039		1,4-ジクロロベンゼン	106-46-7
8-40	8	基礎情報収集対象物質	40	基礎情報-040		2,4-ジニトロトルエン	121-14-2
8-41	8	基礎情報収集対象物質	41	基礎情報-041		2,6-ジニトロトルエン	606-20-2
8-42	8	基礎情報収集対象物質	42	基礎情報-042		2,4-ジニトロフェノール	51-28-5
8-43	8	基礎情報収集対象物質	43	基礎情報-043		1,3-ジニトロベンゼン	99-65-0
8-44	8	基礎情報収集対象物質	44	基礎情報-044		1,2-ジフェニルヒドラジン	122-66-7
8-45	8	基礎情報収集対象物質	45	基礎情報-045		N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2
8-46	8	基礎情報収集対象物質	46	基礎情報-046		ジルコニウム	7440-67-7
8-47	8	基礎情報収集対象物質	47	基礎情報-047		ストロンチウム	7440-24-6
8-48	8	基礎情報収集対象物質	48	基礎情報-048		セシウム	7440-46-2
8-49	8	基礎情報収集対象物質	49	基礎情報-049		タリウム	7440-28-0
8-50	8	基礎情報収集対象物質	50	基礎情報-050		タングステン	7440-33-7
8-51	8	基礎情報収集対象物質	51	基礎情報-051		チオ尿素	62-56-6
8-52	8	基礎情報収集対象物質	52	基礎情報-052		1,1,1,2-テトラクロロエタン	630-20-6
8-53	8	基礎情報収集対象物質	53	基礎情報-053		1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5
8-54	8	基礎情報収集対象物質	54	基礎情報-054		テトラクロロテレフタル酸	2136-79-0
8-55	8	基礎情報収集対象物質	55	基礎情報-055		テトラクロロフタル酸	887-54-7
8-56	8	基礎情報収集対象物質	56	基礎情報-056		テルル	13494-80-9
8-57	8	基礎情報収集対象物質	57	基礎情報-057		テレフタル酸	100-21-0
8-58	8	基礎情報収集対象物質	58	基礎情報-058		トリエチルアミン	121-44-8
8-59	8	基礎情報収集対象物質	59	基礎情報-059		トリクロラミン	10025-85-1
8-60	8	基礎情報収集対象物質	60	基礎情報-060		1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4
8-61	8	基礎情報収集対象物質	61	基礎情報-061		トリクロロベンゼン類	－
8-62	8	基礎情報収集対象物質	62	基礎情報-062		1,2,4-トリクロロベンゼン	120-82-1
8-63	8	基礎情報収集対象物質	63	基礎情報-063		－	－
8-64	8	基礎情報収集対象物質	64	基礎情報-064		1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6
8-65	8	基礎情報収集対象物質	65	基礎情報-065		トリメチレントリニトラミン	121-82-4

表 8-3　基礎情報収集対象物質(2/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-66	8	基礎情報収集対象物質	66	基礎情報-066		o-トルイジン	95-53-4
8-67	8	基礎情報収集対象物質	67	基礎情報-067		トルエンジイソシアネート	26471-62-5
8-68	8	基礎情報収集対象物質	68	基礎情報-068		ニトログリセリン	55-63-0
8-69	8	基礎情報収集対象物質	69	基礎情報-069		N-ニトロソジ-n-プロピルアミン	621-64-7
8-70	8	基礎情報収集対象物質	70	基礎情報-070		N-ニトロソジエチルアミン	55-18-5
8-71	8	基礎情報収集対象物質	71	基礎情報-071		N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6
8-72	8	基礎情報収集対象物質	72	基礎情報-072		N-ニトロソピロリジン	930-55-2
8-73	8	基礎情報収集対象物質	73	基礎情報-073		ニトロベンゼン	98-95-3
8-74	8	基礎情報収集対象物質	74	基礎情報-074		―	―
8-75	8	基礎情報収集対象物質	75	基礎情報-075		二硫化炭素	75-15-0
8-76	8	基礎情報収集対象物質	76	基礎情報-076		バナジウム	7440-62-2
8-77	8	基礎情報収集対象物質	77	基礎情報-077		ビスフェノールS	80-09-1
8-78	8	基礎情報収集対象物質	78	基礎情報-078		ビスフェノールS-monoP	95235-30-6
8-79	8	基礎情報収集対象物質	79	基礎情報-079		1,2- ビス(3-メチルフェノキシ)エタン	54914-85-1
8-80	8	基礎情報収集対象物質	80	基礎情報-080		ビフェニル	92-52-4
8-81	8	基礎情報収集対象物質	81	基礎情報-081		ピペラジン	110-85-0
8-82	8	基礎情報収集対象物質	82	基礎情報-082		ピリジン	110-86-1
8-83	8	基礎情報収集対象物質	83	基礎情報-083		1-ブタノール	71-36-3
8-84	8	基礎情報収集対象物質	84	基礎情報-084		ブチルヒドロキシアニソール(BHA)	25013-16-5
8-85	8	基礎情報収集対象物質	85	基礎情報-085		sec-ブチルベンゼン	135-98-8
8-86	8	基礎情報収集対象物質	86	基礎情報-086		n-プロピルベンゼン	103-65-1
8-87	8	基礎情報収集対象物質	87	基礎情報-087		2-プロペン-1-オール	107-18-6
8-88	8	基礎情報収集対象物質	88	基礎情報-088		ブロモベンゼン	108-86-1
8-89	8	基礎情報収集対象物質	89	基礎情報-089		フロン22; ジフルオロクロロメタン	75-45-6
8-90	8	基礎情報収集対象物質	90	基礎情報-090		ヘキサクロロシクロペンタジエン	77-47-4
8-91	8	基礎情報収集対象物質	91	基礎情報-091		ヘキサクロロブタジエン	87-68-3
8-92	8	基礎情報収集対象物質	92	基礎情報-092		ヘキサン	110-54-3
8-93	8	基礎情報収集対象物質	93	基礎情報-093		ベリリウム	7440-41-7
8-94	8	基礎情報収集対象物質	94	基礎情報-094		ベンジル2-ナフチルエーテル	613-62-7
8-95	8	基礎情報収集対象物質	95	基礎情報-095		ベンゾフェノン	119-61-9
8-96	8	基礎情報収集対象物質	96	基礎情報-096		ポリ臭素化ジフェニルエーテル(PBDE)	―
8-97	8	基礎情報収集対象物質	97	基礎情報-097		無機すず	―
8-98	8	基礎情報収集対象物質	98	基礎情報-098		メタクリル酸	79-41-4
8-99	8	基礎情報収集対象物質	99	基礎情報-099		メタクリル酸メチル	80-62-6
8-100	8	基礎情報収集対象物質	100	基礎情報-100		メタノール	67-56-1
8-101	8	基礎情報収集対象物質	101	基礎情報-101		3-メチルピリジン	108-99-6
8-102	8	基礎情報収集対象物質	102	基礎情報-102		N-メチル-2-ピロリドン	872-50-4
8-103	8	基礎情報収集対象物質	103	基礎情報-103		2-メチルフェノール	95-48-7
8-104	8	基礎情報収集対象物質	104	基礎情報-104		4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9
8-105	8	基礎情報収集対象物質	105	基礎情報-105		4,4'-メチレンビスアニリン	101-77-9
8-106	8	基礎情報収集対象物質	106	基礎情報-106		2-メトキシエタノール	109-86-4
8-107	8	基礎情報収集対象物質	107	基礎情報-107		メラミン	108-78-1
8-108	8	基礎情報収集対象物質	108	基礎情報-108		モノクロロベンゼン(クロロベンゼン)	108-90-7
8-109	8	基礎情報収集対象物質	109	基礎情報-109		モノブロモアセテート	68-10-0
8-110	8	基礎情報収集対象物質	110	基礎情報-110		リチウム	7439-93-2
8-111	8	基礎情報収集対象物質	111	基礎情報-111		りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8
8-112	8	基礎情報収集対象物質	112	基礎情報-112		りん酸トリス(2-クロロイソプロピル)	13674-84-5
8-113	8	基礎情報収集対象物質	113	基礎情報-113		りん酸トリス(2-ブトキシエチル)	78-51-3
8-114	8	基礎情報収集対象物質	114	基礎情報-114		ルビジウム	7440-17-7
8-115	8	基礎情報収集対象物質	115	基礎情報-115		硫酸塩	14808-79-8
8-116	8	基礎情報収集対象物質	116	基礎情報-116		ヨウ素	7553-56-2
8-117	8	基礎情報収集対象物質	117	基礎情報-117		ラジウム226及びラジウム228	7440-14-4
8-118	8	基礎情報収集対象物質	118	基礎情報-118		ラドン	10043-92-2
8-119	8	基礎情報収集対象物質	119	基礎情報-119		ヘキサメチレンテトラミン	100-97-0
8-120	8	基礎情報収集対象物質	120	基礎情報-120		N,N-ジメチルアニリン	121-69-7
8-121	8	基礎情報収集対象物質	121	基礎情報-121		ジメチルアミン	124-40-3
8-122	8	基礎情報収集対象物質	122	基礎情報-122		トリエチルアミン	121-44-8
8-123	8	基礎情報収集対象物質	123	基礎情報-123		2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8
8-124	8	基礎情報収集対象物質	124	基礎情報-124		N,N-ジメチルドデシルアミン	112-18-5
8-125	8	基礎情報収集対象物質	125	基礎情報-125		1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7
8-126	8	基礎情報収集対象物質	126	基礎情報-126		メチルアミン	74-89-5
8-127	8	基礎情報収集対象物質	127	基礎情報-127		トリメチルアミン	75-50-3
8-128	8	基礎情報収集対象物質	128	基礎情報-128		テトラメチルエチレンジアミン(TMED)	110-18-9
8-129	8	基礎情報収集対象物質	129	基礎情報-129		1,1,4,4-テトラメチル-2-テトラゼン(TMT)	6130-87-6
8-130	8	基礎情報収集対象物質	130	基礎情報-130		3,5-ジメチルピラゾール	67-51-6
8-131	8	基礎情報収集対象物質	131	基礎情報-131		シクロヘキシルアミン	108-91-8
8-132	8	基礎情報収集対象物質	132	基礎情報-132		4,4'-ヘキサメチレンビス(1,1-ジメチルセミカルバジド)(HDMS)	69938-76-7
8-133	8	基礎情報収集対象物質	133	基礎情報-133		1,1,1',1'-テトラメチル-4,4'-(メチレンジ-p-フェニレン)ジセミカルバジド(TMDS)	85095-61-0

表 8-3　基礎情報収集対象物質(3/3)

グループ小分類	物質グループコード	物質グループ(H26)	小分類コード	H26分類	H25分類	項目名	CAS番号
8-134	8	基礎情報収集対象物質	134	基礎情報-134		N,N-ジメチルエチルアミン	598-56-1
8-135	8	基礎情報収集対象物質	135	基礎情報-135		ジメチルアミノエタノール	108-01-0
8-136	8	基礎情報収集対象物質	136	基礎情報-136		1,1-ジメチルグアニジン	6145-42-2
8-137	8	基礎情報収集対象物質	137	基礎情報-137		ジエチルメチルアミン	616-39-7
8-138	8	基礎情報収集対象物質	138	基礎情報-138		1-メチルピペリジン	626-67-5
8-139	8	基礎情報収集対象物質	139	基礎情報-139		1,1- ジメチルセミカルバジド	22718-49-6
8-140	8	基礎情報収集対象物質	140	基礎情報-140		2-ホルミル-1,1-ジメチルヒドラジン	3298-49-5
8-141	8	基礎情報収集対象物質	141	基礎情報-141		ジメチルスルファミド	3984-14-3
8-142	8	基礎情報収集対象物質	142	基礎情報-142		1,1,3,3-テトラメチルグアニジン	80-70-6
8-143	8	基礎情報収集対象物質	143	基礎情報-143		ジメチルジチオカルバミン酸	79-45-8
8-144	8	基礎情報収集対象物質	144	基礎情報-144		1-メチルピラゾール	930-36-9
8-145	8	基礎情報収集対象物質	145	基礎情報-145		1,3,5- トリメチルピラゾール	1072-91-9
8-146	8	基礎情報収集対象物質	146	基礎情報-146		テトラメチルアンモニウム	51-92-3
8-147	8	基礎情報収集対象物質	147	基礎情報-147		グリシン	56-40-6
8-148	8	基礎情報収集対象物質	148	基礎情報-148		トリメチルアミン-N-オキシド	1184-78-7
8-149	8	基礎情報収集対象物質	149	基礎情報-149		メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2
8-150	8	基礎情報収集対象物質	150	基礎情報-150		アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2
8-151	8	基礎情報収集対象物質	151	基礎情報-151		ヘキサブロモシクロドデカン	25637-99-4
8-152	8	基礎情報収集対象物質	152	基礎情報-152		アセトンジカルボン酸	542-05-2
8-153	8	基礎情報収集対象物質	153	基礎情報-153		1,3-ジハイドロキシルベンゼン	108-46-3
8-154	8	基礎情報収集対象物質	154	基礎情報-154		1,3,5-トリヒドロキシベンゼン	108-73-6
8-155	8	基礎情報収集対象物質	155	基礎情報-155		アセチルアセトン	123-54-6
8-156	8	基礎情報収集対象物質	156	基礎情報-156		2'-アミノアセトフェノン	551-93-9
8-157	8	基礎情報収集対象物質	157	基礎情報-157		3'-アミノアセトフェノン	99-03-6
8-158	8	基礎情報収集対象物質	158	基礎情報-158		臭化カリウム	7758-02-3
8-159	8	基礎情報収集対象物質	159	基礎情報-159		ナフタレン	91-20-3
8-160	8	基礎情報収集対象物質	160	基礎情報-160		フェニルメチルエーテル	100-66-3
8-161	8	基礎情報収集対象物質	161	基礎情報-161		イソ吉草酸メチル	556-24-1
8-162	8	基礎情報収集対象物質	162	基礎情報-162		エチルアルコール	64-17-5
8-163	8	基礎情報収集対象物質	163	基礎情報-163		アクリル酸2-エチルヘキシル	103-11-7
8-164	8	基礎情報収集対象物質	164	基礎情報-164		ポリアクリル酸ブチル	9003-49-0
8-165	8	基礎情報収集対象物質	165	基礎情報-165		重炭酸アンモニウム	1066-33-7
8-166	8	基礎情報収集対象物質	166	基礎情報-166		チオ硫酸ナトリウム	7772-98-7
8-167	8	基礎情報収集対象物質	167	基礎情報-167		スルファミン酸	5329-14-6
8-168	8	基礎情報収集対象物質	168	基礎情報-168		硫酸アルミニウム	10043-01-3
8-169	8	基礎情報収集対象物質	169	基礎情報-169		水酸化ナトリウム	1310-73-2
8-170	8	基礎情報収集対象物質	170	基礎情報-170		ポリプロピレングリコール	25322-69-4

8-1-3. 検討対象物質の有害性等評価値

過年度の評価指標の考え方と同様とした。詳細は次の通りである。

基礎情報収集対象物質は我が国においては評価未公開のため、Web 等で公開されている一般情報や WHO 飲料水水質ガイドライン（第 4 版）をはじめ、海外諸国・機関の基準値・目標値等の調査対象とする国・機関で設定されている場合は、設定されている値の最小値を採用した。

基準値等が設定されていない場合は、ADI、TDI 又は RfD を用いて試算した仮評価値を用いることとし、さらに ADI 等が得られない場合は、NOAEL 又は LOAEL と不確実係数を用いて ADI 等を算出することとした。

ADI 等を用いての仮評価値の試算における条件は、15 年答申における評価値の算出方法における基本条件と同一とし、飲水量 2 L/日、体重 50 kg、飲料水経由の暴露割合を ADI 等の 10%とした。

また、NOAEL 等から ADI 等の算出には、不確実係数（又は相当値）が記載されている場

合はその値を用い、記載のない場合は不確実係数 100（種間差及び個体差）を用いた。

仮評価値及び参照値の算出方法を以下にまとめた。

表 8-4　仮評価値及び参照値の算出方法

仮評価値の算出
・仮評価値［mg/L］＝参照値×（飲料水経由の暴露割合/100）×体重/飲水量 参照値（ADI、TDI、RfD）：［mg/kg体重/日］ 飲料水経由の暴露割合：10［%］ 体重：50［kg］ 飲水量：2［L/日］ 飲料水経由の暴露割合、体重、飲水量の設定値は、いずれも15年答申で設定されている値である。
参照値の算出
・参照値［mg/kg体重/日］=NOAEL（又はLOAEL）/不確実係数 NOAEL（無毒性量）：［mg/kg体重/日］ LOAEL（最小毒性量）：［mg/kg体重/日］ 不確実係数：［－］ 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。 今回の試算の範囲では、種差（10）×個体差（10）の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用（5～10）、短期試験のデータを使用（5～10）が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差（10）×個体差（10）の100を用いる。 不確実係数は、NOAEL等とともに評価書に記載されている場合はその値を用いた。 今回の試算の範囲では、種差（10）×個体差（10）の100に、試験条件の不確実さへの対応として、NOAELの代わりにLOAELの使用（5～10）、短期試験のデータを使用（5～10）が適用されている。 評価書に記載がない場合は、種差（10）×個体差（10）の100を用いる。

8-2. 追加すべき候補物質の検討

前述の検出状況と毒性値に基づく評価指標との比較を行い、要検討項目への追加可能性について検討を行った。判断基準については、下記の過年度業務と同様とする。なお、毒性値に基づく評価指標（ここでは、「仮評価値」と表記する。）は前述した。

＜要検討物質への追加候補となる物質の条件＞

●基礎情報収集対象物質に含まれていること

●過去 13 年間のモニタリング調査（環境省が実施している要調査項目等存在状況調査、化学物質環境実態調査）における検出濃度が有害性を踏まえた仮評価値の 10%の値を超えること

●検出頻度がある程度あり、一部地域における偏りや単年度での特異現象等ではないこと

8-2-1. 評価値及び参照値の算出

検討内容を表 8-5 に示す。

表 8-5　要検討項目の追加可能性に係る検討結果

No	物質名	測定年度	検出範囲（μg/L）	仮評価値/仮評価値の10%値	R1年度の検討結果の概要
64	1,2,4-トリメチルベンゼン	H29	0.11	・250/25 μg/L 根拠：ラット28日間強制経口投与試験;NOAEL 100 mg/kg/day（肝臓の絶対及び相対重量の増加など）（第6巻：化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート(平成20年5月)）、不確実係数:1000	検出値 0.11μg/L(H29)は、仮評価値の10%(25μg/L)を超えないことから、追加候補とはしない。
82	ピリジン	H29	0.029～2.3	・2.5/0.25 μg/L 根拠：ラット90日間強制経口投与試験;NOAEL 1.0 mg/kg/day（肝臓相対重量の増加）（第2巻：化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート(平成15年3月)）、不確実係数:1000	最大検出値 2.3μg/L(H29)は、仮評価値の10%(0.25μg/L)を超えることから、追加候補となる。しかし、検出値が全て超えているわけではない。次回測定結果を待って判断のこととする。
159	ナフタレン	H29	0.00019～0.0095	・1.3/0.13 μg/L 根拠：マウス90日間強制経口投与試験;LOAEL 5.3 mg/kg/day（血中尿素窒素濃度の低下）（第4巻：化学物質の健康影響に関する暫定的有害性評価シート(平成17年10月)）、不確実係数:10000	最大検出値 0.0095μg/L(H29)は、仮評価値の10%(0.13μg/L)を超えないことから、追加候補とはしない。

注：番号は、基礎情報収集対象物質の通し番号に対応している。

8-2-2. 追加すべき候補物質のまとめ

「判断基準：評価値の 10%以上」となるのは、ピリジンである。しかし、最大検出値 2.3μg/L(H29)は、仮評価値の 10%(0.25μg/L)を超えることから、追加候補となる。しかし、検出値が全て超えているわけではない。次回測定結果を待って判断のこととする。